

地域デザインフォーラム

(板橋区・大東文化大学との共同研究)

平成14年 3 月

板橋区・大東文化大学

地域デザインフォーラム

(板橋区・大東文化大学との共同研究)

平成14年 3月

板橋区・大東文化大学

ごあいさつ

日本の社会は空白の10年といわれるようにバブルの崩壊から立ち上がることができず、私たちが生活している地域社会にも様々な影響が及んでおり、未だに新しい指針を生み出せずに深い混迷の途上にあります。

板橋区には50万人の区民が生活し、働き、学び、商店街や工場等の産業活動も活発で私たちの生活に多くの利便をもたらし、生活と産業の調和のとれたまちづくりが進められています。しかし、急激に変化する社会や経済の構造に伴い、地域社会は大きく変容し始めています。希薄化しつつあるコミュニティ、急激に進んでいく少子高齢社会、空き店舗が増え続ける商店街など深刻で、緊急に解決していかなければならない課題が山積しています。

地域社会の新しい動きに目を転じてみると、社会福祉や環境問題等について活動しているボランティアやNPO等のように私たちの生活から日本の社会を変えていくようなバイタリティある団体や住民の活動が胎動し始めています。まさに、現代はこのように多岐にわたる領域で活動している個人や団体と様々なネットワークを構築し、地域社会の今日的な課題

について共に考え、一つずつ克服していかなければなりません。

このような時代の転換期に大東文化大学と板橋区との共同研究は、平成12年5月にはじまりここに最終報告書として研究の成果がまとめられました。

今回の共同研究は、変化する区民生活や環境といった地域社会の様々な課題について、地元の大学と地方自治体とが「協働」して考え、21世紀を担う明確なビジョンを示しています。「まちづくり（コミュニティ）」、「高齢者福祉」、「産業振興」の三つのテーマについて各分科会で研究を重ねていただきましたが、これらのテーマは、現在区政にとって最も重要であり、緊急に取り組まなければならない課題であります。

板橋区といたしましても、この貴重な提言について尊重し速やかに実行していく所存でございます。

最後に、2年間にわたり研究員として参加した区職員を、協働の精神に基づき迎え入れていただいた大東文化大学の関係者に深くお礼を申し上げますとともに、この研究にご協力をいただいた関係者の方々に感謝申し上げます。

東京都板橋区長 石塚 輝雄

ごあいさつ

2000年5月に板橋区と本学との間で協定が結ばれ、「地域デザインフォーラム(地域連携研究)」がスタートしてから、2年経とうとしています。2年間を一区切りとして研究をまとめるという当初の計画どおり、ここに研究報告書が刊行される運びとなったことは、誠に喜ばしいことでもあります。

私がかねてより、本学が区や地域の皆さんと結びつきを深め、お互いに役立つ関係を築く必要を感じておりましたし、自らもそのような努力をささやかながら続けてきました。本学の公開講座等もそのような役割を果たしてきたと思います。これまでのそうした蓄積をふまえて、発足した「地域デザインフォーラム」は、本学と板橋区が協力して行なう本格的な共同研究プロジェクトであり、この2年間、両機関から選ばれた研究員が一体となって精力的に研究を進めてきました。本報告書には、その研究成果が集約されております。これが板橋区のコミュニティづくりや福祉の改善に生かされる

ことを願ってやみません。

共同研究に加わってくださった区の職員の皆さんは、区政のそれぞれの分野に精通された有能な幹部や中堅の方々ばかりです。区政や区民の暮らしの現実を背景にして鋭く問題を提起し、共同研究に携わる本学の教員に新鮮な刺激を与えてくださったと思います。現実に根ざすことは、学問が深められる一つの重要な契機です。このような意味において、本共同研究は大東文化大学の研究・教育にも大きく裨益するものでありました。また、文科系総合大学としての本学の研究の蓄積が本共同研究を通じて区政や地域の皆さんにお役に立てる有力な道が開かれたという点も、大変意義深いことでもあります。

本共同研究は継続更新される予定であります。このたびの成果をふまえて、板橋区と本学の共同研究が次の2年間をかけて、さらに発展することを期待したいと思います。

大東文化大学学長 須藤 敏昭

目 次

地域社会 I

まちづくりとコミュニティ	3
--------------------	---

地域社会 II

21世紀の福祉のまちづくり	94
---------------------	----

産業振興

新産業の創出支援	197
----------------	-----

区民活動調査	321
--------------	-----

共同研究について

共同研究の意義について	379
地域デザインフォーラム	381
共同研究員名簿	385

地域社会 I

まちづくりとコミュニティ

研究員：

大東文化大学

浅野美代子	法学部法律学科助教授
穴見明	法学部政治学科教授
土岐寛	法学部政治学科教授

板橋区

渡邊茂	企画部広聴広報課長
森弘	企画部企画調整課企画調整主査
矢嶋吉雄	総務部防災課防災計画係長
岩瀬雄一	資源環境部環境保全課管理係主査

目 次

はじめに	3
第 I 章 区民のコミュニティ意識の調査から	5
1 区民のコミュニティ意識の調査の実施	5
2 区民のコミュニティに対する意識について（総論）	5
(1) 年齢層に関する分析	
(2) 居住地域に関する分析	
3 3つの活動の相関関係について	15
4 3つの活動と要素との関係について	17
(1) 性別による分析	
(2) 年齢層による分析	
(3) 職業による分析	
(4) 居住地域による分析	
(5) 居住開始時期による分析	
(6) 居住年数による分析	
(7) 家族構成による分析	
(8) 住居形態による分析	
5 要素と相関関係の強さについて	31
(1) 職業と居住年数との相関関係の強さの比較	
(2) 住居形態と居住年数との相関関係の強さの比較	
(3) 相関関係の強さについて（総論）	
6 区民が活動団体に求めるもの	37
(1) 区民が町会・自治会に求めるもの	
(2) 区民が趣味のグループ・団体に求めるもの	
(3) 区民がボランティア団体に求めるもの	
(4) 区民が行政（区役所・出張所）に求めるもの	
第 II 章 町会・自治体活動に関する聴き取り調査から	50
1 聴き取り調査の必要性	50
2 地域別の聴き取り調査結果概要	50
(1) 板橋地域	
(2) 常盤台地域	
(3) 志村地域	
(4) 赤塚地域	

(5) 高島平地域	
3 調査分析の総括	56
(1) 新規加入の伸び悩み	
(2) 魅力ある情報発信の不足	
(3) 地域活動を紹介するためのホームページの開設	
(4) 創意工夫を活かした魅力ある地域活動の展開に向けて	
(5) I T時代における地域と出張所との新たな関係の構築	
第III章 趣味のサークル・団体に対する聴き取り調査から	61
1 聴き取り調査の概要	61
(1) 和太鼓サークル	
(2) 子育てサークル	
(3) 老人クラブ	
2 総括	66
第IV章 ボランティア活動に関する聴き取り調査等から	68
1 ボランティア団体の聴き取り調査から	68
(1) ヒアリングの概要	
(2) 社会福祉関係団体	
(3) 環境関係団体	
(4) まちづくり関係団体	
(5) 聴き取り調査の総括	
2 ボランティア活動団体アンケート	72
(1) アンケートの実施	
(2) 集計結果	
第V章 提言	77
1 3つの活動母体に対する区の基本的スタンス	77
(1) 町会・自治会	
(2) 趣味のグループ	
(3) NPO、ボランティア団体	
2 提言	87
(1) 情報の提供に関する提言	
(2) 場の提供に関する提言	
(3) 人づくり・きっかけづくりに関する提言	
(4) その他	
おわりに	92

はじめに

地域社会 I 分科会では、「まちづくりとコミュニティ」をテーマに、これまで約 2 年間にわたり大東文化大学教員と板橋区職員による共同研究を行ってきたところであるが、共同研究の折り返し点である 2001 年 3 月には中間報告を発表した。

この中間報告は概ね 4 章で構成されているが、まず「第 I 章 コミュニティとコミュニティ活動」では、コミュニティとまちづくりをめぐる概念の整理を図るとともに、日本各地のコミュニティ活動の事例を紹介し、コミュニティ活動の位置づけについての問題提起を行った。

次に、「第 II 章 板橋区におけるコミュニティ関連施策」では、これまでの板橋区におけるコミュニティ関連施策の取り組み並びにコミュニティ関連施策の体系を詳らかにし、併せて、これら関連施策の整理を試みた。また、コミュニティ関連施策の中から、地域住民の自発的かつ積極的なコミュニティ活動の具体的な取り組みについても紹介した。

さらに、「第 III 章 板橋区におけるこれからの取り組みについて」では、コミュニティ関連施策の体系のうち「保健・福祉」の分野に焦点を当て、区民の自主的活動への支援や区民との協働の要素がどの程度含まれているかなどについて論及した。

「第 IV 章 区民のコミュニティ意識の調査について」では、当分科会が中間報告発表と相前後して実施した「区民の地域活動に関するアンケート」の調査概要について、事前の説明・紹介を行った。

以上のように、中間報告においては、過去の文献や事例調査によりコミュニティの概念について概観するとともに、これまでの板橋区におけるコミュニティ施策並びにその到達点（現状と課題）、今後の方向性等について総括を行った。

この度、取りまとめた最終報告においては、中間報告までの研究成果を踏まえつつ、最初に、中間報告には時間的な制約から盛り込むことができなかった区民アンケート調査結果の集計・分析を行っている（第 I 章）。

次に、地域において区民の自主的活動を専ら担う主体として、町会・自治会、趣味・スポーツ団体、ボランティア団体（NPOを含む）の三つの団体カテゴリーに着目し、それぞれの団体の代表者に対するヒアリング調査を実施した概要について取りまとめている（第 II～IV 章）。

さらに、以上二つの調査結果の分析を通じて、板橋区における地域コミュニティ活動の抱える課題や問題点を抽出する一方で、地域の自律性・成熟度等についての考察を加え、これからの板橋区のコミュニティ施策のあり方、望ましい方向性について提言を行っている（第V章）。

地方分権化の潮流を背景にして、今や、住民の行政への参加・参画、行政と民間との協働を抜きにして、21世紀の地域社会のデザインを構想することはできない時代であるといっても過言ではない。板橋区においても、2001年3月に策定した「板橋区中期総合計画」の施策体系の中に「区民と区との新たな関係づくり」を明確に位置づけているほか、「板橋区再生経営改革推進計画」の中でも「区民参加と新たな公私の役割分担の確立」が、区政改革のための新たな視点の一つとして据えられている。言わば、板橋区は、「参加と協働」というキーワードを、21世紀の区政経営の理念あるいは21世紀型の新たな区民サービスの形態として最重要視しているのである。

板橋区における「ボランティア・NPOと区との協働に関する推進計画」の策定をはじめ、協働のパートナーとしてのトレンドは、ボランティアやNPOに傾いているかの如き様相を呈している。しかし、これは、新興であるが故に存立基盤が堅固であるとは必ずしも言えない主体に対して、これより後、先方の自主性・自立性を尊重しながら、体系的に行政の関与や支援が実施に移されていくということを意味しているのであろう。

成熟した健全な地域社会とは、多様な主体が様々な活動を展開するという多元性が備わっている社会である。伝統的な地縁団体も、専ら関心の縁により結合しているグループも、ある時には競い合い、ある時には連携しあいながら、地域コミュニティを構成する主体として、それぞれが活性化していくことこそが望まれる。言うなれば、行政と民間との間、そして民間同士の間において、“協働”と“競争”の要素が適度に均衡している多元的な地域社会の創造に向けて、当分科会の研究成果がいささかなりとも寄与することを願いつつ、第I章以下の稿を進めていくこととしたい。

第Ⅰ章 区民のコミュニティ意識の調査から

1 区民のコミュニティ意識の調査の実施

中間報告書の第Ⅳ章で述べたとおり、平成13年3月に、区民のコミュニティに対する意識調査「地域活動に関するお伺い」を実施した。

この調査は、まちづくりは区民と区との協働で行うものであるとの観点から、区民のコミュニティ意識についての基礎資料を得ることを目的に実施したもので、平成13年度の地域社会Ⅰ分科会の活動の基礎となったものである。

当分科会では、この調査結果をもとに、本報告書の第Ⅱ章以降にあるように、区民の地域活動を「1：町会・自治会活動」「2：趣味のグループ・団体活動」「3：ボランティア活動」の3つの切り口から、更に、調査・研究することとしたものである。

本章では、この「区民のコミュニティに対する意識」の調査結果をもとに、上記3つの活動の特性等を分析していく。

なお、本章で述べる内容は、3つの切り口からの調査・研究に先立つものであり、分析内容によっては、想像の域を出ない場合、或いは、確固たる根拠に基づかない場合があることをご承知置きいただきたい。

2 区民のコミュニティに対する意識について（総論）

調査票は、全部で2,000通発送した。発送対象者は、地域活動を行っている成人を対象とするため、板橋区の住民基本台帳から20歳以上の区民を無作為抽出した。ただし、男女についてはそれぞれ1,000通ずつとし、地域については人口按分とした。これは、調査票回収後の分析が平均的に行われることを目的としたためである。

回収（返送）された調査票は534通で、回収率は26.7%であった。

回答が平均的に行われたのであれば、基本的には、発送した調査票の構成と回収された調査票の構成は一致するはずだが、年齢構成と居住地域の2つの要素について、この両者は明らかに異なっており、まずこの点において、いくつかの特徴が見られる。

そこで、調査項目毎の3つの切り口での分析の前段階として、地域活動全般に対する区民の意識について、ここで整理しておく。

両者の構成が異なった理由として考えられることを以下に述べる。

まず、調査に回答しなかった74.3%の区民は、地域活動には参加していない人が大半であろう。回収された調査票から得た地域活動への参加率は、実際の参加率よりは高い値となることが容易に想像できる。

また、地域活動には参加していないと回答した人について考えてみると、勿論、区の実施した調査であるから真面目に回答したという人もいるだろうが、この中には、現在は地域活動には参加していないが、地域活動に対して何らかの興味・関心を持っているので回答したという人も少なくないと考えられる。

以上のことから、回収された調査票の構成比の方が区全体の構成比より高ければ、より地域活動への意識が高いと考え、分析を行ってみる。

(1) 年齢層に関する分析

区全体の年齢層と回収された調査票の年齢層を比較したものが、表1-1である。

なお、区全体の年齢層は、平成13年1月1日現在の住民基本台帳によるものである。

表1-1

年齢層	回収された調査票 (N=534)		区全体	
	人数	%	%	
20～24歳	14	2.6	9.3	40.0
25～39歳	33	6.2	11.8	
30～34歳	36	6.7	10.2	
35～39歳	42	7.9	8.7	
40～44歳	36	6.7	7.2	40.8
45～49歳	46	8.6	7.8	
50～54歳	57	10.7	0.1	
55～59歳	52	9.7	8.3	
60～64歳	60	11.2	7.3	
65～69歳	56	10.5	6.8	19.2
70～74歳	43	8.1	5.1	
75歳以上	55	10.3	7.4	

調査対象とした20歳以上の区民の年齢構成を、20～39歳の若年層、40～64歳の壮年層、65歳以上の高年層に分けると、区全体での構成は、ほぼ、2：2：1となっている。

若年層について見ると、区全体での構成比が40.0%であるのに対し、回答者率は23.4%とかなり低い値となっており、若年層の地域活動への意識が低いことが伺われる。5歳毎の数値でも全ての年齢層で回答率の方が区全体を下回っており、年齢が低いほど、その傾向は顕著である。

壮年層については、区全体の構成比40.8%に対し、回答率は47.0%となっており、地域活動への意識が高くなっていく。5歳毎で見ると、45歳以上で初めて回答率が区全体を上回り、60歳以上で、かなり高い値となっていることが分かる。

高年層については、区全体の構成比19.2%に対し、回答率は28.8%と非常に高い値となっており、高年層の地域活動への意識の高さが伺われる。5歳毎の差はあまり見られないが、75歳以上で若干の低下が見られる。高齢化により地域活動への参加が不可能となってくる年齢であろうか。むしろ壮年層に分類した60～64歳を含め、60～74歳が同様の傾向と考えられる。

全体を整理すると、低年齢層ほど地域活動への意識が低く、45歳以上で意識が高くなり始め、60歳以上で非常に高くなるという、調査以前に予測したとおりの結果となった。

低年齢層、特に家族を持たないで夜だけ帰宅し就寝するといった年齢層では、地域活動に対する意識は低いと想像できる。意識が低いというより地域の必要性を感じないというのが実際のところかもしれない。

意識が高くなり始める45歳という年齢は、一般的には、家族、特に子どもを持ち、地域への愛着も生まれてくる年齢と考えられる。地域活動の要素として子ども向けのイベント等も多いため、参加率も上がってくるものと思われる。居住期間との関係はあるが、近所付き合いという意味で参加する人も増えてくるのではないだろうか。しかしながら、一方で、家族を養うため仕事により時間が拘束される年齢層でもあり、地域活動への参加率等が急激に上がるという状況ではないものと思われる。

60歳以上で地域活動への意識が急激に高くなるのは、仕事の退職がその大きな原因であると容易に想像できる。被雇用者においては定年退職の時期であり、自営業者等においても後身（子ども等）に仕事を任せるようになる年齢であり、時間的な余裕が生じることにより地域活動への参加等が増加するものと思われる。居住年齢との関係もあるが、地域への愛着も生まれ、また、地域からも信頼・期待される年齢であることと相まって、地域活動の主役になっていく。第二の社会活動を開始する年齢ということであろう。

75歳以上で若干の低下が見られるのは、高齢化により第二の社会活動からも退職すると

いうことであろうか。

(2) 居住地域に関する分析

次に、区全体の居住地域構成と回収された調査票の居住地域構成について分析する。

ここでの地域区分は、板橋区基本計画による地域区分であり、区においては、その地域特性に基づいて地域別計画を策定し執行しているところである。

そこで、分析を行う前に、板橋区基本計画に掲載されている地域特性（一部抜粋）を記述しておく。なお、板橋区基本計画は平成8年3月に策定されたものであり、記述内容は現在の状況と若干相違している場合が考えられる。

《板橋地域》古くから宿場町として栄え、中山道、川越街道沿いに市街化が進んできた地域である。住宅地として人口集積が進むとともに、区の中心的な商業集積地として、大山、板橋、仲宿、中板橋などの商店街が発展してきた。また、板橋区役所、文化会館などの公共施設もあり、行政・文化面などで区の中心的な役割を担っている。

平成8年1月現在、人口は区内で最も多い約110,000人であるが、近年は減少傾向にある。年少人口、生産年齢人口が横ばいないしは微減しているのに対し、高齢者人口が増加し、区内でも高齢化が進んでいる地域である。また、若年層、高齢者層の単身世帯が多く、ファミリー世帯が少ない都市型に近い住民構成を示している。今後も、人口は減少するとともに高齢化は進行し、区内でも高齢者人口が多い地域となることが予測されている。

土地利用状況を見ると、住宅を中心として商業系、工業系用地が混在している。駅周辺や幹線道路の内側では土地の高度利用が進み、集合住宅も増加している一方で、公園や農地などのまとまった緑地空間が少ないため、地域全体の過密化が進んでおり、防災面や住環境面での問題が見られる。都市・交通基盤の整備状況を見ると、鉄道、幹線道路が整備されていることから、都心への交通利便性が高い地域である。しかしその反面で、幹線道路沿いを中心として騒音や大気汚染などの環境問題が深刻化している。

近年では、加賀に体育館や図書館が新設され、文化ゾーンとしての整備が進んでいる。

《常盤台地域》川越街道や東武東上線沿いに市街地が形成されている。

地域人口は減少傾向にあり、平成8年1月現在、約79,000人と最も少なく、今後も減少が続くと予想されている。人口構成は板橋地域と比較的類似した傾向を示し、若年人口が少なく、高齢化率が比較的高い。

地域内には、有楽町線、東武東上線の2鉄道が敷設され、また、川越街道、環状7号線などの幹線道路が整備され、交通利便性は高い。しかし、補助幹線道路や生活道路などの交通基盤は、依然として未整備な地域が見られる。

地域全体は主に住宅地であるが、近年は集合住宅の建設が増加している。大谷口地区では木造アパートや木造建築物が密集し、老朽化も進行しているため、住環境の改善が課題となっている。小茂根周辺に一部工業地が見られるが、工場等は減少傾向を示している。

また、比較的、緑が豊かな地域であり、中央部を流れる石神井川沿いのコミュニティ道路、城北中央公園、平和公園などが、住宅地の環境に潤いを与えている。

《志村地域》区の工業の中心地として、戦前から発展をとげてきた。現在においても、志村、小豆沢、前野町を始めとして、印刷・機械工業などの中小工場が多く、区内産業の拠点となっている。戦後は工場の郊外への移転が進んだ結果、その跡地にマンションや業務ビルなどが建設され、住宅、商店、事業所等が混在した市街地を形成している。

高島平地域に次いで人口が集積している地域で、近年、人口は微増傾向が続いているが、今後は、減少していくことが予測される。その一方で、高齢化が区内では比較的早い速度で進んでおり、高齢者人口が最も増加している地域である。

土地利用状況を見ると、住宅用地系を主とし、高島平地域に次いで工業用地系の比率が高い地域である。また、北部は武蔵野台地と荒川低地をわける崖線となっており、まとまった緑地空間として保全されている。

都市・交通基盤の整備状況を見ると、南北方向には都営三田線、中山道が整備されているが、東西方向は未整備である。西台、若木、中台地区などの一部では、狭隘道路や行き止まりの道路などが多く残っており、生活道路などの整備が望まれている地区である。

また、おとしより保健福祉センターやエコポリスセンター、勤労福祉会館など

の全区的施設が整備されているほか、小豆沢公園はスポーツ・レクリエーション施設として利用されている。

《赤塚地域》戦前から近郊農業が営まれ、自然林や農地などの豊かな緑が残る地域である。東武東上線の駅周辺を中心として商業集積が進む一方で、その後背地として自然に囲まれた住宅地が広がっている。

人口は、昭和 55 年までは区内で最も少ない地域であったが、市街化が進む徳丸地区を中心に区内で最も高い伸び率で増加を続け、平成 8 年 1 月には、約 97,000 人となった。今後もこの傾向は続き、5 地域で唯一、人口の増加が予測されている。また、高齢化率が区内で最も低く年少人口が多いことから、比較的若い世代の多い地域となることが予想される。

住宅用地率が高く、他地域と比較して宅地の増加が著しくなっている。5 地域の中では農地が多い地域であるが、農地は年々減少し、宅地化が進んでいる。都市基盤が未整備な状態で急速に宅地化が進んだ結果、スプロール的（虫食いの）に開発された地域もある。成増駅周辺においては、商業、文化、交通などの都市機能の集積が進み、区の西部の新たな中心地となりつつある。

都市基盤の状況を見ると、鉄道は東武東上線、営団地下鉄有楽町線、道路は川越街道が整備され、東西の交通の主軸となっている。また、地域を南北に縦断する放射 35 号線（新大宮バイパス）が事業中となっている。幹線道路へのアクセス道路、沿道の周辺環境などの都市基盤の未整備が指摘される。

また、赤塚溜池公園の周辺に、公園、自然林、区民農園などの豊かな緑が存在しているほか、郷土資料館、美術館、赤塚植物園などの文化施設も整備されている。

《高島平地域》区内では比較的新しく形成された市街地である。昭和 40 年代に整備された大規模な高島平団地を中心として中高層マンションが多く、東側には大規模工場が立地している。

人口は高島平団地の開発により急速に増加し、その後、安定的に増加していたが、近年は微減し、平成 8 年 1 月現在では約 103,000 人となっている。開発当初は若い世代のファミリー世帯が多く、高齢化率が区内で最も低い地域であったが、

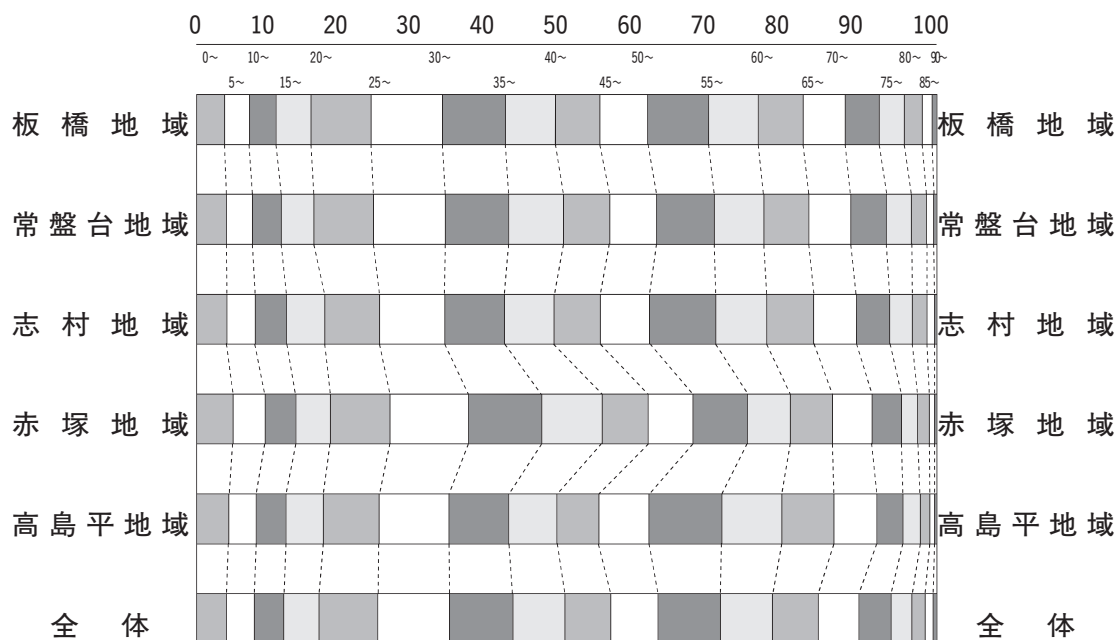
現在では住民の高齢化が進んでおり、人口構成は変化している。

都営三田線沿線の高島平地区は、計画的に都市開発が進められているため、高島通りを軸として碁盤目状の道路網が整備されている。また、都営三田線、首都高速5号線などが整備され、都心部への交通利便性が高い。蓮根、西台など鉄道駅周辺には、商店街が形成されて、地区商業の中心となっている。

新河岸川沿いには、下水処理場、浄水場、トラックターミナルなどの大型の都市施設が集積しているほか、荒川沿いにはスポーツ・レクリエーション施設が整備されており、大規模な土地が有効に利用されている。特に広大な荒川河川敷は、区民が憩う水辺空間となり、区を代表する景観のひとつを形成している。また、高島平の清掃工場の余熱を利用した「熱帯環境植物館」が建設され、新たな地域の名所となっている。

次に、各地域における年齢構成（平成13年1月1日現在）を、グラフ1-2に示す。これは、板橋区基本計画における地域特性の記述を裏付ける資料となる。

グラフ1-2



さて、以上の基礎資料を基に、分析を行ってみる。

区全体の地域構成と回収された調査票の地域構成を比較したものが、表1-3である。

区全体の地域構成は、平成13年1月1日現在の住民基本台帳によるものである。

表1-3

居住地域	回収された調査票 (N=534)		区 全 体
	人数	%	%
板橋地域	126	23.6	22.5
常盤台地域	68	12.7	16.2
志村地域	127	23.8	23.8
赤塚地域	97	18.2	19.9
高島平地域	107	20.0	17.5

特徴的なのは、常盤台地域の回答率が低く、高島平地域の回答率が高いことである。

地域毎に分析してみる。

《板橋地域》区全体が22.5%に対し、回答率は23.6%と、若干高い数値となっている。

板橋区基本計画で、高齢化が最も進んでいる地域、また、今後も高くなる地域と記述されており、グラフ1-2からも、その傾向は読み取れる。年齢別の分析で、高齢者ほど地域活動への意識が高いという分析結果が出ており、これが回答率を高くしている要因の一つと考えられる。

しかし、土地の高度利用による集合住宅の増加や、都心への交通利便性の高さもあって、若年層の単身世帯も多く、ファミリー世帯が少ない都市型に近い住民構成のため、家族単位を対象とした地域活動への参加は少ないと見られ、これが回答率をそれほど高くしていない要因と考えられる。住宅、商業、工業が混在しているという土地利用状況も、地域に密接した地域活動の展開を阻害している要因だろうか。公園や農地などのまとまった緑地空間が少ないため、これらの空間を活動拠点とする地域活動は進展しにくいと考えられる。

《常盤台地域》区全体が16.2%に対し、回答率は12.7%と、極端に低い値となっている。

板橋区基本計画では、板橋地域と比較的類似した人口構成であるとしており、

グラフ1-2からも、その傾向は読み取れる。ただし、板橋地域ほどは高齢化は進んでいない。

人口構成が板橋地域と類似しているのに、回答率が低い原因は何であろうか。3つの切り口による分析の項で詳細な分析を行うことになるが、この原因は、町会・自治会への参加率が極端に低いことがその原因である。趣味のグループ・団体への参加率が20.2%と区全体を大きく上回っていること、ボランティア活動への参加率も15.4%とほぼ区全体と差がないことに比べ、町会・自治会への参加率は9.5%と極端に低くなっている。

板橋地域の21.6%、志村地域の23.0%、赤塚地域の17.6%、高島平地域の26.4%と比較すれば、その参加率の低さは際立っている。

なぜ常盤台地域では町会・自治会への参加率が低いのであろうか。板橋区基本計画における記述や年齢分析では、その理由は見当たらない。

そこで、あくまでも想像であるが、当分科会では、以下のような仮説を立ててみた。

仮説1として、常盤台地域は緑が豊かな自然環境に恵まれた地域であること、常盤台地区に代表されるような高級住宅街と呼ばれる地域や、桜川地区のような閑静な住宅街が多いことや、有楽町線、東武東上線、川越街道、環状7号線などが整備され交通利便性は高いことにより、町会・自治会に何も求めなくても不自由のない生活ができること。

仮説2として、木造アパートや近年増加している集合住宅に短期間入居する若年層については、町会・自治会への意識が低いこと。必要性を感じないこと。

いずれも、当分科会における想像の域を出ないものであり、この仮説の正否については、第II章の町会・自治会活動に関する項で明らかにしていきたい。

《志村地域》区全体、回答率とも、23.8%と全く同じ値となった。

板橋区基本計画における記述を基に、回答率の増要素と減要素を考えてみる。

住宅、商店、事業所等が混在した市街地の形成は、利害関係の不一致等が要素となって、地域活動への参加や地域団体の形成の阻害要因になっていると考えられ、回答率の減要素と言えるだろう。工業用地が多いことも要素の一つであろう。

高齢者人口の増加は増要素と考えられる。年齢層による分析でも述べたとおり、

高齢者ほど地域活動への意識は高い。高齢化の進展は居住期間の長期化にもつながるので、地域への愛着が増すのであろう。

おとしより健康福祉センター、エコポリスセンター、勤労福祉会館などの施設や、スポーツ・レクリエーション施設としての小豆沢公園、武蔵野台地と荒川低地をわける崖線の緑地空間などの環境は、そこを活動拠点とする地域活動の育成につながるので、増要素といえるだろう。

また、西台、若木、中台地区などの一部は、狭隘道路や行き止まりの道路などが多く残っている地区であるが、閉じた空間という意味で地域活動を助長しているとも考えられる。生活道路などの整備を区に要望する活動もあるのかもしれない。

《赤塚地域》 区全体が19.9%に対し、回答率は18.2%と、若干低い値となっている。

板橋地域ほどではないが、町会・自治会への参加率が17.6%と低いことが、その原因である。

減要素としては、人口の増加、即ち新住民の流入が考えられる。農地の減少、宅地化に伴いスプロール的（虫食いの）に開発された地区には集合住宅が建設され、成増駅周辺の利便性とも相まって、若年層が増加している地域である。高齢化率が区内で最も低い地域でもあり、これが地域活動への意識を低くしている要因であらう。

スプロール的に開発された地域であるということは、地域活動の進展を妨げる要因にもなっていると思われる。

一方で、古くから近郊農業が営まれ、東武東上線駅の後背地に自然に囲まれた住宅地が広がっていることなどは、定住意識を深め、地域への愛着を増すことにつながるので、地域活動への意識の増要素となろう。

自然林や農地などの他、赤塚溜池公園の周辺に、公園、自然林、区民農園などの豊かな緑が存在しているほか、郷土資料館、美術館、赤塚植物園などの文化施設も整備されているので、そこを活動拠点とする地域団体の育成につながっているものと思われる。

《高島平地域》 区全体が17.5%に対し、回答率は20.0%と、区内で最も高い値を示して

いる。

地域活動への意識を高めている要素は、高島平団地の存在であろう。

昭和40年代に整備された高島平団地は、同時期に、同年代が、同じ環境で、同じような生活を開始したところである。当然のように、入居と同時に団地自治会が形成され、同じ問題に取り組み解決してきたという経緯がある。町会・自治会への参加率も26.4%と、非常に高い値となっている。入居当初の若いファミリー世帯も、現在は高齢化しており、45歳以上の人口が多いことがグラフ1-2から読み取れ、年齢層の項での分析結果を考え合わせれば、地域活動への意識が高いのは当然と言えるだろう。

荒川沿いにはスポーツ・レクリエーション施設が整備されており、水辺空間とも合わせて大規模な土地が有効に利用されており、地域活動の拠点ともなっている。

地域活動に関する調査・研究には欠かせない地域であると同時に、板橋区の今後のコミュニティ施策を考えるうえでも、重要な地域である。

3 3つの活動の相関関係について

さて、第2項では「調査に回答した区民＝地域活動に対して意識を持っている区民」という考えに立ち、年齢層及び居住地域を視点として分析を行ったが、次に、「1：町会・自治会活動」「2：趣味のグループ・団体活動」「3：ボランティア活動」の3つの活動への参加者の相関関係を見ることにする。

調査に先立ち、当分科会では、3つの活動について仮説を立ててみた。

《仮説1》町会・自治会活動は、最も多くの区民が参加しており、町会・自治会活動が発展して、ボランティア活動にも参加していく区民がいるであろう

《仮説2》趣味のグループ・団体活動は、町会・自治会活動との相関関係は、あまりないであろう。勿論、町会・自治会活動での仲間が発展して趣味のグループ・団体となることもあるだろうが、町会・自治会とは全く異なった世界で活動する区民が多いであろう。

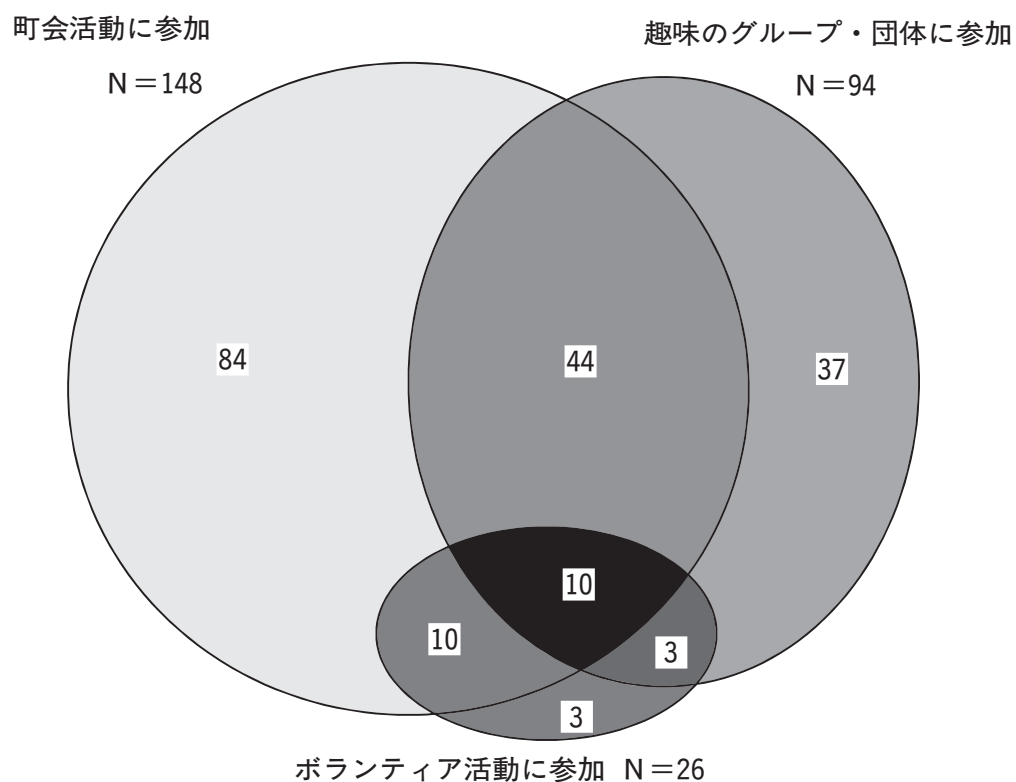
《仮説3》ボランティア活動については、町会・自治会の地域を越えて全区的に活動している場合も考えられるので、町会・自治会活動とは無関係な区民もいるであろう。

《仮説4》 趣味のグループ・団体活動とボランティア活動との相関関係は、ほとんどないと考えてよいであろう。

実際に行った調査の結果をグラフ化したものが、グラフ1-4である。

【 グラフ1-4 】

全体 N=534



《仮説1》について

ボランティア活動に参加している26人のうち、20人は町会・自治会活動にも参加しており、相関関係が強いといえる。仮説のとおり、町会・自治会活動から発展してボランティア活動に参加していった人もいであろう。町会・自治会活動そのものがボランティア的な性格を持っていることもあり、また、町会・自治会活動そのものをボランティア活動と考えている人もいるかもしれない。

《仮説2》について

趣味のグループ・団体に参加している94人のうち、54人は町会・自治会活動にも参加しているが、際立った相関関係は認められない。しかしながら、当分科会

では、両方の活動に参加している人はもっと少ないであろうと予想していた。

勿論、町会・自治会活動での仲間が発展して趣味のグループ・団体となることもあるとは考えたが、町会・自治会とは全く異なった世界で活動する区民が多いとの予想から、両方を行う区民は少ないと予想したのである。

地域活動を行う場合の大きな要素として、活動時間の確保が挙げられる。前項の年齢層についての分析で、60歳以上で活動への意識が急激に高くなることが判明しており、活動の種類より活動時間の確保の方が要素として大きいのではないかと考えられる。第II章以降での聞き取り調査等での研究としたい。

《仮説3》について

仮説1の裏返しの部分ではあるが、ボランティア活動に参加している26人のうち6人は町会・自治会活動には参加していない。町会・自治会区域を越えた区域の活動、若しくは、町会・自治会とは全く無関係に行っているボランティア活動ということであろう。

《仮説4》について

ボランティア活動に参加している26人の2分の1の13人が、趣味のグループ・団体活動に参加している。相関関係は認められないと言える。

4 3つの活動と要素との関係について

本章2で、区民のコミュニティに対する意識についての総論を述べたが、ここでは、3つの活動「1：町会・自治会活動」「2：趣味のグループ・団体活動」「3：ボランティア活動」を、要素（性別・年齢層・職業等）毎に、更に詳しく分析してみる。

(1) 性別による分析

区民のコミュニティに対する意識調査「地域活動に関するお伺い」の結果における3つの活動と性別との関係は、表1-5のとおりである。

表1-5

性別	町会・自治会 N=148		趣味のグループ N=94		ボランティア N=26		アンケート全体 N=534		区全体 %
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
男	64	43.2	43	45.7	12	46.2	240	44.9	49.8
女	80	54.1	48	51.1	14	53.8	284	53.2	50.2

全体的に言えることは、区全体の構成比と比較して、全ての活動で女性の方が参加率が高いことである。

いずれの活動も、地域に密着した活動であり、自宅周辺にいる時間の多い女性の方が参加率が高いことは納得できる結果である。

なお、3つの活動による差は、特に見受けられない。地域への密着度が高ければ、活動の種類に関わらず参加できるということであろう。

(2) 年齢層による分析

3つの活動と年齢層との関係は、表1-6のとおりである。

表1-6

年齢層	町会・自治会 N=148		趣味のグループ N=94		ボランティア N=26		アンケート全体 N=534		区全体 %
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
20～24歳	0	0.0	1	1.1	0	0.0	14	2.6	9.3
25～29歳	1	0.7	0	0.0	0	0.0	33	6.2	11.8
30～34歳	8	5.4	1	1.1	0	0.0	36	6.7	10.2
35～39歳	3	2.0	3	3.2	0	0.0	42	7.9	8.7
若年層	8.1		5.3		0.0		23.4		40.0
40～44歳	8	5.4	6	6.4	1	3.8	36	6.7	7.2
45～49歳	7	4.7	7	7.4	1	3.8	46	8.6	7.8
50～54歳	21	14.2	12	12.8	5	19.2	57	10.7	10.1
55～59歳	19	12.8	7	7.4	2	7.7	52	9.7	8.3
60～64歳	26	17.6	14	14.9	7	26.9	60	11.2	7.3
壮年層	54.7		48.9		61.5		47.0		40.8
65～69歳	26	17.6	19	20.2	5	19.2	56	10.5	6.8
70～74歳	11	7.4	12	12.8	1	3.8	43	8.1	5.1
75歳以上	17	11.5	11	11.7	4	15.4	55	10.3	7.4
高齢層	36.5		44.7		38.5		28.8		19.2

全体的に言えることは、若年層の参加率が、区全体の割合に比べて低いこと。年齢層が高くなるにつれて参加率が高くなることである。

3つの活動毎に分析してみる。

(ア) 町会・自治会活動への参加率

全体的な傾向として、50歳未満の年齢層において区全体の割合を下回っており、50歳以上になると参加率が高くなり、60歳以上でその傾向が顕著になる。

アンケート調査では、別の設問で「地域活動への参加理由」を聞いているが、50歳以上の参加理由としては「地域への貢献のため」が多く、年齢とともに地域への愛着が増し、特に60歳以上では、定年退職等により自由時間が増えるといった要素とも相まって、参加率が増加するものと考えられる。

若年層での参加率が低いのは3つの活動全てに言えることだが、その中では、町会・自治会活動は最も高い値を示している。

30～34歳で若干の増加が見られるが、参加理由としては「親睦のため」が多い。家庭を持ち子育て等も始まる年齢である。地域に馴染もう、溶け込もうという意識の生まれる頃なのであろう。町会・自治会の行事として家族や子どもを対象としたイベントが多いことや、近所付き合いという意味での参加も多いのであろう。

70歳以上で若干の落ち込みが見られる。町会・自治会活動は、各種イベントや防災訓練等、体力を使う行事も多いため、高齢化とともに参加率が低下するものと思われる。趣味のグループ・団体では参加率の落ち込みが少ないのとは対照的である。

(イ) 趣味のグループ・団体への参加率

50歳以上で参加率が増加すること、60歳以上でその傾向が顕著になることは、町会・自治会活動と同様である。理由としても同様のことが考えられる。

若年層でも若干の参加が見られる。町会・自治会活動と比較して、趣味のグループ・団体活動は必ずしも地域に密着していないこともある。地域を超えて同じ趣味を持つ人間が集まってグループ・団体を結成している場合もあり、そういった活動には年齢層は必ずしも要素とはならないのであろう。

高齢化に伴う参加率の落ち込みは、町会・自治会ほど顕著ではない。さほど体力を必要としない趣味においては、参加率の低下にはつながらないのであろう。

(ウ) ボランティア活動への参加率

全体的な傾向は他の2つの活動と同様だが、若年層での参加が皆無である。

母数が非常に少ないため想像の域を出ないことだが、本章2(1)で述べたように、低年

年齢層、特に家族を持たないで夜だけ帰宅して就寝するといった年齢層では、地域活動に対する意識は低いのであろう。特にボランティア活動は、自分自身や自分の時間を犠牲にすることが多いと思われ、それが若年層での参加が皆無という結果につながったと考える。

70歳以上で若干の落ち込みについては、町会・自治会活動と同様、体力を使うことが多いため高齢化とともに参加率が低下するものと思われる。趣味のグループ・団体では参加率の落ち込みが少ないのと対照的である。

(3) 職業による分析

3つの活動と職業との関係は、表1-7のとおりである。

表 1-7

職 業	町会・自治会 N=148		趣味のグループ N=94		ボランティア N=26		アンケート全体 N=534	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
自営業主	16	10.8	11	11.7	5	19.2	47	8.8
自営業家族従業員	10	6.8	6	6.4	1	3.8	23	4.3
自由業	2	1.4	0	0.0	0	0.0	8	1.5
専門技術職 (医師等)	1	0.7	0	0.0	1	3.8	9	1.7
自営業	19.6		18.1		26.9		16.3	
役員・管理職	7	4.7	4	4.3	1	3.8	33	6.2
事務職	8	5.4	7	7.4	1	3.8	51	9.6
技術・技能職	9	6.1	6	6.4	1	3.8	41	7.7
公務員	5	3.4	1	1.1	0	0.0	24	4.5
教 員	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.1
会社員	19.6		19.1		11.5		29.0	
主 婦 (専業)	30	20.3	16	17.0	2	7.7	90	16.9
主 婦 (パート)	13	8.8	10	10.6	4	15.4	45	8.4
主 婦	29.1		27.7		23.1		25.3	
アルバイト・パート	3	2.0	4	4.3	1	3.8	20	3.7
学 生	0	0.0	1	1.1	0	0.0	7	1.3
無 職	33	22.3	23	24.5	8	30.8	98	18.4
無 職	24.3		29.8		34.6		23.4	
その他	9	6.1	4	4.3	1	3.8	27	5.1

全体的に言えることは、自営業及び無職の参加率がアンケート全体の割合に比べて高いこと。会社員の参加率がアンケート全体の割合に比べて低いことである。

3つの活動毎に分析してみる。

(ア) 町会・自治会活動への参加率

自営業（自営業主・家族従業員）、主婦（特に専業主婦）、無職の参加率がアンケート全体と比較して高く、それ以外の職業では低い値となっている。

自営業及び主婦は、そのほとんどの時間を自宅を中心とした地域で過ごすことが多いと考えられ、それが参加率の高さにつながっていると思われる。無職については、定年退職し時間に余裕ができた人が含まれることを考えれば、参加率が高くなることは容易に想像できる。

会社員・公務員・教員等の被雇用者や学生は、昼間の時間帯は地元地域を離れることが多いと考えられ、地域に密着した町会・自治会活動には参加しにくいものと思われる。

他の2つの活動と比較して特徴的なのは、主婦、特に専業主婦の参加率の高さである。町会・自治会活動の大きな柱の一つとして、女性部（旧婦人部）の活動がある。婦人問題への対応だけでなく、文化面や防災面での女性の活動は活発である。地域で生活し、昼間の時間帯に比較的余裕のある専業主婦は、町会・自治会活動などの地域活動においては大きな力となっているようである。

(イ) 趣味のグループ・団体への参加率

自営業（自営業主・家族従業員）、主婦、アルバイト・パート、無職の参加率がアンケート全体と比較して高く、それ以外の職業では低い値となっている。

その最大の理由は、時間的な余裕であろう。町会・自治会活動への参加率と比較して、主婦（パート）及び無職の参加率が高いこと、アルバイト・パートの参加率がアンケート全体と比較しても高いこと等から、それが読み取れる。

前記2の年齢層の項でも述べたが、趣味のグループ・団体活動は、町会・自治会活動と比較して、必ずしも地域には密着していないものも存在するため、参加率を高める要素としては、地域への密着度よりも時間的余裕の方が大きいのであろう。

(ウ) ボランティア活動への参加率

自営業主、専門技術職、主婦（パート）、アルバイト・パート、無職の参加率がアンケ

ート全体と比較して高く、それ以外の職業では低い値となっている。

特に自営業主の参加率の高さは特徴的であり、地域への密着度の高さや時間的な余裕等の要素が参加率の高さにつながっていると考ええる。

無職についても、他の2つの活動と比較して高い値となっている。定年退職した人が含まれることを考えれば、時間的な余裕が生じることに加え、居住年齢との関係もあるが、地域への愛着も高まる年齢であり、また、地域からも信頼・期待される年齢であることが参加率を高くしている要因であろう。

主婦（パート）及びアルバイト・パートの参加率が高いのも、比較的時間的な余裕があることが要因だろうか。

母数は非常に少ないが、特徴的なこととして、専門技術職（医師・弁護士等）の参加が挙げられる。逆に、公務員・教員の参加は皆無である。

専門技術職については、その専門的な技術をボランティア活動に生かせるということなのだろうか。

(4) 居住地域による分析

3つの活動と居住地域との関係は、表1-8のとおりである。

表1-8

居住地域	町会・自治会 N=148		趣味のグループ N=94		ボランティア N=26		アンケート全体 N=534		区全体 %
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
板橋地域	32	21.6	20	21.3	3	11.5	126	23.6	22.5
常盤台地域	14	9.5	19	20.2	4	15.4	68	12.7	16.2
志村地域	34	23.0	19	20.2	8	30.8	127	23.8	23.8
赤塚地域	26	17.6	22	23.4	6	23.1	97	18.2	19.9
高島平地域	39	26.4	12	12.8	5	19.2	107	20.0	17.5

居住地域と3つの活動への参加率には、大きなバラツキが見られる。区全体の割合やアンケート全体の割合と比較すれば、バラツキの大きさは一目瞭然である。

3つの活動毎に分析してみる。

(ア) 町会・自治会活動への参加率

特徴的なのは、常盤台地域の参加率が極端に低いこと。高島平地域での参加率が極端

に高いことである。

本章2(2)でも述べたが、常盤台地域については、緑が豊かな自然環境に恵まれた地域であり、高級住宅街と呼ばれる地域や閑静な住宅街が多いことや、有楽町線、東武東上線、川越街道、環状7号線などが整備され交通利便性は高いことにより、町会・自治会に何も求めなくても不自由のない生活ができること。また、常盤台地域のもう一つの顔でもある木造アパートや近年増加している集合住宅に短期間入居する若年層については、町会・自治会への意識が低いこと。必要性を感じないこと。などが参加率を低くしている原因と思われる。

高島平地域の参加率が高い原因として考えられることは、高島平団地に代表される「同時期に、同年代が、同じ環境で、同じような生活を開始した」というところである。当然のように、入居と同時に団地自治会が形成され、同じ問題に取り組み解決してきたという経緯がある。町会・自治会への参加率も26.4%と、非常に高い値となっている。入居当初の若いファミリー世帯も、現在は高齢化しており、45歳以上の人口が多いので、年齢層の項での分析結果を考え合わせれば、町会・自治会活動等への意識が高いのは当然と言えるだろう。

常盤台地域に次いで町会・自治会への参加率の低いのが赤塚地域である。その要素としては、人口の増加、即ち新住民の流入が考えられる。農地の減少、宅地化に伴いスプロールの（虫食いの）に開発された地区には集合住宅が建設され、成増駅周辺の利便性とも相まって、若年層が増加している地域である。高齢化率が区内で最も低い地域でもあり、これが町会・自治会への参加率を低くしている要因であろう。スプロール的に開発された地域であるということは、町会・自治会活動を妨げる要因にもなっていると思われる。

板橋地域・志村地域の参加率は、区全体・アンケート全体の割合とほぼ一致しており、平均的な参加率と言える。両地域とも、住宅・商店・事業所・工場等が混在した地域ではあるが、古くからの町会・自治会が存在しており、比較的似通った地域特性を持っていると言える。近年は土地の高度利用による集合住宅の増加等、町会・自治会活動を妨げる要素も増えてきてはいるが、古くからの地域に密着した活動が存続しているということであろう。

いずれにしても、これらの仮説については、町会・自治会関係者に対するヒアリング調査等で明らかにしていきたい。

(イ) 趣味のグループ・団体への参加率

町会・自治会活動への参加率とは大きく異なり、常盤台地域・赤塚地域での参加率の高さが目立つ。

常盤台地域については、全項で述べたとおり、高級住宅街と呼ばれる地域や閑静な住宅街が多いことが参加率を高くしている要因と思われる。町会・自治会の必要性はあまり感じないが、余暇時間を趣味の活動に費やす人も多いのであろう。常盤台地域は「個」を大切にする地域であると言われる所以である。

赤塚地域での参加率の高さは予想できなかったことである。区内で最も高齢化率が低く若年層が多い地域であり、年齢層による参加率の項での分析から考えれば、趣味のグループ・団体への参加率は低くなるはずである。参加率を高くしている要因は、むしろ農家等を中心とした、古くから地域に密着した人たちなのであろう。赤塚地域は、区内でも最も住宅用地率が高い地域でもあり、こういった地域に永住する人達が、同じ趣味のもとに集まり活動しているということではないだろうか。郷土資料館、美術館、赤塚植物園などの文化施設や、赤塚公会堂・地域集会室等の活動拠点も整備されている。郷土芸能や郷土の文化を受け継いでいく活動も行われている。常盤台地域の「個」を大切に活動とは若干異なった、より地域に密着した趣味の活動が展開されているのであろう。

いずれにしても、趣味のグループ・団体活動への参加率が高い地域は、町会・自治会活動への参加率の低い地域であり、この両活動は相反した要素を持っていると言える。

板橋地域・志村地域・高島平地域での参加率も、これを裏付けている。町会・自治会活動への参加率が最も高い高島平地域は、趣味のグループ・団体活動への参加率は最も低くなっており、板橋地域・志村地域がこれに次いでいる。

個人差はあるにせよ、地域活動を行える時間には限りがあるため、これらの地域においては、より町会・自治会活動に時間が割かれるということであろう。また、赤塚地域や高島平地域では、町会・自治会の組織の中に踊りやスポーツといった趣味のグループ・団体が含まれている例もあり、町会・自治会活動が全ての地域活動を網羅している場合もあるようである。

(ウ) ボランティア活動への参加率

志村地域での参加率が特徴的に高く、赤塚地域・高島平地域がこれに次いでいる。常

盤台地域が比較的低く、板橋地域は極端に低い。

ボランティア活動については、母数が少ないことや、活動の種類も多種多様なため、安易な分析はできないが、志村地域での参加率が高い要素としては、おとしより保健福祉センターとエコポリスセンターの存在が挙げられるだろう。高齢者に対するボランティア活動の拠点としては、おとしより保健福祉センターは全国的に見ても大きな存在である。また、環境関連ボランティアの活動拠点としてのエコポリスセンターの存在も大きい。これらの区施設の存在がきっかけとなってボランティア活動に参加した人も多いであろう。

赤塚地域のボランティア活動としては、緑や水環境のボランティア活動が考えられる。赤塚溜池公園の周辺に、公園、自然林などの豊かな緑が存在しており、これらを活動拠点としたボランティア団体が存在している。

高島平地域の参加率を高めている要因は、やはり高島平団地であろう。同時期に、同年代が、同じ環境で、同じような生活を開始したところであり、同じ問題意識のもとにボランティア活動を展開していると考えられる。入居当初の若いファミリー世帯も、現在は高齢化しており、年齢層の項での分析から考えても、参加率が高くなるのは納得できるところである。荒川沿いのスポーツ・レクリエーション施設や水辺空間なども、活動拠点として活用されているものと思われる。

常盤台地域については、「個」を大切にしている地域であるという分析結果からも、ボランティア活動への参加率は、それほど高くはないのであろう。しかしながら、高級住宅街と呼ばれる地域や閑静な住宅街が多く、特殊な能力を持った人も多く住む地域とも言われている。ボランティア活動に費やす時間的余裕もあるであろう。これらは、ボランティア活動への参加率を高くする要因と言えよう。

板橋地域については、若年層、高齢者層の単身世帯が多いことが、参加率を極端に低くしている要因であろう。年齢層の項での分析結果からは、高齢化率の増加はボランティア活動の増要素となっているが、ボランティア活動は時間的な余裕がなければ難しいため、単身の高齢者には、これは当てはまらない。若年単身者については、夜だけ帰宅し就寝するといった年齢層であり、時間的な余裕は全く無いといってよいであろう。地域活動に対する意識も低いと想像できる。板橋区役所を中心に区の各種施設も充実しているが、ボランティア活動の拠点となるような施設は少ない。

(5) 居住開始時期による分析

3つの活動と居住開始時期との関係は、表1-9のとおりである。

表1-9

居住開始時期	町会・自治会 N=148		趣味のグループ N=94		ボランティア N=26		アンケート全体 N=534	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
小学校入学以前から	26	17.6	13	13.8	4	15.4	112	21.0
小中学校・高校の頃	10	6.8	7	7.4	2	7.7	40	7.5
高校卒業後	88	59.5	60	63.8	18	69.2	304	56.9

全ての活動で、小学校以前から居住している人の参加率がアンケート全体を下回っており、逆に高校卒業後に居住した人の参加率がアンケート全体を上回っている。

しかし、回答しなかった人の数が、町会・自治会活動で24人、趣味のグループ・団体に14人、ボランティア活動で2人いる。回答しなかった人は居住開始時期が分からない人、即ち長期間居住している人とも考えることもできる。

したがって、居住開始時期と地域活動への参加率との相関関係は、ほとんどないと考えるのが妥当であろう。次項で、居住年数による分析を行うが、地域活動への参加率は、居住開始時期よりも居住年数に比例すると考えるべきであろう。

(6) 居住年数による分析

3つの活動と居住年数との関係は、表1-10のとおりである。

表1-10

居住年数	町会・自治会 N=148		趣味のグループ N=94		ボランティア N=26		アンケート全体 N=534	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1年未満	2	1.4	0	0.0	0	0.0	16	3.0
1年以上～5年未満	3	2.0	2	2.1	0	0.0	45	8.4
5年以上～10年未満	9	6.1	6	6.4	1	3.8	50	9.4
10年以上～20年未満	18	12.2	14	14.9	3	11.5	79	14.8
20年以上～30年未満	27	18.2	15	16.0	5	19.2	100	18.7
30年以上	86	58.1	54	57.4	16	61.5	234	43.8

全体的傾向として、居住年数が高いほど地域活動への参加率が高い。

10年未満ではアンケート全体を下回っているが、10年以上～30年未満でほぼ同じ割合となり、30年以上では全ての活動でアンケート全体を上回っている。

3つの活動による差は、それほど顕著ではないが、それぞれの活動毎に分析してみる。

(ア) 町会・自治会活動への参加率

他の2つの活動と比べ、居住年数が少なくても参加者がいるところが特徴的である。

子供を持つ家族が板橋区に居住を開始した場合など、居住直後から子供向けや家族向けのイベントに参加することが考えられる。町会をあげてのイベントや防災訓練等に半強制的に参加しなければならない場合もあるだろう。近所付き合いのために参加するひともいるであろう。趣味のグループ・団体活動やボランティア活動より、より地域に密着した町会・自治会活動の特徴と言えるだろう。

(イ) 趣味のグループ・団体への参加率

居住年数5年以上～20年未満での高さが目立つ。1年以上～5年未満でも2人 2.1%の参加者がいる。1年未満から20年未満までの参加率の合計を見ても、町会・自治会が21.6%であるのに対して、趣味のグループ・団体への参加率は23.4%であり、比較的早い時期から趣味のグループ・団体活動に参加する人が多いことが分かる。

町会・自治会活動は、半強制的であったり、近所付き合いのために参加することもあるのに対し、趣味のグループ・団体活動は、原則的には自分の要求を充足することがその目的である。これが、居住年数との相関関係をそれほど強くしていない理由であろう。

(ウ) ボランティア活動への参加率

居住年数との相関関係が最も強いのが、ボランティア活動への参加率である。

5年未満の参加率が皆無なのは、町会・自治会活動と比較して強制的な要素が無いからであろう。20年以上～30年未満、30年以上と、急激に参加率が高まっていく。

居住年数とともに地域への愛着も高まり、地域からも信頼・期待されていく。これが参加率の増につながっている。年齢との関係もあるだろうが、退職等により時間的な余裕ができる人も多く、これらも参加率の増要素となっているであろう。

(7) 家族構成による分析

3つの活動と家族構成との関係は、表1-11のとおりである。

表1-11

家族構成	町会・自治会 N=148		趣味のグループ N=94		ボランティア N=26		アンケート全体 N=534	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
単身	13	8.8	8	8.5	2	7.7	61	11.4
夫婦のみ	31	20.9	26	27.7	10	38.5	129	24.2
二世帯(子と)同居	75	50.7	43	45.7	12	46.2	206	38.6
二世帯(親と)同居	12	8.1	7	7.4	0	0.0	74	13.9
三世帯以上同居	9	6.1	5	5.3	2	7.7	32	6.0
その他	6	4.1	3	3.2	0	0.0	17	3.2

全体的な傾向としては、単身・二世帯(親と)同居で参加率が低く、二世帯(子と)同居で参加率が高いことが分かる。

単身者は、地域活動への参加時間は少ないであろう。

二世帯(親と)同居については、特に親の世話をしている人などは、やはり参加時間がとれないであろうと想像できる。

二世帯(子と)同居については、いずれの活動も、子供を対象としたイベント等が、参加率を高めている要因と思われる。

3つの活動毎に分析してみる。

(ア) 町会・自治会活動への参加率

二世帯(子と)同居の参加率が他の2つの活動と比較しても高いのが特徴的である。

町会・自治会活動は、運動会や祭り等、他の2つの活動より子供向け・家族向けのイベントが圧倒的に多い。子供のために参加する親も多いであろう。

夫婦のみの世帯の参加率が他の2つの活動を下回っており、この分析結果を裏付けていると考える。

青少年活動は町会活動の大きな柱であり、少子化に伴って青少年活動により力を入れている町会・自治会も多いようである。子供を巻き込んだイベントを行うことにより加入を促進している町会・自治会もあるようである。

なお、本分科会では、最終章で、地域活動を活性化させるための施策について、区に

提言を行うこととしているが、子供を巻き込んだ家族向けのイベントが地域活動の活性化の鍵かもしれない。

(イ) 趣味のグループ・団体への参加率

アンケート全体の数値とは異なっているが、3つの活動の中では平均的である。

町会・自治会活動と比較すると、夫婦のみの世帯で参加率が高く、二世帯（子と）同居の世帯で参加率が低い。

夫婦のみの世帯では、子供向け・家族向けの町会・自治会活動には参加する必要はないのであろうが、時間的には余裕もあり、子育ての終了とともに、趣味の活動に移行していくということもあるのだろう。

(ウ) ボランティア活動への参加率

夫婦のみの世帯での参加率の高さが目立つ。

前述のとおり、夫婦のみの世帯では、子供向け・家族向けの町会・自治会活動には参加する必要がないが、時間的には余裕もある。特に子育てが終わって夫婦のみとなった世帯であれば、居住期間も長くなっているであろう。地域への愛着がボランティア活動につながっていくことも考えられる。

二世帯（子と）同居も比較的参加率が高い。子供を対象としたボランティア活動への参加もあるだろう。子育ては地域に密着したものでもあり、これが参加率の増につながっているのではないだろうか。

二世帯同居でも親と同居の場合は参加は皆無である。親と同居の世帯全てに言えることではないが、特に親の世話をしている人などは、ボランティア活動には参加できないのであろう。

(8) 住居形態による分析

3つの活動と住居形態との関係は、表1-12のとおりである。

全ての活動で、一戸建ての持ち家の参加率がアンケート全体を上回っている。ただし、持ち家であってもマンションの場合は、若干、アンケート全体を下回っている。

賃貸住宅等の合計では、参加率はアンケート全体を下回っているが、都営・区営・区立住宅、社宅・公務員住宅等で、一部でアンケート全体を上回っている。

表 1-12

住居形態	町会・自治会 N=148		趣味のグループ N=94		ボランティア N=26		アンケート全体 N=534	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
一戸建て（持ち家）	84	56.8	53	56.4	17	65.4	244	45.7
マンション（分譲）	25	16.9	16	17.0	5	19.2	109	20.4
持ち家	73.6		73.4		84.6		66.1	
借家	1	0.7	2	2.1	0	0.0	5	0.9
マンション・アパート（賃貸）	12	8.1	13	13.8	3	11.5	116	21.7
都営・区営・区立住宅	17	11.5	6	6.4	1	3.8	31	5.8
社宅・公務員住宅	8	5.4	2	2.1	0	0.0	17	3.2
賃貸住宅等	25.7		24.5		15.4		31.6	
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	0.9

3つの活動毎に分析してみる。

(ア) 町会・自治会活動への参加率

持ち家については、他の2つの活動と同様で、一戸建てにおける参加率が高い。

特徴的なのは、賃貸住宅等であっても都営・区営・区立住宅、社宅・公務員住宅で参加率が高いことで、これは、これらの集合住宅そのものが管理組合的な町会・自治会（○住宅管理組合・○○社宅自治会等）となっている場合と思われる。入居と同時に半強制的に入会しなければならない場合や、役員も当番制になっているところもあるようである。逆に、賃貸マンション・アパートでは、他の2つの活動を下回っており、夜だけ帰宅し就寝するといった若年単身者に代表される層が、参加率を下げる要因となっているものと思われる。町会・自治会の必要性を感じない層である。

(イ) 趣味のグループ・団体への参加率

持ち家については、ほぼ町会・自治会と同様の参加率となっている。

特徴的なのは、アンケート全体よりは低いものの、賃貸マンション・アパートの参加率が他の2つの活動より高いことである。

また、都営・区営・区立住宅では、アンケート全体を上回っている。母数は少ないものの、借家や社宅・公務員住宅にも参加者がいる。

居住年数による分析の項でも述べたが、趣味の趣味のグループ・団体活動は、原則的

には自分の要求を充足することがその目的である。これが、住居形態との相関関係をそれほど強くしていない理由であろう。

(ウ) ボランティア活動への参加率

住居形態との相関関係が最も強く出ているのが、ボランティア活動への参加率である。持ち家の参加率は、3つの活動の中で最も高く、賃貸住宅等の参加率は最も低い。

居住年数との相関関係が最も強いのが、ボランティア活動への参加率である。

自分の家を持つことにより地域への愛着が高まる。自分の家を持てば必然的に居住年数も増え、年齢を重ねることにより地域からも信頼・期待されていく。退職等により時間的な余裕ができる人も多く、これらが参加率の増要素となっているであろう。

5 要素と相関関係の強さについて

本章4では、3つの活動について、それぞれ要素（性別・年齢層・職業等）毎に分析を行い、多くの要素で相関関係が認められた。

しかしながら、要素により相関関係の強さには差異が認められるため、本項では、要素による相関関係の強さについて比較を行ってみる。

本来であれば、全ての要素で比較（クロス集計）を行うべきところではあろうが、本項では、特に強い相関関係が認められた要素である「居住年数」と「職業」「住居形態」との比較を行ってみる。

(1) 職業と居住年数との相関関係の強さの比較

職業と居住年数との相関関係の強さの比較のためにクロス集計を行った結果は、表1-13のとおりである。

なお、母数が少ないため、両要素とも集約を行っている。

職業については、職業による分析の項での分類に従い、自営業、被雇用者、主婦、無職に集約している。

居住年数については、新住民（5年未満）、中間層住民（5年以上～20年未満）、旧住民（20年以上）に集約している。

表 1-13

居住年数 (集約) × 職 業 (集約)	町会・自治会 N=148		趣味のグループ N=94		ボランティア N=26		アンケート全体 N=534	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
自営業×新住民	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	1.5
自営業×中間層住民	4	2.7	4	4.3	0	0.0	17	3.2
自営業×旧住民	25	16.9	13	13.8	7	26.9	61	11.4
被雇用者×新住民	3	2.0	1	1.1	0	0.0	29	5.4
被雇用者×中間層住民	7	4.7	5	5.3	2	7.7	49	9.2
被雇用者×旧住民	19	12.8	12	12.8	1	3.8	77	14.4
主 婦×新住民	2	1.4	1	1.1	0	0.0	13	2.4
主 婦×中間層住民	12	8.1	6	6.4	1	3.8	36	6.7
主 婦×旧住民	27	18.2	17	18.1	4	15.4	82	15.4
無 職×新住民	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	1.7
無 職×中間層住民	4	2.7	5	5.3	1	3.8	18	3.4
無 職×旧住民	32	21.6	23	24.5	8	30.8	97	18.2

新住民については、全ての活動で、全ての職業で、アンケート全体を下回っている。

旧住民については、ボランティア活動における被雇用者を除く、全ての活動、全ての職業で、新住民・中間層住民の参加率を上回っており、自営業・主婦及び無職では、全ての活動においてアンケート全体を上回っている。

中間層住民は、ほぼ、アンケート全体と近い値となっている。

以下、個別に特徴的なものを挙げてみる。

(ア) 参加率が高いもの

旧住民については、殆どの活動で、アンケート全体と比較して参加率が高くなっているが、特に高いものとしては、ボランティア活動における自営業×旧住民、同じくボランティア活動における無職×旧住民が挙げられる。

本章で何度となく記述しているが、ボランティア活動については、地域への密着度や愛着、地域からの期待・信頼等が重要な要素であることから、この結果は十分に納得できるものである。ボランティア活動には時間的な余裕も必要だが、自営業や無職、特に定年退職した人等は、この条件にも当てはまるものである。

中間層住民についてアンケート全体より参加率が高いものとしては、町会・自治会活

動における主婦、趣味のグループ・団体における自営業及び無職が挙げられる。

町会・自治会活動における主婦については、通常地域で生活し地域への密着度が他の職業よりは高いであろうこと、自由的な余裕も多いであろうこと、子ども向けのイベント等への参加が多いであろうこと等が、参加率を高くしている要因であろう。

趣味のグループ・団体における自営業及び無職については、時間的な余裕が最大の要因であろう。特に定年退職した無職については最も大きな要因であろう。

(イ) 参加率が低いもの

新住民については、全ての活動で、アンケート全体と比較して参加率は、ほぼ 1/2 以下の値となっている。母数が少ないとはいえ、地域への密着度や愛着が旧住民等と比較して希薄であることが要因であろう。

なお、被雇用者について、町会・自治会活動の中間層住民、ボランティア活動における旧住民などで、参加率の低さが目立つが、被雇用者については、他の全ての分野においてもアンケート全体を下回っており、母数が少ないことも考え合わせれば、それほど特徴的であるとは考えにくい。

ボランティア活動における自営業×中間層住民の参加率 0.0%についても、母数の少なさから考えれば、特徴的とは言えないであろう。

(ウ) 相関関係の強さの比較

ここで、さらに、職業と居住年数との相関関係の強さを比較する。

母数が少ないこと、また、全体的な傾向を把握するため、町会・自治会、趣味のグループ、ボランティアの3つの活動への参加者の合計とアンケート全体の人数の比較を行う。相関関係を示す値として、3つの活動の合計(%)÷アンケート全体(%)を求める。この値が小さければ参加率が低いこと、大きければ参加率が高いことを示すが、この指数の要素による差が大きければ大きいほど、相関関係が強いことになる。

職業(集約)における指数を求めたものが、表1-14である。

また、居住年数(集約)における指数を求めたものが、表1-15である。

居住年数(集約)における指数 0.23 が特に目立つ値であるが、それ以外の値についても、全て、これまでの分析結果を裏付ける数値となっている。

職業(集約)における指数が 0.64 ~ 1.23 で、その差(比率)が約2倍であるのに

表 1-14

職 業 (集約)	3 活動合計 N=268		アンケート全体 N=534		指 数 $\left(\frac{3 \text{ 活動合計} : \%}{\text{アンケート全体} : \%} \right)$
	人数	%	人数	%	
被雇用者	50	18.7	155	29.0	0.64
主 婦	70	26.1	131	24.5	1.07
無 職	73	27.2	124	23.2	1.17
自営業	53	19.8	86	16.1	1.23

表 1-15

居住年数 (集約)	3 活動合計 N=268		アンケート全体 N=534		指 数 $\left(\frac{3 \text{ 活動合計} : \%}{\text{アンケート全体} : \%} \right)$
	人数	%	人数	%	
新住民	7	2.6	59	11.0	0.23
中間層住民	51	19.0	120	22.5	0.84
旧住民	188	70.1	317	59.4	1.18

対し、居住年数 (集約) における指数は 0.23 ~ 1.18 であり、約 5 倍の値を示している。以上のことから、職業よりも居住年数の方が相関関係が強いことが分かる。

(2) 住居形態と居住年数との相関関係の強さの比較

住居形態と居住年数との相関関係の強さの比較のためにクロス集計を行った結果は、表 1-16 のとおりである。

なお、母数が少ないため、両要素とも集約を行っている。

住居形態については、住居形態による分析の項での分類に従い、持ち家と賃貸住宅等の 2 つに集約している。

居住年数については、新住民 (5 年未満)、中間層住民 (5 年以上 ~ 20 年未満)、旧住民 (20 年以上) に集約している。

新住民については、全ての活動で、全ての職業で、アンケート全体を下回っている。

中間層住民も、アンケート全体を下回っているが、新住民と比較すると、アンケート全体に近い値を示している。

旧住民については、持ち家では全ての活動でアンケート全体を上回っているが、賃貸住宅等では、趣味のグループとボランティア活動において下回っており、母数が少ないとは

表 1-16

居住年数 (集約) × 職 業 (集約)	町会・自治会 N=148		趣味のグループ N=94		ボランティア N=26		アンケート全体 N=534	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
持ち家 × 新住民	2	1.4	1	1.1	0	0.0	26	4.9
持ち家 × 中間層	15	10.1	11	11.7	2	7.7	67	12.5
持ち家 × 旧住民	91	61.5	57	60.6	19	73.1	257	48.1
賃貸住宅等×新住民	3	2.0	1	1.1	0	0.0	35	6.6
賃貸住宅等×中間層	12	8.1	9	9.6	2	7.7	57	10.7
賃貸住宅等×旧住民	22	14.9	12	12.8	2	7.7	75	14.0

いえ、ボランティアでの参加率の低さが目立つ。

逆に、持ち家×旧住民におけるボランティア活動への参加率が、73.1%と、全体で最も高い値を示しており、ボランティア活動への参加率については、住居形態が大きな要素となっていることが分かる。

ここで、住居形態と居住年数との相関関係の強さを、さらに比較するため、前項と同様に、3つの活動への参加者の合計とアンケート全体の人数の比較を行ってみる。

住居形態 (集約) における指数を求めたものが、表 1-17 である。

また、居住年数 (集約) における指数を求めたものが、表 1-15 (再掲) である。

表 1-17

居住年数 (集約)	3 活動合計 N=268		アンケート全体 N=534		指 数 ($\frac{3 \text{ 活動合計} : \%}{\text{アンケート全体} : \%}$)
	人数	%	人数	%	
賃貸住宅等	63	23.5	167	31.3	0.75
持ち家	198	73.9	350	65.5	1.13

表 1-15

(再掲)

居住年数 (集約)	3 活動合計 N=268		アンケート全体 N=534		指 数 ($\frac{3 \text{ 活動合計} : \%}{\text{アンケート全体} : \%}$)
	人数	%	人数	%	
新住民	7	2.6	59	11.0	0.23
中間層住民	51	19.0	120	22.5	0.84
旧住民	188	70.1	317	59.4	1.18

前項での分析と同様、居住年数（集約）における指数 0.23 が特に目立つ値であるが、それ以外の値についても、全て、これまでの分析結果を裏付ける数値となっている。

住居形態（集約）における指数が 0.75 ～ 1.13 で、その差（比率）が約 1.5 倍であるのに対し、居住年数（集約）における指数は 0.23 ～ 1.18 であり、約 5 倍の値を示している。

住居形態による地域活動に対する参加率の分析の項では、住居形態と参加率に、かなり強い相関関係があると認識していたが、本項での分析結果からは、住居形態よりも居住年数の方が相関関係が強いといわざるを得ない。

(3) 相関関係の強さについて（総論）

前項では、本章IVの要素毎の分析結果から、地域活動への参加率と特に強い相関関係が認められた「居住年数」「職業」「住居形態」の3要素について比較を行った。

町会・自治会、趣味のグループ、ボランティア活動の3つの活動による差異は認められるものの、この3要素については、ほぼ、全ての活動で強い相関関係が認められている。なお、この3要素の中で、地域活動への参加率と最も強い相関関係があるのは「居住年数」であり、次いで「職業」「住居形態」の順であることが判明した。

この他にも、本章4での分析結果から、地域活動への参加率と「居住地域」や「家族構成」にも、相関関係が認められている。

これらの結果は、今後の区のコミュニティ施策を考えるうえで重要な要素となる。

しかしながら、これらは、あくまでも要素である。「居住年数を長くすれば～」「自営業を増やせば～」「持ち家を増やせば～」地域活動が活性化するという短絡的な施策であってはならない。

なぜ居住年数が増えると地域活動への参加率が上がるのか、なぜ自営業や持ち家の人の地域活動への参加率が高いのかといった、要素の中に潜んでいる本当の要因について考えることが重要である。本章4において述べた、地域への愛着心や密着度、地域からの信頼などの要素について、十分に研究することが必要であろう。

また、居住年数の短い人や、被雇用者、賃貸住宅の住民といった、現状では参加率の低い層の住民に対して、いかにして地域活動に参加してもらうか、こういった施策が有効かといった点についても、検討が必要である。

本章では、コミュニティを活性化させるための区の施策についての課題が見つかった。

これらの課題について、第II章以降の3団体へのヒアリング調査等で、さらに調査・研究・検討を重ねることとし、第V章における提言につなげていきたい。

6 区民が活動団体に求めるもの

(1) 区民が町会・自治会に求めるもの

「区民活動調査」の問6のさまざまな問題解決、相談の局面において、町会・自治会の役員が頼られている項目は、①ごみ出しのルールを守らない人がいる 33.9%②近所の商店街がさびれてきた 17.0%③資源のリサイクルのために何かしたい 14.6%④身内に不幸(葬式)ができた 13.7%⑤近所の子どものいたずらに困っている 12.7%⑥近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい 12.5%⑦近隣に迷惑施設が計画された 11.6%⑧隣の家から迷惑(騒音・悪臭・嫌がらせ等)を受けている 11.4%⑨最近、隣の人を見かけなくなった 10.7%⑩一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい 6.6%、が上位10である。

もっともこの中で、ほかの相談窓口・機関を抑えて一位となっているのは、①「ごみ出しのルールを守らない人がいる」のみで、あとの項目は近所の人や区役所、あるいは自力解決などが一位で、必ずしも町会・自治会が地域問題解決のメインの存在になっているわけではないことが分かる。

次に問15の自由回答に見られる区民の意見の内、町会・自治会に関するものには以下のようなものがあつた。

- ①町会組織などにも活発な参加ができる文化活動を推進して欲しい(この方は写真美術や芸術写真などの趣味活動に関心がある)。
- ②祭りなど町会活動の情報がない。どのようにしたら、町会を知れるのか。掲示板だけではよく分からないので、お知らせのチラシや入会情報などをポストに入れて欲しい。
- ③土地に長く住んでいる人たちが中心にやられているので、外から入りにくい雰囲気がある。もっと開放的になればいい。
- ④区役所など公共機関が町会の機能をよく理解していない。公共機関、町会が情報を発信する必要がある。それによって区役所、公共機関、町会、住民の役割分担と費用を明らかにし、住みよいまちづくりに向かって行動できる。
- ⑤一部の関係者ががんばっているのは分かるが、一般には具体的な活動がまったく見えない。その活動にも入っていけない雰囲気がある。

- ⑥地域活動の情報がほとんどないので分からない。特定の人たちにしか様子が分からないのではないか。
- ⑦町会費は毎月、納めているが、夏の盆踊りなどで寄付金の額を掲示公表したり、態度が悪く、人間性さえ疑われるような区議会議員、都議会議員を町会で支援するのは納得できない。
- ⑧板橋区はずっと住んでいる人たちで地域やコミュニティが構成されており、彼らはともいい人たちで救われるが、新規参入者には入りにくい（類似の意見が他にもある）。
- ⑨清水出張所管内の町会活動、区の行事などはたいへん熱心に参加する人が多いので、喜んで参加している。
- ⑩町会にはあまり必要でない活動があるように思う。悪い慣習になっているような不必要なものは除いていった方がいいと思う。
- ⑪板橋に転居してきて4年になるが、町会の情報や勧誘が一度もない（以前、川崎市にいた頃は、町会役員、民生委員などをやっていた）。
- ⑫町会は親睦のためのものか、防災や行政の連絡機関なのか、初歩的なところが分からない。
- ⑬町会婦人部長を25年務め、今は事実上、引退し、交通部の婦人部の仕事を手伝っているが、若い人の引き受け手がいない。
- ⑭高層マンションのトラブル解決に町会は真剣に取り組んで欲しい。
- ⑮町会の若手育成を区は積極的に進めてほしい。

町会についての情報が少ないという意見が多い。それと地域に新たに移住してきた人にとって、町会役員などが古くから住んでいる地元民に固定されており、参入しにくいという雰囲気があるようである。もちろん、これは地域によって多様であるし、個人の積極性如何とも関わっているだろう。ただ、一般的にいえることは、板橋区は古くからの地域は旧住民が中心の町会活動が展開されており、新規に団地開発された地域も同時期に入居した居住歴が似通った住民中心で運営されていることは指摘できると思われる。

ただ、これも板橋区に固有の状況ではなく、他地域にもみられる普遍的なものである。問題は新規住民に対するケアと情報の提供で、開放的な組織化を心がけて共に町会活動を行っていく努力が求められているということであろう。より個別的分野に関心を持つ人は、

ボランティア活動や趣味のグループに接近するものと思われる。

また、町会の役割、機能についてよく分からないという意見があったが、地域・コミュニティ活動の包括的機能を担ってきた町会も、さまざまな地域集団が生まれている今日、役割を明確化すべき時期を迎えているともいえる。これは行政と町会との関係にも反映してくる問題である。今日でも地域活動に関して町会が基幹的な役割を持っていることは確かだが、日々多様化し、情報化が進んでいる時代状況において、旧来型の地域住民組織である町会の役割と機能を再検討し、行政との新たな関係を構築すべき時機と思われる。

(2) 区民が趣味のグループ・団体に求めるもの

平成13年3月に実施された「区民活動調査」の「問6」の結果から区民が趣味のグループ・団体に求めるものを示す。「問6」は「あなたは次にあげる1～32のような状況になった時、どのように解決あるいは相談しますか(○印はそれぞれ1つずつ)」という設問であり、回答者の選択肢は、11の解決方法あるいは相談相手からなっていて「区民活動調査結果報告書」(平成13年3月)の表9に集計されている。表9から分析された結果については、次節の「区民がボランティア団体に求めるもの」で述べている。ここでは、選択肢4の「地域の団体(町会・自治会以外)やサークルに相談する」が、11個の選択肢の中で選択されたことに着目し、これを中心にして分析している。これは、選択肢4にある「地域の団体」に趣味やスポーツを一緒に行うサークルも該当するが、ボランティア活動団体も含まれるからである。

ここでは、まず趣味のグループ・団体にに対する設問である32番の状況「趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい」の結果をみる。多い順にあげると「地域の団体(町会・自治会以外)やサークルに相談する」(25.3%)「自分(家族)で解決する」(20.4%)「近所の人に相談する」と「その他」(6.2%)「区役所に相談する」(6.0%)「出張所に相談する」と「職場の人に相談する」(4.1%)「町会・自治会の役員に相談する」と「何もしない」(3.4%)となっている。無回答は20.8%であった。率は回答者全体に対するの百分率である。

「地域の団体(町会・自治会以外)やサークルに相談する」「近所の人に相談する」「区役所に相談する」「出張所に相談する」「町会・自治会の役員に相談する」の合計が回答者全体の44.9%であり、問い32に対する回答者の56.7%であり約半数の回答者は地域で解決や相談をしていることがわかる。「自分(家族)で解決する」(20.4%)と答えたの

は、地域にこだわらずに、例えば民間の開設する講座を受講したり先生を見つけて入門する場合であると思われる。ここではアンケートの回収率が26.7%であったことに注意を要する。

約半数の回答者が地域で解決や相談を選択していることは、2人に対して1人は非常に高率であるといえる。この理由としては、「地域で趣味やスポーツを行う仲間がほしい」「行くまでの移動時間を少なくしたい」「かかる費用(月謝など)を少なくしたい」などが考えられる。趣味やスポーツを行う団体のまちづくりに対する寄与が期待できる事からとても良い傾向であり、地域活動の活性化の点でも区役所の適切な支援が大切であるといえる。

次に、区役所では各種の講座を開設している。この観点から問い29「パソコンの操作を習いたい」問い30「手話を習いたい」問い31「外国人と交流したい」をみる。選択肢「地域の団体(町会・自治会以外)やサークルに相談する」「近所の人に相談する」「区役所に相談する」「出張所に相談する」「町会・自治会の役員に相談する」を選択した合計は、それぞれ34.6%、47.6%、41.2%であり、「自分(家族)で解決する」はそれぞれ30.5%、15.9%、17.0%であった。パソコン、手話、英会話について、地域で解決や相談する事を、区役所での各種の講座への期待と考えると高率であるといえる。

次に、1から10の選択肢に回答があてはまらず11の「その他」が多かった解決や相談をみると、「学校でのいじめが気になる」(20.0%)「子どもの不登校が気になる」(16.3%)「子どもの通う学校に不満がある」(14.6%)「子育てについて悩んでいる」(13.1%)「自分の子どもが暴力をふるう」(11.6%)であり回答者が選択肢を決めかねている状況が浮かんでいる。この中では、子育てに関する講座は開設されていてサークルもたくさんあって活動しているが、地域で子供を育てるという観点での講座も期待されていると思われる。

自由回答から区民が趣味のグループ・団体に求めるものに関する回答をみる。

自由回答を記入した回答者は179名であり回答者全体534名の33.5%であり、この中で趣味のグループに関する記載が含まれている回答は46名で全体の8.6%、自由回答を記入した回答者に対して25.7%すなわち約4名に対し1名であった。

46件の記載内容をまとめると以下の様であった。

- ①活発な文化活動を推進して欲しい。(7件)
- ②文化会館(活動を行う場所)の数を多くして利用可能曜日や時間を長くして欲しい。

(15件)

- ③活動に対しての資金面での援助をお願いしたい。(2件)
- ④本当は別の目的のためなのにサークルとして募集しないで欲しい。(1件)
- ⑤過度な援助での税金無駄づかいをやめて欲しい。(1件)
- ⑥サークルに入りたいが活動がわからない。(8件)
- ⑦入りにくい雰囲気だ。(1件)
- ⑧区の施策についてもっと身近で知りたく、出前講座(区職員による)により、積極的に地域に来て欲しい。(1件)
- ⑨もっとより良く深い色々な講座があって欲しい。(5件)
- ⑩施設の利用料金でいつも不満に思っている。(1件)
- ⑪区の講座などで子供を保育してくれるものがほとんどないので設けて欲しい。(1件)
- ⑫安全な食材の提供(野菜・肉など例えば安全な農家と区が契約して区民に提供)、スポーツ等の場の提供、介護サービス、様々な情報の提供。(1件)
- ⑬ふれあい館の使用は60歳以上だが、夫婦合わせて120歳以上にしてもらいたい。(1件)
- ⑭区民センターに低料金にて趣味グループの発表展示の場が常設されれば大変ありがたい。(1件)

平成13年3月に実施された「区民活動調査」の「問2」の結果から区民が趣味の講座・グループにどのくらい参加しているかをみると、125名(回答者全体の34.4%)が町会や自治会以外の地域活動へ参加しており、その内の57名(回答者全体の10.7%)が該当した。町会や自治会以外の地域活動へ参加していると回答した125名に対しては45.6%でありいちばん多く以下、スポーツ団体29.6%、地域のボランティア20.8%、PTA活動16.0%、青少年の健全育成10.4%となっていた。このことから趣味の講座・グループ活動は希望者が現状でも10%程度であり潜在的な希望者を含めるとさらに多くなると思われる。参加の理由は「生きがい(自己実現)のため」(79.1%)、「親睦のため」(41.9%)「友人・知人に誘われて」(11.6%)となっていて自ら進んで趣味の講座を受講して、趣味のグループにも参加している姿が現われている。

以上をまとめると区民が趣味のグループ・団体に求めるものは、自分の生きがいを実現

することやメンバーとの親睦を計ることである。さらに活動を通しての地域との交流を望んでいる。

また、これらの目的を実現するために以下の希望がある。

- (1) 活動場所が近くて安く利用できて利用可能時間も多くして欲しい。
- (2) 開講する講座をもっと多くして欲しい。
- (3) 趣味の講座や趣味のグループ・団体についての様々な情報の提供して欲しい。
- (4) 趣味のグループや趣味の団体の活動支援と資金面での援助を行って欲しい。

(3) 区民がボランティア団体に求めるもの

まず、「区民活動調査結果報告書」(平成13年3月)の表9に基づいて区民がボランティア団体に何を期待しているかについて探ってみよう。この表9は、アンケート調査において用いた調査票の「問6」に対応するものである。すなわち、「問6」の「あなたは次にあげる1～32のような状況になった時、どのように解決あるいは相談しますか」という質問に対する回答を「相談相手等」別に回答率の順に整理したのが表9である。

表9によれば、「地域の団体やサークルに相談」するケースの上位10ケースは、次のような場合である。「趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい」(25.3%)、「ボランティア活動に参加したい」(21.2%)、「手話を習いたい」(19.9%)、「外国人と交流したい」(16.5%)、「資源のリサイクルのために何かしたい」(13.5%)、「安全な野菜を手に入れたい」(12.5%)、「パソコンの操作を習いたい」(12.5%)、「一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい」(12.2%)、「学校でのいじめが気になる」(6.6%)、「近所の商店がさびれてきた」(5.8%)。ちなみに、以下、11位「子どもの不登校が気になる」(5.6%)、12位「子どもの通う学校に不満がある」(4.1%)となっており、13位以下は、回答者の割合が4%未満になっている。

これらのうち、表8では、それぞれのケースにおける相談先の第1位に「地域の団体やサークル」があがっているのは、「趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい」、「ボランティア活動に参加したい」、「手話を習いたい」の3ケースである。また、「地域の団体やサークル」が相談先の第2位にあげられているものは、「一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい」の1ケースである。同じく第3位にあげられているものは、「外国人と交流したい」、「資源のリサイクルのために何かしたい」、「安全な野菜を手に入れたい」、「パソコンの操作を習いたい」、「近所の商店がさびれてきた」の5ケースである。こうして見ると、「地域の

団体やサークル」が相談先としてあげられている上位10ケースは、「学校でのいじめが気になる」のケースを除いて、それぞれのケースにおいても相談先の中で「地域の団体やサークル」が上位を占めていることがわかる。さらに、「学校でのいじめが気になる」のケースにおいても、回答のうちの1位を占めた「その他」(20.0%)を除くと、「地域の団体やサークル」は相談相手として、「自分(家族)で解決」(17.8%)、「区役所に相談」(13.3%)について「地域の団体やサークル」が相談先の第3位にはいつている。「子どもの不登校が気になる」ケースおよび「子どもの通う学校に不満がある」ケースについても同じような順位が見いだされる。

以上見てきた調査結果を総合してみると、上記の「地域の団体やサークルに相談」するケースの上位10ケースをもって、区民が「地域の団体やサークル」に期待する活動の主たるものを代表するものと、ひとまず見ることができよう。

次に問題となるのは、この「地域の団体やサークル」の中には、趣味のグループやスポーツの同好会的な団体とボランティア活動を行う団体の両方が含まれていることである(注：ここでは、参加者自身の楽しみを求める以外の生活上のニーズに対応する活動を自主的に行う団体を「ボランティア団体」と考える)。この点について、それぞれのケースの性格から分類するならば、上の10ケースのうち、「趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい」は明らかにボランティア団体には含まれない。「外国人と交流したい」、「パソコンの操作を習いたい」の2ケースについては、回答者がその相談先として、趣味のグループを想定している場合とボランティア団体を想定している場合の両方が含まれている可能性がある。もっとも、ここでは、団体の性格分け自体が厳格な基準によるものではないということも考慮に入れる必要がある。すなわち、趣味のグループとして性格づけることも、ボランティア団体と性格づけることもできるような、境界線上の団体も存在するであろう。そして、この2つのケースに対応する活動を行っているような団体は、そのような性格を持っている可能性が高いと考えられる。したがって、「外国人と交流したい」、「パソコンの操作を習いたい」の2ケースについては、それらを「趣味のグループ」として扱うことを排除することなく、この項では、ボランティア団体を相談先とするものとして取り扱うことが許されよう。

以上をまとめると、区民がボランティア団体に期待する活動としては、上記の10ケースのうち、「趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい」をのぞく9つのケースに代表されるニーズ対応する活動であると、とりあえず考えることができる。

そこで、上で抽出した9つのケースの内容を参照しながら、区民がボランティア団体に期待する活動の性格について、より具体的に言い換えれば、ボランティア団体に期待される活動が具体的にどのような生活上のニーズと関連しているのかについて、考察を加えておこう。

まず、「ボランティア活動に参加したい」ときにボランティア団体に相談するというのは、自然であるが、より具体的にどのようなボランティア活動を行いたいのかは、この回答からは明らかにならない。

「手話を習いたい」というのは、手話を習うことによって聾啞の人と交流したいという目的による場合か、あるいは、手話をマスターして聾啞の人の手助けをするような活動に参加したいという目的を持つ場合かに分けられよう。前者は、自分のつきあいの範囲を広くしたい（さらに、潜在的にであれ、そうすることによって自分自身の視野を広くして自分の人間性を高めたい）というニーズにもとづくものと性格づけることができる。「外国人と交流したい」場合にボランティア団体に相談するのも、これと同じ類型に属すると言えよう。また、「パソコンを習いたい」というのも、自分の技能を高めたいというニーズにもとづくという意味で、この類型に入れておいてよいだろう。

他方、後者は、ハンディキャップを持つ人の役に立ちたいという気持ちにもとづくものである。これと同じ類型に属するものとしては、他に、「一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい」というケースがあった。

「資源のリサイクルのために何かしたい」、「安全な野菜を手に入れたい」という場合にボランティア団体に相談するというのは、広い意味での自然環境の保護・改善の必要性の自覚にもとづくものと言えよう。

「学校でのいじめが気になる」ケースおよび「近所の商店街がさびれてきた」ケースは、さらにもう一つの類型を構成する。これらのケースは、「学校」、「商店街」といった、その地域に暮らす人々が日常的に交わりを持ってきた場が、危機的な状況を呈し始めたとき、それらの健全な機能の回復を求めるといふ、地域住民のニーズに関連を持つものと性格づけることができる。

以上をまとめると、ボランティア団体への期待につながる生活上のニーズは、(1)自分自身の技能、交流の範囲、人間性を高めることに関連するもの、(2)ハンディキャップを持つ人の手助けをしたいという欲求にもとづくもの、(3)自然環境の保護と改善に関連するもの、(4)地域社会での人々の交わり場の回復への欲求によるものという4つの類型からなると

言える。ここでつけ加えて指摘しておけば、受け身の立場でボランティア団体に手助けをしてほしいという要求が、これらの類型に含まれていないという特徴が見いだされる。

以上、「区民活動調査結果報告書」の表9に基づいて、区民がボランティア団体にどのような活動を期待しているかについて見てきた。報告書の元になったアンケート調査では、さらに、「地域活動やそれに対する区の施策について、どんなことでも結構ですから、あなたのご意見を下欄に自由にお書き下さい」という問い（問15）が設けられていた。この問に対して寄せられた回答の中には、ボランティア団体の活動に関する意見もいくつか含まれていた。以下、そこで寄せられたボランティア団体の活動に関する要望・意見の代表的なものをあげておこう。（文意を損なわないかぎりでも一部省略したものや、言葉遣いを変えたものがある。）

ボランティア団体の活動の内容に関する要望としては次のような声が寄せられている。

- 「転勤で乳児とともに板橋区に越してきたが、知り合いが全くいないので、子育てについて話のできるサークルがあると嬉しい」
- 「家から散歩にも出られない状況の高齢者に電話で相手をしてくれるようなボランティア団体を知りたい」
- 「公園内に以前貸し自転車があったが最近廃止されてしまった。ボランティアを募っても復活してほしい。自分もボランティアとして参加するつもり」

ここで見られるように、当然のことではあるが、身近な生活上のニーズのうち、商品として購入することも行政による提供を期待することも、いずれも難しいと考えられるものが、ボランティア団体の活動の内容に関する要望としてあげられていることがわかる。また、ボランティア団体の活動のスタイルや方法に関する要望や意見としては、次のようなものがあつた。

- 「活動サークルやボランティアの紹介を区報に載せてほしい」
- 「ボランティア等の活動に参加したいと思っているが、なかなかきっかけがつかめない。広報などで見るのだが、あと一歩が踏み出せない。一人でも気軽に参加できる活動があると嬉しい」
- 「サークルや団体の活動に参加したいと思うがウィークデイでは参加できない。週末であれば勤め人の参加も増えると思う」

こうしたボランティア団体の活動のスタイルや方法に関する要望や意見を見ると、ボ

ランティア活動に参加する欲求や意志はあるが、その具体的な機会を見いだせないのが今は参加していない、という区民がかなり存在するのではないかと推定される。

(4) 区民が行政（区役所・出張所）に求めるもの

問3の「地域の活動を行ううえで、区に対して望むこと」の総合順位は、①情報の提供48.9%、②活動場所の提供35.8%、③資金援助21.5%、④人的援助（コンサルタントなど）13.1%などとなっている。より適切な情報提供と場所の提供が中心であり、行政は活動の内容に関連した直接的な支援より、間接的な支援、環境整備を求められていることが分かる。他方で、「特にない」が20.4%を占めていることも注目される。

これは問4の「地域活動に対する区の関わり方」につながっていく。ここでは総合的に①もっと積極的に関わるべき42.9%、②困ったときだけ支援してほしい22.3%、③地域の住民の自主性に任せてほしい13.3%となっている。ここの①も、間接支援が十分でないことが背景にあっての回答と思われる。それは、②と地域の公共施設の自主管理等に結びつく③につながるものである。

問6の問題解決の窓口および相談先として区役所、出張所がどう評価されているかを、区役所から見てみよう。項目の上位12までは以下のようである。①家族が寝たきりや痴呆になってしまった38.8%②一人暮らしの高齢者になった37.1%③近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい34.3%④近隣に迷惑施設が計画された31.5%⑤軒先に蜂が巣をかけた30.9%⑥子どもを預けられるところを知りたい29.8%⑦空き地に猫の死骸がある28.1%⑧一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい25.8%⑨子どもの通う学校に不満がある24.7%⑩ボランティア活動に参加したい20.2%⑪近くの交差点に信号機を取り付けてほしい20.2%⑫資源のリサイクルのために何かしたい19.9%⑬外国人と交流したい19.9%。

上記の区役所への期待は、治安関係における警察・消防署、身の回りのトラブルに関する自力解決の高数値を別にすれば、地域社会生活全般に関して高い水準に達している。身近な総合行政機関である区役所への信頼と期待には大きいものがあると判断される。

これに対して、出張所は権限と取り扱い事務が限定されていることを反映して、区役所

と同類の項目ではあるが、数値は区役所のほぼ3分の1くらいの水準にある。ちなみに上位10までは次の通りである。①家族が寝たきりや痴呆になってしまった15.0%②一人暮らしの高齢者になった14.0%③空き地に猫の死骸がある14.9%④子どもを預けられるところを知りたい13.3%⑤軒先に蜂が巣をかけた12.9%⑥一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい12.0%⑦近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい9.7%⑧ボランティア活動に参加したい8.4%⑨資源のリサイクルのために何かしたい7.5%⑩手話を習いたい7.3%。しかし、もっとも身近な行政機関としての出張所の役割は狭域行政の再評価と合わせて、今後重視されていくと考えられる。これはまた、区政全体の中で構想、検討されていくべき性格の課題である。

問15の自由回答に見られる区民の意見の内、行政(区役所)に関するものには以下のようなものがあった。

- ①文化会館の数が少ないし、時間利用の面で弾力的運用をしてもらいたい。区民の文化的活動には物心両面の活動がまだ少ないと思う。夜間利用の制限が厳しい。公務員の意識が低いことも原因。
- ②いこいの家など区の施設をもっと簡単に安く利用できればいいと思います。
- ③区の行事などを隔年にしたり、無駄な工事を止める。
- ④カラスがゴミ袋を破って道路などを散らかすので、網をかけるように義務づけるようにしてほしい。また、道路に猫などの死体があったとき、どこに連絡すればいいのか分からない。何か情報・資料があれば、そこに連絡できるのと思う。
- ⑤身近で起こっている小さな問題に関して、区がどんなことをしてくれるのか全く分からない。たとえば、路上でエンジンをかけたまま洗車をしているコンクリートミキサー車の排気ガスや汚水が気になるが、どこに連絡したらいいのか分からない(情報が無い、どこに相談に行ったらいいのか分からないという意見が多い)。
- ⑥区役所、公共機関、町会、住民の役割分担を広報などで明らかにし、費用については区役所の予算で出せる金額を示し、足りない金額を企業、住民から拠出する。
- ⑦幼児からシルバー層までの医療制度の充実と、多子家庭への資金援助など、区として取り組んでほしい。
- ⑧老人に日中、手助けをしてくれる地域団体を紹介したり、そういう団体をもっと増やしてほしい。

- ⑨あまり外へ出られない人のために広報「板橋」以外にも情報提供が欲しい。
- ⑩板橋の広報を通じて情報を得ている。広報、楽しみにしています。
- ⑪議員がわれわれのために日頃どういう活動をしているのか不透明である。区議会、都議会が本当に必要なのか、議員も分かっていないのではないか。
- ⑫大学との共同研究はとてもよいと思う。
- ⑬徳丸地区には公園、図書館、運動施設が少ないと思います。
- ⑭山手廻り高速道路を目下建設中ですが、何時完成するか、工事の進捗について説明がない。
- ⑮区の財政難の折、地域活動に多額の税金を使うことは避けて欲しい。区民のボランティア精神が最も大切。
- ⑯街並みを美しくしてほしい。ヨーロッパ並みの厳しい規制を取り入れ、板橋区のイメージアップを図ってほしい。中小企業、町工場などが多いせいか、街をイメージすると“グレー”。素敵な街への変身を図る施策に集中してほしい。
- ⑰図書館をもっと増やしてほしい（複数）。
- ⑱区の広報紙を折り込み広告と一緒に配布しない方がいい。つい一緒に捨ててしまうことがある。
- ⑲障害者、子ども連れなどを考慮して、歩道の道幅を広く2人ゆったり歩けるように整備してほしい。
- ⑳地域活動には情報だけで十分。場所・人的援助、公的援助は必要最小限にして、区の職員と組織を減らすべきだ。図書館、出張所にしろ、人が多すぎるし、態度も悪い(とくに年配者)。

行政サービスについて、相反する意見が見られる。高齢化に伴う福祉サービスやバリアフリー、図書館の充実、またアメニティあるヨーロッパ並みの美しい街並みの実現などを求める声がある一方で、不況などを反映して行政のスリム化、合理化を求める声もある。他方で区役所、公共機関、町会、住民の役割分担を明確化すべきとする意見があり、行政サービスの評価と提供方式についての、多様な見解が示されている。

行政情報については、広報の占める比重が大きい。電波メディアよりも活字情報が重視されている様子がうかがえるが、これはアンケート回答者およびフリーアンサー記入者に比較的高齢者が多いことと関係していると思われる。きめ細かな施設配置の問題も、クル

マや電車で簡単に移動しづらい年齢層の声を反映していると解釈されよう。これはますます高齢化が進む今後の大きな課題である。

第II章 町会・自治会活動に関する聴き取り調査から

1 聴き取り調査の必要性

第I章では、アンケート調査という形で区民のコミュニティに対する意識調査を行った結果を分析してきた。この調査の対象としてアンケートに回答した区民の中には、町会・自治会を始めとするそれぞれの活動に何らかの形で関わっている人々も含まれているものと推察される。しかし、アンケート調査結果においては、各団体の活動に関与している個人の自らの属する団体や活動に対する思い入れは当然回答に反映されているとはいうものの、あくまでも統計的に処理された定量的な数値で表されるにとどまる。極論すれば、アンケート調査では、各団体・活動への参加者若しくは部外者として相対化された意識を客観的に分析することは可能であっても、個々の活動団体を主体的に担っている当事者の意識を分析し、掘り下げるまでには至らない。そのため、アンケート調査では推し量ることができない項目について補完する調査が別途必要になるのである。

そこで、当分科会では、団体を日頃から運営し、その活動を当事者として主体的に担っている個人に対して聴き取り調査を実施した。第II章から第IV章にかけては、それら聴き取り調査の結果について報告することとし、まず本章では、町会・自治会の役員の代表である町会長・自治会長から聴き取りを行った結果の概要について紹介する。

2 地域別の聴き取り調査結果概要

それでは、具体的に聴き取り調査した内容について、以下順を追って個別に報告する。聴き取り調査の対象となった町会・自治会の選定の方法であるが、第I章と同様に板橋区の基本構想・基本計画等によって示された地域区分に基づき区内全域を板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平の5地域に分け、各地域から町会・自治会各1団体を選定することとした。また、聴き取り調査の方法であるが、当分科会の研究員が対象者と個別に直接面接してヒアリングを実施した。

なお、プライバシー等の問題に抵触しないよう配慮し、個々の町会・自治会名や個人名については仮称・匿名の形式を採用するとともに、団体名が特定しうる団体の属性に関する情報についても支障の無い範囲で抽象化していることを付記しておく。

(1) 板橋地域

昭和 20 年代半ばに発足した A 町会の町会加入率は、区域内全世帯のうちの約 52% となっている。

この地域の特性に関する町会長の認識では、地域における高齢化は進んでいるが、古くから住んでいる顔見知りが多いので、近隣で注意しあえる気さくな土地柄である。また、商店・工場・住宅が混在している地域であるが、店主世帯とサラリーマン世帯との関係は町会の中では良好であるとのことである。

A 町会の組織形態としては、会長・副会長・会計のほか、総務部・防犯部・アパート防犯部・防火防災部・婦人防災部・交通部・青少年部・衛生部・婦人部等で構成されている。構成員の属性では、店主世帯とサラリーマン世帯がそれぞれ半分程度を占めており、役員の中にはサラリーマンが含まれるほか、比較的年齢層の若い役員もいるとのことである。

主な活動内容であるが、防災活動では、9月の総合防災訓練のほかに近隣4町会合同による防災訓練、町会独自の防災訓練を行っている。訓練では若手を起用し、区民消火隊はここ数年、常に上位入賞している。夏休み期間中に実施するラジオ体操の最終日に消火器訓練を併せて行い、参加者も多く大きな成功を収めている。サラリーマンが多い地域であるため、昼間に在宅している女性への期待とその役割は大きく、婦人部の活動も盛んであるが、婦人防災部も組織している。

また、ファミリー層を対象とするイベントを重要視しており、年少の子どもが参加する事業では親の付き添いが必然的に伴うことから、事業そのものの参加者が多くなる。しかし、それだけの効果にとどまらず、普段は町会・自治会との接点が少ない親の世代にも町会・自治会の活動に目を向けてもらう絶好の機会にもなり、地域全体の活性化につながるという。そのほか、商店の多い地域であるというもう一つの特性も活かしており、商店街と協力して「ねぶた祭り」等のイベントを実施し、独自性を発揮している。

総じて比較的若い役員を登用したことにより、若い世代の事業への参加も増えてきており、18出張所管内ごとに開催される地区運動会では優勝争いの常連になっているほか、少年野球でも若い積極的な監督の下で町会独自の野球チームが結成されるなど、活性化している様子がうかがわれる。

一方、問題点としては、やはり無償のボランティア的な活動であるため、各種事業への参加者の動員が大変であることが挙げられている。また、町会としては財政的に厳しく、

区からの補助金・委託金等はあるものの、使途が限られているため使い勝手が悪い面もあるという。そのほか、賃貸マンション・アパート等の世帯の町会加入率が低いという状況が見られる。

次に、A町会と町会・自治会以外の他の地域団体との関係であるが、ボランティア団体との接点はほとんどないとのことである。趣味のグループ・団体との関係については、女性の踊りの会などが地域内に活動しているものの直接の関係はなく、そのほか複数の町会地域にまたがる太鼓の会があり、町会行事に参加してもらうなど、協力関係にあるとのことである。

最後に区に対する要望であるが、第一に、町会連合会から区に対する要望書を提出する際に事前に意見を出すように求められるにもかかわらず、実際に自分たちの要望したことがどうなったかという結果についてのフィードバックがないので、必ず報告・回答してもらいたいということを挙げている。このほか、第二に区による町会への加入促進、第三に補助金の使途の弾力化、第四に地域の安全性向上のためにも教育に力点をさらに置いてほしいということが挙げられている。

(2) 常盤台地域

昭和20年代の後半に発足したB町会の町会加入率は、区域内全世帯のうちの約47%となっている。

町会長によると、高級住宅街のイメージは確かに存在するが、高学歴の住民が多く、地域よりも個人を優先する土地柄であるため、町会への加入率は低いのではないかとのことである。さらに、単身世帯や独身寮等も多いことも、町会への加入率が低い要因ではないかと見ている。

組織形態は、会長・副会長・会計・監査のほか、総務部・防犯部・文化厚生部・防災防火部・女性部・交通部・青少年部・運動部等で構成されている。構成員の属性では、地域のほとんどを住宅街が占めていることもあり、サラリーマン世帯が多い。

主な活動内容では、やはり当町会もファミリー層を対象とするイベントの重要性を強調している。子どもを巻き込んだ事業は参加率が高く、それが契機となって町会の活動に参加するようになるということである。また、町会長の意見では、町会の使命は地域住民の安全を維持することを第一義とすべきであり、防災活動はもとより、児童や青少年の健全育成を見守ることが大切であるという。そして、地元の人材・財産を発掘して活用するこ

とも重要であり、出版業の経験者が町内新聞を作成したり、防災訓練の際にイベント業界の住民が無償でテントを張ってくれたりするなど、特技などを持つ地元の人材が地域に貢献・寄与している事例が見られるとのことである。

現在の問題点としては5点を挙げている。第一に、町会活動に関する「記録」が文書の形ではほとんど残されていないことがある。口頭による報告・連絡が主であり、詳細な情報が伝わらない構造になっている。しかも、情報の中身そのものも動員を要請する類のものが多い。第二に、事業計画等が役員だけで決められることが多く、透明性に欠ける部分がある。第三に、区の補助事業・委託事業が多いため、自主的な活動が阻害されている。第四に、町会の運営や活動内容が役員の属人的な資質にかなり左右される。第五に、青少年健全育成地区委員は町会からの推薦によるにもかかわらず、町会と青少年健全育成地区委員会との連携が必ずしも図られていない。

町会と他の地域団体との関係について聞いたところ、ボランティア団体との関係については、特に見るべきものはないとのことである。むしろ、町会自体がNPOのように法人化すべきであり、法人化すれば常勤職員の雇用や事務局の設置も可能となり、文書や情報の管理も適切に行われ、組織の活性化が図られるのではないかということである。また、趣味のグループについては、町会の内部にも幾つかのグループが存在しており、町会と関係があるグループであるということが信用を呼び、入会する人もいるという。

区に対する要望としては3点を挙げている。町会の自主的活動を推進するのであれば、やはり用途に制限のある委託金・補助金を出すのではなく、窓口を一本化して弾力的に使える包括的な補助金を交付するのがベターではないか。第二に、「成人の日のつどい」は18出張所毎の支部単位の事業とするよりも、卒業した中学校ごとの事業とした方が良いのではないか。第三に、青少年事業や教育関連事業等については、青少年健全育成地区委員会だけの事業とするような縦割りの形ではなく、町会にも関与できるものにしてほしいということ提案している。

(3) 志村地域

昭和20年代後半に発足したC町会の町会への加入率は、区域内全世帯のうち約60%となっている。

組織形態としては、会長・副会長のほか総務部・婦人部・青年部等で構成されており、構成員の属性としては商工業関係者が多く、比較的若い年代も少なくない。

主な活動内容であるが、ここでも子どもを巻き込んだファミリー向けのイベントの参加率が高いことに着目し、親子のイベント等の工夫を行っている。また、青年部も強化している。防災訓練についてもマンネリ化を回避すべく、講演会や救急救命訓練など内容を工夫し、婦人部の動員や老人クラブへの要請等も行った結果、まずまずの参加者を集めることができたという。この町会のユニークなところは、地域の商店街が商店街連合会から脱退したのを契機として、商店街組合としての機能も町会の中に取り込んだことである。これにより若い層の参加も広がり、イベント開催等においては一つの原動力となっている。さらに町会加入の拡大を図るため、出張所とも連携してマンション新築情報や転入者情報の把握に努めているとのことである。

しかし、新規加入が簡単には増えないということも、やはり問題点として挙げられている。町会に加入してもしなくても生活を送るうえでは特別な支障がないことから、加入勧誘をしてもあまり成果が上がらない。特に、民間賃貸の集合住宅の加入率は芳しくない。

次に、他の地域団体との関係についてであるが、ボランティア団体との関係は希薄であり、趣味のグループ団体との関係においても、太鼓の会以外は特筆すべきものは見られないとのことである。

区に対する要望としては、町会の加入促進のために転入者情報の連絡がほしいということに加えて、区の方からも加入促進のためのPRなど、積極的な働きかけをしてもらいたいということを挙げている。また、町会のエリアと小・中学校の通学区域とが完全には重なっていないため、PTAや学校等との連携を緊密にするうえでも、区域が完全に一致することが望ましいということも指摘している。

(4) 赤塚地域

昭和30年代初期に発足したD町会における町会加入率は、区域内の全世帯の約61%となっている。

組織形態としては、会長・副会長・会計・監査をはじめ、青少年健全育成部・防犯部・婦人部等である。

構成員の属性については、町会費は払っている会員は多様であっても、実際に活動に参加するのは50歳代が中心である。ただし、芋掘りは比較的若年層も参加するし、子ども向けのファミリーゲームの集いや青少年健全育成事業である子どもまつりなども、ファミリー層が参加している。町会区域内には、中学校はほぼ1学校区ということで問題はない

が、小学校については二つの学校区が存在しており、両学校区の間で必要となる調整の労は町会長がとっている。

主な活動内容としては、年3回実施する防災訓練のほか、上記の子どもまつり、家族向けの町内納涼大会等が挙げられる。

現在の問題点として挙げられているのは、ワンルームマンション住民の加入がなかなか得られないということである。町会に入ってもいなくても不自由がないということから、加入のPRや勧誘を何度行ってもほとんど効果がなく、回覧板も回らないという実態がある。

行事への参加を促進するための手立てとしては、事前に参加券のようなものを配布することが必要ではないかとのことである。景品や記念品など参加の見返りの有無によって、参加状況は随分異なるようである。その他、普段から飲み会やカラオケ等でコミュニケーションを緊密に保つことも重要であり、何か依頼する場合でも円滑に事が運ぶかどうかにか大いに影響があるということである。

ボランティア団体との関係では、区域内に野球やバレーボールを子どもに教える新興のボランティアグループが活動しているらしいが、町会との接点はあまりないとのことである。趣味のグループ・団体についてみると、町会の中にゴルフのサークルやバレーボール部、踊りの会等が活発に活動しており、その背景には、土地所有者層など比較的裕福で時間にゆとりのある女性の存在が大きいのではないかと分析している。

区に対する要望では、町会会館や補助金等に関することも挙げているが、町会の円滑な運営のために町会長が個人負担する場面が少なくなく、その辺りの改善ができないかということである。さらに、町会に加入していない世帯に対するPR・勧誘に努めてほしいということも強調している。

(5) 高島平地域

昭和40年代初頭に発足したE町会の町会加入率は、区域内世帯の中の約47%となっている。

構成員の属性としては、サラリーマン世帯が多く、事業所は会費のみ支払う形となっている。アパート等の単身世帯などでは未加入世帯が多いが、無理な勧誘はせずに自主的な加入を待つ形をとっている。

主な活動内容としては、まず隔月で広報誌を発行していることが挙げられる。また、厚

生部の行事としてバスハイクを実施しているほか、防災の分野では自主防災組織の訓練を年間2～3回行っている。防犯面においては、警察と連携して夜回りの巡回等も実施している。青少年健全育成についてみると、支部の行事のほか、独自に潮干狩り、卓球、ボーリング、ラジオ体操など様々な事業を展開している。さらに、部員数25～30人の少年野球チームもできている。環境衛生面では、啓発冊子を毎月全戸配布するなど非常に力を入れており、リサイクルの実績も区内トップレベルにある。交通安全では、全国交通安全運動の際にテントを3か所に設置し、夏休み前には自転車の安全点検を励行するなどの活動を実施している。そのほか、福祉部が最近立ち上がり、輪投げや卓球など高齢者向けの事業を展開している。

現在の問題点としては、区域内は第一種低層の住宅地で環境は良好であるが、最近3層重ねなどの野積みコンテナの増大という「公害」が発生しており、対策をとるよう区に要望しているという状況にある。

ボランティア活動との関わりであるが、中学校が地域の清掃活動に参加する一方で、美術展等の学校行事に町会が逆に参加したりしているとのことである。学校の校庭で青少年健全育成部が主体となってキャンプを実施するなど、子どもを守るのは町会の責務という意識の下に町会がまともっており、そういった町会が実施する行事に対して学校教師も非常に協力的であるとのことである。また、趣味活動などにおいても、町会そのものの中に様々な団体のメニューが用意されている。

区に対しては、放置自転車を何か月も回収しない場合があるので改善を求めたいということがある。また、単身世帯用マンションのごみ集積所を町会役員が清掃せざるをえないという実態もあり、公園清掃については町会が区から受託しているが、同じような財政的支援があればベターであるとのことである。

3 調査分析の総括

以上、各地域ごとに町会長から聴き取り調査した結果の概要を述べてきたが、これらの結果を総括することにより課題を抽出し、さらには、その解決に向けて、何らかの提言を導き出すこととしたい。

(1) 新規加入の伸び悩み

町会・自治会への加入率については、都市化の進行とともに低下傾向にあるとはいえ、

それでも40～60%の世帯が加入しているという数値は、決して過小評価することはできないところである。もっとも、加入率自体は、会費を支払うだけで実際には活動に参加していない会員も含んでの数値であるから大した意味がなく、むしろ、実際に活動に参加している会員数がどれくらいなのかを問題にすべきであるという見方もあると思われる。しかし、近年、いくらNPOやボランティア団体等の新しい組織が脚光を浴びているといっても、地域の中においてこれだけの規模を誇る組織の存在はほかになく、地域のポテンシャルを高める財産であるといっても過言ではない。従って、NPOやボランティア団体等との協働を推進すると同時に、既存の町会・自治会組織についても活性化を図ることが何ととっても重要である。

とは言え、全体の会員数という分母が増えないことには、実体として活動する「実働」会員の数そのものの拡大にも自ずと限界があり、また、新規加入が増えないことには組織として新陳代謝が進まず、活性化を図ることも困難になってくる。

そこで、組織への新規加入を促進するためには、現状の何処に問題があり、何が不足しているのかを考察することが第一に必要なようになってくる。

(2) 魅力ある情報発信の不足

未加入者にとっては、町会・自治会に加入してもしなくても何ら支障がないという理由から、新規加入がなかなか進まないという実情がある。加入のメリットがないと感じられているということは、実際に組織の活動自体に魅力が乏しいということもあるかもしれないが、魅力的な活動を行っていたとしても、そのことが意外に知られていないということに起因するのかもしれない。即ち、情報発信の不足ということである。

このことについて、区が広報媒体等を通じて町会・自治会に関するPRをもっと積極的に展開してはどうかという意見が聴き取り調査の中でも見られた。また、区民に対して実施したアンケート調査においても、町会・自治会をはじめとする地域活動に関する情報量の不足を指摘する意見が幾つか見られた。無論、区が地域振興を施策として掲げている以上、区としてもPRを行う必要性は少なからずあるが、町会・自治会を含む地域自身からも、従前にも増して自らの活動について情報発信していく必要があるだろう。

(3) 地域活動を紹介するためのホームページの開設

町会・自治会における情報提供の媒体としては、掲示板や回覧板が主体であり、熱意あ

ふれる有能なスタッフの存在など幾つかの条件に恵まれた場合にあってはミニコミ誌を発行・配布している団体も中にはある。しかし、いずれにしても紙ベースの域を大きく出るものではない。

もちろん紙ベースの既存媒体にはそれなりの長所があるのであり、その意義も依然として失われてはいないが、やはり一定の限界があることは否定できないであろう。まず、個人が掲示板や回覧板を目にした時に、即ち情報が供給されるタイミングに、その本人の情報ニーズがうまく合致するとは限らない。本人がメモでもしておかない限りは、時間が経過した後に当該情報を探そうとしても容易にはたどり着けない。与えられた機会を的確に捉えないと、その情報を永遠に逸するということにもなりかねないのである。これが双方向でないメディアの限界であろう。この短所を補う意味で、双方向性のあるインターネットを活用することは十二分に意義があると考ええる。

そこで、情報発信の絶対量の少なさを解消するためにも、既存のPRに加えて、町会・自治会の組織や活動を含めた地域情報について紹介するホームページを立ち上げることが重要である。できれば町会・自治会単位での開設が望ましいが、初期の段階では18出張所管内単位、即ち支部単位で立ち上げることから始めるのもやむを得ず、徐々に拡充していけばよいであろう。

ホームページについては、例えば世界に向けてというように、広域に情報発信するためのツールであるが故に、町会・自治会のエリアのような特定の狭い地域内での広報媒体としては不適切であり、新たに開設する意義が乏しいのではないかという誤解も一部では見られる。しかし、これはあまりにもホームページの意義・可能性を矮小化した見方ではないだろうか。「地域限定」のホームページという事例では、現に板橋区立の小・中学校において開設されているホームページの存在がある。地域の広狭という意味では、学校の通学区域も町会・自治会とそれほど大差はない。それでも、開かれた学校、魅力ある学校として自らの学校を内外にアピールするとともに、構成員同士のコミュニケーションを活性化させるメディアとして、学校のホームページの意義は自他共に十分認められているところであろう。

学校と同じように、町会・自治会を含む地域においても、自らの地域の魅力について積極的に情報発信していくべきであり、会員・非会員の差異を問わず、地域内の住民間のコミュニケーションを活発にしていけることが必要である。例えば、回覧板や掲示板では見逃してしまった地域の情報で、後から知りたくなったものを手軽に検索したり、地域の隠れ

た人材を発掘し、データベースを構築して活用していく。また、地域の課題について、住民同士がweb上で意見を交換する会議室的な使い方も可能である。さらに極論すれば、今後のまちづくりを進めていくにあたっては、他の地域から住民を呼び込むほどの気概を持って地域の魅力発掘と情報発信に努めていくべきであるとも言えよう。地域情報を発信するホームページの開設は、そのための触媒となりうる可能性を秘めている。

(4) 創意工夫を活かした魅力ある地域活動の展開に向けて

しかし、ただ単にホームページを開設したとしても、そこから発信する情報の内容、即ちコンテンツが旧態依然としたものにとどまっていたのでは十分ではない。町会・自治会の活動には、区からの委託又は補助を受けて実施されているものが少なくなく、そのことが自主的な活動の展開を阻害しているという見方もある。従って、町会・自治会の創意工夫がより一層活かせるように裁量の及ぶ範囲を広げる必要がある。

また、聴き取り調査においても、ファミリー層の参加を増やすうえでは子どもを対象とした事業展開が有効であるという回答が見られた。このように、企画次第では若年層を巻き込んだ事業展開が可能になるということがうかがわれる。魅力ある地域活動にするためには、事業の企画段階から広汎な各層・世代が参画し、様々なアイデアや創意工夫が事業内容に反映しうるよう、運営体制を開かれたものにしていくことが重要である。

(5) IT時代における地域と出張所との新たな関係の構築

以上、地域単位でのホームページの開設や町会・自治会の新たな事業展開の方向性等について見てきたが、町会・自治会の自己責任にすべて委ねるということではない。町会・自治会の団体としての自主性・主体性を尊重しながらも、区としては側面から支援していくことが不可欠である。

現在、産業革命にも匹敵すると言われるIT革命が急進展している。近い将来には、行政サービスのうち申請や証明書発行等の定型的な業務については、コンビニエンスストアや郵便局などの他の施設や機関の窓口で、或いは自宅のパソコンからネットワークを通じてなど、当該担当機関の窓口に直接出向かなくても手軽に済ませることができる時代が到来すると予想される。区の出張所で提供している窓口サービスの大半についても、出張所以外の他の施設による代替や、自宅から居ながらにして済ませることなどが、いずれ遠くない将来においては可能となるであろう。

そのような時代が到来した後の出張所の役割・機能はどうか。既に他の自治体では行政の効率化の観点から統廃合等の動きが見られるが、板橋区においては、組織数や施設数という単なる「数」の問題に還元するのではなく、地域振興の観点を重視し、もう一つの選択肢を追求すべきではないだろうか。

即ち、これからの出張所のあるべき姿としては、IT革命の恩恵を最大限に利用することにより事務的な側面では身軽になる半面、地域振興やまちづくり、コミュニティ施策という側面に軸足をさらにシフト、或いは特化していくという方向性が考えられる。

魅力的な地域情報の発信をはじめ、これまで述べてきた新たな展開を切り拓いていくにあたっては、町会・自治会等の団体が独力で進めていくことが本来望ましいことである。しかし、出張所の職員がまちづくりコンサルタントやプロデューサー的な立場で地域の中に入り、行政と地域との間の連携をより一層緊密にしていく「仕掛け人」になるということも必要である。21世紀の出張所は、言うなれば、まちづくりの人材派遣センター的な役割・機能を担っていくということが求められているのではなかろうか。

第Ⅲ章 趣味のサークル・団体に対する聴き取り調査から

1 聴き取り調査の概要

概に趣味のサークル・団体といってもその対象は、多種多様である。興味や嗜好を同じくする複数の人間が集まり何かをすれば、もうそれは趣味のサークル・団体とみなすことができる。したがって、趣味のサークル・団体が区内にいくつ存在し、活動に参加している区民が何人いるか等を把握することすら難しいのが実状である。こうした中で、趣味のサークル・団体と考えられる区民の活動を最も幅広く捉えているのは、生涯学習の分野であると思われる。そこで、趣味のサークル・団体への聴き取り調査を行うにあたっては、板橋区教育委員会が作成している「生涯学習団体サークル名簿（平成12・13年度版）」に記載されている団体の中から、構成員の年齢等を考慮して3団体を選び出し、その活動の実体を掘り下げて調査することとした。

調査は、各団体の活動内容のほか、活動をとおしてまちづくりや地域環境を問い直すようなことへの取り組み状況、活動していく上での問題点及び行政（区）への要望という観点から実施した。したがって調査結果も、これらの項目に沿って記述することにする。

(1) 和太鼓サークル

高島平地区に拠点を置いて、主に小中学生・高校生を中心に、伝承芸能である和太鼓の演奏をとおして、人との出会いやチームワークの大切さを学び、思いやりのある心身ともに健康な身体をつくることを目的としているサークルである。会員数約80名。

① 活動内容

- ・現在会長が7歳の頃から師事を受けた太鼓演奏の良さを、次世代に伝えていきたいという思いから、平成2年に結成された。当初は地域の子供たち4、5名の活動であった。地域の大人が子供たちのためにできることをやっていきたいという考えが根底にある。
- ・現在の会員は、小中学生・高校生を中心に5歳から62歳までと幅広く、和太鼓の技術の習得を目指すとともに、和太鼓を通じて、健康づくり、体力づくり、仲間づくりに取り組んでいる。

- ・練習は、主として2つの区立小学校を利用して、週3回、習得段階別の5グループに分かれて行われている。会長自らが指導することが中心ではあるが、小さいメンバーにベテランメンバーたちが教える光景も数多く見られる。メンバーとスタッフ間の異年齢交流がこのサークルでは大切なものとなっている。
- ・地域の保育園などで行われるこどもまつりや、町会・自治会、福祉園での夏まつり・盆踊りなどで太鼓の演奏を披露している。また、区の行事にも出演しており、一昨年の年末に行われたカウントダウンイベントや、3月の荒川市民マラソン会場においても太鼓の演奏を披露した。結成以来の演奏回数は、300か所、400回以上に上っている。最近では、出演依頼を受けることが多くなってきた。
- ・部活動と勉強との両立に悩むメンバーも、太鼓に向かい仲間と心をつなぐことで喜びや充実感を味わっている。また、和太鼓を通して創作意欲や自己啓発意識を向上させ、よりよい活動をする事を目指している。

② まちづくりや地域環境の改善への取り組み

- ・和太鼓を通じて子供たちの健全育成に貢献している。特に学年を超えて子供同士が交流したり、大人を含め地域とのふれあいの場をもつことなど、通常では体験できない機会を提供している。
- ・町会・自治会などが主催する盆踊りなどや、民謡コンクールやふれあいステージなどの福祉活動へ参加し、演奏することを通して、地域の人たちが交流することへの手助けとなっている。

③ 活動上の問題点及び行政（区）への要望

・練習場所の確保

通常のサークル・団体でも活動する場所を見つけることは難しいが、その上に活動内容が大きな音を伴うものであることから、練習場の確保には大きな難点がある。最近では、地域での理解も深まり、近隣の2つの小学校の体育館を利用できるようになった。しかし結成当初は、練習場所の確保が大変であった。

・道具保管場所の確保

練習用や本番用の数多くの太鼓を持っているが、それらの器材の保管場所には苦慮している。このサークルでは、ビルの一室を借りて倉庫兼事務所として使用している。太鼓の活動団体の中でもこのように保管場所を確保できているところはあまりないとのことであった。

(2) 子育てサークル

子を持つ親（母親）が集まって、子育てについての情報を交換し、相互に学び合うことを目的としているサークルである。会員数約 20 名

① 活動内容

- ・結成は平成元年 10 月。同年 5～9 月に板橋区成増社会教育会館が主催した「親子セミナー」に参加したメンバーが集まってサークルを結成した。
- ・幼児から高校生までの子を持つ母親が、子供の遊びや友人関係、学校生活、先生、受験、おこずかい、不登校などについて話し合い、相互に相談するなかで、子育てに対する不安の解消を図っている。仲間の子育てから自分の子育てを学ぼうという姿勢に、このサークルの最大の特徴がある。
- ・徳丸区民センターで毎月 1 回定例会を開いているほか、子育て講演会（年 1～2 回）や親子キャンプ（年 1 回）の実施、子育てサークル交流会が主催する「すくすくまつり」、板橋区ともに生きる福祉連絡会の主催する「サークルフェスティバル」に毎年参加している。一昨年は、板橋区が主催した「いたばしボランティアフェスタ」にも参加した。
- ・対象が「子育て」という、誰もがその大切さはわかっているが不安を抱えている内容である点、また親子のつきあいとなる点で、会員同士の絆は相当固いものとなっている。

② まちづくりや地域環境の改善への取り組み

- ・自分の子供のことでなく、メンバーの子供たちの行動を見て、気付いたことを親に伝え合うことで、共に補い合い、助け合って子育てに取り組んでいくことを実践している。
- ・区民向けに、子育て講座を開催するなど、子育てを共に考える機会を提供している。
- ・大原社会教育会館で行われている「木曜ボランティアサロン」に参加していて、子育てに関して広く一般の区民からの相談にも応じている。

③ 活動上の問題点及び行政（区）への要望

・活動場所の確保

集会所の利用を毎月申請しているが、取れる回数が少ないのが悩みである。また、小さな子供を遊ばせるには、遊具が必要であるが、それを会合の都度持っていくのは

大変なので、常時置いておける場所があると利用しやすい。

その点、児童館は利用施設としては最適である。最近は児童館を土曜、日曜日にサークル活動に解放するようになってきたことは喜ばしい。学童保育クラブも平日午前中の利用ができるようになってきたので有り難い。

- ・小規模サークルの施設使用料は無料に

集会所等の施設の利用は原則有料となっているが、会員数が10名に満たないサークルでは、それ以上規模団体に比べると施設使用料を捻出することが大変難しいのが実情である。また、このような小さなサークルほど、会員各自が自律的・自発的に行動している場合が多く、現在の一律の使用料徴収は、区民活動の芽を摘むことになりかねない。地域での自主的な活動の支援という意味で、こうした小規模サークルの施設使用料を無料にするなどの助成措置を考えて欲しい。

- ・区が主催する区民講座は無料に

施設使用料の場合と同様、受益者負担の原則から、区が行う講座は原則有料となったが、区が開催する講座に参加したことをきっかけとして、数々の活動サークルが誕生していることも見逃せない事実である。区民の自主的な活動のための環境づくりという面では、区民が各種講座に参加しやすくするために区民講座への参加費用は無料にしたほうがよい。その見返りは将来必ずあると思う。

また、区民講座では、何を学びたいかテーマも参加者に決定させ、話し合い学習を中心とするものがよい。このような講座を受けると、多くの場合その後も仲間を作って活動を続けていく。子育てサークル結成のきっかけとなった「親子セミナー」がまさにこのタイプの講座であった。

- ・サークルや団体間の交流がはかれるような場が欲しい

困った時にあそこへいけば相談できるという場所があればいいと思う。交流センターや支援センターなどを設置して、サークル・団体同士が交流や相談ができるようにしたい。

(3) 老人クラブ

概ね60歳以上の高齢者会員間の親睦と健康づくり、生きがいづくりの増進を目的として活動しているサークルである。会員数57名。

① 活動内容

- ・平成元年3月結成。会員数は区内の老人クラブの中では比較的少ない方（板橋区内の老人クラブ156団体の平均会員数は112名）であるが、ゲートボールをはじめとする健康づくり活動や、手芸、民謡、都内めぐり日帰り旅行などの「趣味のつどい」の活動状況は他のクラブに比べ際だっており、会員の参加率も高い。会合に参加してきた会員には、必ず声を出して（会話を楽しんで）返ってもらうように心がけている。
- ・毎年9月に行われる「敬老のつどい」では、その開催企画・運営を町会から委託されており、地域内の65歳以上のお年寄りを招待している。このことにより新規加入者の確保にもつながっている。その他、町会が行う餅つき大会や夏まつりなどの事業にも積極的に参加し、その一役を担うまでになっている。
- ・地域内や近隣の小中学校との交流にも意欲的で、小学校でのふれあい授業ではゲートボールのコーチを引き受けたり、学芸会へ参加して自慢の声や踊りを披露、また中学校では手芸の指導なども行っている。
- ・区域内の公園や道路清掃のボランティア活動にも積極的に参加している。また、一人暮らしや寝たきりの高齢者の話相手になってあげるといふ、いわゆる友愛活動の実績により平成13年度、都知事から優良老人クラブの表彰を受けている。

② まちづくりや地域環境の改善への取り組み

- ・老人クラブ内での親睦や健康づくりだけに止まらず、道路公園清掃や一人暮らしや寝たきりの高齢者の話相手になってあげるなどのボランティア活動にも意欲的に取り組んでいる。
- ・地域内や近隣の小中学校との活発な交流を図ることにより、世代間交流を実践している。
- ・町会主催の事業・イベントに積極的に参加している。

こうした取り組みへ駆りたてるものは何かという質問に対しては、「地域のなかでは、多くの人の世話になっているのだから、老人のささやかな力を少しでも地域に役立てたい。また、そうできることは幸せです。」という返事が返ってきた。

③ 活動上の問題点及び行政（区）への要望

- ・活動場所の確保

10名程度の役員会を開くには、地域内のけやき園を利用できるが、それ以上の規模となると集会室を借りるしかなく、その確保がいつも難しい。気軽に利用できる場所をもっと行政が提供して欲しい。

2 総括

今回の聴き取り調査から、それぞれのサークル・団体間で比較的共通していると思われる所をあえて抽出してみると次のようになる。

まず、良く活動しているグループには優れたリーダーが存在することである。聴き取り調査を行ったサークル・団体には、いずれもメンバー間のコミュニケーションの核となって組織をまとめ、先頭に立って活動する魅力的なリーダーが存在した。会長、代表など名称は異なるが、グループの運営は、リーダーの資質に大きく左右されるようである。優れたリーダーのいるところに良い活動が生まれるのは、どんな組織でも同じであろうが、趣味のサークル・団体という比較的少人数のグループにおいては、リーダーの占めるウエイトが大変大きなものとなっている感がある。

第2に、活動を続けていくうちに、関心の目がサークル・団体の外へも向けられていくことである。趣味のサークル・団体は、主として同好の仲間同士での学習、親睦を目的としたものが多いが、活動をしていくうちに、そのなかで培った知識や技術を自分たちの中だけに止めずに、外部の人たちのために活用したいという意識が芽生えてくる傾向にあると思われる。老人クラブが小中学生にゲートボールや手芸を教えたり、子育てサークルが会員外の親の子育ての相談に乗ったりすることは、まさにこのことの現れであるといえる。また、外部との交流を通じて活動意欲がさらに高まるという側面もある。一部には結成時から外部との交流や、対外的な支援などを目的としたサークル・団体もあるであろうが、今回調査を行ったサークル・団体はそのようなものではないことは明らかである。こうした意識を他の団体・サークル活動や地域づくりにうまくつなげていけるような仕組みをつくる必要性を強く感じた。

第3に、手軽に利用できる活動場所が不足していることである。このことは、3つのサークル・団体とも共通して問題としており、行政への要望に掲げている。活動場所の不足には、集会所などの場所それ自体が絶対的に不足していることに加え、予約や申請が面倒であるという利用の不便さという意味合いも含まれている。また、活動を行う際に必要な道具や器材などの保管場所にも、活動場所と同様に困っているという実態がうかがえる。和太鼓サークルでは、ビルの一室を借りて器材置場と事務所として利用していたが、こうした例はまれなケースであり、多くのサークル・団体にとっては活動場所の確保に苦

労しているのが現実である。利用しやすい活動場所の提供は区にとって大きな課題である。

第IV章 ボランティア活動に関する聴き取り調査等から

1 ボランティア団体の聴き取り調査から

(1) ヒアリングの概要

区内でボランティア活動を行なっている団体の中から、その活動内容により、①福祉関係、②環境関係、③まちづくり関係の各分野から1団体ずつ選定した。当該団体に協力を要請し、聴き取り調査について了解が得られた団体のみ実施した。

他団体との関係や、町会・自治会への考え方など、若干微妙な内容にわたることから、団体の名称、回答者氏名、調査実施場所は、明らかにしないものとした。

調査項目は、活動内容、他団体との連携体制、地域住民との関係、町会・自治会との関係等である。

(2) 社会福祉関係団体

① 活動内容

- ・会合 総会年1回。8月と1月を除く毎月月例会（2時間ほど）を持つ。月ごとのテーマに沿って詳しい情報の提供を行うとともに、会員の要望を聞く。月例会への出席は幹事が中心であるが、その他の会員の参加も自由。月例会の内容は、「父母の会だより」（毎月1回発行）に掲載。その他に随時役員会（平成12年度実績13回）。
- ・会員相互の親睦のための活動 日帰りのレクリエーション、2泊3日の夏期バス旅行、新春のつどい。夏期バス旅行は80名ほど参加（うち、会員外のボランティア・スタッフが20名ほど）。
- ・板橋区、東京都、国への陳情活動

② 地域との関わり

「ふれあいまつり」、「区民まつり」、「連合町内会運動会」などへの参加。区の防災訓練への参加（会としては会員への参加呼びかけの連絡）。

③ 地域内の他の団体との関係

「板橋区ともに生きる福祉連絡会」に加盟して活動。放置自転車による歩道占拠や公衆トイレの改善の問題に関連して、「福祉のまちをつくろう会」と接触。町内会とは

会としては関係を持っていない。会員の関わり方は個人差が大きい。

④ その他

制度の転換（措置から契約へ）への対応のために活動時間とエネルギーのかなりの部分をとられており、共通の課題で他の団体や地域住民と連絡をとりあって一緒に行動する余裕はほとんどない。

(3) 環境関係団体

① 活動内容

板橋区エコポリスセンター講座の受講者が母体になって立ち上げたグループで、環境問題に関連して活動している。

発足当時の会員のうち、活動をリードする力を持っていた人が、独立のグループを立ち上げて、本会自体からは離れて行ったが、その後新たに加わってきた会員もいる。現在、会員数約40名のうち、半数ぐらいが、講座受講者以外の人。講座受講者と受講者以外の人とのあいだに意識のずれが見られる。

定例的な活動としては、毎月1回の会報の作成発送作業がある。その他、ほぼ毎月1回の割合で、見学会や学習会を行う。会合のさいに、会員間でのかなり活発な意見交換が行われる。ただ、時間的な制約から毎回の会合への参加者はそれほど多くない。

② 地域団体との関係

町内会との関係は持っていない。

(4) まちづくり関係団体

① 活動内容

誰もが安心して生活できる住環境をつくることを目標に活動。隔月1回、活動報告・学習会・交流会を兼ねた会合を持っている（奇数月の第3水曜日）。例会には20人～30人が参加。

住宅改修や介護保険についての相談を受け、行政の提供している制度をいかに活用するかについて知恵を貸している。

発足当初（1999年）は、住宅の改善を中心に活動していたが、「住宅だけでなく外にもさまざまなバリアがある」ことにも目を向けようということになった。

地域の生活環境改善のための活動としては、例えば、車椅子を使って公共施設や道路

のバリアを体験するワークショップを持ったり、障害者の観点から防災のあり方を点検するなどの活動を行ってきた。また、コミュニティづくりのために地域の人々が日常的に集まって話ができる場所や「グループホーム」の建設などをめざして活動している。

② 地域団体との関係

地域の他団体との関わりとしては、「板橋区ともに生きる福祉連絡会」、「ボランティア・市民活動学習推進センター」、「木曜ボランティアサロン」などへの参加ないし協働がある。「木曜ボランティアサロン」の運営を行っているメンバーとともに、NPOまちづくりセンターの立ち上げを準備中。

(5) 聴き取り調査の総括

今回、板橋区内の数あるボランティア団体の中から、3つを抽出して聴き取り調査を行い、上記のような話を聞くことができたが、そこから次のような仮説と検討課題を導き出すことができるように思われる。

- 団体の対外的機能が何であれ、団体内での構成員相互のコミュニケーションが重視されている。
- 団体によって、その人的資源に大きな違いがある。福祉関係団体と環境関係団体においては、主要メンバーの活動時間が足りないことが悩みの一つとして強調されていたのに対して、まちづくり関連団体では、中心となるスタッフが職業（住宅コンサルタント？）と密接に結びついたかたちで、事務局的功能を果たしているためか、そのような声は聞かれなかった。（ただし、時間がなくて、話に出てこなかっただけかもしれない）
- 地域の他の団体や地域社会との関わり方も、団体によってかなりの差異がある。福祉関係団体の場合、構成員の間での情報交換・研修・親睦および対行政交渉が活動の中心となっているため、他の団体や地域社会との直接の交流はあまり行われていない。環境関係団体の場合、地域社会の中で参加者を広げていこうとする志向を持つが、他の団体と協力していく必要性はあまり意識されていないようである。まちづくり関係団体の場合、地域社会の住環境の改善そのものが活動目的となっており、また、地域社会における他の団体との協力もすでに視野に入っている。
- いずれの団体も、町内会との関係は持っていない。比較的新しい住民がメンバーになっていると思われるある団体でのヒアリングから推測すると、ボランティア団体の側では町内会に閉鎖的な体質を感じている場合が多いのではないかとと思われる。

- 「板橋区ともに生きる福祉連絡会」、「ボランティア・市民活動学習推進センター」、「木曜ボランティアサロン」、「NPOまちづくりセンター」など、区内のボランティア団体を横につなぐ組織が、すでいくつか形成されていたり、形成されつつある。「いたばしボランティアフェスタ 2001」などは、このような動きの中で行政とは別に生れたものであるが、これらの組織が、何をめざしてどのような活動を展開しているかについて、補充的調査が必要であろう。
- 区の提供する、福祉制度、市民講座、エコポリスセンター、社会教育会館などは、確実に、ボランティア団体の活動を促進する役割を果たしている。それらが潜在的な需要との関係で十分供給されているかどうかを点検する必要がある。

また、調査のなかで聞かれた断片的かつ印象的なことからいくつか拾ってみた。

○福祉関係団体

- ・障害者に対して、まちの人がどのように接していいかわからないことから、町会への誘いも戸惑いがちになるという声がある。
- ・家族の側も、あえて町会に参加する必要性をあまり感じていないようだ。また、かり出されるようなイメージがあるとのこと。
- ・障害者（及びその家族）と民生委員との関係が希薄であることは意外であった。民生委員は、高齢者で手一杯という印象をもっているようだ。

○環境関連団体

- ・女性が活動を継続するためには、家族の理解が不可欠である。その意味で男性の意識改革が必要。
- ・行政とのつながりは重要であるが、行政の担当者は3、4年で異動してしまうため、関係づくりを一からやり直さなければならない。
- ・活動の時だけでなく自由に使える、ものが置いておける場所がほしい。

○まちづくり関係団体

- ・行政情報の公開が必要である。現在は、必要な制度、窓口までなかなかたどりつけない。あいまいなキーワードで検索できる情報が必要。

2 ボランティア活動団体アンケート

(1) アンケートの実施

区（健康生きがい部計画推進課）では、超高齢社会の到来を前に、高齢者が地域の中で生きがいをもって活動し、ひいては介護予防につなげるため、高齢者の社会参加のしくみづくりを行なおうとしている。このため、区内の高齢者及びボランティア団体を対象に、アンケート調査を実施した。

高齢者に対しては、「会社を退職したサラリーマン等がボランティア活動に対してどのような意識を持っているのか、また、ボランティア活動で活用したい自分の技能は何か」を調査内容とした。一方、ボランティア団体に対しては、「その活動においてどのような人材を必要としているのか、採用の条件、課題等」を調査内容とした。

地域デザインフォーラム地域社会分科会 I では、このアンケートに協力を依頼し、ボランティア団体と地域団体の接点はどうか、区に対し何を要望しているのか等について、質問項目を設けてもらうこととした。

調査の設計は次のとおりである。

- 対象地域 板橋区全域
- 調査対象・標本数 団体；区内に所在するボランティア団体等 80 団体
- 調査期間 平成 13 年 8 月 8 日から 9 月 20 日
- 回収結果 発送 80 団体に対し回答 41 団体（回答率 51%）
- 調査票 別添のとおり

なお、この他に個人向け（65 歳到達者）にもアンケートを実施しているが、当研究とは直接関係がないのでここではふれていない。

(2) 集計結果

アンケート結果について概要を示す。

それぞれの項目に記述した回答内容については、上位のもの、あるいは特徴的なものを示している。

① 活動内容（単一回答）

- 高齢者支援活動 17 団体
- 障害者支援団体 7 団体

地域（環境保全・教育・まちづくり）支援活動 6 団体

自然保護支援活動 3 団体

趣味・レクリエーション指導 2 団体

活動内容は、社会福祉関係が半数以上を占めた。特に高齢者支援活動が多い。

② 活動場所（複数回答）

区の施設が 30 団体と圧倒的に多い。73.2%を占めている。他には、民間施設、自宅がそれぞれ 7 団体ずつであった。

活動場所として区の施設の提供拡大が求められているのではないか。

③ 活動範囲（単一回答）

区外を含むが 18 団体（43.9%）、区内全域が 14 団体（34.1%）と、比較的広域に活動をしている団体が多いことがわかる。町内に限定した活動という団体は皆無であった。

この辺に、ボランティア団体と町会・自治会の性格の違いがあるのかもしれない。

④ 会員数（単一回答）

50 人以下が 30 団体で 73.1%を占めた。逆に 100 人以上の団体は 8 団体（19.5%）である。少数の団体が多いが、100 人以上の 19.5%も決して低い数字ではないだろう。一口にボランティア団体といってもその組織力にはばらつきがあるようである。

⑤ 主な年齢構成（複数回答、n=40）

20歳未満	4団体(10.0%)
20～39歳	14団体(35.0%)
40～64歳	29団体(72.5%)
65歳以上	23団体(57.5%)

40～64 歳が団体の中核を占め、65 歳以上も半数以上を占めている。

第 I 章で分析した「区民活動調査」でボランティア活動に参加している区民の割合と比べてみると、(n=26)

20歳未満	—
20～39歳	0人(0%)
40～64歳	16人(61.5%)
65歳以上	10人(38.5%)

であり、40 歳未満の参加者がいないことを除けば、同様の結果であろう。

⑥ 主な職業構成（複数回答）

自営	12団体(30.8%)
被雇用	12団体(30.8%)
主婦	28団体(71.8%)
学生	3 団体(7.7%)
無職	15団体(38.5%)
その他	7 団体(17.9%)

職業構成で最も多いのは主婦で、次が無職である。「地域活動調査」では無職(34.6%)のほか、自営業者が多く(26.9%)、主婦(23.1%)を抜いている。

⑦活動を行なううえで困っていることはあるか(複数回答)

メンバーの不足	18 団体(46.2%)
資金の不足	14 団体(35.9%)
場所の確保	13 団体(33.3%)

以上が主な回答である。やはりここでも「人」、「場所」、「資金」の三要素が不足しているとの結果が現れた。これを、団体の主体性を確保したまま、どのように支援していくかが行政に課せられた課題である。

⑧ 団体の活動上、区に望むこと

⑦の設問の結果を直接ぶつけてみると、

資金援助	15 団体(36.6%)
場所の提供	13 団体(31.7%)
その他	12 団体(29.3%)
情報の提供	11 団体(26.8%)

と、資金援助が最も多い結果となった。ただし、それに続く選択肢との間に大きな差はなく、比較的分散している。人的援助(4.9%)が低いのは、選択肢に人的援助(コンサルタント)と付加したからであろう。実際に必要としているのは、すぐに活動可能な人材なのであろう。

その他の内容としては、団体の存在をPRしてほしい、活動支援の窓口がほしい、広報活動への支援、パソコン等機器の貸与、区民まつりの出展料を安くしてほしい、NPOに対する理解の向上などがあつた。ボランティア等の普及啓発の要望が読み取れる。

⑨ 地域活動との関係について(複数回答)

同じような活動を行なっている団体とは連携を図っていききたい 22 団体(56.4%)

地域のコミュニティの活性化に積極的な役割を果たしたい 16 団体(41.0%)

行政が行なう活動にも積極的に協力していききたい 14 団体(35.9%)

が上位を占めた。「地域活動」、「コミュニティ」など、用語の定義をしなかったため、とまどった団体も多いかもしれない。同種の団体との連携志向が強いのは当然としても、町会単位の活動が皆無であった割には、「地域のコミュニティの活性化に積極的な役割を果たしていききたい」との回答が多いのは意外であった。地域というものをより広範囲に捉えての選択であるかもしれない。行政が行なう活動にも積極的に協力していききたいの回答も含め、漠然としたイメージながら、「社会への貢献」意識が高いことを示しているのではないか。

⑩ 既存のコミュニティ団体であり、地域に根ざした各種活動を行なっている町会や自治会との関係について（単一回答）

当分科会としての主目的ともいえる設問である。

町会・自治会とはほとんど関係がない 26 団体(66.7%)

自分の団体の活動に参加してもらっている 7 団体(17.9%)

ボランティア団体の聴き取り調査でもわかったことだが、町会・自治体との関係は多くないことがわかる。

自分の団体の活動に参加してもらっている内容は、町会から茶菓子代を支出してもらっている、民生委員との関係（2件）、場所の提供等であった。

⑪ 町会・自治会に望むこと

自由意見方式による回答のなかから、いくつか拾ってみよう。

○外国人との共生に互いに協力してほしい

○葬送や介護支援に私たちをどんどん利用してほしい

○どのようなイベントでも要望・依頼があれば積極的に参加したい

○地域行事への参加を募集してほしい

など、自分の団体への協力を望む内容

○今後も協力して進めたい

○参加の呼びかけに協力してもらっているので今後ともお願いしたい

など、現状の良い関係の継続を望む内容

○市民団体と一般住民との交流のサポート、促進役になってほしい

- 自分たちの役割を理解してほしい
 - 地域の高齢者へのニーズを把握しそれに合わせた活動に取り組んでほしい
- など、要望するもの
- 昔からのつながりがあるので難しそう
 - 新しい風を入れてほしい
 - 既存の町会・自治会はコミュニティ団体といえる実態を持っていない。構造改革をして新たなコミュニティづくりが必要
 - 組織としてもっと開かれたものになってほしい
- など、批判的なものもあった。

⑫ 会員からのプライベートな相談（単一回答）

「多い」、「ない」がともに14団体（36.8%）と分かれた。

この質問は、ボランティア団体が、地域でのあるいは個人的な課題を解決するための組織となりうるのかを探るために設定したものである。当初の予想としては、「ない」という回答は少ないだろうと考えていた。町会・自治会に比肩するコミュニティ組織としてのボランティア団体というものを想定していたところであり、「ない」という回答が多かったのは意外であった。

「市民活動調査」で、「地域の団体やサークルに相談する」という回答がトップであったのは、ボランティア団体が想定できるものとしては「ボランティア活動に参加したい」と「手話を習いたい」の二項目であり、団体の活動内容そのものである。様々な地域の課題解決のための相談先にはなっていないことがわかる。ボランティア団体等は、あくまで生きがいづくりや、親睦・交流のためのものということではないだろうか。生活上のちょっとしたことは相談しても、個人や地域にかかる課題の相談相手としては、その活動と関係のない内容ではさほど力を発揮しないのであろう。

NPO・ボランティア団体は、その活動が地域と密着していることによって、コミュニティ推進組織として位置付けられるのであろう。

第V章 提 言

1 3つの活動団体に対する区の基本的スタンス

第IV章までにアンケート調査や聴き取り調査を通じ、①町会・自治会、②趣味のグループ、③ボランティアがそれぞれ果たすべき役割、期待される役割などを分析・検討してきた。本章では、これに基づき区としての施策のあり方を検討する。しかし、その前にまず、現在の区が、これらの団体をどのように位置付け、どのような施策を展開しているかについてまとめることとした。

(1) 町会・自治会

町会・自治会は、従来からコミュニティの基本的な単位であり、行政と町会・自治会は明治以降様々な関係をもってきた。その沿革や、基本的な位置付けについては、中間報告の第2章の1「板橋区のコミュニティ関連施策の取り組み」の中で説明をしているので、これを参照していただきたい。

ここでは、具体的に区が町会・自治会に対してどのような事務事業を行っているかについてまとめる。

① 組 織

板橋区の行政組織において、直接に町会・自治会との窓口となる課は、区民文化部地域振興課である。

地域振興係では、コミュニティ意識の普及啓発、コミュニティ活動の育成・援助、公共的団体との連絡調整、地区運動会・成人の日の集い等地区行事に関することがその所掌事項である。また、施設係では区民センター・集会所の建設、管理・運営を、庶務係では出張所に関する取りまとめ等を行うこととしている。

具体的な事業を平成12年度の事務実績調書から拾ってみよう。

・ 区政事務事業説明会

町会・自治会の会長を対象に、年度当初、区が行う様々な施策・事務事業について説明を行う会である。

・ 定例事務事業説明会

町会連合会の役員を対象に、毎月1回定例的に実施する事務事業の説明会である。

- ・成人の日のつどい

18出張所ごとに、新成人を対象として成人の日を祝う会である。町会・自治会は、この際、出張所職員とともに会務を補助している。

- ・コミュニティ活性化事業

桜まつり、梅まつりなどの地区行事や地区運動会を、出張所単位を基本とし、町会・自治会との共催により行う。

- ・区民センター・出張所集会室、区民集会所

それぞれのコミュニティ施設の管理・運営を行う。

区民センターでは、町会・自治会をはじめとする利用者による運営委員会が組織されている。また、区民集会所では、近隣の住民に鍵の開閉を委託しているところもある。

さらに本年度から、舟渡区民センターの管理運営を町会に対し委託し始めた。

② 出張所の位置付け

区内に18ある出張所は、地域振興課が所管する出先施設である。

その所掌事務は、住民基本台帳をはじめ、ありとあらゆる行政サービスを扱うほか、区域内の官公署、各種公共的団体との連絡・調整に関することが挙げられる。明確に町会・自治会とは言っていないが、各種公共団体とはおよそ町会・自治会を指すものと解してよい。

出張所には、事務主査及び地域振興主査が1名ずつ配置されており、このうち地域振興主査が所長の命の下、町会自治会との各種連絡調整を行う。特に青少年健全育成活動やその他の地区行事を町会・自治会とともに実施する。現実的に町会連合会の支部の事務局としての機能を果たしている地区もあり、町会・自治会と出張所は、切っても切り離せない関係にある。

③ その他の課

その他の課も、事業を地域に満遍なく展開するために、町会・自治会の組織力を大いに活用しているところである。次に挙げたのはその一例である。

防災課：住民防災組織、総合防災訓練

リサイクル推進課；拠点分別回収

環境保全課；エコポリス板橋環境行動会議

教育委員会；学童擁護の委託

選挙管理委員会；明るい選挙推進員の募集

各種審議会・懇談会；区民代表として町会連合会から役員が会に参加する。

(2) 趣味のグループ

趣味のグループと簡単にいっても、範囲は広く、また、活動の内容も様々である。したがって区の所管として決まった部課があるわけではない。生涯学習の観点からとらえれば生涯学習課が所管し、文化行政としてとらえれば文化会館がこれを所管する。高齢者が行えば生きがい推進課が担当するかもしれないし、スポーツであれば体育課である。こう考えてみると、趣味のグループというのは、区民にとっては最も身近であるにもかかわらず、その幅の広さ故に行政としてはとらえどころがないものなのかもしれない。

本節では、生涯学習という切り口が最も幅広くこのグループをとらえていると思われるので、生涯学習の観点からこれらのグループに対する区の考え方を見ることとする。

① 生涯学習懇談会報告書

平成11年7月に、板橋区生涯学習懇談会の報告書として「区民の多様なニーズに対応した学習支援のあり方について」が出された。これが、区として最新の生涯学習団体に対する施策の方向を示す資料である。

まず、生涯学習グループを、コミュニティ活性化の手段として扱うという観点は、この報告書からどのように読み取れるだろうか。提言4-6「地域で学校を支援する活動の促進」で、学校にかかわる様々な課題に対し、家庭や地域社会との協力関係をもつ必要性が挙げられている。学校と地域社会がより一層の協力関係を築きながら子どもたちを育成していくという観点が挙げられている。これは、青少年の健全育成という観点からのコミュニティ施策といえる。また、「VI おわりに」の項目に、「学習活動を通して生まれる区民相互の理解やつながりは、区にとって大きな財産であり、その蓄積が区民生活をより豊かにしていくことができる」という記述がみえる。

この報告書を概観すると、区が行う学習支援は、①情報の提供と相談、②学習の成果の評価と活用、③学習機会の充実の3点に集約できる。②の学習の成果の評価は、学習成果の発表機会の充実や、成果の共有のための取り組み等を提言する内容である。

現在の生涯学習事業は、およそこの方向にそったものである。区が主体となる学習機会の提供は、IT 講習会や、各主管課の様々な講座・講習会を含め実施しているが、今後は学習団体の支援に力点を移そうとしている。たとえば、講習会を実施する際に保育者を派遣するとか、新規に学習団体を結成しようとする区民を支援するなどである。

報告書の提言 18 項目を一覧表にした。

- 3-1 社会教育会館に「学習情報提供・相談コーナー」を設置する。
- 3-2 ホームページによる学習情報の提供と相談の機会を設ける。
- 3-3 相互学習を奨励するために学習団体の情報公開を促進する。
- 3-4 「ボランティア学習コーナー」を設置する。
- 3-5 区民による「施設だより」等の作成・発行を支援する。
- 4-1 同種目を学習する複数の団体による企画・運営事業の拡充
- 4-2 学習成果発表機会への区民の主体的参加の促進
- 4-3 学習団体との共催事業の実施
- 4-4 学習団体による独自の教材づくり
- 4-5 講座等の企画・運営に区民が参加する機会の増設
- 4-6 地域で学校を支援する活動の促進
- 4-7 登録一時保育者の学習援助機会の拡大
- 5-1 生涯学習本部の組織を活かした新たな事業展開への取り組み
- 5-2 区職員による「出前講座」の実施
- 5-3 区と区民との協働による「ボランティア学習」の充実
- 5-4 区民の学習機会に協力可能な人材の登録制度
- 5-5 サークル支援のための「保育室」の設置
- 5-6 新規に学習団体を結成しようとする人たちへの支援

② 生涯学習団体サークル名簿

区（生涯学習課）では、2年に1度、区内で活動している生涯学習関連の団体やサークルの名簿を作成している。情報の提供の一環である。その目次をめくってみると、ボーイスカウトや老人クラブ連合会などの関連団体をかかわりに、文化サークル、スポーツレクリエーションサークルの順に500を超える団体が活動状況やサークルの紹介文を掲載している。文化サークルの中には、手話やボランティアなどの福祉団体、女性問題

や子育てのグループなども含まれ、多種多様である。

基本的には、サークルの了解が得られ、当該サークルが新規に会員を募集している場合にのみ掲載している。したがって、これ以上会員を増やしたくないというサークルは、ほかに多数あるものと予測される。実際この冊子を利用してサークルの門を叩いた区民がどれほどいるかは定かではない。

(3) NPO、ボランティア団体

① 区の組織

区のNPO・ボランティアとの連携の窓口は、総務部総務課である。ここにボランティア活動推進主査が1人おり、区とNPO・ボランティア団体との関係のあり方について検討する事務局となっている。

ボランティア活動推進主査は、「ボランティア活動の推進に関すること」を所掌することとされ、板橋区ボランティア活動推進協議会の運営をはじめ、NPOとの協働のあり方の検討、実際にNPOに対する区の窓口としての機能を持っている。昨年9月、NPO団体が独自に実施したイベントでも、総務課が区の窓口として庁内各課との調整・連絡にあたった。

なお、未確定情報ながら、NPO団体やボランティア活動団体との連携が、今後NPM (new public management) の考えに基づいた行政経営を展開していくためにも重要であるとの認識から、14年4月からは、専管の係を設置する見込みである。

② 板橋区ボランティア活動推進協議会報告書 (平成11年3月)

この報告書は、学識経験者をはじめ、ボランティア団体の代表等による協議会がボランティア活動の推進方策や、団体と行政のかかわりのあり方について考え方をまとめたものである。

報告書は、1 背景、2 ボランティア活動とは、3 活動の意義・役割、4 板橋区におけるボランティア活動の現況と課題、5 活動推進のための基本的考え方、6 ボランティア活動と行政のかかわり、7 ボランティア活動の推進方策の7章で構成されている。

まず、地域コミュニティとボランティア団体との関係についてどのように記述されているかを拾ってみよう。

活動への関心の高まりの背景として、都市化によるコミュニティの希薄化を挙げ、「現在でも町会・自治会の活動には素晴らしいものがあるが、転入者や単身世帯なども

含めて、防犯活動、青少年の健全育成等あらゆる面で一層連携を強化していくことが必要になる」と分析している。町会・自治会以外のコミュニティとしてボランティア活動を視野に入れている。

また、ボランティア活動は環境問題や児童の健全育成等、地域の課題の実践的な担い手であり、かつ家庭や近所づきあいを超えたより広範な地域社会の中で、生きがいや喜びを感じることができるという意義・役割を持つとしている。

ボランティア活動を推進するための課題としては、「人と人との交流を促進するとともに連携を強化し、あたたかい人間関係で支えあうコミュニティづくりに不可欠である」とした上で、「町内会、自治会などを通じた地域における活動機会の拡大を図る必要がある。」としている。ボランティア活動がコミュニティづくりに不可欠であるという認識とともに、町会・自治会という旧来のコミュニティにその拡大の方途を期待しているのである。ただし、後続の推進方策には、町会・自治会との連携を論じた部分は、回覧板の活用による情報提供程度に過ぎない。

次に、ボランティア団体に対し、区がどのような施策を行おうとしているのかについて概観する。

活動推進のための基本的な考え方は次のとおりとされている。

○自主性・自発性・社会性を尊重し、多様な活動を支援する。

人材の育成（ボランティア大学校・養成講座）、担当組織の設置

○関心や意欲を活動に結びつけるきっかけづくり

きっかけづくり（青少年ボランティア体験、学校教育・生涯学習におけるボランティア学習）、情報提供（ボランティアハンドブック、相談・情報提供窓口の設置、回覧板の活用、インターネットの活用（ほか）

○ボランティア活動を支援する環境づくり

機会の提供（社会教育施設・福祉施設におけるボランティアの受け入れ拡大、地域における活動の場の拡大）、きっかけづくり、情報提供、人材の育成・確保（ボランティア登録制度など）、顕彰制度の検討

○ネットワークとパートナーシップ

情報提供、人材の確保・育成、交流・ネットワーク（ボランティア区民会議、交流イベントの開催）、地域における活動場所の提供（余裕教室の開放、集会施設の貸し出し方法の検討、公共用地の利用）、財政的支援（資金援助、基金設立、）、ボ

ランティア保険、企業の社会貢献活動への啓発、活動推進体制の整備、中央支援センターとしての総合ボランティアセンターの構築

③ NPOとの協働のあり方報告（平成13年3月）

この報告書は、庁内の検討組織である「NPOとの協働のあり方検討会」が平成13年3月にまとめたもので、NPO法人等の「団体」と行政の協働の関係を進めるうえでの課題や環境づくりについて行政側からの考え方を明らかにしたものである。

ボランティア活動推進協議会の報告書は、個々のボランティア活動推進のための方策であるのに対し、「NPOとの協働のあり方報告」は、NPO法人等、団体と行政との協働の関係をまとめたものという違いがある。

報告書では、協働を進める上での課題として、行政側、NPO側のそれぞれの課題を取り上げているほか、役割分担、公平・公正の原則等を挙げている。また、協働を進める上での環境づくりでは、次の5点についてボランティアとは別の支援として行う必要があるとしている。

○情報収集・提供システムの整備

（行政情報の計画段階での提供のシステム化、各課ホームページの開設、市民活動団体の実情や要望を知るための基礎調査の実施）

○市民活動担当窓口の充実（総合的な調整機能を持つ窓口の創設）

○人材育成・紹介・斡旋制度の創設

（経理等の技能を持つサラリーマンOBの紹介システムの構築、NPOのマネジメント講座等）

○財政支援

（従来の補助制度・補助団体の見直し、ボランティア基金の活用、融資斡旋制度の適用の検討）

○企業との連携（交流の場・機会の設定）

このあり方報告の実現を図るため、平成13年5月にNPO団体の代表者と行政代表が集まって協働の具体的な方策を検討する組織として「NPOと行政のあり方検討会議」を設置した。

④ 板橋区ボランティア活動推進協議会 提案（平成13年10月19日）

前出の板橋区ボランティア活動推進協議会は、平成11年3月の第1期協議会の報告を受け、11年9月から第2期の協議をスタートさせた。

この提案は、第1期報告書に盛り込まれた施策の方向性に関し、具体的な施策の内容を区に対し提案するものである。

提案内容は、網羅的・総花的にはせず、実現可能と想定される大きな二つの柱からなる。一つは「総合ボランティアセンター（仮称）」の構築である。現在、社会福祉関係のボランティアセンターである「板橋区ボランティアセンター」を発展的に機能拡大させ、ボランティア全般の①情報ネットワーク機能、②ボランティア活動の支援機能、③災害時の活動サポート機能を持たせるものとしている。具体的には、団体相互の交流促進、情報の収集と提供、団体の設立・運営への支援、人材の育成、調査・研究、普及啓発・入門・体験、災害時のボランティア活動への対応を行なう。また、これを現実に支える仕組みとして、関係機関とのネットワーク、専門的なサービスを支える協力体制のほか、区内18地域の「活動・学習の場」の設置と連携を挙げている。

センターの運営母体は板橋区社会福祉協議会であり、区はその支援を行なう。「活動・学習の場」の整備は区が既存の施設（出張所、区民センター）を活用する。ボランティア専用の施設とはせずに、ボランティア活動と既存の地域活動団体との協働を目指すものとしている。

もう一つの提案は、「いたばしボランティア基金の運営」に関するものであり、ボランティア団体が先駆的・モデル的な事業等を行なう際に、基金からその経費の一部を補助するものである。なお、基金は区内篤志家からの寄付金1,000万円を積み立て創設されたもので、今後も区民からの寄付をもって増額していく性格のものであるため、いやしくも本来区の予算で執行すべき事業にまで充てることがあってはならないものとしている。

⑤ NPOと行政の協働のあり方検討会議 報告書（平成13年10月29日）

前出の「NPOと行政の協働のあり方検討会議」は、13年5月にNPO等19団体と行政内部の10課により設置された。この提案は、この検討会議の中から、NPOの側から行政に対して行なった提案である。

報告書は、まず、「NPO」や「協働」という用語の意味するところがあいまいであるとの指摘から、それぞれを定義することから始めている。

「NPO」には、いわゆるNPO法人のみならず、ボランティア団体も含まれるものと整理され、以後「NPO（社会貢献団体）」という表記を行なうものとされた。また、「協働」については、東京都の作成した「協働の推進指針」を援用している。（それぞれの定義については報告書本文を参照されたい）

NPOは、自らの組織運営上の基本的な課題として、いくつかの点を挙げている。本編の政策提言に直接つながる可能性をもっている内容なので、そのまま転載する。

財 政 面；人件費・イベント開催経費・設備維持費等を含めた資金全般
場所・設備；活動拠点や行事開催場所など、安価で利用できる施設の提供
I T関連設備などの費用がかかるインフラ等

情 報；協働可能な行政分野の情報開示、補助金・委託業務情報等関連する
様々な情報を共有化するためのシステム・設備などの支援（行政側にはサポートとしての後方支援を期待）

人 材；専従スタッフ・ボランティアの確保と人材育成経費
また、現状での課題については、行政と団体が相互に検討・協議する場の必要性や、NPO法人とボランティア団体の間に、検討会議に対する姿勢にかなりの温度差があることを指摘している。

提案内容に目を転じよう。

NPOと行政を繋ぐセンター組織として、分野別の中間組織と、全分野横断的なセンター組織を協働のフレームとして提案している。このセンター組織の具体的な活動内容としては、①行政との常設的な窓口の設置、②助成金制度の創設、③幅広い協調体制と広報活動、④団体相互の補完関係の形成、⑤提案型（開拓型）活動の支援、⑥情報の開示と協働の相互評価を掲げている。

この板橋NPOネットワークセンター構想は、社会的な課題の解決に向けてNPO、行政、地域、学校などがネットワークを組み連携する組織であるとされ、この提案が想定した機能を発揮すれば、コミュニティの活性化につながる期待は大きいと思われる。しかし、この「地域」の意味合いは、既存コミュニティ団体である町会・自治会を含むものかと問えば、どうも怪しいものがある。検討会のメンバーには、町会・自治会の団体は入っていないことからそのことが伺えるのではないか。

⑥ ボランティア・NPOと区の協働に関する推進計画（素案）（平成13年12月18日）

以上の④⑤を受け、区は、13年度末を目途に「ボランティア・NPOとの協働に関する推進計画」を策定することとしている。昨年12月にはこの計画の素案を発表し、内外の意見を募集しはじめた。

素案は、「ボランティア推進協議会」の提案と、「NPOと行政の協働のあり方研究会」の提案をそのまま提示したものとなっている。

⑦ 平成13年度板橋区地域経済活性化協議会報告書（平成13年12月14日）

ここまで、ボランティア・NPOを所管する総務部総務課がとりまとめた報告書・提案等を検討してきた。平成13年も押し詰まってから、異色の報告書が提出されたのでここにまとめておきたい。その報告書の名称は「個性豊かで、持続的な地域循環型経済コミュニティの創造」というタイトルがついており、副題が「一板橋区におけるコミュニティビジネスの活性化について-」である。

平成13年8月に区長から「板橋区におけるコミュニティビジネスの活性化の方策について」を諮問された「板橋区地域経済活性化協議会」が4回にわたる協議の結果を報告したものである。協議会の構成は、学識経験者に委員長に選任された藤江俊彦氏（淑徳大学国際コミュニケーション学部教授）、当地域デザインフォーラムの研究者でもある中村昭雄氏（大東文化大学教授）の2名、その他コミュニティビジネス事業者、区内産業団体関係者、区内中小企業グループ連絡会の代表に国、都、区から行政代表がそれぞれ加わっている。事務局は区民文化部商工振興課である。

答申は、まずコミュニティビジネスとは「地域においてボランティア的な活動として芽生えてきた事業が、継続性と発展性を持つという形でビジネス化していくこと」と定義し、今後の区の地域経済活性化にむけて、地域課題を解決する経済活動セクターであるコミュニティビジネスを広く周知し、区民による起業の動きを活発にすること及び産業、行政、大学、区民がパートナーシップを持ち共同した活動を展開していくことが重要であるとしている。

そのための基本的な考え方として、①地域の課題は、住民と行政の共通課題として捉え、行政・住民・NPO等全てを含む「ソーシャルマネジメント」により対等・協働の立場で解決していくべきことを新たな視点に掲げ、区事業のNPO等への移譲を検討していく必要があること、②コミュニティビジネスが企業経営の面をもつため、行政による総合的な支援が求められるとしている。

具体的な施策提言は、行政が取り組むべきものと、事業者によるものに分けられている。

行政が取り組むべき施策としては、①協働の意識啓発と事業移譲の検討、②活動環境の整備（空き店舗の活用、地域課題の情報をフィードバックするシステムの構築や経営相談など）、③事業活動の周知、④創業支援（創業支援相談員の派遣、コーディネートの実施など）、⑤創業支援施設の整備（総合的創業支援センターの設置など）としている。

事業者による事業展開の方向性として、商店街におけるコミュニティの場を活用したビジネスの展開、②産学公民の交流による「板橋ブランド」づくり（地域版エンジェル）、③NPO等による区民のIT化、④学生との協働によるまちおこし（学生が設立する有限会社）、⑤コミュニティレストランの開設、⑥OA機器の再利用あっせん制度を挙げている。

このように、地域で経済活動を営む事業所もコミュニティ活性化の重要な主体となることができると考えられる。この中には、ボランティア団体もNPO法人も含まれる。営利・非営利は問わず、地域住民による主体性と地域コミュニティへの関与性・貢献性が重視される。初期発生経緯としては無償のボランティアであったとしても、これを地域の中に根付かせ持続したものとするためには、経営の視点が欠かせない。こうした観点から、区としても総合的な支援を行なうべきであるとしている。

2 提言

当分科会では、この2年間、アンケート調査、聴き取り調査の結果を分析、研究してきた。コミュニティの活性化は、地域の課題の解決に向け、不可欠な要素である一方で、区としては直接地域の活動組織に対し、行政指導のような関与をすべきではないというスタンスをまず確認しておかなければならない。地域活動はあくまでもそれを構成する区民の自主性、自発性に基づき展開されるのでなければ、活性化そのものがありえないからである。行政が採りうるべき施策は、これらの活動の側面支援・環境整備をすることによるコミュニティの活性化である。地域活動団体との協働、連携は、今後の行政経営の柱となるべきものであるが、これを実現するためには地域活動団体への側面支援という行政側からの協力体制があってはじめて可能となるものであろう。

地域の活動団体を3つの団体に分けてそれぞれの特性によるニーズを検討してきたが、

いずれの団体もそのニーズ、行政に対する期待はさほどかわらないことが見えてきた。すなわち、資金、場所、人、情報の四つの要素である。当然といえば当然のことであるが、前節でみたように、区はこれまでも様々な施策を展開してきている。にもかかわらず、あいかわらずこれらが課題となるということは、さらに不足しているのか、方法に問題があるのかどちらかである。

そこで、当分科会としては、これらの要素ごとに3つの提言にまとめてみた。

提言1 情報の提供に関して

地域活動の情報発信

町会単位のホームページ作成

ボランティア団体の情報発信（ホームページ・名簿）

行政情報・地域情報の検索可能なシステム

町会・自治会によるミニコミ誌の発行支援

提言2 場の提供に関して

ニーズの把握

提言3 人づくり・きっかけづくり

まちづくり・コミュニティ教育の実践

自主的な学習講座の支援・拡大

(1) 情報の提供に関する提言

アンケート調査及び聴き取り調査の結果、最も必要性を感じたことは、情報が不足しているということである。地域の活動を行う上で行政に望むことの第1位は「情報の提供」であり、48.9%と、実に半数の回答者が望んでいる。自由回答の中でも、町会や区の活動に関する情報がないという意見が多かった。聴き取り調査でも、新規加入促進のため、情報の提供を求める声があった。こうしたことから、区の施策として、ホームページでの情報提供を提案する。

町会ホームページの開設

まず、町会情報の提供である。町会関連情報の絶対量の不足を解消するため、既存のPRに加え、町会・自治会の組織や活動について紹介するホームページを立ち上げる。

できれば町会・自治会単位が望ましいが、初期の段階では18出張所管内ごと、すなわち町会連合会の支部ごとに立ち上げることもよいであろう。

ミニコミ誌の発行支援

ホームページによる情報提供は、これからの媒体としては非常に有効であるが、まだまだ広く普及しているとは言いがたい。町会・自治会についていえば、地域の情報を活字印刷情報で提供するための地域誌が、ソフトで温かみのある媒体として有効であろう。区では、これに対し積極的に支援をしていくべきである。

ボランティア活動団体の情報提供

ボランティア団体からの要望の中には、広報への支援が強くあった。また、区民がボランティア活動してみたいと感じながら、活動に至らない理由のひとつに情報がないということがある。これらの課題に対応するために、インターネットによるボランティア情報のホームページの創設を提案する。これは、ボランティア団体のデータベース化を中心とするが、単に活動団体の紹介にとどまらず、イベント情報や案内等を総括的に掲示し、あるいは区民からの相談や提案に対応できかつ、区民が知りたい情報を自由に検索できるような総合的なホームページとする。もちろん、団体相互の情報交換機能も求められている。このような情報提供のあり方は、区の計画する総合ボランティアセンター構想のなかに含まれていることであろうが、これはぜひ実現する必要がある。

行政情報・地域情報の検索可能なシステム

ボランティア団体に対する聴き取り調査のなかで、活動に必要な行政情報になかなかたどりつけないという意見があった。ボランティアに限らず、様々な主体が地域活動を実践していく場合、地域にかかわる情報や、行政サービスの情報提供は不可欠である。しかし、地域の情報も、サービスの情報も、それぞれの所管の課がもっているものの、これを探そうとするとなかなか探せないのが実情である。区のサービスは名称も似たようなものがあつたり、サービスの対象によって同じことを別の課が行っていたりで、わかりづらいものがある。こうした不具合を解決する手段として、たとえば、区のサービスの情報源である「わたしの便利帳」を検索できる形でインターネット上に掲載すること、また、各課で持っている地域にかかる情報を地域ごとにデータベース化することが

必要である。

(2) 場の提供に関する提言

ニーズの把握

趣味の団体に対する聴き取り調査の中で、すべての団体が区に対し「場の提供」を要望している。ボランティア団体へのアンケートでも、場所の提供を望む声は、31.7%と高い割合を示している。場の提供は地域活動の課題として大きなものであることが伺われる。しかし、区民センターや出張所集会室、地域集会所をはじめ、近年では余裕教室の開放、午前中の児童館・学童クラブの開放など、集会室機能をもつ場の提供はずいぶん進んでいる。地域にあるこうした資源の情報が実際に活動する団体に届いていないのか、あるいは使用する曜日や時間帯が輻そうしており、やはり実際に不足しているのか、実態を早急に調査する必要がある。今回の研究では残念ながらそこまで手が回らなかったが、行政として団体のニーズを的確に把握し、それにそった対応を検討すべきである。

(3) 人づくり・きっかけづくりに関する提言

まちづくり・コミュニティ教育の実践

まちづくりや地域コミュニティについて、小中学校で体系的に学ぶようにすることが必要である。まちづくりやコミュニティは、それを担う人を育成することが重要である。どんなに立派なシステムや場があっても、まちやコミュニティの利益に理解を示す「人」がいなければ、よりよいコミュニティは創られない。

人づくりに効果があるのは教育である。子どもの頃から家庭での話し合いや学校でのまちづくり・コミュニティ教育に取り組むことが重要である。逆に子どもを通じて保護者の意識が高まることも期待できる。そのため、まちづくりのワークショップで行うような、まちを歩き回っての地域探検や、各地域のまちづくりの取り組みを学ぶなど、小中学校での教育課程にこれらを取り込み、まちづくり・コミュニティ教育を実践する。

自主的な学習講座の支援・拡大

趣味の団体やボランティア団体の結成経緯をみると、区が開催した講座に参加したことをきっかけに、メンバーが引き続きサークルを作って学習活動を継続している例が多

数見られた。子育てサークルへの聴き取り調査の結果からもわかるように、この傾向は、その講座が、話し合い学習やワークショップ形式が中心の参加者が自ら考え行動する内容のものであった場合に強く見られるようである。現在このタイプの講座は、「区民創造講座」として社会教育会館やエコポリスセンターで実践されている。

このような、講座への参加者がテーマの選定、講師の人選などを行い、自分たちのニーズにあった内容の講座を作って受講するという「区民創作講座」をさらに拡大して、区民が自主的に活動するための礎とする。

(4) その他

今回の提言には盛り込まなかったが、大東文化大学と区で研究を進めてきた「地域デザインフォーラム」のような試みは、非常に大きな意義がある。こうした研究活動は、継続して取り組むべきものであり、また、できうれば区民や事業者もが直接参加できる形態のものが望ましい。区民・大学・産業・行政による研究・政策提言機関の設置について、提言とは別に付記するものである。

おわりに

平成12年に地方分権一括法が施行されて以来、地方自治体は競争の時代に入ったと言われている。これまでの前例踏襲・近隣自治体との横並びによる行政運営から脱却し、地域特性に応じた独自性のある施策を展開することが求められている。

このため、区政への区民参加、区民との協働といった標語が盛んに用いられるようになった。重要なことは、地域の課題はその地域の最も身近な自治体である区と、地域住民が一体となって解決していくことである。

地域住民も、行政に様々な要求をするだけでなく、自らの地域の課題は自ら解決していく力をつけ、そのための活動を実践していくことで、本当の意味での地方自治が達成される。

当分科会では、そんな考え方から、従来型のコミュニティ組織である町会・自治会をはじめ、新たなセクターとして注目を集めているボランティア団体やNPO、さらにはその他の趣味やスポーツを通じた地域団体を取り上げ、地域の問題に取り組むことのできる主体としての可能性を探るとともに、その支援の方策を研究してきた。

その結果は、第V章の提言にまとめた。提言の内容は、特段際立ったものではないかもしれない。しかし、ここに示したものは、場の提供、情報の提供など、必要最低限の環境整備である。できれば区の施策に反映をしていただければ幸いである。

2年間にわたる大東文化大学と板橋区の共同研究は、その第1期が終わろうとしている。この成果は、ただに報告書として残されるだけのものではなく、各々の構成員にとって重要かつ大きな経験につながったと自負している。このプロジェクトが第二期、第三期と発展し、更なる成果を挙げることを願ってやまない。

地域社会 II

21世紀の福祉のまちづくり

研究員：

大東文化大学

渡部 茂 経済学部社会経済学科教授

中村 昭雄 法学部政治学科教授

東田 親司 法学部政治学科教授

板橋区

安井 賢光 健康生きがい部長

小池 喜美子 企画部企画調整課主査

杉谷 明 都市整備部建築指導課審査
第一係長

富澤 賢一 監査委員事務局行政監査主査

目 次

はじめに.....	94
第 章 板橋区における高齢者福祉行政の現状と課題	96
1 高齢化の推移と実態.....	96
2 施策の現状と課題.....	97
3 介護保険制度の現状と課題.....	106
第 章 健全高齢者への福祉行政のあり方.....	110
1 健全高齢者の実像と役割.....	110
2 健全高齢者への施策のあり方.....	116
第 章 要援護高齢者への福祉行政のあり方	124
1 在宅福祉サービスの現状と課題.....	124
2 施設サービスの現状と課題.....	133
第 章 高齢化社会を支える基盤整備	150
1 高島平地区小地域ネットワークの概略.....	150
2 板橋区におけるNPO活動.....	164
3 情報化による高齢者支援.....	169
おわりに.....	190

はじめに

地域社会Ⅱ分科会の研究内容と報告の概要

地域デザインフォーラムの3つの研究分科会に共通するテーマは板橋区のまちづくりである。まちづくりはいうまでもなく住民が自らの居住する地域を住みよいところにしようとする様々なニーズや住民自身の活動を行政が把握してそれを可能な限り支援したり、実現していこうとすることである。

住みよいまちづくりには、都市計画、環境、産業振興といった社会・経済活動の基盤的分野での政策が欠かせないが、保健・福祉や教育といった住民の個人生活にかかわる分野での政策の充実も重要な課題である。

とりわけ世界に例をみないスピードで進行しているわが国の少子高齢化社会の下では、生き甲斐の満たされた豊かな老後を過ごすため、また援護を要する状況になったときに支援の手がさしのべられ不安の少ない生活が保障されるため、保健・福祉等の社会保障分野の政策の充実が住民の最大関心事項であり、国・地方公共団体を問わず早急かつ重点的な対応が求められている課題と考えられる。

一方、こうした社会保障分野での需要はその財政負担が膨大であり、今後の少子高齢化の進展を考慮すれば後世代が負担に耐えられるよう、ニーズの高い政策や成果の大きい政策を重点的に実施していくとともに共助の精神に立ったボランティア等の活動を支援していくことも不可欠の課題と考える。

地域社会 分科会ではこうした状況認識の下に、「21世紀の福祉のまちづくり」をテーマにして、高齢者を中心とする福祉サービス行政の実態や成果を分析するとともに区民の関係行政への評価とニーズを把握し、区民の意向を踏まえ、区民の目線に立った関係政策の見直しと充実の方向を検討してきた。

平成12年度末には中間報告を行ったが、平成13年度は中間報告を基礎にして板橋区民の意識調査結果やその後のデータ等に基づく検討結果をも加味して本報告のとりまとめを行った。

第 章においては、板橋区の高齢化の実態と現行福祉施策を概観したうえでさらに重点化できる余地等を提起している。第 章では、健常高齢者が高い就労意欲や社会参加への関心をもっている存在であることに着目し、こうした意欲に応える生き甲斐施策や就労施

策等のありかたを提起している。第 4 章では要援護高齢者への福祉行政について、より使いやすい居宅サービス制度になるための課題や特別養護老人ホーム等に入所待ちになっている施設サービス制度の改善策を提起している。第 5 章では、今後の高齢化社会を支える基盤を整備する観点から、第一にボランティアの役割に着目し、その活動実態を紹介しつつ今後の支援方向を述べており、第二に情報化の進展によって高齢者への支援が大きく広がる可能性について言及している。

板橋区と大東文化大学との間の共同研究は今後も続けられるが、本報告を機にメンバーの交代等も予想される。この機会にこのような実務者と大学教員との共同研究のあり方について当分科会なりの若干の感想を述べたい。

本研究分科会の構成員である各研究員は、高齢者福祉行政の担当実務者も一部含まれているが殆どはその他の行政分野の実務者であったり、教員側も大学での研究分野は専門外であったりするいわば素人の集まりであった。大学教員がその研究実績等から有識者として実務の世界に参画することは広く行われているが、実務者も教員も素人として地域の課題に共同で取り組むのは全国的にもユニークな試みであったと言えよう。

これまで平成 12 年 9 月の分科会発足以来ほぼ平均月 1 回程度参集して健常高齢者や要援護高齢者への福祉サービスの実態と改革方向等に関する意見交換、そして現場視察等を行ってきた。その研究成果は上述したようにこの報告書にあらわれているが、研究成果以外の成果としてはやはり異質な世界に居住する社会人がともに机をならべて時には合宿することによる人間関係の構築や相互理解の促進をあげるべきであろう。

教員側にしてみると、行政実務の世界が理論以外の様々な要因から運営されている実際の状況を勉強する機会になったし、板橋区職員側にしてみると日常業務に追われてじっくり考えることができがたい区政の仕事を、一部ではあったが大学教員と共に考え共にまとめることにより体系的・理論的に整理する機会になったのではないかと思われる。

そして今後、板橋区がかかえる課題を、区職員はもとより地域に立地する大学の教員も含めて恒常的に検討するしくみができていることを板橋区民が評価してくれるようになった時が地域連携研究の目的が達成された時であり、それまで地域デザイン・フォーラムの活動は地道に続けるべきであろう。

第 I 章 板橋区における高齢者福祉行政の現状と課題

1 高齢化の推移と実態

(1) 板橋区の高齢化の推移

板橋区の高齢者人口の推移と予測は、下表のとおりである。(各年 10月 1日現在)

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	男	女
昭和 55年	498,266人	34,703人	7.0%	15,183人	19,520人
昭和 60年	505,566人	42,316人	8.4%	17,691人	24,625人
平成 2年	518,943人	51,481人	10.0%	21,242人	30,239人
平成 7年	511,415人	61,464人	12.0%	24,000人	37,464人
平成 12年	508,940人	79,811人	15.7%	34,192人	45,619人
平成 17年	502,672人	93,703人	18.6%	40,587人	53,116人
平成 22年	494,954人	108,360人	21.9%	47,639人	60,721人
平成 27年	486,033人	125,144人	25.7%	56,011人	69,133人

(平成 7年以前の数値は国勢調査結果である。資料は、東京都総務局統計部「東京都男女年齢(5歳階級)別人口の予測」(平成 9年 12月発行)による。

平成 11年度、東京都社会福祉年報によると、平成 12年 1月 1日現在の、板橋区の高齢化率は、23区平均の 16.18%よりも低く、15.39%であり、低い方から 5番目である。ちなみに、平成 13年 10月 1日現在の住民基本台帳人口によれば、65歳以上高齢者は、82,519人(外国人登録者を含まず)であり、高齢化率は、16.41%である。

相対的に低い高齢化率ではあるが、今後の高齢化のスピードは、全国的な傾向と同様、急激なものになると予想される。

(2) 高齢者の実態

平成 13年 10月現在で 8万人を超える高齢者のうち、高齢者のみで暮らしているもの、ねたきりのものなど、その実態がどうなっているかが問題である。こうした実態については、正確な状況把握が困難であるため、過去の各種調査データによる出現率により、推計しているのが実情である。

この方法による板橋区における高齢者の実態についての推計値は、以下のとおりである。

種 別	推計値	備 考
A 高齢者人口(65歳以上)	82,519人	平成 13年 10月 1日現在住民基本台帳人口
B 高齢者のみの世帯	35,628人	出現率 65歳以上人口の 44.2%
C ひとり暮らし高齢者	12,413人	出現率 65歳以上人口の 15.4%
D ねたきり高齢者	2,845人	出現率 65歳以上人口の 3.53%
E 痴呆性高齢者	3,224人	出現率 65歳以上人口の 4.0%

(注) BCD の出現率は、平成 7年度 東京都社会福祉基礎調査による。

E の出現率は、昭和 63年 5月 東京都専門調査による。

このほか、板橋区が平成 9年 9月に実施した「板橋区高齢者生活実態・志向調査」の結果によると、ひとり暮らしの割合は 36.3%にも昇っている。また、昨年 4月から導入された介護保険の認定状況を見ると、平成 13年 9月末日現在で、要介護 3以上(概ね、ねたきりに近い状態と思われる)の者が、4,077人である。

また、民生委員による訪問調査の結果によると、平成 13年 4月時点の 70歳以上の、在宅ねたきり高齢者は 2,429人、ひとりぐらし高齢者は 8,231人である。

いずれにしろ、現在のところ、正確なデータを得ることは困難な状況である。

2 施策の現状と課題

(1) 元気高齢者のための施策

ここでは、主として元気な高齢者を対象として実施している施策について述べてみたい。中には、敬老金の支給や 100歳訪問などのように、要援護高齢者も含まれる施策もあるが、高齢者全体を対象としているという意味で、この項で扱うこととしたい。

(ア) 予算の状況

板橋区の平成 13年度の総予算は、一般会計と三つの特別会計を合わせると、2,507億 6,600万円であるが、各会計ごとの予算を示すと次のとおりである。

会 計	予 算 額
一般会計	155,430百万円
国民健康保険事業特別会計	40,679百万円
老人保険医療特別会計	37,416百万円
介護保険事業特別会計	17,241百万円
計	250,766百万円

このうち、一般会計の福祉費は 760億 1,754万円であり、一般会計に占める割合は 48.9%である。この福祉費の 13.3%にあたる 100億 7,453万円が高齢福祉費である。このうち、約 7.5%にあたる 7億 3,210万円が、元気高齢者関係の予算である。

(イ) 敬老関係事業

9月 15日の「敬老の日」を中心として敬老事業を各種展開している。まず給付事業として、敬老金、敬老祝品の贈呈が挙げられる。

- 敬老金：年齢 80歳以上の高齢者に 5,000円を支給する。

この事業は、従前、年齢 75歳以上の高齢者に支給していたものであるが、数年前、事業の見直しにより、毎年度、対象年齢を 1歳ずつ繰り上げ、平成 13年度からは 80歳とすることとしたものである。見直しの際、思い切って制度を廃止することも考えたが、毎年楽しみにしている高齢者も多い、ということで継続することとなったものである。現在この事業を継続している区は、23区中 10区あるが、対象年齢を 100歳以上にしている区もあり、傾向としては、見直し、廃止の方向にあると言えよう。

板橋区の平成 13年度の敬老金予算は、8,600万円程であるが、今後対象者が年々増えていく訳であり、財政負担も年々重くなる事を考慮すると、再度の見直しが必要と思われる。平成 13年 10月 1日現在の 75歳から 79歳までの住民基本台帳人口は 31,873名であり、仮にこれら的高齢者が全員 80歳に到達すると、5年後には、1億 5,900万円近くの財政負担増となる。したがって、今後は 80歳(傘寿)、85歳、88歳(米寿)、90歳(率寿) 95歳、99歳(白寿)等の節目年齢の者に限定する必要がある。

- 敬老祝品の贈呈：対象年齢、80歳、88歳、90歳、95歳、10歳以上の高齢者に区内共通商品券を贈呈、この事業も平成 12年度に見直しを行い、対象者から 70歳と 7歳をはずした。
- 百歳訪問：満 100歳に達した高齢者を、区長もしくは幹部職員が訪問し、記念品を贈呈する。
- 敬老のつどい：満 75歳以上の高齢者を、区立文化会館大ホールで行う催しに招待する。

この事業は、大ホールの定員の関係で参加者が限定されるという問題がある。平成 13年度は午前・午後各 1,000名、計 2,000名に拡大を図ったところである。

このほか、区内 5か所のふれあい館でも敬老のつどいを開催している。

- 敬老入浴証：70歳以上の高齢者に、敬老の意を表し、かつ社会参加の促進と健康の保持に寄与するため、区内の各公衆浴場の営業日に年間 25回まで無料で利用できる入浴証を発行している。

平成 11年度は、毎週木曜日を無料で開放する「曜日指定浴場開放方式」を採用したが、利用者の不満が大変多く、平成 12年度から、年間 25回の入浴証「シール方式」に変えたものである。入浴証の支給実績は、対象人員 48,463人、受領人員 36,988人であった。

ちなみに、平成 13年度の予算は 1億 3,900万円である。方式としては「シール方式」で問題は生じていないが、昨今の傾向として、公衆浴場自体が減少していく傾向であり、福祉部門の事業としては範囲を超えるが、公衆浴場の確保、支援が大きな課題である。かつては 100件近くあった公衆浴場も、平成 13年 2月現在では 68件に減少している。

(ウ) 老人クラブ活動

老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにするためにつくられた、おおむね 60歳以上の高齢者の自主的な組織である。高齢者の知識、経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、生き生きとした高齢社会の実現に資することを目的としている。

板橋区における老人クラブの現況は、平成 13年 6月 1日現在、クラブ数 156 会員数 17,548名(男 5,667名、女 11,881名)、加入率 15.61%である。老人クラブ関係の平成 13年度予算は、6,200万円である。

老人クラブについては、高齢者の増加に比較して会員数が伸びていないことが指摘され、年齢要件、地域要件等が課題とされている。東京都の基準により、運営助成の対象とされる老人クラブは、会員の年齢がおおむね 60歳以上、会員数 50人以上、活動が円滑に行われる同一小地域に居住するもの、他のクラブと重複しないことなどの条件が付けられている。

昨今の 60歳はとても「老人」とは言えない程、若々しい訳であり、年齢要件の見直しが必要と思われる。東京都の要綱をすぐ変えられないとすれば、当面、実質的に入会を勧誘する対象を 65歳以上、もしくは 70歳以上にするなどの対応も可能なのではないか。

また、もう一つの課題は地域性の問題である。区内には、外国人の高齢者が集まり活動をしている団体もある。こうした団体は、全区的な広がりを持っており、「活動が円滑に行われる同一小地域」という条件に合致せず、助成対象にならない。特例的に認めると、全区的な広がりをもつ他の団体も同様に扱われなければならないという問題も生ずる。現在のところ、こうした団体については助成をしていないが、必要に応じて区の職員を勉強会や相談会の講師に派遣するなどの対応をしている。

今後は、老人クラブ連合会の支部に加入するなどを条件に、助成策をとることも必要

と思われる。いずれにしろ、高齢者の社会参加を促進し、これを支援していく方法として、「老人クラブ」という枠の中のみで対応していくことは、最早、時代遅れとも言える訳であり、多様なしくみを用意していく必要がある。この点については、第 4 章で別途詳述することとしたい。

(エ) 高齢者大学校「グリーンカレッジ」

高齢者のライフスタイルの変化や、多様化・高度化する学習要求に応えるとともに、地域社会での活動メンバーとしての役割を担える力を習得してもらうことを目的として、2年制の大学校を平成 6年 5月に開校した。これまでの寿大学のように、趣味の講座ではなく、本格的な学習要求に応えるものであり、教養課程、専門課程（社会生活科、健康福祉科、文化科、文学科）から成り立っている。受講料は年額 5,000円、定員は各科 80人である。

平成 12年度まで計 952名の卒業生を数えている。講師陣は、区内の大東文化大学、東京家政大学、帝京大学、淑徳短期大学の教授陣をはじめ、各界から一流の先生方を招聘し、内容も充実したものとなっており好評である。何よりも受講する高齢者が熱心であり、OB会も組織され、平成 12年 4月 1日現在の会員が 260名である。

今後、OB会も含め、卒業生が様々な分野で社会貢献できる場を作っていくことが大きな課題である。

(オ) 高齢者の就労支援

- シルバー人材センター：おおむね 60歳以上で、働く意欲のある健康な者が入会できる。民間企業、官公庁、一般家庭等からの仕事の依頼に基づき、個々の会員の希望により、就業が可能である。現在、会員は 2,400名前後で推移しており、仕事の内容は下記のとおりである。

- A 大工、塗装、左官、植木の手入れ、除草、襖・障子の張り替え
- B 一般事務、宛名書き（毛筆・硬筆）
- C マンション・ビル清掃、管理、家事手伝い、軽作業
- D その他高齢者向きの仕事

配分金は、時給 788円から日給 12,100円まで仕事により異なる。板橋区のシルバー人材センターでは年間 10億円近くの契約金額の実績を上げている。これは 23区中でも 5番目と高い実績である。

課題としては、登録会員中、実際に就労できた人員は毎月 52%程度であり、50%弱の

者が就労できていない事が挙げられる。就業機会の更なる開拓と情報提供が必要であり、センターでは当面月間就業率 55%を目標に、積極的に努力しているところである。

なお、センターの運営については区から約 4,000万円の助成金を支出している。

- 授産場「ゆうあい工房」：60歳以上で一般就労が困難な者が利用しており、授産場の設備を使い軽作業、マシン加工などの作業を行い出来高に応じた賃金の支払いを受ける施設である。

平成 12年度の実績では、場内利用、月延べ 412人、居宅利用月延べ 55人、工賃支払額 1,938万円、一人当たり平均工賃月額 41,493円であった。実績はささやかではあるが、高齢者の技能習得、生活の安定と生きがいの高揚に寄与している。しかしながら一方では、更なる経費削減の要請にも応えなければならず、正規職員の削減、非常勤職員化で対応している状況である。今後は、簡易内職斡旋所との統合も視野に入れた見直しが必要と思われる。

ちなみに平成 13年度の管理運営予算は、2,972万円である。

(カ) 高齢者のいこいの場、教養の向上、趣味啓発の場の提供

高齢者の活動の場として「ふれあい館」5か所、「いこいの家」15か所があり、囲碁・将棋、民謡・カラオケなど各種のクラブ活動や、いけばな、書道、茶道の教室「かくしゃく講座」など、生き生きとした活動が活発に行われている。

今後、こうした高齢者の活動と若い人たちとの交流ができないか、また、経費面での更なる見直しができないかが課題となっている。現在、ふれあい館、いこいの家とも使用料は無料となっているが、これを有料とすることも考えるべきであろう。ちなみに、平成 13年度予算では、いこいの家管理運営経費が 1億 3,424万円、ふれあい館の管理運営経費が 2億 330万円である。平成 12年度の年間利用人員は、いこいの家 171,704人、ふれあい館 401,088人である。

(キ) 生きがい対応型デイサービス

介護保険制度の開始により、従前、高齢者在宅サービスセンターで実施していた「生き生き教室」が、介護保険のデイサービスに転換されたことに伴い、要介護認定において「自立」と判定された虚弱又は家庭にひきこもりがちな高齢者を対象として、通所により趣味活動、日常動作訓練を行いながら、生きがいづくりや心身機能の維持向上を図る事業である。

区内 4か所のいこいの家を拠点にサービスを開始したが、(平成 13年度、1か所増設)

利用状況が伸びず、途中、対象年齢を 65歳以上から 60歳以上に拡大し、また、要介護認定の申請をしていない高齢者も対象に含めたところであるが、平成 12年度の実績は、実利用人員 50名に止まっている。平成 13年度に入り、徐々にではあるが利用者が増える傾向にある。

(2) 高齢者の医療と健康

(ア) 老人保健医療

老人保健法に基づき、70歳以上で健康保険に加入している者が医療機関で診察を受けたり、入院したときに医療の給付が行われる。

平成 13年 1月 1日から、本人の一部負担金の制度が改正され、それまでの定額負担から、原則、医療費の 1割負担に改正された。ただし、外来、入院とも月額の上限額が設けられた。

老人医療費については、介護保険の導入により、その総費用の減少が期待されたが、療養型病床群の介護型への転換がはかばかしくなく、医療費は更に増高の傾向にある。原因は、医療保険と介護保険とで制度的な調整がうまく行われていない事にあり、この点についての改善は、国や東京都の更なる努力に期待するほかない。

老人保健医療については、対象年齢の引き上げなど更なる見直しは、国において検討されており、動向が注目される。

(イ) 老人医療費の助成

東京都独自の制度であり、65歳から 69歳までの高齢者について、健康保険の自己負担金から老人保健医療の一部負担金を除いた医療費を助成するというものである。ところが、東京都の「福祉施策の新たな展開」による見直しにより、対象年齢を平成 12年度以降順次引き上げ、平成 18年度には、都制度を廃止し、国の老人保健医療制度に吸収することとなった。

(ウ) 基本健康審査

老人保健法に基づき、心臓病や脳卒中などの生活習慣病を予防するため、血圧測定、尿検査、循環器検査(心電図検査、眼底検査など)、貧血検査、肝機能検査、胸部レントゲン検査などの基本健康診査や、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、肝がん検診など 8種類のがん検診、骨粗しょう症検診などを無料で実施している。

これらの事業は、高齢者のみではなく、35歳以上の区民を対象とした健康診査事業で

あるが、国基準を上回る項目、対象年齢で実施しているため、区の財政負担も膨大なものとなっている。ちなみに、健康保健事業の平成 13年度予算は総額 16億 8,200万円となっている。

平成 12年度に、費用負担のあり方を含め、21世紀にふさわしい健康診査のあり方を検討するため、医療関係者、一般区民からなる検討会が設置され、その報告書が平成 13年 3月にまとめられた。それによると、各種検診の実施方法の見直しや二次検診の廃止、自己負担金の導入などが提言されている。

(エ) その他

以上のほか、在宅でねたきりの高齢者のための訪問歯科診療、医療相談や医療援護（往診）はり、きゅう、マッサージ・指圧施術費助成などをおこなっている。

(3) 高齢者の暮らしへの支援

(ア) 区立高齢者住宅（けやき苑）

住宅に困窮する 65歳以上の高齢者のために、高齢者用の設備を設け、生活協力員を配置した賃貸住宅を設けている。

現在、9か所のけやき苑があり、世帯用 47戸、単身・世帯用 36戸、単身用 135戸となっている。

(イ) 家賃助成制度・住宅の情報提供

民間のアパートの取り壊しによる立ち退きで住宅に困窮する高齢者に、家賃差額の一部を助成したり、宅建板橋支部の協力を得て高齢者等住宅あっせんネットワークを設け住宅の情報提供をするなど、住宅の確保に向けた支援を行っている。

(ウ) その他

高齢者福祉電話、緊急通報システム、火災報知機等の設置、家具転倒防止器具取付費用の助成や住宅設備改造費の助成など、きめ細かな支援事業を行っている。

(4) 要支援高齢者のための施策（介護保険を除く）

(ア) 老人福祉手当・重度要介護高齢者手当の支給

在宅のほぼねたきりの高齢者に支給される手当であるが、老人福祉手当は制度の見直しにより、平成 12年 8月以降は新規の適用はなくなり、段階的に手当額を切り下げ、平成 15年度には廃止することとしたものである。平成 12年 4月より、介護保険制度が開

始されたことに伴い、金銭給付を実質的な介護サービスの給付に転換することとしたものである。ただし、経過措置期間中に新規の適用がなくなることによる不公平感を緩和するために、平成 14年度までの時限的措置として、重度要介護高齢者手当を設けたものである。

●老人福祉手当の額（70歳以上の場合を例示、月額）

平成 12年度 41,250円

平成 13年度 27,500円

平成 14年度 13,750円

（平成 13年度予算 7億 2,790万円）

(イ) 日常生活用具の給付

65歳以上で、在宅の要介護認定者等に、介護保険サービスに入っていない洗髪器や空気清浄器、入浴担架などの用具を、費用の割の自己負担で給付をしている。

なお、介護保険サービスと重複する用具については、介護保険の非該当高齢者を対象に給付を行っている（平成 13年度予算 806万円）

(ウ) 生活支援ヘルパーの派遣

要介護認定の結果「自立」と判定された 65歳以上の高齢者でひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、周囲からの援助がなく、日常生活に支障のある高齢者にホームヘルパーを派遣している。（平成 13年度予算 1,391万円）

(エ) 配食サービス

65歳以上でひとり暮らし又は 65歳以上のみの世帯を対象に、月曜日から土曜日までの間に必要に応じて昼食と夕食を自宅に配食するサービスを行っている。各高齢者在宅サービスセンターを拠点にボランティアの協力により実施しており、費用負担は昼食 300円、夕食 500円である。年々サービス量を拡大しており、平成 13年度は、延べ 15万 2,360食を目標としている。（予算額 1億 1,427万円）

このほか、社会福祉協議会、町会・自治会等で行っている給食サービスもあり、費用負担もまちまちであることから、いずれサービス内容の調整が必要である。

(オ) 寝具洗濯・乾燥

65歳以上のみの世帯で、寝具を干すことができない又は干す場所がない場合に、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、生活環境を改善するとともに、保健衛生の向上と健康の保持を図っている。これまでは無料で行っていたが、平成 13年度から、割の本人負担が

導入された。(対象者数 80人 平成 13年度予算 131万円)

(カ) 理容サービス

65歳以上で在宅のねたきり高齢者に、自宅で散髪を受けられる理容券を年 6枚を限度として支給している。生活保護世帯、住民税非課税世帯を除き、費用の一部負担がある。女性の高齢者からの美容師によるカットを受けたいとの要望もあり、平成 13年度からは、美容師によるサービスも導入された。(対象者 323人、平成 13年度予算 1,104万円)

(キ) 紙おむつの支給

65歳以上でねたきり等の高齢者に対して、紙おむつを支給する事業である。世帯の生計中心者の所得により支給対象者を制限しているため、本人負担は無料である。月 5,000円相当の現物支給が原則であるが、病院に入院している者については、月額 5,000円限度の現金支給となっている。介護保険の施設サービスを受給している者は、介護保険から給付されるため、対象とならない。(対象者 現物助成 1,164人 現金助成 571人 平成 13年度予算 7,226万円)

(ク) ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク

引きこもりがちなひとり暮らし高齢者と地域社会との接点を設けるとともに孤独感の解消を図るための見守りネットワークを構築することを目的に、地域関係者による連絡会議を設置している。

見守りネットの対象者は、70歳以上のひとり暮らしで同意を得られた者ということで、毎年、訪問調査により把握しているが、未だ、これをどう活用し、具体的にどのような方法で見守り活動を実践していくのか、明確なシステムとしては確立していない。

平成 13年度から、清掃作業員による安否確認も開始されたが、これも含め、どのような見守り活動を構築していくか、今後の重要な課題である。地域ネットワークの問題については、第 4章で詳述する。

(ケ) その他

地域住民の参加による会員制の有償在宅サービス(ぬくもりサービス)や地域福祉権利擁護事業(痴呆性高齢者などに対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行う事業)を、板橋社会福祉協議会が行っており、高齢者の日常生活を支援している。

(5) 高齢者についての相談窓口

板橋区における高齢者福祉の最大の特徴は、保健・医療・福祉の連携によるトータルケアが行われてきたことである。昭和 60年、板橋区高齢化社会問題懇談会の報告があり、おとしより総合相談窓口の設置や保健部門と福祉部門の連携など 21世紀に向けた高齢者施策のあり方が提案された。以来、「おとしより総合相談室」の設置、「おとしより地域医療センター」の開設が進められ、平成 3年には、板橋区におけるトータルケアの実践拠点としての「おとしより保健福祉センター」が開設された。その後の「在宅介護支援センター」の整備とあいまって、板橋区のトータルケアが形成されてきたところである。

組織的にも、平成 9年、それまでの高齢福祉部と衛生部が統合し、健康生きがい部となり、名実ともに保健と福祉を一体的に推進することとなった。したがって、板橋区における高齢者の相談窓口は広範囲に渡っており、拠点としての「おとしより保健福祉センター」をはじめ、5か所の健康福祉センター、3か所の福祉事務所、14か所の在宅介護支援センターで相談に応じている。この役割は、介護保険が開始された平成 12年 4月以降も同様であり、更に、介護保険の申請受付、訪問調査等の業務も担うこととなった。特に、「おとしより保健福祉センター」は、介護保険の認定、サービス調整・評価、苦情・相談、介護実習普及センターの運営など重要な役割を担っている。

3 介護保険制度の現状と課題

(1) 介護保険制度とは

少子・高齢化が進展する中で、要介護高齢者の介護をどうするか、高齢者の社会的入院による医療費の増大にどう対処するかなど介護の問題が大きくクローズアップされ、要介護高齢者を抱える家庭における困難な状況を打開し、新たな高齢者介護の制度として生まれたのが介護保険制度である。

平成 9年 12月 17日、介護保険法が公布され、平成 12年 4月 1日から実施された。

介護保険は、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で高齢者の介護を支えようという制度であり、医療保険と同様に社会保険という形をとることとされた。したがって、国民は保険料を負担する義務を負う。

(2) 被保険者・財源・保険料

保険者（実施主体）は市区町村であり、介護保険法に基づく条例を制定し、特別会計予算を設置する。保険加入者は、第 1号被保険者と第 2号被保険者に分かれ、65歳以上の者

は第 1号、40歳以上 65歳未満の医療保険加入者は第 2号の被保険者となる。

介護に要する費用は、サービス利用時の利用者の自己負担分（1割）を除き、50%が公費（国 25%、都道府県 12.5%、市区町村 12.5%）、残りの 50%が保険料で賄われる。

介護費用の総額は、それぞれの保険者が策定する介護保険事業計画に定める介護サービスの総量によって決まるため、サービスが手厚くなればなる程、保険料も高くなるしくみとなっている。

第 1号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、5段階の所得段階別保険料が採用され、低所得者の負担を軽減する制度となっている。第 2号被保険者の保険料は、医療保険の保険料と一括して徴収され、その額は加入している医療保険により異なる。

第 1号被保険者の保険料については、生計維持者の収入が死亡、失業、災害等により著しく減少した場合には減免できることとなっているが、これらの事由以外で独自の減免制度を導入している自治体もある。低所得者の負担を軽減しようとする姿勢は理解できるところであるが、減免した部分の財源を誰が負担するのか、という制度的な問題を踏まえなければ、社会全体で支えるという保険の制度を危うくしかねないところであり、基本的には全国一律の基準によるべきものと考え、制度の枠組みの中で軽減策をとることは可能であろう。

(3) サービス受給までの手続き

介護サービスを受けるためには、まず保険者に申請しなければならない。申請を受けると保険者は要介護高齢者の状況を訪問調査し、かかりつけ医の意見書をもとに、介護の必要度を判定することとなる。判定は、コンピュータによる一次判定と医療・保険・福祉に関する専門家で構成する介護認定審査会による二次判定に分かれる。現状では、一次判定は要介護度が軽くなる傾向が指摘されている。特に、痴呆の度合いが捕捉しにくいなどの欠点も指摘され、コンピュータソフトの改良に向け国において検討が加えられている。平成 14年度には修正が加えられ、平成 15年度に試行される予定である。従って、現状では認定審査会において、その欠点をカバーすべく二次判定では、一次判定より重い介護度にシフトする傾向も見られる。板橋区では、痴呆の度合いや住宅の状況なども考慮に入れるべく、判定マニュアルを作成し活用している。判定は、自立、要支援、要介護 1から 5までの 7段階で行われ、自立と判定された者は介護保険のサービスは受給できない。要支援

以上の判定を受けた者は、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、このケアプランに応じたサービスを利用することとなる。従前のサービス利用と変わった点は、措置制度から自由な契約による利用に転換した点である。これまでは、福祉事務所などにより、要介護者が受けるサービスの種類、サービス提供者が指定され、利用者はそれに従ってサービスを受ける形であったが、介護保険制度は、利用者が自らの意思に基づいて、サービス事業者、サービスの種類を選択できる制度となった。いわゆる「福祉のビッグバン」とも言われ、民間企業が自由に参入し、競争によりサービスが提供される制度となった訳である。

(4) サービスの種類・給付の限度額

サービスは、在宅サービスと施設サービスに分かれるが、在宅サービスは訪問介護やショートステイなど 14種類、施設サービスは特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型病床群の 3種類である。

サービス給付費用については、要支援から要介護 5までの区分により在宅サービスで約 6万円から 35万円までの給付限度額が設けられている。サービスを自由に選択できる制度にするとともに、保険給付費の増大を抑制するシステムとされた。

また、事業者にとっては、給付費用が介護報酬という形で収入となる訳であり、この範囲の中で事業経営を行わなければならなくなり、従前、行政からの補助金に依存してきた法人にとっては、厳しい経営環境に変わった。

施設サービスの問題で言えば、特別養護老人ホームの待機者は依然として多く残っており、介護保険になったからと言って、ベッド数不足が解消された訳ではなく、今後とも基盤整備の拡大が望まれる。この問題については、第 4 章で詳述する。

また、従前から特別養護老人ホームに入所している者で、自立もしくは要支援と認定された者は、そのまま介護度が要介護に変わらなければ、5年間の経過措置期間経過後は、施設を退所しなければならない。その者をどこでどう受け入れるか、これも今後の大きな課題である。板橋区では、そのための対策として、特別養護老人ホーム退所者在宅生活支援事業を立ち上げたが、実際のところ入所者の要介護度が高まる傾向にあり、今後の動向が注目される。

また、病院での介護療養型病床群への転換が遅れており、当初見込んだ程の医療費の減少が見られず、逆に介護給付費の方が見込みを下回っている状況である。これは医療保険と介護保険との制度的な調整が不十分なことに起因するものであり、早急な解決が望まれる。

(5) 利用者の自己負担

介護保険制度では、サービス給付についてのコスト意識の喚起と受益者負担の見地から介護サービス費用の一角を自己負担とする制度を採用している。国の特別対策により従前のホームヘルプサービス利用者で低所得者については、一角を3%に軽減する措置がとられているが、新規該当者については軽減措置はない。そこで、板橋区では平成13年10月1日から、新規該当者についても同様の軽減措置をとることとされた。

また、65歳以上の障害者については、介護保険が優先されるため、従前の障害者サービスでは無料であったサービスについても自己負担が生じることとなった。

こうした点から、介護保険は、選別的福祉から普遍的福祉への転換とも言われる。

すなわち、従前は、要介護の低所得者を重点に措置によりサービスを給付するというのが福祉の主な役割であったが、介護保険により、これまではあまり行政に依存していなかった住民層も自らの選択により、サービスを利用しやすくなったということである。しかし、措置から契約へということによって自由にサービスを選択できることとなった反面、自己負担分を意識してのサービス利用の自粛という傾向も生じることとなった。板橋区においては、当初の見込みどおり40数パーセントの利用率であり、ほぼ予想どおり推移しているが、事業者によっては当初予想した程の介護需要がなく撤退を余儀なくされているところもある。今後、どのように需要と供給のバランスが推移していくのか注目される場所である。

平成14年度には、平成15年度からの新たな介護保険事業計画の策定作業が開始されるが、より正確な給付費用総額の算定、より適切な保険料の算定を期待したい。

(参考文献)

いたばしの保健福祉 2001

おとしよりの福祉 平成13年度(板橋区)

平成13年度東京都板橋区予算・同説明書

板橋区介護保険事業計画 平成12年2月

介護保険事業計画策定に係る高齢者実態調査報告書

平成11年3月(板橋区)

社会福祉統計年報 平成11年度(東京都)

介護保険制度の解説(社会保険研究所)

第Ⅱ章 健常高齢者への福祉行政のあり方

1 健常高齢者の実像と役割

(1) 高齢者の実像

高齢者というとすぐに、孤独、無気力、怠惰、非生産的、病気がち、寝たきり、介護を必要とする人、恋愛や性に無関心、等々という、どちらかというとき暗いマイナスのイメージでかたづけられる傾向があるが、本当にそうなのだろうか。確かに、高齢者はそういうマイナスのイメージに相応する側面をより多くもっているかもしれないが、高齢者でない人たちのなかにも高齢者以上に暗いマイナスのイメージをもっている人たちが沢山いる。なぜ、高齢者だけがそういわれるのであろうか。ここで、文化・文明論を詳細に論じるつもりはないが、ある意味で、それは若者文化といわれる日本の象徴的な現象であるかもしれない。また、為政者にとっても、マクロ的に特定の階層をそういうふうに一括りにまとめて対応策をとるほうが、ある面で合理的であるかもしれないからであろう。しかしながら、現実にはそういうふうになんかではその属性を語る事がまったくできないほどの多様性と個別性をもっているのが、高齢者の実態なのである。否、むしろ若者の没個性的な傾向に比べたら、高齢者の方がはるかに大きな多様性をもっているといっても過言ではないだろう。

世界一のスピードで高齢者大国となった日本、少子化と共に今後ますます高齢化率が高まることが予想される日本にあって、「高齢者の明日は日本の明日」であり、単に介護や支援を必要とする高齢者に対する施策だけでなく、いわゆる健常高齢者に対する施策、とりわけ、健康で生きがいをもった生活を推進すると共に、積極的な社会参加を促進する政策を立てることは、活力ある社会を維持し、豊かな文化を育み、安全で調和のとれた社会を実現するうえでも、また肥大化する医療費・年金等の財政問題、少子化に伴う労働力不足、等々、今後予想される日本経済の危機的問題を考えるうえでも、きわめて重要な課題であろう。21世紀の日本にとって、もはや、とりわけ健常高齢者は単なる引退者、年金生活者ではなく、社会・経済の重要な担い手であるし、またそうでなければならない。

そこで、まず間違ったイメージで認識されてきた高齢者の実像に迫ってみよう。

(ア) 高齢者の多くは元気である

高齢者の多くは一般のイメージとは異なり、元気である。しかも、自分の世代の印象について、まだまだ若いと考える高齢者が多いことも確かである。実際、いくつかの報告によれば、超高齢社会が到来しても、高齢者の8割以上は元気な高齢者であると予想されている（東京都労働経済局『高齢社会に向けた産業の取組み』平成10年3月、7頁以下；東京都高齢者事業振興財団『高齢者就業のあり方〔概要版〕』平成11年6月、4頁：現状については、内閣府編『平成13年版 高齢社会白書』財務省印刷局、平成13年、93頁；さらに、板橋区の状況については、板橋区『板橋区高齢者生活実態・志向調査報告書』平成10年5月、14頁以下参照；なお、板橋区の介護保険サービスの認定状況についての最近のアンケート調査（日本統計センター『区民活動調査・調査結果報告書』平成13年3月、5頁）によれば、認定を受けていない人が87.9%とひじょうに高く、この点からも高齢者の多くが元気であることがうかがえる）。こうした報告だけからも、高齢者のイメージはあまりにも実態からかけ離れているといわざるをえない。逆説的にいえば、むしろ、多くの人々は特定の類型に高齢者をはめこみ、自ら抱えているマイナスのイメージにあった人だけを、高齢者と呼んでいるにすぎないように思われる。すなわち、彼らの視点からすれば、健常高齢者は高齢者の範疇には属さないのかもしれない。

(イ) 高齢者といっても実に多種多様である

だが、暦年齢を指標として高齢者を区分するならば、健常高齢者も高齢者であることに変わりはない。このように、要支援・要介護といっても多様なケースが見られる高齢者以外に、健常高齢者も高齢者に含まれるとすれば、その個人差は実に大きなものであり、若年層と比べても、高齢者にはより大きな多様性が見られるであろう。健常高齢者のなかでも、今だ第一線で働いている人、第一線からは退いているものの仕事に生きがいを感じている人、仕事はしていないもののボランティア活動に励んでいる人、生涯学習に励んでいる人、スポーツに精を出している人、さまざまな趣味に生きている人、等々、実に多種多様な生き方が見られる。また、例えば働いている人々の動機も、収入のためから、健康のため、さらには生きがいのため、というように多様なものが認められる。

(ウ) 高齢者は真の自由人

こうした高齢者の元気と多様性を生み出している一つの重要な要因として、高齢者の「自由」というものが考えられる。一般論として、人の一生というものを考えた場合、この世に生を受けて、幼少時代から、やがて成人し、大人社会に入るにつれて、次第に社会のいわゆる「しがらみ」が強まり、ある意味ではきわめて不自由な、ストレスのたま

る人生を強いられるようになる。しかしながら、さらに年齢をかさね、高齢者になるにつれて、子供の世話や職場の人間関係などのしがらみが希薄になり、時としてそこから抜け出ることができるようになる。つまり、本当の意味であらゆるしがらみから解放された「真の自由」を得られるのが、高齢者の時代であるということが出来るかもしれない。そのような意味で高齢化を積極的に捉えた場合、高齢者というのは真の自己発見・自己変革・自己実現の可能な世代であるとも考えることもできるであろう。実際、自分の世代の印象について、しがらみからの解放あるいはマイペースと考えている高齢者が多いことも確かである（東京都労働経済局、前掲書、19~20頁）。

(エ) 高い就労意欲

少子・高齢化社会の到来と共に、労働力人口総数に占める高齢者の割合も、1980年 4.9%、1990年 5.6%、1999年 7.3%と着実に増えており、2010年には 11.2%になると予想されている。また、高齢者のなかでも、男性の 65~69才の就業者の割合は 1996年で 53.4%であるが、同年代の不就業者のうち 4割近くの人が就業を希望している。女性の場合、同年代の就業者の割合は 28.1%であるが、同年代の不就業者のうち 2割以上が就業を希望している（総務庁編『平成 12年版 高齢社会白書』大蔵省印刷局、平成 12年、65~76頁：尚、板橋区の状況については、板橋区、前掲書、11~13頁；日本統計センター、前掲書、10頁参照）。高齢者が就業を希望する要因としては、無論、経済的要因の他に、健康の維持・増進、生きがいの探求、社会性の確保等、種々の要因が考えられるが、経済状況の厳しい今日、就業希望者の割合はさらに増えると予想されるであろう。

(オ) 社会参加への高い関心

65歳以上の高齢者の生活時間の内訳は 1996年でみると、1次活動時間（睡眠、食事など生理的に必要な時間）が 11時間 51分（因みに 50~54才では 10時間 15分）、2次活動時間（仕事など社会生活を送るうえでの義務的な活動時間）が 3時間 58分（同 8時間 16分）、3次活動時間（自由な余暇時間）が 8時間 11分（同 5時間 28分）であり、年齢階層が上がるにつれて、2次活動から 3次活動へと時間的なシフトがなされ、余暇時間が増加することが指摘されている（総務庁編、前掲書、93~94頁）。

このように余暇時間が増えるということは自己の自由な活動時間が増えることであり、結果として、その時間をどう使うかという問題が高齢者に新たにのしかかってくる。しかしながら、高齢者の多くは家に引きこもるという消極的な形ではなく、積極的に社会と関わり続けるという形でこの問題に答えているようである。実際、1998年の調査（総

務庁「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」)によれば、地域活動などの自主的な活動に「参加したい」という60歳以上の人の割合は48%で、「参加したくない」の33%を大幅に上回っていた。また、地域活動に参加したい最大の理由は「生活に充実感をもちたいから」で、53%であったが、「地域社会に貢献したいから」も32%を超えており、高齢者の社会意識の強さがうかがわれた(総務庁編、前掲書、96~7頁)。また、高齢者が参加している活動の分野についても、就業から、健康・スポーツ、学習、趣味、ボランティアなど、実に多岐にわたっていることが報告されている。

(カ) おしゃれや異性への関心

おしゃれや異性に対する関心は年令とほとんど関係ないにもかかわらず、依然として、両者を結びつけて考える一般的な傾向が存在する。すでに述べたように、高齢者をマイナスの暗いイメージでみることと恋愛やファッションを美化してとらえる傾向とが、高齢者とおしゃれ・恋愛を切り離して考える風潮につながっているのかもしれない。

実際、こうしたおしゃれや異性への関心は、社会参加に対する関心の増加と共に高齢者の行動半径や交際範囲が広がるにつれて、むしろ高まってきているといえるだろう。「美しく年をとりたい」とか「人生の良きパートナーと楽しく年をとりたい」という願望が、時代の変化と共に自由に表明できるようになった、ということがこの傾向を助長しているかもしれない。例えば、衣服やファッションでは、「年相応」というように年令で考える人は少なく、「自分の価値基準で」という考え方が多く、主体的なおしゃれへの関心の高さがうかがわれる(東京都労働経済局、前掲書、28頁)。

(2) 健常高齢者の役割

こう見てくると、とりわけ健常高齢者は保護すべき人たちというよりも、積極的に活用すべき人たちである。超高齢化社会の到来を目前にして、安定的で持続的な発展を遂げるためには、高齢者をさまざまな社会・経済活動に積極的に取り込むと共に、ミスマッチしている現状の社会的・経済的・制度的構造を、高齢化社会に合わせて変えていくことが必要であろう。ここでは、超高齢化社会において特に重要と思われる高齢者の役割を概観してみたい。

(ア) 高齢者の雇用

高齢化社会がもたらす大きな経済問題は、年金・医療費などの増加による財政破綻と労働力不足であろう。これらを同時に解決する有力な方法が高齢者の活用である。無論、

そのためには、高齢者だけでなく、すべての年齢層の能力が最大限に発揮されるような労働力配置がなされるように、社会的・経済的・制度的基盤の整備や産業構造の転換などが必要であることはいうまでもない。具体的には、年令制限の弾力化、下方に硬直的な賃金制度の見直し、弾力的な賃金やワークシェアリングといったシステムを取り込んだ組合等の改革、高齢者に見合った仕事の創出、高齢者のための技術講習などの実施、等々があげられよう。

高齢者の雇用の増加は、租税収入を増やすだけでなく、年金受給額の減少、さらには労働による健康の増進がもたらす医療費の低下を生み出し、懸念されている社会保険制度の崩壊や財政破綻の危機を救うことになるかもしれない。他方、少子化ともあいまって、高齢化はやがて労働力人口（とりわけ若年労働者）を大幅に減少させることになるだろう。したがって、外国人労働者や女性の活用の他に、高齢者の雇用が労働力確保のための重要な鍵となる。

いずれにせよ、高齢者が元気で働き、生きがいを持ち、年金受給額を減らし、税金を納める、といったことは、単に財政破綻や労働力不足の問題を緩和するだけでなく、消費を増大させ、産業構造を転換させ、高齢化社会の要請に沿った産業構造の転換とそれに伴う投資を促進するということにもなり、経済に新たなダイナミズムをもたらすことになるであろう。このように高齢者の雇用の増進と活用は新しい大きな可能性を生み出すかもしれない。

(イ) 高齢者のボランティア

ボランティアの団体のなかには、高齢者をメンバーの中心とするシルバー・ボランティアやシニア・ボランティアのような団体も現われてきている。経済企画庁「国民生活選好度調査」（2000年）によれば、60歳代のボランティア活動参加率は11%であり、15~59歳の参加率の8%よりも高くなっている。また、今後の参加意欲でも、参加したいと答えた人の割合は、15~59歳の65%とほぼ同水準の63%であった（経済企画庁編『平成12年版国民生活白書』大蔵省印刷局、2000年、115頁）。ボランティア活動に対する高齢者の意欲はかなり高いものである。健常高齢者のボランティアとしては、

健常高齢者が要支援・要介護高齢者、さらには進んで障害者等に介護・対話・家事などの援助をする

高齢者がもつ豊かな経験や知識・知恵を学級・講座活動などを通して広く社会に還元する（各種の文化・教養講座、世代間交流学級、等々）

清掃活動、花いっぱい運動、リサイクル活動、等々の環境美化・環境保全活動に取り組む

高齢者が海外技術協力の一環として、発展途上国などの社会的インフラの整備などに協力する

海外での生活経験の豊富な高齢者に、現地でのトラブルを解消するアドバイザーとしてだけでなく、積極的に海外生活や海外事業を支援するアドバイザーとして、さらには国内にいる外国人の各種の生活相談に対するコンサルタントとして、積極的な役割を担ってもらう、

といったことが考えられる。

また、IT革命の進展によって、これまで情報弱者であった高齢者がより多くの多様な情報を獲得することによって、高齢者の社会参加がいっそう促進されるようになり、ボランティア活動の面でも、活動に対する理解と積極的な参加が見られるようになってきた(経済企画庁編、同書、115~9頁、121~2頁;なお、板橋区での調査(日本統計センター、前掲書、16頁)でもパソコンやインターネットの講習を望む高齢者の声がひじょうに多いことがわかった)。

従来、ボランティア活動は口コミや集会などを通じて、その需給が表明・調整されてきた。したがって、ボランティア市場は多数のきわめて小さな市場から構成されてこざるをえなかった。その結果、情報格差が大きく、有力な情報からきわめて多くの有能な人材が閉め出されてきた。ボランティアを求める側も市場が小さいため、非効率で不十分な助けしか得られないケースが多かった。ある意味で、ボランティア活動の質と量は情報の大きさが決め手となるが、情報にはコストがかかるため、経済的見返りの期待できないボランティア市場の場合、市場の発達にも自ずから経済的・技術的限界が見られる。この問題を解消し、ボランティア市場を地域的なものから、全国的、さらには国際的な市場にまで拡大させることができたのは、まさにIT革命である。例えばインターネット上にボランティアを推進する何らかの団体がその活動のホームページを作成することで、世界中から名も知らぬ多くの、ボランティアを求める人とボランティアをしたい人が自由に情報を提供・入手して、参加の意思を表明することができるようになる。それによって、市場は大規模化と効率化をいっそう容易にすることができる。まさに、情報格差をもろに受けている、情報弱者である高齢者にとって、IT革命は社会参加への大きな推進力である。

(ウ) 健全な地域社会の建設

このイのボランティア活動とも密接に関連するが、とりわけ地域に密着した活動ということで、健常高齢者の役割を考えてみたい。

健全な地域社会の発展は自由で豊かな社会の発展の基礎であるが、特に、戦後一貫して追求されてきた経済の発展に伴って、またそれに続く急激な都市化によって、ますます希薄になってきた近隣の付き合いがもたらした多くの弊害に、近年のモラルの低下、青少年の犯罪、精神的障害やストレスの増加、疎外感や孤独感といった問題が見え隠れしているように思われる。高齢化・少子化の進展だけでなく、今後予想される経済情勢の厳しさや女性の社会進出を鑑みたとき、この地域社会のつながりや輪を形成・維持・発展させていくうえで、とりわけ健常高齢者が果たす役割はきわめて大であるといわざるをえないであろう。

町会、老人クラブ、自治会、社会福祉協議会、区民生活センター、シニアセンター、体育協会、各種サークル、等々を通じて高齢者に積極的な地域活動への参加を呼び掛け、地域社会の発展こそ豊かな街づくりの基礎であるという共通の理解の下に、その重要な担い手である高齢者のもつ豊かな経験と能力を発揮させることが、明日の地域社会にとって必要不可欠である（こうした地域社会の活動に対する板橋区の高齢者の参加状況については、同書、24ページ以下参照）。例えば、スポーツや文化活動を通して青少年同士や高齢者と青少年などの交流を促進し、健全な青少年の育成・保護活動を行なうこと、独居老人など、社会的弱者の支援活動に取り組むこと、防犯・防災のためのさまざまな取り組みに参加すること、地域の名所・旧跡や文化施設の保護に努めること、地域に住む外国人などの各種相談に応じること、地域社会に根付いた祭礼などの各種行事において中心的役割を担うこと、等々が考えられる。その際、行政としては単に補助金を出すだけでなく、場や機会を設けることも必要であろう。

2 健常高齢者への施策のあり方

すでに述べてきたように、高齢化・少子化社会にあって日本が豊かで健全な発展を遂げていくためには、何よりも健常高齢者が健康で、そのもてる豊かな経験や能力を十分に発揮することが必要不可欠である。その場合の基本的な施策としては次のようなものがあげられよう。

(1) 就業対策

(ア) 高齢者の就業対策

従来、就業施策は、労働行政の中心的な担い手である国や都において行われ、その施策も、主に 65歳までの高年齢者層までを対象にしたものであった。現在、国は、「アクティブ・エイジングの観点に立った高齢者雇用対策の総合的に推進」を図っているが、高齢者雇用対策は、始まったばかりである。

高齢者の就業動機には、先に見たように労働の対価として賃金を得るという経済的要因の他に、健康の維持・増進、生きがいの探求などその要因に多様性があるという点で、他の年齢層の就労と異なった動機があることに特徴がある。

また、本研究会が平成 13年 3月に実施した高齢者意向調査では、働くことを望む高齢者に通勤希望時間を尋ねたところ 42.5%の人が 30分以内と答えており、近距離での就業希望が多いことが判る。就業動機や近距離通勤の希望を考え合わせると、高齢者就業は地域の問題としてとらえるべき課題であると考えることが出来る。高齢者就業問題を区の課題として捉え「高齢者が、いつまでも元気で楽しく働ける板橋」を実現するための方策を検討していくことが求められているといえる。

(イ) 就業者を取り巻く環境の変化

年功賃金、長期雇用（終身雇用）、企業別組合、それに加えた企業の福利厚生制度は、日本的雇用慣行と呼ばれ、高度経済成長期に大企業を中心に定着した雇用慣行である。現在、日本的雇用慣行に変化がおきているといわれている。

平成 13年度厚生労働白書は、「賃金構造基本統計調査」の分析から、賃金決定における要素が年功から成果主義へ移行していると説明している。成果主義は、就業に当たっての判定要素が就業者の能力によることを意味し、能力・技能を有する高齢者の就業機会が増大する可能性を示している。

高齢者の就業を考える場合、労働市場の大きな変化を見据えながら施策にその変化をとりいれていかなければならない。

(ウ) 高齢者の就業実態

平成 10年板橋区が実施した「板橋区高齢者生活実態・志向調査報告書」結果では、就業している 24.2%の高齢者に、働いている理由を尋ねている。

これらの就労理由から、高齢者の就業パターンを次の 2つに区分して具体的な施策を考えて見たい。

生活の必要からどうしても働かなければならない人

年金等の収入があり働く必要はないが、健康のためあるいは社会とのつながりを持ち続けるため等の理由から働きたい人（ボランティアを含む）

エ 就業施策に対する希望

高齢者意向調査では、自由意見として「働くことについて行政に望むこと」を尋ねている。その中では、次のような意見が述べられている。

働く意欲があり、健康に問題があるにも係わらず、「年齢制限」によって仕事が見つからないし、あっせんもしてもらえない。

シルバー人材センター等の公的機関のあっせん内容に対しては、単純作業ばかりで、これまで培ってきた経験や能力を發揮できるものがない。

「健康な高齢者」が働ける諸環境が整備されていない。

高齢者でなければできない、高齢者にふさわしい仕事の創出してほしい。

ボランティア活動の「場」をつくってほしい。

ボランティア活動のための技術等を習得出来る講習会を開催してほしい。

経験や能力を發揮して仕事をし、社会に貢献が出来るシステムづくりをしてほしい。

(2) 高齢者への就業機会の提供

高齢者の就業については、次のような施策を考えることができる。

(ア) 生活のために働く必要がある高齢者への就労施策

国等との協働

就業の困難な高齢者に就業の場を提供するためには、ハローワークなど広域的な職業紹介機関や労政事務所等との協働が必要である。北九州市高年齢者就業支援センターでは、区市町村の枠を越えて、公共職業安定所やシルバー人材センター等の機関が一カ所に集まり高齢者就業相談窓口を開設するような取り組みも行われている。

ハローワークや労政事務所の協力を得ながら、就業情報の提供網を整備するとともに広報紙やインターネットで積極的に情報を提供することが求められる。

就業情報交換の場の設置

就業を希望する高齢者は、出来るだけ自宅近くでの就業を希望していることがわかる。区の中小企業では、後継者不足等が深刻な問題となっている。このような問題に対処するためにも、ITを活用して高齢者人材活用バンクを設置すること検討する必

要がある。特殊技能や経験を持っている人材が一覧できるなど、地域内における企業等の求人情報を集約することができる。同時に、中小企業やベンチャー・ビジネスのアドバイザー、都市型農業維持のための補助等様々な形態での就業が期待できる。

また、ITに慣れない高齢者のために、CATVを利用した求人情報を提供することも、効果的である。

(イ) 健康維持生きがい対策等を主目的に就労する高齢者への施策

情報交換の場の設置

共同研究のアンケートでは、ボランティア活動をはじめとする多くの分野で、活動等に関する情報不足があげられている。就業についても同様である。健康保持や生きがいを目的に就業を希望する場合は、仕事以外の様々なニーズに対応するためにも情報を一元化して管理する必要がある。先に述べた人材活用バンクやCATV等は、ボランティア活動等の情報交換の場としても活用できる。

施設の活用

空き教室・空き店舗・休業中の工場などの施設を活用した高齢者主体の事業を支援することで高齢者の生きがいにつなげていくことができるのではないだろうか。むかしながらの遊びや伝統工芸等を伝える、元気な高齢者が介護を要する他の高齢者の介護を行う、リサイクルショップの運営、共稼ぎ・ひとり親家庭等の支援を行うファミリーサポート事業など様々な活動を行う拠点として活用する方法を考えることができる。

高齢者の中には、短時間労働を希望する者も多く、インターネット等情報機器を活用して地域の求人情報をリアルタイムに収集するシステムも必要である。

(ウ) 生き甲斐を求める就業者

元気な高齢者には、ボランティア活動、NPO活動等、就業以外の場での活躍も期待できる。区は、ボランティア団体等の情報交換の核となって諸団体のネットワーク化を推進するとともに、高齢者に対して今以上に情報提供を充実させていかなければならない。就業等の成果を地域に還元してもらうことは、地域全体の活性化にもつながっていく。

これからの社会は、個人の能力・技術が正しく評価される社会である。就業者個人の資質の向上を図る機会を創るとともに、様々な能力や技術が活用できる就業の場を確保するシステムづくりが必要となる。区は、大学や地域の人々の協力を得ながら、区民一

一人のニーズに対応できる細かな就業施策を考えていかなければならない。

(3) 生涯学習

人生 80年といわれる今日、人がその全生涯にわたって楽しく生きるということは困難であるにしても、生きがいを感じ、人生をより豊かな実りあるものにすることは努力次第で可能である。健康で生きがいを感じるためには主体的に生きることが重要であるが、主体的に生きるということは、自ら進んで外界と関係し、何かを学びとり、それについて内省し、そしてあらゆる判断を自ら下すということである。何かを学び習うことで常に知的・情緒的刺激を受けることができると共に、そうした刺激なくしては味わうことのできなかつた新しい発見や感動に出会うことが可能となるのである。したがって、生涯学習対策というのは、とりわけ健常高齢者の健康、就業・生きがいの支援活動でもある。学習というもののなかに何を含めるかは定義の問題であるが、ここではいわゆる知識を学ぶということで捉えて、趣味やスポーツは次のところで取り扱うことにする。

国や各都道府県では、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成 2年法律第 71号)に基づいて、さまざまな形で生涯学習の振興に努めているが、板橋区では、この意味での生涯学習対策として「板橋グリーンカレッジ」を開校して、高齢者の社会参加や知識に対する関心を呼び起こすと共に、その生きがいづくりを支援してきた。表 1はその受講状況をまとめたものである。

「板橋グリーンカレッジ」は平成 6年に高齢者の生涯学習・社会参加支援事業として発足した。表に示されているように、平成 8年に専門課程に文学科を加え、さらに平成 11年には応募者数の増加に応じるため、教養課程を二部制にして定員を倍増した。学習期間は原則として教養課程 1年間、専門課程 1年間の計 2年である。ただし、卒業後 1年間に限り、聴講ができることになっている。この表からも生涯学習を求める声の大きいことは容易に察知できるが、実際面でも、平成 9年にこの「グリーンカレッジ」のOBたちによって、OB会が結成され、自主的に運営を行いながら、各方面から講師を呼んで専門の講義をしてもらうなど、高齢者の学習意欲はひじょうに大きいことがわかるし、また、その元気が十分にうかがえる。

こうしたいわば高齢者大学校の他に、現在実施されている対策を含めて、いくつかの生涯学習対策が考えられる。例えば、専門の知識を有する高齢者自身が講座講師を担当すること、区域内の大学と連携して産学共同講座の開設や単位認定制度を導入すること、

表 1

年度 項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
課程数等	教養課程 1 専門課程 3 ・社会生活 科 ・健康福祉 科 ・文化科	教養課程 2 専門課程 3 ・社会生活 科 ・健康福祉 科 ・文化科	教養課程 1 専門課程 4 ・社会生活 科 ・健康福祉 科 ・文化科 ・文学科	教養課程 1 専門課程 4 ・社会生活 科 ・健康福祉 科 ・文化科 ・文学科	教養課程 1 専門課程 4 ・社会生活 科 ・健康福祉 科 ・文化科 ・文学科	教養課程 2 専門課程 4 ・社会生活 科 ・健康福祉 科 ・文化科 ・文学科	教養課程 2 専門課程 4 ・社会生活 科 ・健康福祉 科 ・文化科 ・文学科	教養課程 2 専門課程 4 ・社会生活 科 ・健康福祉 科 ・文化科 ・文学科
募集者数	300	150	160	160	160	320	320	320
応募者数	291	190	337	302	421	379	209	305
入学決定者数	291	164	165	160	180	366	206	304
年次進級者数		225	128	128	137	150	289	164
受講者数	291	389	293	288	317	516	495	468
卒業者数		202	118	105	122	141	264	
聴講者数			117	81	90	100	119	208
総受講者数	291	389	410	369	407	616	614	676

大学・大学院入学に対して入学金や授業料の補助や免除など高齢者優遇措置を設けること、科目等履修生制度や夜間大学院を設置すること、高齢者・社会人特別入試枠を設けること、教育は最大の学習なりということであり、小学校から大学、専門学校まで、特殊な知識や技能をもつ高齢者による講座の開設を支援すること、大学その他の学校開放講座を積極的に活用すること（因みに、板橋区では区内の大学、専門学校、および区立学校で専門から文化・教養・実務講座にまでわたる、30程度の講座を毎年開講している）

民間事業者によるカルチャーセンターを支援すること、パソコン操作習得を支援すること、高齢者による優れた著作の出版を助成すること、高齢者による地域フォーラム（例えば、ボランティアや環境美化・環境保全などに関する）を助成すること、等々があげられよう。

(4) 趣味とスポーツ

とりわけ健常高齢者対策は何よりも健康と生きがいを推進することにあるので、こうした生涯学習の他に、趣味やスポーツの支援活動も重要な対策となろう。総務庁「高齢者の

日常生活に関する意識調査」1999年、によれば、スポーツ・趣味・文化活動などで高齢者が取り組んでみたいとする活動でもっとも多いのが「旅行」で、3人に1人となっており、次いで、「仲間と集まったり、おしゃべりすることや親しい友人、同じ趣味の人との交際」が4人に1人となっている。以下、「散歩・ウォーキング、ジョギング」、「食事、飲食」、「スポーツ活動」、「主に屋外で行なう趣味活動」となっており、一般的に屋外で、しかも親しい友人たちと趣味・スポーツを楽しみたい、という高齢者が多いといえるだろう。

板橋区にはこうした趣味やスポーツなどの同好サークルが数多くあり（例えば、板橋区教育委員会『わくわくハートで（生涯学習団体・サークル名簿）』平成12年参照）、いずれも高齢者の参加を歓迎するものであるが、特に高齢者だけを対象とし、区が主導して補助金等を拠出しているサークルとしては、平成13年現在156ある「老人クラブ」、15ヶ所ある「いこいの家」を利用した「かくしゃく講座」、さらには「高齢者向け料理教室」等がある（板橋区『いたばしの保健福祉』平成12年；『板橋区勢概要』平成10年参照）。

「老人クラブ」は老後の生活を実り豊かなものにするために作られた、ほぼ60歳以上の高齢者の自主的な組織であり、区から運営費が助成されている。会員数は平成11年7月1日現在で17789人にのぼり、囲碁・将棋からダンスやゲートボールに至るまで、実に多彩な活動が行なわれている。ただ、法律上の問題点もあり、すぐとはいかないまでも、老人クラブという名称が会員数の増加に対して大きな障害となっていることは疑いないところであり、再考が求められる。

「かくしゃく講座」は、区内在住の高齢者が日々かくしゃくとして潤いのある生活をおくるための一助として開設されている講座である。平成11年度で、生け花（162回、延べ2371人）と茶道（81回、773人）と書道（189回、3220人）の3つの講座が開設されている。

「高齢者向け料理教室」は、高齢化による食欲の低下の防止と高血圧などの成人病予防を目的として、高齢者を対象に料理の手ほどきをしようとする講座である。平成11年度で10回開設され、延べ232人が参加した。

(5) 健常高齢者の参加拡大のために

無論、こうした各種の講座の開設や自主的活動の助成を行なうことは行政の大事な任務であることはいままでもないが、さらに、重要なことはこうした講座や活動に高齢者が積極的に参加するということである。講座や活動がどんなにすばらしいものでも、高齢者が

それに実際に参加しなければ何の意味ももたないからである。実際、参加を望む高齢者が参加しない、あるいはできない主な理由として三つあげておこう。

一つは情報不足の問題である。特に社会の第一線から退いている高齢者の場合、十分な情報を入手できない状況におかれていることが多い。情報が与えられる場合でも、不必要な情報であることのほうが多いようである。実際、地域活動に参加するうえで高齢者が行政側に最も望んでいることのひとつに情報の提供がある（例えば、日本統計センター、前掲書、28頁）。したがって、行政側が常に正確にして十分な情報を発進し続けるとともに、高齢者がパソコンやインターネットについての知識や技術を習得できるよう支援活動を続けることが大切である。

第二に、高齢者が外出したり、運動したり、異性と交際したりすること、すなわち若年層と同じように行動すること、を嫌悪する雰囲気や時として家族や周囲に見られることである。これは本章の最初のところで述べた高齢者に対する偏見あるいは画一的な見方からきている。実際、高齢者の多くは元気で個性豊かな、自分のフィロソフィーをもった人たちであり、むしろ、もっと活用され、尊敬されるべき人たちなのである。地域にとって高齢者は大事な存在であるという雰囲気を醸成することも、高齢化社会においては行政側の重要な役割であり、とりわけ豊かな能力をもった高齢者をさまざまなポストに積極的に登用することなども必要であろう。

さらに第三に、高齢者にとって外出を妨げる社会的インフラの現状がある。高齢者が大事な存在であるという雰囲気を醸成し、進んで高齢者の活動を活性化するためにも、高齢者に配慮した街づくり、あるいは社会的インフラの整備が重要となる。ア：生活関連施設や娯楽施設の集積・バリアフリー化を助成し、イ：道路、鉄道、バスなどの運送手段の充実やバリアフリー化を推進し、ウ：交通事故・犯罪・災害から高齢者を保護する各種の施策、例えば交通安全教育の推進、高齢者感应信号機の整備やコミュニティゾーンの形成による歩行空間の整備、高齢者講習の実施、悪質商法相談所の設置、災害弱者消防緊急通報システムの完備、等々（内閣府編、前掲書、228~9頁）を推し進め、エ：高齢者のためのフィットネス・クラブ、健康相談所、集会場、保養所、等々を充実させ、さらには、オ：多少身体機能が衰えた高齢者でも、ちょっとした介助があれば、積極的に外出できるという高齢者のために、歩行介助、買物付き添い、運動介助、車椅子介助、入浴介助、等々のボランティア活動を助成していくことも、行政の大事な仕事であろう。

第III章 要援護高齢者への福祉行政のあり方

超高齢化社会を迎えるにあたり住民が最も心配しているのは、自立した生活ができなくなった時に、地域社会や公的機関がどの程度支援をしてくれるかであろう。

今後の公的支援のカギを握る介護保険制度が施行されて 1年半以上が経過した。

これまでの措置制度から契約制度へと大きく変化した介護の世界では、意図したような皆で支えあうしくみが円滑に機能しているのであろうか、発足後の課題はどんなところにあるのであろうか、それらの課題を解決するにはどのような方策を講ずるべきであろうか、また板橋区における実態と課題はどうなっているであろうか。

本章では、介護保険制度の区分に沿って、居宅サービスと施設サービスとに分けて現状と課題、改善方策を検討した。その際、必要に応じて板橋区の状況にとどまらず全国的な状況にも付言した。

1 在宅福祉サービスの現状と課題

平成 12年 4月から介護保険制度が施行され、介護の世界は、「措置制度」から「契約制度」へと大きく変化した。しかしながら、この介護保険制度は、超高齢化社会における社会保障構造改革の急先鋒として制度化され、走りながら考えることを是としているために、解決していかなければならない課題を多く含んでいる。興味深い一つの現象としてとらえたいのは、当分科会が行った板橋区高齢者意向調査(平成 13年 3月)において、介護認定を受けていない健常高齢者(1,466人)が将来必要な時に望む介護保険サービスは、60.8%が居宅サービスを希望するという結果となっているのもかかわらず、施設入所希望者が急増するなどの点である。「介護の社会化」を標榜する介護保険サービスが、その中心に在宅福祉サービスを位置付けているのは、当然の結果であるといえるが、現時点では、一見矛盾とも取れる現象が起きている。こうした状況の中で在宅福祉サービスが施行後どのような推移をみせ、現在何が課題であるかをこの章において、検討して見たい。

(1) 板橋区における在宅福祉サービス

板橋区が介護給付の対象とするサービスのうち、在宅サービスとしているものは、次のとおりである。

訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が要介護者等の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話を行う。
訪問入浴介護	要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
訪問看護	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者等に対し、看護婦(士)、保健婦(士)、准看護婦(士)、理学療養士、作業療養士が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者に対し、理学療養士、作業療養士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、理学療法や作業療法などの必要なりハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が要介護者等の居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行う。
通所介護 (デイサービス)	要介護者等が、サービスセンター等に通い、入浴、食事の提供、その他日常生活上の世話、及び機能訓練を受ける。
通所リハビリテーション (デイケア)	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者等が介護老人保健施設、病院、診療所に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーションを受ける。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	要介護者等が、介護老人福祉施設及び老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、及び機能訓練を受ける。

短期入所療養介護
(ショートステイ)

病状が安定期にある要介護者等が、介護老人福祉施設や老人介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療、及び日常生活上の世話を受ける。

痴呆性対応型共同生活介護
(痴呆性高齢者のグループホーム)

比較的安定した痴呆の状態にある要介護者が、共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、及び機能訓練を受ける。

特定施設入所者生活介護
(有料老人ホーム等)

有料老人ホームやケアハウス等に入所している要介護者等が、当該施設のサービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受ける。

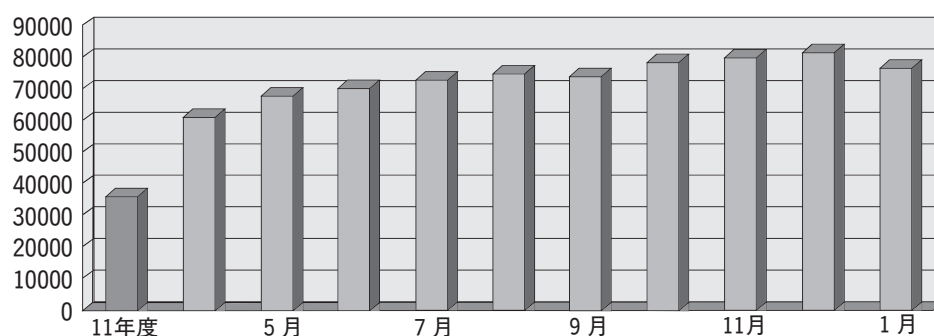
福祉用具貸与

要介護者等の日常生活の自立を助けるための福祉用具（厚生大臣が認める）を貸与する。

(2) サービスの利用状況

介護保険導入前後の在宅福祉サービスの利用状況を比較してみると 11年度と 12年度 1月分まででは、次のようなグラフになる。

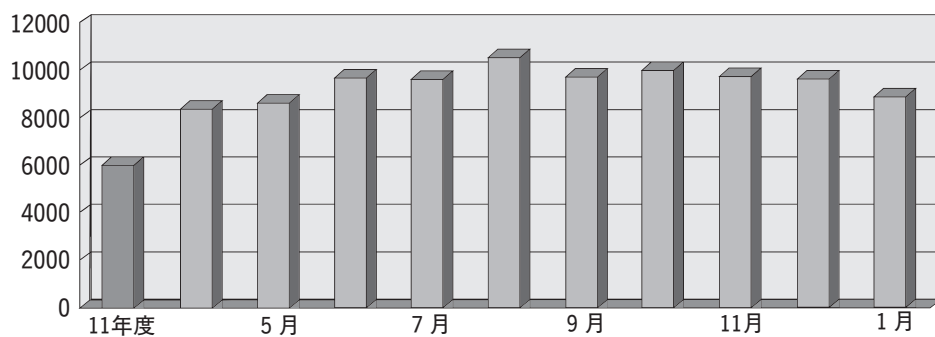
訪問介護（回数）



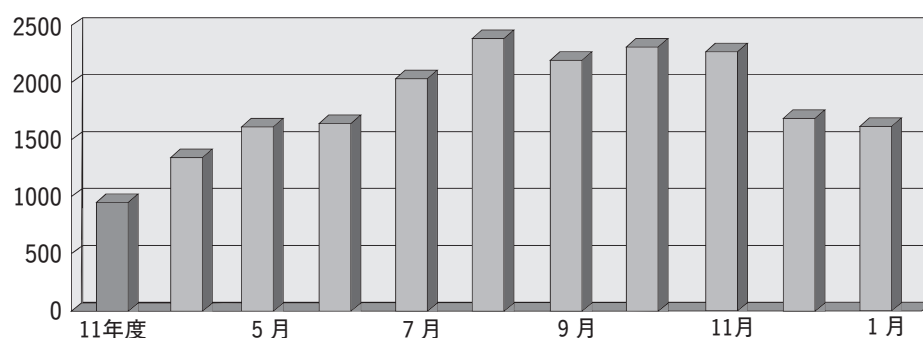
注 1: 11年度におこなわれていた訪問介護サービスと介護保険におけるサービスとを直接比較することは難しいが、11年度に提供された、ふれあいサービス・事業者提供サ

ービス・24時間サービスの合計と 12年度に提供された身体介護・家事援助・複合型の合計

通所介護（回数）



短期介護（日数）



以上のグラフで比較すると、在宅 3本柱といわれている訪問介護・通所介護・短期入所すべてにおいて、増加していることがわかる。

(3) サービス利用率

ここで、要介護度毎の限度額に対する平均利用率を平成 13年 8月末現在の板橋区の調査によると、次のようになる。

要支援	54.5%	
要介護 1	36.4%	
要介護 2	45.0%	
要介護 3	44.2%	
要介護 4	50.8%	
要介護 5	51.0%	となり全体としてみると 44.9%

の利用率となっている。これは、全国平均 43.3%に較べると若干高い割合を示している。

第 章でも触れているが、介護保険を利用しようとする人は、まず、保険者(市区町村)に申請をおこない、介護認定審査会の判定を受けなければならない。ここでの課題は、医療保険では必要なとき必ず診療は受けることができるのに対し、介護保険では、判定を受けて要支援以上の判定がでなければ、介護保険の適用は受けられず、「自由にサービスが受けられる」環境が整ったわけではないということである。保険料や 1割負担の支払い能力に対する重圧感の問題は後に述べることとして、要介護度別の高齢者の状態を例示すると次のようになる。

要支援 部屋の掃除や食事の支度などで手伝いが必要。排泄や食事はほとんど自分でできる。

要介護 1 生活の一部について部分的介護が必要。立ち上がり・歩行が不安定。排泄や食事はほとんど自分ひとりでできる。

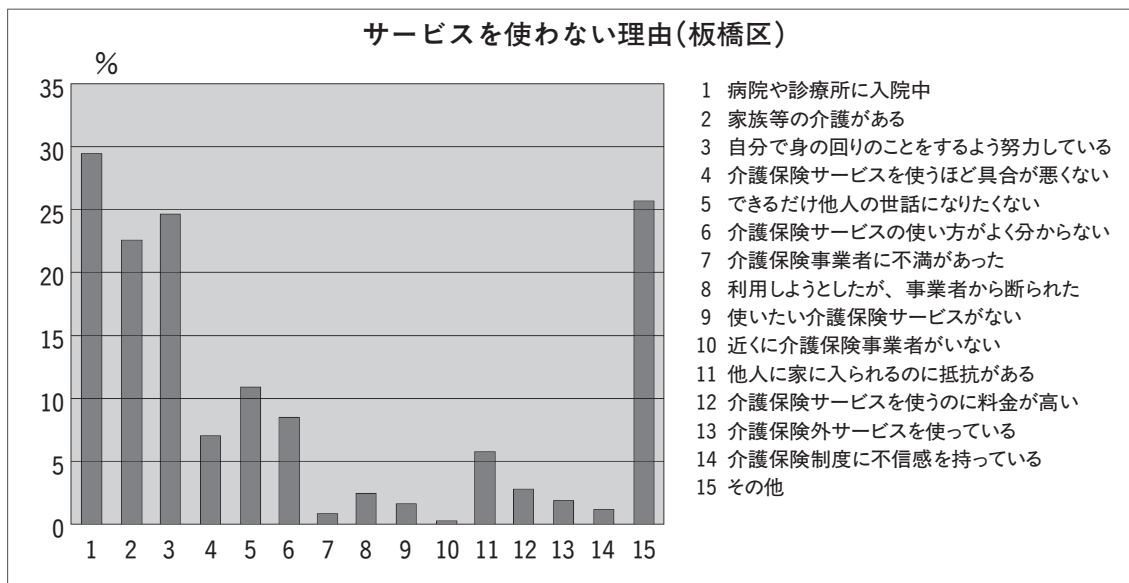
要介護 2 みだしなみや掃除など、身の回りの世話全般に一部または全介助が必要。排泄や食事に手助けが必要。「物忘れ」などの問題行動が見られる場合も多い。

要介護 3 みだしなみや掃除など、身の回りの世話が自分ひとりではできない。排泄が自分ひとりではできない。「物忘れ」「昼夜逆転」といった問題行動がみられる。

要介護 4 みだしなみや掃除など、身の回りの世話がひとりではできない。排泄がほとんどできない。移動の動作がひとりではできない。「徘徊」など問題行動が増える。

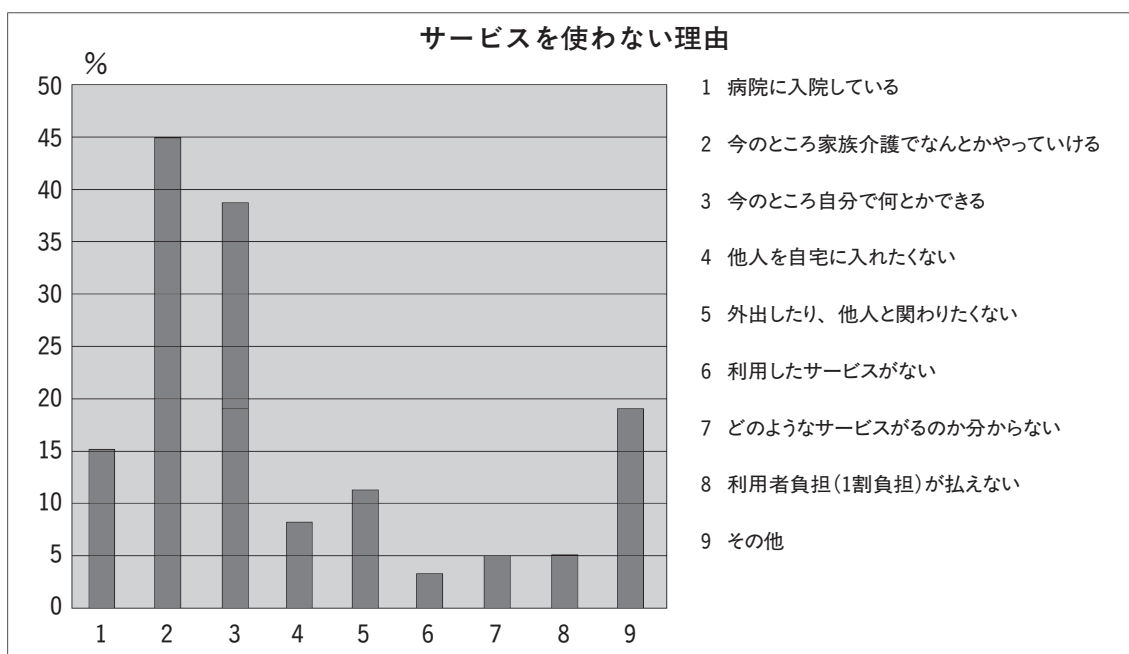
要介護 5 生活全般に渡って、全介助が必要。排泄や食事がひとりではできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

一般的には、高い要介護度の場合、利用限度額を使い切ったとしても在宅の高齢者を支えるには不十分ではないかといわれている。ここで、板橋区が平成 13年 1月 30日現在要介護認定を受けながら、介護サービスを利用していないまたは、利用を中止したと思われる人を対象におこなった「介護保険サービス利用意向調査結果」によると、使わない理由の状況は次のようになる。



病院等に入院加療中なので、介護保険が使えないという回答が多い。また、調査の対象者に自由意見を聞いたところ、入院中でも保険料を払っているのに、介護保険の適用が無いのはおかしいとの意見が多数寄せられている。施設サービスについては後述するが、病院経営の観点から、療養型病床群の指定介護療養型医療施設への転換が進まないのであれば、行政からの補助等も視野に入れて考えていかなければならないであろう。

また、平成 13年 8月末厚生労働省調査において、サービスを使わない理由は次のようになる。



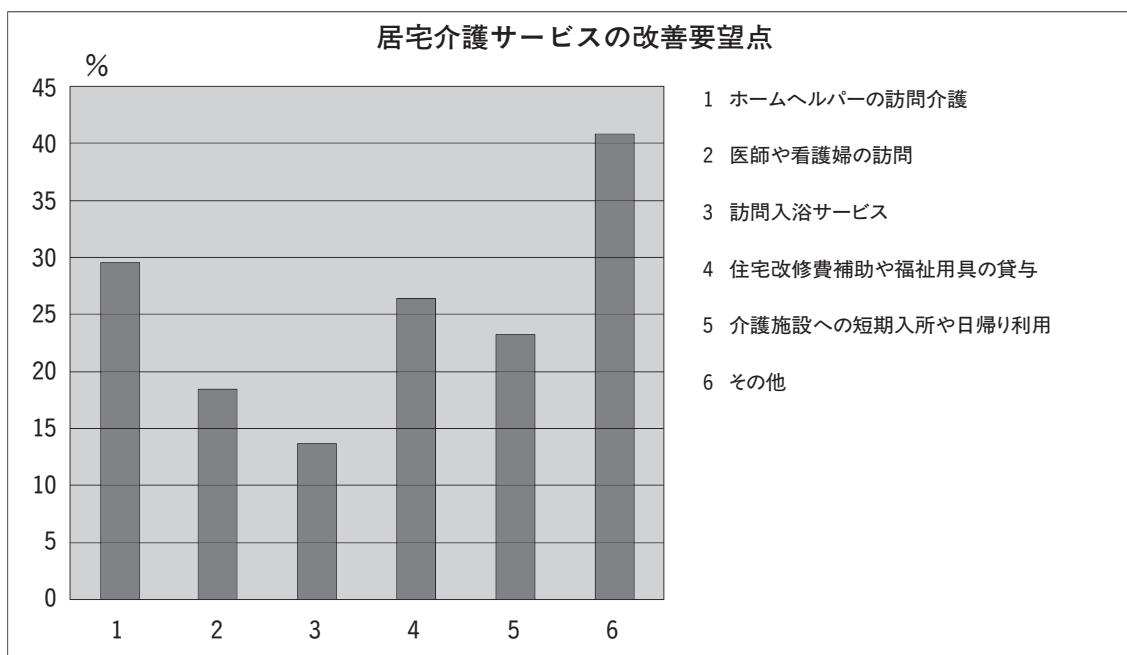
「今のところ家族介護で何とかやっていける」という回答が 45%を占めている。

家族介護の負担緩和が目的の一つであるにもかかわらず、介護の社会化が進展していない感を受ける。先ほどの調査結果から、サービスの供給量が増加している一方、家族介護に重点が置かれているということは、介護保険を使いやすい人がより積極的に利用している可能性を否定できない。

介護保険サービスが使いやすい人とはどのような人なのであろうか。一般的に考えられることは、要介護認定がきちんとあてはまり、使いたいサービスが用意され、限度額一杯に保険を利用できる人(いわゆる中産階級が多いと言われている。)であろう。そう考えていくと、現在介護保険に矛盾があるとすれば、要介護認定が不正確で、使いたいサービスが用意されておらず、保険料及び一割負担が重く、サービスを使いたいが支払えず使わない人がいる、ということである。

(4) 居宅介護サービス提供のあり方

また、当分科会でおこなった調査において、居宅サービスを現在(平成 13年 3月)受けている 126人に介護サービスの改善要望点をたずねたところ、下表の結果となった。



ホームヘルパーの訪問介護に対するものが 29.4%にのぼっている。約 45%しか利用されていないサービスに対し、約 30%が何らかの要望を抱いているとすれば、大雑把な計算ではあるが、100%利用された場合、その内、約 66%もの人が要望を抱いていることになる。

個別的な意見・感想として「心からの介護を受けることが難しくなった。」「ヘルパーさんがすぐ変わるので、いちいち説明するのが面倒だ。」「ヘルパーの掃除の仕方が納得いかない。」などの不満が散見できる。

主観的な問題も含め複雑ではあるが、サービスに対する満足度という点では、受け手側や社会全体が介護に対し、意識を変えていく必要もある。まず、業者側とすれば、ケアマネージャー等が考える望ましいプランが一部負担の関係で、利用者の希望により、安価な家事援助サービスに変わってしまっているならば、質より量の経営にならざるを得ない。大々的に売り出しをはかり、鳴り物入りでサービスを開始した、コムスンやニチイ学館等の事業縮小がそのことを物語っている。

また、受けて側においても、従来の「措置制度」が「丸抱えの福祉」を行ってきたため、何でもしてくれるのが、良いサービスだとの思いこみがある。「草むしり」や「窓拭き」「家族の洗濯」をヘルパーに依頼する人が多く、厚生労働省がサービスの具体例を公表したのもその現れである。

行政側でも、厚生省令に定める指定基準に基づき都道府県の指定を受ける指定居宅サービス事業者、指定基準を部分的に緩和した一定の基準を満たす事業所で区市町村が必要と認める場合に保険給付の対象となる基準該当サービスの事業者に分けて事業を推進しているが、今後、介護が本来持つ身体的・医療的なものと、精神的なものの概念をはっきりさせ、場合によっては、ある程度区別をして、供給を考えていくことが、より良いシステムとして介護保険を確立させていくことにつながるのではないだろうか。

保険料を納め、介護保険が施行されたから、高齢者介護が完成されるわけではない。高齢者の尊厳ある個人の生活を保障するためには、まず本人の「心の自立」、次に人とのつながりや心の交流などメンタルな面は、家族や友人、地域やボランティア、つまり、社会を構成している個人一人一人がおこなう「互助」の精神が必要なのである。

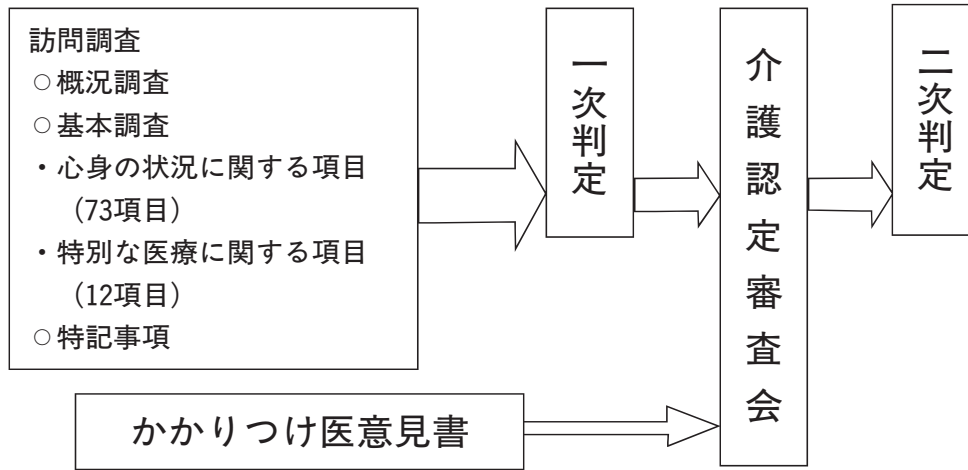
専門的な身体介護サービスは、時間制や巡回型にして市場原理の働く団体が効率よくおこない、メンタル的なサービスは、NPOなどの非営利団体が行えるよう環境を整備していくことが、より良い介護の方向であろう。

(5) 今後の在宅福祉サービスに対する提言

介護保険をより使いやすく、不公平感を払拭するためには、以下のような方策を用いていくべきである。

㉞ 介護認定及びケアプランのチェック

介護認定の流れを図示すると、次のようになる。



要介護度の判定においては、まず訪問調査が行われる。この訪問調査については、高齢者が、通常より張り切ってしまうので認定が軽いものになる。痴呆症の場合、落差が激しいので 1度の訪問では正確な判断がつきにくい。1次のコンピュータでの自動判定に付いては、要支援の者が要介護 1の者より介護サービスを多く利用していることから要支援と要介護 1の判定に逆進性があるのではないか、などの問題点があげられている。また、利用料の 1割支払いが負担となって、ケアマネージャー等が考える望ましいケアプランが、利用者の希望により安価なサービスに変わってしまっている可能性が指摘されている。

こうした問題をクリアし、正確な判定を行うためには、複数の目でチェックすることが有効である。訪問回数を増やしたり、ケアプランをより質の高いものにしていくため、複数の人がかかわるようなチェックシステムの構築を提言したい。

㉟ 介護サービスメニューの拡充

現在板橋区が行っている介護保険外サービス（日常生活用具給付、生活支援ヘルパーの派遣、生きがい対応型サービス、配食サービス、訪問指導、住宅設備改造費の助成）を介護保険適用サービスにすることである。先の居宅介護サービス改善要望点の調査でも、ホームヘルパーの訪問介護に次いで、26.2%の人が住宅改修費補助や福祉用具の貸与に対し何らかの要望を抱いている。公共施設のバリアフリーも急がれる施策の一つではあるが、住居のバリアフリーもスムーズな居宅介護、あるいは介護予防のための環境整備の一つである。介護認定を前提とする介護保険システムの根幹に係わるため、

制度の改正が必要であるが、保険料を支払い、介護サービスを受けたいにもかかわらず、自立と判定され、困窮している高齢者の不公平感の払拭やサービス需要のニーズ、さらには介護予防のために、粘り強く国に働きかけていく必要性を強調しておきたい。

(ウ) 低所得者層の保険料及び一割負担軽減への検討

介護保険制度においては、減免の規定が医療保険に較べて非常に少ない。老人医療政策の失敗に鑑み、財源を何とか確保しようという行政の苦心の表れであろうが、年金暮らしの高齢者にとって保険料や利用料の1割負担は重たいものがある。これまで要介護5の妻を負担能力を加味した「措置制度」で支えてきた老夫婦が「措置制度」で月1万円しか支払えないとすれば、要介護度5で支給限度額が約36万円あったとしても、3万6千円は支払えないわけである。従って、自己負担1万円のサービスしか受けられず、かえって家族の介護負担が重くなる。ましてや保険料の負担もしなければならぬとしたら、介護保険とは何ぞやという不信感を抱いても仕方がないといえよう。また、減免されるために、生活保護を受けなければならぬとすれば、介護のために生活保護世帯になろうとする人がでてきてもおかしくない。「措置制度」を廃止し、自由な選択を可能にした制度であるにもかかわらず、生活保護という極めて行政権限の強い分野へ低所得者を押しやることは、理念の逆行であると言えよう。

従って、契約制度により、かえって選択幅が狭くなってしまった低所得者層には、何らかの手当が必要である。国は減免に対し、趣旨に反するとして消極的であるが、負担感の調査などをおこなって、負担軽減を検討していくべきであることを提言したい。

2 施設サービスの現状と課題

介護保険サービスの給付内容は、大別して要介護者の居宅でサービスを提供する居宅サービスと、施設に入所させてサービスを提供する施設サービスとに分かれる。

施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、以下「特養」という。）介護老人保健施設（老人保健施設、以下「老健」という。）介護療養型医療施設（老人病院、以下「病院」という。）とに分かれる。

介護保険制度では、居宅サービスを基本とするようになっているが、施行1年後（平成13年5月時点）の全国的な利用実績を平成13年10月に発表された厚生労働省資料からみると、介護保険認定者数252万人、うち居宅サービス受給者134万人（53%）、施設サービス受給者61万人（24%）、利用者割合78%という概況である。このように居宅サービ

スと施設サービスの受給者割合はほぼ 2: 1であり、絶対数では居宅サービスの利用が多く、制度の基本的方向と一致している。

しかし、後述するように、市町村へのアンケート結果では施設サービスへの利用が制度施行前の予想よりも増えていることが伝えられており、また特養への入所待機者が多くいて、入所に長期間を要している状況がみられる。

これは、両サービスの選択は利用者の任意であることから介護をする者の負担が軽減される施設サービスの人気が高まったことや、施設サービスの利用が従来の措置制度から契約制度に変更し、利用しやすくなったことなどが背景にあるものと見られている。

介護保険制度になって制度上は、これまでの行政機関が援護の必要性を認定しそれを受けた者だけが給付を受けられる「措置制度」が廃止され、利用者が自由に給付内容を選択できる「契約制度」に改変されるとともに、契約制度の下では利用者は複数の施設に入所申し込みができ、条件が整えば当事者間で契約をして介護を実施していくこととなっている。

また、施設サービスの 3種類の施設の性格をみると、特養は医療よりも福祉を主体にしていて終生入所可能、老健は医療と家庭との中間的施設で原則 3か月の入所期間（更新可能であるがその基本的性格から 1年を超えて更新しているところはないとみられる。）病院は医療中心であるが老健よりは比較的長期に入院可能となっている。

要援護高齢者は在宅以外はこれら 3種類の施設に適宜入所しているが、軽度の者は病院から老健を経て家庭復帰をはたすことができるがその数は少なく、多くの者は複数の病院や老健の間を何回かまわった上で特養への入所を希望して待機しているとみられる。

平成 13年 10月に発表された厚生労働省の調査結果では、全国の施設類型ごとの施設数、利用者数と、その平均要介護度は、表 1のとおりである。

表 1 施設サービスの施設数、利用者数と平均要介護度

区 分	施設数	利 用 者	平均要介護度
特養（介護老人福祉施設）	4669	287305(47%)	3.44
老健（介護老人保健施設）	2789	225403(37%)	3.06
病院（介護療養型医療施設）	3954	104444(17%)	3.98
施設サービス 計	11412	612831(100%)	3.42

（注）施設数は平成 13年 9月分であり、その他は平成 13年 5月の国保連審査分これをみると、施設サービスの中では特養に施設サービス利用者の半分近くが収容され

ていることと、病院、特養、老健の順で要介護度が高い状況がわかる。

施設サービスについては、とくに終生入所可能な特養の人気が高く、措置制度時代から入所の順番待ちであった状況が、施設サービスへの希望増と複数申し込みによる仮需要とでもいべき需要増が重なって、一層入所ニーズが増え入所待ち期間が長期化している状況にあり、この問題への対応が最大の課題となっている。

この結果、とくに要介護度が高い等の事情から在宅介護が困難な入所希望者は一層不安を持って入所の順番待ちをしているものと推測され、中でも板橋区等の大都会における待ち期間の長期化には深刻なものがあると推測される。

以下では、施設サービスの需給のインバランスの実態や区民の意向調査結果を把握し、その結果をふまえた改善に向けての方策を中心に検討した。

(1) 施設入所待ちの実態

(ア) 介護保険制度以前の全国的入所待ち状況

まず、介護保険施行前の措置制度時代から入所が長期間の順番待ちとなっていた全国的な実態をみってみる。措置制度時代の全国的な入所待ち状況については、総務庁(当時)の行政監察結果による抽出調査した13都道府県の平成9年度における特養の入所定員と入所待ち人数(本人が希望し市町村も入所措置を要すると判断した者)があり、これをみると表2のとおりである。

表2 行政監察結果による抽出調査した都道府県の入所待ち状況

	入所定員 (A)	入所待ち人数 (B)	B / A %
北海道	15914	5681	36
東京都	23612	13896	59
茨城	4776	1140	24
山梨	1998	582	29
石川	3015	1366	45
大阪	13366	7623	57
滋賀	2260	484	21
広島	7079	4104	58
島根	2900	1202	41
香川	2983	600	20
高知	3088	1172	38
福岡	11462	1518	13
宮崎	3388	950	28
計	95841	40318	42

上記監察結果では調査した 13 県の入所待ち人数は 40318 人となっているが、平成 6 年では 25069 人であったので 3 年後の平成 9 年では 1.6 倍に増加していること、これら入所待ちの人の居所は在宅が 3 割、老健等他の施設に入所中が 7 割とみられることも記述されている。

本調査は平成 9 年時点であり、介護保険制度以前の措置制度時代に都道府県が把握していた数値であるので、市町村が入所措置の必要があると判断して待機しているものだけが集計されている。したがって市町村の入所判定では否定された者、判定待ちの者、特養の入所にかかる自己負担額から入所を断念した者等の入所希望者が含まれていないことに留意する必要がある。

仮に上表の人数に限ってみても、13 県平均で定員に対しその 42% の入所待機者がいることになっているが、県別に見ると福岡県が例外であるが東京、大阪、広島は比率が 6 割に近く、大都会ほど絶対量が不足している状況がうかがえる。

これを入所待ち期間に換算するルールはないが、一般には毎年入替え率は定員のほぼ 1 割～1.5 割程度と言われているので、これを仮に上記 13 県の数値にあてはめると（以下計算上は 1.3 割とする）と $40318 \div (95841 \times 0.13) = 3.24$ となり、全国的な入所待ち期間の平均はほぼ 3 年強というところである。都内では 4 年待ち、周辺部はその半分程度と一般に言われているのと比べても行政監察結果は同程度の状況を提示していると考えられる。

(イ) 介護保険制度施行後の全国的入所待ち状況

介護保険制度になって、居宅サービスと施設サービスとの選択の自由と契約制度への移行、施設サービスにおける複数施設入所申し込み可能等の制度変更により、施設サービスへの希望者が増えて入所待ち期間がさらに長期化しているものと推測されるが、これに関する直接のデータは見られない。

間接的なデータとしては、読売・朝日の両全国紙が介護保険制度施行 1 年を期して、平成 13 年春に実施した市町村へのアンケート結果がある。

朝日新聞（3 月 4 日、8 日）によれば、回答のあった 2630 自治体の 7 割が介護保険の給付実績が予算を下回ったと答え、その理由として訪問系サービス（居宅サービス）の利用が予想を下回ったことが第 1 位（複数回答）になっている。逆に、給付実績が予算を上回ったとする自治体（13%）では施設サービスが予想より多かったことが理由の第 1 位になっている。これらを総合すると、行政側が予想していたのよりも居宅サービスの利用が少なく、施設サービスの利用が多かったことがうかがえる。

読売新聞(4月1日、3日)では、朝日新聞に現れた傾向がより顕著になっている。給付実績が予算を下回る自治体が8割であり、その理由として居宅サービスの利用が少なすぎたとするものが56%と過半数になっている。また予算を上回る自治体は16%で、その62%が施設サービスの利用が多すぎたことをあげている。読売新聞記事では、施設志向の高まりは全国に広がっているが、福島市とその周辺9町では、特養への入所希望者が実質10倍に増え、4～5年待たなければ入所できない状態になり「このまま増え続ければ、本当に必要な人が施設に入れなくなってしまう」との行政担当者の声を報じている。

これらの両紙の報道から判断して、郡部も含めて全国的な入所待ちの実態は介護保険制度施行後一層長期化したことはまちがいないものと見られる。

(ウ) 板橋区における入所待ち状況

板橋区から提供された資料によれば、表3のように平成13年8月時点で、板橋区内の特養8カ所(表3注参照)の定員合計と待機者数合計はそれぞれ654人と2533人であり、施設により224%から685%と差異はあるが平均で定員の4倍近い待機者がいる状況がうかがえる。

表3 板橋区内の特別養護老人ホームの定員と待機者数

施設名	定員 A	平成 13年 8月時点待機者数 B	B / A %
区立みどりの苑	74		
区立いずみの苑	100	311	420
北東京寿栄園	130	312	312
三園ホーム	50	291	224
東京武蔵野ホーム	60	159	318
ケアポート板橋	100	411	685
若木ライフ		316	316
	70	339	484
ケアタウン成増		394	563
	70		
計	654	2533	387

(注) 板橋区内には、上表の8カ所の特養のほかに都の大規模施設である東京都板橋ナーシングホーム(定員485人)があるが、都全域を対象とした施設であるので、板橋区の状況を把握する観点から除外した。

おおよその傾向を判断するため全国と同様に定員の1.3割が1年間に入替えられると想定して計算すると、 $2533人 \div (654 \times 0.13) = 30$ となり、30年待ちという途方もない待

ち期間になる。待ち人数の中には当然複数申し込みしているものがあるので実待機者は仮に三分の一程度とみても待ち期間は 10年に縮まる程度である。

当分科会が平成 13年 2月に訪問した板橋区立特別養護老人ホーム「いずみの苑」においても、経営関係者は「定員 100人に対して現在の待機者番号は 260番。年間の入所者の入替は 10人程度と見られる。単純計算では 26年待ちだが複数申し込み等の事情から都区内の実際は 4～5年程度、三多摩地域では 1年程度の待ち期間ではないか」との説明を受けた。複数申し込み結果の待機者数しか数字がないので推測するしかないが、板橋区における特養の入所には確実に 4年以上待ちが相場となっており、それは介護保険制度施行後さらに長期化しているのはまちがいないと思われる。

(2) 板橋区民の意向

ここで、施設入所に長期間を要している点について板橋区民の意識や希望はどうなっているかを見てみる。

(注) 以下の調査結果をみるにあたり、注意しないとまらない点がある。それは、一般的に区民の意識調査等を行っても、区民の 16%が高齢者でありさらに要援護高齢者は区民の 2.0%でしかない。この中には居宅サービスでとくに問題のない人の方が多く含まれていよう。施設入所を希望し待たされている人やその家族の比率は高齢者の全体から見ればかなり低い。したがって、当然のことながら調査母体を一般化すればするほど、問題意識を共有する人は薄れていくことになる。入所待ち問題の改善に関する区民の意識や判断をどの範囲の人を対象に捕らえるかは難しい問題であり、その点を念頭に置きつつ以下の調査結果をみる必要がある。

(ア) 要援護高齢者の意識

今回の地域デザインフォーラム(地域連携研究)においては板橋区の高齢者 3000人を対象に意向調査を実施し 1667人から有効回答を得た。

これによれば、介護保険の認定を受けている割合は 11.4% の 190人、受けていない割合は 87.9%の 1466人である。全国的には 65歳以上人口 2252万人の 11.3% 253 万人が認定をうけており(平成 13年 5月)、今回の意向調査に現れた板橋区の割合は全国の割合と一致している。認定を受けている 190人は居宅サービスが 66.3% の 126人、施設サービスが 23.2%の 44人に分かれる(不明が 10.5% 20人いる)。全国の割合は居宅サービスが 53%、施設サービスが 24%となっているので、板橋区では居宅サービスの

利用者割合がやや低い。ちなみに、居宅サービス受給者 126人の介護保険制度の認定区分は要支援と要介護 1とが半分を占めているのに対し、施設サービス受給者 44人は要介護 4と要介護 5とで半分を占めており、比較的軽い人は居宅サービスを、重い人は施設サービスを選択している全体的傾向がうかがえる。

次に、施設サービス受給者 44人の入所先は過半の 23人が特養であり、他は老健に 14人、病院に 7人である。23人の特養入居者の入所待ち期間の回答は平均すると 2年程度であるが、4年以上の者も 3人いる。(回答のあった特養入所者は措置制度時代の入所なので、待ち期間の始期が本人の意識の上で明確でない点に留意する必要がある。)

他方、特養以外の施設に入所している 21人に特養への入所希望の有無を聞くと、9割(19人)が希望している。この中には要介護 3以上が 14人(希望者の 74%)いる。以上の施設サービス利用者の回答結果から次の方向が導き出せるのではなかろうか。後述するように板橋区の介護保険事業計画では高齢者の約 13%が要援護高齢者であるが今回の回答者では高齢者の約 11%が介護保険既認定者と答えており全国の割合とも一致しているので今回の回答内容を板橋区の要援護高齢者の平均的意向とみても大過ないと思われる。

板橋区の介護保険事業計画では要援護高齢者の 4分の 1程度が施設サービス利用者であり、他方今回の回答でも要援護高齢者(190人)のほぼ 4分の 1(44人)が施設サービス利用者であり全国の割合(24%)とほぼ一致している。とすれば、今回の回答で特養以外に入所していて、特養への入所を希望している 19人は特養入所者数 23人の 83%にあたるので、この「特養定員数の 83%」という割合が実際に板橋区内で入所希望をしている数を推測する場合に使用する係数とみても大過ないのではないかと考えられる。とりわけ要介護度で 3以上で入所を希望する者 14人(特養入所者 23人に比べればその 61%)がとくに入所の緊要性が高いのに待たされている人数とみてよいと思われる。

(注) 要介護度 3以上としたのは、前述したように全国的な施設サービス利用者の平均要介護度が 3.42であるので、3以上をとくに緊要度が高いと仮定したものと

この回答結果を一般化してみれば、特養の定員の 8割程度の要援護高齢者が施設サービスを希望しながら他の施設や居宅で待たされていると言える。これを現在の板橋区の状態にあてはめれば、特養 8箇所合計で 654人の定員であるので実際の入所待ち人数 2533人(複数申し込みを含む)のうち 543人程度が入所希望なのに待たされている実数と推測できよう。このうち 400人程度が要介護度 3以上の緊要度の高い高齢者と推測さ

れる。

仮に 543人が実待機者とするれば、 $543 \div (654 \times 0.13) = 6.4$ となり、ほぼ 6年程度が実際の平均的な入所待ち期間と推測される。また、介護度 3以上の者だけが今後入所すると仮定しても入所待ち期間は 4.7年になる。

(イ) 健常高齢者の意識

なお、現在介護保険サービスの認定を受けていない高齢者 1466人に、将来希望する介護の形態が居宅サービス、施設サービス、その他、の中から選択してもらったところ表 4の結果であった。(年代別、家族人数別に詳しく見てみる)

表 4 介護保険の非認定者による将来の介護形態の選択

		合 計	居宅介護	施設入所	その他	不明
全体：上段 = 実数		1466	892	425	101	48
：下段 = %		100.0	60.8	29.0	6.9	3.3
年 代 別	65~ 69歳	449 100.0	255 56.8	157 35.0	29 6.5	8 1.8
	70~ 74歳	391 100.0	222 56.8	122 31.2	35 9.0	12 3.1
	75~ 79歳	277 100.0	180 65.0	63 22.7	20 7.2	14 5.1
	80~ 84歳	124 100.0	85 68.5	31 25.0	3 2.4	5 4.0
	85歳以上	84 100.0	63 75.0	12 14.3	3 3.6	6 7.1
家 族 人 数	一人	203 100.0	94 46.3	82 40.4	18 8.9	9 4.4
	二人	647 100.0	390 60.3	191 29.5	45 7.0	21 3.2
	三人以上	468 100.0	317 67.7	110 23.5	26 5.6	15 3.2

(注) 家族人数には本人を含む。

表 4の調査結果から得られる結論を書き出してみる。

現在、介護保険が非認定の 1466人の将来の介護形態の希望に関する全体傾向は、6割が居宅サービス希望、3割が施設サービス希望である。

この割合は、現在認定済でサービスを受けている 190人の割合に比べると、居宅サービスの割合が一割程度低く、その分施設サービスへの希望が多くなっている。

将来の介護形態の希望を年代別にみると、年代が高くなるにつれて、居宅サービスの希望が増え、逆に年代が低くなるにつれ、施設サービスの希望が増えている。
(昔の人ほど家族に依存する気持ちが強い)

将来の介護形態の希望を現在の家族人数別にみると、家族の人数が多い人程、居宅サービスの希望割合が高く、一人暮らしになると居宅サービスが施設サービスを若干上回る程度である。

このように板橋区民でまだ介護保険サービスを受けていない人(多くは健康な高齢区民と思われる)の将来の介護形態の希望は居宅サービスへの希望(61%)が施設入所サービスへの希望(29%)よりも上回っているものの、その割合は現にサービスを受けている人達よりも施設サービスの方にウェイトが傾いている(現状は居宅サービスが66%、施設サービスが23%)ことがうかがえる。その傾向は年齢が低い程また家族が少ない程顕著である。

以上の板橋区の要援護及び健常高齢者の意向調査の結果を大きくまとめてみると、次の2点が言えよう。

- 現在介護保険の認定を受けている要援護高齢者では、居宅サービスと施設サービスとの受給者の割合はほぼ3:1であるが、施設サービス受給者数の6割程度の数にあたる要援護高齢者が入所の緊要度が高いのにかかわらず居宅にいて入所を待たされているとみられる。この結果、緊要度の高い人だけ入所させるとしても4.7年位の待ち期間になる。
- 現在介護保険未認定の健常高齢者の将来の介護形態についての希望を、居宅サービスと施設サービスに分けた割合でみると、ほぼ2:1になっており、現在サービスを受給している高齢者に比して施設サービスへの希望が増えている状況がみられる。

このような意向調査の結果からしても施設サービスの供給増は緊要な課題と言えよう。

(3) 入所待ち期間短縮化にむけて

(ア) 短縮化の必要性

これまで、板橋区における特養への入所待ち状況は確実に4年以上待ちとなっていること、次に、板橋区の高齢者意向調査結果から推測して、板橋区内の特養の定員654人に対し、2533人(複数申し込みを含む)が待っているが、543人程度が実際の待機者ではないかと推測され、そのうち400人程度がとくに要介護度3以上で緊要度が高いと推

測され、この者だけでも 4.7年程度の待ち期間になる旨、また現在健康な高齢者でも将来のサービスへの希望は施設サービスへの入所希望の割合が現状より高くなっていくことなどを指摘した。

このような状況からみて、特養への入所待ち期間の短縮化を図ることは板橋区のまちづくり上大きな課題でありその改善を切望している区民は少なくない考える。

とくに施設サービスを待っている人(家族)は、本人自身の要介護状態は当然として、介護側の家族事情(共倒れに近い家庭も含まれよう)などで在宅介護を継続出来なかったり、老健等他の入所施設から退所を迫られたりして、最後の拠り所として特養への入所を希望しているケースが多いとみるべきである。

今回の板橋区の高齢者意向調査でも、現在介護を受けている 126人の主な介護者は、男性では約 6割が配偶者、女性では 5割が子供となっており、高齢の奥さんが夫を介護し、嫁さんなどが姑を介護している実態が現れている。

現在、入所待ちの多くの人が過ごす老健は病院と家庭の中間的施設と位置づけられ、介護保険制度になっても基本的にはその性格は変わらないとされているため原則 3か月、長くても 9か月程度の入所期間で運用されており、ここで特養への入所を待っている要援護高齢者(板橋区の高齢者意識調査では施設サービス受給者 44人のうち 14人が老人保健施設に入所し殆どが特養への入所を希望している)や病院入院者は、たらい回し的な生活サイクルを余儀なくされていることを忘れてはならない。

もとより家族が介護を避け、いわば厄介払い的に特養への入所申し込みをするケースもあるが、前述した福島市の行政担当者がいうように「本当に必要な人」が、万策尽きて申し込みに来た時に、4年以上待ちを宣告するのが大都会の現実であり、宣告された人は待ち期間をさらに在宅、老健、病院等を渡り歩いて過ごさなければならないことになる。居宅介護や老健でのサービスを継続できがたい事情があって特養への入所を申し込みに来た人(家族)に対してさらに 4年以上我慢せよというのが大都会の高齢者福祉サービスの現状だとしたら、要援護の状態になった高齢者本人の心配はもとより、周囲の家族等の介護の苦労の問題もまちづくりの大きな課題で、さらには現在健康な高齢者にとっても大きな不安を投げかけることになるだろう。多くの区民は介護の当事者になり、特養を訪問してこうした説明を聞いて初めてこの厳しい現実を知ることになるのが現状である。

入所待ち期間の短縮化に向けた多くの努力が必要とされ所以である。

(イ) 行政側が講じている施策

行政側も大都市の立地難等の事情のなかでかなりの努力をしている。例えば、都区外の特養と契約して都区民が入所しやすいようにする施策も実施されている。これはこれでかなりの成果をあげていると見られ、評価すべき施策である。三多摩地域や他県の特養では2年程度かそれ以内で入所できるというのはいざとなれば大きな安心感につながる。しかし、2年程度でもまだかなり長いし、また遠距離のため家族の訪問が困難となることから、本人の精神状態には悪い影響が出て、それを懸念する家族は遠方の特養を敬遠するのも実情である。そして何よりも本人がたとえ自宅ではなくとも住み慣れた土地で最後まで暮らしたいであろう。抜本的な改善方策は、やはり区内に特養を増やすしかない。

では、このように長期間入所待ちとなっている特養をはじめ施設サービスの供給（ベッド数）については行政側はどのような施策を講じているのであろうか。

特養の多くは社会福祉法人が設置・経営主体となっており、しかも契約関係になったために行政側の権力的関与が不可能であるが、行政としては上述した4年待ち以上となっている施設入所サービスをどの程度どのような方法で緩和しようとしているのであろうか。板橋区が平成12年2月に作成した介護保険事業計画では表5のように今後4年で施設サービスの供給量を2142床から2731床まで増加する計画になっており、このうち特養は918床から1193床に300床近く増加することになっている。

表5には参考として、厚生労働省資料から同じ期間の全国の増加率を掲記したので、これと対比してみると、板橋区の計画は全国の傾向に比べればかなり意欲的な計画であることがわかる。

表5 板橋区介護保険事業計画における施設サービス供給見込み量

	平成12年度	平成16年	増加数	増加率	全国増加率
特別養護老人ホーム (対高齢者人口比率)	918床 (1.17%)	1193床 (1.34%)	275床	30.0%	19%
老人保健施設 (同上)	544床 (0.69%)	764床 (0.86%)	220床	40.4%	27%
介護療養型医療施設 (同上)	680床 (0.87%)	774床 (0.87%)	94床	13.8%	19%
合計 (同上)	2142床 (2.73%)	2731床 (3.07%)	589床	27.5%	21%

これらの供給量について、同計画ではこれまでの実績に、今後具体化されている施設建設計画の床数を加えた実現可能な供給量のみこんでいると説明している。

供給量が実現度合いの高い数値であることはもとより歓迎すべきことであるが、施設サービスへの実際の需要に対してこの供給量がどのような意味を持つのかについては触れられていない。

ちなみに板橋区の介護保険事業計画のもととなっている高齢者数等については表 6 のように今後 4 年以内に大幅な伸びが見込まれている。

表 6 板橋区の高齢者数等の将来予測

項目	平成 12年度 (A)	平成 16年度 (B)	B - A / A %
・人口	510661	508432	0.44%
・65歳以上人口 (C)	78595	88945	+ 13.17%
・高齢化率	15.39	17.49	-----
・在宅要援護高齢者 (D)	7210	8173	+ 13.36%
・要支援と認められない 虚弱高齢者 (E)	723	823	+ 13.83%
・施設入所要援護高齢者 (F)	2142	2731	+ 27.50%
・要援護高齢者計 (G) (D + E + F)	10075	11727	+ 16.40%
・要援護高齢者率 G / C (H)	12.82%	13.19%	-----

(注 1) G, H 欄は、便宜上設けて名称を付したものである。

(注 2) 板橋区「介護保険事業計画」(平成 12年 2月) P.11より抜粋。

表 7に見られるように、4年後の板橋区では高齢化率は 17.49%、要援護高齢者数は 1652人増加して 11727人、要援護高齢者率 13.19%と見込んでいる。

しかし、(F) 欄の施設入所要援護高齢者の数値は、表 5の施設サービスの 3類型合計のベッド数であり、供給可能なベッド数の分だけしか施設入所要援護高齢者数を見込んでいないことを意味している。つまり、住民側が施設サービスを望み、入所待ちまでしている人数に対応する数量ではなく、受け入れ可能な人数だけが計上されている。

ここで論点のポイントを表 7に整理してみよう。

問題意識にそって表 7を説明すれば、現在(平成 12年)板橋区では 10075人の要援護高齢者がいる中で特養入所者 918人とその 6割程度(区民意識調査からみた推計値)の人数が介護度が高いのに入所できず待っている。これを合算した人数 1469(要援護高齢者の 15%)が本来特養に入所させてやるべき緊要度の高い人達であると考えられる。

表7 施設入所要援護高齢者に関する指標

需要に関する指標				供給に関する指標			
	平 12	平 16	伸び率		平 12	平 16	伸び率
A 高齢者数	78595	88945	+ 13.17	D 施設サービス	2142	2731	+ 27.50
B 要援護高齢者	10075	11727	+ 16.40	供給量			
C 施設入所要援護 高齢者	2142	2731	+ 27.50	E 特別養護老人 ホーム	918	1193	+ 30.00

要援護高齢者は4年後に11727人と見込まれているので、その15%の1759人が将来特養に入所させるべき人数と推測されるが特養のベッド数は1193床にしか増えないので566人が入所待ちになる。仮に定員の13%が年間に入替えられるとすれば $566 \div (1193 \times 0.13) = 3.7$ となる。現在の4年以上待ちが確実な状態が3.7年程度に短縮されることになる。現在板橋区側が有している介護保険事業計画により、特養のベッド数は全国の増加率(19%)をかなり上回って30%増加し入所待ち期間にはある程度の改善が期待されるが抜本的な改善に結びつくわけではなく、依然としてきわめて厳しい入所待ち状況が続くと言わざるをえない。

(ウ) 入所待ち期間短縮化の目標

上述したように、板橋区の介護保険事業計画では今後の高齢化の進展、とくに要援護高齢者の増加に対応してそれなりの努力をして供給量を増やそうとしていることは認められるが、現状における特養への入所待ち期間4年以上といった厳しい現実の大幅な改善につながるものとはなっていない。

他方、大幅な改善を図るとすれば、居宅サービスよりも施設サービスの利用者が増えることを意味するので介護保険制度の経営に与える影響等も総合勘案しなければなら

入所待ちは4年程度はやむをえない	入所4年待ちは早急に解決すべき課題
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度は居宅サービスを基本としている。介護が濃厚な施設サービスへ、希望者全員が入所待ち期間が殆どなく入所できるようにすることについては、大都会では供給量を増大することが困難であるし、介護コストが増加することから介護保険の保険料の大幅な引き上げを要し、賛同を得難いと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅を基本とするのはわかるが、入所待ち期間4年以上はひどすぎる。居宅サービスで介護できなくなった家庭が家庭崩壊や介護者の共倒れを起こす前に入所できるように、とくに大都会での対策を急ぐべきである。介護保険料や自己負担が若干増大しても入所を希望する者は多いとみる。

い。ここで特養への入所待ち期間 4年以上を大都会特有の事情からやむをえないもの
と考えるか、それとも今後の少子高齢化の急激な進展のもとで早急に解決すべき課題と
考えるか、いずれの立場に立つかについて頭の整理のために両論に分けて整理してみる。

(エ) 特別養護老人ホームへの入所待ちに関する両論

両極に分けてみると、それぞれ言い分があることがわかるが、行政のめざすべき方向
として少なくとも次の 3点はコンセンサスが得られるのではないと思われる。

大都会の 4年以上待ち等の現状に、行政が現在の制度下(選択自由、契約制度)で、
できるだけの誘導方策を講じないですますことは許されない。

他方で、在宅サービスを基本とする現行介護保険制度の根幹を変える程の施設サー
ビスの供給は、物理的にも困難であるし、保険経営上も適当でない。

したがって、板橋区がめざすべきは上記両論の中庸的な施策と思われるが、その場
合、「板橋区民の意向」でのべた要介護度 3以上で待機していると推測される 400人程
度の方達を収容するよう特養の増床を図ることが当面の課題ではないと思われる。

(4) 提言

そこでこれまでの研究結果のとりまとめとして三つのことを提言したい。

まず第 1は、行政側が管轄する地域の特養への入所待ち人数や入所の優先順位づけの実
態、待ち期間の実態等を把握すべきことである。

前述したように介護保険に移行して、特養への入所は、仮需要とでもいうべき数字だけ
が存在し実需は誰も知らない状態となっている。入所希望者も施設側も、行政区域と無関
係に申し込みをし、それを受け付けているために板橋区という特定地域での需給状況を論
理的に正確に把握することは不可能であるが一定の仮定をたて(例えば、区民が区外の施
設に申し込んでいる数と区内の施設が区外の人申し込みを受けている数とを同数とする
など)推計することは可能であろう。あるいは、区内の施設への入所申し込み人を名寄せ
することも検討すべきと考える。いずれにしても高齢者福祉サービスの充実をめざすなら
ば、まずは実態の把握から出発すべきである。

この項目を担当した研究員(東田)が居住する千葉県柏市では平成 13年度になって、市
が把握に乗り出して市内の特養への入所申し込み者に市から直接手紙を送り、介護の程度
や家族状況まで把握している。また、新規開設の特養が有る場合には市が入所待機者各人
に申込書の請求先を案内している。柏市側がどこまで契約関係の中にはいって行くのかは

不明であるが、今後の行政の役割の可能性を探る動きであり、問題解決への必要な第一歩であろう。

第 2 の提言はぜひ供給増加のピッチをあげるよう行政からの誘導を積極的にしてほしいと考える。平成 16 年までに特養を 275 床増加させる現行介護保険事業計画は区側の多くの努力の上になりたっているものと推測されるが、供給カーブをさらに上昇させる方途(上述した試算ではさらに 400 床が最低限必要とされている)はないものであろうか。おそらく汗を流した関係職員が最も可能性を知っていよう。

その場合に、大都会のような立地事情では、一番検討してほしいのは、少子化に伴う小学校の建物や用地を活用できないかということである。すでに、視察させて頂いた「蓮の実教室」(高島六小)では数教室を借りて在宅要介護高齢者のためのデイサービスを提供しているが、給食設備もなく、風呂設備もないことから、利用者は伸びず、每日一桁程度の利用とのことであった。区側の説明ではあの程度の規模の施設活用でも、学校長が熱心でありまたその結果 P T A も理解してくれたから実現できたとのことであった。

小学校は、もとより義務教育児童の教育目的のための施設であるが、少子化が進み、余裕教室を学校内の専門教室等としての利活用や社会教育のための利活用に回されている教室がかなりあるほかに、さらに余裕がある状態にある学校もあると聞く。

文部省は、余裕教室を食堂等の特別教育用、さらに社会教育用、そして教育目的を離れて在宅高齢者への通所サービス用と、逐次転用許容範囲を拡大してきた。そして最後に特養等の施設サービスへの転用がまだ許容されないで残っているようである。通所サービスと施設サービスでは質の相違は大きく周辺の環境に与える影響も相違するであろうから、転用にあたっては容易でない面が多いと推測されるが、ぜひ特養への活用を積極的に進める観点から問題点の検討に入ってほしい。

なお、大都会では児童数の減少が顕著な場合には学区割を見直して、1校まるまる廃校にし、他の用途への転換を図る案もあるようであり、教育面からの判断と、福祉面等からの要請の調和をどう図るか、地方分権下の基礎的自治体としての区の総合的判断が求められる課題として指摘しておきたい。

第 3 の提言として、現在の介護保険制度における自己負担率の見直しを提言したい。本来であれば、介護度が高く施設サービスを必要とする真のニーズと、在宅でも介護できるのに厄介払い的に施設サービスを求めたり、多くの施設に申し込みをしたりする仮需要とでもいうべきニーズを区別し、施設サービスの必要性の高い人で長期間待っている人

から施設サービスが提供されていくべきであろう。

しかし実際には本人の要介護度は客観的に段階分けができて、家族状況や家庭の介護の困難性等は優劣の判断が不可能であろう。そこで、居宅サービスと施設サービスの自己負担率が現在はどちらも1割となっているがこれに差を設けてはどうであろうか。

もともとサービスの濃淡をみれば、施設サービスの方が24時間介護スタッフ等の介護をうけており、居宅サービスよりも手厚い介護となっていることから自己負担率が若干高くなってもやむをえないのではないかと考えられる。また、特養では終の住処としての性格から、家賃相当分の負担をして頂くと考えて、その分の自己負担率を高めるというのも一つの論理と思われる。

このように自己負担率に差異を設けることは、介護の濃淡に応じた自己負担率にするともに、本来在宅で介護可能な人が施設サービスにこないようにする効果も発生するのではなかろうか。需給の調整は価格で行われるという経済原理を適用してよいと思われる。自己負担額の改悪として批判がでることも予想されるが、自己負担が多少増えても一刻も早く入所を望む多くの「本当に必要とする人」のために検討されるべき課題と思われる。もとより板橋区政の課題ではないが根本的な解決策の一つとして提言しておきたい。提言の最後に、施設サービスの質の問題について付言しておきたい。

本項では主として特養の入所待ち問題に絞って検討したが、その理由はこの問題が他の問題よりも群を抜いて深刻であり、また急を要すると考えたからである。

入所待ちの問題が仮にある程度改善されれば利用者にとって、次の問題は個別にみた施設サービスの質の評価の問題であろう。

平成13年10月に発表された厚生労働省の調査結果では、特養入所者の9割が痴呆であり、寝たきりの人は病院で85%、老健でも55%にのぼっている。痴呆かつ寝たきりが殆どであるという入所者の実態は、周囲の介護ケアを行う側が良質なサービスを提供することを必要とする。

しかし、介護要員や体制、入浴・食事等のケア、医療機関との連携、居室の環境、差額料金等の経費等、入所者からみたサービスの質への関心事項は数多いが、施設によって差異が大きいのも現実である。基本的には、家族等が足を運んで入所に必要な情報を得るしかないが、介護をしながらの訪問は困難な面がある。

そこで特養等のケア内容を評価している市民団体の活動があるので、これを行政が支援していくことも要介護高齢者本人やそれをかかえる家庭への大きな援助になるのではない

かと考えられる。

平成 13年 8月 9日付けの読売新聞では、例えば東京の「特別養護老人ホームを良くする会」(03-3358-9093) が「よりよい選択のための特養ホーム最新情報(東京都) 2001年版」を発行するなどの活動をしていることを伝えている。

行政が、民間において施設サービスを評価する活動を支援することには問題がないか検討しなければならないが、こうした情報こそ要援護高齢者をかかえる家庭が欲しい情報であり、これを育成することはそうした家庭への実質的な支援になるものと考えられる。

今後の施設サービス行政を検討する際の参考にして頂ければ幸いである。

終わりに当たり、本項目の研究員(東田)が受け持つゼミの学生(公共政策受講 3年生)に夏休みの宿題として、上述の研究に使用したデータを配付して、改善策を検討させた結果を参考までに付記しておきたい。

学生が提起した入所待ちを是正するための主な改善策は、

施設を増やすだけでは根本的解決にならない。現状では在宅介護ですむ人も施設サービスを利用しようとするから本当に施設サービスを必要とする人が長期間待つことになる。施設入所の際の基準(審査)をもう少し厳しくする必要がある。

学校用地の利用や、工場用地などにも補助金を出して施設設置を誘導する

特養だけでなく、年寄りの一戸建て住宅に数人集めて共同生活させる(注:グループホームのイメージと思われる)などであった。

現代の若者も問題意識を共有し、その解決に向けた方向はほぼ同一であったことを付言して終わりとする。

第IV章 高齢化社会を支える基盤整備

ここでは初めに、高齢者を含む幼児・児童・青少年・障害者等に関わる地域福祉のネットワークについて、高島平団地を中心に展開されている「高島平地区小地域ネットワーク」の事例について述べる。次に、板橋区で展開されているNPO活動の実態について述べる。

1 高島平地区小地域ネットワークの概略

ここでは、高島平地区小地域ネットワークの概略について述べるが、先ず「ふれあいのまちづくり事業」と「小地域ネットワーク」について説明する。その理由は、高島平地区小地域ネットワークは「小地域ネットワーク」を出発点として発足し、「ふれあいのまちづくり事業」を基盤としているからである。

(ア) 「ふれあいのまちづくり事業」

「ふれあいのまちづくり事業」とは、厚生省（当時）が実施している国庫補助事業で、区市町村社会福祉協議会が主体となり行政等の関係機関と連携し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支えあう地域社会作りを目的としているものである。その活動内容の意義は、住民参加の地域福祉事業として、(a)地域福祉活動推進のための啓発普及、(b)地域における新たなサービスや活動の開発、(c)在宅高齢者・障害者等に対する福祉サービス、(d)児童・青少年の健全育成、(e)高齢者・障害者・児童・青少年などの社会参加、(f)ボランティア活動の推進などである。

また、重点課題としては、(a)総合相談・援助活動の確立、(b)小地域ネットワーク活動の強化、(c)在宅福祉サービスの企画・実施、(d)施設との協同事業の企画・実施、(e)福祉教育・ボランティア活動の推進などが挙げられている（出典：厚生省社会局『ふれあいのまちづくり事業の実施について』、東京都『「ふれあいのまちづくり事業実施要綱」』）。

そして、その土台作りを行うための5年間は、国・都・区が三分の一ずつ補助を行っている。東京都では6区16市1町が実施または完了しており、板橋区社会福祉協議会も平成9年度から実施している（板橋区社会福祉協議会に関しては後述する）。

(イ) 「小地域ネットワーク」

「小地域ネットワーク」とは、上記の「ふれあいのまちづくり事業」の中の一環とし

て、重点課題の一つとして挙げられているものである。

一般的に言われている「小地域ネットワーク」とは、小地域において福祉問題を抱える当事者を支える、近隣住民を中心とした個別支援の組織であり、また、福祉問題を抱える当事者を日常生活圏で温かく包み込み支えていく、近隣住民を中心とした個別のネットワークである。言い換えると、福祉、保健、医療関係者等と住民が手を結び、福祉問題を抱える当事者の生活を原点として、実践活動を通じて、当事者が安心して生活できる地域ケアの創出を形成する福祉コミュニティである。

小地域の範囲については、小学校・中学校区域を指したり、自治会・町内会の範囲を指したり、もっと小さい近隣の範囲を指したりするが、その範囲は一定ではない。

その活動目的は、福祉環境にあったニーズを早期に発見することであり、また、日常的で比較的簡易なサービス・援助や緊急対応を行うことを目的としている。

その活動に取り組む意義としては一般的に次のようなことが挙げられる。(a)水準の高い在宅福祉サービスの用意、(b)福祉ニーズの早期発見と早期対応、(c)自立への意識の推進、(d)最適な福祉サービスの提供、(e)福祉教育の学習、(f)行政の福祉施策では担えないサービスの実施などである。

「小地域ネットワーク」の活動において、厚生省が示している具体的な活動は、高齢者等を支える4～5名くらいのチームを編成することである。このチームは「見守り支援チーム」と呼ばれているが、その活動内容は、参加者自身に出来る範囲を決定してもらい、実施に移すこととしている。

(ウ) 「高島平地区小地域ネットワーク」

「高島平地区小地域ネットワーク」は、上記の「小地域ネットワーク」の見守り活動を出発点として発足したが、実際には、「ふれあいのまちづくり事業」そのものを実践する形にまで発展している。

元になった考え方は、上記の「小地域ネットワーク」の概念であるが、「高島平地区小地域ネットワーク」は、福祉問題を抱える当事者もネットワークの一員であるという位置付けで、担い手と受け手という関係の考え方ではない。また、高齢者等の社会参加を助長することを基本に置き、人間としての尊厳の保持、疎外感の払拭、心豊かに生きていける環境作りを中心に考えられている。

ここでは、「高島平地区小地域ネットワーク」とはどのような内容なのか、会則をもとに紹介する(参考資料参照)。

その活動目的は、地域住民である高齢者等が不安のない安全な日常生活が営めるよう、住民相互の助け合いや交流・援助の輪を広げ、共に支えあうよりよい地域社会づくりに寄与すること、である（会則第3条）。

その活動内容は、(a)高齢者等に対する見守り・交流・援助などの活動、(b)幼児・児童・青少年の健全育成に資する活動、(c)地域福祉活動推進のための啓発普及活動、(d)高齢者・児童・青少年などの地域社会活動への参加を促すための活動、(e)各種の文化活動、(f)会員の研修および会員の親睦活動、(g)その他、目的を達成するために必要な活動、である（会則第4条）。

その活動で基本となる単位は、一つはネットワーク全体であるが、もう一つはコロニーと呼ばれる数名の会員で構成するグループである。このコロニーとは、ある活動を主として行うグループのことを指すわけだが、会員は別のコロニーにも所属でき、コロニー間の結合もあり得るとしている。つまり、各コロニーや会員が有機的に結びつくことが可能な「ネットワーク」なのである（会則第7条）。

事務所は、板橋区立高島第二中学校に置かれていることから、地域学校とも連携を図っており、地域内の小学校・中学校・高校の学校長を代表者とするネットワークの単位組織として参加を求め、児童・生徒の健全育成と社会参加を促すために連携し、相互に協力するとしている（会則第8条）。（地域学校に関しては後述する）。

また、活動の円滑化・適正化に必要な助言を求め、講演依頼などをするために、専門家・有識者・経験者などのオブザーバーも会員として参加している（会則第9条）。（尚、筆者はオブザーバーの会員として参加している）。

ネットワークの円滑な運営のために事務局が設置され、また、書記、会計、会計監査の各担当者も置いている。その他、各種委員会、企画部、広報部なども設置している（会則第10条）。

(1) 高島平小生地域ネットワーク発足の背景

(ア) 高島平団地のおかれている状況

高島平地区小地域ネットワークは、名称からも分かるように、高島平団地を中心とした人的ネットワークである。

この高島平団地は、昭和30年代まで東京の穀倉地帯と呼ばれていた徳丸たんぼに建設された団地であり、昭和44年12月から日本住宅公団（現・都市基盤整備公団）により

高層住宅が相次いで建設された。

当初、5,000戸程度の規模で計画されていたが、政府・公団の「戸数消化」政策の中で、計画の約2倍の10,170戸に変更された。そのため、高層住宅をより高層化し、3DKなどの大型住宅戸数を減らし2DK・1DKを作り、同じ敷地面積中の戸数を倍にするなど様々な手を施した。

入居当時の昭和50年代前半では、団地全体の人口は約30,000人おり、比較的若い世代の入居が多かった。団塊の世代が中心に一挙に入居する形となり、第二次ベビーブームも迎えた。それから30年経った現在では、団地の構造上、二世帯住まいは難しい状況にあるため、第二次ベビーブーム時の子供たちは成長すると独立して団地を去っていく。それと同時に、空家入居の抽選においても、高齢者が約5倍有利に当選するような優遇措置を取っているため、新規入居者にも高齢者が多くなっている。高島平団地でも少子高齢化現象は確実に進行しており、二丁目団地住民のうち50歳以上の住民は50%、14歳以下の住民は10%で、少子高齢化は毎年7%ずつ進行している。(出典：『高島平団地の未来～少子高齢化のゆくえ』、大東文化大学法学部政治学科中村ゼミナール)

(イ) 高島平地区小地域ネットワーク構築の背景

こうした状況の中で、高島平団地は必然的に地縁血縁の希薄な地域となった。その上に、少子高齢化に対する漠然とした不安感や、青少年・児童・生徒を取り巻く生活環境の悪化、大人と子供たちの関係、近所づきあいの喪失など、具体的な問題が山積するなかで、本来地域でなければ解決できないことがたくさんあることを、多くの住民が認識していた。また、高齢者が人間としての尊厳を保持し、疎外感を持つことなく、心豊かに生きていける地域コミュニティづくりの重要性を感じていた。しかし、その解決の意欲はあるものの、何をしてもよいか分からずに第一歩を踏み出せない状況にあった。

また、既存の組織が必ずしも地域コミュニティづくりの担い手としての機能を果たすことに成功していない状況にあり、さらに地域に即したまちづくりということから、行政が対応することになじまない側面もあった。

さらに、少子高齢化などの時代背景があるものの、高島平団地住民、地域学校、社会福祉協議会などにそれぞれ強力な推進者がいたこと、それぞれの危機意識からくるニーズにこのネットワークが目指したものが合致したことなどから、この高島平地区に小地域ネットワークが生まれたものと考えられる。

(3) 社会福祉協議会と地域学校

(ア) 社会福祉協議会との関係

高島平地区小地域ネットワークは、その構想段階から現在にいたるまで、板橋区社会福祉協議会と連携しながら、その運営・活動にあたってきた。社会福祉協議会は、社会福祉法により全区市町村に設置されている民間の社会福祉法人である。

板橋区社会福祉協議会は、この「小地域ネットワーク」の発想からネットワーク構想を板橋区内の地域に、とりわけ少子高齢化現象による地域の特殊性を持っていた高島平地区に投げかけ、発足までに多くの協力・支援を行ってきた。そして、発足後は公益事業を行う社会福祉法人としての立場から、この高島平地区小地域ネットワークにはオブザーバーとして参加しており、情報提供を行い、行政とのパイプ役も果たしている。

(イ) 地域学校との関係

現在、このネットワークには、板橋区立高島第二中学校・西台中学校・高島第二小学校・高島第七小学校の地域学校がメンバーとして加わっており、各学校は、学校長を代表とした形で参加している。これらの学校は地域の中にある学校として、地域コミュニティとしての役割を果たそうとしている。特に、高島第二中学校は、ネットワークの事務所となっており、連絡会や講習会などを行うときに利用されている。

小学校・中学校は、2002年度から新学習指導要領の完全実施に伴い、「総合的な学習の時間」を設け、人とのかかわりを大切にして、体験学習を重視した「生きる力・豊かな心」の育成を目指していく。こうしたことから、学校側は家庭・地域との連携重視に立った創意を生かした特色ある教育活動の実現と、地域コミュニティの形成を目指しており、その一環としても、小地域ネットワークに参加している。

高島第二中学校に関して言えば、2000年度から学習指導要領の移行期間に入ったことにより、「総合的な学習」の模索の結果、職場体験を行っている。小地域ネットワークの人的ネットワークを活用し、職場体験の受け入れ先を小地域ネットワークにお願いしており、昨年は官民間わず数多くの職場を紹介されている。

そして、同地区内にある大東文化大学は、正式なメンバーとしては参加してはいないが、ゼミ学生の調査研究がきっかけとなり（1999年・『高島平団地の未来～少子高齢化のゆくえ』、2000年・『商店街の再出発－板橋のまちづくり－』）、ゼミナールの学生がこのネットワークにメンバーとして参加している。（このことは、他のメンバーの方々より、ネットワーク全体の活性化に役立っているとの評価を受けている。）

高島第二中学校は、ネットワークの事務所となっており、連絡会や講習会などを行うときに利用されている。学校の二大事業である文化祭、体育祭への協力など、学校と小地域ネットワークのギブ・アンド・テイクの対等なパートナーシップの関係が築かれている。小地域ネットワークの運動会や職場体験への協力体制について、ネットワークが学校運営にとって、欠かせない存在になってきている。

さらに平成13年度から高島第二中学校には、空き教室を利用した“地域開放教室”が作られ、地域開放教室の利用を希望するときは、学校長に使用目的と使用時間を連絡するといった簡単な手続きで使えるようにハード面について、次第に整備されてきた。

小地域ネットワークは現在地域開放教室をソフト面の充実にむけて、地域の方々、高齢者の憩いの場・学びの場・くつろぎの場・交流の場として、また一方では、生徒たちとの自然な交流の場とするべく、具体的な活動計画の策定にとりかかっている。

一例として、小地域ネットワークは、地域の高齢者を、囲碁、将棋、紙芝居、語り部などの指導者や講師として迎え、定期的に開催するクラブ活動を計画している。また、ネットワーク会員の保健婦が中心となって、気軽に立ち寄ってもらえるような定期健康相談会も計画されている。

このような計画を実施するにあたっては、会場設定や参加の呼びかけ、参加を希望する高齢者の会場と家庭との送迎など、中学生・高校生に参加してもらえる活動になるよう計画されている。これは、地域の高齢者と生徒たちとの交流の場としても活用が期待されている。

このように、小地域ネットワークが中心になり、高齢者や小・中学生、高校生が参加できる場をプランニングし、運用のソフト面の充実に努めている。

このような状況を整えるために大きな役割を担ったのが、地域と学校との関係において、一方的に何かする、されるのではなくて、お互いにできることを模索し、ひとつずつ実行に移していったことである。このように、学校全体が主体となって地域社会と取り組むようになってきたのである。

(4) 「高島平地区小地域ネットワーク」の活動

高島平地区小地域ネットワークの活動は、連絡会や企画会議などを通じて決定されていく。なかでも連絡会はネットワークの意思決定機関であり、基本的に奇数月に実施され、

土曜日の午後7時から開催されている。会議では、活動行事の提案、承認、評価、報告や連絡などを行っている。ここでは、会員の責任ある発言や自由な発言を求め、幅広い議論を可能にし、会合の活性化を図っている。

これまでの基本活動としては、大きく分けて二つのものがある。第一は、奇数月の連絡会実施に対しての、偶数月の公開セミナーの開催である。これまで開催された公開セミナーには以下のようなものがある。(a)医学博士による家族の健康を目指した家庭教育学級、(b)地元陶芸家による高齢者との交流を目的とした陶芸体験教室、(c)地元商店主による秋の花を楽しむ体験教室、(d)高島平警察署との連携によるピッキング対策・年末防犯講座と青少年への理解、(e)地域住民の書道有段者による手作り年賀状講習会、(f)志村消防署との連携による普通救命講習、などである。

第二は、小学校・中学校の学校行事への参加・協力である。これまでは、(a)高島第二中学校・西台中学校・高島第二小学校の運動会での、お年寄り招待者への接待・案内、駐輪場の整理、(b)高島第二中学校・高島第二小学校前の区道街路植え込みの雑草除去による清掃美化運動、(c)高島第二中学校バザーでの会場設営、陶芸作品の提供、などである。

これらの基本活動は、一見単なる労務の提供にすぎないように見えるが、実際は、地域住民同士の交流や高齢者とのふれあいなど、地域社会にとってのメリットがそこには生まれている。

基本活動とは別にコロニー活動も行っている。まずは、高齢者や生活に困難な人などへの見守り活動としてのコロニー活動である。ただ、これらの活動は個人のプライバシーの関係から、その活動内容や活動数は公表されていない。また、音楽活動による文化活動もある。この活動は、高齢者施設での演奏会の実施や、団地秋祭りでの演奏活動である。この活動には地元の中学生も参加しており、大人と子供の相互交流も図られている。

このような活動以外にも、協力施設の設置と人材バンクの設置がある。協力施設とは、「ふれあいのまちづくり事業」の協力施設であり、高齢者が散歩などの外出時に、休憩したくなった時やトイレを利用したくなった時に利用できる施設のことである。現在4ヶ所設けており、3ヶ所が商店、1ヶ所が陶芸施設である。また、人材バンクとは、住民の中で経験や知識を生かした技能を持つ人がそれに登録し、講演会や何か困った時などに頼りにできるシステムである。これには二つの種類があり、一つは高齢者人材バンクで、高齢者の社会参加の拡充を目的とし、提供先の中心は小学校・中学校の児童・生徒を対象としている。もう一つは高齢者向け人材バンクであり、上記の書道の年賀状講習会やパソコン出張

研修などの講師の登録である。

このような活動全般は、ネットワーク発行の広報誌『にこにこさん』によって、会員はもとより、広く地域住民に周知される。発行は年間6回で奇数月に発行し、創刊号では500部だった発行部数は、現在では1,000部発行するまでに至っている。この広報誌は、発行と同時に会員のもとに配られるほか、地元図書館、健康福祉センター、地域学校、警察署、医療関係機関、協力施設などに常時置かれている。

多くの基礎活動の中でも、(a)区道際の植栽・維持活動に取り組んでいる「しゃべる倶楽部」、(b)地域通貨のエコマネーにヒントを得て考案・実施された、思いやりや感謝の気持ちをスッキリ・ハッキリ伝えられる『にこにこカード』の導入・実施・運営という活動がある。

「しゃべる倶楽部」とは、区道際の植え込みでの花づくりの活動で、現在は、高島第二中学校の区道際にて、6月から現在にいたるまで花を植え、育て続けている。活動メンバーも、既にメンバーであった人に加え、通りがかりの人や、中学校の生徒が、実際の活動を見て参加するようになってきている。また、他の二つの地域住民から、手続き方法や、支援の問い合わせがあり、活動の輪が確実に広がっている(本来、区道際は、区の管理下で、一般にはボランティアではできないことになっている)。

次に地域通貨の『にこ』の運営がある。『にこ』はボランティア活動への謝礼などに用いられる仮想の通貨で、サービスを受けた人が、サービスを提供した人に支払う仕組みである。残高や、やり取りの記録は「にこにこカード」という“通帳”で管理される。ネットワークでは、『にこ』の登録、普及活動を行っている。

ネットワークが『にこ』を導入する理由は、『にこ』を使うことにより、思いやりや感謝の気持ちをお互いにポイントでスッキリ、ハッキリ伝えることができることにある。また、ネットワーク活動自体の活性化につながっている。

板橋区の調査では、区民のボランティアに対するイメージは、ボランティアに興味関心があるといった区民が60%、実際に活動に参加している区民が20%である。その差の40%の区民、そして生徒や学生が『にこ』の活用を通じて、活動に参加しやすい環境づくりに役立つのではないかと、つまり、ボランティアを「したいけれど、どこで何をすればよいのか分からない」という人々に、ボランティア活動へ、参加しやすい、かかわりやすい環境を提供していると思われる。

『にこ』は小・中学生、高校生などの子供たちにも参加、使用することを前提に、また、

純粹に、善意のやりとりをその流通目的としているので、換金性をいっさい持たせていないという性格がある。

しかしその目的に反して、『にこ』が多くの人の間で流通し、地域で実際の価値を持ちだし、換金性を帯びてきたとき、裏でポイントが売買されるという懸念もないわけではない。

つまり、『にこ』はネットワークの有機的な人と人のつながりをベースにした信頼関係の中で流通、活用され、現在の形態のまま発展することが望ましい。

また、11月には、高島第二中学校に於いて『「にこにこカード」フェア』が行われたが、まだ、PRの段階のことで、今しばらくの普及活動に期待したい。

しかし、このイベントは「にこにこカード」について知らない人に説明したり、試しに使用することによって、使い方を再確認したことについて大きな意義があった。また、社会福祉協議会、警察、消防、保健婦の参加により、その関係機関が、『にこ』を知ることができたことで、新たな関係機関を巻き込んだ使い方が生まれる可能性もあると思われる。

地域の学校とネットワークとの関係で、陶芸窯の復活がある。ネットワークでは、陶芸教室を主宰している会員の参加・協力を得て高島第二中学校の文化祭・周年行事を控えてのバザーへ陶芸作品などの提供を行ってきた。

このような、関わりの中で高島第二中学校には創立以来30年間眠っていた未使用の陶芸窯の存在を知った。そこで、ネットワークは、校長に対して陶芸窯を復活、維持管理をネットワークが引き受けることと、陶芸教室を開催し、生徒をはじめ、地域住民、PTAが学校で陶芸作品を作れるよう提案し、受け入れられた。また、講師陣はネットワークの人材バンクが活用されることとなっている。

このように小地域ネットワークが、初期の目的である高齢者の見守り活動にとどまらず、その活動を広げてゆく背景にはには以下のような理由がある。

それは、ネットワークが会員の自由な発想を、具体化し提案者が責任を持ってその活動に取り組むことを原則にしているからである。その際、その活動適正化をオブザーバーや連絡会ではかり、さらに、その他のメンバーが支援するという活動方法に依るところが大である。

ネットワークの基本理念は、コンピューターで言うところの操作環境を提供する基本ソフト（OS）にあたり、各活動はソフトに相当する。これにより、多くの多元的な活動が可能になっていることと思われる。

このような発想と考え方がどのような背景で生まれてきたかと言えば、高島平地区にお

いて、ネットワークの構成メンバーは10代から80代までの世代の人が活動していて、とりわけ、50代の団塊の世代が活動の中心的な役割を果たしていることである。このことにより、発想がユニークで活動内容も前例にとらわれていないことである。このことが、既存の地縁組織のように、高年齢の世代が中心構成メンバーとして活動している組織と、質の面で大きく違うところである。

このように、福祉の問題とコミュニティの問題を考えると、この二つの問題はそれぞれ単独で捉えることはできない。この「福祉とコミュニティ」は、いずれも表裏一体の関係にあり、どちらの切り口から取り組んでも、必ず一方の問題が浮き上がってくる。

よって前述の例で分かるように、福祉型のコミュニティの形成を目指すときに不可欠なことは、人と人とのネットワークづくりから始めることが効果的であり、その活動によって、福祉型のコミュニティの実現につながるものと考えられる。

(5) 総括

(ア) 評価

2000年4月1日に発足した高島平地区小地域ネットワークは、その準備期間も合わせると、現在で1年半が経過している。この1年半で、ネットワークの活動は具体的に地域に現れ、会員も徐々に増えつつあり、住民に周知されてきたようである。この状況は、発起人や社会福祉協議会からすれば、予想以上のことであるという。ここでは、その背景を考えてみたい。

まずは、十分な準備期間があったということである。また、発足にあたっての会則作りにおいては、多くの会員の議論の末に完成したものであるため、会員全員でネットワークを構築したとの連帯感も生まれた。

さらに、「ボランティア」という活動の本質もあわせて理解してもらい、会員に無理を押し付けることなく活動していることもその要因となっている。町会や自治会などの既存の組織は、ややもすると自主的な参加が欠ける場合があるが、ネットワークにおいては、会員の日常生活を最優先に考えた上で活動を行っている。

既存の組織との比較をすると、既存の組織は「会長」や「代表」を置き、その個人に権限が「集約」しやすい形となっている。一方、ネットワークにおいては、「代表」格の役職は置かず、それに類似した人物もおらず、言わば、枠なしの人的ネットワークが重視されている。但し、組織をリードする事務方、あるいはキーパーソンは存在する。ま

た、福祉・介護活動に関しては、従来は「する側」と「される側」との上下の主従関係にあったが、ネットワークではそのような関係ではなく、関与している住民全員が平等な協力関係の構築を目指している。

高島平地区小地域ネットワークは、住民の身の丈でできることと、理念・会則を理解した上で、自己責任を原則にボランティアで取り組む形になっている。行政に過度に依存するのではなく、自分達にできることは自分達で行うという考えが基本となっている。また、行政により管理監督を受けるのではなく、必要に応じて指導調整を仰ぐ形になっているのも、住民が主体的に活動していることを示すものである。さらに、独自のアイデアで活動をプランニングし、実践しており、必要に応じて関係機関と連携し協働で活動していることも注目すべきところである。

本格的な少子高齢化社会を目前に、問題意識を持ち、課題を解決するために、住民の住民による住民のための福祉型の地域コミュニティづくりに、住民が主体的に動き始めたところに意義があるといえよう。

(イ) 課題と展望

高島平地区小地域ネットワークの今後の課題は、第一に、ネットワークの最小基本単位であるコロニー活動である。現在の活動は、ネットワーク全体で行っている講習会や学校行事への協力など、基本活動がその多くを占めている。いくつかのコロニーはあるものの、会員数に対しコロニー数は少ないのが現状である。コロニーがもっと増え、コロニー活動が充実すれば、ネットワークの目的は今以上に果たされるものと思われる。第二に、既存組織との整合性を図ることである。とりわけ、行政の出先機関化した自治会・町会との連携を、いかに有効に図ることができるか課題であろう。それは、ネットワークにとって当然連携されるべき既存の地域組織ではあるが、高島平地区においては未だ実現されていないようである。

2001年1月に、高島平地区小地域ネットワークから徳丸地区に住む会員が、徳丸地区小地域ネットワークを発足させた。これは、高島平地区小地域ネットワークからの独立であると同時に、高島平地区小地域ネットワークのコロニー活動の発展とも解される。また、隣接する蓮根地区でも同様の動きがある。今後、さらにこのようなネットワークが発足し発展することが予想される。

また、警察署・消防署・学校などの公的機関との連携や、介護福祉施設・商店街・医療機関などの地元施設や商店との連携が、今後一層多くなっていくことも予想される。

この課題と展望で紹介した、蓮根地区と徳丸地区のネットワークが相次いで誕生した。その背景は、人的ネットワークと地理的に隣接していることなどが上げられる。その活動は未だ活発とは言えない。しかし、その発展の可能性は、高島平地区との大きな相違点がある。すなわち、既存の地縁組織と密接な関係の中で活動が成立していることである。現在の活動を一例にとると、地域を見直す活動について、地区内の祭り御輿の復活などを、ネットワークのメンバーが中心となって、出張所や地縁組織、青少年委員、青少年健全育成協議会メンバーとともに提案・活動を行い、中学生をはじめとする、多くの街の人とともに参加、大成功を収めた。

ボランティア団体やNPO団体と既存組織がどのように整合性を図るかが、これからの一つの課題と考えられるが、蓮根地区や徳丸地区の活動は、新しい展望を示唆している。

これは、地域の伝統行事の継承という点においても、また、地域経済の活性化という点においても一役買う可能性を持っている。

(ウ) 結 び

わが国は、今「分権型社会」の創造に向かっている。それは変動する国際社会への対応、個性豊かな地域社会の形成、少子・高齢社会への対応など、国際社会と国内社会の急速な変化に伴う時代の要請である。その動きは具体的には、従来の中央集権型行政システムから地方分権への移行である。地方分権の基本理念は、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることである。そして、その分権型社会の姿は、従来の上下・主従の関係から、対等協力の関係へ、中央主導の画一的な行政から、地域の実情に応じた多様な行政へ、国の指導による受身行政から、住民本位の能動行政へ、地方公共団体が権限と責任を持って、住民ニーズに応じた施策を展開し、住民の知恵や創意工夫を活かした地域やくらしづくりを行っていくことである。

今回紹介した高島平地区小地域ネットワークは、行政依存ではなく、住民が自分たちの問題は自分たちが主体的に行動し解決していくというスタイルを取っている。もちろん行政排除ではなく、行政は必要に応じて指導調整を仰ぐ形である。住民自らが問題意識をもち、住民の住民による住民のための福祉型の地域コミュニティづくりに住民が主体的に動き始めたのである。

この「地域デザインフォーラム」は、共同研究覚書でそのテーマを「区民との幅広いパ

ートナーシップを基本理念とした新しい地域社会のあり方について」とした。これから心豊かにいきいきと生活できる板橋を創造するためには、住民を中心に、学校、ボランティア、企業、NPO団体、商店街などがいかにネットワークを作り出していくかにかかっていると思う。行政は、これらのネットワークを支える役割に徹しなければならない。これが、これからのまちづくりの基本的なスタイルになっていくものと考えられる。このような視点から高島平地区小地域ネットワークを観察するならば、この活動は「新しい地域社会の創造」に向けての一つの試みとして見ることができるのではないだろうか。

(参考資料)

「高島平地区小地域ネットワーク」会則

第1条（名称）本会は、高島平地区小地域ネットワーク（以下本会という）と称する。

第2条（事務所）本会の事務所は、板橋区立高島第二中学校に置く。

第3条（目的）本会は、ボランティア精神に則り、板橋区社会福祉協議会その他の関係機関との連携のもと、地域住民である高齢者等が不安のない安全な日常生活が営めるよう、住民相互の助け合いや交流・援助の輪を広げ、共に支えあうよりよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

第4条（活動）本会は、目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 高齢者等に対する見守り・交流・援助などの活動
- (2) 幼児・児童・青少年の健全育成に資する活動
- (3) 地域福祉活動推進のための啓発普及活動
- (4) 高齢者・児童・青少年等の地域社会活動への参加を促すための活動
- (5) 各種の文化活動
- (6) 会員の研修および会員の親睦活動
- (7) その他、目的を達成するために必要な活動

第5条（会員）会員は、本会の趣旨に賛同する者により構成する。

第6条（会員心得）会員は、活動で知り得たプライバシーを第三者へ漏らしてはならな

い。また、会員は、本会の活動に関し、政治的活動、宗教的活動、営利的活動をしてはならない。

第7条（コロニー）本会は、目的達成のため、数名の会員で構成するグループ（以下コロニーという）を基本単位とし、それぞれ代表者1名を置き、相互に情報交換し、連携し、協力し合って活動する。また、コロニーの代表者は、適宜活動の内容を事務局に通知するものとする。

第8条（地域学校）本会は、地域内の小学校・中学校・高等学校を、学校長を代表者とする本会の単位組織として参加を求め、児童・生徒の健全育成と社会参加を促すため、連携し、相互に協力する。

第9条（有識者等）本会は、活動の円滑化・適正化に必要な助言を求め、講演依頼などをするために、専門家・有識者・経験者等のオブザーバーを置くことができる。

第10条（事務局等）本会は、円滑な運営のため、業務・渉外等を担当する事務局を置き、事務局に代表者1名を置くほか、書記・会計・会計監査の担当者若干名を置く。また、必要に応じて、各種委員会、企画部、広報部等の機関を置くことができる。

第11条（会議等）本会は、事業年度終了後に定期総会を開催する。また、必要に応じて、臨時総会、連絡会等を開催することができ、いずれも事務局が招集する。

第12条（定期総会）定期総会は、事務局が行う前年度の活動報告・会計報告・会計監査報告および当年度の活動計画を承認するほか、事務局の代表者と各担当者の選出をする。

第13条（連絡会等）連絡会等は、関係機関・専門家等による連絡・研修・講演会等のほか、会員の研鑽や情報交換および相互理解の場として、必要に応じて、事務局の招集により開催する。

第14条（任期）コロニーの代表者および事務局の各担当者の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第15条（事業年度）本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条（会費）本会会員の会費は、年間千円とする。ただし、児童・生徒の会員は、会費を要しない。

第17条（会則改廃）本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成により、改廃することができる。

第18条（実施期日）本会則は、平成12年4月1日より実施する。

2 板橋区におけるNPO活動

(1) NPO活動の実態

近年、板橋区内においても、福祉活動、まちづくり活動、文化・芸術活動など幅広い分野において、ボランティアやNPOの活動が広がっている。

また、行政側も「区民の生活構造や価値観の多様化、少子高齢化の進展など社会が大きく変化し複雑化する中で、区民の多様なニーズに対し、全てを行政だけで対応することは困難である」という認識である（「NPOとの協働のあり方報告」NPOとの協働のあり方検討会、平成13年3月）。

こうした中で、ボランティア・NPO活動は、地域の身近な課題を解決するアクターとして、学校、町会・自治会、市民団体、企業、商店街などの他のアクターとともに、行政との協働を模索しつつ、その役割が注目されている。

最近の板橋区におけるNPOの実態は、大東文化大学法学部中村昭雄ゼミナールがまとめた『コミュニティとNPO＝東京・板橋のNPOガイド＝』が詳しい（大東文化大学 法学部 中村昭雄ゼミナール、2001年11月）。

それによると、活動の種類、活動の問題点、活動メンバーの構成、法人数などの特徴は、以下の通りである。

* 調査対象

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したNPOに限らず、ボランティア団体や市民活動団体もNPOとし、板橋区内の43団体を対象としている。

NPO活動の種類（特定非営利活動促進法の12分類）

活 動 の 種 類	板橋区		東京都	
	NPO数	割合	NPO数	割合
保健・医療又は福祉の増進を図る活動	20	46.5%	3063	61.7%
社会教育の推進を図る活動	3	6.9%	2003	40.3%
まちづくりの推進を図る活動	9	20.9%	1725	34.7%
文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	7	16.2%	1335	26.9%
環境の保全を図る活動	2	4.6%	1357	27.3%
災害救援活動	—	—	389	7.8%
地域安全活動	—	—	382	7.7%
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	—	—	744	15.0%
国際協力の活動	1	2.3%	1186	23.9%
男女共同参画社会の形成の推進を図る活動	—	—	456	9.2%
子どもの健全育成を図る活動	1	2.3%	1695	34.1%
全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	—	—	1784	35.9%

(注) 東京都の数値は、1つの団体が複数の活動分野を行う場合があるため、合計は100%にならない。

もっとも明確に12分類することはできない。例えば先に事例を述べた「高島平地区小地域ネットワーク」のように高齢者の見守り活動を出発点とし、まちづくり活動までほとんど全ての活動に該当する場合がある。

そこで、その団体の主にしている活動を見てみると板橋区では、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」が46.5%と一番多い。地域コミュニティでの高齢者福祉を考える際、NPOを無くして考えることはできないであろう。次に「まちづくりの推進を図る活動」が20.9%と多い。福祉、まちづくりとその地域独自の細かな対応が要求される活動が上位を占めている。

板橋区内のNPOの課題・問題点は以下のようなものである。

法人団体の課題・問題点は、「活動資金の不足」が55.6%と一番多い。二番目は「活動メンバーの確保」が44.4%となっている。

任意団体では、「活動メンバーの確保」が51.4%と最も多くなっている。二番目は「活動資金の不足」が40.0%となっている。

この結果から、順番は違うが「活動資金の不足」と「人材の確保」が法人団体、任意団体、共に大きな課題となっている。これは板橋区のNPOだけに限らず、東京都や全国的な調査で報告されていることと同じ現状である。

次に活動メンバーの構成は以下のようなものである。

	男性	女性
板橋区全活動メンバーに対する割合	22.6%	77.4%

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
板橋区全活動メンバーに対する割合	2.1%	10.8%	11.2%	18.6%	23.3%	33.7%

男女比を見ると、77.4%と女性のほうがNPO活動に参加している割合が圧倒的に多い。次に年齢層で見ると、年齢が高くなるほどNPO活動への参加が盛んになっている。60代以上が33.7%と最も高い。女性と60代以上の参加者が多いことから、時間に余裕のある人が、自分の目的や達成感などの経済的価値とは違う価値を求めて参加していると考えられる。

第2章において、健常高齢者の役割について述べてあるが、高齢者が単にボランティア・NPO活動の客体としてだけでなく、このように主体的に活動に参加している現状を見

ると、健常高齢者の社会参加や行政の施策を考える上で、重要な指標である。

最後に、東京 23 区の N P O 法人数を比較してみよう。

東京23区 N P O 法人数ランキング

		人 口	内閣府認証	東京都認証	東京都認証NPO法人 1団体当たりの人口
1	千代田区	39760	48	66	602
2	中央区	73536	23	45	1634
3	港区	154085	70	79	1950
4	渋谷区	185806	25	68	2732
5	新宿区	264154	26	85	3108
6	文京区	166591	15	34	4900
7	豊島区	234052	9	32	7314
8	台東区	151820	5	20	7591
9	品川区	316952	6	28	11320
10	中野区	294659	5	25	11786
11	杉並区	502146	4	40	12554
12	目黒区	238062	3	15	15871
13	世田谷区	775332	9	46	16855
14	江東区	366398	3	18	20355
15	練馬区	640686	4	26	24642
16	北区	321767	1	12	26814
17	大田区	639273	5	23	27794
18	板橋区	497866	0	16	31117
19	荒川区	169758	2	5	33952
20	江戸川区	604317	2	17	35548
21	墨田区	215249	4	5	43050
22	足立区	619264	3	13	47636
23	葛飾区	421830	2	7	60261
	東京23区	7893213	274	725	10887

人 口（都市人口の概況 平成 11 年 3 月 31 日発表 全国市長会）

内閣府認証（内閣総理大臣認証特定非営利活動法人一覧 平成 13 年 10 月 18 日現在）

東京都認証（特定非営利活動法人の設立認証申請の広告情報 平成 13 年 6 月 25 日づけ）

N P O 法人が多い所ほど N P O 活動が活発であるとは必ずしも言えないが、板橋区は 18 位と法人の数がまだ他区に比べて少ないのが現状である。(千代田区などに N P O 法人の届出が多いのは、企業が東京の中心に事務所を置くのと同じように、N P O も官庁や企業のある近くに事務所を置いたものと考えられる。)

このような板橋区が置かれている現状を見ると、行政によるボランティア・N P O 活動に対する環境整備、あるいは活動を推進するための施策も講じなければならない。つまり、「N P O と行政の協働のあり方」が問われているわけであるが、この問題については、次の

項で詳しく取り上げる。ただここで注意しなければならないのは、その際「行政主導の協働」であってはならず、あくまでも「ボランティア・NPO主導の協働」でなければならない。

(2) 行政の対応

NPOと行政の関係は、最終的には共通する課題の解決に向けて、互いにその存在を認識し、連携をとりながら「協働」の関係を築くことが求められる。協働は、お互いに自立し対等な関係が求められる。そうはいつても、多くのNPOは資金や人材の不足などの悩みを抱えており、委託事業によって事業収入を得たり、活動場所の提供など、行政とは切っても切れない関係にある。そこで、そのようなNPOの活動を推進する板橋区の取り組みを概観する。

板橋区ボランティア活動推進条例

(1997年3月10日制定 1997年4月1日施行)

板橋区では全国ではじめて、ボランティア活動をしたい人の意思を尊重し、ボランティアに関する知識の広がり、活動環境を整えることに努力することを義務とする条例が制定された。

この条例を基にして、「板橋区ボランティア活動推進協議会」が発足された。これは、ボランティア活動の現状、総合的な連絡調整、ボランティアと区の協働のあり方等について調査検討する機関である。構成メンバーは板橋区長から選ばれた委員20人で、学識経験者、区の職員、任意団体、一般公募の方で構成されている。

NPOと行政の協働のあり方検討会議

板橋区では2001年5月より行政の呼びかけで、「NPOと行政の協働のあり方検討会議」が設置された。この会議は、NPOと区が協働を進める上での課題や環境作りについて、NPOと区が直接話し合うために設けた会議である。従来の行政主導による施策とは違い、実際に活動しているNPOの意見を施策に反映させていこうというものである。(これ以前に、区では2000年11月に職員10人からなる「NPOとの協働のあり方検討会」を設け、2001年3月に『NPOとの協働のあり方報告』を提出している。)

NPOと行政の協働のあり方検討会議には、NPO側から19団体(NPO法人8団体、任意団体11団体)が出席し、区側から10人の課長が出席している。この会議の目的は、協働のシステムづくりにある。

さて、2001年10月に、ボランティア・NPO活動の推進に係る「提案」と「報告」が相次いで提出された。一つは「板橋区ボランティア活動推進協議会」からの「提案」であり、もう一つは「NPOと行政の協働のあり方検討会議」からの「報告書」である。

まず第1の板橋区ボランティア活動推進協議会からの「提案」である。その内容の一つは、「総合ボランティアセンター構想」についてである。具体的には、今ある板橋ボランティアセンターの改革・拡充、情報の提供・相談機能を有する「ボランティア情報ネットワーク」の構築、「活動・学習の場」の設置の三つが挙げられる。もう一つは「いたばしボランティア基金」の活用についてである。

次は第2のNPOと行政の協働のあり方検討会議「報告書」である。これは「(仮称)板橋NPOネットワークセンター」の創設である。NPO(ボランティア団体を含む。)、市民団体、学校、地域などからなる「分野別ネットワーク」(例えば、福祉、環境、まちづくり、子ども、医療など)構築と、それらが一つの大きなネットワークを形成する「板橋NPOネットワークセンター」構築からなる構想である。「分野別ネットワーク」とは、NPO相互(行政も含む。)を繋ぐ組織である。「板橋NPOネットワークセンター」とは、協議会的組織で、活動内容は、(a)行政との常設的窓口の整備、(b)助成金制度創設のための活動、(c)幅広い協調体制と広報活動、(d)団体相互の補完関係の形成、(e)提案型(開拓型)の支援、(f)情報の開示と協働の相互評価、である。

これらの「提案」と「報告」を受けて、板橋区は2001年12月「(仮称)ボランティア・NPOと行政の協働の推進計画」の策定作業に入った。推進計画の素案を策定し、区のホームページ等で推進計画素案を公表し、広く意見を求め、2002年3月までに「推進計画」を策定する予定である。

今公表されている「ボランティア・NPOと区との協働に関する推進計画(素案)」は、概ね以下のような内容である。(a)ボランティア・NPOと行政の協働に関する基本的な考え方、(b)推進体制、(c)推進の取り組み、(d)具体的な施策、(e)推進計画の展開について、である。

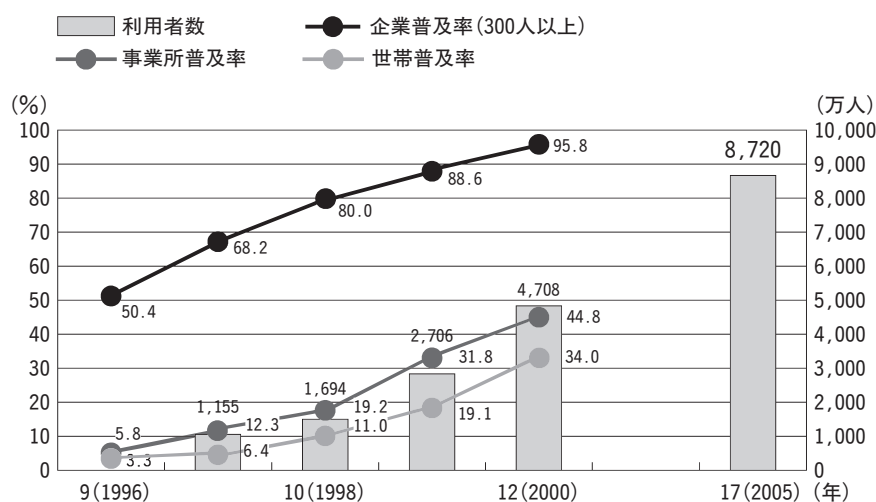
このような行政をはじめとするボランティア・NPO活動推進の積極的な一連の動きは、板橋区内における今後のボランティア・NPO活動の活性化にとって、明るい展望が開けるものと高く評価できるものである。

3 情報化による高齢者支援

(1) 情報化の現状

近年の情報通信技術の飛躍的発展は、我が国における社会・経済活動に構造的な変化をもたらしつつある。例えば、インターネットの爆発的普及や電子商取引の発展に代表されるように、急速にデジタルネットワーク化が進行している。こうしたIT(情報通信技術)革命の進展は、人々の暮らしにも大きな影響を及ぼし、その成果は日常生活に着実に浸透しつつある。特にインターネットについては、我が国の利用者数が2000(平成12)年末には4,708万人であったのが、2005(平成17)年末には8,720万人に達すると推計されている(図表1)。情報通信は、情報収集・伝達はもとより商品やサービスの購入にも利用されるなど、生活の一部として定着しつつあり、豊かで質の高い生活を実現するために欠かすことができないものとなっている。

図表1 我が国におけるインターネットの普及状況(平成13年度「情報通信白書」より)



※1 事務所は全国の(郵便事業及び通信業を除く。)従業者数5人以上の事務所。

※2 「企業普及率(300人以上)」は全国の(農業、林業、漁業及び鉱業を除く。)従業者数300人以上の企業。

「生活の情報化計画」、「通信利用動向調査」(総務省)より作成

情報通信技術の発展は高齢者の生活にも影響を及ぼし、中でも高齢福祉分野での情報通信の活用が多い。例えば、カーナビゲーションに使われているGPS(全地球測位システム)と携帯電話の通信網を活用し、徘徊癖がある高齢者の居場所を特定するサービスの実施や、ケアプラン作成から介護報酬請求処理まで、介護保険制度における居宅介護事業の一連の事務処理を連続して行うことができる「モバイルホームヘルパー支援システム」の活用、あるいは、自宅から高齢者の血圧などのデータを医師に送ったりテレビ電話で医師

と会話したりする遠隔医療などである。また、板橋区が全国の自治体で最初に実施した携帯電話のインターネット接続機能を活用した介護保険関連情報の提供による介護支援もその一つである。

(2) 情報化施策の現状

情報通信は、人々の暮らしと密接な関係にある行政の施策にも活用され、その活用は今後さらに拡大する傾向にある。

国は、2003（平成 15）年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続がインターネットを利用したペーパーレスで行える「電子政府」の基盤を構築するとしている。また、東京都は、2003（平成 15）年度の「電子都庁」構築を目指し、電子都庁推進計画の策定を進め、平成 12 年 12 月には中間のまとめを発表した。特別区では、住民に最も身近な基礎的自治体として、高度な情報通信技術の便益を最大限に活用し、行政事務の効率化・高度化、住民サービスの向上、地域の振興などに各区が取り組んでいる。特に、ホームページについては 23 の全ての区で開設され、インターネットを活用した区民サービスは重要施策の一つとなっている。

板橋区でも、区の基本計画に基づき高度情報化社会への対応を重要課題ととらえ、電子区役所構築に向け「板橋区電子区役所推進本部」（本部長：区長）を設置し、全庁的に取り組んでいる。その一環として平成 13 年 2 月 19 日から、「住民票等交付（閲覧）申請書」や「要介護認定申請書」など、区民生活に密接に関係のある年間利用件数 1,000 件以上の 24 種類（11 課）の申請書について、区民が区のホームページから申請書をダウンロードできるようになった。

また、行政への住民参加という点においても、板橋区のホームページを活用した「区長への手紙」や東京都が実施を予定している電子会議場の「都民の広場（仮称）」、あるいは多くの自治体で実施されているパブリックコメント（意見提出手続意見募集）など、インターネットを活用した住民参加の形態も着実に増えてきている。

(3) 情報化による高齢者の生活向上の可能性

こうした情報化が進む一方で高齢化も急速に進んでいる。我が国では、2015（平成 27）年には、約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となることが予想され、板橋区における高齢化率も平成 13 年 2 月 1 日現在で既に 15.81％に達している。高齢化にともない新たな社会福

社施策の展開が求められ、同時に、高齢者の活力を生かした社会づくりが課題となっている。こうした中、高齢者の生活に様々な効果をもたらすとして注目されているのが情報通信技術である。

最新の情報通信、とりわけインターネットの普及は、高齢者が自宅に居ながらにして様々な情報を入手することを容易にし、外部とのコミュニケーションを図ることを可能にした。この情報通信の重要性は大きく、高齢者の生活、就労、学習等様々な活動の新たな基盤をなすものである。情報通信の積極的な活用は、高齢者の自立・社会参加の支援に非常に効果的である。

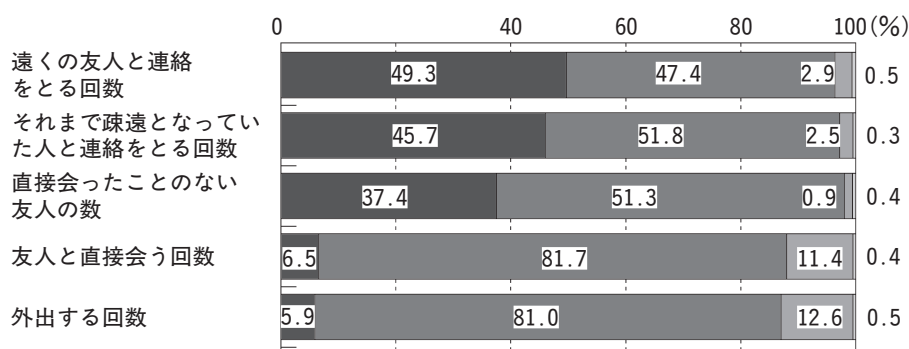
(ア) 情報通信の利用による情報収集

インターネット利用の最大のメリットは情報収集の手軽さである。自宅などに居ながらにして世界の情報を瞬時にして入手することができる。例えば、介護サービスに関する情報やバリアフリーマップなど、高齢者が必要とする様々な情報が行政のホームページや民間のホームページから入手することができる。インターネットの利用は、身体的な理由などにより行動範囲が制限される高齢者の情報収集力を向上させる。

(イ) 情報通信の利用による新たなコミュニケーションの広がり

郵政省（現総務省）が平成11年から平成12年にかけて実施した「インターネットユーザー調査」によれば、インターネット利用により「それまで疎遠になっていた人と連絡をとる回数」、「遠くの友人と連絡を取る回数」が増えたとするユーザーが5割近くに達しており、新たなコミュニケーション手段が距離や時間の壁を無くしていることが確認できる。また、4割近くのユーザーが「直接会ったことのない友人の数」が増えたとしており、インターネットを通して趣味や考え方を共有する者どうしのコミュニケーションが広がっていることがうかがえる（図表2）。

図表2 インターネット利用によるコミュニケーションの変化（平成12年度「通信白書」より）



このように、インターネットの利用は、新たなコミュニケーションの展開を可能にし、人と人との交流を広げる効果を持っている。家にひきこもりがちになった高齢者が、インターネットの利用をきっかけに同じ趣味の仲間との交流が始まり、積極的に社会参加をしていくようになることも十分考えられる。

(ウ) 情報通信の利用による新たな就労の形態

高齢者の就労に対するニーズは多様化してきている。永年勤めてきた会社にこだわらず時間制で働く、自宅で働くといった「新しい働き方」が登場してきている。この自宅で働くという高齢者の中には、働く意志はあるものの高齢であることが原因で自宅から離れた場所に通勤することが困難で、自宅で働かざるを得ないという者もいる。このような高齢者に対して就労の機会を拡大し、社会参加と自己実現に貢献するのが「テレワーク」やその形態の一つである「SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）」である。

いずれも自宅や小さなオフィススペースで、インターネットやモバイル通信を活用して働くという比較的新しい就労形態で、高齢者の就労形態としても注目されている。

(エ) 情報通信の利用による新たな生きがいの発見

人がいきいきと暮らしていくためには、身体のみならず心の健康が不可欠である。そして、心の健康を保つためには、十分な睡眠をとるなど心身の疲労を回復する「休む」という側面と、趣味やスポーツ、ボランティア活動など明日への鋭気を「養う」という側面を合わせた「休養」が大切だといわれている。この明日への鋭気を「養う」という側面に関係のあるのが趣味やボランティア活動であり、それを支援するのがインターネットである。

インターネットは、時間や距離といった制約を克服し、これまで意欲があっても社会参加の機会が実質的に制限されてきた高齢者の社会参加を促進し、趣味やボランティア活動の活発化をもたらすことができる。そして、これらが他の世代との交流を深めるきっかけや、これまで培ってきた知恵と経験を社会に活かす機会となり、高齢者の生きがいにもつながっていく。

(a) 趣味・娯楽の広がり

郵政省（現総務省）が平成11年に実施した、「シニア・インターネットユーザーアンケート」によれば、インターネットを始めてよかった点として、7割以上のユーザーが「趣味・娯楽が増えた」（73.2%）、「情報収集がしやすくなった」（70.9%）を挙げ、イ

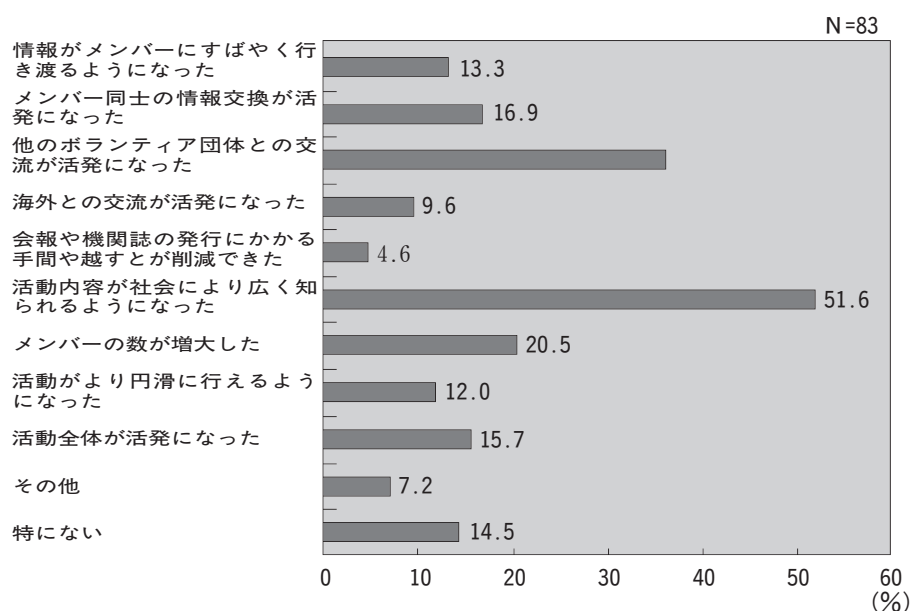
(イ) ボランティアの広がり

① 高齢者とボランティアを結びつけるもの

ボランティア活動の多くは高齢者を対象にし、また、高齢者のボランティア活動への参加意欲も高い。従って、高齢者にとってのボランティア活動は、それを受ける立場とする立場の両面で重要である。特に高齢者のボランティア活動への参加は高齢者の生きがいとなる可能性も高く、高齢者とボランティアを結びつけることが大切になってきている。そして、その方法は口コミや集いなどでも可能であるが、出会いの機会を飛躍的に拡大させるのがインターネットである。

郵政省(現総務省)の調査によれば、ボランティア団体のホームページ開設の効果としては、「活動内容が社会により広く知られるようになった」、「他のボランティア団体との交流が活発になった」、「メンバーの数が増大した」、「メンバー同士の情報交換が活発になった」などのボランティア活動の活発化があげられている(図表5)。

ボランティア団体のホームページ開設の効果



「郵政省資料」により作成

このように高齢者のインターネットの利用は、ボランティア活動との係わりを深め、活動を受ける立場とする立場の両面で良い効果をもたらす。

板橋区でも、板橋ボランティアセンターが平成12年12月からボランティア活動のホームページを開設するなど、インターネットはボランティア活動の窓口となっている。

② 高齢者の活動事例『仙台シニアネットクラブ』

「仙台シニアネットクラブ」は、平成10年3月に仙台中央郵便局で開催された「60歳から楽しむインターネット教室」の修了者を中心に発足したボランティアサークルである。その活動目的は、「高齢者がインターネットなどに親しみ情報弱者にならないよう相互に研鑽と親善に心がける」、「パソコンの操作に習熟した高齢者がその技術を積極的にボランティア活動に活用する」の2点で、行政・企業等の支援を受けながら組織的な活動が行われている。

具体的な取り組みの一つとして、無料のパソコン教室「情報ひろば」を毎週4回開催している。この「情報ひろば」は仙台中央郵便局、仙台市教育委員会、市民団体シニアのための市民ネットワーク仙台（通称シニアネット仙台）の3者によって、日本で初めて市民と行政の共同開催で実現したもので、60歳以上の高齢者のための無料パソコン・インターネット教室である。また、この受講者の中からサポーターと呼ばれる講師を養成するシステムを採用している点が特長である。そして、平成11年度からは、仙台市内の小中学校、市民センター、老人福祉センターからの要望により、児童、高齢者、障害者、主婦を対象にしたパソコン授業の講師を引き受けている。サポーターとして、パソコン・インターネットを教えるシニア・高齢者は、地域に必要とされる存在として認められることの喜びを感じているという。

全国では、この「仙台シニアネットクラブ」のように、高齢者が中心になって活動しているボランティア団体も多い。

(4) 高齢者の情報通信の低利用とその原因

このように、高齢者の情報通信とりわけインターネットの利用は、高齢者の自立や社会参加などを促進する可能性を秘めている。また、ホームページを利用した住民サービスや区民参加など、情報通信を利用した行政サービスも増えてきており、高齢者を含めた誰もが情報通信を利用できることが必要となってきた。

しかし一方で、近年、インターネットやコンピュータ等の情報通信機器の普及に伴い、情報通信手段に対するアクセス機会及び情報通信技術を習得する機会を持つ者と持たざる者との格差、いわゆるデジタル・ディバイドの拡大が懸念されている。デジタル・ディバイドとは「所得、年齢、教育レベル、地理的要因、身体的制約要因等によるインターネット等の情報通信手段に対するアクセス機会及び情報通信技術を習得する機会の格差」（平成12年度「通信白書」の用語解説より）と定義され、障害者とともに高齢者におけるデジタ

ル・ディバイドが問題となっている。

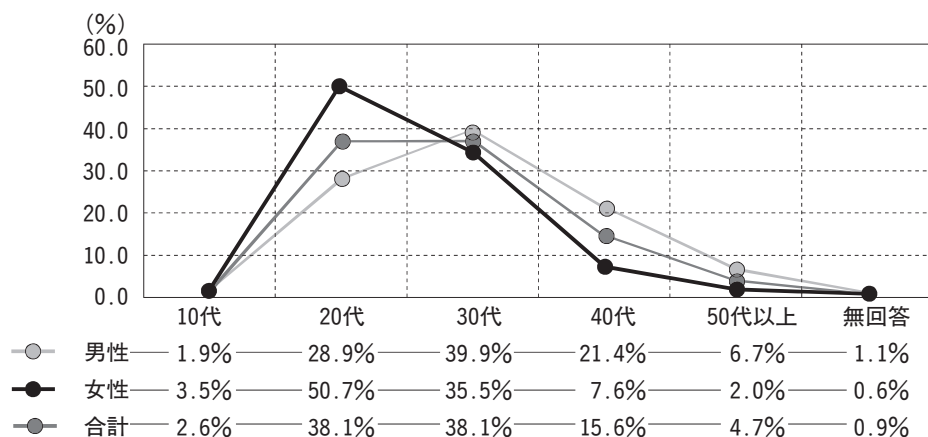
(ア) 高齢者の低利用の実態

高齢者のインターネットの利用実態は、パソコンやインターネットに対する関心は高いにもかかわらず、利用率は極めて低いという結果が出ている。

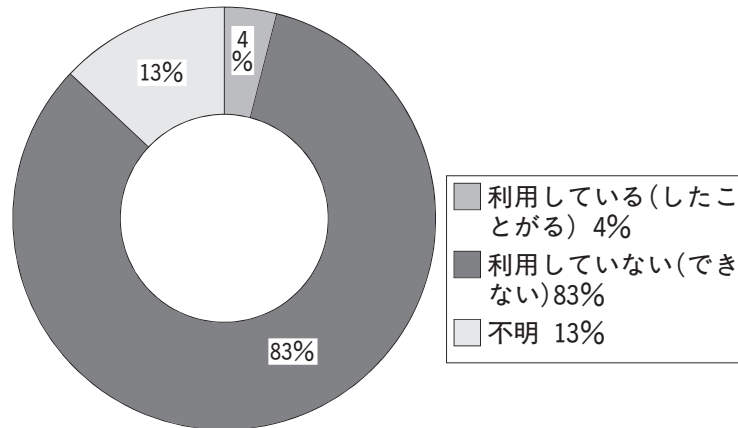
高齢者のパソコンやインターネットに対する関心の度合については、総務庁（現総務省）が60歳以上の者を対象にした「高齢者の日常生活に関する意識調査」によると、今後取り組んでみたい活動で、「パソコン・ワープロ」と答えた者は1994（平成6）年には1.8％にすぎなかったが、パソコンやインターネットの普及に伴い、1999（平成11）年の調査では、2倍以上の3.7％となっており、高齢者のパソコンやインターネットに対する関心は高まっている。この結果は、本分科会が平成13年3月に区内の65歳以上男女を対象に実施した「高齢者意向調査」の意見欄で「パソコンあるいはインターネット等の講習を受けてマスターしたい」という希望者が非常に多かったこととも一致している。しかし、利用率については、郵政省（現総務省）が実施した「インターネットユーザー調査」によると、インターネットの年齢別の利用状況は20代、30代の割合がそれぞれ38.1％と高いが、50代以上は4.7％と低い結果となっている（図表6）。この値に20代と30代を合わせた人口構成比率約28％と50代以上の人口構成比率約38％とを加えて検討すると、高齢者のインターネットの利用率は20代、30代の約22分の1となり、極めて低い利用率であるという結果になる。

また、本分科会が平成13年3月に区内の65歳以上男女を対象に実施した「高齢者意向調査」のインターネットの利用状況調査結果でも、インターネットを「利用している（したことがある）」人の割合は4.3％と非常に少ない（図表7）。

図表3 性別に見たインターネット利用者の年齢構成



図表7 (板橋区内65歳以上男女)インターネットの利用状況



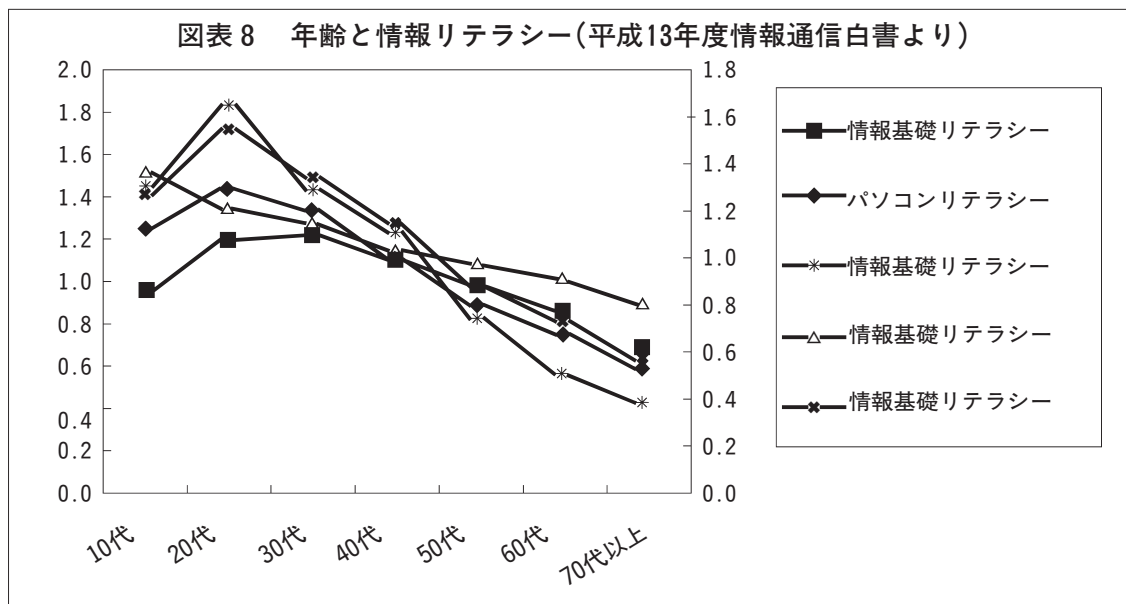
(イ) 高齢者の低利用の原因

(a) 「情報バリアフリー」環境の未整備と低い「情報リテラシー」

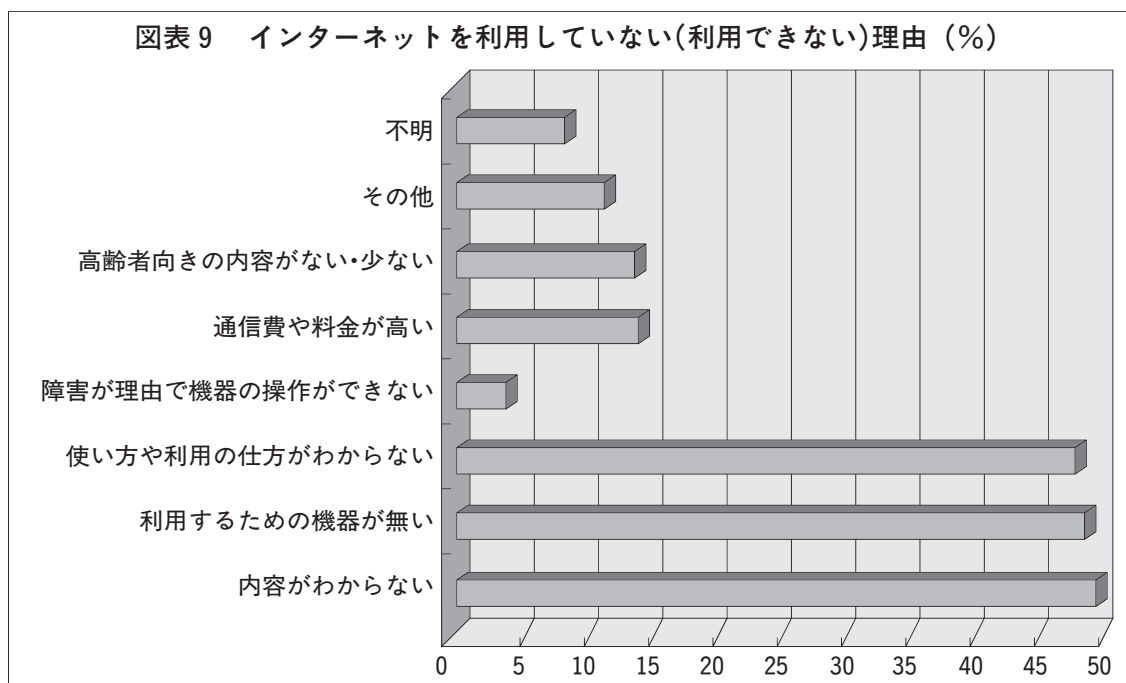
高齢者の情報通信利用が進まずデジタル・ディバイドが生じている原因としては、大きく分けて二つあると考えられる。

一つは、(情報通信メディアや情報通信機器の活用に関する障害(バリア)が取り除かれ、高齢者・障害者を含めた誰もが情報通信の利便を享受できる)「情報バリアフリー」環境が実現されていないことである。情報通信機器・サービスの中には、高齢者や障害者の利用への配慮が十分でないものがある。身体的な障害や高齢化にともなう身体的能力の低下に関係なく、全ての人を使いやすい「ユニバーサルデザイン」の普及を促進し、「情報バリアフリー」環境を実現する必要がある。

もう一つは、高齢者の(デジタルネットワーク社会に対応するために必要なパソコンの活用能力、ネットワーク活用能力及びそれらを使いこなしてコミュニケーション能力である)「情報リテラシー」が低いことである。インターネット利用格差に関する調査でも、「情報リテラシー」は20・30代がピークで高齢になればなるほど低い結果が出ている(図表8)。高齢者におけるデジタル・ディバイドを解消するためには、高齢者の「情報リテラシー」を向上させる必要がある。



また、本分科会で平成13年3月に区内の65歳以上男女を対象に実施した「高齢者意向調査」では、「インターネットを利用していない(できない)」理由として「インターネットの内容(どのようなことができるのか)がわからない」(50.0%)、「利用するための機器が無い」(49.1%)、「機器の使い方やインターネットの利用がわからない」(48.2%)が過半数前後となっている(図表9)。この結果からは、身近に利用できる機器の確保や、インターネットを利用することによって何ができるのか、どんな



メリットがあるのかなどを、高齢者に理解してもらうことも必要であるといえる。

そして、高齢者が情報通信を利用するための条件としては、総務省の委託により実施された「インターネット利用格差に関する調査」によると、「図表10」のような結果が出ている。具体的には、「インターネット非利用者が利用するための条件」の高齢者の回答が多かった上位3つは「気軽に教えてくれる人が身近に増えれば」(38.9%)、「気軽に体験や練習ができる場所があれば」(35.8%)、「無料講習会などで習えるようになれば」(33.5%)で、これらは「情報リテラシー」の向上に関するものである。また、4位・5位は「電話程度に簡単になれば」(32.1%)、「テレビのリモコン程度に簡単になれば」(31.4%)で、これらは「情報バリアフリー」に関するものといえる(図表10)。これらの問題を解決し、高齢者のインターネット利用の促進を図る必要がある。

図表10 インターネット非利用者が利用するための条件

(平成13年度 情報通信白書より)

(単位：%)

	全体	高齢者層	主婦層
気軽に教えてくれる人が身近に増えれば	41.1	38.9	41.6
気軽に体験や練習ができる場所があれば	36.6	35.8	36.3
無料講習会などで習えるようになれば	32.4	33.5	32.8
テレビのリモコン程度に簡単になれば	28.9	31.4	28.4
電話程度に簡単になれば	27.6	32.1	25.6
家族が利用できるようになれば	25.7	17.2	32.3
健康や医療サービスを利用する際に必要になれば	24.0	30.3	23.3
月当たり負担額が安くなれば	23.5	22.9	21.0
電子的な情報のやりとりの信頼性が高まれば	20.6	20.8	19.3
その他の条件が整えば	19.8	22.0	17.0
どうあっても利用しない	11.0	17.2	8.4

※回答率は、全インターネット非利用者または高齢者層・主婦層のインターネット非利用者における回答率
(出典) インターネット利用格差に関する調査

(イ) その他の原因

しかし一方で、この「インターネット利用格差に関する調査」における「インターネット非利用者が利用するための条件」の質問に対し、「どうあっても利用しない」(17.2

%)と回答した高齢者が多いことにも注意しなければならない(図表10)。すなわち、前述の二つの問題(情報バリアフリーと情報リテラシーの問題)が解決されたとしても、全ての高齢者がインターネットを利用するとは限らないことを示している。この「どうあっても利用しない」高齢者に対しては、インターネット利用に代わる情報通信を活用した、高齢者支援の方策を検討する必要がある。

(ウ) 情報化に伴う弊害

また、同じ質問に対して、「電子的な情報のやりとりの信頼性が高まれば」(20.8%)という回答も少なくない。これは情報化に伴う弊害への懸念の表れの一つであると考えられる。ホームページの改ざんなどのサイバーテロや個人情報の漏洩などに対する不安である。「個人情報の保護」や「サイバーテロ」といったセキュリティ確保の問題についても積極的に取り組み、情報通信利用への不安を取り除く必要がある。特にこれらの情報化に伴う問題は、高齢者に限らず情報通信を利用する者全てにおける問題でもあり、今後の方策の中で考慮する必要がある。

(5) 情報バリアフリーと情報リテラシー

高齢者におけるデジタル・ディバイドを解消するためには、高齢者の「情報バリアフリー」や「情報リテラシー」の問題を解決する必要がある。

(ア) 高齢者の情報通信利用促進の取り組みの現状

行政では、「情報バリアフリー」環境整備や高齢者の「情報リテラシー」向上に関する様々な取り組みが行われている。

(a) 国や都の取り組み状況

① 「情報バリアフリー」環境の実現に向けた国や都の取り組み

国では、インターネット等の情報通信システムを誰もが有効に利用できる環境を実現するため、平成10年12月から、「『情報バリアフリー』環境の整備の在り方に関する研究会」を開催し、平成11年5月に研究会としての報告書を取りまとめた(図表11)。

図表11 「『情報バリアフリー』環境の整備の在り方に関する研究会報告書の概要
(平成12年度「通信白書」より)

【目的】

情報通信の高度化と高度化の進展により情報バリアフリー環境の整備と必然性が増加するためその具体的方策を検討

【課題と現状】

- 様々な機関が独自に研究開発をしているため体系的な開発が困難
- 情報通信の利用を支援する技術はあるが、それを必要とする人への情報提供が不十分
- インターネットの普及に伴い、そのアクセシビリティ等新たな課題が発生
- 米国では、法律に基づき、障害者の利用支援技術の普及を推進

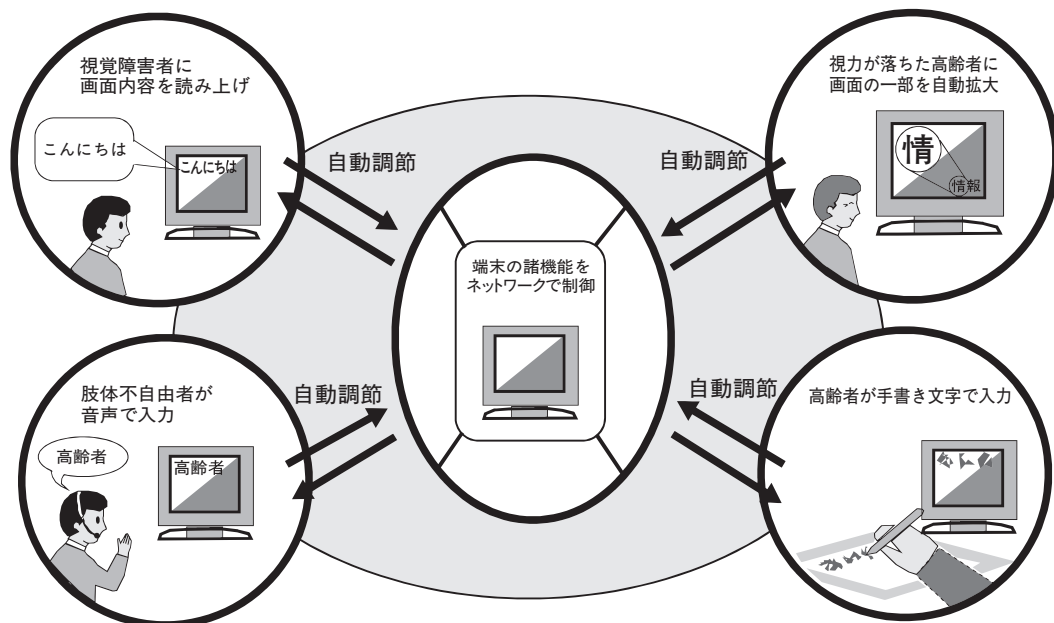
【対応】

『整備の方向性』

誰もが利用可能（ユニバーサル）な機能を持つ情報通信システムの実現

『当面の方策』

- ① 各人が最適な技術を容易に得られる仕組みの構築等利用支援技術や利用方法に関する国レベルのデータベースの整備
- ② 利用支援技術の情報収集・提供・利用者の選択支援システムの開発、利用に関する人的支援業務等、情報通信支援センター機能の検討・整備
- ③ インターネットのアクセシビリティ確保
- ④ NPO（非営利団体）の活動を支援するマネジメント支援組織等の検討



また、情報バリアフリー環境の整備のために、幅広い観点から有識者と意見交換を行うことを目的として、平成11年12月から情報バリアフリー懇談会を開催し、平成12年2月、報告書「21世紀に向けた情報バリアフリー環境整備のための課題」を取りまとめている。さらに、「情報バリアフリー」環境の整備を図ることを目的として、次の研究開発や実証実験などを実施している。

- * 情報バリアフリー型通信・放送システムの研究開発（図表12）
- * 福祉支援情報通信システムの開発・展開
- * 高齢者・障害者のためのホームページ簡易制作システムの実証実験
- * 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成

この他にも、これらの報告書等に基づいた施策が展開され、「情報バリアフリー」に向けた取り組みがなされている。

また、東京都でも、平成12年4月に「東京における情報化ビジョン」を策定し、この中で「情報バリアフリー」についての検討が行われている。

このように、国や都において、「情報バリアフリー」の実現に向けた取り組みが行われているが、技術面では研究段階や実験段階のものもあり、また、施策面では検討が行われているが、まだ、実施には至っていないものも多く、「情報バリアフリー」環境の整備は決して十分とはいえない。

② 高齢者の「情報リテラシー」向上の国や都の取り組み

国においては、平成12年11月29日に成立した「IT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）」に基づき設置された、「IT戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）」で、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す『e-Japan戦略』」が平成13年1月22日に決定された。この中では、「高齢者・障害者等に配慮しつつ、すべての国民の情報リテラシーの向上を図ることを目的として、地方公共団体や地元企業を活用したボランティア精神に基づくNPO的な取り組みを支援する」としている。そして、「ITを指導する人材の登録・派遣制度を導入し、企業・大学等の人材を能力に応じ、必要な場所へ派遣する外部人材の登用を強化する」など、主にITを指導する人材の育成を行っていくとしている。

また、東京都でも、平成12年4月に「東京における情報化ビジョン」を策定し、この中で高齢者や障害者の「情報リテラシー」の向上支援について検討が行われて

いる。

このように、国や都において、「情報リテラシー」の実現に向けた取り組みが行われているが、国は、高齢者・障害者等に配慮するとしながらも、「e-Japan 戦略」の内容は、すべての国民の「情報リテラシー」の向上を目指すものである。現時点では高齢者や障害者の「情報リテラシー」の向上を特別に考慮しているとはいえない。都も具体的な施策の展開はこれからである。

(b) 板橋区の取り組み状況

① 「情報バリアフリー」環境の実現に向けた板橋区の取り組み

「情報バリアフリー」については、この課題への対応が強く求められるのは国や機器等の開発事業者などが中心となるため、区としての直接的な係わりは少なく、板橋区でも具体的な取り組みはあまり行われていない。

板橋区では、高齢者・障害者の中でもとりわけ画像情報へのアクセスが困難である視覚障害者に配慮したホームページについて、内部検討会で報告がされている。また、身体障害者に対しては、生涯学習出前講座で「パソコンを利用した重度身体障害者の自立への挑戦」をテーマに、加賀福祉園が研究している重度身体障害者のパソコン利用のための特殊入力機器の実践例について紹介が行われている。これも「情報バリアフリー」に向けた取り組みの一つであるといえる。

このように、板橋区でも「情報バリアフリー」に向けた取り組みは一部では行われているものの、組織的な取り組みは行われておらず、第一歩を踏み出した状態である。

② 高齢者の「情報リテラシー」向上の板橋区の取り組み

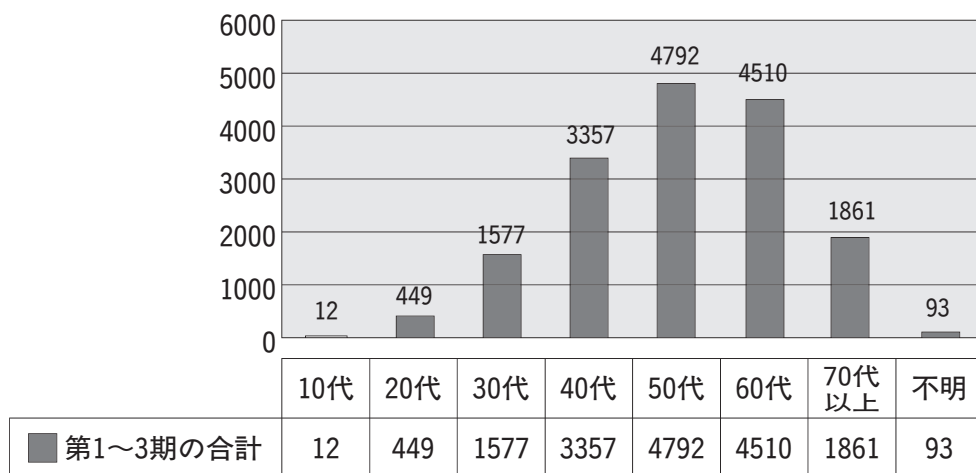
高齢者のインターネット利用促進の具体的な方策としては、「高齢者へのインターネットの内容や利用の習得を目的とする学習機会の提供」、「インターネットなどの利用の初期段階における、対面あるいは対一などの形で利用を手助けする高齢者への人的支援」、「高齢者のインターネット活用機会や場の提供」などが考えられる。

《学習機会の提供について》

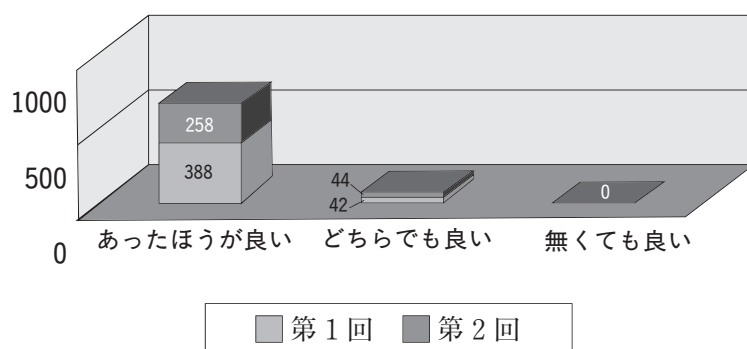
板橋区の高齢者へのパソコンやインターネット利用の学習機会の提供状況については、平成12年度は、生涯学習の一環としていくつかのパソコン関係の公開講座は実施されているものの、高齢者だけを対象とした公開講座は限られたものしかなく、特にインターネットの操作まで踏み込んだ高齢者だけの公開講座はない。

平成13年度は、新規事業として「IT講習」が実施されている。この講習は受講対象者を20歳以上の都内在住者とし、受講予定人員13,224人、実施予定講座数648講座と大規模である。「IT講習」は全5期で行われているが3期までの年代別の申込数は「図表13」の通りである。60代以上の申込者数が全体の四割近くを占めており高齢者の「情報リテラシー」の向上が期待できる。一方、この講習の受講者へのアンケート結果では、「シニアや主婦のための講座について」「あったほうが良い」と回答している者が8割を超えており、年齢別などの講習の実施が望まれている(図表14)。その理由としては、「若い人とは覚えるペースが違うので、ついていけないところがある」「若い人とは違ってキーボードを打つのが遅いので」「同年代の方が質問しやすく学びやすい」「シニアならではの、主婦ならではの、の話題に沿った講習を受けたい」などが挙

図表13 インターネットを利用していない(利用できない)理由 (%)



図表14 シニアや主婦のための講座設定について (IT講習) 受講者アンケート結果より)



げられている。また、その他の意見・感想・要望では、「一度では覚えられないので再講習があればいい」「引き続き受けられる講習があるといい」など、再講習を希望する意見が多い。

また、板橋区は直接関与していないが、板橋区が実施している概ね 60 歳以上の区内在住者を対象にした高齢者大学「グリーンカレッジ」の卒業生OB会において、パソコンやインターネットの利用技術の習得などを目的に独自の講習会が実施されており、高齢者を対象としたインターネット関係の講座として注目される。

このように、板橋区が直接実施している高齢者だけを対象にしたインターネット利用のための公開講座はなく、また、「IT講習」も対象を 20 歳以上としており、高齢者だけを対象にした学習機会の提供は十分とはいえない。

《人的支援について》

人的支援については、高齢者がパソコンやインターネットを利用する際に、対面あるいは一対一で指導や相談に応じるなどの支援であり、高齢者の自宅などに出向き指導したり、利用にあたり高齢者が困っている場合に助言や相談に応じたりするものである。これは、要介護者など身体機能の低下により「IT講習」などに参加したくても外出が困難な高齢者への支援といえる。

このような人的支援は、商業ベースやボランティア団体・NPOなどによるものもあるものの、行政が直接実施しているものはほとんどないと思われる。板橋区もこのような人的支援は行っていない。

ボランティア活動を全国的に見た場合、ボランティア団体やNPOなどにより、高齢者のパソコンやインターネット利用のための講習会などが実施されており、その中には、広島県にある「シニアネット・ひろしま」というNPOのように、在宅介護者を対象に、パソコンについての訪問指導を行っている団体もある。しかし板橋区においては、板橋区ボランティアセンターのホームページで紹介されているグループの中に、高齢者を対象にパソコンやインターネット利用の講習などを活動目的としているものはない。

《機会や場の提供について》

高齢者の「情報リテラシー」の向上のためには、高齢者が自由にパソコンやインタ

ーネットを活用できる機会や場があることが望ましい。講習修了者などの一定の「情報リテラシー」も持った高齢者が、その「情報リテラシー」を活用できる機会や場があれば、「情報リテラシー」の更なる向上が期待できる。しかし、板橋区では講習以外で区民が区の施設などで自由にインターネットを利用・活用できる機会や場の提供は行っていない。

(イ) 板橋区における「情報バリアフリー」環境整備と「情報リテラシー」向上の方策

情報化社会の中で、人々がいきいきと暮らしていくためには、全ての人が情報通信の利便性を享受できることが必要である。板橋区は住民に最も身近な基礎的自治体の責務として、「情報バリアフリー」環境の実現や高齢者の「情報リテラシー」の向上の問題に、積極的に取り組んでいかなければならない。

(a) 「情報バリアフリー」環境の実現に向けて

同じ「バリアフリー」という言葉が使われているものとして、「まちづくりのバリアフリー」がある。これは道路や建物の段差解消など、ハード面でのバリアフリーで、高齢者や障害者を含む全ての人がそこに住み自由に行動できることを目的としている。この「まちづくりのバリアフリー」が「現実」の世界を対象にしているのに対し、「情報」という世界を対象にしているのが「情報バリアフリー」である。対象とする世界が違って、バリアを取り除き誰もがその世界で自由に行動できるようにする点で目的は同じである。

「まちづくりのバリアフリー」については、「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」や「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律）」あるいは「東京都福祉のまちづくり条例」や「板橋区福祉のまちづくり整備指針」などに基づき板橋区もバリアフリー化を進めている。今後は、「情報バリアフリー」についても「まちづくりのバリアフリー」と同様に進める必要がある。

ただし、全ての人が使いやすい「ユニバーサルデザイン」された通信機器の開発・研究や、高齢者や障害者を配慮した通信・放送サービスなどは、主に国や企業などが担う分野である。従って、板橋区としては次のような取り組みをすべきであると考える。

《「情報バリアフリー」環境の整備》

提言①【区民などに「情報バリアフリー」の必要性を周知するとともに、年齢や能力に関わりなく全ての人が使いやすい「ユニバーサルデザイン」された情報通信機器

の普及に努める。また、「情報バリアフリー」環境整備に向けた区としての取り組みのあり方を組織として検討する。】

例えば、パンフレット作成による周知や、高齢者福祉施設への機器の展示や身体機能の低下した高齢者への機器の紹介などが考えられる。

(b) 高齢者の「情報リテラシー」の向上を目指して

身体機能の低下した高齢者でも自由に操作できる「ユニバーサルデザイン」された情報通信機器の普及など「情報バリアフリー」環境が整備されても、高齢者がインターネットなどの利用の仕方を知らなければ情報格差は解消されない。このため、板橋区としても、高齢者の「情報リテラシー」の向上に努める必要がある。板橋区としては次のような取り組みをすべきであると考ええる。

《学習機会の提供》

提言②【高齢者だけを対象にした、パソコンやインターネット利用などの講習会を実施する。】

高齢者だけの講習であれば高齢者のペースで講習が行える。同時に、同年代の友人を誘い合っでの参加など、受講率のアップが期待できる。

なお、講習を実施するには、人材の活用やNPOやボランティアの育成の必要性から、NPOやボランティアなどの協力を得ながらの実施が望ましい。例えば、役割分担として行政が講習会の場を提供し、実際の講習そのものはNPOやボランティアなどが実施するなどが考えられる。

《人的支援》

提言③【パソコンやインターネット利用の初期段階の高齢者に対し、高齢者の持つ事情に配慮した、対面あるいは一対一で指導や相談に応じる人的支援をNPOやボランティアの協力を得ながら実施する。】

要介護者など、自宅から出ることが困難で、「IT講習」などパソコンやインターネットなどの講習会に参加できない高齢者に対しては、高齢者の持つ事情に配慮した、対面あるいは一対一で指導や相談に応じる人的支援が必要である。しかし、これらの支援を区が直接行うことは、行政と住民との役割分担のあり方や、生活が困難な人々を社会全体で連帯して支える仕組みづくりの必要性などからは、好ましくない。そこで、社会的活動が活発化している、NPOやボランティア団体との協働により推進していくことが望ましい。

板橋区の支援の仕方としては、高齢者とボランティア活動団体との間のコーディネーターとして関わっていく支援が考えられる。例えば、パソコンやインターネットの講習を受けたいと希望していても、要介護者など自宅などから出ることが困難な高齢者に対して、個別訪問などによるパソコンやインターネット利用の促進のための活動を行っているボランティアを紹介する支援である。

また同時に、NPOやボランティア団体の中には人材や資金面で苦慮しているところも多く、これらに対する支援も検討する必要がある。

《活動の場の提供》

提言④【講習修了者などの一定以上の「情報リテラシー」を持った高齢者に対し、その「情報リテラシー」を活用できる機会や場を提供する。】

高齢者が講習を受け、パソコンやインターネット利用の技術を習得した後に、高齢者がインターネットなどを自由に活用できる機会や場があれば、さらに「情報リテラシー」の向上が期待できる。

例えば、高齢者へのシニアネット（高齢者を主たる構成員とし、インターネットなどにより相互交流を図ることなどを目的として設立された団体）の紹介や、登録制度によるEメールなどの活用者の紹介などがある。シニアネットは活動拠点や会場の確保に苦慮している場合が多く、シニアネットに対しては活動拠点や会場確保の支援を行っていく必要がある。

また、ピア・サポート（利用者と同じ立場のひとによる活動）の人材の発掘・育成の重要性から、高齢者がインターネットやパソコン講習の講師となる機会を提供できるシステムを構築することも必要である。

(6) 情報化による高齢者支援の今後

情報通信を活用した高齢者支援はインターネットの活用だけではない。例えば、豊島区の池袋の地域では、一人暮らしの高齢者のポットとパソコンネットとを結び、センターに送られてきた情報をボランティアの主婦たちが監視し、日常的な使われ方をしているか否かで高齢者を見守っているという。これも情報通信を活用した高齢者支援の一つである。また、今やインターネットの利用はパソコンだけでなく、携帯電話の「iモード」や家庭電話の「Lモード」でも利用できる。このうち「iモード」の活用例としては、板橋区が全国の自治体に先駆けて実施している介護関連情報の提供があり、また、「Lモード」について

は、東京都がパソコンの苦手な高齢者でも「Lモード」を使って福祉情報が検索できるサービスを平成14年3月から開始する。この他にも、これらの情報通信の特性を活用した新たな高齢者支援が生まれることが予想される。そして、板橋区において整備が進められている都市型CATVなどを利用した新たな高齢者支援も期待できる。

従って、情報通信技術が絶えず進歩する中で、板橋区としてもそれを活用した新たな高齢者支援の可能性を絶えず検討していく必要がある。

また、同時に、セキュリティの確保の問題にも取り組まなければならない。個人情報保護制度の遵守とともに、ホームページの改ざんやインターネット上でのプライバシー侵害などのいわゆるサイバーテロ対策などである。板橋区としてもこれらの問題に取り組み、区民が安心して情報通信を利用できる環境を整備する必要がある。さらに、情報通信にもなう電子署名や電子決裁の必要性から、現在行われている主に紙による文書管理や印鑑重視の行政事務も見直していかなければならない。いずれにしても、誰もが安心して情報通信を利用できる環境を整備していくことが求められている。

おわりに

1 共同研究を終えて

平成 12 年 5 月 31 日から始まった板橋区と大東文化大学との共同研究も、ようやく最終報告がまとまり、一つの区切りを迎えることができました。長い二年間であったようでもあり、また短い二年間であったようでもあります。とにもかくにも私たち地域社会Ⅱ研究分科会は、とても楽しい分科会でもありました。東田先生のリーダーシップの下、メンバーの協力関係がとてもスムーズであったことが順調に進んだ要因と思われます。

私たち行政に携わる人間にとって、大学の先生方と対等の立場で研究をする、などということは誠に恐れ多いことでありまして、足手まといにならなければいいがと心配しながらの出発となりましたが、先生方のご配慮によりまして、楽しく参加することができましたし、それなりの成果も上げることができました。心から厚く御礼申し上げます。

地域社会Ⅱ研究分科会がテーマとしてとりあげました「21 世紀の福祉のまちづくり」は、これからの高齢社会を生きる私たちにとりまして、誠に重大な問題であります。板橋区の現状を踏まえながらの研究の成果、提言につきましては是非とも、板橋区の行政に反映させたいと思っております。

ひとまず私たちの共同研究も、これで一区切りがつけましたが、もとよりこれですべての課題が解決されるものでもありません。後続く方々に、さらに研究を深めていただければと願っております。

(安井賢光)

2 研究経過

(平成 12 年度)

- 5 月 31 日 第 1 回全体会 (初顔合わせ)
- 6 月 28 日 第 2 回全体会 (板橋区の地域社会、産業)
- 7 月 26 日 第 3 回全体会 (板橋区の福祉)
- 9 月 20 日 第 4 回全体会 (地域社会と外国人)
- 第 1 回分科会 (今後の活動について意見交換)

- 10月25日 第2回分科会(要援護高齢者への施策……在宅サービス、入所サービス、その他……とこれに対する区民の評価とニーズの把握方法について検討)
- 11月22日 第3回分科会(健常高齢者への施策……遊ぶ、学ぶ、働くの3分野……とこれに対する区民の評価とニーズの把握方法について検討)
- 12月16日 第4回分科会(区民へのアンケート調査の項目について検討)
- 12月25日 第5回全体会(武蔵野市の高齢者福祉)
- 1月16日 3分科会代表者会議
- 1月24日 第5回分科会(年度末へ向けた当面の予定について検討)
- 1月29日 第6回分科会(板橋区内福祉施設を視察……おとしより保健福祉センター、老人保健施設ロイヤルケアセンター、特別養護老人ホームいずみの苑、余裕教室転用施設はすのみ教室)
- 2月17日 3分科会合同合宿研修 湘南セミナーハウス(平塚市)
- 18日 (板橋区の高齢者福祉行政の現状等についての講演と質疑、中間報告の研究員別担当項目の検討など)
- 3月10日 地域デザインフォーラム「講演とシンポジウム」
- 3月24日 第7回分科会 公開ゼミナール「高齢者が老後をどう生きるか」
- (平成13年度)
- 4月25日 第6回全体会(分科会での今後の研究の進め方について検討)
- 5月30日 第8回分科会(アンケート調査結果の分析)
- 6月27日 第9回分科会(中間報告の説明と今後の方向検討：第1章～第3章)
- 7月18日 第7回全体会
- 7月24日 第10回分科会(中間報告の説明と今後の方向検討：第4章～第7章：及び合宿準備)
- 9月22日 第11回分科会(湘南国際村センターにて合宿研修：本報告の骨格を概定するための検討、各担当項目ごとの問題意識や改善方向についての研究員相互の意見交換)
- 23日
- 10月17日 第8回全体会
- 11月7日 第12回分科会(本報告担当案検討：1)
- 11月21日 第13回分科会(本報告担当案検討：2)
- 12月7日 地域デザインフォーラム「講演とシンポジウム」

1月 9日 第14回分科会（最終報告の構成・目次等検討）

3 研究員

地域社会Ⅱ研究分科会のメンバーは次のとおりである。

（大東文化大学）

渡部 茂 経済学部教授

中村 昭雄 法学部教授

東田 親司 法学部教授

（板橋区）

安井 賢光 健康生きがい部長

小池 喜美子 企画調整課主査

杉谷 明 建築指導課係長

富澤 賢一 監査委員事務局主査

産業振興

新産業の創出支援

研究員：

大東文化大学

上遠野 武 司	経済学部現代経済学科助教授
首 藤 禎 史	経営学部経営学科助教授
松 尾 敏 充	経営学部経営学科教授
和 田 守	法学部政治学科教授

板橋区

佐々木 末 廣	教育委員会事務局次長
森 由 子	資源環境部環境保全課長
濱 田 由 美	総務部総務課法規係主査
相 田 治 昭	総務部職員課職員研修係長

目 次

はじめに	197
第 I 章 産業の現況と課題	198
第 1 節 産業の現況	198
1 工業の推移	199
2 商業の推移	201
(1) 卸売業	
(2) 小売業	
(3) 大規模小売店舗、コンビニエンス・ストア	
3 サービス業の推移	205
第 2 節 産業の課題	207
1 産業集積の衰退	207
2 小規模工場の減少	208
3 開業率の低下	210
第 II 章 地域商店街の現状分析と展望	212
第 1 節 商店経営動向調査	212
1 経営環境、経営成果の動向	212
2 商店街活動の実態と評価	213
(1) 役員等の経験状況	
(2) 会合への出席状況	
(3) 商店街活動の現状評価	
3 経営者意識	213
(1) 経営者意識の分布	
(2) 企業家精神水準の分布	
4 後継者の状況	214
5 商店街の問題点と将来方向	215

(1) 商店街が直面している問題点	
(2) 商店街がめざしたい将来方向	
第2節 「消費者お買い物調査」の概要と分析	217
1 調査の目的と調査方法およびその手順	217
<調査票>	
2 調査結果と分析結果	221
(1) 調査結果	
(2) 分析方法と分析結果	
3 まとめ	241
第III章 ビジネス・インキュベーション・モデルの検討と開発	243
第1節 産学公連携による新産業の創出について	243
1 新事業創出の必要性	243
2 ビジネス・インキュベーション	245
3 板橋区における産業のポテンシャル	252
第2節 インキュベーション・オン・キャンパス	256
1 大学におけるインキュベーションの必要性	256
2 我が国におけるキャンパス・インキュベーションの実態	258
3 今後のキャンパス・インキュベーションの方向性	265
第3節 大学と行政の連携	270
1 ベンチャー出発点としての大学	270
2 板橋区における産業振興策とコミュニティ・ビジネス政策	274
3 大学と行政の連携事業の可能性	276
4 板橋区のビジネス・インキュベーションの現状	278
5 ビジネス・インキュベーション機能から見た今後の課題	281
6 大東文化大学と板橋区の連携に向けて	282
第4節 新産業創出のための地域型信用保証事業の構築	289
1 中小企業の資金調達構造とその課題	289

(1) 産業を取り巻く構造的変化	
(2) 産業活力の危機的現状	
(3) 中小企業の資金調達構造	
(4) 公的金融，信用保証制度の量的改革とその限界	
(5) 信用保証制度の質的改革	
2 創造的知恵の競争を保証する新たな地域型信用保証制度	294
(1) 日本における新たな産業ダイナミズムの形成	
(2) 地域型信用保証制度の萌芽	
3 産業活性化のための信用保証制度	296
4 産業創出への融資・保証制度	297
(1) 開業融資の現状	
(2) 新産業創出への課題	
5 大学との協働による新たな展開	299
(1) 地域における産業発展と大学との協働	
(2) 大学との協働による新しい産業創出型信用保証制度の構築	
(3) 創造的起業融資の具体的展開	
第5節 インキュベーション・モデルの基本的枠組みと資金調達	303
1 創業期における資金調達の現状	303
2 資金調達の方法	304
(1) 公的支援機関	
(2) 民間支援機関	
(3) 個人レベルでの支援者	
(4) 資金調達支援に関連する法制度	
3 支援機関の事例	307
(1) 財団法人東京都中小企業振興公社	
(2) 東京都中小企業投資育成株式会社	
4 資金供給モデル	312
(1) モデルの提案	

(2)検討課題

5 板橋型インキュベーション・モデルの基本枠組み 315

はじめに

板橋区は、都内でも有数の中小企業を擁する産業集積と住民生活に直結した多くの商店街の立地により、地域経済の基盤を築いてきた。しかし、急速に進行する産業構造の転換に伴い、工業部門では製造品出荷額ならびに工場数の減少など多くの課題を抱えている。また、商業部門でも店舗数の減少が著しく、商店街では櫛抜け状況が生じるなど深刻な問題に直面している。

本産業振興分科会では、こうした課題に対して、新たな視点から都市型産業の振興をどのようにすれば果たせるのか、また地域商業の今後のあり方を含めて、コミュニティとの関連のなかで模索する商業・商店街の実態についてフィールドワークを重視しつつ分析し、大都市部における新しい地域産業の位置づけと具体的方策を提言すべく共同研究を進めてきた。

その成果の一端は昨年度「中間報告書」として取りまとめたが、今年度においても2001年6月に行った東京都印刷工業組合板橋支部との懇談会をはじめ地元企業からのヒアリングを実施し、10月には1000サンプルの「消費者お買い物調査」に取り組み、11月にかけて三鷹市のSOHO事業、東京都中小企業振興公社、東京中小企業投資育成株式会社のヒヤリングによって新産業創出に向けての他地域での事例や支援策について調査し、日本ベンチャー学会第4回大会に参加するなど国内のみならず国際的動向についても先進的事例の収集に努めてきた。

このような調査をもとに、月例研究会を行って情報交換・討論を重ね、その成果を12月7日開催の「地域デザインフォーラム」において発表した。そこに参加された区民・学生の貴重なご意見も参考にして、本報告書作成に臨んだ。今後とも更に調査・論議を広め深めていかなければならないが、産学公パートナーシップ形成の試みのなかから本報告が生まれていることを銘記しておきたい。

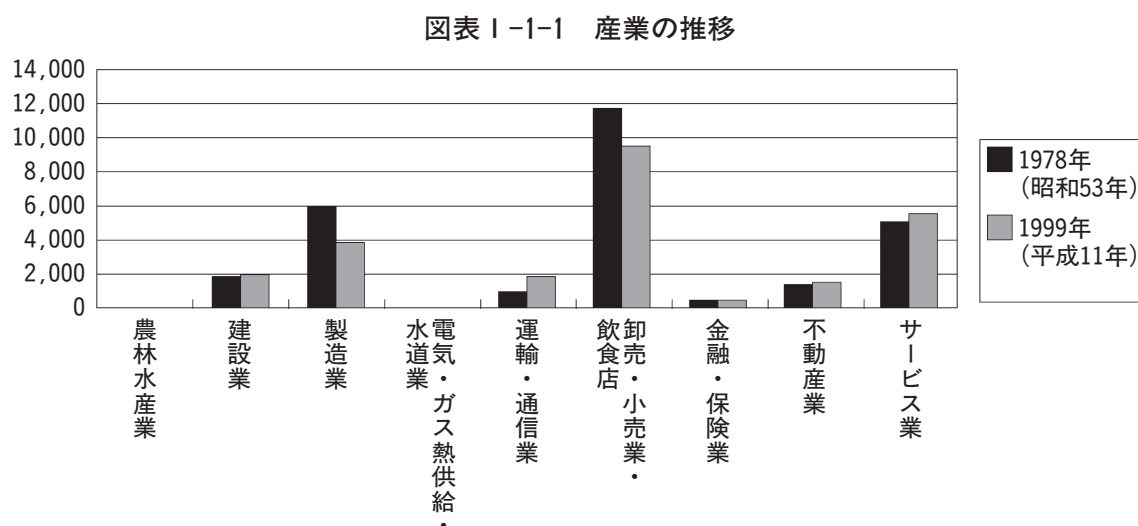
なお、本報告にあたって、商工業ともに廃業率の増加、開業率の低下という深刻な事態に直面しているだけに、具体的提言については新産業創出支援策を重視することになった。創造的な起業活性化の一助になれば幸いである。

第 I 章 産業の現況と課題

第 1 節 産業の現況

板橋区における産業の現状を 1999 年（平成 11 年）の事業所統計で見ると、卸小売・飲食店が第 1 位を占め、続いてサービス業、製造業の順になっている。これを 1978 年（昭和 53 年）の事業所統計で見ると第 1 位は、卸小売・飲食店で変わらないが、第 2 位は製造業が占め、第 3 位がサービス業となっている。

全事業所数は 23,608 事業所で、1996 年（平成 8 年）に比べると 2,778 減少している。この減少は全産業にみられる傾向である。



資料：「事業所・企業統計調査報告」

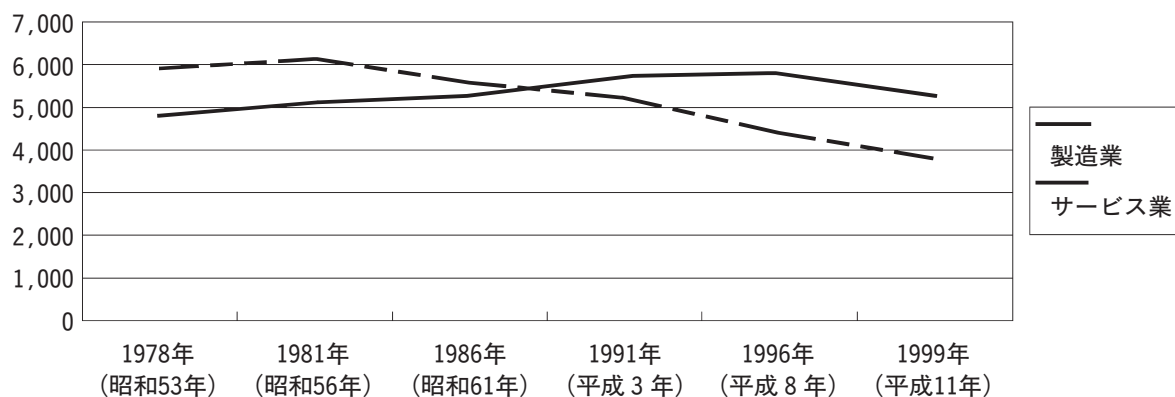
東京においては、全国に先がけて産業のサービス化、ソフト化など産業構造の転換が進展し、板橋区においても年々工業のウェイトが低下してきている。これを事業所統計で見ると板橋区内の製造業は 1978 年（昭和 53 年）の 5,944 事業所から平成 11 年には 3,790 となり、773 の減少となっている。

これに比較してサービス業では、1978 年（昭和 53 年）の 4,860 事業所から一貫して増加していたが、1999 年（平成 11 年）には 1996 年（平成 8 年）から 521 減少し、5,279 事業所となっているが、第 2 位の位置を維持している。

従業員数で見ると、1999 年（平成 11 年）は 193,751 人で 1996 年（平成 8 年）に比べる

と、33,582人（14.8%減）減少している。卸小売・飲食店が同様に1位で58,711人（30.3%）、次に、サービス業46,503人（24.0%）、製造業が46,281人（23.9%）となっている。

図表 1-1-2 製造業とサービス業の推移



資料：「事業所・企業統計調査報告」

図表 1-1-3 産業分類別の推移

	1978年 昭和53年	1981年 昭和56年	1986年 昭和61年	1991年 平成3年	1996年 平成8年	1999年 平成11年
農業	22	26	9	3	2	2
建設業	1,782	1,840	1,838	2,061	2,111	1,900
製造業	5,944	6,114	5,620	5,208	4,438	3,790
卸小売・飲食店	11,476	11,568	11,409	10,691	10,389	9,348
金融・保険業	268	281	292	308	304	260
不動産業	1,182	1,138	1,101	1,319	1,296	1,254
運輸・通信業	828	1,821	1,987	1,911	2,036	1,774
電気・ガス水道熱供給	15	12	13	12	10	1
サービス業	4,860	5,118	5,256	5,679	5,800	5,279
合計	26,377	27,918	27,525	27,192	26,386	23,608

資料：「事業所・企業統計調査報告」

1 工業の推移

歴史的に見れば、板橋区の工業は、河川を利用した軍需工場から重化学工業基礎資源型の工業、精密機械さらに印刷・同関連産業など都心部の需要に対する都市型工業が発展し、

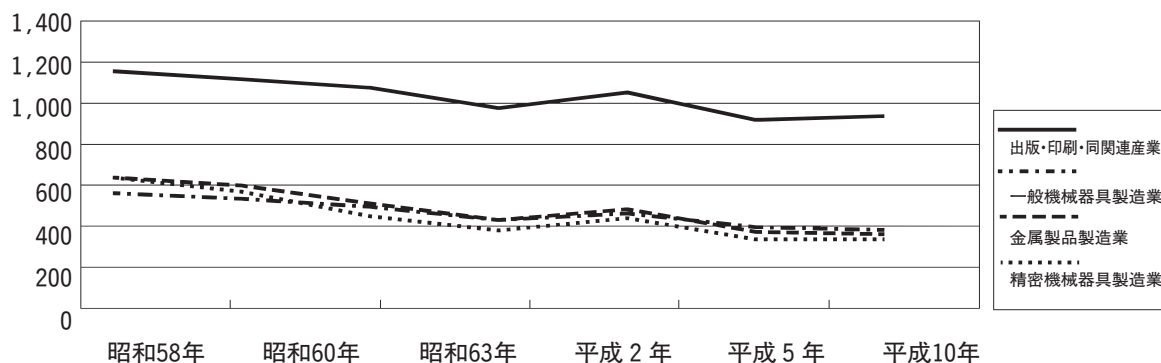
都内で有数の工業集積を形成してきた。試みにここ30年余りで工場数の一番多かった1983年（昭和58年）の工業統計でみると、全体では、5,098工場あり、第1位には出版・印刷・同関連産業が1,151工場あり、全体の22.5%となっている。第2位が金属製品製造業の642工場、12.6%であり、これに続く第3位が精密機械器具製造業の638工場、12.5%であり、第4位は一般機械器具製造業の557工場、10.9%となっている。これらの第1位から第4位までの業種で実に全体の約6割を占めている。

しかし、東京のサービス経済化により、製造業は大都市東京での立地メリットを見出すことができず量産工場は地方への移転を余儀なくされ、近年では、量産・組み立て工場の海外移転の加速化により「モノづくり」機能の空洞化が進展している。このことは、工場数の急激な減少、とりわけ、先に見た一般機械器具製造業、金属製品製造業、精密機械器具製造業の極端な減少によって知ることができる。

1998年（平成10年）の工業統計では、総工場数が3,349と1983年（昭和58年）に比べて34.3%も減少している。業種で見ると第1位には出版・印刷・同関連産業が929工場あり、全体の27.7%となっている。第2位が一般機械器具製造業の374工場（11.1%）であり、これに続く第3位が金属製品製造業の355工場（10.6%）であり、第4位は精密機械器具製造業の330工場（9.8%）となっている。

従業者数は39,361人で、1983年（昭和58年）に比べると31%減少している。業種で見ると出版・印刷・同関連産業が13,548人（34.4%）であり、第2位が精密機械器具製造業5,871人（14.9%）、第3位が一般機械器具製造業2,657人（6.8%）となっている。

図表1-1-4 上位4業種の推移



図表 1-1-5 製造業の業種別推移

工場数	1983年 昭和58年	1985年 昭和60年	1988年 昭和63年	1990年 平成2年	1993年 平成5年	1995年 平成7年	1998年 平成10年
総数	5,098	4,715	4,161	3,549	3,964	3,296	3,349
食料品製造業	144	132	122	94	106	86	97
飲料・たばこ・飼料製造業		3	6	2	4	3	3
繊維工業	47	40	29	23	21	8	12
衣服・その他の繊維製品製造業	247	223	199	149	183	151	163
木材・木製品製造業	34	31	26	21	22	10	13
家具・装備品製造業	129	100	82	66	78	64	65
パルプ・紙・紙加工品製造業	182	158	137	142	136	141	155
出版・印刷・同関連産業	1,151	1,108	1,059	962	1,046	911	929
化学工業	88	87	79	66	72	58	55
石油製品・石炭製品製造業	2	3	3	3	3	3	3
プラスチック製品製造業	268	249	228	172	207	163	191
ゴム製品製造業	19	22	18	18	18	15	14
なめしかわ・同製品・毛皮製造業	46	39	31	28	30	27	18
窯業・土石製品製造業	48	39	35	30	29	29	28
鉄鋼業	41	38	29	21	24	19	19
非鉄金属製造業	103	93	74	63	66	63	61
金属製品製造業	642	601	510	399	479	364	355
一般機械器具製造業	557	535	488	422	464	391	374
電気機械器具製造業	325	288	250	207	238	193	187
輸送用機械器具製造業	128	109	95	81	87	77	66
精密機械器具製造業	638	571	441	373	434	327	330
武器製造業							
その他	259	246	220	207	217	193	211

資料：「工業統計」

2 商業の推移

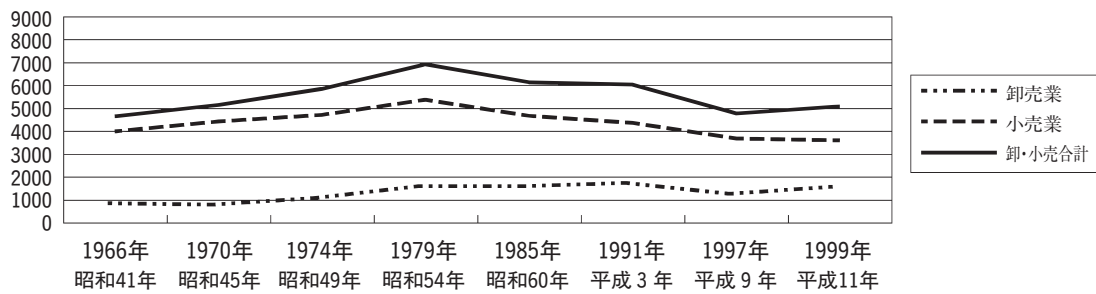
板橋区の卸・小売業の商店数を見ると、1979年（昭和54年）までほぼ順調に増加してきた。1966年（昭和41年）の5,719と比べると1979年（昭和54年）では8,039となり40.6%も増加した。しかし、その後は減少に転じ、1997年（平成9年）では5,809となり、最盛期の1979年（昭和54年）と比べると27.7%も減少している。1989年（平成11年）には、卸売業で若干の増加に転じたが、小売業の商店数の減少が続いている。

図表 1-1-6 商業の推移

	1966年 昭和41年	1970年 昭和45年	1974年 昭和49年	1979年 昭和54年	1985年 昭和60年	1991年 平成3年	1997年 平成9年	1999年 平成11年
卸売業	818	727	1,199	1,632	1,597	1,780	1,270	1,527
小売業	4,901	5,385	5,698	6,407	5,644	5,316	4,539	4,430
卸・小売合計	5,719	6,112	6,897	8,039	7,241	7,096	5,809	5,957

資料：「商業統計」

図表 1-1-7 商業の推移



資料：「商業統計」

(1) 卸売業

卸売業の商店数では、1991年（平成3年）の1,780が最高となっているが、その後減少して1997年（平成9年）には1,270となり、1991年（平成3年）に比べ28.6%の減少となっている。

業種別に見ると1966年（昭和41年）では、卸売業全体で818の商店数であったが、建築材料卸売業の商店数が146で第1位、機械器具卸売業が143で第2位、鉱物・金属材料卸売業が140で第3位となっており、それぞれ全体の17%程度を占めている。

しかし、1974年（昭和49年）からは安定的に第1位が機械器具卸売業となり、建築材料卸売業と入れ替わっている。さらに、1985年（昭和60年）には「その他の卸売業」が第2位となり、建築材料卸売業は第3位となった。以後1997年（平成9年）に至るまでこの順位が続いている。

図表 1-1-8 卸売業の推移

業 種	1966年 昭和41年	1970年 昭和45年	1974年 昭和49年	1979年 昭和54年	1985年 昭和60年	1991年 平成 3 年	1997年 平成 9 年	1999年 平成11年
各種商品卸売業		2			4		2	2
繊維品卸売業	7	1	10	8	19	10	7	7
衣服・身の回り品卸売業	35	31	48	76	62	73	61	69
農畜産物・水産物卸売業	42	38	72	97	98	99	89	100
食料・飲料卸売業	96	75	130	186	168	186	122	155
医薬品・化粧品卸売業	18	22	47	65	54	83	54	74
化学製品卸売業	32	38	57	84	88	87	72	78
鉱物・金属材料卸売業	140	62	97	128	125	119	79	76
機械器具卸売業	143	131	228	323	341	437	287	382
建築材料卸売業	146	147	182	240	201	219	125	144
家具建具什器卸売業	40	45	52	88	99	80	61	62
再生資源卸売業	45	40	115	136	119	103	88	96
その他の卸売業	74	95	161	201	219	284	223	282
総数	818	727	1,199	1,632	1,597	1,780	1,270	1,527

資料：「商業統計」

(2) 小売業

一方、小売業の商店数では1979年（昭和54年）の6,407が最高となっているが、これに比べ1999年（平成11年）では4,430と実数で1,977商店、30.8%の減少となっている。

業種別に見ると、1979年（昭和54年）の飲食料品小売業の商店数は2,782とここ30年ほどの間で過去最高となっている。その後減少傾向が続き、1999年（平成11年）には商店数1,750と37.1%減少した。1979年（昭和54年）の飲食料品小売業の商店数は、小売業全体の43.4%であったが、1999年（平成11年）には39.5%と構成比でも減少している。

その他で目立つのは、自動車自転車小売業で、1966年（昭和41年）に87であったものが、1991年（平成3年）に250となり約3倍に伸びている。その後は減少しているが未だ209とピーク時に比べても16.4%しか減少していない。織物衣服身の回り品小売業では飲食料品小売業と同じく1979年（昭和54年）にピークが来て971となっているが、

1966年（昭和41年）に比べ31.9%の伸びしかない。それぞれの業種の伸びとピーク時の違いが注目されるところである。

図表 1-1-9 小売業の推移

	1966年 昭和41年	1970年 昭和45年	1974年 昭和49年	1979年 昭和54年	1985年 昭和60年	1991年 平成3年	1997年 平成9年	1999年 平成11年
各種商品小売業	4	7	20	14	10	13	7	9
織物衣服身の回り品	736	791	879	971	817	812	626	585
飲食物品小売業	2,433	2,622	2,669	2,782	2,486	2,207	1,857	1,750
自動車自転車小売	87	144	165	207	205	250	217	209
家具・建具・什器小売	524	548	543	713	575	538	415	401
その他の小売業	1,117	1,273	1,422	1,720	1,551	1,496	1,417	1,476
合計	4,901	5,385	5,698	6,407	5,644	5,316	4,539	4,430

資料：「商業統計」

(3) 大規模小売店舗、コンビニエンス・ストア

大規模小売店舗、コンビニエンス・ストアは区内の小売業に大きな影響を与えているが、店舗数に大きな増減はなく、区内の出店動向は落ちついたものとなっている。年間販売額をみると、大規模小売店舗は1991年（平成3年）、コンビニエンス・ストアは1994年（平成6年）から大きな増加は見られない。

図表 1-1-10 第1種大規模小売店舗

	1991年 平成3年	1994年 平成6年	1997年 平成9年	1999年 平成11年
大規模小売店舗数	4	5	6	7
従業者数	1,533	1,332	1,692	2,181
年間販売額（百万円）	52,016	55,778	58,055	51,349

図表 1-1-11 第2種大規模小売店舗

	1991年 平成3年	1994年 平成6年	1997年 平成9年	1999年 平成11年
大規模小売店舗数	42	34	44	42
従業者数	2,251	1,837	2,366	2,502
年間販売額（百万円）	59,468	52,467	59,640	64,951

図表 1-1-12 コンビニエンス・ストア

	1994年 平成 6 年	1997年 平成 9 年	1999年 平成11年
店舗数	197	192	211
従業者数	2,272	2,436	3,080
年間販売額（万円）	3,717,265	3,208,424	3,599,487

資料：「商業統計」

3 サービス業の推移

東京の経済がサービス化している現状にあって、先に見たように板橋区におけるサービス業の位置も相対的に高くなっている。

1999年（平成11年）のサービス業を業種別にみると、洗濯・理容・浴場業が1,530所で28.9%を占めている。次に、医療業が957所で18.1%、専門サービス業（法律・公認会計士事務所、デザイン業など）が748所で14.2%と続いている。

図表 1-1-13 サービス業累計分類

	業 種（中分類）	1996年 平成 8 年	1999年 平成11年
対事業所サービス業	機械・家具等修理業	87	94
	物品賃貸業	107	101
	映画・ビデオ制作業	11	11
	放送業	4	2
	情報サービス・調査業	60	60
	広告業	25	32
	専門サービス業（個人教授所を除く）	789	748
	その他の事業サービス業	240	216
	対事業所・計	1,323	1,264
対個人サービス業	洗濯・理容・浴場業	1,588	1,530
	駐車場業	129	120
	その他の生活関連サービス業	226	207
	自動車整備業	176	190
	旅館、その他の宿泊所	60	47
	娯楽業	335	283
	専門サービス業（個人教授所）	302	288
	対個人・計	2,816	2,665
公共関連サービス業	協同組合	29	27
	廃棄物処理業	31	29
	医療業	952	957
	保健衛生	12	3
	社会保険・社会福祉	229	74
	教育	206	83
	学術研究機関	15	17
	宗教	131	125
	政治・経済・文化団体	40	35
	その他のサービス業	16	0
	公共関連・計	1,661	1,350

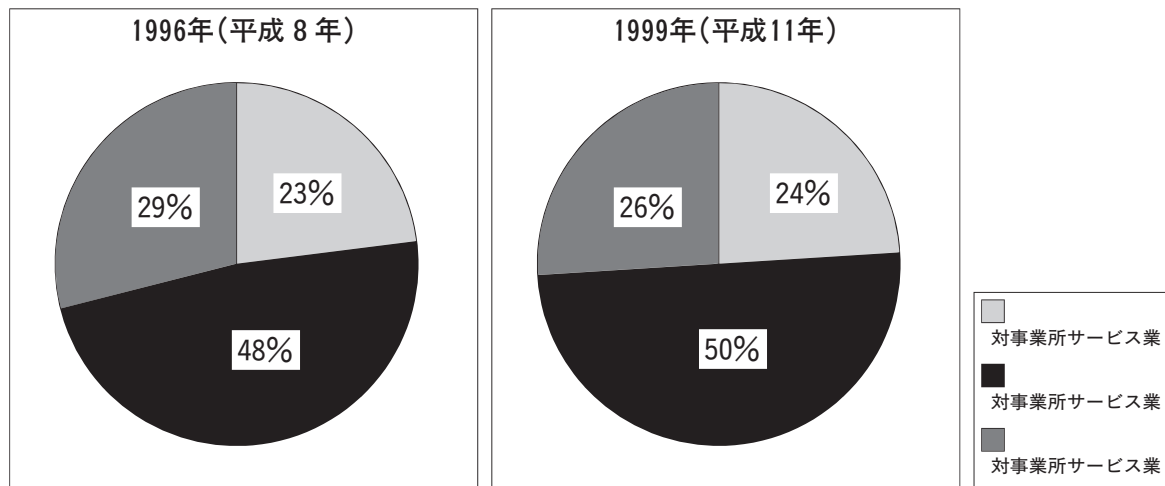
資料：「事業所・企業統計調査報告」

1986年(昭和61年)と対比すると、医療業が802所から155所、専門サービス業が912所から124所増加しているのが際立っている。一方、洗濯・理容・浴場業が1,629所から99所減少している。

サービス業は多種多様な業種に分かれている。その業務内容を大別すると、主に個人(一般消費者)向けにサービスを提供する「対個人サービス業」、主に事業所向けにサービスを提供する「対事業所サービス業」、医療や福祉、教育など公共的なサービスを提供する「公共関連サービス業」の3つに分類することができる。

板橋区は対個人サービス業の比率が約半分を占め、23区において5位になっている。東京都全域では対事業所サービスの割合が高く企業本社や官公庁が集中している中心区において、対事業所サービスが高くなっている。

図表 1-1-14 累計分類による割合



第2節 産業の課題

1 産業集積の衰退

第1節でみたように、製造業、小売業において工場数、商店数が著しく減少している。

に、従業員20人未満の小規模企業の減少が目立っている。これらの中小企業が、日本の経済発展の原動力となっていた経緯に目を向けると、厳しい現実と将来に直面せざるを得ない。

数年前は、インターネット等のIT技術が新しい産業の担い手として脚光を浴びたが、IT技術も多くの中小企業には新しいステージを用意するものではなく、多くの中小企業は産業構造の変化にあって出口のない経済の先行きに展望を見出せずにいる。

に、大都市東京に位置する板橋区で企業活動を営んでいる中小企業は、変化する産業構造に対応しつつ、賃金、土地代などの高い生産コストを吸収し、高い付加価値を生み出すシステムを構築していかなければならず、過酷な負担と課題を担っている。

今までは、概ね高い技術力、研究・開発力、総合的な経営力など基本的な企業体質を高めることにより他社との差別化をはかることができた。しかし、そのような企業努力だけでは、経営者は直面している過酷な経営環境を切り拓き、将来を見据えた確固とした企業戦略をうち立てられなくなっている。

に、近年製造業の分野において、大企業の生産機能が急速に「世界工場」としての中国へ移転している。つい数年前までは中国の基本的な加工技術は未熟で日本には比肩できないと楽観していたが、現在では家電製品などの多くの製品が中国で部品から製品まで生産され、日本に逆輸入されている。

世界的な規模で生産機能が再編成されていく趨勢にあって、国内で高い固定費を吸収し優れた部品・製品を生産している中小企業は、技術力などの分野において世界の先進国に急速にキャッチ・アップした中国の生産環境に対抗できなくなっている。

このような産業構造の変化は製造業のみならず、あらゆる産業の分野において生じており、小規模企業が中心となって築き上げた分業体制等の産業集積が脆弱化しつつある。

すなわち、急速な産業構造の変化による小規模企業の減少・開業率の低下などにより、地域経済を実質的に担い、多くのイノベーションを生み出してきた既存のネットワーク＝産業集積にあった産業の原動力が急速になくなりつつある。21世紀における板橋の産業について展望する上では、この産業の豊かな苗床であり、明日への駆動力をもっている産

業集積をいかに維持し、活性化させていくかが大きな課題となっている。

板橋区の産業の歴史を顧みてみよう。板橋区は一時双眼鏡の生産が活発で、世界の双眼鏡の多くは板橋区で生産されているという輝かしい歴史があった。その後、アジア諸国の急伸長により双眼鏡の生産は縮小していったが、多くの企業は双眼鏡生産で培った技術力、開発力などをコアとして、精密・光学・医療関係の分野に事業転換していき、現在では板橋区の主要な産業領域へと成長している。

このように、産業集積は集積地内における総体としての新しいパラダイム創造のダイナミズムに大きな魅力がある。総体として企業のイノベーションを醸成していくダイナミズムが産業集積の自己変革を促し、企業の新しいステージを生み出していく。産業集積は地域経済を活性化の源泉である。

この意味では、商業において大型店の進出、コンビニエンス・ストアの増加も板橋区の商業という産業集積を大きく変える要因であり、既存の個店もこれらの業態と良い意味での競争環境を創り出し、新しいステージに踏み込んでいくことが期待される。

産業集積の質的变化とその方向性を丹念に探り、新陳代謝を盛んにし既存の概念を組み替える力をもつ企業群を生み出していくことが重要であるように思われる。

以下に産業集積が崩れていく大きな要因について概観する。

2 小規模工場の減少

小規模企業は、板橋区内に拠点を置いた企業活動を営んでおり、地域社会と深い関わりを持ちながら様々な企業とネットワークをつくり、仕事の受発注や技術・経営に関する情報のやり取りなどを行っている。板橋という地域性に存立根拠をもっているこれらの企業群が、産業集積の豊かな恩恵を享受するとともに、産業活動の力強いダイナミズムを生み出している。

製造業で見ると、1998年(平成10年)では1から3人規模の工場が1,443工場(43.2%)、4から9人の工場が1,137工場(34.1%)であり、9人以下の小規模工場で全体の約3/4を占めている。

工場数の推移では、1990年(平成2年)に比べると1から3人の工場が165工場減少し、4から9人の工場でも281工場減少している。9人以下の工場は平成2年に比べると約85%と大幅に減少している。

小規模工場が激減している状況は、東京においては板橋区だけの現象ではなく全国的な

傾向であるが、現在でも減少傾向が続いているという事態は憂慮すべきである。工場数では小規模企業が大半を占めるが、従業員数と製造品出荷額では、中堅工場が大きな割合を占めている。工場数は少ない中堅企業であるが、従業員数や製造品出荷額においては無視できない存在になっている。

図表Ⅱ-1-1 製造業における従業員規模別工場数の推移

	1990年 平成 2 年	1993年 平成 5 年	1995年 平成 7 年	1998年 平成10年
1～3人	1,608	1,564	1,464	1,443
4～9	1,418	1,329	1,218	1,137
10～19	479	443	432	400
20～29	206	202	195	165
30～49	99	102	92	99
50～99	74	82	77	57
100～199	24	25	21	17
200～299	5	6	9	3
300人以上	12	14	11	13
総 数	3,925	3,767	3,519	3,334

資料：東京都総務局「東京の工業」

商業においても、同じような小規模企業の減少がみられる。1999年（平成11年）では、1から19人までの小規模企業が卸売りにおいては1から2人の商店が374商店（24.5%）、3から4人の商店が365商店（23.9%）、5から9人の商店が382商店（25.0%）で9人以下の商店が全体の73.4%を占めている。小売業において、1から2人の商店数が圧倒的な割合を占めていて2,227商店（50.2%）、3から4人の商店が1,014商店（22.9%）、5から9人の商店が611商店（25.0%）で9人以下の商店が全体の86.7%を占め、小規模企業の比率が高くなっている。

商店数の推移では、卸売りにおいては1991年（平成3年）に比べると1から3人の商店が若干増加しているが、3から4人の商店数で159減少し、5から9人の商店数でも77減少している。小売業においては、9人以下の商店においてすべて大幅に減少し、1から3人の商店が465減少し、3から4人の商店数で590減少し、5から9人の商店数でも61減少している。

図表Ⅱ-1-2 卸売業の従業員規模別商店数の推移

年 度	1991年 平成 3 年	1994年 平成 6 年	1997年 平成 9 年	1999年 平成11年
1～2人	367	344	326	374
3～4人	524	394	310	365
5～9人	459	374	311	382
10～19人	250	230	181	248
20～29人	88	63	50	51
30～49人	45	48	47	59
50～99人	31	38	33	36
100人以上	16	13	12	12
合 計	1780	1504	1270	1527

図表Ⅱ-1-3 小売業の従業員規模別商店数の推移

年 度	1991年 平成 3 年	1994年 平成 6 年	1997年 平成 9 年	1999年 平成11年
1～2人	2692	2459	2333	2227
3～4人	1604	1268	1149	1014
5～9人	672	633	567	611
10～19人	213	253	314	369
20～29人	64	81	87	109
30～49人	41	57	56	56
50～99人	21	22	26	32
100人以上	9	8	7	12
合 計	5316	4781	4539	4430

資料：東京都総務局「商業統計調査報告」

3 開業率の低下

平成12年の中小企業白書では、「我が国経済のダイナミズムを引き出すためには、企業の大半を占める既存の中小企業の経営革新とともに、新たに設立された企業が独創性を発揮

して活躍することが期待される。しかし、近年、我が国の開業率は趨勢(すうせい)的に低下傾向にあり、我が国経済の活力の減退が懸念される状況にある。」と開業率の低下に歯止めをかけ、新しい創業を起こすことを大きな課題としている。

1996年(平成8年)から1999年(平成11年)にかけての板橋区の事業所数は、新設事業所数が2,730所、廃業事業所数が5,097所となり、廃業が新設を大きく上回った結果、総事業所数は23,608所で2,367所の減少(9.1%減)となっている。23区の減少率が6.5%となっており、板橋区の減少率は23区でも高い数字を示している。ちなみに、板橋区は23区中3位と高い減少率である。

図表II-1-4 板橋区の開廃業数

1999年 平成11年	1996年 平成8年	平成8年～11年		存続事業所		新設事業所		廃業事業所	
		増加数	増加率	実数	割合	実数	割合	実数	割合
23,608	25,975	-2,367	-9.1	20,878	88.4	2,730	11.6	5,097	19.6

資料：「事業所統計」

国民生活金融公庫総合研究所の「新規開業白書」によると、開業時の課題として「開業資金の準備」(71.5%)が最も多く、「経営全般に必要な知識の蓄積」(32.8%)、「仕入先や販売先の確保」(22.2%)、「店舗や事務所、工場の確保」(21.6%)と続いている。

では、開業資金としてどれ位の資金が必要なのだろうか。同調査によると、1企業あたりの平均では不動産を購入しなかった企業では1,286万円、不動産を購入した企業では、3,866万円と相当な資金が必要となっている。

また、急激な技術革新によって、創業に必要な技術やノウハウが高度化していることも開業率の低下の要因として挙げられている。

第Ⅱ章 地域商店街の現状分析と展望

第1節 商店経営動向調査

産業振興分科会では、「消費者お買い物調査」で消費者の商店街に対する意識等について調査を行ったが、経営者の経営意識や経営動向・経営方針等は商店街の活性化策を検討する上で大変貴重な資料となるので概略について紹介する。平成10年に大型店出店に伴う商業環境影響予測調査（板橋サティの開店）において、18の商店街（うち、3商店街は練馬区に立地）に加盟している商店（原則として、小売業、飲食業、サービス業）の経営者を対象とした「商店経営動向調査」を実施している。

1 経営環境、経営成果の動向

2～3年前と比べて経営動向がどのように変化したと商業者が考えているかについて見てみる。「良化」したとする商業者の割合は非常に少なく、「悪化」したとする商業者の割合は年間売上高、年間純利益、総合的な経営状況といった項目では70%を上回っており、今後の経営見通しについても「良化」すると考えている商業者はわずか4.1%しか見られない。

昨年、共同研究でおこなった「商店街調査」でも、商店街の景況について「衰退している」と答えた比率は80%と高くなっていた。若干、設問が異なるが2つの調査から区内商業者の景況感が非常に悪くなっていることがうかがわれる。

「良化＝明るい」とする回答の割合はおしなべて少ないが、それでも、次のような希望が持てそうな傾向が見られる。

- ・ 商業者の年代が若いほど、「明るい」とする割合が多くなっている
- ・ 現在地での営業年数が短いほど、同様に、「明るい」とする割合が多くなっている
- ・ 企業家精神水準が上位であるほど、「明るい」とする割合が多くなっている

つまり、若くて商売を始めてまだ日が浅く、企業家的精神を持つ意欲のある商業者はこのような状況の中でも決して前向きな経営姿勢を捨てていないことが示されているといえる。なお、このような性別の差異はこのあともほぼ共通して現われている。

2 商店街活動の実態と評価

(1) 役員等の経験状況

商店街活動の実態とその評価等について見てみる。「現在、している」と「以前、したことがある」を合わせた割合は過半数弱となっており、2人に1人は経験をしている。これを性別に見ると、飲食業やサービス業、借店舗といった層に経験していない割合が多いほか、年代が若いほど、現在地での営業年数が短いほど、同様に経験していない割合が多くなっているのが目につく。

(2) 会合への出席状況

半数強は「あまり出席していない」と回答している。これに、「総会には出席している」と「親睦会や旅行などに付き合う程度」という消極的な割合を加えると、3分の2弱に達する。

(3) 商店街活動の現状評価

商店街活動の現状について事業者はどのような評価をしているのだろうか。肯定的評価の割合について見ると、全体の結束、会員相互の意思疎通、役員と会員間の意思疎通といった点では比較的評価が高いが、若手と年配との間の意思疎通、若手の組織化といった「若手」に関連する点では評価がやや低下しており、老～壮～青の世代間になんらかの問題が内包されていることを示している。

3 経営者意識

(1) 経営者意識の分布

今回の調査では下記の表に示す形で事業者の経営者としての意識を8つの観点から調査した（注：それぞれの項目に対して、非常にそう思う～ややそう思う～どちらともいえない～あまりそう思わない～まったくそう思わない、の5区分のいずれかで回答をもらった）。

肯定的評価（非常にそう思う＋ややそう思う）の割合はかなりバラツキが見られ、地元志向や革新志向は過半数を上回っているのに対し、成長志向や危険負担志向は4分の1前後にとどまっている。また、資本家志向が40%強あるにもかかわらず、生業志向も40%弱見られる。同族志向が20%を下回っているのはあとで見るように後継者がいな

経営者意識の調査内容

これからもずっと、この場所だけで商売を続けていくつもりである	→	地 元 志 向
今の商売は生活が維持できる程度の収入があれば十分である	→	生 業 志 向
今の商売は子供に継がせるつもりである	→	同 族 志 向
従業員を雇用したり、店舗を大きくしたりなどして商売を拡大したい	→	成 長 志 向
少々の危険があっても、将来性のある商売は手がけていきたい	→	危 険 負 担 志 向
店から得た利益はできるかぎり、商売のためだけに使うように心がけている	→	資 本 家 志 向
新しい商売のやり方について絶えず研究している	→	革 新 志 向
大型店と中小小売店の共存共栄は可能である	→	大型店との共存意識

くて後継自体を断念している商業者が多いためと考えられる。

(2) 企業家精神水準の分布

商業者の経営者としての意識の分布は以上に見たとおりであるが、次に、前掲の「企業家精神水準」が性別にどのような分布になっているかを見てみる。

性別に見た企業家精神水準の分布によると、企業家精神水準の分布状況にはかなりのバラツキが見られる。主な傾向を「上位」の割合によって見ると、次のとおりである。

- ・従業者規模が大きいほど、上位の割合が多い
- ・法人組織の上位の割合は個人経営の約2倍・経営者の年代が若いほど、上位の割合が多い
- ・現在地での営業年数が短いほど、上位の割合が多い
- ・店舗を自己所有している商業者より借店舗＝テナント店の商業者の方がやや上位の割合が多い
- ・後継を断念した商業者の上位の割合は後継済の商業者の半分以下

なお、企業家精神水準において上位の割合が多い性は調査項目全体にわたって前向きな回答の割合が多いが、下位の割合が多い性は消極的な回答の割合が多くなっており、好対照の傾向を見せている。

4 後継者の状況

後継者の状況について見てみる。「現在すでにいっしょにやっている」割合は全体の19.0%にとどまっており、これに「後を継ぐことが決まっている」と「後を継ぐよう説得・相談中」の割合を加えても、28.9%と3割に達していない。一方、「後を継がせたく

なく、相談しない」という後継断念の割合は全体の20.6%で、後継済の割合とほぼ同じであり、これに「後継ぎは断られた」と「後継者となる子供がいない」の割合を加えると、33.7%とちょうど3分の1となる。また、「まだ若いので後継者問題は先のこと」「支店等なので後継者問題は関係ない」という割合は合わせて、22.2%となっている。なお、これら3つのグループを順に後継済(了承を含む)、後継断念、その他という形に集約し、性別にみると、従業者規模が1~2人、個人経営、50代および60歳以上といった層に「後継断念」の割合がかなり多くなっており、経営者が高齢化した家族でやっている零細規模の店が後継を断念していることがわかる。

「商店街調査」でも、商店街の問題・課題についての設問で「後継者がいない」が最も多い答えとなっている。

また、後継を断念した商業者が今後の身の振り方をどのように考えているかであるが、「自分の代限りで廃業・閉鎖する」との考え方が3分の2強と圧倒的に多い。この割合を全体の中での割合で見ると22.8%となり、このまま推移すると、現在ある店の5店のうち1店は確実に消滅する計算になる。なお、「身内でなくても意欲的な人に貸す」という考え方も16.0%見られる。

5 商店街の問題点と将来方向

(1) 商店街が直面している問題点

商店街が抱えている問題点や今後の基本方向などについて見ることにする。

「郊外の大型店に客をとられている」と「駐車場がない(確保難)」ことがともに50%を上回る高い回答率となっていることが、徴的な傾向である。駐車場については、この調査対象が東上線の駅前商店街であることを反映していると思われる。この2つの問題点以外には、「大型店の出店に押され気味」「全般的に店舗規模が小さい」「店舗の廃業が多く歯抜け状態」「消費者の多様化に対応できない」といった点が30~35%台で続いている。

なお、回答率第1位および第2位の問題点についての回答状況を性別に見ると、第1位の「域外の大型店に客をとられている」点で小売業に多く(64.1%)飲食業に少ない(33.0%)という業種別の差異が見られるほかはどの性別においても高い回答率になっており、多くの商店街が共通的に抱える問題点であることが示されているといえる。

(2) 商店街がめざしたい将来方向

自分たちの商店街が今後、どのような方向をめざすべきだと考えているかについて聞いてみた。なお、回答はあらかじめ提示した次の3つの方向の中から1つだけ選択してもらった。

近隣の消費者を対象にした最寄品を中心とする日用の便利さを提供する商店街	→	近 隣 最 寄 型
もう少し広い範囲の消費者を対象にした最寄品だけでなく、ある程度の買回品・専門品や楽しさの要素もそなえた商店街	→	地 域 拠 点 型
広い範囲の消費者を対象とした魅力ある専門店や飲食店、娯楽施設など多様な施設・機能に富んだ高密度の商店街	→	広 域 買 回 型

これによると、将来方向に対する考え方はほぼ3分されているとあってよい。一般的には「近隣最寄型」(26.9%)の割合が多くなる傾向があるが、今回の調査対象商店街の大半が駅前立地型であることや法人化済であることなどから、「地域拠点型」(31.4%)や「広域買回型」(28.1%)への回答が多くなっているものと考えられる。

第2節「消費者お買い物調査」の概要と分析

1 調査の目的と調査方法およびその手順

今回実施した「消費者お買い物調査」は、商店街をどのように育成・発展させていけばよいのか、あるいはまた、この激化する競争時代において商店街がどのようにしたら生き残れるか、そして魅力ある、活気に満ちた商店街を作り上げるためには何が必要かということを探るために、板橋区在住ならびに板橋区の商店街を利用する消費者の方々が、板橋区の商店街にどのようなイメージを持っているかということと同時に、どのような点に満足し、そしてどのような点に不満を感じているか、またどの程度近隣の商店街を利用しているかといったことを調査・検討することを目的として行なわれた。

調査は、2001年の10月の上旬から中旬にかけてサンプル数1000を目標に、500は、商店街の店舗に委託する形式を採り、一般消費者を対象とした留置法で、400は、直接フィールド調査の面接法で、そして100は、板橋区在住の区職員に対する留置法で行われた。また、調査に際しては、板橋区を板橋地区・志村地区・赤塚地区・常盤台地区・高島平地区の5地区に分け、それぞれの地区で個別にサンプル収集を行った。

調査内容および調査項目は、次に示す調査票の通りである。

<調査票>

票番号

1	1								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

消費者お買い物調査票

調査のお願い

この調査は、消費者の皆さんが近隣の商店街をどのように利用されているか、また、日ごろのお買い物で近隣の商店街に対してどのようなご意見をお持ちでいらっしゃるのかといったことを伺い、皆様にとって利用しやすい商店街とはどのようなものか、あるいはまた、活気ある商店街をどうすれば作っていただけるのかといったことを、板橋区と大東文化大学の合同研究チームによって考えていくための基礎資料を作成するために行っています。

お忙しい中、ご面倒だとは思いますが、区の行政サービスならびに商店街のサービス向上の発展を図るために、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

板橋区・大東文化大学「地域連携研究」産業振興研究班

事務局：〒175-8751 板橋区高島平1-9-1

大東文化大学国際比較政治研究所

TEL：03-5399-7341 FAX：03-5399-7379

[まず、集計のために必要となりますので、あなた自身のことについてお教えてください。]

- 問1. あなたの性別と年齢をお教えてください。
- 性別⇒ 1. 男性 2. 女性
- 年齢⇒ 1. 18歳未満 2. 18～24歳 3. 25～34歳 4. 35～44歳 5. 45～54歳
6. 55～64歳 7. 65歳以上
- 問2. 結婚なさっていますか。 1. 結婚している 2. 結婚していない
- 問3. 職業をお伺いします。 1. 有職（正規職員、自営）
2. 有職（アルバイト、パート）
3. 無職（専業主婦を含む）
4. 学生
- 問4. お子さんはいらっしゃいますか。 1. いる 2. いない
- 問5. 板橋区にお住まいになってどれぐらいですか。
1. 1年未満 2. 1年～4年 3. 5年～9年 4. 10年～19年 5. 20年以上
6. 区外

〔近隣の商店街についてお伺いします。〕

- 問6. 近隣の商店街および商店街にある商店について1)～30)の各項目に関してどの程度の満足を感じていらっしゃいますか。それぞれの項目について、〔記入例〕のようにあてはまる番号に○をつけてください。

	不満足	やや不満足	普通	やや満足	満足
〔記入例〕店の新しさ	1	2	3	④	5
1) 品揃え	1	2	3	4	5
2) 商品の鮮度／センス	1	2	3	4	5
3) 比較できる店の多さ	1	2	3	4	5
4) 商品やサービスの質	1	2	3	4	5
5) 流行への敏感さ	1	2	3	4	5
6) 商品やサービスの価格	1	2	3	4	5
7) 大売出し	1	2	3	4	5
8) 店員の対応や知識	1	2	3	4	5
9) 返品・交換・修理	1	2	3	4	5
10) 配達	1	2	3	4	5
11) アフターサービス	1	2	3	4	5
12) 別な注文への対応	1	2	3	4	5
13) 営業時間の長さ	1	2	3	4	5
14) 駐車場の整備具合	1	2	3	4	5
15) 駐輪場の整備具合	1	2	3	4	5
16) 休憩所の整備具合	1	2	3	4	5
17) トイレの整備具合	1	2	3	4	5
18) 歩道の歩きやすさ	1	2	3	4	5
19) 銀行等の存在	1	2	3	4	5
20) 郵便局の存在	1	2	3	4	5
21) 飲食施設の充実度	1	2	3	4	5
22) レジャー施設の充実度	1	2	3	4	5
23) 交通の便利さ	1	2	3	4	5
24) 商店街の活気	1	2	3	4	5
25) 店の雰囲気	1	2	3	4	5

26) 陳列や装飾の仕方	1	2	3	4	5
27) 清潔さ	1	2	3	4	5
28) チラシ・広告の魅力度	1	2	3	4	5
29) イベント	1	2	3	4	5
30) 典(スタンプなど)	1	2	3	4	5

問7. 下の表の a ~ j の商品のお買い物には1) ~9) の地区をどの程度利用されますか。〔記入例〕のように、地区ごとに「よく利用する」場合は○、「時々利用する」場合は△、「ほとんど、あるいは全く利用しない」場合は×をつけてください。

	1.板橋地区	2.常盤台地区	3.志村地区	4.赤塚地区	5.高島平地区	6.赤羽	7.池袋	8.都心	9.(その他)
〔記入例〕 酒類	○	△	×	×	×	×	×	×	×
a. 食料品									
b. 家庭用品・日用品									
c. 実用品(肌着・シャツなど)									
d. 高級衣料(外出着)									
e. 身の回り品 (靴・時計・眼鏡・鞆など)									
f. 耐久財(家電・家具など)									
g. 文化品(書籍・CDなど)									
h. 贈答品(中元・歳暮など)									
i. 飲食									
j. 理・美容									

板橋地区：板橋・熊野町・南町・仲宿・大山町・仲町・中板橋・富士見・稲荷台・大山金井町・大山西町・大山東町・加賀・幸町・栄町・中丸町・氷川町・双葉町・本町・大和町・弥生町

常盤台地区：大谷口・大谷口北町・大谷口上町・東新町・東山町・小茂根・常盤台・上板橋・桜川・向原

志村地区：清水町・蓮沼町・志村・坂下・小豆沢・前野町・中台・西台・若木・泉町・大原町・東坂下一丁目・宮本町

赤塚地区：赤塚・成増・徳丸・三園一丁目・赤塚新町・大門・四葉

高島平地区：蓮根・舟渡・高島平・新河岸・三園二丁目・相生町・東坂下二丁目

都心：銀座・新宿・渋谷

問8. 問7.で挙げられている1) ~9) の地区(商店街)のうちで、どこが一番好きですか。番号をお書きください。

() →近隣の商店街(地区)をお選びいただいた方は、問10へお進みください。

問9. 問8でお答えいただいている地区(商店街)は、近隣の商店街と比較して、どのような点がよいと思いますか。以下の項目から、いくつでも結構ですから番号に○を付けてください。

- | | | |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| 1. いろいろな店がある | 2. 複数の店で商品を比較できる | 3. 商品の質の高い店がある |
| 4. 流行に敏感である | 5. 価格の魅力的な店が多い | 6. なじみの店が多い |
| 7. 店員の応対や知識が優れている | 8. 返品・交換・修理への対応がよい | 9. 無料で配送してくれる店がある |
| 10. アフターサービスが良い | 11. 別な注文に対応してくれる | 12. 営業時間の長い店がある |
| 13. 駐車場が整備されている | 14. 駐輪場が整備されている | 15. 休憩・託児所が整備されている |
| 16. トイレが整備されている | 17. 銀行がある | 18. 郵便局がある |
| 19. 飲食施設が充実している | 20. レジャー施設がある | 21. 交通の便が良い |
| 22. 商店街に活気がある | 23. 雰囲気の良い店がある | 24. 陳列や装飾の仕方が良い |
| 25. 清潔である | 26. チラシ・広告が魅力的である | 27. 新しいイベントがある |
| 28. 典(スタンプなど)がある | 29. 全体的に品揃えが良い | |

問10. 近隣の商店街のお店で、次の商品・サービスについてどの程度満足していますか。〔記入例〕のよ
うにあてはまる番号に○をつけてください。

	不満足	やや不満足	普通	やや満足	満足
〔記入例〕 靴	1	2	③	4	5
肉	1	2	3	4	5
野菜	1	2	3	4	5
鮮魚	1	2	3	4	5
惣菜	1	2	3	4	5
外出着	1	2	3	4	5
家電製品	1	2	3	4	5
飲食	1	2	3	4	5
理・美容	1	2	3	4	5
総合評価	1	2	3	4	5

問11. 近隣の商店街では、次の商品・サービスについて、複数のお店で比較できてよいと思いますか。問
10と同様に、当てはまる番号に○をつけてください。

	不満足	やや不満足	普通	やや満足	満足
肉	1	2	3	4	5
野菜	1	2	3	4	5
鮮魚	1	2	3	4	5
惣菜	1	2	3	4	5
外出着	1	2	3	4	5
家電製品	1	2	3	4	5
飲食	1	2	3	4	5
理・美容	1	2	3	4	5
総合評価	1	2	3	4	5

問12. 近隣の商店街が好きですか、嫌いですか。5段階評価で当てはまる数字に○をつけてください。

嫌い ← 1 ——— 2 ——— 3 ——— 4 ——— 5 → 好き
普通

問13. 近隣の商店街に買い物に行くのは、どれぐらいの割合ですか。当てはまる番号1つに○をつけて
ください。

1. 毎日 2. 1週間に2～3回ぐらい 3. 1週間に1回ぐらい
4. 月に1～2回 5. ほとんど利用しない

問14. 近隣の商店街には、主にどのような交通手段でお出かけになりますか。当てはまるものの番号1
つに○をつけてください。

1. 徒歩 2. 自転車／バイク 3. 自家用車 4. バス 5. その他 ()

問15. 近隣の商店街に対して、ご意見・ご要望がありましたら、なんでも結構ですからご記入くださ
い。

()

〔近隣の商店街に限らず、一般的な日常のお買い物についてお伺いします。〕

問16. スーパーマーケット(大型店)と商店街を比較すると、買い物をする割合はどうか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. ほとんどスーパーマーケット(大型店)で買い物をする。
2. スーパーマーケット(大型店)で買い物をすることがやや多い。
3. スーパーマーケット(大型店)と商店街半々程度である。
4. 商店街で買い物をすることがやや多い。
5. ほとんど商店街で買い物をする。

問17. コンビニエンス・ストアでは買い物をなさいませうか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. よく買い物をする。
2. 時々する。
3. あまり買い物をしない。
4. 全く買い物をしない。
5. 自分はしないが、子供はよく買い物をしている。

問18. 問17.で「よく買い物をする」「時々する」と答えた方は、コンビニエンス・ストアでは、主にどのような商品・サービスを購入なさいませうか。当てはまる番号を3つ選んで、○をつけてください。

1. 弁当類(おにぎりを含む)
2. ガムやジュースなどの嗜好品
3. 惣菜
4. 野菜や肉などの生鮮品
5. 雑誌類
6. 家庭用品・日用品
7. 振込み・支払いなどのサービス
9. カップ麺や冷凍食品などの加工食品
10. ゲーム・CDなどの娯楽用品
11. 酒類
12. その他()

ご協力ありがとうございました。

※なお、本調査票は、1991(平成3年)に世田谷区の「世田谷区商業活性化プランに関する報告書」<(株)社会高額研究所編>で報告された資料に掲載された調査票を参考に加筆修正して作成したものである。

2 調査結果と分析結果

(1) 調査結果

調査結果としての回収票数は、図表-1の男女別集計では、852票で、図表-2の年齢別集計では、863票、そして図表-3の在住年数別では、864票という差異が見られた。これは、収集した調査票(主に、商店街委託分)の中に不十分な回答がなされた票があったことによるものであると思われる。さらに、商店街委託分には、同じような筆跡および回答が複数見られ、その面では、多少のバイアスが確認される。

また、直接フィールド調査は、板橋地区・志村地区・赤塚地区・常盤台地区・高島平地区に分かれて行ったが、これら調査が必ずしも地区全体で限なく行ったものではなく、

集客性の高い地域で行われたものであり、その面でのバイアスも多少気に掛かる部分もあるが、分析に際して大きな変動を与える要因ではないと判断し、各問に対する回答を集計して分析を行った。

各表からも判るように、男女別では、男性 234 人に対して、女性 618 人で、買い物に行く頻度の高い、女性からの票が多く得られた。年齢別では、18 歳未満の 1.74 %は別にして、各年齢層から幅広く回答を得たことが判る。そして、在住年数別でも、20 年以上の在住者が半数近くを占めたものの、1 年未満から 19 年以下までの各階層でかなりの回答数を得ることができた。さらに、在住年数 20 年以上の回答者が多かったことで、その買い物経験から近隣の商店街の利用状況および満足度などの程度も分析に反映されやすいと考えられる。

しかしながら、今後の商店街あるいは板橋区の商業の振興という側面から見れば、若年層ならびに在住年数の少ない住民からの回答を十分に得られなかったのが残念であったといえよう。

図表-1 男女別集計

	該当数	割合(%)	累計
男	234	27.46	27.46
女	618	72.54	100.00
合計	852	100.00	

図表-2 年齢別集計

	該当数	割合(%)	累計
18歳未満	15	1.74	1.74
18歳～24歳	117	13.56	15.3
25歳～34歳	142	16.45	31.75
35歳～44歳	154	17.84	49.59
45歳～54歳	176	20.39	69.99
55歳～64歳	142	16.45	86.44
65歳以上	117	13.56	100.00
合計	863	100.00	

図表-3 在住年数別集計

	該当数	割合(%)	累計
1年未満	31	3.59	3.59
1年～4年	99	11.46	15.05
5年～9年	80	9.26	24.31
10年～19年	133	15.39	39.7
20年以上	450	52.08	91.78
区外	71	8.22	100.00
合計	864	100.00	

(2) 分析方法と分析結果

分析は、設問ごとの内容が反映されるように、平均値および標準偏差のほかに回帰分析または因子分析・主成分分析といった多変量解析の手法を用いた。

設問に関しては、問1から問5までは、回答者の属性を問うものであるため、問6以降については、これとクロスする形で集計・分析を行った。さらに、質問の内容と各属性との関係であり有意でなかったもの、あるいは今後の商店街および商業の振興・育成に有効でないと思われるものは、本報告の紙面から削除して報告させいただくこととし、以下のような分析結果を報告するに至ったことを付け加えておこう。

まず、問6の近隣の商店街に対する満足度であるが、図表-4にも示されているように、男女の別という面ではそれほどの変動は認められなかったことから、18歳以上44歳以下と45歳以上での満足度を、問8で“地元（板橋・志村・常盤台・赤塚・高島平の各地区）が好き”と“赤羽・池袋・都心・その他の地域のほうが好き”と答えた人との間で集計をした。

図表-4 近隣の商店街に対する満足度

項目	地元好き			他好き			合計		
	44歳以下	45歳以上	小計	44歳以下	45歳以上	小計	44歳以下	45歳以上	小計
1 品揃え	2.90	3.18	3.07	2.63	2.87	2.73	2.73	3.03	2.88
2 商品の鮮度/センス	2.97	3.10	3.05	2.59	2.85	2.70	2.73	2.98	2.86
3 比較できる店の多さ	2.84	2.97	2.92	2.47	2.65	2.55	2.60	2.82	2.71
4 商品やサービスの質	3.05	3.09	3.08	2.75	2.87	2.80	2.86	2.99	2.92
5 流行への敏感さ	2.48	2.67	2.60	2.21	2.52	2.34	2.31	2.60	2.46
6 商品やサービスの価格	3.28	3.16	3.20	2.92	3.13	3.01	3.05	3.14	3.10
7 大売出し	3.05	3.10	3.08	2.87	2.92	2.89	2.93	3.02	2.98
8 店員の対応や知識	3.11	3.11	3.11	2.99	3.13	3.05	3.03	3.12	3.08
9 返品・交換・修理	3.05	3.05	3.05	2.95	3.12	3.02	2.98	3.08	3.03
10 配達	3.07	3.16	3.12	2.93	2.87	2.90	2.98	3.02	3.00
11 アフターサービス	2.99	3.10	3.05	2.94	2.96	2.95	2.96	3.04	3.00
12 別な注文への対応	3.08	3.17	3.14	2.87	3.02	2.93	2.95	3.10	3.02
13 営業時間の長さ	2.99	2.95	2.96	2.67	3.02	2.82	2.79	2.98	2.88
14 駐車場の整備具合	2.24	2.28	2.26	2.28	2.53	2.38	2.26	2.39	2.33
15 駐輪場の整備具合	2.16	2.17	2.16	2.28	2.52	2.38	2.24	2.33	2.28
16 休憩所の整備具合	2.18	2.29	2.24	2.26	2.38	2.31	2.23	2.33	2.28
17 トイレの整備具合	2.26	2.19	2.22	2.35	2.49	2.41	2.32	2.33	2.33
18 歩道の歩きやすさ	2.51	2.44	2.46	2.43	2.83	2.60	2.46	2.62	2.54
19 銀行等の存在	3.16	3.30	3.24	3.13	3.10	3.11	3.14	3.20	3.17
20 郵便局の存在	3.28	3.35	3.32	3.21	3.16	3.19	3.24	3.26	3.25
21 飲食施設の充実度	2.92	2.94	2.93	2.61	2.65	2.63	2.72	2.80	2.76
22 レジャー施設の充実度	2.34	2.42	2.39	2.13	2.29	2.20	2.21	2.36	2.29
23 交通の便利さ	3.46	3.56	3.52	3.16	3.32	3.23	3.27	3.45	3.36
24 商店街の活気	3.08	2.89	2.96	2.60	2.60	2.60	2.77	2.75	2.76
25 店の雰囲気	3.04	3.03	3.04	2.68	2.77	2.72	2.81	2.91	2.86
26 陳列や装飾の仕方	2.82	2.86	2.85	2.62	2.75	2.68	2.70	2.81	2.75
27 清潔さ	2.95	3.04	3.01	2.79	2.86	2.82	2.85	2.96	2.90
28 チラシ・広告の魅力	2.78	2.86	2.83	2.61	2.77	2.68	2.67	2.82	2.75
29 イベント	2.82	3.00	2.93	2.59	2.75	2.66	2.67	2.88	2.78
30 典（スタンプなど）	3.12	3.07	3.09	2.80	2.83	2.82	2.92	2.96	2.94

この表から読み取れるのは、“地元が好き”と答えた人が、「1. 品揃え」「2. 商品の鮮度／センス」「4. 商品やサービスの質」「6. 商品・サービスの価格」「7. 大売出し」「8. 店員の対応や知識」「9. 返品・交換・修理」「10. 配達」「11. アフターサービス」「12.

別な注文への対応」「19. 銀行等の存在」「20. 郵便局の存在」「23. 交通の便利さ」「25. 店の雰囲気」「27. 清潔さ」「30. 典（スタンプなど）」という幅広い項目で平均の“3”以上を示しているのと対照的に、“赤羽・池袋・都心・その他の地域のほうが好き”と答えた人は、「6. 商品やサービスの価格」「8. 店員の対応や知識」「9. 返品・交換・修理」「19. 銀行等の存在」「20. 郵便局の存在」「23. 交通の便利さ」の項目で平均の“3”を上回る結果であったが、「6. 商品・サービスの価格」「8. 店員の対応や知識」「9. 返品・交換・修理」に関しては、“3”を超えはしたものの、その値は低く、「19. 銀行等の存在」「20. 郵便局の存在」「23. 交通の便利さ」以外には近隣の商店街に満足していないということが伺える。

さらに、これを年齢別に見ると、44歳以下の人のお多くは、これらの項目でも“3”を下回っており、“地元が好き”と答えた人でも44歳以下は、いくつかの項目で“3”以下である。

これから、やはり既存の商店街は、若年層にはあまり受け入れられていないことと、他の地域へ流出する買い物客を集客することは、現状のままでは難しいことがわかる。しかしながら、「19. 銀行等の存在」「20. 郵便局の存在」「23. 交通の便利さ」という立地に関するベネフィットと「6. 商品・サービスの価格」という価格というファクターでは、両者ともでかなり高い数値が見られるので、この「身近」と「価格」というファクターに一つのキー・ポイントがあると考えられる。

また、図表-5と6は、前掲の図表-4について主成分分析をしたものであるが、図表-5の18歳から44歳までの商店街満足度に関する分析では、「4. 商品やサービスの質」「24. 商店街の活気」「25. 店の雰囲気」「28. チラシ・広告の魅力度」「29. イベント」といった“サービス・雰囲気因子”ないしは“売り出し・価格因子”と考えられるものが第一主成分として抽出されるのに対し、45歳以上のそれでは、「1. 品揃え」「2. 商品の鮮度／センス」「3. 比較できる店の数」「4. 商品やサービスの質」「5. 流行への敏感さ」「7. 大売出し」「25. 店の雰囲気」「26. 陳列や装飾の仕方」「27. 清潔さ」といったいわゆる“典型的な商店街の基礎的促進因子”が第一主成分として有意を示している（この場合は、0.6以上の寄与率で見た）。

図表-5 地元商店街に対する満足度（18歳から44歳）

サンプル数=392

項目		第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分	第 4 主成分	第 5 主成分	第 6 主成分
1	品揃え	0.57750	-0.10581	-0.34413	0.22411	0.15280	-0.03359
2	商品の鮮度／センス	0.55915	-0.24406	-0.26599	0.15395	0.19476	0.06187
3	比較できる店の多さ	0.55826	-0.08649	-0.22069	0.07179	0.18335	-0.15943
4	商品やサービスの質	0.62511	-0.19868	-0.18829	0.19290	0.13885	0.00484
5	流行への敏感さ	0.54852	0.01920	-0.23234	-0.03205	0.01729	0.06477
6	商品やサービスの価格	0.49395	-0.25328	-0.12992	0.13334	0.15929	-0.25868
7	大売出し	0.54590	-0.21436	-0.12551	0.09538	0.06088	-0.32341
8	店員の対応や知識	0.51073	-0.26306	-0.00990	0.18052	0.02919	0.14264
9	返品・交換・修理	0.43793	-0.27678	0.33455	0.10560	-0.18643	0.02842
10	配達	0.41205	-0.09305	0.40144	0.25330	-0.26572	-0.04067
11	アフターサービス	0.45254	-0.25811	0.35753	0.35200	-0.25960	0.10637
12	別な注文への対応	0.43105	-0.16739	0.25601	0.20875	-0.08414	0.09358
13	営業時間の長さ	0.42519	0.14838	0.09333	-0.08329	-0.08818	-0.14816
14	駐車場の整備具合	0.34466	0.71419	0.03628	0.05274	0.02292	-0.11521
15	駐輪場の整備具合	0.31564	0.70916	0.07855	0.16352	0.07551	-0.02936
16	休憩所の整備具合	0.40718	0.67679	0.10293	0.14917	0.05353	-0.00197
17	トイレの整備具合	0.33414	0.62470	0.44020	0.08929	0.02941	0.09559
18	歩道の歩きやすさ	0.38442	0.30745	0.13124	0.14688	0.08810	0.06578
19	銀行等の存在	0.21980	-0.10206	0.45224	-0.10465	0.44759	0.11744
20	郵便局の存在	0.14842	-0.13057	0.40542	-0.16382	0.41921	0.15043
21	飲食施設の充実度	0.34839	-0.03125	0.25267	-0.26610	0.22527	-0.08027
22	レジャー施設の充実度	0.43516	0.26763	-0.05650	-0.12082	0.00671	0.02397
23	交通の便利さ	0.36417	-0.25472	0.25312	-0.11980	0.13573	-0.00331
24	商店街の活気	0.62455	-0.09320	-0.15323	-0.13309	-0.01532	-0.00495
25	店の雰囲気	0.68958	-0.09221	-0.13091	-0.16164	-0.15054	0.23326
26	陳列や装飾の仕方	0.59169	0.01807	-0.29094	-0.23356	-0.12792	0.37319
27	清潔さ	0.58855	0.06029	-0.03529	-0.17061	-0.11502	0.32559
28	チラシ・広告の魅力度	0.61822	0.15922	-0.03027	-0.19174	-0.05924	-0.06631
29	イベント	0.61070	-0.03300	0.12183	-0.37122	-0.18715	-0.27057
30	典（スタンプなど）	0.56516	-0.04369	0.16534	-0.23954	0.21446	-0.27474

したがってここでも、中高年層には近隣の商店街は、ある意味では“昔ながらの買い物に親しんだ場所である”というイメージであるのに対して、比較的若年の世代には“サービスと売り出しで買い物に行く”というイメージを持っていることがわかる。

一方、図表-7、8、9は、問6で「1. 不満足」あるいは「2. やや不満足」と答えた人に関して図表-5、6と同じように因子分析をかけ、主成分を抽出したものであるが（図表-7は全体、図表-8は若年層、図表-9は中高年）、図表-7の全体では、「1. 品揃

図表-6 地元商店街に対する満足度（45歳以上）

サンプル数=381

項目		第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分	第 4 主成分	第 5 主成分	第 6 主成分
1	品揃え	0.62432	-0.08608	-0.38334	-0.04488	-0.08181	0.00241
2	商品の鮮度／センス	0.69233	-0.20019	-0.28826	-0.01831	-0.17801	0.03108
3	比較できる店の多さ	0.62849	-0.10678	-0.40558	-0.08331	-0.07878	0.02146
4	商品やサービスの質	0.70995	-0.11585	-0.16166	-0.14517	-0.16775	0.00940
5	流行への敏感さ	0.64929	0.06722	-0.15051	-0.20894	-0.07389	-0.06095
6	商品やサービスの価格	0.56734	-0.22985	-0.15276	-0.13949	-0.06965	0.22544
7	大売出し	0.64508	-0.09636	-0.06700	-0.13441	0.10246	0.22032
8	店員の対応や知識	0.54532	-0.02145	0.23684	-0.31867	-0.13589	0.21719
9	返品・交換・修理	0.51223	-0.06094	0.30320	-0.02727	-0.17441	0.16188
10	配達	0.47596	0.03646	0.35145	0.00209	-0.08935	-0.12241
11	アフターサービス	0.52820	-0.15984	0.46828	0.10797	-0.24003	0.01958
12	別な注文への対応	0.51514	-0.13181	0.37200	0.08567	-0.10384	0.08771
13	営業時間の長さ	0.46224	0.17584	0.08258	0.13232	0.06392	0.04058
14	駐車場の整備具合	0.37388	0.71100	-0.02510	0.12674	-0.01886	0.05206
15	駐輪場の整備具合	0.36756	0.69925	-0.05240	0.21858	-0.09302	0.05634
16	休憩所の整備具合	0.19809	0.35930	-0.08167	0.07524	-0.02227	0.02862
17	トイレの整備具合	0.38868	0.60325	0.04342	0.17909	-0.04336	0.05897
18	歩道の歩きやすさ	0.16879	0.17039	-0.01455	-0.01405	-0.04852	-0.04753
19	銀行等の存在	0.37913	-0.33065	-0.02415	0.56785	0.04247	-0.04629
20	郵便局の存在	0.39666	-0.32183	-0.06187	0.55613	0.06519	0.02762
21	飲食施設の充実度	0.49682	-0.14546	-0.04762	0.29671	-0.69670	-0.00674
22	レジャー施設の充実度	0.41678	0.21075	-0.18276	0.13563	0.03602	-0.04530
23	交通の便利さ	0.34995	-0.17153	0.04613	0.16492	0.05667	-0.10918
24	商店街の活気	0.58800	-0.11339	-0.06817	-0.03263	-0.01764	-0.32568
25	店の雰囲気	0.67643	-0.03670	0.13946	-0.15461	0.00726	-0.36338
26	陳列や装飾の仕方	0.64051	0.15910	0.03114	-0.10119	0.18742	-0.22582
27	清潔さ	0.61491	0.13631	0.13076	-0.23187	0.15576	-0.17610
28	チラシ・広告の魅力度	0.54384	0.00110	-0.00246	-0.04122	0.32161	0.22104
29	イベント	0.50530	-0.14152	0.13026	-0.03606	0.37986	0.06251
30	典（スタンプなど）	0.46900	0.00881	0.07674	-0.02889	0.36744	0.11453

え」「2. 商品の鮮度／センス」「3. 比較できる店の数」「4. 商品やサービスの質」「5. 流行への敏感さ」「24. 商店街の活気」「25. 店の雰囲気」「26. 陳列や装飾の仕方」「28. チラシ・広告の魅力度」「29. イベント」が0.5以上の寄与率を示したが、図表-8の若年層では、0.5以上を示したのは、「1. 品揃え」「2. 商品の鮮度／センス」「4. 商品やサービスの質」「5. 流行への敏感さ」「24. 商店街の活気」「25. 店の雰囲気」「26. 陳列や装飾の仕方」「28. チラシ・広告の魅力度」「29. イベント」「30. 典（スタンプなど）」

図表-7 地元の商店街に対する不満足度（全体）

サンプル数=782

項目		第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分	第 4 主成分	第 5 主成分	第 6 主成分
1	品揃え	0.54647	-0.20021	-0.29154	0.13451	-0.15330	-0.06016
2	商品の鮮度／センス	0.49315	-0.31140	-0.25007	0.13064	-0.18922	-0.02516
3	比較できる店の多さ	0.50283	-0.17240	-0.27705	0.16829	-0.07455	-0.02667
4	商品やサービスの質	0.55321	-0.24613	-0.13251	0.14964	-0.17109	0.00241
5	流行への敏感さ	0.56012	-0.07949	-0.15095	0.01176	-0.09890	-0.03385
6	商品やサービスの価格	0.43986	-0.20605	-0.08138	0.14784	-0.06768	-0.11387
7	大売出し	0.48523	-0.09710	-0.02544	0.08192	0.06029	-0.17973
8	店員の対応や知識	0.40390	-0.10863	0.19666	-0.06297	-0.05231	0.01711
9	返品・交換・修理	0.40226	-0.14918	0.40664	0.05698	-0.06291	-0.05523
10	配達	0.38857	0.06377	0.39275	0.01521	-0.14508	-0.09289
11	アフターサービス	0.44044	-0.12732	0.50132	0.09276	-0.20029	-0.07073
12	別な注文への対応	0.35593	-0.14011	0.31536	0.16120	-0.06377	-0.04052
13	営業時間の長さ	0.39443	0.11370	-0.00169	-0.05190	0.00325	-0.04904
14	駐車場の整備具合	0.40962	0.59631	-0.12009	0.03077	-0.08388	-0.06079
15	駐輪場の整備具合	0.41746	0.65703	-0.03572	0.10716	-0.09500	0.03075
16	休憩所の整備具合	0.46994	0.60961	-0.00449	0.06594	-0.03280	0.02507
17	トイレの整備具合	0.37358	0.57328	0.02474	-0.06120	-0.05116	0.10651
18	歩道の歩きやすさ	0.28751	0.27111	0.05327	0.02615	0.00322	0.12994
19	銀行等の存在	0.24022	-0.06348	0.08650	0.28886	0.27478	0.30713
20	郵便局の存在	0.19835	-0.04054	0.10600	0.28873	0.29353	0.27837
21	飲食施設の充実度	0.34445	-0.00428	-0.05269	0.20035	0.23954	0.05316
22	レジャー施設の充実度	0.43606	0.18608	-0.11633	0.03711	0.04392	0.00287
23	交通の便利さ	0.26795	-0.18178	0.02036	0.05723	0.14670	0.18842
24	商店街の活気	0.50214	-0.12222	-0.12903	-0.15374	0.00207	0.13158
25	店の雰囲気	0.57363	-0.21024	-0.03670	-0.29190	-0.04077	0.24545
26	陳列や装飾の仕方	0.56913	-0.13040	-0.02007	-0.32084	-0.05832	0.22640
27	清潔さ	0.49127	-0.08458	0.08574	-0.32015	-0.00366	0.19001
28	チラシ・広告の魅力度	0.55691	-0.00404	-0.00725	-0.10220	0.21754	-0.14838
29	イベント	0.53990	-0.06120	-0.01022	-0.13027	0.38063	-0.31310
30	典（スタンプなど）	0.48828	0.05640	0.03330	-0.16508	0.29607	-0.25758

で、なかでも「28. チラシ・広告の魅力度」が0.63と高い寄与率を示した。そして中高年層では、「3. 比較できる店の数」「4. 商品やサービスの質」「5. 流行への敏感さ」「7. 大売出し」「16. 休憩所の整備具合」「25. 店の雰囲気」「26. 陳列や装飾の仕方」が0.5以上を示した。

この結果、先の満足度の因子分析では、若年層には“サービス・価格因子”が、中高年層には“商店街の基礎的促進因子”がある程度の寄与率を示している一方で、不満

図表-8 地元の商店街に対する不満足度（18歳～44歳）

サンプル数=391

	項目	第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分	第 4 主成分	第 5 主成分	第 6 主成分
1	品揃え	0.50755	-0.17983	-0.17827	0.20309	0.18779	-0.20290
2	商品の鮮度／センス	0.51407	-0.26805	-0.15125	0.10613	0.24909	-0.16414
3	比較できる店の多さ	0.49890	-0.17674	-0.14836	0.19393	0.19487	0.00544
4	商品やサービスの質	0.56927	-0.19354	-0.01996	0.19456	0.20316	0.01689
5	流行への敏感さ	0.52702	-0.08049	-0.16559	-0.03186	0.16303	-0.02856
6	商品やサービスの価格	0.40870	-0.23074	-0.05502	0.26540	-0.00787	0.04073
7	大売出し	0.43128	-0.11927	-0.07630	0.27114	-0.10327	0.20077
8	店員の対応や知識	0.40804	-0.16652	0.25501	-0.00411	0.03791	0.07371
9	返品・交換・修理	0.40908	-0.15892	0.41626	0.01063	-0.08303	0.05107
10	配達	0.32613	0.02233	0.39031	0.05830	-0.19193	-0.09581
11	アフターサービス	0.41194	-0.13881	0.50509	0.11813	-0.14528	-0.13086
12	別な注文への対応	0.29213	-0.17998	0.30931	0.17073	-0.05646	-0.08031
13	営業時間の長さ	0.38685	0.13142	-0.04678	-0.01263	-0.16406	-0.04954
14	駐車場の整備具合	0.37395	0.61225	-0.08638	-0.17233	-0.06762	-0.11824
15	駐輪場の整備具合	0.37248	0.65687	0.06229	0.18218	0.03104	-0.05686
16	休憩所の整備具合	0.40570	0.57883	0.09527	0.04892	0.05727	-0.05987
17	トイレの整備具合	0.33434	0.57356	0.07128	-0.18342	0.12533	-0.09130
18	歩道の歩きやすさ	0.29310	0.30984	0.02890	-0.04741	0.19789	0.03002
19	銀行等の存在	0.14247	0.04169	0.21830	-0.12405	0.29272	0.29488
20	郵便局の存在	0.08400	0.09594	0.17429	-0.14080	0.31534	0.35080
21	飲食施設の充実度	0.31117	0.09512	-0.01813	0.02169	0.05091	0.32285
22	レジャー施設の充実度	0.39569	0.20757	-0.12668	0.00527	-0.02213	0.00545
23	交通の便利さ	0.29420	-0.18872	0.08088	-0.02073	0.05492	0.19199
24	商店街の活気	0.53664	-0.13969	-0.13692	0.14550	-0.02247	-0.04123
25	店の雰囲気	0.58745	-0.18347	-0.06183	-0.29105	-0.06536	-0.15668
26	陳列や装飾の仕方	0.56646	-0.16790	-0.03678	-0.34067	0.05881	-0.24449
27	清潔さ	0.48572	-0.08289	0.10342	-0.37784	0.01845	-0.07140
28	チラシ・広告の魅力度	0.63301	0.06554	-0.08954	-0.07608	-0.19201	0.14310
29	イベント	0.56227	-0.02887	-0.24398	-0.05384	-0.33872	0.24007
30	典（スタンプなど）	0.50377	0.06186	-0.17277	-0.07000	-0.26633	0.21094

足因子も満足因子と同様の複数因子からなる“商店街の基礎的促進因子”から第一主成分が構成されており、若年層ではこの中でとりわけ「28. チラシ・広告の魅力度」および「1. 品揃え」「2. 商品の鮮度／センス」「29. イベント」「30. 典（スタンプなど）」などが、そして中高年では、「7. 大売出し」「16. 休憩所の整備具合」が不満足因子として第一主成分に寄与していることがわかる。

これから、一つの方向性として、中高年層をターゲットとする商店街は、“価格(売り)

図表-9 地元の商店街に対する不満足度（45歳以上）

サンプル数=377

	項目	第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分	第 4 主成分	第 5 主成分	第 6 主成分
1	品揃え	0.46841	0.25296	-0.33892	0.00666	-0.19615	-0.02874
2	商品の鮮度／センス	0.43313	0.38456	-0.26911	-0.00858	-0.24503	0.13556
3	比較できる店の多さ	0.50992	0.21174	-0.30045	0.06212	-0.14598	0.06300
4	商品やサービスの質	0.52141	0.32329	-0.19167	-0.12962	-0.15539	0.15477
5	流行への敏感さ	0.57491	0.06411	-0.13248	-0.16801	-0.16615	0.06308
6	商品やサービスの価格	0.46902	0.22512	-0.07726	-0.00849	-0.12967	-0.04965
7	大売出し	0.55329	0.12141	0.00467	-0.01014	-0.04354	-0.15849
8	店員の対応や知識	0.38786	0.01229	0.15023	-0.28810	0.02300	-0.11923
9	返品・交換・修理	0.38145	0.11394	0.41668	-0.13758	-0.07167	0.07747
10	配達	0.45988	-0.11911	0.33970	-0.11073	-0.08069	0.19475
11	アフターサービス	0.48670	0.10831	0.52861	-0.01793	-0.10086	0.31525
12	別な注文への対応	0.42442	0.11409	0.38041	0.14971	-0.05779	0.15447
13	営業時間の長さ	0.38725	-0.13961	0.04839	-0.05576	-0.07440	-0.04838
14	駐車場の整備具合	0.47027	-0.56833	-0.14956	0.03611	-0.02047	0.03508
15	駐輪場の整備具合	0.48762	-0.62488	-0.14298	0.07681	0.04653	0.10452
16	休憩所の整備具合	0.56749	-0.59351	-0.11661	0.14975	-0.01930	0.06589
17	トイレの整備具合	0.44269	-0.56380	-0.04229	-0.02149	-0.02272	0.04074
18	歩道の歩きやすさ	0.28905	-0.26449	0.09510	-0.00642	0.09450	0.00057
19	銀行等の存在	0.30567	0.20050	0.04161	0.49762	0.15665	-0.00616
20	郵便局の存在	0.28838	0.20275	0.12576	0.44242	0.10142	0.02110
21	飲食施設の充実度	0.36847	0.13380	-0.04817	0.25297	0.01968	0.02868
22	レジャー施設の充実度	0.46347	-0.15449	-0.13795	0.09940	-0.04747	0.01633
23	交通の便利さ	0.19515	0.17888	-0.06132	0.16434	0.34970	0.04256
24	商店街の活気	0.48355	0.12832	-0.16940	-0.01100	0.24555	0.13584
25	店の雰囲気	0.55013	0.24341	-0.08441	-0.17778	0.43627	0.12911
26	陳列や装飾の仕方	0.58112	0.08208	-0.03969	-0.19142	0.29895	-0.09068
27	清潔さ	0.47987	0.04836	0.02548	-0.31373	0.24085	-0.17390
28	チラシ・広告の魅力度	0.45290	0.05205	0.03737	0.02547	-0.06961	-0.36332
29	イベント	0.49536	0.07476	0.19968	0.15563	-0.08467	-0.38340
30	典（スタンプなど）	0.47349	-0.07733	0.19610	0.04604	-0.06909	-0.33007

出し)”と“休憩所の整備”を、そして若年層をターゲットとする商店街は、“価格（チラシ・広告）”と“アメニティ性”そして“品揃え”を充実させることが必要ではないかということが見えてくるといえることができよう。

図表-10 地元の商店街に対する不満足度（板橋地区）

サンプル数=236

項目	第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分	第 4 主成分	第 5 主成分	第 6 主成分
1 品揃え	0.40267	0.23065	0.00735	0.36680	-0.01795	0.07705
2 商品の鮮度／センス	0.36189	0.28145	-0.00316	0.34879	-0.09287	0.12475
3 比較できる店の多さ	0.42164	0.36085	-0.07101	0.31173	0.08785	0.01672
4 商品やサービスの質	0.45869	0.18554	0.13624	0.27754	0.00532	-0.13063
5 流行への敏感さ	0.54693	0.11080	-0.07482	0.20182	-0.02861	0.10742
6 商品やサービスの価格	0.34544	0.13896	-0.15108	0.18135	-0.07069	-0.35535
7 大売出し	0.47929	0.21102	-0.13015	0.12820	0.22486	-0.34556
8 店員の対応や知識	0.34487	-0.11413	-0.14020	-0.15249	0.05916	-0.26650
9 返品・交換・修理	0.23053	0.03191	0.43846	0.00310	0.10964	-0.26779
10 配達	0.22349	-0.13973	0.43746	0.00627	-0.23802	-0.04905
11 アフターサービス	0.34307	0.00538	0.50539	-0.06550	-0.41048	-0.11382
12 別な注文への対応	0.38445	0.08918	0.41257	-0.17473	-0.26347	-0.06549
13 営業時間の長さ	0.34411	-0.06070	-0.12693	-0.10463	0.13522	-0.05922
14 駐車場の整備具合	0.31456	-0.64920	-0.15326	0.07641	-0.03502	0.02095
15 駐輪場の整備具合	0.43465	-0.66188	-0.07647	0.25976	0.04490	-0.04439
16 休憩所の整備具合	0.43675	-0.61425	0.01854	0.12962	0.03203	0.17574
17 トイレの整備具合	0.32160	-0.61201	-0.04084	-0.10044	-0.00419	0.09477
18 歩道の歩きやすさ	0.33422	-0.27945	0.01055	0.07440	-0.00985	0.04614
19 銀行等の存在	0.27018	0.16631	0.26582	0.04585	-0.00180	0.36368
20 郵便局の存在	0.24888	0.16722	0.26887	-0.04201	0.23583	0.44623
21 飲食施設の充実度	0.16035	0.19138	0.12992	-0.07022	0.46751	0.14745
22 レジャー施設の充実度	0.35272	-0.08240	0.05465	0.00587	0.19729	0.04081
23 交通の便利さ	0.13612	0.27533	-0.10665	0.02532	-0.09503	0.01930
24 商店街の活気	0.31807	0.35070	-0.32380	-0.04199	-0.13962	0.13628
25 店の雰囲気	0.39778	0.24294	-0.23613	-0.20254	-0.27396	0.10992
26 陳列や装飾の仕方	0.59951	0.09800	-0.30663	-0.29002	-0.20470	0.07484
27 清潔さ	0.45530	0.01977	-0.24527	-0.21473	-0.23626	0.08254
28 チラシ・広告の魅力度	0.47353	-0.09885	0.04501	-0.14679	0.21705	-0.26087
29 イベント	0.43517	0.19347	0.05807	-0.33491	0.26908	-0.03122
30 典（スタンプなど）	0.51675	0.04135	0.09052	-0.37254	0.17972	0.04759

図表-10 から 14 までは、これを地区別に出したものである。

図表-11 地元の商店街に対する不満足度（常盤台地区）

サンプル数=132

	項目	第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分	第 4 主成分	第 5 主成分	第 6 主成分
1	品揃え	0.54072	0.17679	-0.24887	0.00199	-0.13635	-0.30881
2	商品の鮮度／センス	0.50882	0.34507	-0.32244	0.08027	-0.07874	-0.21001
3	比較できる店の多さ	0.48289	0.11489	-0.01386	0.00884	0.06841	-0.36156
4	商品やサービスの質	0.65610	0.29517	-0.25134	0.02603	-0.17255	-0.05579
5	流行への敏感さ	0.55015	-0.13612	-0.14383	-0.01718	-0.01970	-0.26197
6	商品やサービスの価格	0.34345	0.40751	0.12587	-0.01057	-0.32045	0.06319
7	大売出し	0.46821	0.21097	0.20503	-0.08139	-0.23220	-0.02431
8	店員の対応や知識	0.40539	0.14215	0.11182	-0.35160	-0.06320	0.22930
9	返品・交換・修理	0.44077	0.24881	0.09832	-0.37145	-0.00674	0.10284
10	配達	0.47517	-0.31595	0.00074	-0.22482	0.08784	-0.29768
11	アフターサービス	0.48641	0.21738	0.33496	-0.42942	-0.05777	-0.08270
12	別な注文への対応	0.25978	0.29851	0.49117	-0.14956	-0.15358	0.04139
13	営業時間の長さ	0.51855	-0.39029	-0.09317	-0.17071	0.00043	0.17442
14	駐車場の整備具合	0.50074	-0.38503	0.30601	0.18643	-0.27560	0.11521
15	駐輪場の整備具合	0.36577	-0.33684	0.43254	0.26901	-0.22462	0.17801
16	休憩所の整備具合	0.54638	-0.21498	0.27282	0.23878	0.07589	-0.15067
17	トイレの整備具合	0.53647	-0.42013	0.20039	0.19162	0.04146	-0.09913
18	歩道の歩きやすさ	0.34167	-0.32689	0.09771	0.07787	0.17886	-0.11017
19	銀行等の存在	0.06324	0.35828	0.38253	0.18238	0.51160	-0.14304
20	郵便局の存在	0.18014	0.35986	0.33463	0.11672	0.42976	0.13187
21	飲食施設の充実度	0.21697	0.20062	0.12679	0.24051	-0.06801	-0.00761
22	レジャー施設の充実度	0.43790	-0.20796	0.08531	0.19068	-0.02049	-0.08438
23	交通の便利さ	0.11562	0.40926	0.10376	0.24638	0.07060	0.04825
24	商店街の活気	0.38279	-0.15621	-0.05104	0.29228	0.04796	0.11598
25	店の雰囲気	0.60399	0.15916	-0.25545	0.23482	0.01964	0.24941
26	陳列や装飾の仕方	0.56361	0.27123	-0.26882	0.34739	0.08801	0.16372
27	清潔さ	0.49021	0.01819	-0.37141	0.16504	0.02372	0.23194
28	チラシ・広告の魅力度	0.49048	0.22035	-0.03052	-0.15986	0.14386	0.11584
29	イベント	0.61693	-0.14964	-0.12421	-0.30710	0.34286	0.16046
30	典（スタンプなど）	0.56070	-0.40680	-0.15154	-0.30966	0.18872	0.12996

図表-12 地元の商店街に対する不満足度（志村地区）

サンプル数=139

	項目	第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分	第 4 主成分	第 5 主成分	第 6 主成分
1	品揃え	0.61256	-0.47472	-0.27730	-0.14343	0.10385	0.09385
2	商品の鮮度／センス	0.49290	-0.29439	-0.34552	-0.19633	0.05344	0.14750
3	比較できる店の多さ	0.51787	-0.44965	-0.31703	-0.02662	0.02544	0.15539
4	商品やサービスの質	0.63217	-0.03350	-0.37815	-0.09891	0.33353	0.05868
5	流行への敏感さ	0.60787	-0.14328	-0.10814	-0.20660	-0.00859	0.09131
6	商品やサービスの価格	0.60707	-0.14981	-0.37549	-0.00066	0.09933	-0.26099
7	大売出し	0.64728	0.14364	-0.08583	0.10160	0.17288	-0.13813
8	店員の対応や知識	0.53741	0.30796	-0.07427	-0.11201	0.10597	-0.11091
9	返品・交換・修理	0.49522	0.46816	0.00484	-0.22107	-0.18120	0.03889
10	配達	0.57608	0.44417	0.20260	-0.06569	-0.06937	0.23498
11	アフターサービス	0.57195	0.43845	0.09313	-0.14586	-0.06958	0.27764
12	別な注文への対応	0.48995	0.17576	-0.20626	0.00863	-0.11891	0.28584
13	営業時間の長さ	0.52322	-0.16818	0.01088	0.05953	-0.30318	-0.15086
14	駐車場の整備具合	0.48872	-0.46036	0.45440	0.00252	-0.10236	-0.00952
15	駐輪場の整備具合	0.57333	-0.30998	0.55485	-0.06938	0.12706	-0.07031
16	休憩所の整備具合	0.57825	-0.16207	0.50378	-0.00561	0.17825	0.10336
17	トイレの整備具合	0.52189	-0.03480	0.50609	-0.19969	0.19083	-0.00396
18	歩道の歩きやすさ	0.32655	0.20176	0.18556	0.00546	0.31286	0.15344
19	銀行等の存在	0.39461	0.21678	-0.07212	0.23540	0.18303	0.07834
20	郵便局の存在	0.33619	0.20047	-0.67740	0.18724	0.26495	-0.22809
21	飲食施設の充実度	0.51966	0.04856	0.00762	0.02582	0.10688	-0.22298
22	レジャー施設の充実度	0.48345	-0.24067	0.06149	-0.01052	-0.11896	-0.13039
23	交通の便利さ	0.35555	0.27067	-0.16348	0.32631	0.10472	0.01385
24	商店街の活気	0.67999	-0.09951	-0.18436	0.11931	-0.11188	0.12799
25	店の雰囲気	0.69170	0.06336	-0.11617	-0.01972	-0.30993	-0.14538
26	陳列や装飾の仕方	0.66504	0.13733	-0.03127	-0.16306	-0.25934	-0.16265
27	清潔さ	0.56019	0.28701	0.99090	-0.19914	-0.05431	-0.28502
28	チラシ・広告の魅力度	0.64012	0.07581	0.05842	0.36028	-0.13215	-0.06883
29	イベント	0.53250	-0.17679	0.13335	0.40311	-0.24658	0.20558
30	典（スタンプなど）	0.38939	-0.05053	0.09651	0.38008	0.08603	0.00643

図表-13 地元の商店街に対する不満足度（赤塚地区）

サンプル数=131

	項目	第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分	第 4 主成分	第 5 主成分	第 6 主成分
1	品揃え	0.39166	-0.17902	-0.12705	-0.11178	0.44550	0.03050
2	商品の鮮度／センス	0.53194	-0.25923	0.00509	-0.22106	0.30383	0.08358
3	比較できる店の多さ	0.43578	0.07611	-0.17357	-0.09801	0.13306	-0.00746
4	商品やサービスの質	0.52469	-0.32674	-0.07196	-0.10747	0.18990	0.03024
5	流行への敏感さ	0.52076	-0.03620	-0.11324	-0.15428	-0.07267	0.21725
6	商品やサービスの価格	0.43562	-0.06950	-0.21265	0.24439	0.24304	0.17425
7	大売出し	0.36253	0.03356	-0.41928	-0.01820	-0.07333	0.34615
8	店員の対応や知識	0.49437	-0.30028	0.02999	0.01790	-0.11869	-0.03876
9	返品・交換・修理	0.48315	-0.35569	0.19166	0.00066	-0.17566	0.07138
10	配達	0.38637	-0.37004	0.38414	-0.06817	-0.19839	0.29949
11	アフターサービス	0.47085	-0.48484	0.28655	-0.08140	-0.11035	0.17026
12	別な注文への対応	0.39850	-0.20542	0.29513	0.05509	-0.02970	0.13332
13	営業時間の長さ	0.27263	0.12731	0.35907	0.21785	0.22040	0.03127
14	駐車場の整備具合	0.52253	0.56599	0.24179	-0.18304	0.11846	0.01641
15	駐輪場の整備具合	0.47106	0.54587	0.24892	-0.15956	0.00066	0.08183
16	休憩所の整備具合	0.51812	0.60008	0.11771	-0.12271	-0.17499	0.01636
17	トイレの整備具合	0.33196	0.62433	0.17710	-0.17386	-0.06451	-0.05049
18	歩道の歩きやすさ	0.32864	0.24887	0.09584	0.07228	0.14181	0.01052
19	銀行等の存在	0.39365	0.07029	0.05130	0.35774	0.14985	-0.06366
20	郵便局の存在	0.22906	0.05067	0.24499	0.35082	-0.09332	-0.10308
21	飲食施設の充実度	0.46757	0.05883	0.02380	0.23832	0.07216	0.08820
22	レジャー施設の充実度	0.48803	0.20153	-0.01543	-0.02732	0.10057	-0.03228
23	交通の便利さ	0.36268	-0.19137	0.21777	0.30652	-0.07429	-0.15879
24	商店街の活気	0.55499	-0.08321	-0.18560	-0.25284	-0.18107	-0.15977
25	店の雰囲気	0.61165	-0.29819	-0.09492	-0.14613	-0.14161	-0.34036
26	陳列や装飾の仕方	0.61442	-0.21772	-0.00422	-0.12384	-0.00380	-0.32974
27	清潔さ	0.55879	-0.14381	-0.01348	0.06546	0.08759	-0.24892
28	チラシ・広告の魅力度	0.59166	0.22646	-0.20637	0.18174	-0.05342	-0.16787
29	イベント	0.57143	0.20058	-0.35851	0.31296	-0.23753	0.15678
30	典（スタンプなど）	0.56545	0.11934	-0.34985	0.06339	-0.16564	0.05367

図表-14 地元の商店街に対する不満足度（高島平地区）

サンプル数=144

	項目	第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分	第 4 主成分	第 5 主成分	第 6 主成分
1	品揃え	0.62265	-0.21577	-0.12053	-0.20180	-0.14690	0.02056
2	商品の鮮度／センス	0.66376	-0.29902	-0.11671	-0.07749	-0.20051	-0.08639
3	比較できる店の多さ	0.56897	-0.11476	-0.22388	-0.32511	0.23094	-0.04186
4	商品やサービスの質	0.60357	-0.27739	-0.34333	-0.09808	0.01424	-0.15405
5	流行への敏感さ	0.56364	-0.12459	-0.20151	-0.09176	-0.06524	-0.13877
6	商品やサービスの価格	0.47776	-0.06210	0.03581	-0.25079	0.00042	-0.24370
7	大売出し	0.40849	0.02174	0.11882	0.19991	0.06577	-0.11312
8	店員の対応や知識	0.33447	-0.21420	0.08221	0.03876	0.26836	-0.17079
9	返品・交換・修理	0.34506	0.05501	0.48520	-0.01177	0.26885	-0.00910
10	配達	0.22411	0.20147	0.40010	-0.25285	0.11082	0.10951
11	アフターサービス	0.29884	0.00186	0.45187	-0.10840	0.18776	-0.26080
12	別な注文への対応	0.27964	0.01864	0.02630	-0.27650	0.08914	-0.01048
13	営業時間の長さ	0.25081	0.14206	0.04428	-0.02662	0.24012	-0.06397
14	駐車場の整備具合	0.24900	0.61504	-0.15337	-0.18472	-0.00309	-0.02634
15	駐輪場の整備具合	0.26082	0.65807	-0.05885	0.05265	0.15080	-0.13039
16	休憩所の整備具合	0.31544	0.64995	-0.10534	0.13729	-0.14207	-0.23849
17	トイレの整備具合	0.33698	0.38593	-0.17506	0.39630	-0.02704	-0.23140
18	歩道の歩きやすさ	0.19752	0.09359	-0.12084	0.20949	0.08419	0.04242
19	銀行等の存在	0.24799	-0.02999	-0.21690	0.16705	0.42647	0.30455
20	郵便局の存在	0.14289	0.11657	-0.22018	-0.09078	0.35482	0.26136
21	飲食施設の充実度	0.40979	0.30839	-0.17460	-0.13812	0.01553	0.31135
22	レジャー施設の充実度	0.39102	0.33460	-0.23269	-0.15053	-0.18307	0.11037
23	交通の便利さ	0.39304	-0.10944	-0.12625	0.40616	0.16147	0.05834
24	商店街の活気	0.46398	-0.20925	-0.16523	0.08557	-0.02250	0.14246
25	店の雰囲気	0.53474	-0.35282	-0.09537	0.16670	0.02214	0.02786
26	陳列や装飾の仕方	0.43629	-0.17399	0.12421	0.18855	-0.17285	-0.02853
27	清潔さ	0.42946	-0.10800	0.35346	0.28825	0.08180	-0.00490
28	チラシ・広告の魅力度	0.63540	-0.04050	0.14368	0.04022	-0.23493	0.12469
29	イベント	0.58743	0.10125	0.30897	0.04572	-0.20079	0.23836
30	典（スタンプなど）	0.44247	0.21518	0.34861	0.06639	-0.23553	0.28926

次に、問7および問8に関してであるが、図表-15は、調査地域と“好きな地域”と答えた人の数のクロス集計で、図表-16は、それをさらに年齢別・性別に分けて集計したものである。

図表-15 好きな地域と居住地域の分布

		居 住 地 域					計
		板橋地区	常盤台地区	志村地区	赤塚地区	高島平地区	
好 き な 地 域	記載無し	2	1	0	1	0	4
	板橋地区	146	19	24	27	15	231
	常盤台地区	5	59	2	0	1	67
	志村地区	1	2	45	0	4	52
	赤塚地区	1	7	8	46	3	65
	高島平地区	1	0	4	5	85	95
	赤羽	2	0	17	1	0	20
	池袋	58	29	30	37	26	180
	都心	14	10	18	17	11	70
	その他	12	13	4	4	4	37
計		242	140	152	138	149	821

図表-16 好きな地域と年齢層及び性別の分布

		18歳未満		18～24歳		25～34歳		35～44歳		45～54歳		55～64歳		65歳以上		計
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
好 き な 地 域	記載無し							1		2					1	4
	板橋地区	1	5	9	5	11	12	4	33	7	42	13	52	8	27	229
	常盤台地区			2			6	1	7	2	11	2	9	6	20	66
	志村地区			2	3		9	4	9	1	6	3	5	3	7	52
	赤塚地区	1		9	3	5	8	4	12	5	5	1	7	3	2	65
	高島平地区	1	1	4	3	8	17	6	12	2	19	4	8	1	9	95
	赤羽				1		4		6	2	5				2	20
	池袋	1		23	21	8	31	8	27	9	18	1	17	3	7	174
	都心	1	1	5	10	3	12	2	7	3	12	1	7	1	3	68
	その他	1		9	6	1	2	3	2	3	7				3	37
計		6	7	63	52	36	101	33	115	36	125	25	105	25	81	810

調査地区と“好きな地域”とが同一である票が多かったのは、ある意味当然であるので、それほど着目する点ではないが、やはりかなり多くの人が高島平ないしは都心を志向していることがわかる。なかでも、板橋地区および志村・赤塚地区在住者と若年層が都

市型志向であることがわかる。これは、これらの地区が池袋へのアクセスが良いことが考えられると同時に、当然のことではあるが、若年層は都市で買い物をするのを好むことを伺わせる。ただ、赤羽へは志村と板橋地区の住民以外はそれほど買い物に行かないことが伺えるため、それ以外の地域は、いわゆる都市型のマーケティングに対抗した戦略を展開することで、何らかの活路が見出せる可能性を示唆している。一方、志村・板橋地区は、商店街の強力な競争相手である赤羽地区を対象として戦略を展開する方向も求められ、かなり苦しい展開を余儀なくされるだろうと推測できる。

また、図表-17は、問8で“赤羽・池袋・都心が好き”と答えた人が、問9のそれら地

図表-17 赤羽・池袋・都心地区を好む理由

サンプル数=264

項目	平均	選択率	
1	いろいろな店がある	0.8068182	80.68%
2	複数の店で商品を比較できる	0.6212121	62.12%
3	商品・サービスの質の高い店がある	0.4848485	48.48%
4	流行に敏感である	0.5984848	59.85%
5	価格の魅力的な店が多い	0.2992424	29.92%
6	なじみの店が多い	0.1444867	14.45%
7	店員の対応や知識が優れている	0.2234848	22.35%
8	返品・交換・修理への対応がよい	0.0909091	9.09%
9	無料で配送してくれる店がある	0.0458015	4.58%
10	アフターサービスが良い	0.0871212	8.71%
11	別な注文に対応してくれる	0.0984848	9.85%
12	営業時間の長い店がある	0.2878788	28.79%
13	駐車場が整備されている	0.1711027	17.11%
14	駐輪場が整備されている	0.0340909	3.41%
15	休憩・託児所が整備されている	0.0909091	9.09%
16	トイレが整備されている	0.2234848	22.35%
17	銀行がある	0.2045455	20.45%
18	郵便局がある	0.0681818	6.82%
19	飲食施設が充実している	0.4280303	42.80%
20	レジャー施設がある	0.1596958	15.97%
21	交通の便が良い	0.4144487	41.44%
22	商店街に活気がある	0.2159091	21.59%
23	雰囲気の良い店がある	0.2765152	27.65%
24	陳列や装飾の仕方が良い	0.2613636	26.14%
25	清潔である	0.2196970	21.97%
26	チラシ・広告が魅力的である	0.1520913	15.21%
27	新しいイベントがある	0.0836502	8.36%
28	典（スタンプなど）がある	0.1292776	12.93%
29	全体的に品揃えが良い	0.5492424	54.92%

区などの点が良いかという問に対する回答の集計結果である。これについては、別着目するところはなく、「1. いろいろな店がある」「2. 複数の店で商品が比較できる」「4. 流行に敏感である」「29. 全体的に品揃えが良い」などといった、いわゆる“都会型集客因子”項目にチェックを入れた人が多かった結果となっている。

次に図表-18は、問10の近隣の商店街の商品・サービスに対する満足度について、やはり18歳から44歳以下と45歳以上を分けて主成分分析にかけた結果である。

図表-18 近隣の商店街に対する満足度（18歳から44歳）

サンプル数=397

項目	第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分	第5主成分	第6主成分	第7主成分	第8主成分
1 肉	0.40220	-0.30801	-0.19413	-0.25538	0.38900	-0.12939	-0.35261	0.58997
2 野菜	0.40098	-0.36670	0.21314	-0.12823	0.04129	0.15787	0.40000	-0.67870
3 鮮魚	0.39246	-0.30884	0.31665	-0.03529	-0.01630	-0.40742	0.69485	-0.00318
4 惣菜	0.38583	-0.20275	-0.15758	0.65469	-0.38116	0.40385	0.02587	0.21801
5 外出着	0.29004	0.49410	0.29460	0.31341	-0.14901	-0.55640	-0.39211	0.03470
6 家電製品	0.28022	0.44023	0.52091	-0.24359	0.14130	0.56426	0.12276	0.20872
7 飲食	0.31373	0.36918	-0.48412	0.22612	0.57008	0.01960	0.24245	-0.30924
8 理・美容	0.33689	0.25364	-0.44640	-0.52895	-0.57816	-0.02991	0.06766	-0.05802

図表-19 近隣の商店街に対する満足度（45歳以上）

サンプル数=395

項目	第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分	第5主成分	第6主成分	第7主成分	第8主成分
1 肉	0.41614	-0.30691	0.01309	-0.25364	-0.33622	0.00720	0.14689	-0.73038
2 野菜	0.39189	-0.37531	-0.07651	-0.20513	-0.07805	-0.00320	0.54414	0.59619
3 鮮魚	0.39727	-0.26986	0.25441	-0.23056	0.10002	0.12757	-0.75732	0.22727
4 惣菜	0.34445	-0.28410	0.02494	0.83050	0.28021	-0.14703	0.02007	-0.09874
5 外出着	0.29194	0.46011	0.44548	0.21094	-0.22782	0.61544	0.16368	0.05159
6 家電製品	0.31163	0.42535	0.40479	-0.23741	0.38268	-0.57202	0.15576	-0.06196
7 飲食	0.32633	0.38446	-0.41168	0.16417	-0.57424	-0.36386	-0.23944	0.17258
8 理・美容	0.32856	0.26641	-0.62995	-0.15126	0.51404	0.35168	0.00423	-0.11583

ここで気になるのは、第一主成分として抽出した因子を構成している項目で、中高年層では、0.6以上の寄与率を示しているものとして挙げられるのが「1. 肉」「2. 野菜」「3. 鮮魚」であるのに対して、若年層では「1. 肉」「2. 野菜」「3. 鮮魚」の他に「4. 惣菜」が、それに加わっていることである。つまり、中高年層が商店街の商品・サービスについての満足要因とはあまり考えていない「4. 惣菜」が若年層には満足要因として入ってきているのである。これは、中高年層は商店街であまり惣菜を購入しないが、若

年層は、購入していることを示唆している。このことから、商店街は、若年層を引き付けるためには、“惣菜”の充実がその一つの手段となり得ることが考えられる。

また、図表-20は、問13の「買い物に行く頻度」と問16の「スーパーマーケットの利用割合」を問8の「地元かそれ以外（池袋・赤羽・都心）の地域のどちらが好きか」という質問に対する回答をクロスして集計したもので、図表-21と22は、それをさらに問10の「近隣の商店街の商品・サービスに対する満足度」とクロスさせて分析したものである。

図表-20 スーパーマーケットの利用頻度

		ほとんどスーパー		商店街でも買物		計
		地元好き	他好き	地元好き	他好き	
近隣商店街買物頻度	毎日	43	33	129	85	290
	構成率(%)	41	16	47.4	32.6	34.4
	2,3日/week	37	76	91	113	317
	構成率(%)	35.2	36.9	33.5	43.3	37.6
	1日/week	10	43	27	39	119
	構成率(%)	9.5	20.9	9.9	14.9	14.1
	1,2日/month	8	24	17	13	62
	構成率(%)	7.6	11.7	6.3	5	7.3
	ほとんどしない	7	30	8	11	56
	構成率(%)	6.7	14.6	2.9	4.2	6.6
	合計	105	206	272	261	844
	構成率	100	100	100	100	100

図表-21 ほとんどスーパーで買い物する人の地元商店街に対する満足度

サンプル数=289

項目	第1主成分	第2主成分	第3主成分	Uniqueness
1 肉	0.73160	-0.36799	-0.01430	0.32913
2 野菜	0.71455	-0.40059	0.04423	0.32699
3 鮮魚	0.74798	-0.33230	-0.11064	0.31785
4 惣菜	0.63365	-0.21923	0.09207	0.54195
5 外出着	0.58401	0.44434	-0.05017	0.45898
6 家電製品	0.62625	0.43576	-0.12495	0.40231
7 飲食	0.55415	0.40355	0.12058	0.51553
8 理・美容	0.58596	0.31899	0.07509	0.54925

図表-22 商店街でも買い物する人の地元商店街に対する満足度

サンプル数=497

項目	第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分	Uniqueness
1 肉	0.71299	-0.27337	-0.09483	-0.00975	0.40783
2 野菜	0.70180	-0.33060	0.10798	-0.00624	0.38647
3 鮮魚	0.65535	-0.22262	0.18252	0.00478	0.48762
4 惣菜	0.57398	-0.18271	-0.07613	0.01684	0.63109
5 外出着	0.39945	0.52963	0.14110	0.00611	0.53998
6 家電製品	0.38445	0.46243	0.23294	-0.00624	0.58406
7 飲食	0.48184	0.36080	-0.25734	-0.00153	0.57143
8 理・美容	0.47813	0.23948	-0.22172	-0.00161	0.66487

図表-20 からわかることは、“地元が好き”と答えた人でもかなりの人がほとんど毎日か週に数回の買い物にはスーパーマーケットを利用しており、スーパーマーケットは、地元商店街の一部と考えられているのではないかということである。また、問16で「1. ほとんどスーパーマーケット(大型店)で買い物をする」と答えた人は、844票のうち311票で、「2. スーパーマーケット(大型店)で買い物をする人が多い」と答えた人を考慮に入れると日ごろの買い物をいわゆる地元商店街で行っている人の数は、近年、かなり減少しているということが言えるだろう。

そして、図表-21 と 22 から、「1. ほとんどスーパーマーケットで買い物をする」と答えた人の地元商店街に対する満足度の主成分分析と問16で「2. スーパーマーケット(大型店)で買い物をする人が多い」「3. スーパーマーケット(大型店)商店街半々程度である」「4. ほとんど商店街で買い物をする」と答えた人のそれとを比較してみると、第一主成分では、前者は、「1. 肉」から「8. 理・美容」に関してほとんど差異が認められないにもかかわらず、後者では「1. 肉」から「4. 惣菜」までと「5. 外出着」から「8. 理・美容」までの数値に大きな差が見られることがわかる。このことは、「1. ほとんどスーパーマーケットで買い物をする」と答えた人は、商店街に 別な 徴を見出していないということと、「2. スーパーマーケット(大型店)で買い物をする人が多い」「3. スーパーマーケット(大型店)商店街半々程度である」「4. ほとんど商店街で買い物をする」と答えた人たちは、あきらかに「外出着」や「家電製品」などを商店街の満足要因と考えていないということを示唆していると言える。

すなわち、「1. ほとんどスーパーマーケットで買い物をする」と答えた人は、ほとんどの身の回りのものを、いわゆるスーパーで購入しており、他方、「2. スーパーマケ

ット（大型店）で買い物をすることが多い」「3. スーパーマーケット（大型店）商店街半々程度である」「4. ほとんど商店街で買い物をする」と答えた人でさえも、ある意味では「外出着」や「家電製品」などは、商店街の魅力因子に入らないと考えている可能性が高いということである。

図表-23 は、図表-21、22 の平均値を出したものである。

図表-23 日常買い物先の相違による地元商店街の満足度（品目別）

		地元好き	他好き	計
肉	ほとんどスーパーで買物	2.99029	2.78125	2.85424
	商店街でも買物	3.27715	3.07347	3.17969
	合 計	3.1973	2.94508	3.06072
野菜	ほとんどスーパーで買物	3.11765	2.87302	2.95876
	商店街でも買物	3.35448	3.22541	3.29297
	合 計	3.28919	3.07159	3.17186
鮮魚	ほとんどスーパーで買物	3.03884	2.73438	2.84068
	商店街でも買物	3.08271	2.91393	3.00196
	合 計	3.07046	2.83486	2.94286
惣菜	ほとんどスーパーで買物	3.04854	2.71354	2.83051
	商店街でも買物	3.06439	3.05372	3.05929
	合 計	3.05995	2.90323	2.97503
外出着	ほとんどスーパーで買物	2.30392	2.01563	2.11565
	商店街でも買物	2.32707	2.20248	2.26772
	合 計	2.32065	2.11982	2.21197
家電製品	ほとんどスーパーで買物	2.48544	2.20313	2.30169
	商店街でも買物	2.51128	2.49383	2.50295
	合 計	2.50407	2.36552	2.4291
飲食	ほとんどスーパーで買物	2.81553	2.47917	2.59661
	商店街でも買物	3.0188	2.60656	2.82157
	合 計	2.96206	2.55046	2.73913
理・美容	ほとんどスーパーで買物	2.80392	2.53646	2.62925
	商店街でも買物	3.09057	2.86192	2.98214
	合 計	3.0109	2.71694	2.85213
総合評価	ほとんどスーパーで買物	3.18447	2.62304	2.81973
	商店街でも買物	3.11654	2.87654	3.00196
	合 計	3.1355	2.76498	2.93524

図表-24 日常買い物先の相違による地元商店街の満足度

	地元好き	他が好き	計
ほとんどスーパーで買物	105	208	313
商店街でも買物	272	265	537
合 計	377	473	850

図表-25 日常の買い物をする頻度（年齢別）

	18～44歳以上	45歳以上	計
ほとんどスーパーで買い物	191	113	304
割合	47%	27%	36%
スーパーが多い	105	107	212
割合	26%	25%	25%
スーパーと商店街が半々	74	136	210
割合	18%	32%	25%
商店街が多い	29	42	71
割合	7%	1%	9%
ほとんど商店街	10	28	38
割合	2%	7%	5%
合 計	409	426	835
割合	100%	100%	100%

問 17, 18 のコンビニエンスストアに関する質問は、あまり有意義な結果が得られなかったので省略させていただくこととする。

3. まとめ

以上が、今回の調査の結果と分析に関する報告であるが、問 15 のフリーアンサーの部分については、現在まだ集計中である。データ解析と分析も必ずしも十分ではない部分もあるが、一先ず現段階での集計結果と分析結果を報告させていただいた。

これまで調査結果を分析・解釈してきたように、今回の調査で、商店街の生き残り、あるいは活性化を行う上でのいくつかの重要な示唆が得られたと考える。これらを今後の地域振興研究の基礎として、さらに密度の高い、そしてより具体的な方向性を模索し、価値ある提言ができるよう、集積されたデータをより綿密に分析する余地があると考えている。

最後に、本調査の解析においては、大東文化大学経済学部の角田保先生に多大なるご尽力をいただいたことに感謝の意を表すとともに、お礼を申し上げたい。

(注)

主成分分析

主成分分析とは、相関のある多くの変数を相関の少ない変数(主成分)に変換する多変量解析の手法で、多変量のデータを客観的に総合評価しようとする場合に有効な分析方法である。例えば、ある女性の香水に対する好みに、何か共通点があるのか、あるいは好みに違いがあるとすればどのような違いか、などと

いったことを統計的に理解したいときなどに用いる。

したがって、第1主成分とは、得られた変数の中で、最も寄与率の高い、すなわち説明性の高いデータの組み合わせを言う。

因子分析

一組の多変数のデータを比較的共通な変数の線形結合として集約的に表すことを目的とした多変量解析モデル。したがって、主成分分析は、標準化されたデータを用いる場合には、各変数の共通性を1.0とみなした因子分析の 殊なケースをみなすこともできる。

第III章 ビジネス・インキュベーション・モデルの検討と開発

第1節 産学公連携による新産業の創出について

1 新事業創出の必要性

1991年以降、わが国の経済、社会、産業は厳しい状況にある。2001年末には企業業績の一層の悪化により完全失業者数は337万人、完全失業率は5.6%に達し、所得の減少、消費の減少が企業の生産、設備投資を控えさせ、今後の経済や雇用をめぐる情勢はさらに悪化すると予測される。地域社会の多くも活力を失い将来展望が開けずにいる。

わが国の産業を取り巻く潮流は産業活動のボーダーレス化、従来製品の国内市場における成熟と新産業創造への期待、バブル経済崩壊後における過剰生産設備等の調整といった理由から急速に方向転換しつつある¹⁾。その潮流の中で日本企業はコスト競争力の強化、販売・流通力の強化、研究開発力の強化という課題を抱えている。これらの課題の解決が日本経済再生の要件である。既存部門がこれまでと同様に活動していたのでは雇用の維持拡大、景気の回復を図ることは難しい。しかし、既存企業の多くは雇用調整、リストラを実施することでコストを削減し体力回復を図ろうとしている。産業の多くが長引く不況への対応で体力を消耗したうえ、半導体、コンピューター等の比較的好調だった一部のハイテク産業にもバブルやITブームでの過剰投資によるコスト負担や台湾、韓国、中国等の猛追による価格競争力低下から国際競争力を急落させ市場撤退を余儀なくされた企業がある。必要な構造改革や規制見直しの遅れは、地域経済の地盤沈下を招き、その基盤だった産業集積や商業集積の疲弊や崩壊を進め、地域社会をそれ自体の維持さえ困難な状況にまで追い込んでいる。

開廃業率についてみると、企業数、事業所数、個人企業数のいずれでも90年代以降、廃業率が開業率を上回る²⁾。過去10年の開業率が12~14%台、廃業率が11~12%台だった米国やその他の国と比べ、日本の開廃業率は数%台であり一般に低水準だという指摘もあるが³⁾、状況は次第に悪化しており、今後の地域経済、地域社会への悪影響は避けられない。

雇用規模を確保するには既存企業の暖簾分け（分社）やスピアウトによる開業、ワークシェアリングが有効である。しかし、構造調整期にある日本経済にとり、既存分野への過度の依存はときにそれを遅延させかねない。新たな雇用を創出し日本経済を活性化する

には新産業の創出が必要なのである。

地域経済を活性化し雇用を確保、創出するには以下の可能性を検討しなければならない。第1に、既存の産業集積や商業集積を対象に地域の特性を活かし開業を促進する可能性である。ただし、情報通信技術の進歩、輸送網の整備、構造調整の進行が従来の産業集積、立地条件の意義を稀薄にした点に注意を要する。第2に、既存企業が新技術による製品開発、新たな発想による事業展開、あるいは新分野への進出等のように積極的な経営革新に取り組む可能性である。新分野への進出が付加価値額、出荷額へ及ぼす影響を比較すれば進出した方がしないよりもそれらの増加を期待できる⁴⁾。そして第3に、先進的で独創的な新技術の開発、事業化による創業を促進する可能性である。開業、創業のいずれも地域経済活性化、新雇用創出にとり有効であるからこれらの可能性を政策的に追求することが検討されるべきである。

ここでは、以下の理由から起業を開業と創業に分けて考察する。たとえば、起業者の市場性や事業化に関する情報、知識は相対的に前者で豊富であり能力も高いことが多いが、必要資金量は後者で大きなことが多い。結果的に暖簾分けやスピナウトによる開業の方が全くの素人による創業よりも事業継続の確率が高いとみられるからである。

実際の開業・創業事例には、既存の大企業からのスピナウトや暖簾分け、社内ベンチャー、中小企業の新事業への進出、学生や主婦等によるものが含まれ、いずれも信用、担保は不足しとくに資金調達が難しい。技術やアイデアの先進性、独創性、その客観的評価だけでなく市場性の調査・分析、商品化、技術研究開発、取引先の開発、経営上のノウハウの蓄積、人材の確保、立地等に関わる困難も多い。さらに失敗のリスクへの懸念から起業に踏み切れないという問題も開業、創業の双方にとって大きな障害になっている。

近年、産業と大学との連携による新事業創出が注目されている。理工系、医学系の大学・研究室に埋もれている、社会に有用な技術シーズを民間企業と連携して実用化、事業化し、産業を新たに生み出すことで雇用を創出し経済を活性化しようというのである。大学と産業の研究を基礎研究と応用研究で役割分担することも有効な方法とみられる。また文系大学にも経済、経営等多部門にわたる比較的豊富な人材を活用し、新たにビジネスモデルを考案したり起業支援に取り組むことを通じ地域社会との連携を深め地域経済に貢献しようという動きが生まれはじめた。学生にそうした活動を奨励する事例も確実に増えつつある。さらには、理工系、医学系大学と文系大学が連携する事例もみられる。産学両者の連携を円滑にするコーディネーターとして行政が重要な役割を担う局面は増えている。

2 ビジネス・インキュベーション

1959年、米国ニューヨーク州バタビアに今日的意味で最初のインキュベーター Batavia Industrial Center が J.マンキューズによって開設された⁵⁾。NBIA (National Business Incubation Association) 理事長 D.アトキンスによれば、その後開設された同様の施設を表現する言葉さえその当時はなく、ひとつの産業としてインキュベーションが認知されたのは80年代になってからだったとされる⁶⁾。ここではまず、この領域の用語のいくつかについて簡単に述べ、つぎにこの必要性や関連する問題点等について述べる。

インキュベーター

元来、インキュベーター incubator は卵を孵化させるとき用いる孵卵器を意味する⁷⁾。マンキューズが約9万m²の建物を仕切り共同事業所 (shared office) として貸出すとともに様々な支援サービスを提供した小企業、慈善団体、創業者のなかに養鶏業者がおり、その鶏が辺りを走り回っていたことからその施設を business incubator と冗談まじりに説明したことに由来する⁸⁾。

ビジネス・インキュベーター (以下インキュベーター) は開業者、創業者の支援を目的に効率的かつ効果的なその実現の場と機会を提供する総合的支援体制である。それゆえ、支援サービスのない施設の場合インキュベーターに該当しない。インキュベーターは、それ自体および仲介ネットワークが提供する支援の資源やサービス全体を組織化し、その運営、開発を通じ支援対象企業 (クライアント) の発展を図る⁹⁾。また、インキュベーターは研究開発を行なう中小企業等に対しては創業自立の場と機会を与える支援を通じ新産業創出を図る。換言すれば、これは開業者、創業者のための支援プログラムの開発と提供を通じた新産業創出のためのトータル・システムの一部なのである。

提供する支援はインキュベーション・マネージャー (後出) により適切に管理運営された施設・設備と監督された支援プログラムの2つから構成される。その支援を受けるクライアントには当該施設・設備を占有し支援プログラムに参加してスタッフや資源からサービスの提供を受ける企業とそれらを占有せずにサービスの提供を受ける企業の2種類がある。クライアントが支援を受けるには、審査を受ける必要があり、場合により施設・設備の賃貸料やサービスの使用料を負担しなければならない。

インキュベーターは支援対象によって概ね以下に分類される¹⁰⁾。

- ①技術系インキュベーター ソフトウェア、医薬・医療、バイオ技術、ロボット工学、科学機器の考案といった新たに登場した技術系企業の成長を支援する。高度の技術水準、実験・研究施設を必要とする。将来、リーディング産業になる可能性がある。
- ②多用途型インキュベーター 機械、金属加工、電気・電子機器といった小規模製造業、サービス、流通、テクノロジー、その他のあらゆる種類の企業の成長を支援する。
 - a. 産業集積地型—既存開発型企業の産業集積地域に立地する。スピアウト、異業種交流等から生じる。地域産業振興の観点から自治体支援例が多い。
 - b. 都市活性化型—ビルの所有者が空ビル等を活用して実施する事例が多い。
- ③営利目的型インキュベーター VC（ベンチャー・キャピタル）が利得を得ることを目的に投資先企業を入居させ株式公開までを支援する。
- ④弱者救済型インキュベーター 失業率が高い地域や自然災害の被災地等の経済的困難に直面している地域にある企業、あるいは低所得者や少数民族、女性等が所有する企業の成長を支援する。

インキュベーション・マネージャー

インキュベーション・マネージャーは主にインキュベーターの管理・運営、支援プログラムの開発・実施、クライアントの入退去審査等を通じて責務を遂行する。その役割はつぎの3つにおかれる。まず第1に、開業・創業支援であり、これが中心的役割となる。第2に、事業家を志す人材を輩出する役割である。そして第3に、支援した企業の適正な立地、配置を図る役割である。インキュベーション・マネージャーには同時にこれら全てに配慮したインキュベーターの管理運営が要求されるが、当該インキュベーターの運営開始後の状況次第でこれらへの配慮が不均等なことがある。

インキュベーション・マネージャーの業務は、支援プログラムを開発、組織化し、クライアントへの支援プログラムにもとづき支援サービスを提供することにある。これには開業・創業支援に有用なインキュベーター内外の物的・人的資源、諸制度等に関わる知識、情報の収集、蓄積、組織化、ネットワーク化とそれらに基づく支援プログラムの開発と提供も含まれる。クライアントとの信頼関係を築き日常的な相談相手や助言者として対し、非日常的なコンサルティングのためには弁護士、弁理士、司法書士、税理士、公認会計士等の外部の有資格者を紹介する必要もある。インキュベーター施設自体の管理運営に関わる資金調達、広報、応募者の審査等に関わる職務、施設・設備の賃貸料やサービスの使用料をクライアントから徴収する職務を遂行しなければならない。

またインキュベーターおよびインキュベーション・マネージャーはこれらについて、そしてクライアントの途中退去や卒業後の成長等について成績評価を定期的に受けなければならない。

インキュベーション・マネージャーには経営や経済に関する広範かつ専門的な知識、豊富な人脈、目利きとしての豊かな才能等が要求される。財務会計、管理会計、経営戦略、販路の開拓や販売促進、宣伝、技術・事業シーズの市場性評価、価格づけ、マーケティング、資金調達、市場、消費者行動、政策、国際経済、企業法務等に関わる理論や制度のように、要求される基礎的および専門的な知識は広範かつ多岐にわたる。

インキュベーション・マネージャーの重要性

2000年現在、インキュベーター施設は全国に203施設(うち159は非営利型、44は営利型)設置されている。しかし、ハード面の公的支援策として整備されたため、非営利型施設のうちインキュベーション・マネージャーが配置されているのは36施設22.7%に過ぎない¹¹⁾。インキュベーターは単なる構造物でも貸問業でもない。有効な創業支援にまで至らず、本来の基本目的の達成や効果といった点で失敗と評価せざるをえない事例が多い。

とりわけ創業時の企業にとって、必要なときに適切な相談相手がいたりそれを紹介される意義や重要性はきわめて高いとみられる。それゆえ、インキュベーターの効果的運営のためにはソフト面の整備を欠くことができない。

創業志望者はいくつかの障害から創業にまで至らない、あるいは折角創業しても事業化にまで至らないことが少なくない。その原因は、各事業段階で研究施設・機器、資金等に関わる基礎的な問題を自立的に回避、克服する能力や知識が創業者に不足することにある。経済効果の大きな技術や事業の可能性がそうした原因で制限されるならば、実現可能な経済利得、国益、雇用を拡大する機会を逸していることになる。したがって、そこに何らかの外的な支援につながる政策的施策、方法を講じる意義が見い出される。

創業期の企業にとって障害になるのは、資金調達、取引先の開発、人材の確保、技術・研究開発、経営ノウハウの蓄積、商品化、市場の調査・分析である¹²⁾。中小企業庁の99年12月の「企業創造的活動実態調査」によれば、創業時の課題として、資金調達(62.3%)、取引先の開拓(49.7%)、人材の確保(41.3%)、財務・会計(20.2%)、技術・研究開発(15.4%)、市場の見直し(13.7%)、商品化(11.9%)が、そして創業支援策への要望として、開業資金の融資(70%)、人材の確保・斡旋(31.1%)、取引先の斡旋(26.9%)、

支援者との出会いの場（19.8％）、事業環境についての情報提供（17.5％）、設備・工場の貸与・提供（17.1％）、技術・研究開発の指導（15.4％）、財務・会計の指導（15.2％）、VC等による出資（15.1％）があげられた。創業段階で、当該企業にはこれらの障害を効果的に回避する能力が不十分なので、この段階で事業を軌道に乗せるには大きな苦勞を伴い失敗することもある。こうした障害の克服にとってインキュベーション・マネージャーが大きな成果をもたらさう。

インキュベーターの整備と機能の拡充

インキュベーションの必要性が認識され、施設の設置が進んだ一方、インキュベーション・マネージャーが不足しているため、それらがインキュベーターとして必ずしも十分に機能していない。インキュベーション・マネージャーはインキュベーターを有効かつ効果的に機能させるのに不可欠な人材である。わが国におけるインキュベーターの設置は全国で200余りを数えるまでに進んでいるが、効果的機能の発揮という観点から必ずしも積極的な評価が下されるまでには至っていない。その主要な原因のひとつが施設の設置を優先しソフト面の重要性を認識せずにきたことにある。

既設施設の有効活用は、インキュベーション・マネージャーとして適切な人材の見出と配置に相当依存するといっても過言でない。しかし、そのための人材および必要人員を確保する体制が未整備である。人材育成には時間、費用を要する。それゆえ、現状を最も効果的に打開するためには、緊急の課題として区内の経験、知識、実績の豊富な中小企業経営者を地域エンジェル¹³⁾として人的資源を活かすことができる仕組みの整備が急がれる。まず、その趣旨に賛同を得られる人材の登録、ネットワークの構築を図る。それと同時に、インキュベーション・マネージャーの育成を進め、それを登録する仕組みを整備する。その育成には、外部の機関、組織を利用してもよいし、長期的には区内にそれを設置することが検討される必要があるかもしれない。併せて、インキュベーターへの入居、卒業、退去基準の精緻化と厳格な運用基準を早急に確立する。その後、インキュベーター施設からの卒業生も支援に参加する仕組みを整備する。以上を通じて、高い機能を発揮できるインキュベーターを整備することが求められている。

ビジネス・インキュベーションの推進

長引く不況下、構造調整の過程で摩擦的失業、雇用のミスマッチに対し職業訓練や労働

力の移動先の確保等を内容とする再雇用政策が重要になる。しかし、既存の産業や企業に過剰労働力を引き受ける余裕はない。それゆえ、新たな雇用を創出できる産業が求められている。

雇用創出効果は規制緩和にいくらか期待できる。競争を促進し企業活動が活発化する過程で雇用を創出する可能性があるからである。ただし、新規参入が多数生じない限りそれは限定的で、もし競争で市場が不安定になったり結果的に寡占化が進んだりすればむしろ雇用は不安定になるだろう。それゆえ、規制緩和に過大な期待を寄せることはできない。

雇用創出、経済活動の活性化には、そうした点で全く新たな事業分野や規制の網の目からもれたニッチ産業が有望視される。日本の社会や経済の変化に応じた新事業の萌芽、事業化の促進には新産業を創出する可能性がある。高齢社会では元気な高齢者の豊富な経験や知識と労働力を活用できる事業分野があってもよい。また医療分野、健康・福祉分野、バイオ分野、アグリビジネス等の可能性が高い。さらに電子・光デバイス関連分野、情報通信関連分野、環境・新エネルギー分野が有望な新産業分野とみられる¹⁴⁾。

大学内には、事業化の可能性がありながら活かされないままの技術やアイデアが比較的多数埋もれているとみられる。これらを見出し社会や経済のために実用化、事業化することには大きな意義がある。しかし、研究や教育に職務が特化した多くの研究者や大学教員にそれらの技術・アイデアの市場性、マーケティングに関する情報や知識にもとづく判断能力の保持を期待することはできない。したがって、それらの条件を兼ね備えた人材を効果的に組み合わせる必要がある。産業と大学の連携を図ると同時に人材やその能力の有効活用を可能にすることで創業を創出し活力ある社会を実現することが可能になる。産業界にとって大学の持っている頭脳を活用でき、大学にとっても地域社会への貢献とともにその存在意義を改めて広くアピールできるという利点がある。

現在、理工系大学の技術を企業に移転する方法としてつぎの2つの仕組みが考えられており¹⁵⁾、雇用効果の点でその必要性に対する認識が深まるとともに現実に普及しつつある。第1にビジネス・インキュベーションであり、第2に大学技術移転機構（TLO）である。前者は移転対象を1機関当たり20社程度の創業者に限定し技術移転から各種経営支援までを総合的に支援するのに対し、後者は大企業も含む多数の企業を対象にする。それと異なり、文系大学は開業者、創業者の提案する技術、アイデアを慎重に見極めて支援する。区内の実情に照らせば、今後整備を進めるべき中小企業を対象とした開業・創業支援としてはこの仕組みが適切である。しかし今後は、技術系大学と文系大学の協同を含む産業界と

の連携もありうべき将来のひとつの方向を示しているとみられる。

支援策の現状と課題

東京都特別区では、支援策として「情報の収集・提供」「相談・指導」「人材育成支援」が全区的に実施されている¹⁶⁾。また、「ネットワークづくり支援」「情報化支援」「製品・技術開発支援」「創業・ベンチャー支援」等が一部の区で実施されている。主な支援策の実施状況の全体的概要は以下の通りである。

<u>情報化・デジタル化支援</u>	OA講座や研修会（8区） インターネット等による経営に必要な情報の提供（5区） ホームページの解説に対する助成（4区）
<u>製品・技術の開発支援策</u>	研究開発費の助成（10区） 講習会・コンサルティング・アドバイザー派遣等（3区）
<u>人材育成支援策</u>	講習会、研修会等（20区） 優良従業員、技能者表彰（6区）
<u>創業・ベンチャー支援策</u>	起業家セミナー（7区）
<u>産業立地支援策</u>	工場アパート（4区） 工場建替え用貸工場（5区）
<u>市場開拓支援策</u>	見本市助成（7区） 産業展（5区） 受発注情報交換会（3区）
<u>ネットワークづくり支援策</u>	異業種交流の支援（15区） 若手産業人交流の支援（4区）
<u>国際化支援策</u>	市場開拓支援（5区） 国際規格取得支援（3区）

板橋区による特徴的な支援策としては経営情報化研修、(ISOシリーズ取得を目的とした)品質管理セミナー研修がある。また、産学官交流事業として、企業家と工業高校生のモノづくりシンポジウムによる後継者経営塾、淑徳大学との共催による経営トップセミナーが実施されている。さらに、特別区の相互協力により実施している事業として、製造業を中心とする受発注情報交換会によるビジネスネット事業がある。

全国的には、いくつかの障害に対応するため外的支援制度の整備が進んでいる。資金調

達について中小企業金融公庫等の政府系金融機関や民間 VC (ベンチャーキャピタル) による金融支援が、立地について地方自治体による施設の設置が、経営について民間支援機関による創業支援がある。また新興企業向け株式市場が整備されベンチャー企業への投資事例も増えており、資金調達面でベンチャー企業創業にとり条件整備が徐々に進んでいる¹⁷⁾。

しかし、創業段階のベンチャー企業にとっても、資金調達以外に財務、法務、外部支援制度等について豊富な情報や人脈、的確な知識をもつ人材による経営面の相談相手、助言者を紹介するソフト面の支援を欠くことはできない。さもなければ、政策的に施設、設備を用意しても当初の政策目的が効果的に達成される可能性は著しく低下するであろう。

そのような事態を回避し当初の政策目標を効果的に追求するにはインキュベーターの運営を厳密かつ有効にする必要がある。注意を要するのは、既述の通り、これは単なる構造物でも貸間業でもないことである。残念ながら、工場団地のような建築物に低家賃で入居をさせることがインキュベーター事業、そしてその建造物がインキュベーターだと誤解されることがいまだに少なくない。したがって、適切な人材をそれらに早急に配置すること、そのために有能な人材と必要な人員を確保する仕組みを整備することが必要である。それには区内外の豊富な人的資源を広域的総合的に活用できる弾力的な対応を検討しなければならない。

インキュベーション・マネージャーをインキュベーター施設に配置したくとも必要な人材を必要なだけ確保できないのが現状である。2000年現在、インキュベーション・マネージャーが配置されているのは既述のように22.7%にとどまる¹⁸⁾。その根本原因は適確な能力をもつインキュベーション・マネージャーがきわめて少ないか、いても組織化されていないことにある。したがって、つぎの2点が重要になる。第1点は、既存の地域エンジェルを登録し組織化、ネットワーク化することで、有効かつ有能な人的資源として活用できる体制を整備することである。第2点は、インキュベーション・マネージャーの育成を急ぐことである。2000年から日本新事業支援機関協議会 (JANBO) がインキュベーション・マネージャー育成研修を開始し、1年で20名程度が研修を修了した。JANBOではインキュベーション・マネージャーを2010年までに400個所で1施設当たり1~2人配置するために600人の養成を目標としている¹⁹⁾。また、わが国よりビジネス・インキュベーションの先進地域である米国等海外の研修講座を活用することも検討されてよい。ただし、研修者が公務員の場合、折角費用をかけて研修を受けても人事異動による配置転換で十分それを活かさないことが多い。そのため、その点で何らかの工夫をしない限り政策効果を期待でき

ず、人材、費用の浪費にもなりかねない。

3 板橋区における産業のポテンシャル

板橋区における96年の全産業の事業所数は26,436で、75年に比べ7.0%増加、86年に比べ4.1%減少した。内訳は製造業4,438(16.8%)、卸・小売・飲食業10,389(39.3%)、サービス業5,800(21.9%)、その他5,809(22.0%)である。なお、各業種の割合の最も高い区と低い区は、製造業で墨田区(32.2%)と杉並区(4.2%)、卸・小売・飲食業で台東区(50.2%)と葛飾区(36.8%)、サービス業で渋谷区(37.1%)と墨田区(15.2%)であった。同年の従業者数は86年より3.9%増加して231,100人であり、内訳は製造業55,107人(23.8%)、卸・小売・飲食業65,823人(28.5%)、サービス業56,346人(24.4%)、その他53,824人(23.3%)であった。製造業について業種別工場数の構成比をみると、出版・印刷業(27.6%)、一般機械製造業(11.9%)、金属製品製造業(11.0%)の順になっている。他区と比較して、一般機械製造業が大田区(31.9%)、品川区(19.6%)、江戸川区(17.7%)、目黒区(15.2%)に次ぐ5位、精密機械製造業(9.9%)が1位だという点に特徴がある²⁰⁾。

従業員20人未満の事業所が82.7%を占める。これらの経営者、技術者の経験や知識、実績に裏づけられた能力のポテンシャルはきわめて高いとみられる。したがって、人的資源の有効活用という観点からは、これらを活用できるならば、雇用維持・創出、地域社会活性化のための仕組みのひとつとして地域エンジェルをネットワーク化する意義は大きい。その趣旨に賛同を得られた経営者、技術者を対象に登録を進めること、そのネットワーク化を進めること、行政はそのコーディネーターになることがそのために必要である。

物的資源といった観点からは、区内には既設の施設があるので、インキュベーション・マネージャーを配置すればそれらをインキュベーターとしてより有効かつ効果的に運営することで高い機能を発揮させることができる。また、開業、創業の双方にとり空店舗、空校舎の利用も可能であった方が選択肢が増える。とくに空店舗は業種によって立地面で大きな魅力になりうる。行政は商店街の空店舗調査を進めており、空店舗情報の整理により有効利用できる仕組みが整いつつある。ただし、創業支援としての空店舗、空校舎の提供の場合にはインキュベーション・マネージャーの配置を工夫する必要がある。

板橋区のタウンプランニングにおいて「都市文化・交流の拠点」「みどり・共生の拠点」「健康・ゆとりの拠点」「産業・活力の拠点」という4つの拠点が共生のネットワークを構

成し、これらはそれぞれ地域活動、都市づくりの中心となるゾーンに位置づけられる²¹⁾。開業、創業の重点的支援地区、インキュベーターの配置地区は業種によりこれにある程度準拠することが望ましい。

インキュベーション・マネージャーは不足しており、行政としてそれを育成する必要性は高い。それには既設の育成プログラムを利用した育成²²⁾、区内における独自の育成という2つの考え方がありうる。前者については国内の JANBO による育成プログラムや海外の育成プログラムを利用できる。後者については、区内の大学を中心に育成プログラムを開発しインキュベーション・マネージャーを育成することが検討される必要がある。経済・経営分野について文系大学の人材を活用することができる。地域社会への貢献という点での理解は普及しており、大学関係者の意識改革次第で学内の人材活用について賛同を比較的得やすいとみられる。今後、具体的な調整、仕組みの検討が大学において必要になるであろう。

注

- 1) 地域振興整備公団『2000 戦略的産業立地マニュアル』2000年、1-3頁。
- 2) 中小企業庁編『中小企業白書(2001年版)』2001年、144-147頁。
- 3) 開業率が低い理由として、創業に失敗した場合の生活に与えるリスクの大きさ、サラリーマン志向の強さ、経済的な不安定を嫌う国民性、創業のための技術や知識、経営ノウハウの不足等があげられる。中小企業庁編、前掲書、148頁。
- 4) 新分野に進出した中小企業の付加価値額、出荷額をそうしないものと87年、98年で比較すればそれぞれ+28.7%と+23.1%、+27.1%と+17.7%となり前者の値が高い。『中小企業白書(2000年版)』295-296頁。
- 5) 芝浦工業大学(b)『平成12年度先導的起業家育成システム実証事業「キャンパスインキュベーション活用型起業家及び起業家支援者教育プログラムと支援システム構築に関する実証研究」報告書』2001年、29頁。
- 6) 芝浦工業大学(a)『ビジネス・インキュベーション参考書』2001年、2頁。
- 7) 研究社『新英和大辞典』第5版(1980年)によれば、インキュベーター、インキュベーション、インキュベートの意味は以下のように記されている。
incubator 名詞 incubate する人〔もの〕；人工孵卵器；(早産児・未熟児)保育器；定温器。
incubation 名詞 卵を抱く(かえす)こと、抱卵、孵化、孵卵。孵卵器(保育器など)に入れておくこと、(早産児・未熟児などの)保育。(計画などの)案出、もくろみ他。
incubate 他動詞 <鳥が><卵を>抱く、かえす；<卵を>(人工的に)孵化する。<計画など

を>生み出す、もくろむ、謀る、画策する、計画する。<早産児・未熟児などを（保育器で）>保育する他。自動詞 卵を抱く、抱卵する、巣につく；<卵が>かえる。人工孵化を受ける。<考え・計画などが>生まれる、浮かぶ；次第に発展する、形をなす他。

また有斐閣『経済学辞典』では、incubator はベンチャー・ビジネスの育成を目的に、中小企業を対象として研究開発等を支援するための施設と記されており、incubation business は新産業創出のために研究施設、機器、資金等を援助して研究開発型企業を育成するインキュベーション機能に民間企業が注目し、これをビジネスとして成立させようとするものとされる。

- 8) 芝浦工業大学 (b)、27 頁。
- 9) 芝浦工業大学 (a)、NBIA、「ビジネス・インキュベーションの研究」、3 頁。
- 10) 前掲書、4-5 頁。
- 11) 日本新事業支援機関協議会 (JANBO)・ビジネス・インキュベーション将来ビジョン研究会「ビジネス・インキュベーション将来ビジョン」、日本新事業支援機関協議会 (JANBO)・芝浦工業大学共催セミナー『大学発ビジネス・インキュベーション！大学と地域の連携による地域産業創造基盤の構築』2001 年、9 頁。
- 12) 高橋栄二郎「注目される草の根エンジェル」、国民生活金融公庫総合研究所編『企業活動を支える日本のエンジェル』2000 年、3-4 頁。
- 13) 通常、エンジェルは個人投資家を意味するが、この場合の支援活動には必ずしも投資を伴わなくてよい。
- 14) ただし、効率や能率を促進する情報通信等の技術は当該分野の雇用を拡大する効果をもつが、技術使用領域では労働生産性の向上により雇用を縮小する可能性が高いかもしれない。
- 15) 米国における雇用創出効果はビジネス・インキュベーションで 85 年以降 50 万人、TLO で 99 年 27 万人とされる。坂田一郎「世界における大学の起業支援（インキュベーション）の潮流と日本が目指すべき方向性について」、日本新事業支援機関協議会 (JANBO)・芝浦工業大学共催セミナー、前掲書、34 頁。
- 16) 財団法人特別区協議会調査部資料室『特別区の産業振興に関する調査研究報告書』2000 年、143-149 頁。
- 17) 経済産業省中小企業庁財務課委託による調査では、2000 年 6 月時点でベンチャー・キャピタル・ファンド（投資事業組合）を運用している企業として 185 社を対象に調査票が配布された。経済産業省中小企業庁財務課『2000 年 日本のベンチャー・キャピタルに関する報告書』2001 年。
- 18) 日本新事業支援機関協議会 (JANBO)・ビジネス・インキュベーション将来ビジョン研究会、前掲書、23 頁。
- 19) 同上。
- 20) 財団法人特別区協議会調査部資料室、前掲書、56-83 頁。
- 21) 板橋区都市整備部計画調整課『いたばしタウンプランニング 2 1』1998 年、21-28 頁。

- 22) 2002年1月現在、板橋区ではインキュベーション・マネージャー養成等のための研修事業として2002年度予算を要求中である。

参考文献

1. 板橋区都市整備部計画調整課『いたばしタウンプランニング21』1998年。
2. 国民生活金融公庫総合研究所編『企業活動を支える日本のエンジェル』中小企業リサーチセンター、2000年。
3. 財団法人特別区協議会調査部資料室『特別区の産業振興に関する調査研究報告書』2000年。
4. 芝浦工業大学(a)『ビジネス・インキュベーション参考書』2001年。
5. 芝浦工業大学(b)『平成12年度先導的起業家育成システム実証事業「キャンパスインキュベーション活用型起業家及び起業家支援者教育プログラムと支援システム構築に関する実証研究」報告書』2001年。
6. 地域振興整備公団『2000 戦略的産業立地マニュアル』2000年。
7. 中小企業庁編『中小企業白書(2001年版)』ぎょうせい、2001年。
8. 日本新事業支援機関協議会(JANBO)・芝浦工業大学共催セミナー『大学発ビジネス・インキュベーション!大学と地域の連携による地域産業創造基盤の構築』日本新事業支援機関協議会(JANBO)事務局、2001年。

第2節 インキュベーション・オン・キャンパス

1 大学におけるインキュベーションの必要性

[ビジネス・インキュベーションの発展とその背景¹⁾]

ビジネス・インキュベーション活動は、1959年の米国のニューヨーク州のパタビアのインキュベータに始まるといわれる。60年代から70年代にかけての当初のインキュベータの支援プログラムは、スタートアップ企業に対するオフィス・スペースの賃貸サービス(受付やオフィス設備などの共有サービスの提供)が中心で、ハード面に重点を置いた支援システムであったといえる。その後、1985年に全米ビジネス・インキュベーション協会(NBIA)の設立が大きな契機となり、90年代に入り、「インキュベータ設立ブーム」が起った。現在では、米国のビジネス・インキュベータは850ヶ所(日本は97ヶ所)に上り、最近では毎年100ヶ所以上の速いペースで増大しているといわれている²⁾。

このようなインキュベータの設立が米国で盛んになった背景のひとつは、70年代~80年代における米国の深刻な経済的な不況にある。そこでは、海外からの輸出攻勢等により自動車や鉄鋼といった主要産業が低迷し、それらの主要都市では失業者が増大し、都市の衰退が進んでいった。そこで、地方都市では新たな産業を創出し、雇用を生み出し、地域を再生するためのプログラムが必要となった。それが起業家の支援・育成プログラムとしてのビジネス・インキュベーションである。

また、技術移転や産学連携に対する大学内部での大きな意識の変化もある。1980年のバイ・ドール法以降、技術移転や産学連携に対して大学側の姿勢が大きく変化し、大学での研究成果を実用化あるいは商業化するためにビジネス・インキュベータの積極的な活用が求められた。また、大学間の競争が激化し、その競争に生き残るための実践教育の場としてキャンパス・インキュベータにその役割が求められた。その結果、アメリカでのインキュベータは、大学主導による割合が非常に高いといわれている³⁾。

現在のわが国は、その当時の米国と同様な状況に置かれている。企業環境を取り巻く経済状況は極めて深刻であり、雇用を維持するためには新産業の創出が求められている。また、大学においても18歳人口の急激な減少や国立大学の独立法人化の動きに見られるように、今後は、生き残りをかけた大学間の競争が始まるといっても過言ではない。そこで、大学においては、研究と教育という本来の機能に加えて、地域との連携という新たな視点からのアプローチが戦略的に要請されている。地域との連携あるいは共生を図るための有

力なプログラムの1つがビジネス・インキュベーションといえよう。

[ビジネス・インキュベーションの基本機能]

ビジネス・インキュベーションの基本的な支援機能には、ハード面やソフト面を含む以下のような機能があると言われている⁴⁾。

① 経営面での支援

経営的な支援（基礎的な教育訓練、経営コンサルティング、メンターによるアドバイス、外部とのネットワーキングなど）

専門的な支援（マーケティング、会計、法律などに関する支援）

② 資金面での支援

資金支援を容易にするために財務分析のサポート、提案書（事業計画書）の書き方の指導を含む。ビジネスプランの説明会、懇談会の開催など資金提供者とのネットワークの機会の提供、ジョイントベンチャーの機会の斡旋等。

③ 技術面での支援

大学の教官や学生からのコンサルティングや共同研究の斡旋、外部の研究開発施設の利用の斡旋、研究開発のアクセスの提供など。

④ 施設面での支援

起業家の入居が可能なオフィス、会議室やサロンといった共有スペース、試作室や実験室などの特殊仕様のスペース、情報通信関係機器、図書室、高価な試験・研究機器などのハード面での支援。

[大学とビジネス・インキュベーション]

一般的には、ビジネス・インキュベーションは上記のような支援機能を有するが、これらの機能は主に施設及び人材に依拠するところが大きく、大学側で抱えている豊富な人的・物的資源が活用できれば、起業家の支援・育成にあたっては、大学も大きな役割を果たすものと期待されている。すなわち、大学には、新産業を創出するための研究機能とそのための研究設備が充実しており、そのための豊富な人材やスタッフを抱えており、広大なキャンパス内に施設・設備を備え、専門的なアドバイスを行う人的なネットワークの場が提供されているからである。また、すでに長年培った教育プログラムにも蓄積されたノウハウがあり、体系的に学ぶためのシステムが構築されている。このようなことから、ビ

ビジネス・インキュベーション活動を行う場としての大学の役割は重要であろう。現に、アメリカでは、大学発のインキュベーションは盛んに行われており、大学に関連したインキュベーション活動の成功例は高いともいわれている。

また、2001年5月に、日本新事業支援機関協議会（JANBO）で「ビジネス・インキュベーション将来ビジョン」が発表され、そこでは大学の積極的な関与が期待されている。それによると、大学によるビジネス・インキュベーションへの積極的な参画は、大学における実践的な起業家教育や大学発の技術の迅速な事業化等に大きく寄与するものであり、人材の支援や企業家の供給に大きな役割を果たすとともに、新事業を創出する上で必要となる大学のリソースは積極的に提供されなければならないことが指摘されている⁵⁾。

2 わが国におけるビジネス・インキュベーションの実態

わが国の起業家支援のためのビジネス・インキュベーションは、次のように分類することができる⁶⁾。

- 企業内インキュベーション・システム
- 地域インキュベーション・システム
- 大学インキュベーション・システム

上記の企業内インキュベーション・システムは、大学と地域との連携を主旨とする本報告の内容から外れるため、ここでは地域と大学インキュベーション・システムを検討対象とする。地域のインキュベーション・システムには、リサーチ・コア（サイエンスパーク、リサーチパーク）、ニュービジネス協議会、ビジネス・インキュベータ（起業家支援施設）、クラスター創造活動などがある。その中で、80年代のテクノポリス構想の下で各地域に展開されたのがリサーチ・コアあるいはサイエンスパークである。これらのインキュベーション・システムは施設を中心として展開され、ハード先行の起業家支援に内在する問題も多く含まれており、今後、大学においてキャンパス・インキュベーションを展開する上で、多くの示唆を与えてくれると思われる。そこで、その代表例としてかながわサイエンスパークを対象として起業家支援の実態を検討してみることにしよう。

[かながわサイエンスパーク（KSP）⁷⁾]

KSPは1989年に開業した日本で最初のサイエンスパークであり、第三セクター方式による起業支援の代表的な組織である。重化学工業から知識・技術集約型産業への転換を図

るために、神奈川県や川崎市などの支援に基づき、550億円という巨額の資金を投じた大規模戦略プロジェクトといえる。KSPは、株式会社ケーエスピーをインキュベート事業の中核として、財団法人神奈川科学技術アカデミー(KAST)や神奈川高度技術支援財団(KTF)などと連携して支援活動を展開している。株式会社ケーエスピーでは、以下のような事業を行っている。

- ① インキュベート事業
- ② 情報交流事業
- ③ 施設サービス事業

ここで、中心事業であるインキュベート事業は、創業支援業務、ビジネス支援業務、教育研修業務に分かれる。創業支援業務とは、これから創業に挑戦する人、創業直後の会社を軌道に乗せようとする人に、開発スペース（ラボ室）やオフィスの提供と各種の支援サービスを行い、事業基盤の確立と成長の支援を行う。具体的には、人や企業の成長段階に応じて、以下のような支援内容となっている。

・シェアードオフィス

創業あるいは創業直後の個人や企業を支援するために、小スペース（12㎡から31㎡）を低廉な賃料で提供している。契約期間は1年で、最長3年まで延長が可能。

・スタートアップルーム

創業から創業後5年未満の個人や企業を支援するために、独立した部屋（37㎡から150㎡）を提供している。契約期間は原則5年で、保証金は別途必要となる。

シェアードオフィスでは、準備段階からアーリーステージの初期段階までの企業を対象としており、スタートアップルームでは、アーリーステージの後期から成長段階にいたる企業を対象としているといえよう。これらの企業に対しては、スタートアップ企業懇談会などにより企業間の相互交流が図られており、大学・学会等とのネットワークにより、学術的なベンチャービジネスの最新情報や支援策が提供されている。

ビジネス支援業務に関しては、ビジネスサポートセンターで、外部ネットワークを利用した創業や成長に必要な各種のサービスを提供している。また、教育・研修業務に関しては、KSP マネジメントスクールで、ビジネスプランの作成を中心においたカリキュラムを編成し、起業型人材を育成するために、理論教育を徹底するとともに、現場重視、実践重視の教育を行っている。

KSPの問題点としては、研究面では基礎研究を重視した公募方式による研究スタイルを

採用しているため、その研究成果の事業化あるいは商業化の面で問題があることが指摘されている⁸⁾。また、施設面に関しては、その発展段階に応じて求められる支援が異なり、そのすべてに対応する場合には、かなり大規模な施設・設備と多様な施設仕様が求められることになる。また、単にハード面での施設の提供だけでなく、対象企業の発展段階に応じた各種の総合的な支援（技術的、資金的、経営的支援）が必要である。また、教育面に関しても多様で体系的な育成プログラムが編成されなければならないし、そのための外部の専門的なネットワークが構築されなければならない。これに関しては、「起業支援にとって「ハコモノ」は重要なインフラではあるが、ソフト面における支援がどれくらい提供できるかということがインキュベータにとっての生命線であるという点ではないか。」という指摘もある⁹⁾。

ここでの KSP のケースでは、ビジネス・インキュベータの起業家支援に関して、ハード面やソフト面での実際の総合的な支援プログラムの一例を示すものであるが、このような大規模な戦略プロジェクトともいえるインキュベータの起業家支援は、当面の関心事である地域振興に基づく起業家支援のケースにそのままでは適用可能ではない。そこで、次に、人口や予算規模が板橋区と比較的近い尼崎のケースを取り上げてみることにする。一般に、サイエンスパークやリサーチコアは、各地に豪華な施設が建設され、ソフト面での立ち遅れが表面化する傾向にある。この点を裏付けるのが予備調査を行った尼崎リサーチ・インキュベーションセンター（エーリック）の事例である。

[尼崎リサーチ・インキュベーションセンター¹⁰⁾]

「尼崎リサーチコア」は尼崎市の産業振興施策として整備されたものである。その中心施設が尼崎リサーチ・インキュベーションセンターである。これは、先端的な研究開発や新事業に取り組む企業に施設を提供し、産業構造の都市型化を図る人材の育成や交流等の各種交流事業を行うための施設である。民活法の認定を受け、国・県・市・地域企業などの出資により、1993年（平成5年）にオープンし、第三セクターの株式会社エーリックが管理・運営している。主な事業内容は以下のとおりである。

① インキュベーション事業

新規事業開拓や新製品開発に取り組む研究開発型企業・起業家への施設提供（賃貸）及び育成・支援活動を行っている。

② 交流事業等

産業関連の各種交流事業、人材育成事業（各種研修会等）の実施、及び共同開発、異業種交流事業等のコーディネート活動を行っている。

③ 施設管理運営事業

長期賃貸施設、一時利用施設、駐車場の管理運営などを行っている。

④ 情報通信等支援事業

入居企業にインターネット接続サービスの提供、及び「尼崎技術・情報プラザ」の設置により技術・情報相談の拡充を図り、高度化推進を目指す企業への指導・支援活動を実施している。

施設に関しては、長期賃貸施設として、一般企業向けに事務室・試作・実験室（標準スペース 81 m²）、研究開発型施設（インキュベータ）としてベンチャーオフィス（9.9～15.86 m²）、スモールオフィス（13～19 m²）、ミドルオフィス（39～44 m²）がある。

予備調査によれば、ソフト面での支援事業は、交流事業として講演会や入居企業等の交流会、年4回ほど予定されている経営セミナー、PR誌やホームページで行う入居企業の紹介事業などを行っているが、実質的なインキュベーション・マネジャー（IM）がいないためか、KSPに比べあまり積極的な支援内容であるとはいえない。また、入居企業には起業家よりも技術面での競合関係にある一般企業が多いためか、起業家支援において重要と思われる卒業企業との交流はほとんど行われていないとのことである。

エーリックの予備調査からは、施設を伴うインキュベーションのいくつかの問題を指摘しうる。現在のところ財政面に関しては、全般的に企業業績が低迷していることもあり、収益改善には苦慮しているとのことである。その理由としては、不景気のために入居企業が賃料を滞納しているという当面の問題もあるが、施設の専有面積の3割は共有スペースであるという採算面での構造的な問題があり、それが収益の改善を阻む一因となっている。しかし、最も重要な要因は低い入居率にあるといえる。入居率は74%であるが、県や市からの入居を除くと、実質的には50%の入居率といえる。その理由としては、当該施設が地域企業のニーズに十分に適合していないことが考えられる。高い入居率を維持するためには、事前に地域の起業家ニーズを十分調査検討し、その設立当初から、それらのニーズに応じた施設を提供できるように、起業家の成長段階に適した施設仕様を施すことが求められよう。また、本格的なIMがいないため、入居企業への日常的な経営支援が不足していることもその一因となっていると推察される。エーリックは株式会社であることから、どうしても単年度ベースでの採算性が求められており、起業家支援という長期的な育成事業と

のコンフリクトを常に抱えているともいえよう。

本来、リサーチパーク（あるいはサイエンスパーク）の目的は次のように多様である¹¹⁾。

- ① イノベーションの推進
- ② 産学協同の展開による研究・教育の変革
- ③ ベンチャー企業・ハイテク産業の集積による地域振興
- ④ 雇用の拡大

したがって、サイエンスパークはもともと研究開発機能を中心とするハイテク産業集積の場であり、起業家支援はその目的の一部に過ぎず、必ずしも設立当初から起業家支援が求められていたわけではない。それはエーリックでのインキュベータ施設であるベンチャーオフィスが2000年によく開設されたことから窺える。そこで、施設を伴うインキュベータの問題点を踏まえ、次に、設立当初から起業家支援を意図していたキャンパス・インキュベーションの事例を検討する。大学での本格的なビジネス・インキュベーションは3例（小樽商科大学、龍谷大学、高知工科大学）であるとのJAMBO（日本新事業支援機関協議会）の調査結果もあることから、その中から予備調査も行った龍谷大学の事例を検討してみることにする。

〔龍谷大学の事例¹²⁾〕

龍谷大学は、1989年に滋賀県と大津市の支援により、「社会（地域）に開かれた大学」を標榜し、滋賀県大津市瀬田に理工学部と社会学部を開設した。その当初から理工学部は地域の科学技術の発信基地としての役割を担っており、その当時地場産業を中心とする異業種交流活動が盛んに行われていたこともあり、そのような「地域交流センター」を構想する中で、1994年に、瀬田キャンパス内に、キャンパス・インキュベータ機能を有する龍谷エクステンションセンター（Ryukoku Extention Center 略称REC）を設立した。

REC内には、レンタルラボ（58.8㎡～71.9㎡）やレンタルオフィス（24.1㎡～25.7㎡）が設けられ、地域企業のニーズに応じて最新の実験機器が配置されている。レンタルラボは、単なる貸し研究室ではなく、その入居者は、REC内の施設・設備を利用するとともに、大学スタッフからの技術支援を含む各種の総合的な起業支援を受けることができる。その意味で、RECは、わが国初の本格的なキャンパス・インキュベータともいえよう。

RECでは、生涯学習、産学交流、キャンパス開放を活動の柱として、主に、以下のよう
な4つの事業を行っている¹³⁾。

- ① 生涯教育・リカレント教育：龍谷講座、語学講座、コンピュータ講座、社会福祉講座、その他
- ② 産官学連携：中小企業への技術指導、受託研究、共同研究、その他
- ③ ベンチャー企業の育成：レンタルラボ、技術評価、その他
- ④ コーディネート活動

これらのうち、生涯学習としては、200以上の講座（今後300に拡大予定）が開催されており、RECの収益事業を支えている。産官学の連携事業としては、科学技術庁や滋賀工業技術センターなどからの委託研究、入居企業や学外研究機関との共同研究などを行っている。また、レンタルラボの入居企業は、大手企業からのスピンアウトのケースも多いが、ソフト系のキャンパスベンチャーも2社ほど入居しており、技術、経営、資金支援を含む総合的な支援を行っている。従来のレンタルレボには手厚い支援を行う専門家がいないという事前に行った調査結果から、RECでは、各研究設備には担当するスタッフが配置され、入居企業の技術支援を含む各種の相談に対処するとともに、入居企業間の交流事業も促進している。このような入居者へのソフト面での支援が充実していることもあり、開設当初は1社（当初は5室）であった企業が、現在ではレンタルオフィスを含め20社（現在は17室）が入居し、順番待ちの状況にある¹⁴⁾。

入居基準に関しては、KSPでは、意欲のある入居希望者は比較的緩やかな条件で受け入れ、成長できない場合にはインキュベータから退去するような方式がとられていた。この方式は多産多死型なので、多くの入居希望者が必要となる¹⁵⁾。これに対し、RECでは、事業化・商品化の見込みが高く、かつ理工学部教員が支援できることを入居条件としており、入居企業に対しては、公的な評価（中小企業創造活動法による認定など）を受けているかどうかを審査し、事業化可能性の高い企業が優先されている¹⁶⁾。また、RECでは技術力を客観的に評価する「技術評価委員会」を設け、そこで高い評価を受けた企業は地元の金融機関の融資が優先されるが、その意味からも入居審査に一定の基準が求められている。ただし、その場合には、RECの本来の趣旨である創業支援とどのように調整すればよいか課題となるといえよう。

一般に、インキュベーション・マネジャー（IM）の役割は、主に、インキュベータ内部での総合支援だけではなく、外部の協力者とのリソースネットワークの形成にあり、技術シーズの実用化あるいは商品化のためには、産業界との橋渡しの役割が重要である。RECでは、この役割はRECフェローが担っている。しかしながら、RECには理系出身のスタッ

フが多いため、マーケティングなどの経営支援の面で十分な対応ができないケースがある。その結果、入居企業の中には販路を自社で構築することが容易でないために、大手企業との OEM により販路先を確保しているケースも見られる。REC では、日頃から地域との異業種交流活動やインターンシップ制度などを通じて産業界との連携を図っているが、今後はさらに産業界との連携を深めていくことが課題であり、その際、社会系学部との一層の協調関係が必要になってくるといえよう。

REC の起業支援のケースでは、当初から「地域社会へと開かれた大学」を標榜していることから、地域企業との連携を深めるために、地域企業のニーズに応じた技術支援や施設・設備の支援に力点が置かれており、創業支援（ビジネスプランの作成などの）の機能というよりも、すでに技術シーズを有する企業（特に、スピナウトした企業のケース）の成長を加速するアクセラレーター機能が中心的役割を果たしているともいえよう。

〔その他の大学の事例〕

① 山口大学の事例¹⁷⁾

山口大学では、1995 年（平成 7 年）に、独創的技術に裏打ちされた「新ビジネス」、「新産業」の創出が 21 世紀の戦略的な課題であるとし、ベンチャー精神に富んだ大学院生や若手研究者の養成を目的に掲げ、山口大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（YU-VBL）を設置した。1997 年（平成 9 年）1 月に、山口大学常盤キャンパス（宇部市）に最新の設備や機器が設置された YU-VBL の建物が完成し、本格的な研究活動が行われ、以下のような事業活動が行われている。

1) ベンチャー・ビジネス特論（大学院対象）

理工学系だけでなく、経営学・経済学分野の知見も含めた系統的なカリキュラムが必要であるとの認識の下で、少人数の講師による連携した講義が行われている。企業人の問題意識を学生が実感し、共有できるようにとの方針で開講されている。

2) オープンスクール（主として中高生を対象）

若い世代の人達にベンチャーマインドを養成し、現代社会における科学技術の役割や重要性を理解させるために、定期的に公開講座を開催している。

3) オープンラボラトリー

原則として 2 年間で、年度毎に利用実績（利用状況、研究成果等）が評価される。入居者は、年次報告書や成果報告会などの研究発表、研究テーマに関する 1 件以上の

特許取得が義務付けられている。

4) ヤング・スカラー・プロジェクト

YU-VBLでは、学生の発想の斬新さや独創性に期待して、キャンパスベンチャーの育成を目的として、学部生または大学院生による起業家プロジェクトの支援を行っている。助成金額は、年間50万円以下の経費を最長2年間配分される。

② 早稲田大学アントワヌール研究会 (WARU) ¹⁸⁾

WARUは1993年に設立され、学者、研究者、ベンチャー企業支援者、経営者、学生等約300名のメンバーで構成される。企業関係の専門家や経営者のプレゼンテーションやWARU会員のコーディネーターのディスカッションを中心とする月例研究会が月2回開催されている。

1997年に設立された早稲田大学アジア太平洋研究センターの中にあるMBAのカリキュラムにおいて、一般社会人や学生向けに起業家支援講座などの多数のベンチャー企業関係の講座が設置されている。「起業プランニングクラス」では、3ヶ月でビジネスプランを実際に作り上げるコースとなっている。また、メンター支援のためのプログラムとして、「企業アイデア・コンテスト」があり、有望なものについては上記の「起業プランニングクラス」で発表する機会が与えられる。その中から選別されたものが「早稲田ベンチャーフォーラム」でその事業計画を発表する場を設け、上位入賞者を表彰するものである。

3 今後のキャンパス・インキュベーションの方向性

以上のキャンパス・インキュベーションの事例は、現在のところでは、実際には2、3の予備調査を終えた段階であるため、具体的な提言を行うための必ずしも十分な資料が備わっているわけではないが、今後の大学におけるビジネス・インキュベーションの可能性や方向性を指し示すことはできよう。大学が地域と連携し、地域や大学内からの起業家を育成・支援し、ビジネス・インキュベーションを積極的に推進するためには、資金面での制約、施設やスペースの制約、大学スタッフ面での制約、文系大学という制約、外部専門家とのネットワークの構築の必要性など、大学が解決しなければならない多くの課題がある。そこで、以下ではそれらの課題を踏まえ、特に文系大学の立場からどのようなアプローチが可能かを模索してみることにしよう。

〔起業家育成プログラム〕

1) 起業家社会の形成のためのプログラム

アメリカでは、多様なビジネス・インキュベーション機能が展開されているが、その背景には、起業家社会を容認する以下のような価値観があるといわれている¹⁹⁾。

- フロンティア精神やアメリカンドリームといった言葉に代表されるように、新しいことに意欲的に取り組むことが社会的に高く評価される価値観が社会全体に根付いている。
- 個人主義の思想が浸透しており、創業や開業の精神が幼少時から確立されている。
- リスクに対しては果敢に挑戦することを肯定する考え方が浸透しており、失敗したときでも再び挑戦するための各種のセーフティーネットがある。

わが国においては、このような起業家社会への認識が十分に浸透していない現状を踏まえて、今後は地域の小・中・高校への起業家教育にも目を向けることによって、低学年からの起業家育成プログラムにより起業家意識を高揚させることが必要である。その事例としては、既述した山口大学のベーシック・デザイン・オープンスクール（中高校生対象）や小学生を対象とした「早稲田ベンチャーキッズ」などが参考になるであろう。また、地域社会に輩出された起業家を受容するような社会風土を醸成するためには、必要に応じた各種のセミナーや講演会の開催も検討されねばならない。

2) 大学での育成プログラム

講座形式による起業家教育プログラムは、講義や講演レベルのものから、インキュベートルレベルに至るまで様々な段階のものがある²⁰⁾。先に取り上げた山口大学のヤング・スカララー・プロジェクトは、より実践的な起業家養成プロジェクトであり、インキュベートルレベルにあるといえよう。早稲田大学におけるメンター支援の「企業アイデア・コンテスト」もそのようなレベルにあり、その後、実践活動を背景としたベンチャー企業が実現した事例も紹介されている²¹⁾。

このようなインキュベートルレベルでの起業家プログラムを策定するためには、どうしても外部の専門家集団とのネットワーク化が不可欠である。そこで、そのような専門家集団とのネットワーク化の方向性を示すプログラムを考えてみることにしよう。

〔文系大学の起業家支援モデルの一方向〕

起業家を支援するためには、その成長段階に応じて異なる各種の支援プログラムが用意

されなければならない。現在、大学が置かれている資金面、施設面、スタッフ面など多くの制約を考えると、これらの各段階の起業家支援プログラムをすべて網羅的に提供することは困難である。そこで、これら各段階の支援プログラムをシステム化あるいはパッケージ化し、それぞれのシステムのうち特定段階あるいは特定分野の支援プログラムに特化することが必要といえる。その場合、文系大学では、アーリーステージ段階にある企業を対象としたマーケティング・会計・法律などの専門的な支援に特化することが求められる。その際、外部専門家とのネットワークをどのように構築するかが問題となる。各教員の個人的なネットワーク（学会、出身大学、友人・知人など）や大学や地域のネットワークなどを利用することも可能であるが、問題はこのようなルーズなネットワークではなく、緊密な常駐型のネットワークを構築することが必要である。すなわち、各専門家がそれぞれのノウハウを断片的に提供するのではなく、恒常的な相互交流を通じた総合的なコンサルティングにより競争力のある強力な一大専門家集団を形成することが必要である。そのためには、大学スタッフと外部の専門家とが絶えず交流し、コミュニケーションを交わすための恒常的な場の存在が必要である。

そのような場は、都市型の場合には、各地で展開されている SOHO 型のオフィスが一つの参考となる。三鷹市 (SOHO CITY みたかのケース) の場合には、オフィススペースは 5 m²~12 m² であり、10 部屋程度の施設であれば資金的にもあまり大きな制約とはならないであろうし、既存の大学施設の一部を格安で提供することも一案であろう。また、そのような場は、龍谷大学の例に見られるようにキャンパス内にその施設が設けられていることが重要である。そうすることで、大学スタッフとの緊密なコミュニケーションが図られるだけでなく、キャンパスベンチャーを支援する強力な武器ともなるであろう。

ビジネス・インキュベーションを創業や起業を支援するシステムの総称と定義し、インキュベータをそのための施設とするならば、このような専門家集団が入居するテナントビルも「インキュベータ」といえるのではないか。このような専門家の支援は、どの段階にある起業家や創業者にとっても必要な支援であり、いわば汎用性のある支援プログラムであることから多くの需要が見込まれるであろう。

また、「インキュベータ」内に、このような専門家集団が形成されれば、起業家支援に際し、技術支援を必要とする場合でも、理系大学とのコンソーシアムを形成することによって容易に対応することができる。現実的にも、大学間の単位互換という限定された中で彰の国コンソーシアムが形成されており、それを起業家支援のネットワークへと転換するこ

とはそれほど困難な問題とはいえない。このような外部の専門家集団から形成される「インキュベータ」は、今後の文系大学の起業家支援モデルの一方向を示すものといえよう。

いずれにせよ、現在、大学が置かれている状況を踏まえると、今後はできるだけ早急に、上記のような文系スタイルのビジネス・インキュベーションに関するシステムを構築するための具体的な施策を展開することが急務である。そのためには、他大学や各地で展開されているビジネス・インキュベーションの実態を把握するための本格的な調査研究を系統的に行い、その実現に向けて具体化していくことが望まれる。また、現在、個別に行われている本大学での各種の活動（エクステンション活動、講演会・シンポジウム、学部及び大学院での起業家支援講座など）を起業家支援というコンセプトで体系化し、学内でのオフィスあるいは窓口を一本化し、地域企業などとの交流事業を積極的に展開することが必要であると考えられる。

注

- 1) 以下では坂田一郎・藤末健三・延原誠市『大学からの新規ビジネス創出と地域経済再生—TLO とビジネスインキュベータの役割』経済産業調査会を参照した。
- 2) 同上書、p.74。
- 3) 同上書、p.75。
- 4) 同上書、p.79-81 を参照した。ここでの支援のほか国際展開面での支援などがある。
- 5) 日本新事業支援機関協議会（JANBO）『ビジネス・インキュベーション将来ビジョン』2001年5月、p.16-17。
- 6) 『平成12年度先導的企業化育成システム実証事業「キャンパスインキュベーション活用型企業家及び企業家支援者教育プログラムと支援システム構築に関する実証研究」に関する報告書』（芝浦工業大学）、2001年3月、p.33-34。
- 7) 松田修一監修・早稲田大学アントレプレブルヌール研究会編『（新版）ベンチャー企業の経営と支援』日本経済新聞社、2000年、p.330-332、上記報告書（芝浦工業大学）のかながわサイエンスパークの項、KSPのHP（ホームページ）などを参照した。
- 8) 上掲書（芝浦工業大学）、p.84-85。
- 9) 同上書（芝浦工業大学）、p.118。
- 10) 以下の尼崎リサーチ・インキュベーションセンターの事例は、2002年1月26日～28日に産業振興班で実施した予備調査（以下予備調査）の結果と当該センターのHPおよびその資料に基づくものである。

- 11) 清成忠男『ベンチャー・中小企業優位の時代』東洋経済新報社、1996年、p.114-115。
- 12) RECに関しては、予備調査とRECのHPと以下の文献を参照した。
日本新事業支援機関協議会（JANBO）・芝浦工業大学共済セミナー『大学発ビジネス・インキュベーション！大学と地域の連携における地域産業創造基盤の構築』（2001年11月）のセミナーレポート、堀川武「大学における起業支援の取り組みと課題」と梶川義実「ビジネス・インキュベーション 将来ビジョンと大学連携インキュベーションの現状」の項参照。
- 13) 堀川武、上掲書、p.67。
- 14) 同上書、p.68。
- 15) 前掲書（芝浦工業大学）、p.85。
- 16) 梶川義実、上掲書、p.27。
- 17) 以下では、梶川義実、前掲書 p.11、平泉洋「山口県における産学官連携の取組状況等について」『大学発ビジネス・インキュベーション！大学と地域の連携における地域産業創造基盤の構築』（2001年11月）、山口大学のHPなどを参照した。
- 18) 松田修一監修・早稲田大学アントレプレブルヌール研究会編『（新版）ベンチャー企業の経営と支援』日本経済新聞社、2000年、p.24-25。
- 19) 同上書、p.19。
- 20) 同上書、p.21-22。
- 21) 同上書、p.26。

参考文献

1. 大江建・杉山千佳『「企業家教育」で子どもが変わる！』日本経済新聞社、1999年
2. 松田修一監修・早稲田大学アントレプレブルヌール研究会編『（新版）ベンチャー企業の経営と支援』日本経済新聞社、2000年
3. 柳孝一・山本孝夫編著『ベンチャーマネジメント』日本経済新聞社
4. 松田修一『ベンチャー企業』日経文庫、1998年
5. 星野敏『よくわかるビジネス・インキュベーション』同友館、2001年
6. 清成忠男『ベンチャー・中小企業優位の時代』東洋経済新報社、1996年
7. 坂田一郎・藤末健三・延原誠市『大学からの新規ビジネス創出と地域経済再生—TLOとビジネスインキュベータの役割』経済産業調査会、2001年
8. 『平成12年度先導的企業化育成システム実証事業「キャンパスインキュベーション活用型企業家及び企業家支援者教育プログラムと支援システム構築に関する実証研究」に関する報告書』（芝浦工業大学）、2001年3月
9. 日本新事業支援機関協議会（JANBO）・芝浦工業大学共済セミナー『大学発ビジネス・インキュベーション！大学と地域の連携における地域産業創造基盤の構築（セミナーレポート）』2001年11月

第3節 大学と行政の連携

1 ベンチャー出発点としての大学

ワシントン大学 (University of Washington: in Seattle, WA) 教授で世界的なベンチャー・ビジネス研究者であるカール・H・ヴェスパー (Karl H. Vesper) 氏によれば「自由な雰囲気には溢れているという点からすれば、アカデミックな世界は、教職員という身分でも、学生という身分でも、いろいろな点で、ベンチャーにふさわしいところである¹⁾」とされ、ベンチャー・ビジネスの出発点として、大学は1つの大きな役割を果たしていることが指摘されている。

また、別の研究者が1982年に実施したあるカナダの大学の工学部の学科長を対象とした調査では、大学の研究からスピノフしたベンチャー企業は、109にのぼり、そのうちの28.5%が、学生によるもので、それらのほとんどは在学中か卒業と同時に創業しており、そしてその残りは、教職員によるものであったということである²⁾。

このように大学（とりわけ理科系学部あるいは学科）は、合衆国ではベンチャー・ビジネスの創出に非常に大きな役割を果たしている。そしてまた、わが国においてもそうなりつつあること、あるいは将来そうなるであろうことは、他の章ないしは他項でも論じているように、わが国のベンチャー・ビジネス開発・育成においても重要な鍵となっているということは言うまでもない。

このベンチャー・ビジネス創出の1つの重要な源泉である大学の学生が、在学中あるいは卒業後にベンチャーを開始する方法として、上述のカール・H・ヴェスパー氏は、その調査・研究から次の7つの方法を挙げている³⁾。

- ① 大学内での副業…大学という市場を対象にしてキャンパスから生まれるベンチャー。
- ② 大学外での副業…大学を超えた市場を対象にしてキャンパスから生まれたベンチャー。
- ③ 履修科目からの立ち上げ…単位取得のためのコース授業から立ち上げたベンチャー。
- ④ 履修科目のさらなる追求…コース授業のときにベンチャーの輪郭ができあがり、それがのちにベンチャーの始点となる。
- ⑤ 課外活動での追求…在学中は副業として組織され、卒業後開始されるベンチャー。
- ⑥ 中途退学ベンチャー…卒業前に退学し、ベンチャーの開発へと向かう。
- ⑦ 卒業と同時の開始…卒業後に、既存の会社に就職するのではなく、新しい会社を設立

するベンチャー。

これらのうち、ベンチャーの出発点として最も多いのが、第1番目のタイプであり、その次に多いのが2番目のタイプであると彼は報告している。それらを纏めて表にしたものが図表-1である。

図表-1 学生起業家ベンチャーの多様性

食品の個別訪問販売 フード・スタンド 飲食品の配達 観客への食べ物販売 学生の両親への通信販売方式のケーキ販売 大学の記念品の販売—マグ・カップ、衣料品、貴金属、記念品、 タ タン、文房具 嗜好品の販売—ハイファイ・セット、書籍類、ギフト商品、レジャー用の薪、花、家具 サービス—ランドリー、リネン、タイプ印刷、コピー代行、家庭教師、書籍交換、理髪、チケット販売、自動販売機、保険、輸送、レンタル、駐車場、仕出業、製本、家具交換、運送、保管、広告、留守番電話対応、ベビーシッター、家事手伝い、庭仕事、仕事斡旋、場内整理、情報；

出所) Karl H. Vesper, *New Venture Strategies*, Prentice Hall, 1989, 徳永豊・二瓶喜博・井上崇通・森博隆・小林一・篠原敏彦訳『ニューベンチャー戦略』同友館、1999年、79頁。

これらのベンチャー事業は、もちろんすべてが大規模なベンチャーへと成長したわけではないが、いくつかの事業は、業界を代表する事業へと成長している。

また、このような学生の学内外の副業から発生するベンチャーの他に、3番目(履修科目からの立ち上げ)、4番目(履修科目のさらなる追求)のタイプのベンチャーが合衆国では数多く立ち上げられ、成長している。その最も顕著な例が、フェデラル・エクスプレス社とナイキ社である⁴⁾。フェデラル・エクスプレス社は、学生の卒業論文がその端緒となって創業・発展した企業であり、ナイキ社は、スタンフォード大学のMBAの学生が、高品質のアスレチック・シューズに関するレポートを学年末に書き上げ、卒業後それを低コストで売り出すことに成功したのが現在のナイキ社の前進となり、今日にいたっている。

このように大学内には多様な資源と情報が存在する。その資源や情報をベンチャーに結び付けていくきっかけ、あるいは楔として大学のカリキュラムが働くように組み立てられたり、自由な発想の機会を与えることが、わが国の現在の大学にも求められてきていると言えるだろう。実際、ワシントン大学のカール・H・ヴェスパー教授⁷⁾「中小企業およびベンチャー事業」に関する授業では、ワシントン州で成功したベンチャー企業の管理者たち

が、週に2回の授業のうちの必ず1回は、講演に訪れ、ベンチャーの発想や事業の組み立て方について講義するとともに、学生たちに問題点やヒントを聞いて帰ることが行われている。

このように、わが国はもとより、板橋区と大東文化大学の間でも、自然科学系の学部・学科を有してはいなくても、大学および区内に眠っている資源や情報を活用することによって、地域だけではなく、さらに広範囲な領域での経済に貢献するベンチャー・ビジネスを創出することは、不可能ではないと思われる。

その1つの例を先ごろ JANBO が主催して、研修生を派遣しているアメリカ合衆国ナッシュビルのヴァンダービルト大学のビジネス・インキュベーション研修に見ることができる。

この研修は、短期的なものであり、本来の大学あるいは大学院のカリキュラムと同一であるとか、リンクしているかどうかといったことは定かではないが、内容としては、「マーケティング、会計、資本調達、組織行動、操業、ビジネス・政府・国際経済、企業倫理、ITおよびe-コマース、そしてアントレプレナーとニュー・エコノミー、ビジネス・インキュベーション」が中心に組み立てられている⁵⁾。内容をもう少し詳細に示すと以下のようである⁶⁾。

マーケティング：

経営戦略開発、購入プロセス、市場細分化、製品ライフサイクル、マーケティング・チャンネル、広告、販売促進、価格設定と市場経済、その他

会計：財務会計・管理会計の基本理念および制約

決算報告のプロセスおよびステイク・ホルダー（投資家・債権者）向けの財務諸表の開発（財務会計）、経営管理を目的とした財務諸表の活用（権利会計）

資本調達：

企業における資本調達・運用の基本的問題の分析、株・債権の評価、資金調達および調達費用、市場効率性および企業審査

組織行動：経営ソフト面についての概論

問題解決モデル、心理要素、動機付け、リーダーシップ、創造性、権力、組織形態と構造、制度、組織改革と経営革新

操業：国際操業を中心としたサービス業・製造業の操業管理

操業戦略および分析、品質管理、事業計画支援システム、効率生産およびサプライ・チ

ューン・マネジメント

ビジネス・政府・国際経済：国内および国際経済の発展が経営環境に与える影響

国家収入の決定要因、インフレ、金利、失業率、ビジネス・サイクル、為替レート、合衆国とグローバル経済との関連性に重点をおいた海外投資

企業倫理：企業経営における倫理的ジレンマ、モラルの高揚の機会について

企業経営における倫理的ジレンマについての理解を深めるとともに社員のやる気を引き出すリーダーシップを獲得するためのスキルと自信

IT・e-コマース：

市場における情報技術の進歩が示唆するもの

e-コマースの基礎知識

実際のビジネスにおけるe-コマースのモデルおよびシステム

アントレプレナーとニュー・エコノミー：

情報技術が企業内・企業間の連携促進にもたらす効果、ニュー・エコノミーとアントレプレナーシップの位置付け

起業に関する基礎的知識と新規操業に必要な活動：

ビジネス・プランの作成、新製品・サービスの開発、資金調達、株式公開、

ビジネス・インキュベーション：

ビジネス・インキュベーションの歴史、成功のポイント、現在の動向と企業開発プロセス、ビジネス・インキュベーターの開発と運営

以上がヴァンダービルト大学のビジネス・インキュベーション研修のだいたいの研修内容と枠組みである。これらが、発表された内容のすべてではないかも知れないことに加え、このカリキュラムの組み方自体が適切であるかどうかということは別として、この研修内容から見て、必ずしも自然科学に関係するものだけが、ベンチャー・ビジネスの出発点あるいはシーズであるわけではないことがわかる。見た限りでは、これだけの研究内容ないしはカリキュラムであれば、大東文化大学内で組織することは十分可能であり、その意味では実現可能性が高いといえることができる。

したがって、大東文化大学と板橋区が連携して、社会科学を中心としたベンチャー・ビジネスの開発・育成に関する事業ないしはビジネス・インキュベーションを生成することは不可能なことではなく、むしろそれを行うこと自体にベンチャーの気概が求められているのではないかということも言えるであろう。

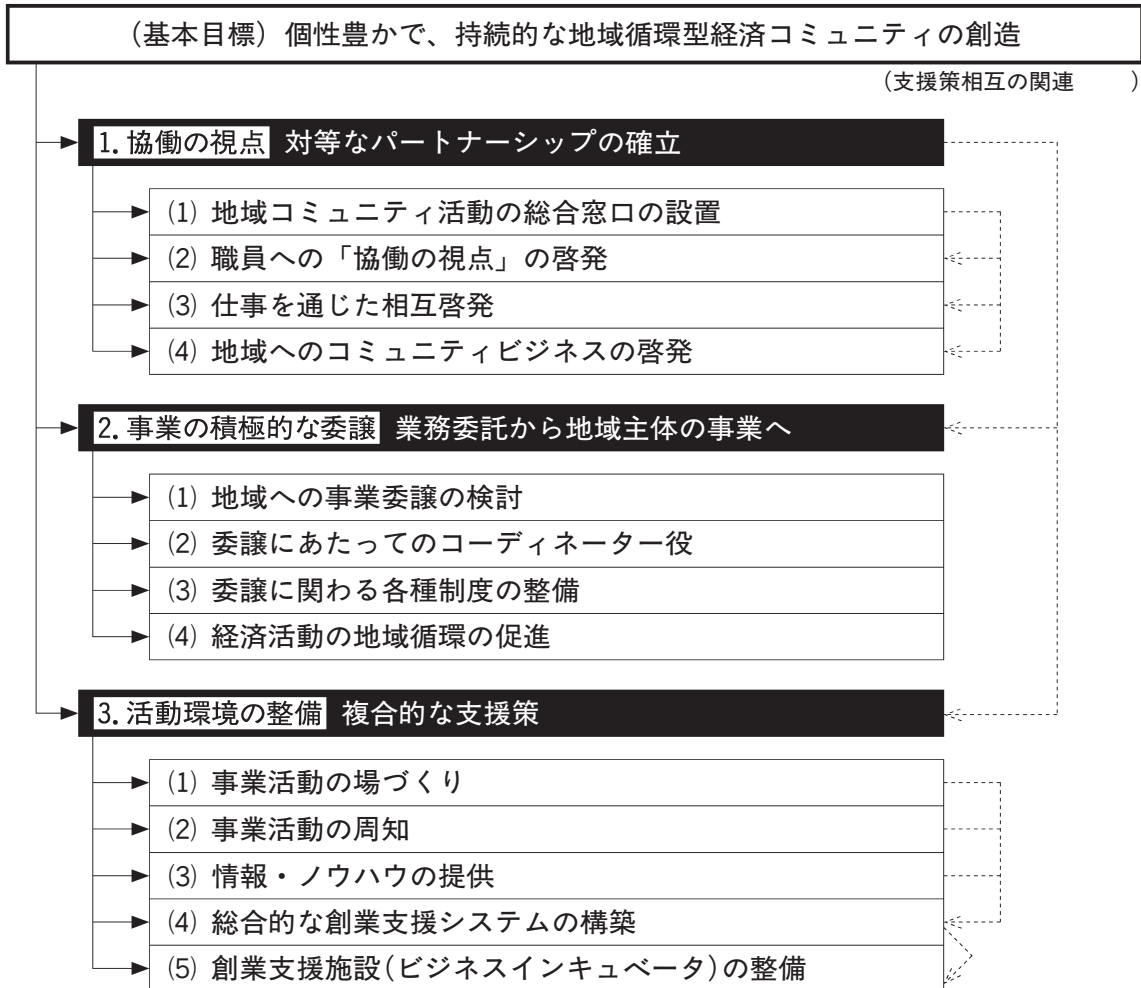
2 板橋区における産業振興策とコミュニティ・ビジネス政策（『産業振興ガイドブック平成12・13年度版』および「平成12年度板橋区経済活性化協議会報告書」による）

板橋区の『産業振興ガイドブック 平成12・13年度版』によれば、板橋区が現在手がけている産業振興策には、「産業育成・振興施設」としての生活産業型工場ビル、ビジネス・プラザ、勤労福祉会館、「相談事業」としては、受発注相談、経営アドバイス、国の窓口相談、東京都の相談・アドバイス、東京商工会議所の相談・アドバイス、「セミナー・情報の提供事業」としては、板橋経営品質賞、パソコン教室、経営トップセミナー、女性のための商業ニューリーダー養成セミナー、勤労福祉会館の各講座、中小企業大学校の研修・セミナー、東京都の研修・セミナー、東京商工会議所の研修・セミナー、板橋産業見本市、板橋産業情報ネット、いきいきタウン、受発注企業情報交換会、東京都異業交流事業、空き工場情報、経営情報の収集、「助成事業」としては、環境製品・技術開発等助成、ISOシリーズ取得助成、見本市等出展助成、中小企業ネットワーク助成、商店街助成、東京都の助成、「融資事業」としては、板橋区の産業融資、東京都・政府系金融機関の融資窓口業務、使途別主要制度、そして「共済制度事業」としては、ハイライフ板橋（勤労者福利共済制度）、中小企業倒産防止共済制度、小規模企業共済制度、中小企業退職者共済制度などがある⁷⁾。また、「平成12年度板橋区経済活性化協議会報告書」では、第3章の「コミュニティ・ビジネスと行政課題」の部分で、(1)住民と行政の対等な役割に基づく“協働の視点”、(2)業務委託から地域主体の事業へということを主眼においた“事業の積極的委譲”、そして(3)総合的な支援策を盛り込んだ“活動環境の整備”という3の方向性から、板橋区がコミュニティ・ビジネスを育成・支援していくために果たす役割としての「個性豊かで持続的な地域循環型経済コミュニティの創造」を基本理念として打ち出しており、行政が取り組むべき支援策として次のような体系がとられる必要があるとしている⁸⁾。

そしてさらに、板橋区が展開するコミュニティ・ビジネスとしての事業展開の方向性として、(1)商店街におけるコミュニティの場作り、(2)ものづくりアイデアの集積地による「板橋ブランド」の創生、(3)NPOなどによる区民IT（情報技術）化推進、(4)学生との協働による町おこし、(5)コミュニティレストランの開設、(6)OA機器の再利用斡旋制度などを提案している⁹⁾。

これら自体は、板橋区が長年培ってきた行政の方向性から、またはさまざまな情報収集の結果として推進あるいは纏め上げたものであるもので、それなりの意味あるいは意図が伺え、実際に取り組んでいるもの、ないしはこれから取り組もうとするものとして妥当な事

図表-2 行政が取り組むべき支援策の体系



出所)「平成 12 年度板橋区経済活性化協議会報告書」板橋区編、24 頁。

業・方向性であると思われる。

しかしながら、現在進行している「産業振興事業」にしても、あるいはまた「平成 12 年度板橋区経済活性化協議会報告書」にしても、いくつかの決定的な問題点を含んでいると思われる。その問題点のうちの 1 つは、現在行われている「産業振興事業」には、全体的な方向性を示唆するより具体性を帯びたビジョンとそれらを実現するための戦略的な計画性に欠けているということと¹⁰⁾、もう 1 つの「平成 12 年度板橋区経済活性化協議会報告書」について言えば、実現可能な具体的な計画がほとんど示されていないことである。無論、後者に関しては、現状分析と提言であるので、詳細な計画については、今後の研究とその結果次第によっては、実現可能なものも出てくるかもしれない。

しかしながら、これらの事業あるいは事業計画を整理し・より実現可能性を高めるためには、あるいはまた、地域を活性化するためのより効果的なベンチャー・ビジネスを創出するためには、何らかの形で大学と行政がより緊密に関係をもち、資源ならびに情報を共有し、そして具体性をもった事業を計画し、産業を創出または支援・育成していく方向性を構築することが求められるのではないだろうか。

3 大学と行政の連携事業の可能性

では、文科系総合大学（ここでは大東文化大学）と行政（板橋区）とが連携して展開できる事業ないしは支援には、どのようなものがあるのだろうか。詳細な検討あるいは分析は他章または他項に譲るとして、本節では、実現可能性のある事業および支援活動の例または試案をいくつか検討することにしよう。

—実現可能と思われる事業および支援策の案—

- ① 大学および区の知識集積とネットワークを利用したベンチャー・ビジネス育成のための講座または研修プログラムの開発
- ② 区および地域産業または企業と連携したベンチャー創出を目的とした大学のカリキュラムあるいはコースの設置
- ③ 学生・教職員が学内副業および学外副業を実行できる基盤の共同開発（インターンシップやアンテナショップなど）
- ④ 学生または教職員のベンチャー・アイデアを吸収し、実現するための基盤の整備とシステムの共同開発
- ⑤ 上記の大学のカリキュラムあるいはコースからのスピノフまたは卒業後創業を支援するファンドおよび支援プログラムの共同開発
- ⑥ 区・地域産業または企業・大学の3者が連携したベンチャー・ビジネス・ファンドあるいはベンチャー投資育成会社の設立
- ⑦ 区および地域産業または企業・大学が連携して運営・管理するビジネス・インキュベーション・システムの構築あるいはインキュベーションそのものの設立
- ⑧ 大学と区の連携による地域住民の知的財産またはスキルを利用したベンチャー・ビジネスの育成・支援のためのプログラムの開発と管理システムの構築

この他にも大学と区が連携して実現が可能であると思われる事業ないしは支援活動は、まだいくつもあるだろうが、今後本当に必要なのは、それらのアイデアをきちんと吸収す

ることのできる柔軟な体制を大学および行政が獲得することと同時に、それらアイデアを実行に移すことのできる実行力、そしてその実行力を支え、後押しすることのできる資金的・制度的・機能的・組織的なバックボーンと行政・大学さらには区民の強い意志であるのかもしれない。

注

- 1) Karl H. Vesper, *New Venture Strategies*, Prentice Hall, 1989, 徳永豊・二瓶喜博・井上崇通・森博隆・小林一・篠原敏彦訳『ニューベンチャー戦略』同友館、1999、78頁。
- 2) 同上書、78頁。
- 3) 同上書、78-79頁。
- 4) 同上書、85-86頁。
- 5) JANBOのサイト(<http://www.janbo.gr.jp>)参照。
- 6) 同上サイト参照。
- 7) 詳細は、『産業振興ガイドブック 平成12・13年度版(板橋区編)』を参照のこと。
- 8) 「平成12年度板橋区経済活性化協議会報告書」板橋区編、19-24頁。
- 9) 詳細は、同上文献24-32頁参照のこと。
- 10) 現行の板橋区の「産業振興策」に関するの問題点のいくつかとその内容については、著者が『地域デザインフォーラム—板橋区と大東文化大学の共同研究中間報告書一』板橋区・大東文化大学、2001年、21-34頁「板橋区のベンチャー・ビジネスの現状と課題」で、もう少し詳細に述べているので参照されたい。

4 板橋区のビジネス・インキュベーションの現状

板橋区では、これまで地域の産業振興のために様々な施策を展開してきたが、これらの施策は、その時々々の社会経済情勢により発生するニーズに対応して実施されたため、新産業の創出という視点はあまり強くなかった。

1997年度にまとめられた『板橋区工業集積地域活性化計画¹⁾』が、新産業創出を盛り込んだ初めての計画であり、今後施策の強化を図っていく必要のあることとして①受注開拓力の強化、②企業間ネットワークの強化、③開発型企業の育成、④時代の要請に即応できる経営者、技術者・技能者の育成、の4点を挙げている。この5か年計画にもとずいて、いたばし産業見本市や板橋経営品質賞、工場台帳システムの整備等の新たな事業を開始した。そして、2000年3月には③開発型企業を育成するため、新たなリーディング産業として環境関連産業を据えた『環境関連ビジネス育成ビジョン²⁾』を策定し、施策の充実を図っている。さらに、2001年12月には、平成13年度板橋区地域経済活性化協議会から「個性豊かで、持続的な地域循環型経済コミュニティの創造－板橋区におけるコミュニティビジネスの活性化について³⁾」が出されるなど、新産業創出と創業支援に向けた動きが活発化している。

板橋区がこれまで行ってきた産業振興施策をビジネス・インキュベーションの視点から整理してみると次のようになる^{4,5)}。

(1) インキュベーション施設

① 生活産業融合型工場ビル⁵⁾

第一工場ビル 1995年3月開設 23室(79.25㎡～174.70㎡)

第二工場ビル 1994年8月開設 10室(102㎡～136㎡)

2棟とも都営住宅と合築されている。また企業と区民の交流の機会を図るための「区民工房」などの地域開放施設を有する賃貸型の工場ビルで、産業コミュニティ研修室、情報提供室、ワークステーションなどの産業支援室を設けている。

入居条件として「区内で一年以上操業していること」があるので、新規創業者は入居できないし、インキュベーション・マネージャーも居ないため、インキュベータとしては不十分であるが、入居者を中心として共同受発注グループ「イタテック」が結成されるなどネットワークの形成とビジネスチャンスの拡大に寄与している。

② 創業支援室 2001年12月開設⁶⁾

区が2001年秋に行った「起業家セミナー」終了後、引き続き創業を目指した情報を集めたいと考えた33人が自主研修グループ「スタートアップビジネス連絡会」を結成し、区への支援を希望したところから勤労福祉会館内に開設したものである。週1回中小企業診断士による無料相談日を設けている。

③ 企業活性化センター 2002年10月開設予定

1室10㎡から15㎡程度の貸しオフィス(約300㎡)入居期間3年
支援施設(約680㎡)パソコン室、研究室、会議室、商談コーナー、ワークステーション、交流・多目的スペース

インキュベーション・マネージャーを月に10日程度配置する。

創業を予定又は創業後3年以内の個人・法人を対象に廉価なオフィスを提供し、区内での事業の立ち上げを支援する。

(2) 開業融資 700万円以内

1999年度までの従業員独立開業融資を2000年度から開業融資と改称し、融資を受ける資格に年齢20才以上の方が区内で開業する場合を加えた。このため、融資に伴う利子補給金額も1999年度の2,757,115円から2000年度は3,515,439円と27.5%増加⁷⁾している。

(3) 助成制度

① 環境製品技術開発等助成 100万円以内(必要資金の3分の1以内)

環境関連ビジネス育成ビジョンに基づいて、2000年度から始まった制度で初年度は4社が助成を受けている。

② パイロット商店街事業

この事業の指定基準は、「(a)防災、福祉、環境等に配慮し、地域のコミュニティ機能を充実させ、活力ある商店街づくりを積極的に推進していこうという意欲が高いこと。(b)社会の変化に対応した先進的商店街づくりを積極的に推進していこうとする意欲が高い商店街が計画した事業で、その事業効果が他の商店街に対してパイロット的役割を果たし、波及効果が期待できるもの。」となっている。商店街が、コンセプトを明確にして、空き店舗を活用した新たな事業をはじめめる場合等に利用することが可能

であるが、これまでの実績はイベントや、防災型対応街路灯整備に止まっている。

(4) 相談業務

経営アドバイス事業として、出前セミナーと経営アドバイザーの派遣を行っている。
また、区が委託する受発注相談員が区内製造業者を巡回し、仕事の受発注先の紹介・斡旋を中心とした相談業務や受発注企業情報交換会を実施している。

(5) 情報提供

(財)板橋区中小企業振興公社が発行する情報誌「いきいきタウン」や各種パンフレットによる情報提供、製造業データベース・いたばし産業情報ネットの構築による区内企業情報の受発信支援を行っている。

(6) 研修業務

① 起業家セミナー（2000年度～）

2000年度テーマ「起業を実現する」

② モノづくり就業体験（インターンシップ）事業（1999年度～）

大東文化大学との連携により、就業体験をとおして企業と学生の交流を行い、人材確保の場を提供するとともに地域産業の振興を図ることを目的として実施しており、体験者が大学卒業後に体験先企業に就職するケースも出ている。

③ 環境関連ビジネス研究セミナー（2000年度～）

2000年度テーマ「環境ビジネス参入へのきっかけづくり」

④ 板橋経営品質賞推進勉強会（1997年～）

経営品質賞は、主に製造業に携わる中小企業の経営品質の向上を目的として、優れた経営の仕組みを有し、実践している企業を表彰するものであり、これに向けた勉強会に新規創業者も参加している。

⑤ 経営トップセミナー 淑徳大学との共催事業

⑥ 女性のための商業ニューリーダー養成セミナー「おかみさん養成講座」

(6) その他

① いたばし産業見本市（1997年度～）

優れた製品や技術の展示を基本とした見本市を開催し、ビジネスチャンスの拡大を図るとともに企業間の情報交換を推進することを目的としている。

2001年度は大学にも出展を要請し産学連携のきっかけづくりを行った。

付帯事業

・セミナー

2000年度テーマ：「ITのインパクトと今後の方向について」

「中小企業支援施策の活用方法」

「中小企業はコーディネート活動と産学官連携で生き残れ」

・ものづくりコンテスト（2000年度～）

都立板橋技術専門校・都立北豊島工業高校の生徒により発案・製造された製品やアイデアの展示を行い、産学公連携を推進する。

- ②中小企業ネットワーク化事業
- | | |
|--------|-------------------|
| 1998年度 | 任意団体の技術向上等活動経費の助成 |
| 1999年度 | ネットワーク化の推進 |
| 2000年度 | 交流会（5団体参加） |

5 ビジネス・インキュベーション機能から見た今後の課題

第1節で述べられているように、ビジネス・インキュベーションを推進するためには、インキュベーション・マネージャーにより適切に管理運営された施設・設備と監督された支援プログラムが必要であるが、これまでの区の施策は一般的な研修や情報提供、受発注の活性化の中で行われている。また、工場ビルにもインキュベーション・マネージャーを配置せず、どちらかという賃貸業の域を出ていなかった。

しかし2000年前後から、個々の事業実施にあたって、創業支援の視点から内容の転換が図られており、既存事業の枠のなかでも創業支援のメニューが整えられ始めている。

また、2001年12月14日に板橋区地域経済活性化協議会から「個性豊かで、持続的な地域循環型経済コミュニティの創造—板橋区におけるコミュニティビジネスの活性化について—」という答申が提出された。この答申では、地域経済の現状を、大企業を中心とした生産拠点の海外シフトや不況の影響による受注減、消費マインドの冷え込み、商店街の空き店舗問題や後継者不足など多様な課題を抱えていると指摘。これらの打開にむけては、産業構造の改革に任せるだけでなく、地域が主体的に取り組むべきものとし、そのキーワードはコミュニティビジネスであると位置づけた。環境関連産業育成ビジョンとは異なる

った切り口から新たなビジネスチャンスとしてコミュニティビジネスを挙げたものであるが、取り組む主体を地域と捉え、従来の行政主導的な思考から脱却して、地域住民・NPOなどすべての地域団体と行政が対等な立場で課題の解決を図る「協働」の視点が重要であるとしている。

そして、行政が行うべき活動環境の整備について、①空き店舗活用などの「事業活動の場づくり」、②区の広報媒体の使用による信用力の付与を伴う「事業活動の周知」、③情報・ノウハウの提供、④創業支援相談やコーディネートなど「総合的な創業支援システムの構築」、⑤創業支援センターなど「創業支援施設の整備」をあげている。

今後、この答申に基づいた具体的な施策が、検討・実施されるわけだが、前にも述べたとおり、区の事業は、既存の産業振興施策をその時々ニーズに合うように修正して「新産業創出支援」となったものがあること、また、国や東京都の補助制度の活用を図りながら進められていること等から、基本方針や全体の体系が見えにくい部分があることは否めない。今後の検討にあたっては、計画的・効率的なインキュベーションが行えるように戦略的な体系を整える必要がある。

さらに、2002年10月には、新たなインキュベーション施設として企業活性化センターの開設や商店街の空き店舗を活用したコミュニティビジネスの創業支援も予定されている。このため、総合的な創業支援システムの構築が急がれるところであり、早急に地域の大学と連携を図り、そのビジネスインフラを活用することが有効と思われる。

産学公の連携という、新技術の共同開発を指すことが多いが、現在、区が進めようとしているビジネス・インキュベーションの内容から見ると、本節第1項でも述べた通り、むしろ、文化系大学との連携の方が有効かつ実現性が高いと考える。

6 大東文化大学と板橋区の連携に向けて

板橋区と大学との連携は、これまでのところ、区が産業振興施策を進めるための計画策定にあたって、検討会に学識経験者の参加を求めたり、セミナーの共同開催やインターシップの実施程度で、行政が主体的に事業を進める中で、大学に個別に協力を依頼してきたというレベルに止まっていた。

産業振興部会では、地域経済の活性化のためには、産学公民連携による新産業の創出が重要であるとの認識に立ち、検討を行ってきた。すでに開設されているインキュベータをみると、設置場所や運営主体が大学によるものでは、産学連携は順調に進んでいるが行政

との関係は薄い様に見受けられる。また、行政（第三セクターを含む）が設置運営しているものでは、大学とは個別的な連携が行われているケースも見受けられる。板橋区は本年10月にインキュベータを開設する予定であり、大東文化大学と連携してビジネス・インキュベーションを進めるためには、第2節で述べられている通り、大学の体制整備も必要であろう。

Jllie Holland氏（NASAの技術を商業化・事業化するためのインキュベータのディレクター）がアメリカの事例の考察から大学との連携が成功する10の要因を挙げていることが『テクノロジーインキュベータ成功の条件⁸⁾』の中で紹介されている。

成功の要因

- ①学長、学部長などからの積極的サポート
- ②影響力のあるリーダー(Champions)の存在
- ③事務当局幹部の参画
- ④大学とインキュベーター両者の目標(Goal)の収斂
- ⑤具体的なプログラムの形成
- ⑥教官、学生、事務当局の間の連携(Alliance)
- ⑦プラスの恒久的な効果
- ⑧柔軟な特許管理体制
- ⑨学術的な目標達成の助けとなること
- ⑩事務当局の目標達成（例えば、寄付の募集）の助けとなること

これは、大学側から見た要因であるが、今後、大学と板橋区が共同してビジネス・インキュベーションを進める際に留意すべきことを的確に示していると思われる。

①②③⑥は、大学と区の双方が組織全体として取り組むという強い意志を持つことと、責任ある立場の推進役が必要であることを示している。

④⑦⑩は、共同事業を開始するにあたって両者の目標を明確にして置くということであろう。大学がビジネス・インキュベーションを行うことにより得られる効果としては、(a)学生に対して実戦的な教育の機会を提供出来ること。(b)教官や学生に起業のチャンスを与えること。(c)ビジネス・インキュベーションの結果、成功する起業家が増えれば大学の評価が向上すること。(d)大学の地域への貢献が見える形で示せること。等が考えられる。

区が創業支援を行う必要性については改めて述べるまでもないが、区が大学と連携する効果としては、(a)大学の持つリソースを活用出来ること。(b)その結果、区独自で行うより

効果的なインキュベーション・プログラムを作成し実行出来ること。等がある。

それぞれが得られる効果は以上のとおりであるが、④では目標の収斂と言っている。両者が、それぞれが得られるであろう効果を目指したのでは収斂にはならない。インキュベーションの目標は、起業を志す者が増加し、成功する事業者を輩出し、その結果、地域経済が活性化するところにある。

起業を志す者の数の測定方法、成功の定義、地域経済の活性化の評価基準（例えば区内の企業数、従業員数、取引数、売上額、法人税額等）インキュベーション・システム運用の経済性（費用対効果）と有効性の評価基準などを作成し、評価指標を用いた目標を設定する必要があるだろう。ビジネス・インキュベーションの概念すら公的に定義されているわけではないので、全てをあらかじめ決めておくことは難しいが、少なくとも、成功の定義と有効性の評価基準くらいは事業開始前に合意しておくことが望ましい。

失敗要因

Julie Holland 氏⁸⁾は、連携の失敗要因の1つとして、大学内部に競合するプログラムがあることを挙げている。競合するプログラムの存在は、区においても注意する必要がある。近年、国の中小企業支援策は、開業・創業支援を重点にしてきており、後記参考のように、支援のための法律を次々に整備し、新たな補助事業が毎年いくつも示されている。国や都の補助制度を活用しながら事業を展開している地方自治体としては、区がこれから作成するであろう総合的な支援システムあるいはプログラムに無い事業であっても、急に実施する可能性がある。また、先述のとおり、区は既存事業を修正した創業支援プログラムを既に実施している。このような、新規事業・既定事業どちらの実施に当たっても競合するプログラムとなる可能性があるので、大学との共同事業との棲み分けを明確にしておく必要がある。

《参考》ベンチャー企業支援のための法律と支援策

- 1 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 1995年3月27日 法律第47号
(中小企業創造活動促進法)

目的：中小企業の創業及び技術に関する研究開発等を支援するための措置を講ずる事により中小企業の創造的事業活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化と国民経済の健全な発展に資する。

内容：法に基づき都道府県知事の認定を受けた研究開発等事業計画に従って事業を行う

中小企業者に対して、補助金、融資、税制等の措置が講じられている。

2 エンジェル（個人投資家）税制導入（1997年～）

内容：一定の要件を満たすベンチャー企業の株式を取得した個人投資家が、その投資の結果生じた一定の株式譲渡損について、その年の申告分離課税の他の株式譲渡益との通算が認められる。また、一定の場合には、その年の翌年以降3年にわたり繰越控除の特例が認められる。さらに、投資対象企業の株式公開後1年以内の売却に伴う譲渡益については、4分の1に圧縮することができる。

3 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法 1997年3月31日 法律第28号 (産業集積活性化法)

目的：経済の多様かつ構造的な変化に対処するため、特定産業集積の有する機能を活用しつつ、その活性化を促進する措置を講ずることにより、地域産業の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する。

内容：都道府県が作成した特定産業集積活性化計画に基づいて、地域の新規創業者や地域中小企業者が新分野進出を行うための廉価賃貸事務所・研究室の整備に関する補助、地場産業振興センター等の支援機関が地域の中小企業のために行う人材育成、究支援事業等の事業に対する補助等

4 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 1998年6月3日 法律第90号 (投資事業有限責任組合法)

目的：中小企業等に対する投資事業を行うための組合契約であって、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資する。

5 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 (大学等技術移転促進法) 1998年5月6日 法律第52号

目的：大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図るための措置を講ずることによ

り、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関等における研究活動の活性化を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化、国民経済の健全な発展及び学術の進展に寄与する

6 新事業創出促進法

1998年12月18日法律第152号

目的：技術、人材その他の我が国に蓄積された産業資源を活用しつつ、創業等、新商品の生産若しくは新役務の提供、事業の方式の改善その他の新しい事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たな企業を設立して行う事業並びに新たな事業分野の開拓を直接支援するとともに、中小企業の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的発展を促す事業環境を整備する措置を講ずることにより、活力ある経済社会を構築していく。

内容：一定の要件を満たす新規事業を実施する企業を経済産業大臣が認定し認定を受けた新規事業に関し、新規事業者が社債発行等によって行う資金調達に対して、産業基盤整備基金による債務保証や新規事業投資株式会社を通じた出資等が行われる。また、ストックオプション制度を活用することもできる。

7 中小企業経営革新支援法（1999年）

1999年3月31日法律第18号

目的：経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援するための措置を講じ、あわせて経済的環境の著しい変化により著しく影響を受ける中小企業の将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資する。

内容：個々の中小企業者、組合、任意グループ等が経営革新に関する事業について作成した「経営革新計画」を国又は都道府県が承認し、計画に従って行う新商品又は新役務の開発、販路開拓、人材育成等に対する補助金、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫からの設備資金・長期運転資金に対する低利融資制度、設備資金減税等の税制上の特例措置、中小企業総合事業団による高度化事業に対する無利子融資制度、中小企業信用保証保険法の特例等

8 産業活力再生特別措置法

1999年8月13日法律第131号

目的：内外の経済的環境の変化に伴い我が国経済の生産性の伸び率が低下している現状にかんがみ、我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するため、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築を円滑化するための措置を雇用の安定化に配慮しつつ講じるとともに創業及び中小企業者による新事業の開拓を支援するための措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的とする。

内容：創業者及び新事業開拓を行う中小企業者に対して、設備資金の貸付や信用保証の特別枠の利用等の特別措置。

9 中小企業基本法の改正（1999年12月3日）

目的：中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上をはかる。

内容：中小企業を我が国経済の発展の基盤として位置付け、中小企業が果たすべき重要な使命として、新たな産業の創出、就業機会の増大、市場における競争の促進、地域経済の活性化の促進を挙げている。

10 産業技術力強化法

2000年4月19日法律第44号

目的：我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する。

注

- 1) 板橋区区民文化部商工課『板橋区工業集積地域活性化計画検討調査報告書』1997年
- 2) 板橋区区民文化部商工振興課『板橋区環境関連ビジネス育成ビジョン』2000年

- 3) 板橋区区民文化部商工振興課『平成13年度板橋区地域経済活性化協議会報告書』2001年
- 4) 板橋区企画部財政課『平成9年度 主要施策の成果』 1998年 120～131頁
『平成10年度 主要施策の成果』 1999年 116～127頁
『平成11年度 主要施策の成果』 2000年 126～139頁
『平成12年度 主要施策の成果』 2001年 126～138頁
- 5) 板橋区区民文化部商工振興課『産業振興事業ガイドブック平成12・13年度版』2000年2～6頁及び
2001年1月13日に行った訪問調査と「イタテック」のメンバーとの意見交換より
- 6) 板橋区区民文化部商工振興課「創業支援室の開設について」2001年
- 7) 板橋区企画部財政課『平成12年度 主要施策の成果』2001年131頁利子補給金額の表より計算
- 8) 坂田一郎・延原誠市・藤末健三『テクノロジーインキュベータ成功の条件』財団法人経済産業調査会、
2001年39、40頁

参考文献

- 1) 板橋区区民文化部商工課『板橋区工業集積地域活性化計画検討調査報告書』1997年
- 2) 板橋区区民文化部商工振興課『板橋区環境関連ビジネス育成ビジョン』2000年
- 3) 板橋区区民文化部商工振興課『平成13年度板橋区地域経済活性化協議会報告書』2001年
- 4) 板橋区企画部財政課『平成9年度 主要施策の成果』 1998年
- 5) 板橋区企画部財政課『平成10年度 主要施策の成果』 1999年
- 6) 板橋区企画部財政課『平成11年度 主要施策の成果』 2000年
- 7) 板橋区企画部財政課『平成12年度 主要施策の成果』 2001年
- 8) 板橋区区民文化部商工振興課『産業振興事業ガイドブック平成12・13年度版』2000年
- 9) 坂田一郎・延原誠市・藤末健三『テクノロジーインキュベータ成功の条件』財団法人経済産業調査会、
2001年
- 10) 松田修一／監修・早稲田大学アントレプレヌール研究会／編 『(新版)ベンチャー企業の経営と支援』日本経済新聞社、2000年
- 11) 星野敏『よくわかるビジネス・インキュベーション』同友館、2001年
- 12) 中小企業診断協会編『平成13年版中小企業施策の手引き』同友館、2001年
- 13) 中小企業庁編『中小企業白書(2001年版)』ぎょうせい、2001年

第4節 新産業創出のための地域型信用保証事業の構築

1 中小企業の資金調達構造とその課題

(1) 産業を取り巻く構造的変化

ボーダレス時代の到来とともに、人、モノ、資金の流れが活発化するなかで、世界では地域を基点にして新たな産業発展の歴史が始まっている。シリコンバレーは言うに及ばず、あらゆる産業の場で国境を越えた大競争の時代に突入し、企業は調達する部品一つにしても世界の中で最適な地域からピックアップし、最適な別の地域で組み立てるなど、これまでの日本の産業が得意としてきた仲間内あるいは系列的産業社会を抜け出したところで新たな世界競争の時代に対応した地域づくり、地域間競争が展開されてきている。

試みにIT（情報技術）時代の象徴であるインターネットを開けば、世界の創造的産業地域としてアメリカのみならずアジアの国々の都市が多数登場している。

我が国では、これまで都市と関連する産業政策は工業制限法等によって、日本国内での工業再配置あるいは新産業都市建設というキャッチアップ型産業政策の流れの中で、日本という国内的枠組みでの最適配分を志向してきた。その結果が今日の日本の産業状況となっているところである。大規模、中級品生産には強いが、創造性と高付加価値生産に弱く、後進地域からの追い上げによって世界に通用する競争性が失われつつある危機的現状にある。また、商業、サービス業においても国境を越えた大競争の時代に突入し、世界的規模での企業再編下にあり、改めて我が国の産業政策とりわけ中小企業政策のあり方が抜本的に問われているところである。

(2) 産業活力の危機的現状

① わが国の企業の参入・退出の現状

傾向的に捉えれば、国内全体の中小企業数の推移を見ると、全産業（非農林業）では昭和61年をピークに減少している。特に平成3年から平成8年にかけては約13万件減少となっている。とりわけ単独事業所が大半をしめる個人事業所において廃業が開業を上回っている。《平成11年版中小企業白書P26》

この傾向を代表的な大都市型産業都市である東京都板橋区で見ると、昭和56年に全産業（非農林業）で27940であったものが、平成8年には26434と1506件、5.4%も

減少している。

業種別に見ると製造業では、昭和 56 年に 6114 であったものが平成 8 年には 4438 となり 1676 件、27.4%減少し、商業（卸、小売、飲食店）では、昭和 56 年に 11568 であったものが平成 8 年には 10389 となり 1179 件、10.2%減少してきている。《板橋区の統計より》

また、工業統計から板橋区の工業を見ると、平成 2 年に 1 兆 1338 億円と過去最高の製造品出荷額を記録したものの平成 5 年には 1 兆 134 億円と昭和 58 年の 1 兆 71 億円にはほぼ均衡しつつ、平成 10 年には 9168 億円と下降している。《工業統計調査より》

このように総体的な企業数の減少は、廃業と新設のアンバランスにも起因しており、バブル経済後の今日の中小企業がおかれている厳しい経営状況を物語っている。

② ヨーロッパ、アメリカにおける企業の参入・退出との比較

企業の実質的参入・退出について欧州 19 カ国（欧州経済領域 EEA とスイス）とアメリカ、日本との分析を 1995 年で比較すると、参入企業について全企業に占める割合が、欧州 19 カ国が最も高く 11%、次いで日本が 4%、最後にアメリカが 2%となっている。一方、退出企業の全企業に占める割合では、やはり欧州 19 カ国が最も高く 9%、次いで日本が 4%、最後にアメリカが 1%となっている。この結果、欧州 19 カ国、アメリカでは増加、日本では増加ゼロとなっている。この比較データについては統計方法に著しい違いがあることを念頭に措いても、企業数の純増加率において日本における企業のダイナミズムが失われている傾向を示している。《ヨーロッパ中小企業白書第六次年次報告 2000、70 頁 Small Business Administration の表より》

(3) 中小企業の資金調達構造

① 日本の中小企業の資金調達構造

我が国企業の資金調達環境は、金融機関の貸出姿勢の慎重化など厳しい状況にある。とりわけ中小企業の資金調達は、依然として金融機関からの借り入れに依存しており、大企業のように直接金融を活用した様々な調達手段により低コストの資金調達を追求することが困難である。長期的な視点からの金融・資本市場の整備が進むほど、大企業と中小企業の資金調達コストの差が顕著なものとなっていく傾向が生じてきている。《平成 11 年版中小企業白書 P 71》

また、平成13年版中小企業白書によって中小企業の資金調達構造の推移を見ると、長期借入金（返済期間1年以上の借入れ）のウェイトが増加する傾向にあり、大企業との比較では、中小企業の資金調達構造は依然として間接金融中心である。規模別借入依存度によれば、中小企業の借入依存度は、大企業と比べて高い水準で推移している。金融機関の中小企業向けの貸出状況を見ると、平成12年に入って事業資金の融資額は増加しており、平成11年から伸び悩んだ中小企業向けの貸出残高も元の水準に戻りつつある。しかし、資金繰りを巡る状況を資金繰りDI・借入難易度DIで見ると悪化してきていると報じられている。現下の金融環境は、自由化の進展、金融技術・情報技術の革新、国際化の進展等により、大きく変化している。金融機関同士の競争も激しさを増しており、各金融機関は、収益力の強化や財務内容の健全性の確保を迫られており、企業に対する貸出姿勢の慎重化が依然として進んでいる。

中小企業向け貸出の内容を見ると、民間調査機関の調査によれば、平成11年度の中小企業等貸出先の延べ件数は約2,073万件で、前年度比2.3%（約49万件）の減少となっており、中小企業向け貸出残高は伸びているものの、貸出件数自体は減少している。

また、主要銀行の貸出態度を日本銀行の調査で見ると、中小企業向けの貸出条件については、「信用枠」を拡大する一方、大企業との比較では「借り手の信用リスク評価」を厳格化し「利ざや設定」を拡大する方向での変化が見られる。

一方、借り手である中小企業の現状を見ると、融資姿勢が現状よりも緩和される、あるいは厳しくなると考えている企業がともに増加していることが分かるが、厳しいという内容を見ると、現状は借入希望額の減額よりも、金利引き上げや担保保証条件の厳格化が多いのに対し、今後は借入希望額の減額との回答が多くなっている。

こうした要因の中で、わが国の中小企業の資金繰りは依然として困難性を伴っているが、資金調達に悩む局面は、企業の性格によって異なってきている。

② ヨーロッパの中小企業の資金調達構造

ここで、比較の意味からヨーロッパの中小企業の資金調達構造について考察する。欧州委員会に1998年4月に提出された事業環境簡素化タスクフォース報告書（European Commission, Report of the Business Environment Simplification Task-force 1998）で述べられているように中小企業は一枚岩と行かないため、幾つかの企業分類ごとに異なる援助手段を策定すべきとしている。《ヨーロッパ中小企業白書 第

六次年次報告 2000 より》

ここでは営業年数が5年未満の初期段階企業、営業年数が20年超で、従業員数が10人未満の小規模成熟企業、標準成長率以上の一定の率を得ている拡大企業、訓練・教育に人件費の7.5%以上割いている高度革新企業の4類型に分類されている。

この分類では初期段階企業の22%が、金融アクセスを主な制約要因に挙げている。また小規模成熟企業では、4分類のなかでは金融アクセスによる制約が一番小さく、8%となっており、初期段階企業の22%に比して格段に少ない。

このうち特に初期段階企業の金融アクセスについてみると、銀行融資では新規企業に対する危険回避が数カ国でみられている。理由として、少額の貸付金は、事務処理等の処理費用が利潤を上回る恐れがあるためと言われる。また、中小企業は、長期融資の不十分な供給に苦しんでおり、このため短期負債に依存しすぎている。このことから、中小企業は大企業よりも高い融資費用に対処しなければならない。

この他、資金調達の種類としてラブマネー (Love Money) が挙げられる。ラブマネーは、親戚・知人が、個人的に知っている企業家や家族内の若者に対し、活動を開始・展開するための非公式融資であるが、ビジネスエンジェルとは個人的な情に基づく点で動機が異なる。定量分析はないものの、零細企業にとって重要な資金源である。

ビジネスエンジェルは、初期段階企業が頼れる、二つ目の非公式資金源となっているが、事業や起業の経験豊富で、他の企業に出資する個人である。革新的投資が関心事であるので主に創業企業に投資するが、年間20~30%以上の収益が見込める企業を探しているとされる。資金調達に関する政策の課題として、少額の資金需要については、企業が担保を提供できない限り多くの銀行は、管理費用は言うまでもなく適正リスク査定費用がかかるため当初から消極的となる。こうした問題の解決策の一つは、これらの費用低減か、または政府部門が肩代わりするマイクロレンディング・プログラムと信用保証計画を組み合わせることであるとしている。(同白書194~206頁)

このように、中小企業の抱える課題はヨーロッパ諸国においてもわが国と共通するものがあり、その解決策についても視野に入れながら検討していく必要がある。

(4) 公的金融、信用保証制度の量的改革とその限界

資金繰りに悩む中小企業の資金調達の円滑化を図るため、これまで国としては、中小企業金融・信用補完制度の充実強化に努めてきている。平成10年8月には、「中小企業

等貸し渋り対策大綱」を閣議決定し、保証要件の緩和等を内容とする特別保証制度の創設、20兆円の保証規模の確保とともに、中小企業信用保険法の改正による無担保保険及び特別小口保険における保険限度額の引き上げを行っている。また、信用保証協会の保証承諾額は、平成10年度以降増加基調にある。このような公的信用保証制度を「利用した企業」と「利用予定の企業」の合計は、中小企業全体の4割超となる（中小企業庁「企業経営実態調査」平成10年11月）。

このように、信用保証協会等の利用は、現下の中小企業の有効な資金調達手段の一つとはなっている。しかし、これまでの改善策の限界は、高度成長期に築かれてきた信用保証制度の枠組みの中で、いわば量的な改革に止まっていることである。

(5) 信用保証制度の質的改革

即ち、我が国の中小企業が戦後のキャッチアップ型経済という枠組みの中で、都道府県段階を主としたレベルで信用保証協会が構成されたままであるということである。中級品を大量生産するためには、都道府県段階を主としたレベルで信用保証協会を構成することがふさわしかったが、これからの21世紀における中小企業は、地域の个性的存在であることが課題である。地域の生活者と個性から内発する新しい付加価値を求める企業に的確に対応する地域レベルでのきめ細かな信用保証制度の運営こそ、求められるべき質的改革である。

ボーダレス化に伴う世界の大競争時代の波が押し寄せている中で、世界における地域の相対的位置や地域生活者の感性など地域の本質的個性に根ざした産業政策としての効率的・効果的信用保証制度を志すべき時代が到来しているのである。

戦後50年余を経過して我が国の産業構造は大きく変化してきている。同時にその産業が育つ土壌としての都市のあり方も大きく変化してきている。大量生産品を産出するための工場が群生する都市は、時代の変化の中で大規模な縮小、停滞の状況にある。これからの都市は、地域の個性が産み出す産業を活気づける総合的な産業政策が必要不可欠である。

とりわけ、世界性を有した都市的生活者の感性と産業の融合した事業展開こそ、21世紀の中小企業の新たな発展モデルとなるものである。都市の時代と言われて久しいが、日本の社会の中に育ってきた産業の中核となるべき都市（例えば人口30万人以上の都市）の産業創出を考えるべき新たな時代に立っている。

2 創造的知恵の競争を保証する新たな地域型信用保証制度

(1) 日本における新たな産業ダイナミズムの形成

これまでの都市型産業は、国内をはじめ世界市場をも対象として生産活動を行い、多様で広範な技術集積を形成してきた。経済・文化・政治・情報の高度に融合した都市装置の中で生まれる個性が創り出す多種多様なニーズこそ日本の産業の新たな存在根拠となる。

従来型の中小企業の中では親企業に依存する形で技術移転や経営の安定化が図られてきた。しかし、近年の産業構造変化の中で、地域の中小企業が地域の中小業同士の新たな生活者と生産者の融合的ネットワークを活用することによって新製品や新技術を産み出してきている。まだ数としては少ないネットワーク形成を地域で充実し、個々の企業の技術を個別企業的枠組みに止まらせずに地域の多様な技術ネットワークに転化することが、日本の産業とりわけ中小企業にとって死活的重要性を帯びてきている。

経済のグローバル化が進む中で、都市の産業には国内、アジアのみならず世界の市場全体での機能のどのような役割分担を構想するかが問われている。例えば、生産に欠くことの出来ない機能や試作品の製造機能は、地域全体としてみれば高度に充実しているのが東京北部の板橋区の特徴である。地域企業のネットワーク機能を活用すれば、

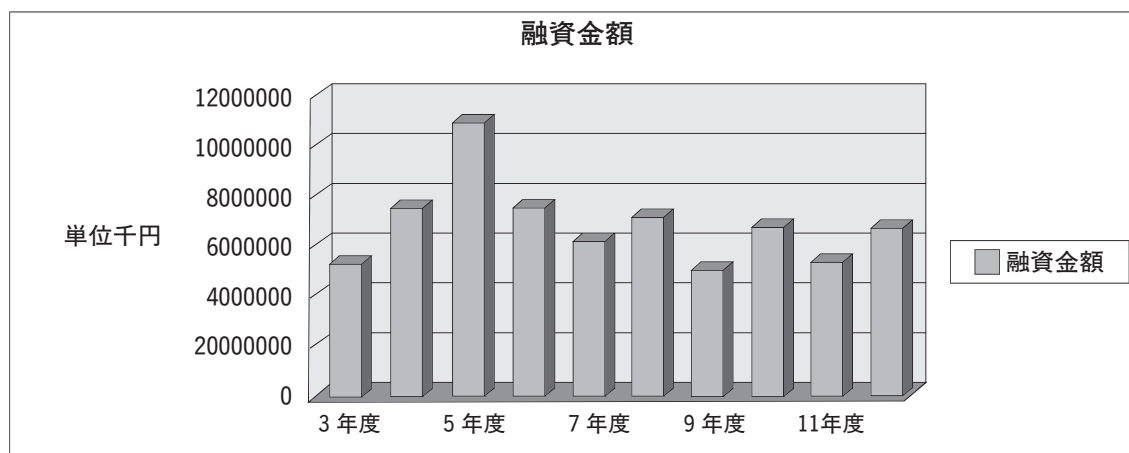
とする日本全体の新たな産業発展のモデルを形成することが可能となる。

世界の地域間競争をリードする都市型産業づくりと地域型信用保証制度の融合こそ21世紀の都市発展の礎となる。

(2) 地域型信用保証制度の萌芽

このような地域型の信用保証制度が、国内4区市（東京都板橋区、埼玉県川口市、大阪府堺市、東大阪市）で展開されている。その中でも大都市型産業都市としての東京都板橋区を例に取ってみると、中小企業振興公社という財団法人の形態で実現している。その設立目的は「中小企業に対する産業融資の斡旋と信用保証を一元的に行うことにより、資金導入の円滑化と迅速化を図るとともに、経営・金融相談も併せて実施し、もって中小企業の健全な発展に寄与する。」とある。昭和52年の設立初期では1000件未満、20億円台の保証ベースであったが、近年では1500件から2000件台、60億円から80億円の保証ベースで推移しており、地域型信用保証として定着して来ている。

図表Ⅲ-4-1 産業融資実績推移



図表Ⅲ-4-2 産業融資実績

年度 (平成)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
融資件数	1295	1904	2491	1770	1522	1693	1194	1642	1242	1456
融資金額	5320100	7482750	10868000	7489600	6210300	7116650	5010600	6716550	5367450	6677250

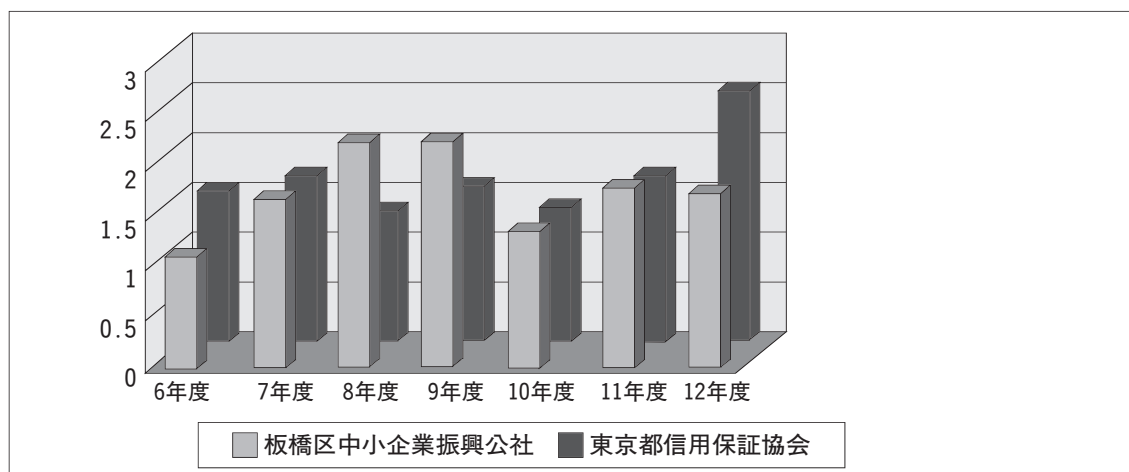
3 産業活性化のための信用保証制度

この板橋区の地域型信用保証では、実地調査の原則化により企業自体の経営の実態、とりわけ経営者の経営姿勢・センス、地域の中でネットワークがどの様に活かされているかを中心に審査され、総合的な地域での活力度が評価されるシステムとなっている。いわば何よりも技術と生産・販売とが地域のネットワークの中で効率的に融合し、フレキシブルな産業システムを確立しているかが判断の基準となっている地域業績主義を採用していることである。その結果日本の民間金融機関が採用してきた不動産担保優先主義とは画然とした違いが存在し、そこに新たな中小企業への総合的支援の意義が存在している。

もとより地域業績主義が担保中心主義と比較され、試されるのは代位弁済という事態をどれだけ最小限の合理的範囲に止められるかである。この点について検証してみると、東京都信用保証協会あるいは保証協会の全国平均に比べても遜色なく、全国ベースでの信用保証事業主体としての客観的な条件を備えている。

図表Ⅲ-4-3 代位弁済率の推移

(単位%)



図表Ⅲ-4-4 代位弁済率の推移

(単位%)

年度 (平成)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
板橋区中小企業振興公社	1.12	1.68	2.22	2.12	1.36	1.83	1.71
東京都信用保証協会	1.51	1.62	1.40	1.64	1.27	1.76	2.56

4 産業創出への融資・保証制度

(1) 開業融資の現状

新たな企業家が事業を展開する際に必ず直面するのが資金の問題である。板橋区では「開業融資」限度額 700 万円の資金制度を設けてその需要に対応しているが、その利用層をみると、のれん分け、独立がほとんどで、新産業創出的性格の濃いものは数件あるのみとなっている。これまでの制度の沿革もあるが利用限度額が利用層の性格を決定している面もある。

試みに、起業家のタイプ別に分類すると

①単独自営型起業家が殆どであり、化粧品、建築資材、食料品などの小規模小売り業者、広告制作代理店などの各種代理店、他人を通じることなく個人で業務を遂行することが多いクリニック、税理士など専門性の高いサービス業が含まれている。その他タクシー、不動産賃貸業などがある。

次に②優れた製品アイデアを思いつき、それらを開発し、生産・販売する会社を設立し、展開していく独立イノベーター型起業家としてコンピュータソフト制作・販売やリサイクル企業もあげられる。起業家のイノベーションの主要な舞台は、ITに移行しているが、イノベーターには、必ずしもハイテク産業に限る必要はない。むしろ、中レベル技術分野の起業が現実的な面もある。

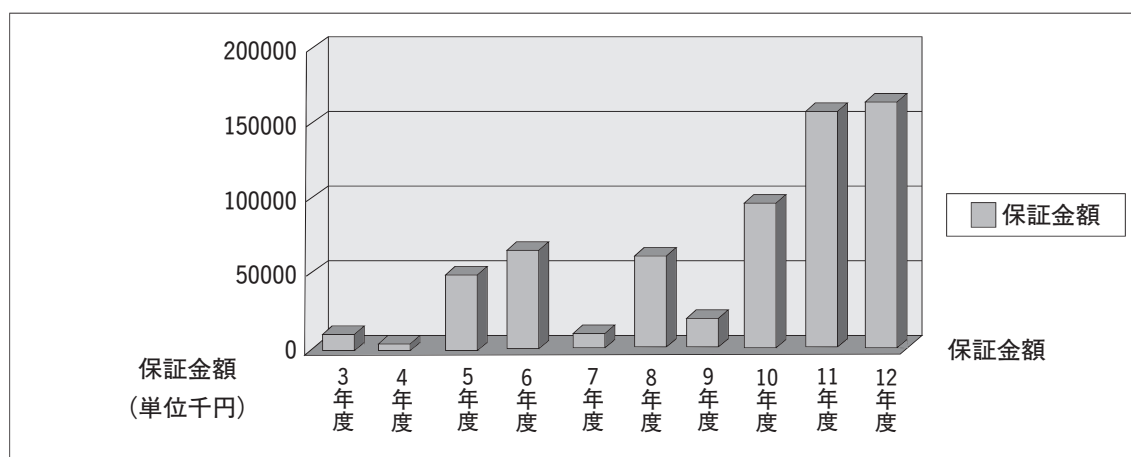
このほかの起業家のタイプである、以下の③～⑧については、資金の性格・量から現在の融資制度利用者には該当しないところである。

- ③ ディーラー型起業家＝複数の異業種を所有している中小企業タイプで、それらは比較的低いテクノロジーのレベルにある分野に展開している。
- ④ チーム結集型起業家＝雇用や代表権を利用して会社を大きくしようと考えるタイプの起業家で、典型例としては、就業期間の終了とともに自らの工場または店舗を開設し、売上の増加に応じて従業員を徐々に増やしていくものである。また、このタイプの別の例としては、単独での仕事に見切りをつけ、大きな仕事に賭けて他の熟練した技術者などのパートナーを新しく雇い入れたり、それらと共同して会社を創業すると言ったものである。
- ⑤ 事業パターン増殖型起業家＝創業者ではないが、有効な事業パターンを見抜き、そのパターンを増殖させ、ベンチャーに付加利益を実現させる起業家である。

- ⑥ 規模の経済性追求型起業家＝既存の事業あるいはアイデアを基に、徹底した規模の合理化あるいは経済性の追及によってその事業のアイデアを新規のイノベーションあるいはベンチャーとして市場に導入し、成功を収める起業家のタイプである。
- ⑦ 資金集成型起業家＝多額の準備資金がなければ参入不可能で、かつ投下資本が比較的少なくて済み、すぐ収益に結び付きやすい貯蓄・貸付組合や投資信託などといったベンチャーを創業する起業家のタイプ。
- ⑧ 買収型起業家＝将来の成長性、あるいは将来の投機的価値を見込んで、企業ないし事業を買収し、所有することを目論むタイプ。

(以上の8分類は、中間報告による。)

図表Ⅲ-4-5 開業資金の融資実績



表Ⅲ-4-6 開業資金の融資実績

金額単位=千円

年度(平成)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
保証件数	3	1	11	14	4	14	7	25	29	38
保証金額	11200	5000	49000	70700	13450	64600	22950	99100	158300	167000

(2) 新産業創出への課題

なぜ、創業する企業家が増えないのか。原因は様々であるが、一番のネックは、資金計画が立たないことにある。のれん分けや独立と異なり、事業実績という面が弱く、従来の金融機関が行ってきた不動産担保主義ではもちろん、区の中小企業振興公社の業績主義でも審査の困難性が高い。とりわけ、ハイテク分野の起業の評価には、技術のみならず金融・マーケティングに関する深い理解が要求される。また、中レベル技術分野の

投融资は、金融機関にとってリスクが高すぎる面やリスクを負うには予想収益が低すぎる面もあるので十分な金融、マーケティング面での審査が必要である。

そこで、融資制度と並行した創業支援のためのソフト機能の充実が必要となる。この点についてアメリカではビジネス・インキュベーションが新たな事業を創出するための支援システムとして機能し、顕著な成功事例を収めている。ちなみに、ビジネス・インキュベーションは、アメリカの不況の最中 1980 年代に本格化し、様々な試行錯誤を経て、インキュベーション・マネージャー等の効果的な起業家支援のソフトや地元大学・エンジェルといった支援のネットワークを生み出してきた。1980 年に全米で 10 数カ所であったインキュベータが 2000 年には、800 カ所程度に急増している。

翻って、板橋区における中小企業振興における創業支援という側面を重視するならば、資金・技術・経営各般にわたって専門的に審査・サポートするシステムの存在が必要となる。

効果的な産業創出のためには、そのシステム構成を行政だけで整えることには無理があり、地域の大学との連携等によって高度な専門性に基づくベンチャー企業の審査・育成が可能となる。その意味で、大学との協働は新しい地域産業創出の具体化に不可欠である。

5 大学との協働による新たな展開

(1) 地域における産業発展と大学との協働

このように産業都市自治体が地域の中小企業に対して一定規模の信用保証実績をもって活動している場合には、地域の大学との協働による事業審査を適用することにより地域内発主義による新たな産業政策が可能となる。従来の枠組みとしての量的信用保証を行うよりも、はるかに高度な企業的能力を調査でき、その結果としての的確な資金供給により新しい産業群を地域で育てて行くことが可能となる。ちなみに中小企業振興公社の存立目的は、信用保証制度と一体となって中小企業者の資金調達の円滑化に役立つことにあり、より一層創造的中小企業への支援となるからである。

(2) 大学との協働による新しい産業創出型信用保証制度の構築

この大学との協働によって産業都市自治体の行う地域型信用保証事業は、時代の先端に位置する新しい地域産業支援のプログラムを保有することになり、ベンチャータイプ

の21世紀型中小企業への支援を確かなものとする事となる。

試みに、東京23区の先端産業の集積状況を工業統計の先端産業8業種、すなわち工業統計における小分類レベルの医薬品、通信機械器具・関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子応用装置、電気計測器、電子機器用・通信機器用部分品、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ製造業の工場数比率（平成5年）で見ると、東京都全体では工場数72623に対し先端産業数は4661と6.4%となっている。

この東京都平均数値以上の区として、板橋区9.9%（3549工場のうち351先端産業）の特徴が浮かび上がっている。

また、ベンチャービジネスの状況を日経ベンチャービジネス年鑑の先端産業の中堅・中小企業の動向で見ると、城北地域は機械類、電子・電機、化学・医薬品、鉄鋼・非鉄金属の企業が立地しており、特に板橋区には20社と多数立地している。《首都圏における工場密集地域のリニューアル可能性調査 平成8年7月 通産省関東通商産業局》。

また、わが国でもベンチャー企業の研究開発意欲を大学が後押しする制度として、大学の産学連携による技術移転機関（TLO）などが整備されてきている。それに対する企業の関心度を見ると、「既に共同研究を実施中」が25.1%あり、99年度に較べて2.7%上昇している。さらに「機会があれば実施したい」は30.6%あり、大学との連携による共同開発意欲が高い。関係する業種も電子・バイオなどのハイテクからソフトウェアやサービス業への広がりを見せている。《日経ベンチャー年鑑2000年度ベンチャービジネス調査》

このようなベンチャービジネスを取り巻く環境の中で、先端性を有した企業群が大学との協働による事業審査と連動した地域型信用保証制度による適切な量と質を伴った資金確保、地域の企業ネットワーク、高度な都市生活者の感性との融合を果たす産・学・公の連携によって日本の未来を支える産業が力強く育成されてくる素地が出来上がる。アメリカではインキュベーション・マネージャーやエンジェルが新産業創出のために大きな役割を果たしてきたが、日本ではこれまでの産業育成手法との整合性のある施策展開が待たれていたところである。今般の地域型信用保証制度と産・学・公の連携の活用がその機能を担いうるものとなる。21世紀の大都市の産業発展は、まさにこの点にかかっているとと言っても過言ではない程、多くのベンチャー起業家やスタートアップ後の加速度的成長を望む新しい企業家が制度の現実化を待ち続けていると理解するところであり、フレキシブルな起業家育成のシステムが現実に構築されるよう願うものである。

(3) 創造的起業融資の具体的展開

融資の入り口となる区の産業振興部門で、これまでの開業資金融資を改善し、資金の性格を根本から変えることが必要である。これまでの利用層で見ると、先に述べた起業家のタイプでは、単独自営型起業家と独立イノベーター型起業家に限定されてきた。今後の展開としては、他のパターンの起業家にも利用されうる制度とすることが必要である。例えば、チーム結集型起業家の下位分類として「職人型起業家」の例が挙げられる。仕事としては職人として腕が優秀で、解雇されるなどの事業を始める機会の出現により、最終的に創業への道を進む場合が典型である。従業員や顧客との個人的な関係を強調し、誠実な勤労に信頼をおく。また、「好機待望型起業家」の例がある。本格的な多彩で充実した教育を受け、多様性に富む職歴を通じて成長し、トップクラスの重役に接する機会を得て学び、長年の夢とプランの実現のために自分の会社を始める。従業員とは個人的な付き合いは余りしないが、会社の規則や決まりには積極的に同調する《ニューベンチャー戦略 カール・H・ヴェスパーより》。このような起業家にも開かれた融資制度を創造するためには、融資金額、申込み後の審査制度等について新たな検討をしていく必要がある。

① 融資金額

これまでの開業融資制度としての金額は、その利用層に象徴されるように伝統的なのれんわけ等には合致してきた面もあるが、これからの創造型起業家を育成していくためには金額の面でも改善する必要がある。板橋区の制度融資全体の構造を見ると、近代化促進融資制度については3千万円が限度額となっているが、加速度的な成長を期待する創造的な起業についても比較検討する必要がある。近代化融資制度が特別の位置を占めるのは、機械設備の改善や店舗の全面改装、工場改築、コンピュータ制御の機械設備の導入を図る場合など生産性の著しい向上が見込まれる場合に限定した制度だからである。翻って創造的起業の場合を考えると、独立イノベーター型起業家やチーム結集型起業家などの類型に見られるように近代化促進融資に匹敵する生産性の向上や地域経済活性化の度合いが高い場合には、利用金額の限度についてこれに相応した取り扱いをすることが望まれる。

② 大学等の専門家による技術、マーケティング、事業採算性の評価機関の設置

創造型起業の場合には、実績がないだけに評価の困難性が高いが、技術、マーケティングの大学等の専門家によって客観的評価を行うことが可能となる。ハイテク分

野の起業の評価については技術、金融、マーケティング等の深い理解が要求されるが、大学を中心とした多様な専門家のネットワークによりベストエフォートを確保する態勢が整うところである。もとより事業分野としては必ずしも先端分野に限ることなく、中レベル技術の起業についても、マーケティングや事業採算性の面で高度な内容であれば適用対象とするなどの柔軟な取り組みが必要とされる。

③ 創造的起業家のプレゼンテーションと評価

一定レベル以上の創造的起業の場合には、起業家自身が自己のプロジェクトの説明を評価機関に行く機会を設け、書類選考以上の総合的な起業家像を評価機関の専門家が審査する機会を確保する必要がある。創造的起業の内容については、類型分析に適さないばかりでなく、書面だけでは通じ得ない要素が多いからである。

④ 融資後の専門家ネットワークによる支援

融資実行後であっても、成熟型の起業と異なり様々な面で創造的起業の経営課題は多い。企業自身で安定的に課題解決を行うシステムが出来上がっている既存の成熟企業では、解決可能な課題であっても新設の創造的企業には金融アクセスのみならずマーケティング、会計、税などの専門家ネットワークが必要とされることが多い。このような企業家に対する支援として初期段階の創造的企業の専門家ネットワークサービスを構築する必要がある。

第5節 インキュベーション・モデルの基本的枠組みと資金調達

中小企業庁の「中小企業創造的活動実態調査（平成10年12月）」（以下「平成10年実態調査」）によれば、創業時の障害のうち最大のものは「資金の調達（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定企業で80.6%、その他の企業で63.8%）」であり、次いで「取引先の開拓」「人材の確保」となった。また、起業家の増加に必要なものに「資金調達を容易にする制度（55.3%）」「税制面での優遇処置（32.5%）」「政府系金融機関からの融資枠拡大（25.6%）」が挙げられた。それゆえ本節では、創業時に必要とされる資金調達を円滑にする仕組みを検討することを通じ創業支援の基本枠組みとしてインキュベーション・モデルを提案する。以下では、まず創業期における企業の実際の資金調達方法を述べる。次に、現在公的に用意されている資金供給方法について述べる。そのうちのいくつかを対象に実施したヒアリングの結果を概略した後に、資金供給モデル、インキュベーション・モデルの基本枠組みを検討する。

1 創業期における資金調達の現状

「平成10年実態調査」では、創業時の資金調達先として、「自己資金（80.1%）」以下、「民間金融機関からの借入（41.1%）」、「家族・親戚・知人等個人からの借入（30.3%）」、「家族・親戚・知人等個人からの出資（25.6%）」、「政府系金融機関からの借入（17.9%）」、「親企業・元の勤務先からの出資（6.5%）」、「親企業・元の勤務先からの借入（4.9%）」、「VC・投資育成会社以外の個人投資家からの出資（4.8%）」、「行政からの補助金（4.0%）」、「VC・投資育成会社からの出資（1.5%）」と続く。

しかし、調達できる額には限りがあるため、初期投資が比較的少額で済む事業であれば起業可能であるが、設備投資や研究開発のため多額の初期投資を必要とする事業の起業は困難である。それゆえ、資金調達制度に対し、「政府系金融機関の低金利融資拡充（75.9%）」、「信用保証協会の債務保証限度額の拡充（54.2%）」、「行政による補助金（研究開発等）の拡充（41.0%）」を希望する回答が上位を占めた¹⁾。大規模企業にとり「株式市場の上場基準の緩和」「社債発行市場の整備」「キャピタルゲイン課税の見直し」による資金調達が比較的容易な一方、小規模企業にとり株式上場や社債発行へのハードルが高いため、融資による資金調達に大きく依存せざるをえないのが現状である。現在政府の特殊法人改革の方針の下で政府系金融機関の統廃合が検討されている。しかし、平成10年実態調査の

結果からは創業時の中小企業が政府系金融機関に高い期待を寄せていることは無視できない。したがって、中小企業の創業支援に配慮するならば、政府系金融機関の統廃合いかににかかわらず制度融資、産業融資の整備拡充の必要性は高いといわざるをえない。

2 資金調達の方法

創業時の資金調達先は、(1)公的支援機関、(2)民間支援機関、(3)個人レベルでの支援者に大別される。(1)公的支援機関には、都道府県、市区町村といった地方公共団体のほか、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等の政府系金融機関がある。(2)民間支援機関には、銀行、信用金庫といった民間金融機関、民間のベンチャー・キャピタルがある。(3)個人レベルでの支援者には、家族・親戚、友人・知人のほか、エンジェルと呼ばれる個人投資家が含まれる。以下では、これらの多岐にわたる施策のうち各支援機関による代表的な施策のいくつかをとりあげ、創業時の資金調達に関する法制度の状況を概観する。

(1) 公的支援機関

公的支援機関の代表的例として板橋区の財団法人板橋区中小企業振興公社、東京都の財団法人東京都中小企業振興公社がある。ここでは前者の概要をみる。

財団法人板橋区中小企業振興公社は、事業資金を必要とする区内中小企業向けに、低利で借入れができるよう同公社の信用保証を付けて取扱金融機関へ融資を斡旋し、借受者の負担軽減のため利子の一部を補助する制度をいくつか設けている。また、創業支援として開業融資制度を設けている。融資額は5000万円以内、または必要資金の2分の1以内で700万円以内である。融資対象および要件は、①同一業種の企業に継続して3年以上勤務している従業員または代表者以外の役員で同一業種を区内で開業する場合、②年齢30歳以上の者が区内で開業する場合、③医師・弁護士・会計士等を区内で開業する場合、④同一業種の事務所に継続して5年以上勤務している者もしくは法律に基く資格を有する者と共同またはそれらの者を雇用して区内で開業する場合、⑤①～④の条件のいずれかを満たし開業後1年未満の場合である。ただし、①の場合、原則として連帯保証人又は担保の提供が必要となる。これらから、開業融資は、ゼロからの創業よりもいわゆる「のれん分け」に適した制度と判断される。

(2) 民間支援機関

民間支援機関として銀行、信用金庫など民間金融機関がある。また近年ベンチャー・ファンド（基金）も増えている。ベンチャー・ファンド（基金）はベンチャー企業向け投

資資金を集めてポートフォリオ（分散）投資する事業組織である²⁾。「2000年日本のベンチャー・キャピタルに関する報告書ベンチマークレポート（経済産業省、2001年5月）」によれば、1990年代半ば以降、1998年を除き、ファンドの設立件数は増加し、2000年には上半期だけで過去最多の48ファンドが設立された。その理由には、ナスダック・ジャパンやマザーズといったベンチャー企業向けの取引所が新設されたことがある。また、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」が1998年（平成10年）11月から施行されたことも理由の一つであろう³⁾。同報告書によれば、ファンドの出資主体として、1998年まで出資額がゼロだった大学基金が1999年に20.9億円、2000年に上半期ベースで1.6億円となったことから、大学にもベンチャー・ファンドの萌芽が見い出されることは注目に値する。

平成10年実態調査では、調査対象事業者の約20%にベンチャー・キャピタルから融資を受けた実績がある。その内訳は、銀行系ベンチャー・キャピタル（57.7%）、証券系ベンチャー・キャピタル（25.0%）、都道府県のベンチャー財団（21.6%）、中小企業投資育成株式会社（20.1%）、その他のベンチャー・キャピタル（14.6%）である。それらによる支援内容は、事業への投融資、経営アドバイス、市場・技術情報提供、情報交換・交流支援、顧客紹介、株式公開支援、金融機関の紹介、人材紹介、大学や研究機関との連携構築支援等、様々である。しかしながら、事業者によれば、ベンチャー・キャピタルに対して「非常に良い」、「良い」という積極的な評価が27%、「あまり良くない」、「不満である」という消極的な評価が22%と相半ばする一方、「どちらともいえない」評価が過半数を超えている。このことから、現時点ではベンチャー・キャピタルが創業期の企業経営に十分評価されるまでに至っていないことがうかがわれる。

(3) 個人レベルでの支援者

「企業創造的活動実態調査（中小企業庁、平成11年12月）」によれば、中小企業が不足していると感じている支援主体に「エンジェル等の個人投資家（61.4%）」、「ベンチャー・キャピタリスト（56.1%）」が挙げられた。これらはいずれも以下に述べるように「個人レベルでの支援者」である。このことから、中小企業にとって公的あるいは民間の支援機関よりも個人レベルでの支援者の必要性が高いといえる。

エンジェルは、相手企業に出資という形で資本参加することによる資金的な支援と、さらに経営的なサポートも行う個人支援者である。米国におけるエンジェルの出資目的は、創業間もない企業を育成し、配当やキャピタルゲインを得ることにある。日本では

このようなエンジェルは少ないが、起業間もない不安定な時期に何らかの支援をしている中小企業経営者は多い⁴⁾。中小企業経営者は、起業の経験者であることが多いだけでなく、資金調達や取引先の開拓を日常的に行っているため、起業者にとって最も頼りになる存在である。それらによる支援内容は多い順に「販売先や仕入先の紹介」、「経営全般や事業計画の立て方に関する助言」、「技術の指導」、「出資」等となっている。公的あるいは民間の支援機関では不十分な販路の拡大やノウハウの伝授という要望に応えるために中小企業経営者が大きな役割を果たしている。以上のことから、起業期企業を支援できる既存の中小企業経営者の情報を収集しネットワーク化を図ることにより、既存の中小企業経営者と起業期企業との間の橋渡しをする必要性が高いことがうかがわれる。

ベンチャーキャピタリストは、金融機関、年金や事業会社等の機関投資家等から資金を募り、ベンチャー企業に投資して収益を得る個人である。日本では金融機関の出資により活動する株式会社の従業員が多い。最近、金融機関の系列に属さず、投資先企業の経営も支援する独立したベンチャーキャピタリストとして活動する者も登場している⁵⁾。

(4) 資金調達支援に関連する法制度

創業期の企業を支援する法制度として、事業活動については、中小企業基本法、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、新事業創出促進法、産業活力再生特別措置法等がある。また、資金調達については、中小企業投資育成株式会社法、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律等がある。これらのうち資金調達を支援する法制度の概要をみる。

中小企業投資育成株式会社法の目的は、中小企業の自己資本の充実を促進しその健全な成長発展を図ること、そのために中小企業に対する投資等の事業を行う株式会社（中小企業投資育成株式会社）を全国で3か所（東京、名古屋および大阪）に設立することにある。（なお、詳細は同法による東京中小企業投資育成株式会社に対するヒアリングの結果を参照）

他方、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の目的は、株式未公開の中小中堅ベンチャー企業への資金供給を円滑化することにある。従来、株式未公開の中小中堅ベンチャー企業の株等に投資する投資事業組合には、民法上の組合として設立されたため、組合業務の執行に携わらない組合員にも出資額を超えて責任を負わされるリスク（無限責任）があった。これに対し同法は、業務執行を行わない組合員が負う責任を

出資額に止めること（有限責任）を法的に担保する「投資事業有限責任組合」制度の創設により、中小中堅ベンチャー企業への幅広い投資家層による資金供給の促進を可能にする。投資事業有限責任組合の業務執行は、専ら無限責任組合員が行う。この無限責任組合員にはベンチャー・キャピタル等が予定されている。無限責任組合員は、投資先ベンチャー企業の株式公開等に伴い保有株式を売却し、そのキャピタルゲインを事業執行を行わない出資者（有限責任組合員）に分配することになる。

3 支援機関の事例

板橋区内の起業期の企業が公的支援機関から資金を調達する場合、その方法として、財団法人板橋区中小企業振興公社からの借入れが可能である。しかしながら、この方法は、既述のようにのれん分けによる開業には適しているものの、ベンチャー企業の創業のように全く新規の創業に適用することは難しい。また、ベンチャー企業に対する審査機能（いわゆる目利きの役割）や経営ノウハウの伝達といった点に改善の余地が多いように推測された。そこで、区内の起業者にとって可能な資金調達方法や有効な支援策についての情報を収集するため、代表的な支援機関である財団法人東京都中小企業振興公社、東京中小企業投資育成株式会社に対し2001年10月、11月にヒアリングを実施した。以下ではその結果を代表事例として取り上げ、板橋区における資金供給モデルを検討する参考としたい。

(1) 財団法人東京都中小企業振興公社

① 役割

同公社の主な役割は、以下の3点にある。第1点は、中小企業支援法（第7条）にもとづく「東京都中小企業支援センター」として、東京都が行う中小企業支援事業の実施体制の中心的役割を担うことである。第2点は、新事業創出促進法（第19条）にもとづく新事業創出支援体制の中核的機関、すなわち、ベンチャー企業のプラットホームとしての役割である。第3点は、技術部門のコアである東京都産業技術研究所との協力による東京都の総合支援機構となることである。

② 主な創業・起業支援事業

都振興公社はベンチャー企業等中小企業からの多様な支援ニーズにワンストップで対応できるよう様々な支援事業を行っている。主要な事業には、次の(ア)から(キ)に掲げるものがある。

(ア) 総合相談事業（ワンストップ総合相談窓口）

中小企業者が抱える経営・金融、創業、特許、IT関連、税務、法律等幅広い分野での相談に1か所で総合的に応えることができる窓口を設置し、主にベンチャー企業向けに相談を受け付ける。

相談件数は、延べ 650～700 件/月、会社数で 400 社/月、メールでの相談は 10 件/月（メールでの相談は 2001 年 7 月開始のためまだ少ない）程度である。主な相談内容は、融資、経営、法律分野である。

(イ) 総合支援事業（事業可能性評価委員会による企業発掘と支援）

創業支援コーディネーター、企業経営者等の専門家からなる事業可能性評価委員会において、創業者、ベンチャー企業等の「事業計画」の評価（A、B、C、Dの4ランク）を行う。創業者、ベンチャー企業等からの申請に基づき、技術の先進性、事業化の有望性等について総合的評価を行うとともに、今後成長の可能性が高いと認められる企業に対し継続的に支援を行う。

評価を受けた企業にとって、都振興公社の証明により金融機関やベンチャー・キャピタルからの融資が容易になること、ホームページ等での自社PRに利用できること等のメリットがある。

(ウ) 総合支援事業（専門家派遣事業）

企業経営上の様々な課題を解決するために、中小企業診断士、技術士等の民間の専門家が現地へ出向き支援する事業である（有料）。現在、200名以上の専門家が登録しており、1社当たり年4回まで派遣を依頼できる。派遣費用は1日につき7,460円/1回（派遣費用総額の1/3）を企業が負担し、東京都と国が3分の1ずつを負担する。派遣件数は年間200件程度であり、創業以外の利用も多い。

(エ) 空き庁舎利用創業支援事業

成長が期待される有望産業分野で創業を図ろうとする人や創業後1年未満の中小企業を対象に、東京都が保有する空き庁舎を活用し、インキュベータオフィスとして無料で提供（入居期間は原則として2年）する事業である。平成13年度、神田地区と八王子地区に施設が新たに増設される予定である。

(オ) 創業支援機能整備事業

今後の産業の先導役となることが期待される情報関連産業、ファッション・生活関連産業等で創業を図ろうとする起業家や創業間もない企業（創業3年未満）を対象に、臨海副都心にある「タイム24ビル」と「東京ファッションタウンビル」内の「イ

ンキュベータオフィス」(入居期間5年以内)と「スモールオフィス」(入居期間3年以内)を低廉な賃料(賃貸料の2分の1を補助)で提供する。オフィス以外に交流・サービス施設としてデジタル工房、多目的スペースも提供する。入居企業の選考は書類・面接審査と(イ)で挙げた事業可能性評価委員会の審査による。競争率は6~7倍あり、IT・ソフト関連事業の入居が多い。(エ)で挙げた空き庁舎利用からステップアップしていく形での利用を予定している。

(カ) 助成金事業(ベンチャー企業市場開拓支援助成事業)

東京都のベンチャー支援施策を受けた中小企業が開発した製品等の市場を開拓するために、国内外の見本市等に出展する経費を助成する(限度額500万円、助成率1/2以内)。この事業は、日本版SBIR(Small Business Innovation Research)として中小企業庁により3年前に創設され、中小企業振興基金(400億円)の果実で運用されている。

(キ) 出資事業

東京中小企業投資育成会社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合契約を結び中小中堅ベンチャー企業への投資を実施する。

(2) 東京中小企業投資育成株式会社

創業期の企業の資金調達方法、投資先の選考方法・基準等の実態を把握するために、東京都が出資する東京中小企業投資育成株式会社(以下「投資育成(株)」)に対して、ヒアリングを実施した。

① 概要

投資育成(株)は中小企業投資育成株式会社法に基づき1963年11月に設立された。その目的は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行うことにある。株主は東日本の都道府県と金融機関から構成されており、金融機関の出資負担割合は均等となっている。

② 投資の種類

投資は、資本金3億円以下の株式会社または特例法を適用される株式会社を投資先とする一般投資、設立後7年以内の株式会社を投資先とする創業期投資に類型される。

(ア) 一般投資

一般投資は、投資先企業の対象業種を基本的に問わない(風俗営業関係を除く)。また、投資先企業には物的担保を求めないが、転換社債引き受けの際に代表者の個

人保証を求める。その理由は投資先企業に緊張感ある経営を求めることにある。これらの要件から、投資先企業は広範囲に及ぶことになる。投資先企業にとって、物的担保を必要としない投資育成㈱から投資を得られれば信用力を高められるというメリットがある。現在、投資先企業は800社程度（累積投資先企業数は1,300社程度。このうち倒産した会社数は4－5社/年程度）あり、これらの企業間で取引先を紹介する等の営業支援も行っている。板橋区内の企業でも、アトミクス㈱、集塵装置㈱、トックベアリング㈱が投資を受けた。

投資先企業の選定方法は次の手順による。

- (a) 営業担当者（大半の営業担当者は中小企業診断士の資格を持つ）が3期分の決算書をチェックする。
- (b) (a)の審査を通った企業について役員を交えて更に審査対象を絞込む。
- (c) 審査者（投資育成㈱に入社後に研修を受けてノウハウを習得した者）が、(b)で絞り込まれた企業に対して1か月程度かけて、会社訪問、会計帳簿のチェック、各部門の責任者のヒアリング、取引先へのインタビュー、金融機関のヒアリング等の方法を用いて審査する。
- (d) (c)の企業につき再度役員会に諮り決定する。

投資育成㈱の投資の種類には、株式の引受、転換社債の引受、新株引受権付社債の引受があり、そのリターンは投資先企業の株の売却益と株の配当金による。ただし、投資先企業が上場しても直ちに保有株を全て売却することはせず、それに10年程かけるようにしている。これは、投資先企業の経営を不安定にする要因を投資育成㈱が安定株主の地位を保つことにより排除するためである。

(イ) 創業期投資

創業期投資は、主に東京中小企業投資事業有限責任組合で行っている。同組合は、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律にもとづき、投資育成㈱、東京都、中小企業総合事業団が組成した官民共同ベンチャー支援ファンドである。その目的は、設立後7年未満の創業期にある中小企業への投資を行い、資金面、経営、技術に関する様々な経営課題の相談に乗るなど投資先企業の経営につき総合的な支援を行うことにより、株式公開を目指す創業期企業の育成を支援することにある。出資総額は30億円（出資内訳は無限責任組合員である投資育成㈱が15億円、有限責任組合員である東京都と中小企業総合事業団が各7.5億円）であり、現在45社に

15億円を投資している。同組合は12～15年で解散しなければならない予定になっており、それまでに投資先企業が株式を公開できるように支援する必要がある。

創業期投資は、一般投資に比べて、評価できる実績が投資先企業にない。それゆえ、その選定には、事業の将来性が重要になる。そのため投資育成(株)の役員に対するプレゼンテーションを1～2時間程度応募者に求めたうえで、それに基づき投資先を決定する。

(ウ) 投資の効果

投資の効果として次の点が挙げられる。

- (a) 対外信用の向上＝物的担保でない基準に基づき投資を受けられたということで、企業の信用力が増す。
- (b) 経営基盤の安定＝投資育成(株)が安定株主となることで、自己資本の充実や経営基盤の安定を図ることができる。
- (c) 同族的経営からの脱皮と経営の近代化＝第三者である投資育成(株)に決算書を見せる機会を通じ、経営の近代化を図ることができる。
- (d) 事業承継対策＝創業者は優秀な経営者で人望に厚くとも後継世代もそうとは限らないため、後継者の育成を支援する。
- (e) 株式公開の促進

(エ) ヒアリングを終えて

ヒアリング後、今回対応して下さった投資育成(株)の担当者にいくつか質問をしたところ、興味深い回答が得られた。その概要は以下のとおりである。

投資育成(株)は、創業期投資としてベンチャー企業にも投資している。「米国型ベンチャーは日本にも普及するか」という質問に対し、担当者からは否定的回答が得られた。それは、メンタルな部分で米国社会と異なることによる。米国では仮にベンチャー事業で失敗してもそれを許容でき再挑戦を認める社会風土があるが、日本では倒産＝社会からの落伍者→ブラックリストへの登録→一家離散と受け取られかねない点に問題がある。

投資育成(株)による投資事業は元来、銀行、信用金庫等の民間金融機関による融資業務と同様であるのに、「なぜ銀行は投資育成(株)のような機能を持たないのか」という質問に対し、自己資本比率の維持を考慮する限り、銀行本体がこのような形で出資することは無理だろうという回答が得られた。ただし、銀行もベンチャー・キャピ

タルを財団として設置し、そこを通じてベンチャー企業に投資をしている。

「投資事業を通じてどのような企業の成長が顕著なようにみられるか」という質問に対し、どの業種だから成長するということだけでなく、どんな業種であろうがこのような仕組みがあることで成長するということは確かにあるようだ。また、トレンドに合致するかも重要な要素だろう。現在、人材派遣会社(パート・アルバイトの増加によるため)、インターネットセキュリティ関係企業、技術力の高い職人がいる金型工業の成長が著しいそうである。

板橋区における創業期の企業への資金供給方法の検討の参考にすることが今回のヒアリング目的の一つだった。それゆえ、「板橋区が投資事業有限責任組合に出資できるか」と質問したところ、次の回答が得られた。出資自体は可能だが、出資金が板橋区内の企業でなく、例えば北海道の企業に投資されることに対し納税者の同意が得られるかがネックになるだろうとのことだった。因みに東京都が出資を引き受けたのは、投資先企業の半数が都内の企業であること、いずれ上場すれば本社を東京に移転すると予想されたことによる。

4 資金供給モデル

(1) モデルの提案

ここでは、起業にあたり最大の困難になると予測される資金調達問題に対し、その支援対策として板橋区において可能とみられる3つの資金供給モデルを提案する⁹⁾。これらのモデルには後述の板橋型インキュベーション・モデルの基本枠組みにおける資金調達段階で導入することを想定している。これらのうちモデル1は間接金融、モデル2とモデル3は直接金融に関わる点で大きく異なる。モデル3はベンチャー企業の創業支援に特化した資金供給モデルである。なお、モデル1とモデル2、モデル3の併用は可能だが、モデル2とモデル3の併用は望ましくない。

モデル1：仲介型

起業希望者が国や都をはじめ他の公的な政策金融制度、補助・助成制度等および銀行や信用金庫等の民間金融機関による起業関連の融資制度等を利用できるように、様々な支援をインキュベーターが提供する。それに必要な手続き、申請書の作成等に関連して、ビジネスの基本、事業計画、会計・財務管理、原材料の調達、販路の開拓、マーケティ

ング、ネットワークの形成等に関する助言、支援を必要に応じて提供する。

担保や信用の不足が融資条件を悪化させ融資を困難にする可能性が高いため、不足する担保や信用の保証を補完する支援が必要になる。行政は既存の利子補給制度の活用促進、利子補給率の引上げを検討する。

モデル2：投資株式会社（組合）型

「起業投資育成会社（仮称）」または「起業投資育成組合（仮称）」を大東文化大学と行政が中心となり設立する。リスクを説明したうえで投資家（組合であれば組合員）を募り、出資により資金を原資として確保し、必要とする起業希望者にその資金を投資もしくは出資することで支援する。投資家（組合員）は、区の職員、大東文化大学の教職員、区内に事業所をもつ企業、区民等の広範囲から構成されるようにする。投資家（組合員）は運用された資金の運用益もしくは配当金から利益を受け取ることができる。

上述のように、起業投資育成会社（組合）が原資を用意する。しかし、会社（組合）設立時に必要とされる資金および投資家募集に際しリスク吸収のための保証金として必要とされる資金は、行政と大東文化大学からの借入れ、出資に期待せざるをえないとみられる。

モデル3：ベンチャー基金型

行政と大東文化大学が中心となり、ベンチャー育成基金を設立する。リスクを説明したうえで出資者を募り資金を原資として確保する。その資金を投資もしくは融資の形式により運用してベンチャー企業の創業を支援する。出資者は、区の職員、大東文化大学の教職員、区内に事務所や工場をもつ企業、区民等の広範囲から構成されるようにする。当初、行政と大東文化大学が資金を調達し、それを原資として基金を設立する。その後、出資を広範囲から募集する。出資者は運用益による配当金あるいは行政による施設の利用ないし支援対象企業による生産物に関し優先的な消費、供与、割引等を定期的に受けることができる。

他の類似の支援制度、機関を詳細に調査・分析し、ベンチャー企業の創業希望者に対する貸出金額・金利・期間・返済方法等の条件を利用しやすく設定する。

(2) 検討課題

3つの資金供給モデルには導入、実施に際し生じうる問題、課題がある。以下では、そのそれぞれに検討を加える。

まず、モデル1は、仲介型資金供給モデルであり、起業希望者に種々の既存資金調達方法を利用する機会を拡大し実現を図るものである。それに必要な事項に関して助言、支援等を提供する。したがって、この限りにおいて同モデルに基づき行政が関与することに関連して法的側面で問題が生じることはないと考えられる。

つぎに、モデル2は、投資株式会社（組合）型資金供給モデルであり、これに関しては以下の問題が想定される。

- ① 地方公共団体である板橋区が当該株式会社もしくは当該組合に出資することは法的に可能である。ただし、地方自治法第2条の規定、すなわち住民福祉の増進を図るという地方公共団体の役割に照らして、当該株式会社への出資の適法性が必ずしも明確でない点に問題がある。つまり、一地方公共団体の出資金が当該行政区域をこえて間接的に不特定多数の株式会社に投資されることが適法か、また住民の理解を得られるかという問題をはらんでいるのである。さらに、当該株式会社もしくは当該組合の出資先が株式会社に法律上限定され、有限会社、合名会社、合資会社および個人事業者は対象外とされるため、限定された対象へのそのような出資が公平性を欠くのではないかという問題も生じる。
- ② 当該組合について、とくに組合員の構成に関連して、つぎの問題を生じる懸念がある。すなわち、地方公共団体が出資により有限責任組合員になりえても、業務執行権を有するのは無限責任組合員であり、これが行政の政策意図を理解し投資に反映させるか、させるにせよその範囲、程度等は曖昧である。それを解決するには、行政が無限責任組合員になればよい。(財)板橋区中小企業振興公社が無限責任組合員になることは可能であり、そうすれば政策意図を間接的に反映させることができる。ただし、その場合でも、必要な業務執行能力(投資先の選定・育成、出資金の運用等)を行政が具備するかは不明である。また、区内中小企業の経営の安定化、経済活動の円滑化を図るために必要な事業を実施するという同公社の寄附行為にも抵触する可能性がある。

したがって、投資株式会社でも投資組合でもない株式会社を行政と大学等が第3セクターとして設立する方法が検討されるべきかもしれない。当然、この場合も第3セクターを設立する必要性、事業の目的および内容等の適合性が問われる。併せて、公的資金

を注入してまで中小企業の起業を支援してどのようなメリットがあるのかを区民に説明する必要がある。

そして、モデル3はベンチャー基金型資金供給モデルであり、たとえば、原資を大学からの寄附で賄うことができれば地方自治法第241条にもとづき条例を制定することで運用基金（「大東文化大学ベンチャー基金（仮称）」）を設置することは可能とみられる。ただし、この場合、創業期のベンチャー企業を支援するという設置目的に関し、説明と合意形成を要する範囲は区民だけでなく大学教職員、学生、父兄等まで拡大する。

また、たとえば行政が基金に出資することは、関連法規上可能であるとみられる。地方自治法第235条第1項では、「普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより最も確実かつ有効な方法によりこれを保管しなければならない」と定められる。地方財政法第8条では、「地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定められる。したがって、中小企業の創業支援事業という行政目的で行政が基金に出資する限り、地方自治法にも地方財政法にも抵触しないといえよう。ただし、投資もしくは出資が財産運用手段のひとつと位置づけられるならば、これらの法律に抵触する可能性が生じる。また、出資を区職員、大学教職員、区内企業、区民等から募るに際し、任意かつ自主的に出資に応じる場合を除き、もし少しでも強制を伴えば地方財政法第4条の5「割当的寄附金等の禁止」に違反する。

上記の諸点から、ここで示した3つの資金供給モデルのうち、後の2つについては、その導入を検討するにあたり、実務、法務、資金の流れ等を含め、多角的、重層的に検討を積み重ねる必要があると指摘することができる。

5 板橋型インキュベーション・モデルの基本枠組み

最後に、ここまで積み重ねた検討を基礎に、成果のひとつとしてビジネス・インキュベーションの基本枠組みを提案する。一般的な基本枠組みを構築し、そこに板橋区における諸条件に照らして考慮すべき要素を付加する。ただし、これに関連して、事前に十分な検討をしておくべきことがいくつかある。

- (a) 区民のためにどのような施策が実行可能であり、どの施策が優先されるべきかを検討する。
- (b) 当該施策の実施にあたり、客観的な何らかの基準にもとづき政策評価を実施し、従

来通りの施策と当該施策による効果を比較検討する。

- (c) 民間と行政、あるいは産学公の適切な役割分担を検討し、目的遂行に最適な責任、協力、契約等の関係を確立し維持する手法を検討する。

まず、板橋区における状況、潜在力、必要性といった諸条件に適合する施策について、実行可能性、政策効果の観点から、実施済みの施策、不足している施策、修正や変更を要する施策等、利用可能な施設・設備等を明らかにする。それらと取り組むべき課題の関係を精査し、順次、緊急性の程度にしたがって整備を進める。そして、機会費用、コストパフォーマンス等の観点から、効果的かつ有効な施策を実施する。さらに、民間部門と公的部門の関係の在り方を検討する。地方分権が求められている状況で、行政としてどこまで民間経済部門に介入すべきなのかを判断することは難しい。これは今後区民の真剣な検討を要する重大問題だが、紙幅の都合により、ここでは指摘するにとどめる。

開業と創業で必要な支援やその内容が異なること、効果的な支援には必要な支援を適宜提供することが重要である。起業期、成長期、拡張期のいずれの段階でも資金調達は重大な課題であり、とりわけ起業期の起業者に資金力や社会的信用が不足する結果、開業・創業とも不首尾に終わることが少なくない。他方、一般的に、開業者に市場性や事業化に関する情報や知識が相対的に豊富で能力も高いことが多いのに対し、创业者には必要資金量が相対的に大きなことが多い。民間金融機関も担保なしでの融資は難しいため、資金調達に関わる困難は相対的に创业者にとって大きい。当然、実行可能な支援策の整備、資金供給の方法は支援対象およびそれがおかれている状況で異なる。それゆえ、既存制度で支援可能か、新たな施策の導入を要するのかを検討しなければならない。

開業支援のためには、既存のインキュベーション施設、開業融資制度、助成制度、債務保証制度等を利用することができる。創業支援のためには、既存の支援策に加えて、インキュベーション施設の提供、資金供給等の新たな支援策を導入する効果、可能性を検討しなければならないことがある。ただし、この場合、無責任な投資や資金運用を防止する仕組みを併せて導入することが不可欠である。

事業の創造性、雇用創出や地域経済活性化への有効性を事前に評価判断することは難しい。しかし、創業と開業でその有効性が違ふとすれば、その点において制度設計は厳密であることを要する。その判定には、基準を明確にして、技術、アイデア、市場性等を評価審査する仕組みを導入する必要がある。これらの重要性は開業にとって相対的に低いので、

創業ほど厳密な審査は不要であろう。ただし、当該起業者が提案する技術や商品の実用性、商品性についての審査はいずれも慎重を期さねばならない。先進性、独創性に欠ける起業であろうと雇用の維持拡大を期待できれば、支援効果を否定できないからである。

以下では、インキュベーション・モデルの基本枠組みを構築し、併せて支援プログラムを整備することを提案する。その多くの部分はインキュベーターの支援対象であるクライアントに関わるか、それとの関連から起業の支援に必要な不可欠なものである。ただし、場合によりその限りでないものもある。

1. 開業者・創業者の創出

地域の産業基盤を形成する基礎人口から開業・創業を志す個人を多数輩出することは、雇用に創出し地域の経済社会ひいては日本のそれらを活性化するのに有効である。そのための施策のひとつとして開業・創業学習プログラムを開発し実施する。これにはインキュベーション・マネージャー、地域エンジェルをはじめ区内の文系大学(大東文化大学)の教員等があたり、大学や大学院の学生、区民等を対象に当該プログラムを実施する。

2001年12月「創業支援室」が開設された。その目的は、創業を目指す個人・グループ、事業転換しようという事業者、求職者等を支援し開業、転業を実現すること、雇用環境の改善を図るためにネットビジネスの立上げ準備、企画・異業種情報交流会、創業・転業・求職のための相談等の利用に供することにある。開業、創業の重要性を啓発し、支援内容、機能を検討充実して、実際に起業を志す人材の育成を図る。起業活動の啓発促進は開業・創業の基礎を醸成し地域を活性化する可能性を拡大する。

2. 事業シーズ・事業アイデアの創出

産業と大学の連携を密にすることによって双方が保有する事業シーズや事業アイデアの発掘、およびそれらの開発を可能にする基盤を整備する。産業界の情報収集、交換等には「創業支援室」を活用する。文系大学(大東文化大学)の教員を活用してビジネス・インキュベーション講座を開設して、学生、区民等の事業シーズ、事業アイデアの創出を促進する。区外の理工系大学と連携し、技術シーズにもとづく事業シーズの創出を図る。

3. インキュベーション・マネージャーの創出

インキュベーターの管理・運営、支援プログラムの開発・実施、クライアントのインキュベーション施設への入退去審査等を効率的かつ効果的に遂行するためにインキュベーション・マネージャーは不可欠な人員である。区内のインキュベーション・マネージャーは不足しており、既存のインキュベーション・マネージャー育成プログラムを利用して必

要な人員を早急に確保する。板橋区では2001年10月に2002年度インキュベーション・マネージャー養成等のための研修事業として予算を要求した。

大学(大東文化大学)と行政が中心となりインキュベーション・マネージャー育成プログラムを開発し実施する。既存のインキュベーション・マネージャー、区内の経営者、技術者等の地域エンジェル、弁護士、弁理士、司法書士、公認会計士、税理士等の有資格者に協力を要請し、連携してインキュベーション・マネージャーを育成するのに役立つネットワーク体制を整備する。成績評価の結果が悪いインキュベーション・マネージャー用の再教育プログラムを開発し実施する。

4. インキュベーターの整備拡充

既存施設の空スペースを利用して低料金もしくは無料で開業者、創業者が必要とする事業所を提供する。それは区の施設、民間の施設を問わない。そのために空店舗、統廃合された学校の空校舎・施設等の活用を可能にする仕組みの整備を進める。行政は商店街の活性化対策として空店舗を起業家等に紹介する「空き店舗利用者登録制度」を2001年度内に開始する予定である。

既存のインキュベーション施設にインキュベーション・マネージャーを配置し常駐させる。クライアントのインキュベーター施設および各種支援プログラムの利用等について、入学、途中退学、卒業等の基準を厳密かつ明確に定めそれにもとづき審査運用する。インキュベーション・マネージャーの成績評価を定期的実施する。

支援プログラムを開発しそれにもとづきクライアントに支援サービスを提供する。支援サービスはインキュベーション施設のクライアント、空店舗・空校舎のクライアントに提供される。「創業支援室」と連携を図ることで開業・創業活動を促進する原動力とする。

5. 支援ネットワークの構築

産学公にわたる支援ネットワークを構築する。ネットワーク全体の調整を行政および大学が担当する。区内の経営者、技術者の経験や知識を活用できるように地域エンジェルの登録とネットワーク化を促進し充実する。弁護士、弁理士、司法書士、公認会計士、税理士等の有資格者に登録を求め経営面での相談・助言に応じられるようにする。必要に応じ、区外のそうしたネットワークとの連携を図る。

技術やアイデアの先進性、独創性等を審査評価できる人材を確保して「審査評価委員会(仮称)」を設立し、創業支援融資等に関し公正かつ厳密な制度運用を実現する。事業シーズ、事業アイデアの創出に有効な情報、知識を提供する可能性に密接に関わるため、

委員の構成は区内の人材に限定しない。審査評価委員会および委員の成績評価を定期的に実施する。

大学内の有能な教員の協力体制を整備する。行政および大学に担当部門を設けるか、公式の機構として制度化することで、常時支援可能な体制を整備する。

6. 資金調達

インキュベーション・マネージャーは板橋区や国における利用可能な資金融資、債務保証、助成、補助等の既存の制度、施策に関する情報の収集、整理、蓄積を進め、資金支援プログラムを整備する。

行政はインキュベーション・マネージャーとの情報交換を促進し、必要に応じ、利子補給の拡充、既述の資金供給モデルの導入を検討する。無責任な投資や資金運用を防止する仕組みを制度に組み込む。その担当者は資金供給の効果、クライアントの活動成果等に関し定期的に成績評価を受けなければならない。

7. 卒業企業の立地およびフォローアップ

後進企業への卒業企業の支援協力体制を確立する。そのために卒業企業を地域エンジェルとして登録し、起業支援プログラム、インキュベーション・マネージャー育成プログラム等への協力を要請する。卒業後の企業を追跡調査する。また、途中退学等の失敗事例を研究し、その経験を活かす意義は大きい。

卒業後のクライアントがインキュベーター施設に残留する（転居も含める）ことができるか否かは、施設の運営状況や条件により異なる。公正を期すならば、明確な基準の確立、厳格な運用が重要である。それに際し、卒業クライアントが後輩クライアントに及ぼす有効な影響や効果に配慮した検討が必要である。

注

- 1) 平成 10 年実態調査の結果は『平成 11 年版中小企業白書』による。
- 2) 『2000 年版中小企業白書』235 頁(注 3)。
- 3) 支援側の 8 割以上が同法にもとづく資金調達の組成について期待を示した(『平成 11 年版中小企業白書』320-321 頁)。詳細は本節 2(4)で後述する。
- 4) 国民生活金融公庫総合研究所『起業活動を支える日本のエンジェル～エンジェルによる創業支援の実態～』5 頁では、このような日本的なエンジェルを「草の根エンジェル」と呼んでいる。以下で記述する中小企業経営者による起業活動支援の実態は、同書第 1 部「中小企業経営者にみる草の根エンジェルの実態」による。
- 5) 「2000 年版中小企業白書」240 頁、243-244 頁。
- 6) 3 つの資金供給モデルの原型は当分科会一員の大東文化大学経営学部首藤禎史助教授の発案による。

おわりに

本報告取りまとめの最終段階に差しかかった際、2001年12月14日付けで板橋区地域経済活性化協議会の答申「個性豊かで、持続的な地域循環型経済コミュニティの創造」が公表された。その趣旨は、「板橋区におけるコミュニティビジネスの活性化」にある。戦後日本経済の高度成長を推進したビッグビジネス主導の縦断的・垂直的ネットワークからコミュニティビジネス(地域ベンチャー)育成・活性化による横断的・水平的ネットワークへの転換を展望する大胆な政策提言である。この転換に伴い、地域課題の解決においても、従来の行政主導的(パブリックマネジメント)な思考から脱却し、住民と行政の共通課題と捉え、行政・地域住民・NPOなど全てを含む「ソーシャルマネジメント」により対等な立場で協働していくことの重要性が指摘されている。産業振興については、「地域においてボランティア的な活動として芽生えてきた事業が、継続性と発展性を持つという形でビジネス化していくこと」の推進が目玉となっている。

その方向性において、産学公民のパートナーシップの発展をもとに地域課題への主体的対応を検討してきた本プロジェクトのそれと軌を一にしたものであり、産業振興分科会としても歓迎すべき提言である。中央政府主導の画一的政策を脱却し、地域社会の個性を生かした産業振興への転換を促す重要な指針である。

この提言を歓迎しつつ、問題はコミュニティビジネス(地域ベンチャー)の活動環境整備の具体策として提言している事業活動の場づくり、事業活動の周知、情報・ノウハウの提供、総合的創業支援システムの構築、創業支援施設の整備について、いかなる現実性・実効性を開拓するかということである。この点は、まさに産学公民のパートナーシップの活性化に懸かっているといえよう。民間経済力と公的財政力が厳しい現況のもと、地域社会に生業し、その活性化にわが身を懸ける人びとの創造的英知とエネルギーを泉源として、まずは第一歩を踏み出すことであろう。そのような想いを込めて本報告書は成り立っている。忌憚のないご意見・ご批判をいただければ幸いである。

区民活動調査

調査結果報告書

平成13年 3 月

目 次

【高齢者意向調査】

I 調査の概要	
1 調査の目的	325
2 調査の対象と対象数	325
3 標本抽出	325
4 調査の方法	325
5 調査の時期	325
6 有効回収数等	325
7 用いた調査票	325
II 調査の結果	
1 標本構成	326
2 介護保険のサービスについて	329
(1) 介護保険サービスの認定状況	
(2) 認定された要介護度区分の分布	
(3) 現在受けている介護保険サービスの内容	
(4) 日常生活における主な介護者	
(5) 居宅介護サービスの改善要望点	
(6) 入所している施設の種類	
(7) 介護老人福祉施設に入所するまでの待ち期間	
(8) 介護老人福祉施設への入所希望	
3 将来、介護が必要になった場合の考え方	332
(1) 将来、介護が必要になった場合の介護形態の希望	
(2) 主に介護してほしいと考えている相手	
(3) 将来、充実させてほしい居宅介護サービスの内容	
(4) 将来、入所を希望する施設の種類	
4 就業の状況	334
(1) 現在の就業状況	
(2) 「働きたいが働けない」理由	
(3) 働くことが出来る場合の通勤時間の希望	
(4) 働くことについて行政に望むこと（自由意見）	
5 ふだんの生活の中での関心事	336
6 スポーツ・文化・学習活動の現状と要望	337
(1) 現在行っているスポーツ・文化・学習活動	
(2) スポーツ・文化・学習活動を行っているの不満点	
(3) スポーツ・文化・学習活動に対する区の財政的支援についての考え方	

(4) スポーツ・文化・学習活動について行政に望むこと（自由意見）	
7 インターネットの利用状況	342
(1) インターネットの利用状況	
(2) インターネットを利用していない（利用できない）理由	

【地域活動に関する調査】

I 調査の概要	
1 調査の目的	344
2 調査の対象と対象数	344
3 標本抽出	344
4 調査の方法	344
5 調査の時期	344
6 有効回収数等	344
7 用いた調査票	344
II 調査の結果	
1 標本構成	345
2 集計に用いた区分	348
3 地域の町会・自治会活動への参加状況	350
(1) 地域の町会・自治会活動への参加状況	
(2) 町会・自治会活動に参加している理由	
(3) 町会・自治会活動への参加頻度	
(4) 町会・自治会活動に参加していない理由	
4 町会・自治会以外の地域活動への参加状況	352
(1) 町会・自治会以外の地域活動への参加状況	
(2) 参加している活動の内容	
(3) もっとも参加している活動への参加理由	
(4) もっとも参加している活動への参加頻度	
5 地域での活動を行ううえで区に対して望むこと	354
6 地域活動に対する区の関わり方についての考え方	354
7 行動の種類別に見た区内での行動割合	355
8 日常生活で直面するさまざまな局面における相談相手など	356
9 地域活動やそれに対する区の施策などについて（自由意見）	362

【資料編（用いた調査票）】

<高齢者意向調査>	366
<地域活動に関する調査>	370

高齡者意向調查

I 調査の概要

1 調査の目的

板橋区においても「高齢化」は今後、ますます進展していくことが確実であり、高齢者に対するさまざまな福祉サービスをより一層充実させていく必要がある。そこで、現在の高齢者福祉サービスに対する高齢者の評価と今後におけるニーズを把握し、サービスの在り方について検討する基礎的資料を作成することを目的とした。

また、合わせて、「元気な高齢者」の就業の状況や生きがい、スポーツ・文化・学習活動の実態についても調査した。

2 調査の対象と対象数

満65歳以上の男女個人、3,000人（男性；1,500人、女性；1,500人）。

3 標本抽出

住民基本台帳から無作為抽出。

4 調査の方法

郵送によった。

5 調査の時期

平成13年3月15日（木）に調査票を発送し、同25日（日）までを返送期限とした。

6 有効回収数等

単純回収数は1,674 N（単純回収率：55.8%）。うち、有効回収数は1,667 N（有効回収率：55.6%）。

7 用いた調査票

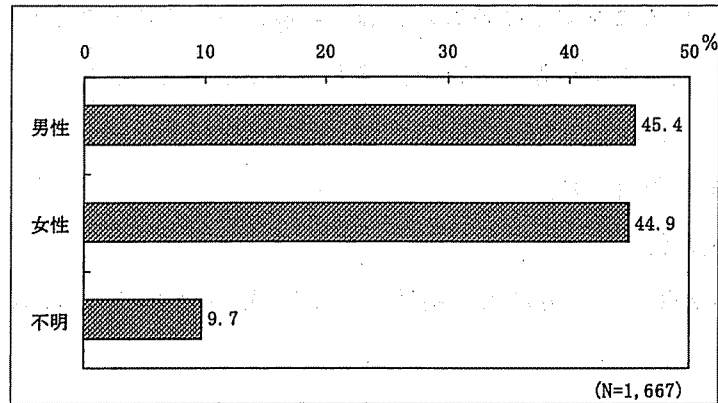
郵送時に用いた調査票は「資料編」のとおりである。

II 調査の結果

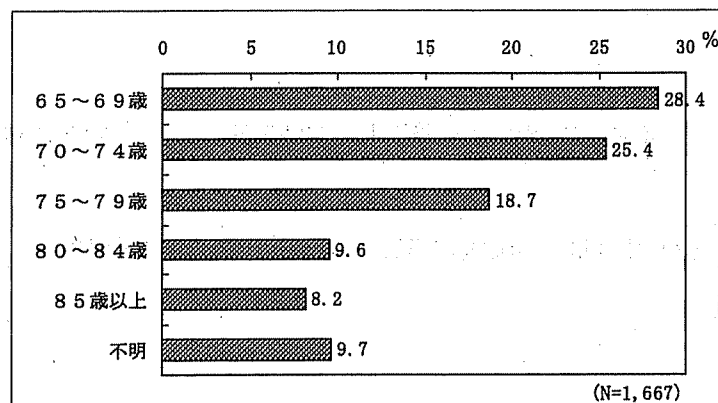
1 標本構成

有効回答数=1,667 Nの性別、年代等の標本構成は次のとおりである。

(図1) 性別の分布



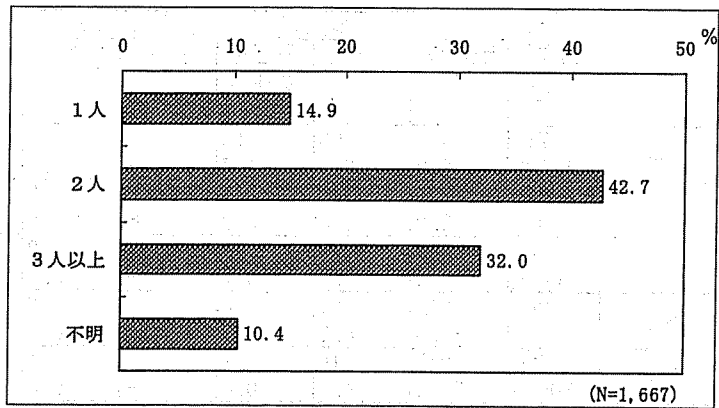
(図2) 年代の分布



(表1) 性別×年代の分布

		者回答	年代					不明
			65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	
全 体		1,667 100.0	473 28.4	424 25.4	312 18.7	160 9.6	137 8.2	161 9.7
性別	男性	757 100.0	243 32.1	236 31.2	165 21.8	60 7.9	53 7.0	-
	女性	748 100.0	230 30.7	187 25.0	147 19.7	100 13.4	84 11.2	-
	不明	162 100.0	-	1 0.6	-	-	-	161 99.4

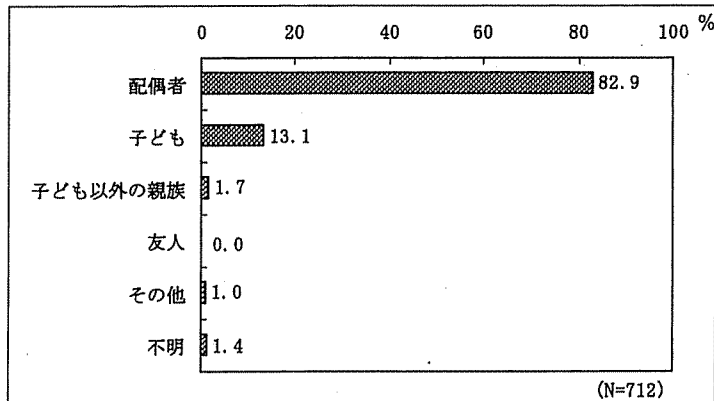
(図3) 家族数 (本人を含む) の分布



(表2) 性別、年代別×家族数の分布

		者回数 数答	家族数 (本人を含む)			
			1人	2人	3人以上	不明
全 体		1,667 100.0	249 14.9	712 42.7	533 32.0	173 10.4
性別	男性	757 100.0	58 7.7	410 54.2	282 37.3	7 0.9
	女性	748 100.0	190 25.4	301 40.2	250 33.4	7 0.9
年代	65～69歳	473 100.0	72 15.2	240 50.7	159 33.6	2 0.4
	70～74歳	424 100.0	56 13.2	226 53.3	138 32.5	4 0.9
	75～79歳	312 100.0	62 19.9	144 46.2	104 33.3	2 0.6
	80～84歳	160 100.0	33 20.6	57 35.6	66 41.3	4 2.5
	85歳以上	137 100.0	25 18.2	44 32.1	66 48.2	2 1.5

(図4) 本人以外の家族の内訳 (家族数が2人の場合のみ)



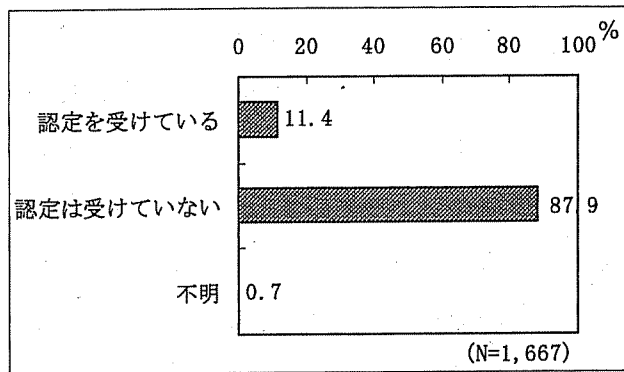
(表3) 性別、年代別×本人以外の家族の内訳

		回 答 者	本人以外の同居人の内訳					不明
			配偶者	子ども	子ども 以外の 親族	友人	その他	
全 体		712 100.0	590 82.9	93 13.1	12 1.7	-	7 1.0	10 1.4
性別	男性	410 100.0	378 92.2	19 4.6	1 0.2	-	5 1.2	7 1.7
	女性	301 100.0	212 70.4	73 24.3	11 3.7	-	2 0.7	3 1.0
年代	65～69歳	240 100.0	210 87.5	21 8.8	6 2.5	-	2 0.8	1 0.4
	70～74歳	226 100.0	210 92.9	10 4.4	1 0.4	-	1 0.4	4 1.8
	75～79歳	144 100.0	113 78.5	21 14.6	2 1.4	-	3 2.1	5 3.5
	80～84歳	57 100.0	35 61.4	20 35.1	1 1.8	-	1 1.8	-
	85歳以上	44 100.0	22 50.0	20 45.5	2 4.5	-	-	-

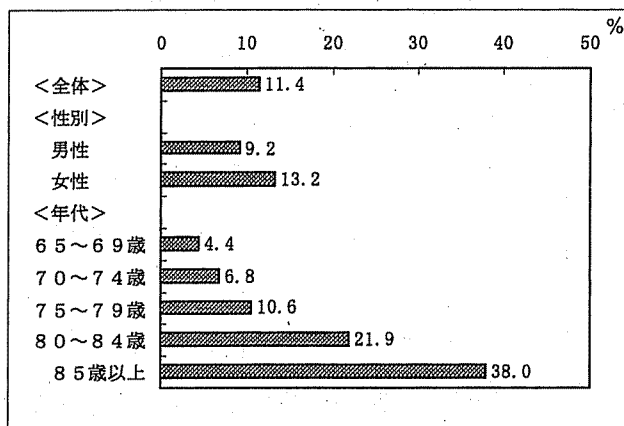
2 介護保険のサービスについて

(1) 介護保険サービスの認定状況

(図5) 介護保険サービスの認定状況

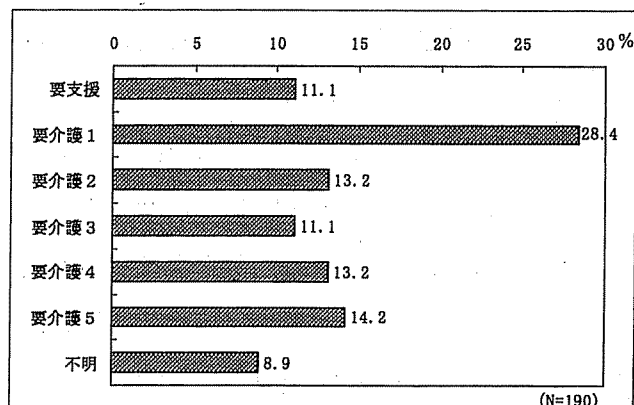


(図6) 性別、年代別に見た認定を受けている割合



(2) 認定された要介護度区分の分布

(図7) 認定された要介護度区分の分布



はじめに、介護保険サービスの認定の状況について見ると、認定を受けている割合が11.4%、受けていない割合が87.9%となっている。

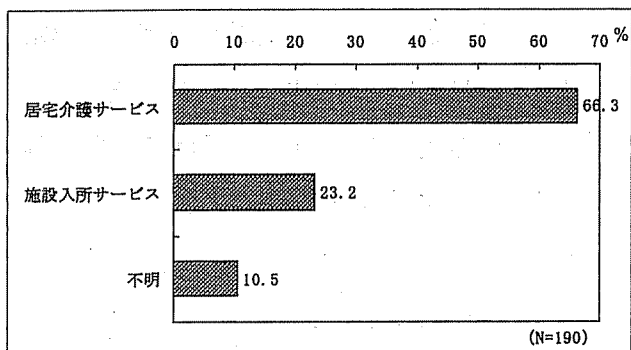
なお、「受けている割合」を性別、年代別に見ると(図6)のとおりであり、性別では女性がやや多く、年代別には年代が高くなるにつれて割合が上昇し、80~84歳では21.9%、85歳以上になると38.0%と4割近くに達している。

認定を受けている人(190人)の要介護度区分の分布は(図7)のようになっており、要介護1~5の中では日常生活における支障がもっとも少ない要介護1の割合が28.4%ともっとも多くなっている。

なお、性別、年代別には著しい差異は見られない。

(3) 現在受けている介護保険サービスの内容

(図8) 現在受けている介護保険サービスの内容

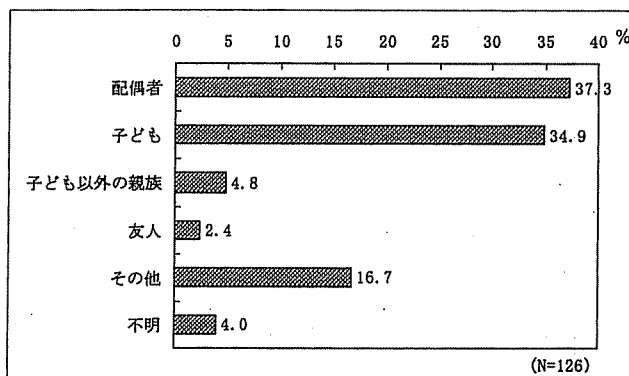


認定を受けている人 (190 人) が現在受けている介護保険サービスの内容は居宅介護サービスが 66.3 %、施設入所サービスが 23.2 %となっている。

なお、年代が高くなるにつれて施設入所サービスを受けている割合がやや増加しているほか、要介護度区分が重いほど同様の傾向が見られる。

(4) 日常生活における主な介護者

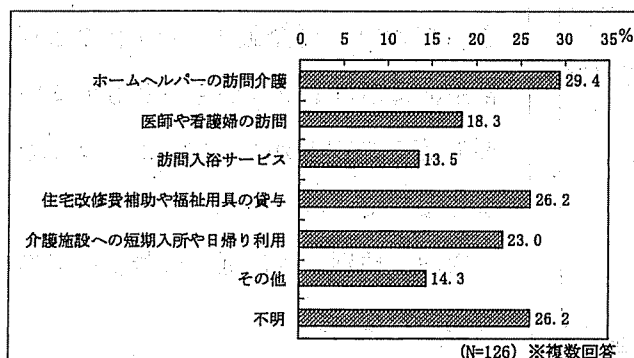
(図9) 日常生活における主な介護者



居宅介護サービスを現在受けている人 (126 人) の日常生活における主な介護者の内訳は (図 9) のとおり、配偶者と子どもがそれぞれ約 3 分の 1 ずつを占めているが、これを年代別に見ると、74 歳までは配偶者が 7 割前後となっているが、年代の上昇とともに配偶者の割合が減少し、子どもの割合が増加し、85 歳以上ではこどもの割合が 6 割強となっている。

(5) 居宅介護サービスの改善要望点

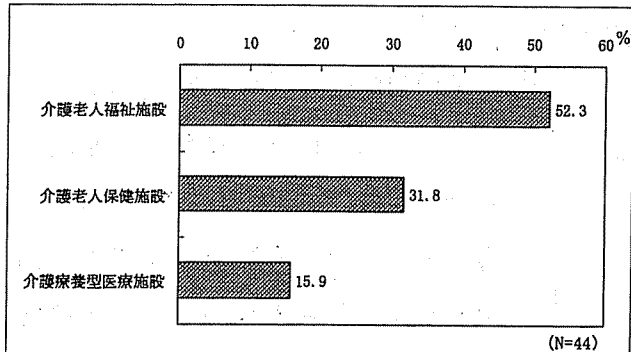
(図10) 居宅介護サービスの改善要望点



居宅介護サービスを現在受けている人 (126 人) が回答した改善要望点は (図 10) のようになり、「ホームヘルパーの訪問介護」(29.4 %)、「高齢者のための住宅改修費補助や福祉用具の貸与」(26.2 %)、「介護施設への短期入所や日帰り利用」(23.0 %) の順となっている。

(6) 入所している施設の種類の種類

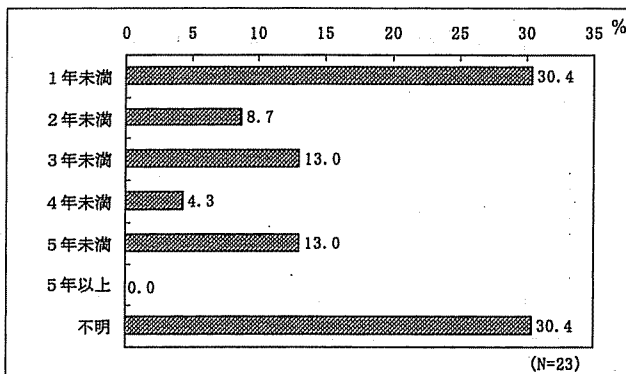
(図11) 入所している施設の種類の種類



次に、施設入所サービスを現在受けている人（44人）が入所している施設の種類の種類を見ると、「介護老人福祉施設（以前の特養）」が52.3%と過半数強、「介護老人保健施設」が31.8%、「介護療養型医療施設」が15.9%という内訳となっている。

(7) 介護老人福祉施設に入所するまでの待ち期間

(図12) 介護老人福祉施設に入所するまでの待ち期間



また、介護老人福祉施設に現在入所している人（23人）が実際に入所するまでどれだけの期間を待っていたかについては（図12）に示すとおりで、割合としては1年未満がもっとも多くなっている（ただし、回答者数が少ないので注意）。

(8) 介護老人福祉施設への入所希望

(表4) 介護老人福祉施設への入所希望

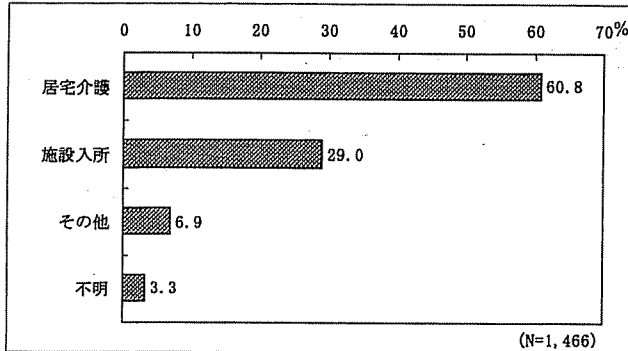
	回答者数	介護老人福祉施設への入所希望	
		希望する	希望しない
全体	21 100.0	19 90.5	2 9.5
入所施設の種類	介護老人保健施設	14 100.0	2 14.3
	介護療養型医療施設	7 100.0	0 0.0

なお、介護老人保健施設あるいは介護療養型医療施設に現在入所している人（21人）の介護老人福祉施設への入所希望率は（表4）のとおりであり、介護老人保健施設に入所している人は14人中12人、介護療養型医療施設に入所している人は7人全員が介護老人福祉施設への入所を希望している。

3 将来、介護が必要になった場合の考え方

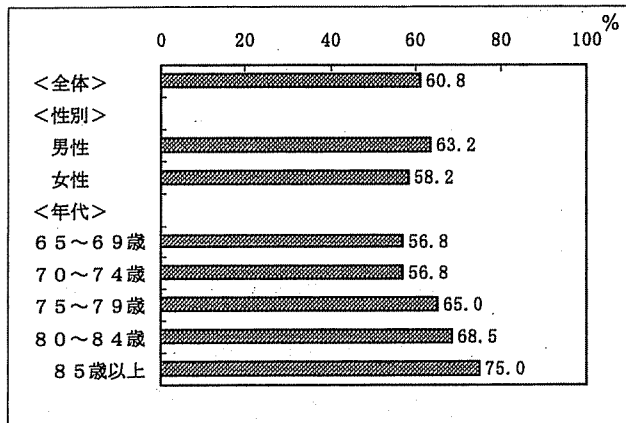
(1) 将来、介護が必要になった場合の介護形態の希望

(図13) 将来、介護が必要になった場合の介護形態の希望



介護保険サービスの認定を受けていない人(1,466人)に将来、介護が必要になった場合にどのような介護形態を望んでいるかを聞いた結果は(図13)に示すとおりで、居宅介護が約6割、施設入所が約3割となっている。

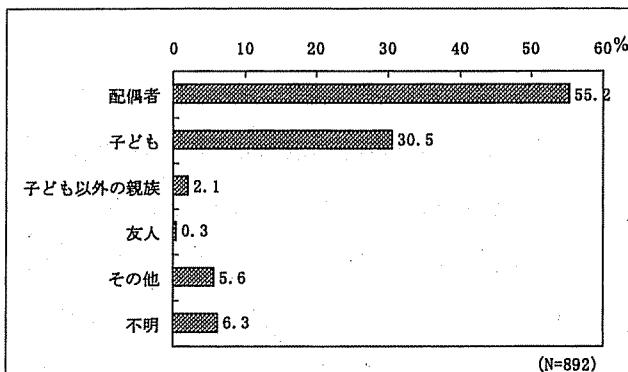
(図14) 性別、年代別に見た将来、居宅介護を希望する割合



なお、居宅介護を希望する割合を性別、年代別に見ると、性別では男性にやや多く、年代別には年代が高くなるにつれて徐々に増加している。

(2) 主に介護してほしいと考えている相手

(図15) 主に介護してほしいと考えている相手

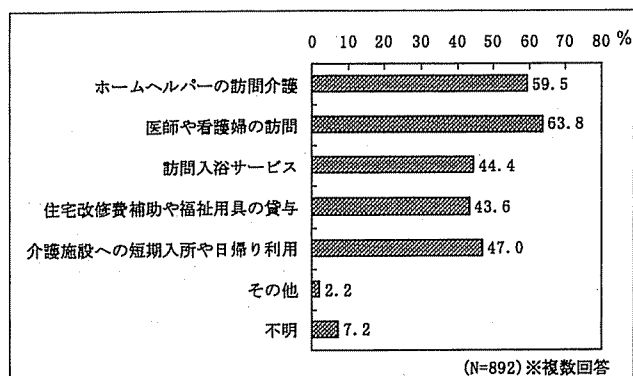


将来、介護が必要になった場合に居宅介護を望んでいる人(892人)が主にだれに介護をしてもらいたいと考えているかを聞いた結果は(図15)のとおり、配偶者が55.2%、子どもが30.5%となっている。

これを性別に見ると、男性は配偶者：80.0%、子ども：13.0%と圧倒的に配偶者への期待が大きいのにに対し、女性は配偶者が26.2%と非常に少なく(子どもが52.7%)、対照的である。

(3) 将来、充実させてほしい居宅介護サービスの内容

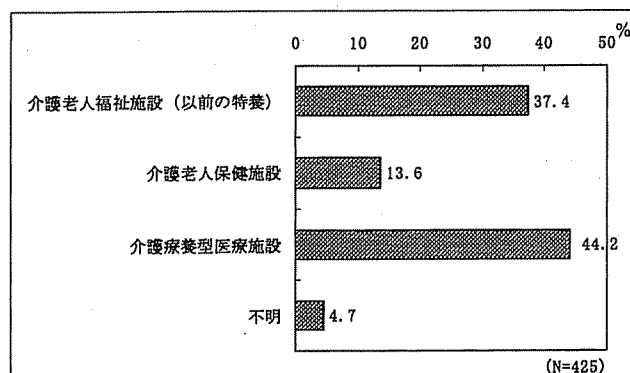
(図16) 将来、充実させてほしい居宅介護サービスの内容



将来、介護が必要になった場合に居宅介護を望んでいる人(892人)が将来的に充実させてほしいと考えている居宅介護サービスの内容は「医師や看護婦の訪問」がもっとも多くて63.8%、次いで、「ホームヘルパーの訪問看護」が59.5%と続いている。他の3つのサービスについてはいずれも40%台となっている。

(4) 将来、入所を希望する施設の種類

(図17) 将来、入所を希望する施設の種類

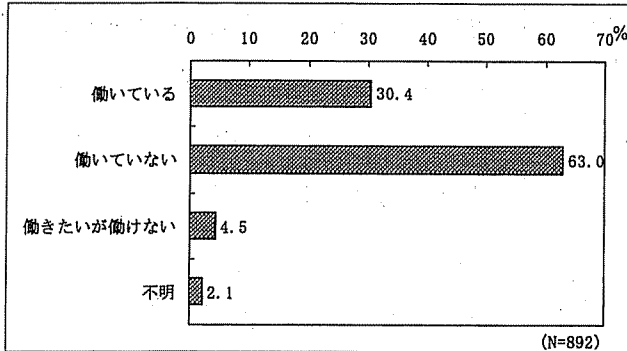


将来、介護が必要になった場合に居宅介護ではなく、施設への入所を望んでいる人(425人)にその種類を聞いた結果は(図17)のとおり、「介護療養型医療施設」が44.2%ともっとも多く、次いで、「介護老人福祉施設(以前の特養)」が37.4%で続き、「介護老人保健施設」は13.6%にとどまっている。

4 就業の状況

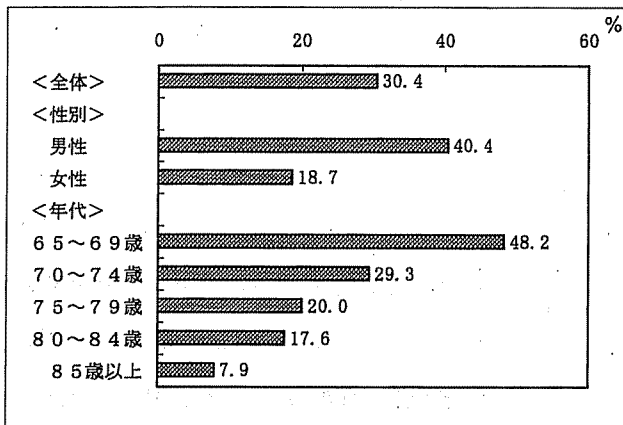
(1) 現在の就業状況

(図18) 現在の就業状況



介護保険サービスの認定を現在受けていなくて、かつ、将来、介護が必要になった場合に居宅介護を望んでいる人（892人）の現在の就業の状況は（図18）のとおりであり、働いている人の割合は30.4%となっている。

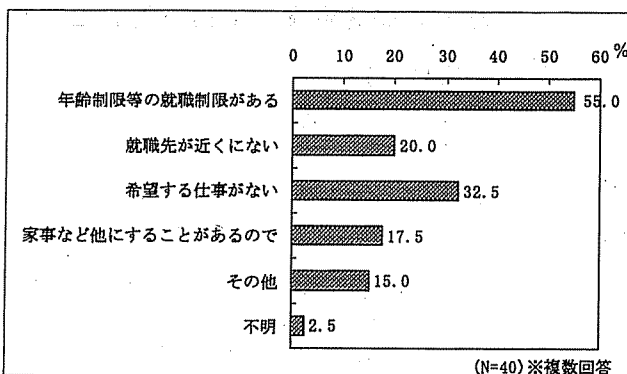
(図19) 性別、年代別に見た就業している割合



この就業している割合を性別、年代別に見ると（図19）に示すように、性別では女性の18.7%に対し、男性は40.04%と2倍以上となっている。また、年代別には年代が高くなるにつれて就業している割合は急速に減少している。

(2) 「働きたいが働けない」理由

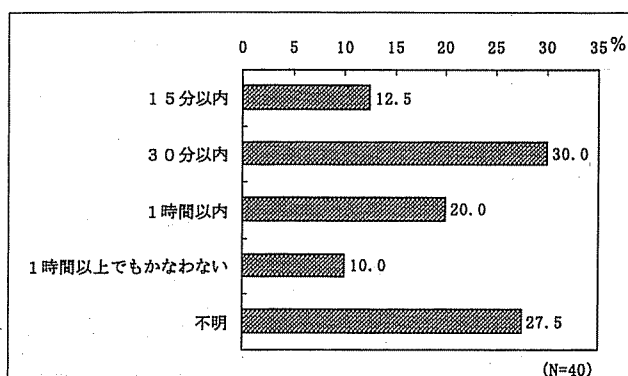
(図20) 「働きたいが働けない」理由



現在の就業状況について、「働きたいが働けない」と回答した人（40人）にその理由を聞いた結果は（図20）のとおりであり、「年齢制限等の就職制限がある」が55.0%、次いで、「希望する仕事がない」が32.5%となっている。

(3) 働くことが出来る場合の通勤時間の希望

(図21) 働くことが出来る場合の通勤時間の希望



なお、「働きたいが働けない」人(40人)にもし働くことが出来る場合の通勤時間の希望を聞いた結果は(図21)に示すとおりであり、30分以内が30.0%でもっとも多くなっている。

(4) 働くことについて行政に望むこと(自由意見)

下記のように、自由意見を記入してもらう欄を設けた。

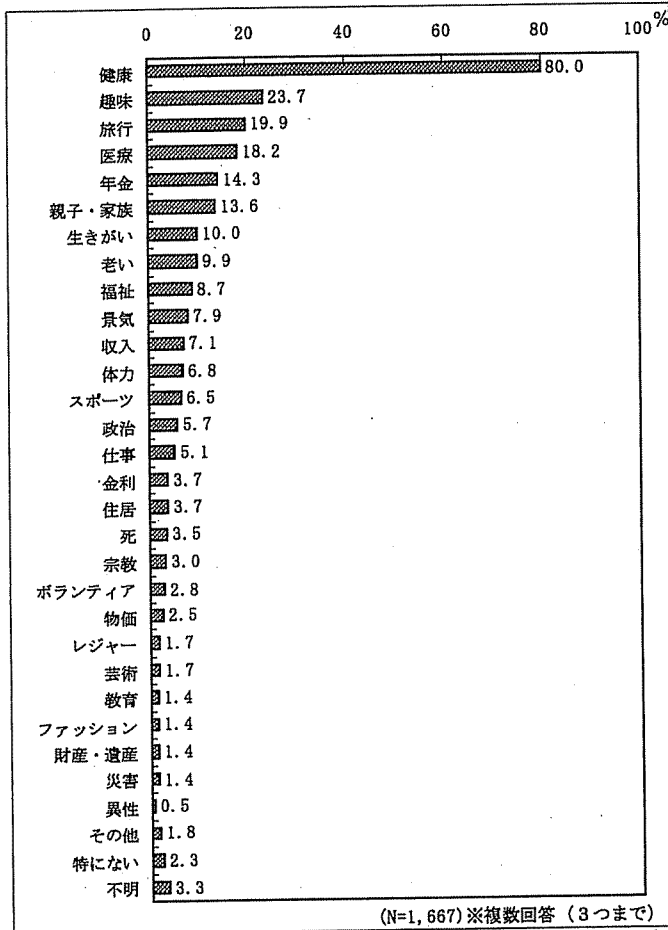
問2副問6 働くことについて行政に望むことがありましたら、どんなことでも結構ですから下欄に自由にお書き下さい。

この質問については、前掲の現在の就業状況において「働きたいが働けない」と回答した人(40人)だけが回答する形としていたが、そうではない人もたくさん記入しており、全体で約110人の記入があった(本来の40人については、その35.0%にあたる14人が回答)。その中から、主要なものを以下に掲げておく。全体として、働く意欲が十分あり、健康面でも問題がないにもかかわらず、「年齢制限」によってなかなか仕事が見つからない、あっせんしてもらえないという声が多く見られる。また、年齢制限とは別に、仕事の内容が単純作業ばかりで、これまでに培ってきた経験や能力を発揮できるようなものがないという声も多い(これらはいずれも、シルバー人材センター等の公的機関のあっせん内容に対する不満として記入されている)。これらの現状を踏まえて、行政に対して次のような「提案」が記入されているので以下に掲げておく。

- ・ 「健康な高齢者」が働ける諸環境の整備
- ・ 高齢者でなければ出来ない、高齢者にふさわしい仕事の創出
- ・ ボランティア活動の「場」づくり
- ・ ボランティア活動のための技術等を習得出来る講習会の開催
- ・ 経験や能力を発揮して仕事をし、社会に貢献できるシステムづくり

5 ふだんの生活の中での関心事

(図22) ふだんの生活の中での関心事 (回答率順)



あらかじめ、28の項目を設定して回答してもらった。その結果は(図22)に示すとおりである。

これによると、「健康」に対する関心が80.0%と群を抜いて高い。次いで、「趣味」が2番目となっているが、回答率は23.7%と「健康」への回答率とは大きな開きがある。

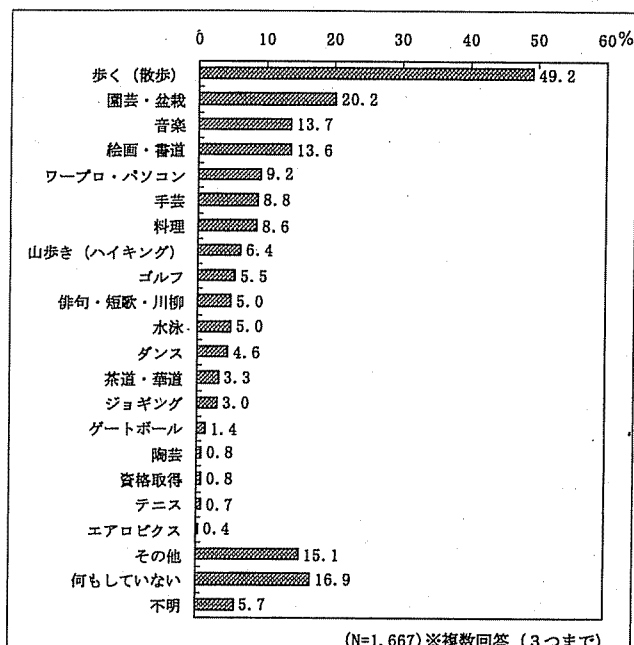
以下、旅行：19.9%、医療：18.2%、年金：14.3%、親子・家族：13.6%、生きがい：10.0%、と続いており、ここまでが回答率10%以上となっている。

なお、この回答状況を性別、年代別に見ても大きな差異は見られない。

6 スポーツ・文化・学習活動の現状と要望

(1) 現在行っているスポーツ・文化・学習活動

(図23) 現在行っているスポーツ・文化・学習活動 (回答率順)



この質問もあらかじめ、19の活動を設定して回答してもらった。その結果は(図23)に示すとおりである。

これによると、「歩く(散歩)」が49.2%と過半数弱でもっとも多く、次いで、園芸・盆栽:20.2%、音楽:13.7%、絵画・書道:13.6%と続いており、ここまでが回答率10%以上となっている。

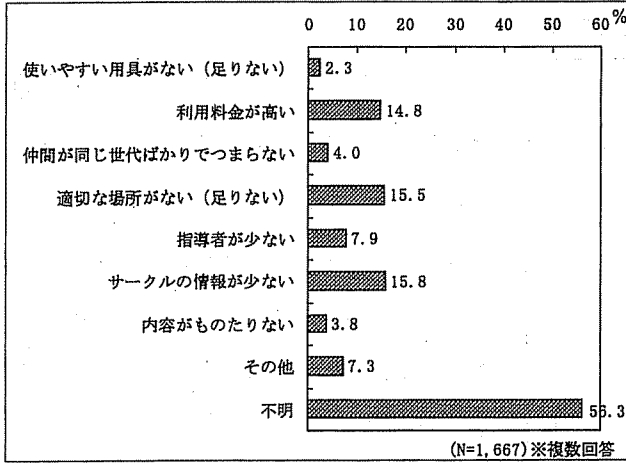
なお、性別、年代別に見た回答状況は(表5)のとおりである。

(表5) 性別、年代別に見た現在行っているスポーツ・文化・学習活動 (回答率順)

	回答者数	歩く(散歩)	園芸・盆栽	音楽	絵画・書道	ワープロ・パソコン	手芸	料理	山歩き(ハイキング)	ゴルフ	俳句・短歌・川柳	水泳
全体	1,667	49.2	20.2	13.7	13.6	9.2	8.8	8.6	6.4	5.5	5.0	5.0
性別												
男性	757	54.8	24.3	12.4	13.1	15.2	1.2	5.7	8.3	10.3	5.5	3.4
女性	748	44.0	17.0	14.0	14.3	3.2	16.2	11.8	4.4	0.7	4.8	6.4
年代												
65~69歳	473	53.3	21.8	18.6	10.1	13.1	9.5	11.0	11.2	10.8	3.8	6.3
70~74歳	424	55.2	21.5	11.6	16.5	9.7	9.4	7.5	4.7	4.7	4.2	6.6
75~79歳	312	47.8	19.2	13.5	17.3	8.7	8.0	6.7	5.4	2.9	5.8	4.8
80~84歳	160	41.9	18.8	8.8	14.4	3.8	6.9	9.4	3.8	1.3	7.5	0.6
85歳以上	137	31.4	19.7	4.4	8.0	2.2	6.6	8.0	-	0.7	8.8	-
	回答者数	ダンス	茶道・華道	ジョギング	ゲートボール	陶芸	資格取得	テニス	エアロビクス	その他	何もしていない	不明
全体	1,667	4.6	3.3	3.0	1.4	0.8	0.8	0.7	0.4	15.1	16.9	5.7
性別												
男性	757	2.8	0.7	4.6	1.6	0.5	1.5	1.1	0.1	17.8	15.6	4.1
女性	748	6.3	6.0	1.5	1.3	1.2	0.4	0.4	0.4	12.7	18.6	6.4
年代												
65~69歳	473	5.5	2.3	4.4	-	1.1	1.5	1.3	0.8	16.7	12.9	2.5
70~74歳	424	5.9	3.5	4.0	0.7	1.2	0.9	0.2	-	15.6	14.4	4.7
75~79歳	312	4.2	4.8	2.2	2.2	0.6	1.0	1.0	-	17.3	15.4	6.1
80~84歳	160	1.9	3.8	1.3	1.9	0.6	-	-	-	11.3	22.5	9.4
85歳以上	137	0.7	2.2	-	6.6	-	-	0.7	-	9.5	37.2	9.5

(2) スポーツ・文化・学習活動を行っているの不満点

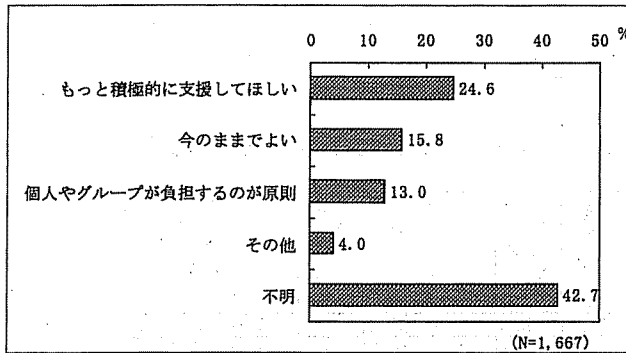
(図24) スポーツ・文化・学習活動を行っているの不満点



スポーツ・文化・学習活動を行っているの不満点については(図24)に示すとおり、「サークルの情報が少ない」「適切な場所がない(足りない)」「利用料金が高い」といった点が15%前後で並んでいる。

(3) スポーツ・文化・学習活動に対する区の財政的支援についての考え方

(図25) スポーツ・文化・学習活動に対する区の財政的支援についての考え方



スポーツ・文化・学習活動に対して区が財政的支援をすることについての考え方を聞いた結果は(図25)に示すとおりである。

これによると、「もっと積極的に支援してほしい」という考え方が24.6%、「今のままでよい」が15.8%、「個人やグループが負担するのが原則である」が13.0%となっている。

なお、上掲(2)の不満点別に見ると、(表6)のようになっている。

(表6) 不満点別に見た考え方の分布

	回答者数	しにもっと積極的に支援してほしい	今のままでよい	個人やグループが負担するのが原則	その他	不明	
全体	1,667	24.6	15.8	13.0	4.0	42.7	
スポーツ・文化・学習活動を行っている	使いやすい用具がない(足りない)	39	51.3	15.4	20.5	2.6	10.3
	利用料金が高い	246	57.3	14.2	13.8	2.4	12.2
	仲間が同じ世代ばかりでつまらない	67	44.8	20.9	26.9	-	7.5
	適切な場所がない(足りない)	258	53.5	12.8	20.5	4.3	8.9
	指導者が少ない	131	51.1	13.7	21.4	3.1	10.7
	サークルの情報が少ない	263	47.5	20.2	15.6	1.5	15.2
	内容がものたりない	64	48.4	20.3	17.2	9.4	4.7
その他	122	19.7	15.6	18.0	27.0	19.7	

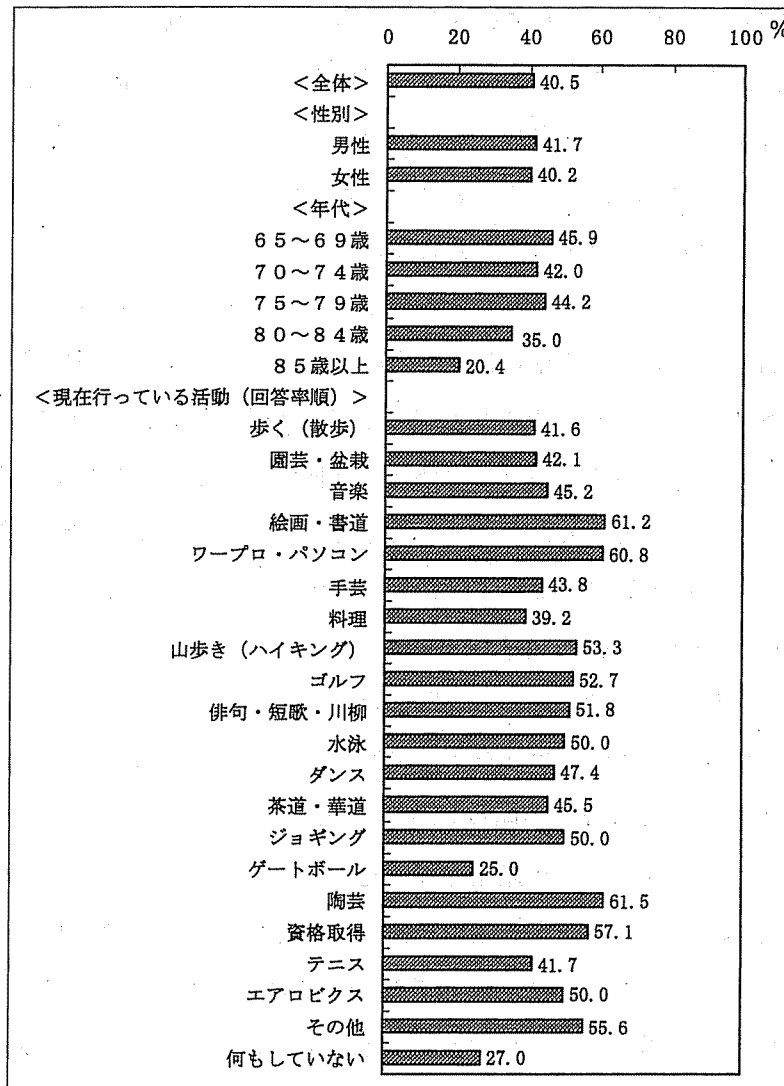
(4) スポーツ・文化・学習活動について行政に望むこと（自由意見）

下記のように、自由意見を記入してもらった欄を設けた。

問7【全員がお答え下さい】スポーツ・文化・学習活動について、行政に望むことがありましたら、どんなことでも結構ですから、下欄に自由にお書き下さい。

この結果、有効回答数1,667 Nの40.5%にあたる675 Nに自由意見の記入があった（注：自由意見の文章の長短は考慮していない）。この記入率を性別、年代別および現在行っているスポーツ・文化・学習活動別に表すと（図26）のようになっている。

（図26）性別、年代別、現在行っている活動別に見た自由意見の記入率



なお、記入されていた自由意見は多岐にわたっているが、65歳以上の高齢者が調査対象であることや最初の質問が介護保険に関するものであったことから、「スポーツ・文化・学習活動」ではなく、介護保険を始めとして、進行する老いへの不安や介護が必要になった時の不安、老老介護の厳しい現実などに関する記入が数多くなされていた。あるいは、足腰が弱って歩行が困難であることから、段差の問題や歩道上の違法な駐輪等による歩行障害の問題などをあげているケースも目につき、いわゆるバリアフリー環境の早急な整備が望まれている。

さて、本来の領域である「スポーツ・文化・学習活動」については、どこでどのような活動が行われているのか、そういう活動に加わるにはどのようにしたらよいか、といったことに関する情報が不足しているという声が多く見られた。ただ、この点についてはおそらく、情報そのものが著しく不足しているのではなく、情報の送り手と受け手のインターフェイスがうまく成立していないためではないかと思われる。したがって、情報の伝達をいかに効率的に、かつ、もれなく行うかについてのソフトの開発とシステムの構築が重要な政策課題であるといえよう。

また、情報に関連して、パソコンあるいはインターネット等の講習を受けてマスターしたいという希望が非常に多く見られた。次項のインターネットの利用状況では高齢者の8割強は「利用していない」としているが、その学習意欲はきわめて高いようである。なお、区が実施しているこの種の講習会に「何度も申し込みをしているが、抽選で毎回はずれている。もっと、人員の枠を拡大してほしい」という注文がかなりあった。同様の意見は、スポーツ施設や文化・学習施設の申し込みについてもあり、より公平な「あたりはずれ」が求められている。

次に、これらの施設が「近くにない」「行きたくても遠くて行けない」「徒歩圏内にあってほしい」といった適正配置に関わる意見も多く見られた。合わせて、少子化の進行に伴う「小・中学校の空き教室の開放」「閉鎖状態にある保育園の開放」によって、施設不足を解消したらどうかという意見も多く見られた。

また、開放という点では大東大を始めとする大学等公的機関の図書館の一般開放を望む声も意外と多かった。また、こうした公的施設の開放と合わせて、たとえば、「高齢者と子どもが触れ合う場として、小学校の空き教室を利用して合同であるテーマに基づく発表会を行う」「高齢者と若い人がいっしょに、小・中学校のグラウンドで運動会を行う」といった「世代間交流」を望む声もかなり見られた。

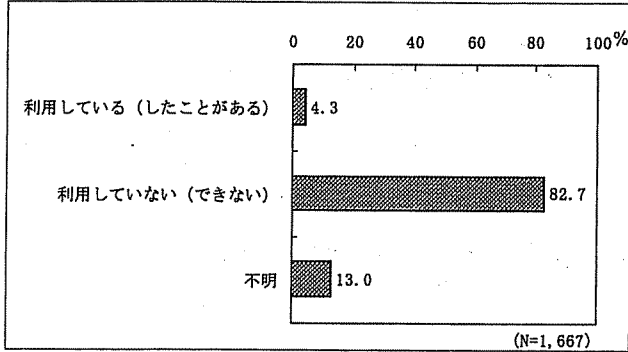
なお、スポーツ・文化・学習活動といった枠にとらわれず、「高齢者が自由に出入りが出来る喫茶室、談話室」といった自由空間施設を身近に望む声も多かった。前掲の施設の適正配置と合わせて、従来にはなかった新機軸の施設の配置も視野に入れる必要があると思われる。

最後に、「現在活動しているグループはメンバーが固定化しているなどして、新しく入るのがなかなか困難。もっと、オープンにしてほしい」という指摘もあった。また、「グループのメンバーは女性が多く、活動のジャンルも女性向けが多く、男性が気軽に参加できるような場が意外とないように思う」という指摘もあった。

7 インターネットの利用状況

(1) インターネットの利用状況

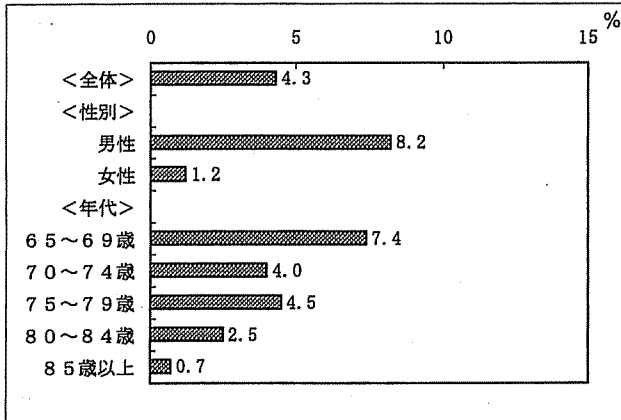
(図27) インターネットの利用状況



今回、インターネットの利用状況について調査したが、「利用している(利用したことがある)」人の割合は4.3%と少なかった。

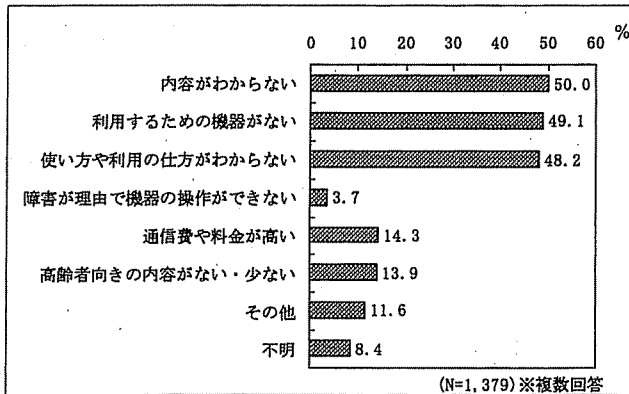
また、性別、年代別に見ると、(図28)のとおりであり、性別では男性の利用率が高く、年代別には年代が高くなるにつれて利用率が減少している。

(図28) 性別、年代別に見たインターネットの利用率



(2) インターネットを利用していない(利用できない)理由

(図29) インターネットを利用していない(利用できない)理由



インターネットを利用していない(利用できない)人(1,379人)にその理由を聞いた結果は(図29)のとおりであり、「インターネットの内容(どのようなことができるのか)がわからない」「利用するための機器がない」「機器の使い方やインターネット

の利用がわからない」といった理由が過半数前後となっている。

地域活動に関する調査

I 調査の概要

1 調査の目的

板橋区内の各地域において、公共的な課題に対して取り組んでいるさまざまな主体の活動および意識について調査するとともに、それらの主体を包含する地域コミュニティの自律性、成熟度についての現状分析を行うことを目的とした。

2 調査の対象と対象数

満20歳以上の男女個人、2,000人（男性：1,000人、女性：1,000人）。

3 標本抽出

住民基本台帳から無作為抽出。

4 調査の方法

郵送による。

5 調査の時期

平成13年3月15日（木）に調査票を発送し、同25日（日）までを返送期限とした。

6 有効回収数等

単純回収数は537N（単純回収率：26.9%）。うち、有効回収数は534N（有効回収率：26.7%）。

7 用いた調査票

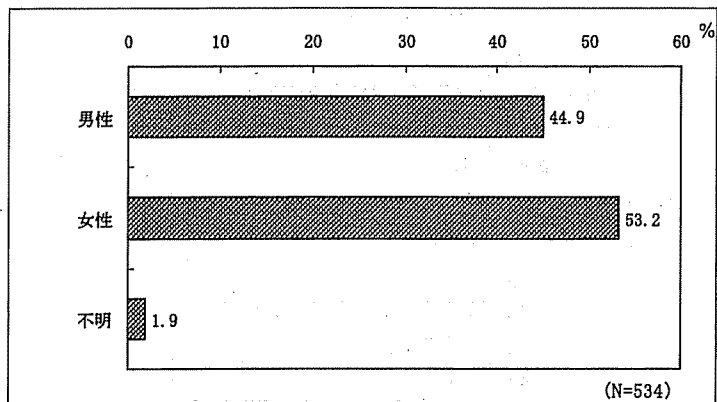
郵送時に用いた調査票は「資料編」のとおりである。

II 調査の結果

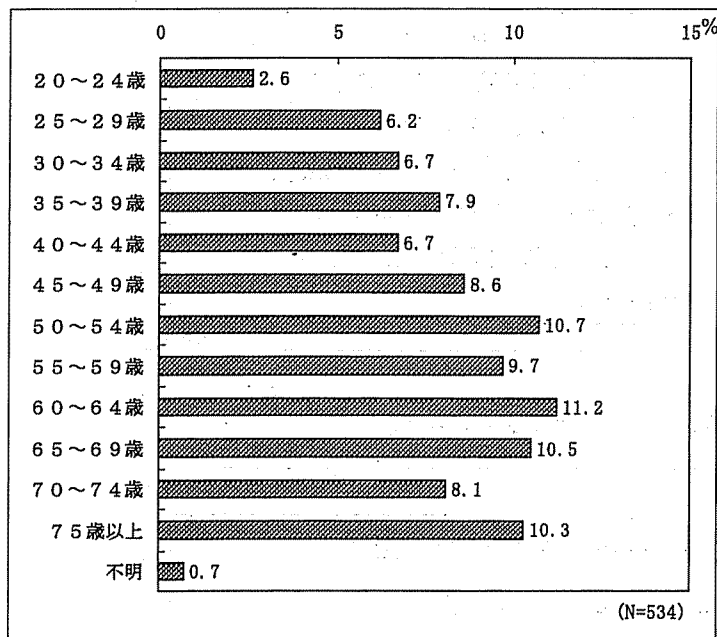
1 標本構成

有効回答数=534 Nの性別、年代等の標本構成は次のとおりである。

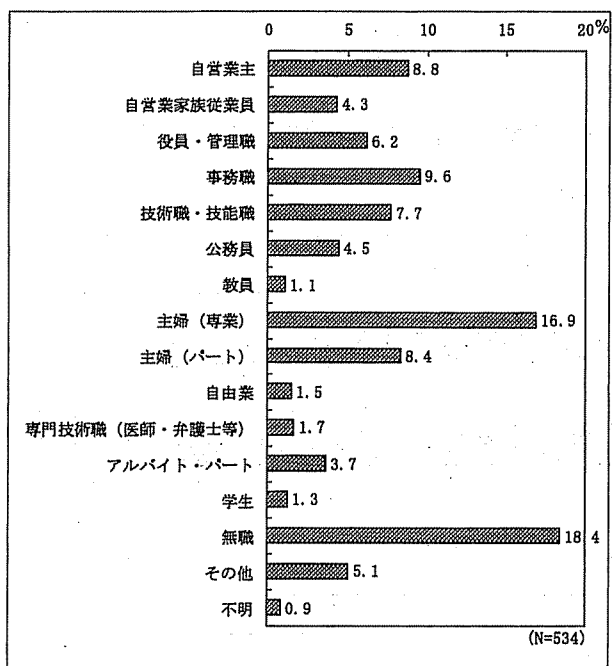
(図30) 性別の分布



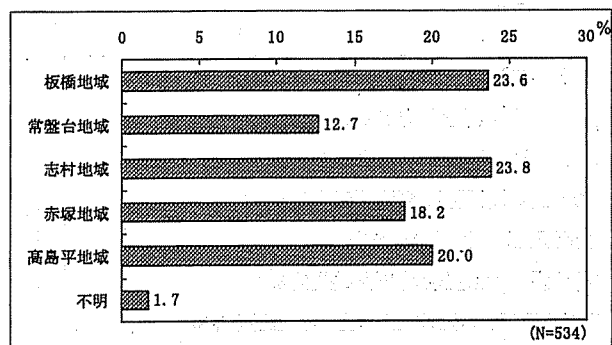
(図31) 年代の分布



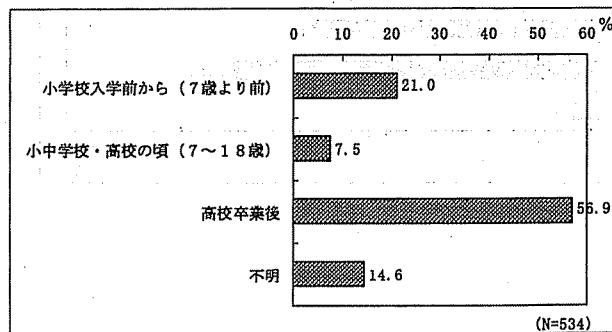
(図32) 職業の分布



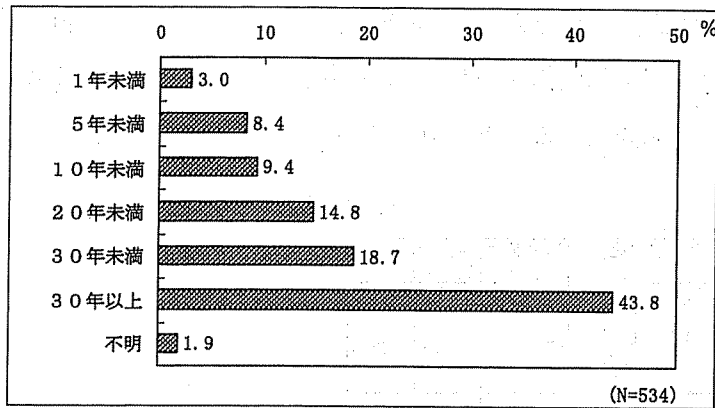
(図33) 居住地域の分布



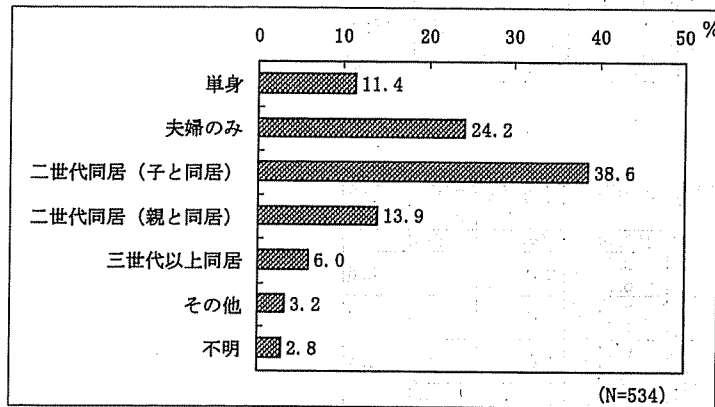
(図34) 区内居住開始時期の分布



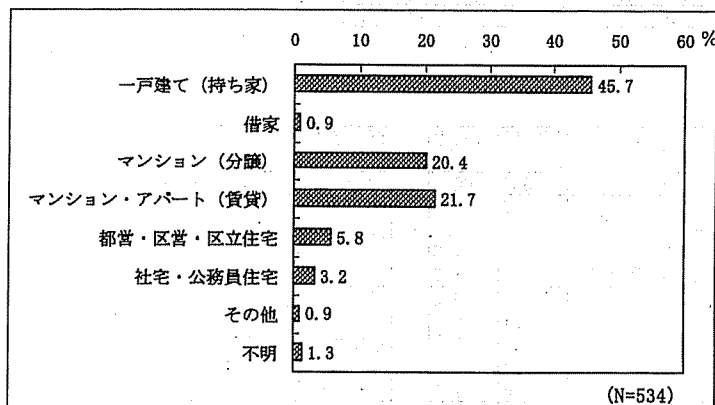
(図35) 区内居住年数の分布



(図36) 世帯構成の分布



(図37) 住居形態の分布



2 集計に用いた区分

前掲の「1 標本構成」に示した各基本特性をキーとしてクロス集計を行ったが、合わせて、これらの基本特性を集約あるいは組み合わせて新しいキー項目を作成し、同様にクロス集計を行った。具体的には次のとおりである。

<年代集約①>

原カテゴリー	回答者数	構成比		新カテゴリー	回答者数	構成比
(全体)	534	100.0		(全体)	534	100.0
20～24歳	14	2.6	→ 若年		125	23.4
25～29歳	33	6.2				
30～34歳	36	6.7				
35～39歳	42	7.9				
40～44歳	36	6.7	→ 壮年		251	47.0
45～49歳	46	8.6				
50～54歳	57	10.7				
55～59歳	52	9.7				
60～64歳	60	11.2	→ 高齢		154	28.8
65～69歳	56	10.5				
70～74歳	43	8.1				
75歳以上	55	10.3				
不明	4	0.7		不明	4	0.7

<年代集約②>

原カテゴリー	回答者数	構成比		新カテゴリー	回答者数	構成比
(全体)	534	100.0		(全体)	534	100.0
20～24歳	14	2.6	→	20代	47	8.8
25～29歳	33	6.2	→	30代	78	14.6
30～34歳	36	6.7	→	40代	82	15.4
35～39歳	42	7.9	→	50代	109	20.4
40～44歳	36	6.7	→	60代	116	21.7
45～49歳	46	8.6	→	70歳以上	98	18.4
50～54歳	57	10.7	→	不明	4	0.7
55～59歳	52	9.7				
60～64歳	60	11.2				
65～69歳	56	10.5				
70～74歳	43	8.1				
75歳以上	55	10.3				
不明	4	0.7				

<職業集約>

原カテゴリー	回答者数	構成比		新カテゴリー	回答者数	構成比
(全体)	534	100.0		(全体)	534	100.0
自営業主	47	8.8	→ 自営		87	16.3
自営業家族従業員	23	4.3				
自由業	8	1.5				
専門技術職(医師・弁護士等)	9	1.7				
役員・管理職	33	6.2	→ 被雇用		155	29.0
事務職	51	9.6				
技術職・技能職	41	7.7				
公務員	24	4.5				
教員	6	1.1	→ 主婦		135	25.3
主婦(専業)	90	16.9				
主婦(パート)	45	8.4				
アルバイト・パート	20	3.7	→ 無職		125	23.4
学生	7	1.3				
無職	98	18.4				
その他	27	5.1	→	その他	27	5.1
不明	5	0.9	→	不明	5	0.9

<居住年数集約>

原カテゴリー	回答者数	構成比	新カテゴリー	回答者数	構成比
(全体)	534	100.0	(全体)	534	100.0
1年未満	16	3.0	→ 新住民	61	11.4
5年未満	45	8.4	→ 中間層	129	24.2
10年未満	50	9.4	→ 旧住民	334	62.5
20年未満	79	14.8	→ 不明	10	1.9
30年未満	100	18.7			
30年以上	234	43.8			
不明	10	1.9			

<住居形態集約>

原カテゴリー	回答者数	構成比	新カテゴリー	回答者数	構成比
(全体)	534	100.0	(全体)	534	100.0
一戸建て(持ち家)	244	45.7	→ 自己所有	353	66.1
マンション(分譲)	109	20.4	→ 非所有	169	31.6
借家	5	0.9	→ その他	5	0.9
マンション・アパート(賃貸)	116	21.7	→ 不明	7	1.3
都営・区営・区立住宅	31	5.8			
社宅・公務員住宅	17	3.2			
その他	5	0.9			
不明	7	1.3			

<居住年数集約×住居形態集約>

居住年数集約×住居形態集約	回答者数	構成比
(全体)	534	100.0
→ 新住民 × 自己所有	26	4.9
→ 新住民 × 非自己所有	35	6.6
→ 中間層 × 自己所有	67	12.5
→ 中間層 × 非自己所有	57	10.7
→ 旧住民 × 自己所有	257	48.1
→ 旧住民 × 非自己所有	75	14.0

注：①住居形態集約のうち「その他」は除く。
②それぞれの「不明」は除く。

<職業集約×居住年数集約>

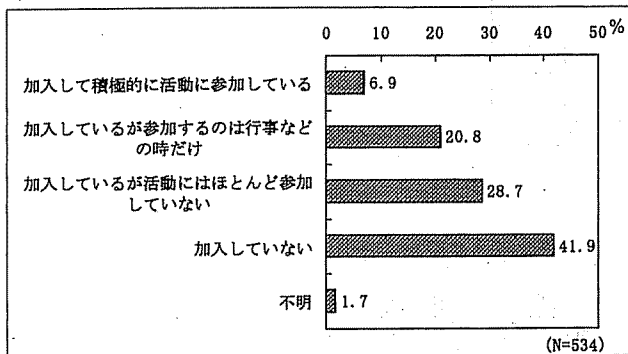
職業集約×居住年数集約	回答者数	構成比
(全体)	534	100.0
→ 自営 × 新住民	8	1.5
→ 自営 × 中間層	17	3.2
→ 自営 × 旧住民	61	11.4
→ 被雇用 × 新住民	29	5.4
→ 被雇用 × 中間層	49	9.2
→ 被雇用 × 旧住民	77	14.4
→ 主婦 × 新住民	13	2.4
→ 主婦 × 中間層	36	6.7
→ 主婦 × 旧住民	82	15.4
→ 無職 × 新住民	9	1.7
→ 無職 × 中間層	18	3.4
→ 無職 × 旧住民	97	18.2

注：①職業集約のうち「その他」は除く。
②それぞれの「不明」は除く。

3 地域の町会・自治会活動への参加状況

(1) 地域の町会・自治会活動への参加状況

(図38) 地域の町会・自治会活動への参加状況

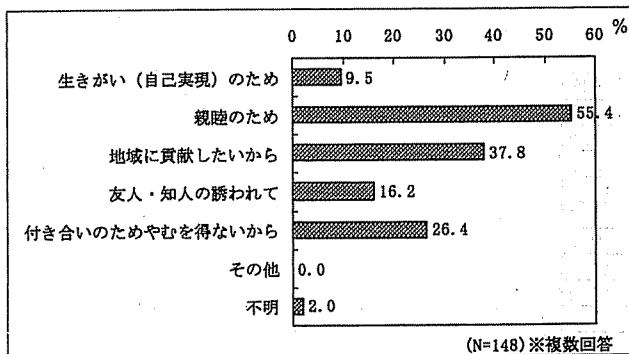


はじめに、地域における町会・自治会の活動への参加状況を見ると、「加入して積極的に活動している」割合は6.9%と少なく、「加入しているが参加するのは行事などの時だけ」という消極的な参加の20.8%と合わせても、参加している割合は30%に達していない。なお、町会・自治会に加入している割合は56.4%となっている。

注：前掲「2. 集計に用いた区分」で示したように、性別、年齢別等の基本特性をキーとしたクロス集計表を大量に作成したため、それらの中から特徴的な傾向についてのコメントを付加すると紙数が増大することから、以下の分析では特性別の傾向に関するコメントおよび質問クロスに関するコメントは割愛した。なお、特性別の傾向の詳細については別冊の「集計結果表」を参照されたい。

(2) 町会・自治会活動に参加している理由

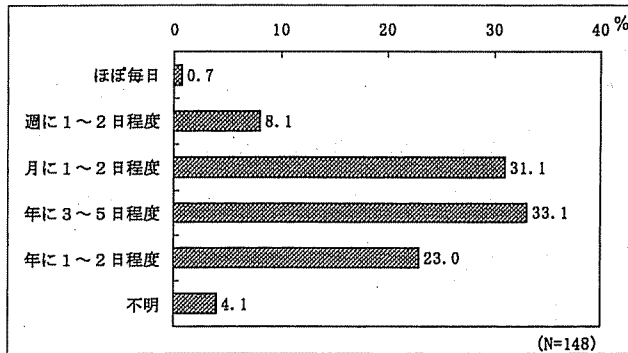
(図39) 町会・自治会活動に参加している理由



町会・自治会活動に「積極的」あるいは「行事などの時だけ」参加している人(148人)に、その参加理由を聞いた結果は(図39)のとおり、「親睦のため」が55.4%と過半数を上回っており、次いで、「地域に貢献したいから」が37.8%、「付き合いのためやむを得ないから」が26.4%となっている。

(3) 町会・自治会活動への参加頻度

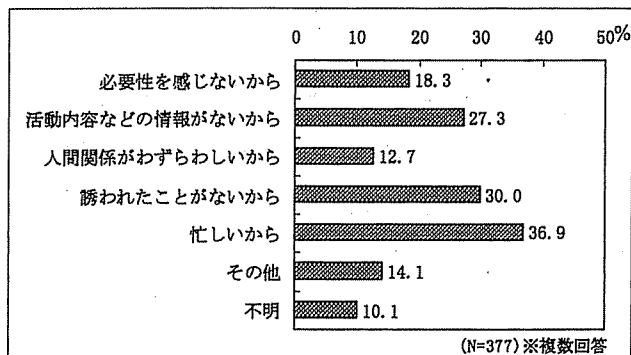
(図40) 町会・自治会活動への参加頻度



また、町会・自治会活動への参加の頻度については、「年に3~5日程度」(33.1%)と「月に1~2日程度」(31.1%)がほぼ並び、次いで、「年に1~2日程度」が23.0%で続いている。

(4) 町会・自治会活動に参加していない理由

(図41) 町会・自治会活動に参加していない理由

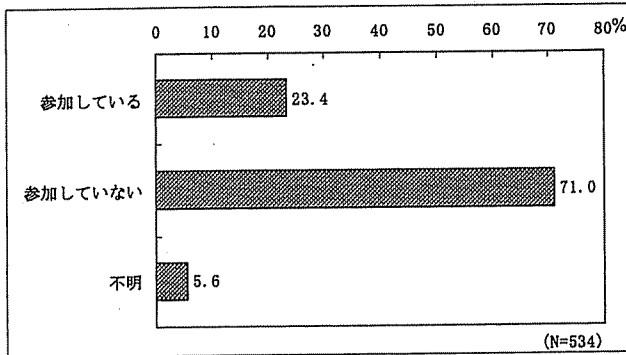


町会・自治会活動に「ほとんど参加していない」および「加入していない」人(377人)に、参加あるいは加入していない理由を聞いた結果は(図40)のとおり、「忙しいから」(36.9%)、「誘われたことがあまりないから」(30.0%)、「活動内容などについての情報がないから」(27.3%)といった理由が上位に並んでいる。

4 町会・自治会以外の地域活動への参加状況

(1) 町会・自治会以外の地域活動への参加状況

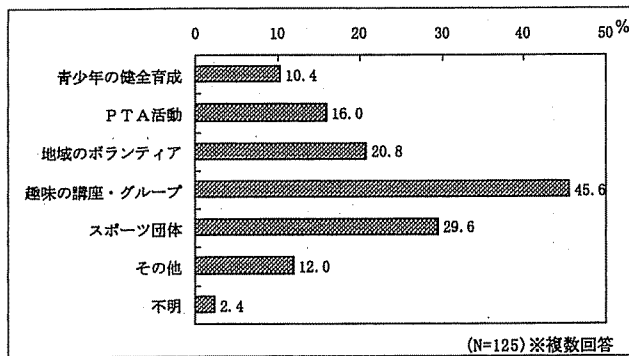
(図42) 町会・自治会以外の地域活動への参加状況



次に、地域における町会・自治会以外の活動への参加状況を見ると、参加している割合は23.4%と4分の1弱であった。

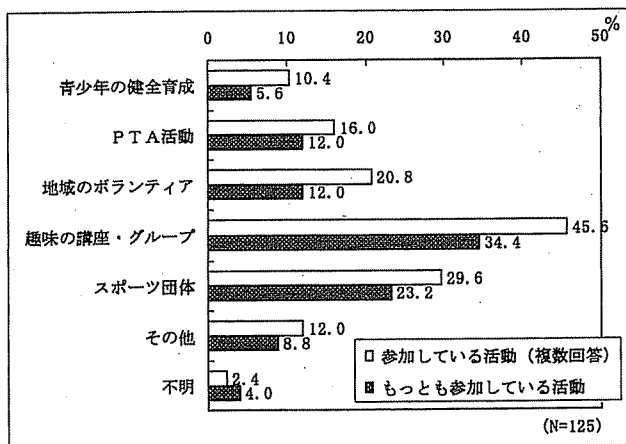
(2) 参加している活動の内容

(図43) 参加している活動の内容



上記で「参加している」と回答した人(125人)に、実際に参加している活動の内容を聞いた結果は(図43)のとおり、「趣味の講座・グループ」が45.6%でもっとも多く、次いで、「スポーツ団体」(29.6%)、「地域のボランティア」(20.8%)となっている。

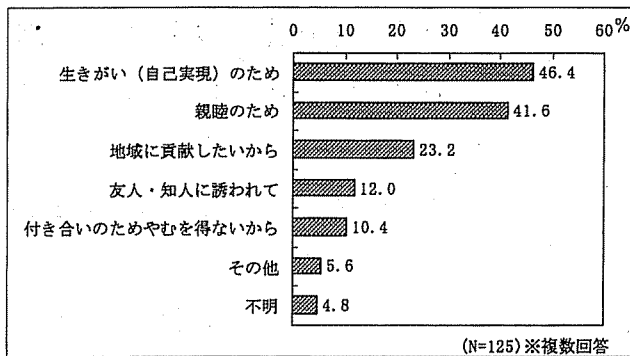
(図44) もっとも参加している活動の内容



なお、これらの活動の中で「もっとも参加している」ものを聞いた結果は(図44)のとおり、「趣味の講座・グループ」(34.4%)、「スポーツ団体」(23.2%)となっており、複数回答で聞いた結果と同様の順位となっている。

(3) もっとも参加している活動への参加理由

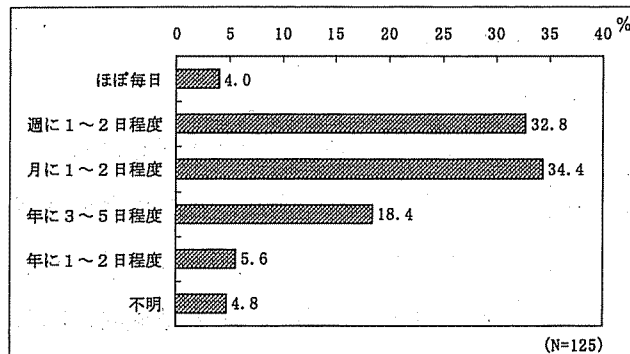
(図45) もっとも参加している活動への参加理由



次に、もっとも参加している活動への参加理由を見ると、「生きがい(自己実現)のため」が46.4%、「親睦のため」が41.6%とほぼ並んでおり、次いで、「地域に貢献したいから」という理由が続いているが、回答率は23.2%となっている。

(4) もっとも参加している活動への参加頻度

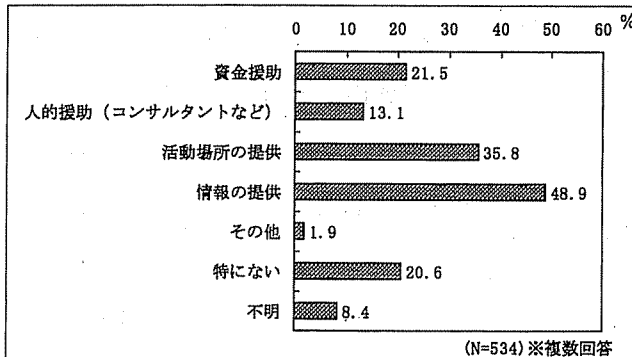
(図46) もっとも参加している活動への参加頻度



また、もっとも参加している活動への参加頻度については、「週に1~2日程度」(32.8%)と「月に1~2日程度」(34.4%)がほぼ同じ割合となっており、前掲の町会・自治会活動への参加頻度とはかなり異なっている。

5 地域での活動を行ううえで区に対して望むこと

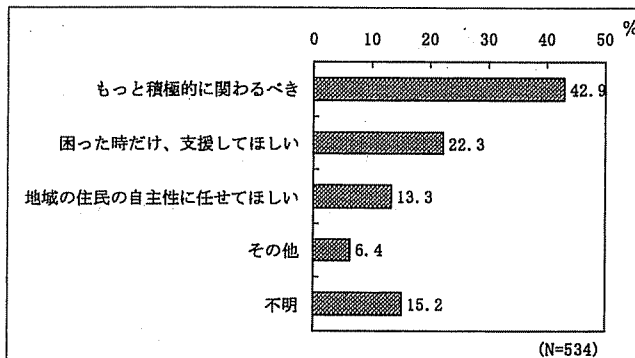
(図47) 地域での活動を行ううえで区に対して望むこと



町会・自治会活動あるいはそれ以外の活動を行ううえで区に対してどのようなことを望んでいるかについては、「情報の提供」がもっとも多くて48.9%、次いで、「活動場所の提供」が35.8%、以下、「資金援助」(21.5%)、「人的援助 (コンサルタントなど)」(13.1%)となっている。なお、「特にない」が20.6%見られる。

6 地域活動に対する区の関わり方についての考え方

(図48) 地域活動に対する区の関わり方についての考え方



また、このような地域活動に対して区がどのように関わるべきかという点についての考え方を見ると、「地域活動の推進のため、もっと積極的に関わるべきである」とする考え方が42.9%ともっとも多く、次いで、「困った時だけ、支援してほしい」が22.3%となっている。なお、「地域のことは地域の住民の自主性に任せてほしい」とする考え方は13.3%であった。

7 行動の種類別に見た区内での行動割合

(表7) 行動の種類別に見た区内での行動割合

	主に区内	区内区外半々	主に区外	その他	不明
通勤	21.7	3.0	35.0	8.4	31.8
通学	7.5	1.5	7.1	10.9	73.0
趣味活動	25.7	20.0	26.2	3.9	24.2
買い物(日用品)	67.8	21.3	2.6	0.0	8.2
買い物(日用品以外)	28.3	37.6	21.5	0.9	11.6
遊び	10.9	25.7	41.0	3.9	18.5
外食	26.6	40.3	17.4	1.3	14.4
医者にかかる	69.1	14.8	8.6	0.4	7.1

今回の調査では(表7)に示す8種類の行動について、区内での行動割合がどれくらいの水準であるかを調べた。

(表7)によると、区内での行動割合(主に区内)がもっとも多いのは「医者にかかる」場合で69.1%、次いで、「買い物(日用品)」が67.8%と差がなく続き、この2つの行動の区内での行動割合が著しく高くなっている。

一方、逆に、区内での行動割合が著しく低いのは「通学」の7.5%、「遊び」の10.9%といった行動となっている。

なお、これ以外の「通勤」「趣味活動」「買い物(日用品以外)」「外食」についてはいずれも、区内での行動割合は20%台にとどまっている。(注:「通学」については通学をしていない人が回答者に含まれており、不明が73.0%あるのはこのため。また、通勤、趣味活動を始め、他の行動についても同様)

8 日常生活で直面するさまざまな局面における相談相手など

(表8) 日常生活で直面するさまざまな局面における相談相手など

	自分(家族)で解決	近所の人に相談	町会・自治会の役員に相談	地域の団体やサークルに相談	出張所に相談	区役所に相談	警察署・消防署に相談	議員に相談	職場の人に相談	何もしない	その他	不明
1 子育てについて悩んでいる	43.1	10.1	0.0	1.9	1.3	4.1	0.2	0.2	1.7	1.1	13.1	23.2
2 子供を預けられるところを知りたい	7.9	11.6	0.6	1.3	13.3	29.4	0.2	0.2	0.4	1.5	9.0	24.3
3 自分の子どもが暴力をふるう	29.4	3.2	0.7	3.6	1.7	8.6	14.4	0.0	1.1	0.6	11.6	25.1
4 近所の子どもがいたずらに困っている	8.8	25.9	12.7	1.5	2.2	3.0	15.0	0.0	0.4	1.7	6.2	22.5
5 青少年の非行が気になる	4.5	3.9	4.3	2.8	3.2	4.7	37.6	0.6	0.6	10.1	5.2	22.5
6 子どもの不登校が気になる	29.5	5.1	1.5	5.6	3.0	11.0	0.4	0.6	1.3	1.1	16.3	25.7
7 子どもの通う学校に不満がある	14.0	5.2	2.2	4.1	2.4	24.7	0.9	1.5	0.7	3.0	14.6	26.4
8 学校でのいじめが気になる	17.8	6.0	1.1	6.6	2.1	13.3	3.6	0.4	0.6	1.9	20.0	26.8
9 良い医者を知りたい	15.2	29.6	1.9	2.2	2.4	8.8	0.6	0.2	4.1	0.7	6.4	18.9
10 家族が寝たきりや痴呆になってしまった	11.2	1.5	2.6	3.6	15.0	35.8	0.0	0.9	0.4	0.4	5.4	20.2
11 一人暮らしの高齢者になった	13.7	3.2	5.8	2.4	14.0	37.1	0.0	0.4	0.2	1.7	3.0	18.5
12 一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい	6.9	4.3	6.6	12.2	12.0	25.8	0.0	0.7	0.4	5.4	4.1	21.5
13 近所の商店街がさびれてきた	4.1	4.9	17.0	5.8	0.6	5.8	0.2	1.9	0.2	30.9	4.9	23.8
14 安全な野菜を手に入れたい	24.3	21.0	3.2	12.5	1.3	3.6	0.0	0.2	1.5	4.3	6.4	21.7
15 ボランティア活動に参加したい	8.1	2.1	6.0	21.2	8.4	20.2	0.2	0.0	0.2	7.7	3.6	22.5
16 資源のリサイクルのために何かしたい	8.6	3.9	14.6	13.5	7.5	19.9	0.2	0.0	0.2	5.8	3.9	21.9
17 ごみ出しのルールを守らない人がいる	5.4	21.5	19.9	2.8	3.7	6.9	0.4	0.0	0.2	5.4	3.0	16.7
18 身内に不幸(葬式)ができた	41.6	11.4	13.7	0.9	2.1	4.3	2.8	0.0	0.7	1.3	3.2	18.0
19 暴走族がうるさい	2.1	1.9	3.9	1.1	0.7	2.1	39.4	1.5	0.2	6.0	1.7	19.5
20 隣の家から迷惑(騒音・悪臭・嫌がらせ等)を受けている	6.0	8.1	11.4	0.9	2.2	8.4	36.1	0.2	0.2	1.9	4.1	20.4
21 隣の家で幼児を虐待している気配がある	1.3	10.5	5.1	1.5	6.2	14.6	35.7	0.7	0.0	1.9	3.6	21.0
22 家の近くを怪しい人が歩き回っている	1.7	6.0	5.4	0.6	0.6	0.9	31.4	0.6	0.0	1.7	1.9	19.3
23 最近、隣の人を見かけなくなった	1.3	24.5	10.7	0.2	1.9	5.1	23.2	0.7	0.0	7.7	2.8	21.9
24 近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい	2.2	3.0	12.5	2.6	9.7	34.3	1.7	2.1	0.0	6.7	2.8	22.3
25 空き地に猫の死骸がある	3.0	3.7	5.2	0.7	14.0	26.1	8.4	0.7	0.0	10.7	4.7	20.6
26 近くの交差点に信号機の取り付けしてほしい	1.3	0.7	4.9	0.2	3.4	20.2	34.7	4.5	0.0	5.2	1.5	21.3
27 軒先に蜂が巣をかけた	11.6	4.3	3.6	0.7	12.9	30.9	9.0	0.2	0.2	2.6	3.0	21.0
28 近隣に迷惑施設が計画された	2.4	4.5	11.6	2.4	5.6	31.5	8.1	3.4	1.1	5.1	1.9	22.5
29 パソコンの操作を習いたい	30.5	2.6	1.3	12.5	4.9	13.3	0.2	0.2	5.2	2.6	6.9	19.7
30 手話を習いたい	15.9	1.1	1.3	19.9	7.3	18.0	0.6	0.0	1.7	4.9	6.7	22.7
31 外国人と交流したい	17.0	1.3	0.9	16.5	3.9	16.5	0.7	0.0	1.7	7.5	8.1	23.8
32 趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい	20.4	6.2	3.4	25.3	4.1	6.0	0.2	0.0	4.1	3.4	6.2	20.8

注：■は1～32それぞれにおいて、もっとも回答率の高かった相談相手等を示す。

今回の調査では(表8)に示すような日常生活で直面しそうな32の局面をあらかじめ取り上げ、それぞれの場合においてどのような相手に相談あるいは自分で解決するかを聞いた。

(表8)がその回答結果をとりまとめたものである。それぞれの局面における回答率第1位の相談相手等を□で示したが、「区役所」が11の局面において回答率第1位となっている。次いで、「警察署・消防署」と「自分で解決」が各6、「近所の人」「地域の団体(町会・自治会以外)やサークル」が各3、

「町会・自治会の役員」「その他」および「何もしない」が各1となっている。また、「出張所」「議員」「職場の人」については回答率第1位のケースが見られなかった。

なお、それぞれの相談相手等について32の局面を回答率の高い順に並べ替えたものを次ページ以降の（表9）に掲げておくので参考とされたい。

(表9) 相談相手等別に見た回答率順の局面 (4の1)

	自分(家族)で解		近所の人に相談		町会・自治会の役員に相談
1 子育てについて悩んでいる	① 43.1	9 良い医者を知りたい	① 38.5	17 ごみ出しのルールを守らない人がいる	① 33.9
18 身内に不幸(葬式)ができた	② 41.6	4 近所の子どもがいたずらに困っている	② 36.0	13 近所の商店街がさびれてきた	② 17.0
29 パソコンの操作を習いたい	③ 30.6	23 最近、隣の人を見かけなくなった	③ 24.3	16 資源のリサイクルのために何かしたい	③ 14.6
3 自分の子どもが暴力をふるう	④ 29.4	17 ごみ出しのルールを守らない人がいる	④ 21.5	18 身内に不幸(葬式)ができた	④ 13.7
6 子どもの不登校が気になる	⑤ 28.5	14 安全な野菜を手に入れたい	⑤ 21.0	4 近所の子どもがいたずらに困っている	⑤ 12.7
14 安全な野菜を手に入れたい	⑥ 24.3	2 子供を預けられるところを知りたい	⑥ 11.6	24 近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい	⑥ 12.5
32 趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい	⑦ 20.4	18 身内に不幸(葬式)ができた	⑦ 11.4	28 近隣に迷惑施設が計画された	⑦ 11.6
8 学校でのいじめが気になる	⑧ 17.8	21 隣の家で幼児を虐待している気配がある	⑧ 10.5	20 隣の家から迷惑(騒音・悪臭・嫌がらせ等)を受けている	⑧ 11.4
31 外国人と交流したい	⑨ 17.0	1 子育てについて悩んでいる	⑨ 10.1	23 最近、隣の人を見かけなくなった	⑨ 10.7
30 手話を習いたい	⑩ 15.9	20 隣の家から迷惑(騒音・悪臭・嫌がらせ等)を受けている	⑩ 8.1	12 一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい	⑩ 6.6
9 良い医者を知りたい	15.2	32 趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい	6.2	15 ボランティア活動に参加したい	6.0
7 子どもの通う学校に不満がある	14.0	8 学校でのいじめが気になる	6.0	11 一人暮らしの高齢者になった	5.8
11 一人暮らしの高齢者になった	13.7	22 家の近くを怪しい人が歩き回っている	6.0	22 家の近くを怪しい人が歩き回っている	5.4
27 軒先に蜂が巣をかけた	11.6	7 子どもの通う学校に不満がある	5.2	25 空き地に猫の死骸がある	5.2
10 家族が寝たきりや痴呆になってしまった	11.2	6 子どもの不登校が気になる	5.1	21 隣の家で幼児を虐待している気配がある	5.1
4 近所の子どもがいたずらに困っている	8.8	13 近所の商店街がさびれてきた	4.9	26 近くの交差点に信号機の取り付けてほしい	4.9
16 資源のリサイクルのために何かしたい	8.6	28 近隣に迷惑施設が計画された	4.5	5 青少年の非行が気になる	4.3
15 ボランティア活動に参加したい	8.1	12 一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい	4.3	19 暴走族がうるさい	3.9
2 子供を預けられるところを知りたい	7.9	27 軒先に蜂が巣をかけた	4.3	27 軒先に蜂が巣をかけた	3.6
12 一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい	6.9	5 青少年の非行が気になる	3.9	32 趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい	3.4
20 隣の家から迷惑(騒音・悪臭・嫌がらせ等)を受けている	6.0	16 資源のリサイクルのために何かしたい	3.9	14 安全な野菜を手に入れたい	3.2
17 ごみ出しのルールを守らない人がいる	5.4	25 空き地に猫の死骸がある	3.7	10 家族が寝たきりや痴呆になってしまった	2.6
5 青少年の非行が気になる	4.5	3 自分の子どもが暴力をふるう	3.2	7 子どもの通う学校に不満がある	2.2
13 近所の商店街がさびれてきた	4.1	11 一人暮らしの高齢者になった	3.2	9 良い医者を知りたい	1.9
25 空き地に猫の死骸がある	3.0	24 近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい	3.0	6 子どもの不登校が気になる	1.5
28 近隣に迷惑施設が計画された	2.4	29 パソコンの操作を習いたい	2.6	29 パソコンの操作を習いたい	1.3
24 近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい	2.2	15 ボランティア活動に参加したい	2.1	30 手話を習いたい	1.3
19 暴走族がうるさい	2.1	19 暴走族がうるさい	1.9	8 学校でのいじめが気になる	1.1
22 家の近くを怪しい人が歩き回っている	1.7	10 家族が寝たきりや痴呆になってしまった	1.5	31 外国人と交流したい	0.9
21 隣の家で幼児を虐待している気配がある	1.3	31 外国人と交流したい	1.3	3 自分の子どもが暴力をふるう	0.7
23 最近、隣の人を見かけなくなった	1.3	30 手話を習いたい	1.1	2 子供を預けられるところを知りたい	0.6
26 近くの交差点に信号機の取り付けてほしい	1.3	26 近くの交差点に信号機の取り付けてほしい	0.7	1 子育てについて悩んでいる	0.0

注: ■ は(表8)で示した回答率第1位のもの。

(表9) 相談相手等別に見た回答率順の局面 (4の2)

ク地域 の相談 相手やサ ー		出 張 所 に 相 談	区 役 所 に 相 談
32 趣味やスポーツを一緒に行 う仲間がほしい	① 25.9	10 家族が寝たきりや痴呆に なってしまった	① 15.0
15 ボランティア活動に参加し たい	② 21.2	11 一人暮らしの高齢者になっ た	② 14.0
30 手話を習いたい	③ 19.9	25 空き地に猫の死骸がある	③ 14.0
31 外国人と交流したい	④ 16.5	2 子供を預けられるところを 知りたい	④ 13.3
16 資源のリサイクルのために 何かしたい	⑤ 13.5	27 軒先に蜂が巣をかけた	⑤ 12.9
14 安全な野菜を手に入れた い	⑥ 12.5	12 一人暮らしの高齢者に何か してあげたい	⑥ 12.0
29 パソコンの操作を習いたい	⑦ 12.5	24 近くの空き地を公園や子ども の遊び場として利用したい	⑦ 9.7
12 一人暮らしの高齢者に何か してあげたい	⑧ 12.2	15 ボランティア活動に参加し たい	⑧ 8.4
8 学校でのいじめが気になる	⑨ 6.6	16 資源のリサイクルのために 何かしたい	⑨ 7.5
13 近所の商店街がさびれてき た	⑩ 5.8	30 手話を習いたい	⑩ 7.3
6 子どもの不登校が気になる	5.6	21 隣の家で幼児を虐待してい る気配がある	6.2
7 子どもの通う学校に不満が ある	4.1	28 近隣に迷惑施設が計画され た	5.6
3 自分の子どもが暴力をふる う	3.6	29 パソコンの操作を習いたい	4.9
10 家族が寝たきりや痴呆に なってしまった	3.6	32 趣味やスポーツを一緒に行 う仲間がほしい	4.1
5 青少年の非行が気になる	2.8	31 外国人と交流したい	3.9
17 ごみ出しのルールを守らな い人がいる	2.8	17 ごみ出しのルールを守らな い人がいる	3.7
24 近くの空き地を公園や子ども の遊び場として利用したい	2.6	26 近くの交差点に信号機の取 り付けてほしい	3.4
11 一人暮らしの高齢者になっ た	2.4	5 青少年の非行が気になる	3.2
28 近隣に迷惑施設が計画され た	2.4	6 子どもの不登校が気になる	3.0
9 良い医者を知りたい	2.2	7 子どもの通う学校に不満が ある	2.4
1 子育てについて悩んでいる	1.9	9 良い医者を知りたい	2.4
4 近所の子どもをいたずらに 困っている	1.5	4 近所の子どもをいたずらに 困っている	2.2
21 隣の家で幼児を虐待してい る気配がある	1.5	20 隣の家から迷惑 (騒音・悪臭・ 嫌がらせ等) を受けている	2.2
2 子供を預けられるところを 知りたい	1.3	8 学校でのいじめが気になる	2.1
19 暴走族がうるさい	1.1	18 身内に不幸 (葬式) ができ た	2.1
18 身内に不幸 (葬式) ができ た	0.9	23 最近、隣の人を見かけなく なった	1.9
20 隣の家から迷惑 (騒音・悪臭・ 嫌がらせ等) を受けている	0.9	3 自分の子どもが暴力をふる う	1.7
25 空き地に猫の死骸がある	0.7	1 子育てについて悩んでいる	1.3
27 軒先に蜂が巣をかけた	0.7	14 安全な野菜を手に入れた い	1.3
22 家の近くを怪しい人が歩き 回っている	0.6	19 暴走族がうるさい	0.7
23 最近、隣の人を見かけなく なった	0.2	13 近所の商店街がさびれてき た	0.6
26 近くの交差点に信号機の取 り付けてほしい	0.2	22 家の近くを怪しい人が歩き 回っている	0.6
10 家族が寝たきりや痴呆に なってしまった	① 36.6	11 一人暮らしの高齢者になっ た	② 37.1
24 近くの空き地を公園や子ども の遊び場として利用したい	③ 34.3	28 近隣に迷惑施設が計画され た	④ 31.5
27 軒先に蜂が巣をかけた	⑤ 30.9	2 子供を預けられるところを 知りたい	⑥ 29.8
25 空き地に猫の死骸がある	⑦ 28.1	12 一人暮らしの高齢者に何か してあげたい	⑧ 25.4
12 一人暮らしの高齢者に何か してあげたい	⑧ 25.4	7 子どもの通う学校に不満が ある	⑨ 24.7
15 ボランティア活動に参加し たい	⑩ 20.2	31 外国人と交流したい	18.6
26 近くの交差点に信号機の取 り付けてほしい	20.2	30 手話を習いたい	18.0
16 資源のリサイクルのために 何かしたい	19.9	21 隣の家で幼児を虐待してい る気配がある	14.6
31 外国人と交流したい	18.6	8 学校でのいじめが気になる	13.3
30 手話を習いたい	18.0	29 パソコンの操作を習いたい	13.3
21 隣の家で幼児を虐待してい る気配がある	14.6	6 子どもの不登校が気になる	11.0
8 学校でのいじめが気になる	13.3	9 良い医者を知りたい	8.8
29 パソコンの操作を習いたい	13.3	3 自分の子どもが暴力をふる う	8.6
6 子どもの不登校が気になる	11.0	20 隣の家から迷惑 (騒音・悪臭・ 嫌がらせ等) を受けている	8.4
9 良い医者を知りたい	8.8	17 ごみ出しのルールを守らな い人がいる	6.9
3 自分の子どもが暴力をふる う	8.6	32 趣味やスポーツを一緒に行 う仲間がほしい	6.0
20 隣の家から迷惑 (騒音・悪臭・ 嫌がらせ等) を受けている	8.4	13 近所の商店街がさびれてき た	5.8
17 ごみ出しのルールを守らな い人がいる	6.9	23 最近、隣の人を見かけなく なった	5.1
32 趣味やスポーツを一緒に行 う仲間がほしい	6.0	5 青少年の非行が気になる	4.7
13 近所の商店街がさびれてき た	5.8	18 身内に不幸 (葬式) ができ た	4.3
23 最近、隣の人を見かけなく なった	5.1	1 子育てについて悩んでいる	4.1
5 青少年の非行が気になる	4.7	14 安全な野菜を手に入れた い	3.6
18 身内に不幸 (葬式) ができ た	4.3	4 近所の子どもをいたずらに 困っている	3.0
1 子育てについて悩んでいる	4.1	19 暴走族がうるさい	2.1
14 安全な野菜を手に入れた い	3.6	22 家の近くを怪しい人が歩き 回っている	0.9
4 近所の子どもをいたずらに 困っている	3.0		
19 暴走族がうるさい	2.1		
22 家の近くを怪しい人が歩き 回っている	0.9		

注: 〇は(表8)で示した回答率第1位のもの。

(表9) 相談相手等別に見た回答率順の局面 (4の3)

		警察署・消防署に相談	議員に相談	職場の人に相談
22	家の近くを怪しい人が歩き回っている	① 81.4	① 4.5	29 パソコンの操作を習いたい ① 5.2
19	暴走族がうるさい	② 69.4	② 3.4	9 良い医者を知りたい ② 4.1
5	青少年の非行が気になる	③ 37.6	③ 2.1	32 趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい ③ 4.1
26	近くの交差点に信号機の取り付けてほしい	④ 36.7	④ 1.9	1 子育てについて悩んでいる ④ 1.7
20	隣の家から迷惑(騒音・悪臭・嫌がらせ等)を受けている	⑤ 36.1	⑤ 1.5	30 手話を習いたい ⑤ 1.7
21	隣の家で幼児を虐待している気配がある	⑥ 35.1	⑥ 1.5	31 外国人と交流したい ⑥ 1.7
23	最近、隣の人を見かけなくなった	⑦ 23.2	⑦ 0.9	14 安全な野菜を手に入れたい ⑦ 1.5
4	近所の子どものいたずらに困っている	⑧ 15.0	⑧ 0.7	6 子どもの不登校が気になる ⑧ 1.3
3	自分の子どもが暴力をふるう	⑨ 14.4	⑨ 0.7	3 自分の子どもが暴力をふるう ⑨ 1.1
27	軒先に蜂が巣をかけた	⑩ 9.0	⑩ 0.7	28 近隣に迷惑施設が計画された ⑩ 1.1
25	空き地に猫の死骸がある	8.4	0.7	7 子どもの通う学校に不満がある 0.7
28	近隣に迷惑施設が計画された	8.1	0.6	18 身内に不幸(葬式)ができた 0.7
8	学校でのいじめが気になる	3.6	0.6	5 青少年の非行が気になる 0.6
18	身内に不幸(葬式)ができた	2.8	0.6	8 学校でのいじめが気になる 0.6
24	近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい	1.7	0.4	2 子供を預けられるところを知りたい 0.4
7	子どもの通う学校に不満がある	0.9	0.4	4 近所の子どものいたずらに困っている 0.4
31	外国人と交流したい	0.7	0.2	10 家族が寝たきりや痴呆になってしまった 0.4
9	良い医者を知りたい	0.6	0.2	12 一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい 0.4
30	手話を習いたい	0.6	0.2	11 一人暮らしの高齢者になった 0.2
6	子どもの不登校が気になる	0.4	0.2	13 近所の商店街がさびれてきた 0.2
17	ごみ出しのルールを守らない人がいる	0.4	0.2	15 ボランティア活動に参加したい 0.2
1	子育てについて悩んでいる	0.2	0.2	16 資源のリサイクルのために何かしたい 0.2
2	子供を預けられるところを知りたい	0.2	0.2	29 パソコンの操作を習いたい 0.2
13	近所の商店街がさびれてきた	0.2	0.0	3 自分の子どもが暴力をふるう 0.0
15	ボランティア活動に参加したい	0.2	0.0	4 近所の子どものいたずらに困っている 0.0
16	資源のリサイクルのために何かしたい	0.2	0.0	15 ボランティア活動に参加したい 0.0
29	パソコンの操作を習いたい	0.2	0.0	16 資源のリサイクルのために何かしたい 0.0
32	趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい	0.2	0.0	17 ごみ出しのルールを守らない人がいる 0.0
10	家族が寝たきりや痴呆になってしまった	0.0	0.0	18 身内に不幸(葬式)ができた 0.0
11	一人暮らしの高齢者になった	0.0	0.0	30 手話を習いたい 0.0
12	一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい	0.0	0.0	31 外国人と交流したい 0.0
14	安全な野菜を手に入れたい	0.0	0.0	32 趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい 0.0

注: [] は(表8)で示した回答率第1位のもの。

(表9) 相談相手等別に見た回答率順の局面 (4の4)

	何もしない		その他
13 近所の商店街がさびれてきた	① 30.9	8 学校でのいじめが気になる	① 20.0
25 空き地に猫の死骸がある	② 10.7	6 子どもの不登校が気になる	② 16.3
5 青少年の非行が気になる	③ 10.1	7 子どもの通う学校に不満がある	③ 14.6
15 ボランティア活動に参加したい	④ 7.7	1 子育てについて悩んでいる	④ 13.1
23 最近、隣の人を見かけなくなった	⑤ 7.7	3 自分の子どもが暴力をふるう	⑤ 11.6
31 外国人と交流したい	⑥ 7.5	2 子供を預けられるところを知りたい	⑥ 9.0
24 近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい	⑦ 6.7	31 外国人と交流したい	⑦ 8.1
19 暴走族がうるさい	⑧ 6.0	29 パソコンの操作を習いたい	⑧ 6.9
16 資源のリサイクルのために何かしたい	⑨ 5.8	30 手話を習いたい	⑨ 6.7
12 一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい	⑩ 5.4	9 良い医者を知りたい	⑩ 6.4
17 ごみ出しのルールを守らない人がいる	5.4	14 安全な野菜を手に入れたい	6.4
26 近くの交差点に信号機の取り付けてほしい	5.2	4 近所の子どもがいたずらに困っている	6.2
28 近隣に迷惑施設が計画された	5.1	32 趣味やスポーツと一緒に行う仲間がほしい	6.2
30 手話を習いたい	4.9	10 家族が寝たきりや痴呆になってしまった	5.4
14 安全な野菜を手に入れたい	4.3	5 青少年の非行が気になる	5.2
32 趣味やスポーツと一緒に行う仲間がほしい	3.4	13 近所の商店街がさびれてきた	4.9
7 子どもの通う学校に不満がある	3.0	25 空き地に猫の死骸がある	4.7
27 軒先に蜂が巣をかけた	2.6	12 一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい	4.1
29 パソコンの操作を習いたい	2.6	20 隣の家から迷惑(騒音・悪臭・嫌がらせ等)を受けている	4.1
8 学校でのいじめが気になる	1.9	16 資源のリサイクルのために何かしたい	3.9
20 隣の家から迷惑(騒音・悪臭・嫌がらせ等)を受けている	1.9	15 ボランティア活動に参加したい	3.6
21 隣の家で幼児を虐待している気配がある	1.9	21 隣の家で幼児を虐待している気配がある	3.6
4 近所の子どもがいたずらに困っている	1.7	18 身内に不幸(葬式)ができた	3.2
11 一人暮らしの高齢者になった	1.7	11 一人暮らしの高齢者になった	3.0
22 家の近くを怪しい人が歩き回っている	1.7	17 ごみ出しのルールを守らない人がいる	3.0
2 子供を預けられるところを知りたい	1.5	27 軒先に蜂が巣をかけた	3.0
18 身内に不幸(葬式)ができた	1.3	23 最近、隣の人を見かけなくなった	2.8
1 子育てについて悩んでいる	1.1	24 近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい	2.8
6 子どもの不登校が気になる	1.1	22 家の近くを怪しい人が歩き回っている	1.9
9 良い医者を知りたい	0.7	28 近隣に迷惑施設が計画された	1.9
3 自分の子どもが暴力をふるう	0.6	19 暴走族がうるさい	1.7
10 家族が寝たきりや痴呆になってしまった	0.4	26 近くの交差点に信号機の取り付けてほしい	1.5

注: ■ は(表8)で示した回答率第1位のもの。

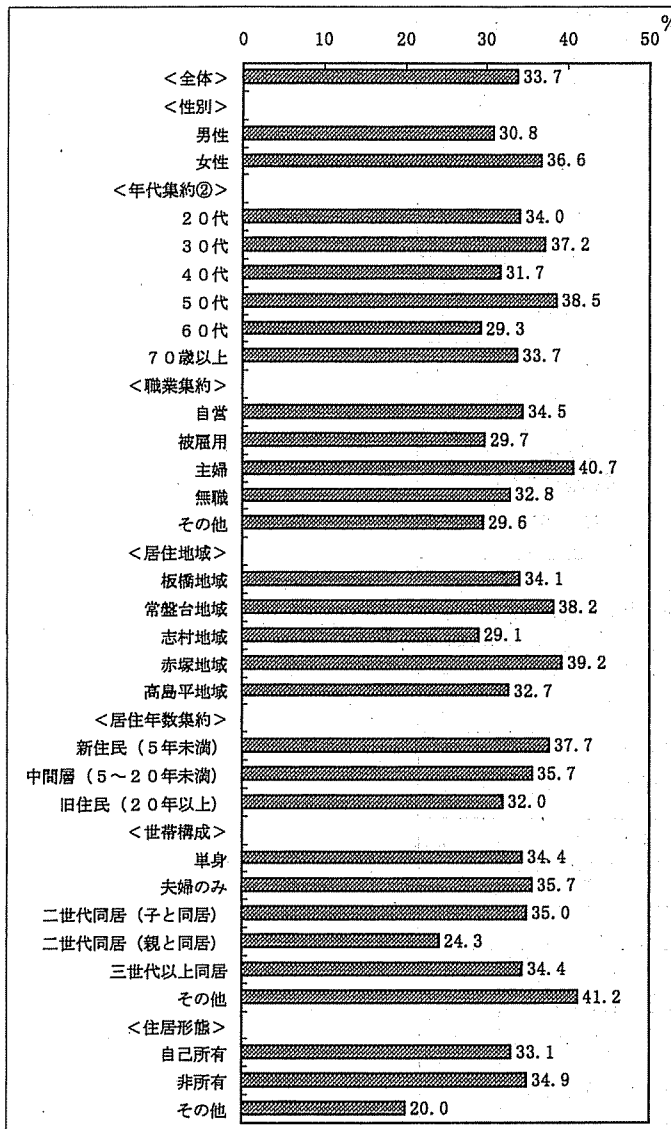
9 地域活動やそれに対する区の施策などについて（自由意見）

下記のように、自由意見を記入してもらう欄を設けた。

問15 地域活動やそれに対する区の施策についてなど、どんなことでも結構ですから、あなたのご意見を下欄に自由にお書き下さい。

この結果、有効回答数 534 N の 33.7% にあたる 180 N に自由意見の記入があった（注：自由意見の文章の長短は考慮していない）。この記入率を性別、年代別等の基本特性別に示すと（図 49）のようになっている。

（図49）性別、年代別等の基本特性別に見た自由意見の記入率



これらの自由意見の中には、「高齢者意向調査」の自由意見のところで見たと同様、地域活動を行ううえでの施設の新設・再配置や活動のジャンルの拡大といった点に関する意見が多く見られたが、内容的に重複しているものも多いため、ここではその詳細は割愛する。ただ、区民の要望は多岐にわたっており、これに応えるためには相当の努力が必要であると思われることを付記しておく。

ところで、この調査のテーマのひとつである「地域」というものに対する受け止め方を自由意見の中から見ると、大別して、2つの軸がありそうである。ひとつは、集計の際のキーとしても用いている「新住民 vs 旧住民」という軸であり、もうひとつは「集合住宅 vs 非集合住宅」という軸である。しかも、この2つの軸がそれぞれの地域において微妙に絡み合っており、より問題を複雑化しているといえそうである。

最初の軸である「新住民 vs 旧住民」については、「お祭りなどの町会による地域の活動はずっとこの地域に住んでいるいわゆる『土地っ子』だけでやっているように見える」「このため、その輪の中に簡単には入れない雰囲気がある」といった受け止め方を新住民はしており、現在地に移り住んで6年という人の「そろそろ地域の活動に参加したいと思うようになって来ているが、町会を中心とした（旧住民の）輪の中にどのように入っていけばよいかかわからない」という意見に代表されるように、新住民と旧住民の交流のきっかけが見つからないというのが現実のようである。一方で、旧住民の方も「小さい頃に遊び回っていた原っぱはなくなり、新しく作られた公園は芝生が立ち入り禁止になっている。いったい、今の子どもはどこで遊ばばいいのか」と、かつてのことを懐かしむ一方で現在を嘆いており、新住民も旧住民も地域＝コミュニティの実体がどこにあるのかわからない不幸な現状にあるといえよう。

もうひとつの軸である「集合住宅 vs 非集合住宅」については、区内には高島平地域の集合住宅群をはじめとして工場跡地等のマンションも多いため、「マンションに住んでいると、マンションの中での付き合い自体が希薄であり、いわんや、周辺地域の人たちとの付き合いなどまったくといってない」状況であることから、集合住宅は周辺との付き合いを拒むきわめて閉鎖的なコミュニティとなっている感が強い。また、規模の大きい集合住宅ではそれがイコール町会となっているケースもあり、そこでは、「新住民 vs 旧住民」の軸と「集合住宅 vs 非集合住宅」の軸が複雑に絡み合っており、コミュニティの融和という点については解決すべき問題の根は深いといえる。

しかしながら、今回の調査票の中で取り上げた（問6）日常生活で直面しそうな32の

局面に関する質問について、「ひとつずつ回答しながら、たしかにこういうことは起こりうると思った。が、実際に起きたらどうすればよいのか、どこにどのように連絡をし、どのように処理すればよいのか、まったく見当がつかなかった。そういう意味で、地域との関わり（の希薄さ）を実感せざるをえなかったし、こういうことについて、行政側から、それはこうすればいいという情報が与えられればありがたい。このアンケートによって、地域との関わりをあらためて考えさせられるきっかけを得た」という意見があったことを見ると、行政側が「地域＝コミュニティ」について常に情報の発信を続けることが地域の問題を解決する第1歩になることを教えられたといってよいかも知れない。

資料編（用いた調査票）

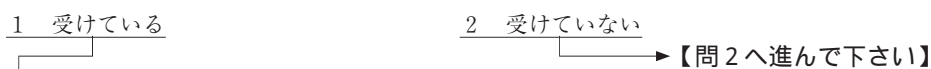
高齢者意向調査についてのお願い

平成13年 3月 板橋区区民文化部商工振興課
板橋区企画部企画調整課

ご記入にあたって

- このアンケートはお送りした封筒の宛名の方がお答え下さい。なお、宛名の方が寝たきりなどでお答えになるのが困難な場合はどなたか家族の方が代わりにお答えいただくようお願いいたします。
- 質問にはあらかじめ回答を用意してありますので、その中からあてはまるものを選んでその番号に○印を付けて下さい。ただし、質問によって、○印の数が「1つだけ」のものと「いくつでも」「3つまで」のものに分かれていますので、ご注意ください。
- ご記入が終わりましたら、恐縮ですが記入もれなどが無いようお願いのうえ、同封の返信用封筒(切手はいりません)に入れて、**3月25日(日)まで**に投函下さい。

問1 はじめに、あなたは介護保健サービスの認定を受けていますか(○印は1つだけ)。



副問1 あなたが認定された要介護度区分は次のどれですか(○印は1つだけ)。

- 1 要支援 2 要介護1 3 要介護2 4 要介護3 5 要介護4 6 要介護5

副問2 あなたが受けている介護保険のサービスは次のどちらですか(○印は1つだけ)。



副問3 ふだんの日常生活ではどなたが主に介護をされていますか(○印は1つだけ)。

- 1 配偶者 4 友人
2 子ども 5 その他
3 子ども以外の親族 ()

副問5 入所されている施設は次のどれですか(○印は1つだけ)。

- 1 介護老人福祉施設(以前の特別養護老人ホーム)
2 介護老人保健施設
3 介護療養型医療施設

副問4 居宅サービスで改善してほしいことはなんでしょうか(○印はいくつでも)。

- 1 ホームヘルパーの訪問看護
2 医師や看護婦の訪問
3 訪問入浴サービス
4 高齢者のための住宅改修費補助や福祉用具の貸与
5 介護施設への短期入所や日帰り利用
6 その他 ()

副問6 【介護老人福祉施設に入所されている場合にお答え下さい】その施設に入所するまでにどれくらいの期間待ちましたか(○印は1つだけ)。

- 1 1年未満 3 3年未満 5 5年未満
2 2年未満 4 4年未満 6 5年以上

副問7 【介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所されている場合にお答え下さい】介護老人福祉施設への入所を希望しますか(○印は1つだけ)。

- 1 する 2 しない

問2 【この質問には問1で介護保健サービスの認定を「2 受けていない」とお答えになった方のみ回答下さい。それ以外の方は問3へ進んで下さい】あなたが将来、介護が必要になった時にはどのような形の介護を望みますか（○印は1つだけ）

1 居宅介護	2 施設入所	3 その他 (_____)
↓	↓	→【問3へ進んで下さい】
副問1 だれに主に介護をしてもらいたいと思いますか（○印は1つだけ）	副問7 どのような施設への入所を希望しますか（○印は1つだけ）	
1 配偶者 2 子ども 3 子ども以外の親族	4 友人 5 その他 (_____)	1 介護老人福祉施設（以前の特別養護老人ホーム） 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設

副問2 将来どのような居宅介護サービスを充実させたいと思いますか（○印はいくつでも）

- 1 ホームヘルパーの訪問看護
- 2 医師や看護婦の訪問
- 3 訪問入浴サービス
- 4 高齢者のための住宅改修費補助や福祉用具の貸与
- 5 介護施設への短期入所や日帰り利用
- 6 その他 (_____)

副問3 あなたは現在働いていますか<パートを含めて下さい>（○印は1つだけ）

1 働いている 2 働いていない	→ 【問3へ進んで下さい】
3 働きたいが働けない	

副問4 その理由は何ですか（○印はいくつでも）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 年齢制限等の就職制限がある | 4 家事など他にすることがあるので |
| 2 就職先が近くにない | 5 その他 (_____) |
| 3 希望する仕事がない | |

副問5 もし働くことが出来る場合、通勤時間はどれくらいを望みますか（○印は1つだけ）

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------------|
| 1 15分以内 | 2 30分以内 | 3 1時間以内 | 4 1時間以上でもかまわない |
|---------|---------|---------|----------------|

副問6 働くことについて行政に望むことがありましたら、どんなことでも結構ですから下欄に自由にお書き下さい。

問8 ところで、あなたは「インターネット」を利用していますか。あるいは、利用したことがありますか(○印は1つだけ)。

- 1 利用している(利用したことがある) 2 利用していない(利用できない)

▼副問1 あなたが「インターネット」を利用していない(利用できない)理由は何ですか(○印はいくつでも)。

- 1 「インターネット」の内容(どのようなことができるのか)がわからない
2 「インターネット」を利用するための機器(パソコン等)がない
3 機器(パソコン等)の使い方や「インターネット」の利用の仕方がわからない
4 身体の障害が理由で機器の操作が出来ない
5 通信費や料金が安い
6 高齢者向きの内容がない・少ない
7 その他()

最後に、あなたご自身およびご家族のことについて、少々お聞かせ下さい

問9 あなたの性別をお知らせ下さい(○印は1つだけ)。

- 1 男性 2 女性

問10 あなたの年代をお知らせ下さい(○印は1つだけ)。

- 1 65～69歳 2 70～74歳 3 75～79歳 4 80～84歳 5 85歳以上

問11 あなたのお宅はあなたを含めて何人家族ですか(○印は1つだけ)。

- 1 1人 2 2人 3 3人以上

問12 あなた以外のもう1人の方は次のどなたですか(○印は1つだけ)。

- 1 配偶者 2 子ども 3 子ども以外の親族 4 友人 5 その他()

ご協力ありがとうございました

地域活動に関するお伺い

平成13年 3月 板橋区健康生きがい部計画推進課
板橋区資源環境部環境保全課

ご記入にあたって

- このアンケートはお送りした封筒の宛名の方がお答え下さい。
- 質問にはあらかじめ回答を用意してありますので、その中からあてはまるものを選んでその番号に○印を付けて下さい。ただし、質問によって、○印の数が「1つだけ」「それぞれ1つずつ」のものと「いくつでも」のものに分かれていますので、ご注意ください。
- ご記入が終わりましたら、恐縮ですが記入もれなどがなければお調べのうえ、同封の返信用封筒(切手はいりません)に入れて、3月25日(日)までに投函下さい。

問1 はじめに、あなたは地域の町会や自治会の活動に参加していますか(○印は1つだけ)。

1 加入して積極的に活動に参加している 2 加入しているが参加するのは行事などの時だけ	3 加入しているが活動にはほとんど参加していない 4 加入していない
↓	↓
副問1 町会や自治会の活動に参加している理由は何ですか(○印はいくつでも)	副問3 町会や自治会の活動にほとんど参加していないあるいは加入していない理由は何ですか(○印はいくつでも)
1 生きがい(自己実現)のため 2 親睦のため 3 地域に貢献したいから 4 友人・知人に誘われて 5 付き合いのためやむを得ないから 6 その他()	1 必要性を感じないから 2 活動内容などについての情報が無いから 3 人間関係がわずらわしいから 4 誘われたことがあまりないから 5 忙しいから 6 その他()
副問2 町会や自治会の活動にはどれくらいの頻度で参加していますか(○印は1つだけ)	【問2へ進んで下さい】
1 ほぼ毎日 4 年に3～5日程度 2 週に1～2日程度 5 年に1～2日程度 3 月に1～2日程度	

問2 町会や自治会以外の地域の活動に参加していますか(○印は1つだけ)。

1 参加している	2 参加していない
↓	→ 【問3へ進んで下さい】
副問1 どのような活動に参加していますか(○印はいくつでも)	
1 青少年の健全育成 3 地域のボランティア 5 スポーツ団体 2 PTA活動 4 趣味の講座・グループ 6 その他()	
副問2 その中でもっとも参加されている活動は何ですか(○印は1つだけ)	
1 青少年の健全育成 3 地域のボランティア 5 スポーツ団体 2 PTA活動 4 趣味の講座・グループ 6 その他()	

副問3 【副問2で回答された「もっとも参加されている活動」についてお答え下さい】その活動に参加している理由は何ですか(○印はいくつでも)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 生きがい(自己実現)のため | 4 友人・知人に誘われて |
| 2 親睦のため | 5 付き合いのためやむを得ないから |
| 3 地域に貢献したいから | 6 その他() |

副問4 【副問2で回答された「もっとも参加されている活動」についてお答え下さい】その活動にはどれくらいの頻度で参加していますか(○印は1つだけ)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1 ほぼ毎日 | 3 月に1~2日程度 | 5 年に1~2日程度 |
| 2 週に1~2日程度 | 4 年に3~5日程度 | |

問3 地域での活動を行ううえで、あなたは区に対して何を望みますか(○印はいくつでも)

- | | | |
|-------------------|-----------|----------|
| 1 資金援助 | 3 活動場所の提供 | 5 その他() |
| 2 人的援助(コンサルタントなど) | 4 情報の提供 | 6 特になし |

問4 地域活動に対して、区はどのように関わるべきだと思いますか(○印は1つだけ)

- 1 地域活動の推進のため、もっと積極的に関わるべきである
- 2 困ったときだけ、支援してほしい
- 3 地域のことは地域の住民の自主性に任せてほしい
- 4 その他()

問5 あなたは次にあげる行動などを主に区内で行っていますか。それとも、主に区外で行っていますか(○印はそれぞれ1つずつ)

- | | | | | | |
|---------------|---|--------|----------|--------|----------|
| 1. 勤務 | → | 1 主に区内 | 2 区内区外半々 | 3 主に区外 | 4 その他() |
| 2. 通学 | → | 1 主に区内 | 2 区内区外半々 | 3 主に区外 | 4 その他() |
| 3. 趣味活動 | → | 1 主に区内 | 2 区内区外半々 | 3 主に区外 | 4 その他() |
| 4. 買い物(日用品) | → | 1 主に区内 | 2 区内区外半々 | 3 主に区外 | 4 その他() |
| 5. 買い物(日用品以外) | → | 1 主に区内 | 2 区内区外半々 | 3 主に区外 | 4 その他() |
| 6. 遊び | → | 1 主に区内 | 2 区内区外半々 | 3 主に区外 | 4 その他() |
| 7. 外食 | → | 1 主に区内 | 2 区内区外半々 | 3 主に区外 | 4 その他() |
| 8. 医者にかかる | → | 1 主に区内 | 2 区内区外半々 | 3 主に区外 | 4 その他() |

問6 あなたは次あげる1～32のような状況になった時、どのように解決あるいは相談しますか（○印はそれぞれ1つずつ）。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	自分（家族）で解決する	近所の人に相談する	町会・自治会の役員に相談する	地域の団体（町会・自治会以外）やサークルに相談する	出張所に相談する	区役所に相談する	警察署・消防署に相談する	議員に相談する	職場の人に相談する	何もしない	その他
1.子育てについて悩んでいる	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
2.子供を預けられるところを知りたい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
3.自分の子どもが暴力をふるう	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
4.近所の子どものいたずらに困っている	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
5.青少年の非行が気になる	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
6.子どもの不登校が気になる	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
7.子どもの通う学校に不満がある	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
8.学校でのいじめが気になる	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
9.良い医者を知りたい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
10.家族が寝たきりや痴呆になってしまった	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
11.一人暮らしの高齢者になった	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
12.一人暮らしの高齢者に何かしてあげたい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
13.近所の商店街がさびれてきた	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
14.安全な野菜を手に入れたい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
15.ボランティア活動に参加したい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
16.資源のリサイクルのために何かしたい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
17.ごみ出しのルールを守らない人がいる	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
18.身内に不幸（葬式）ができた	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
19.暴走族がうるさい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
20.隣の家から迷惑（騒音・悪臭・嫌がらせ等）を受けている	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
21.隣の家で幼児を虐待している気配がある	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
22.家の近くを怪しい人が歩き回っている	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
23.最近、隣の人を見かけなくなった	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
24.近くの空き地を公園や子どもの遊び場として利用したい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
25.空き地に猫の死骸がある	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
26.近くの交差点に信号機を取り付けてほしい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
27.軒先に蜂が巣をかけた	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
28.近隣に迷惑施設が計画された	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
29.パソコンの操作を習いたい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
30.手話を習いたい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
31.外国人と交流したい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()
32.趣味やスポーツを一緒に行う仲間がほしい	→1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ()

高齢者の社会参加の仕組みづくりアンケート

問1 貴団体の活動内容について教えてください。

1	団体の名称	
2	代表者名	
3	活動目的	
4	発足年月日	年 月 日
5	NPO法人の認証	有 無
6	活動内容	
7	会費の徴収	有（年・月額 円） 無
8	会員の募集登録方法	
9	活動頻度	① ほぼ毎日 ② 週2～3回 ③ 週1回 ④ 月1～2回 ⑤ その他（ ）
10	活動場所	① 区の施設 ② 民間施設 ③ 会員の居宅 ④ 病院・福祉施設など（ ） ⑤ その他（ ）
11	活動範囲	① 町内 ② 出張所の範囲程度 ③ 複数の出張所の範囲程度 ④ 区全域 ⑤ 区外を含む（ ） ⑥ その他（ ）
12	結成の動機（活動を始めるに至った経緯・動機・時期について）	
13	活動資金の調達法	① 会費 ② 手数料・サービス料 ③ いわゆる手弁当 ④ 行政からの補助・援助 ⑤ 寄付 ⑥ その他（ ）

問2 貴団体に属する現在の会員の構成について教えてください。

1	会員数	人（説明があれば記入してください。） ()
2	性別	男性 人 女性 人
3	主な年齢層構成	① 20歳未満 ② 20～39歳 ③ 40～64歳 ④ 65歳以上
4	主な職業構成	① 自営 ② 被雇用 ③ 主婦 ④ 学生 ⑤ 無職 ⑥ その他
5	居住地	① 区内 (人) ② 区外 (人)

問3 活動を行ううえで、困っていることはありますか。

- 1 資金の不足 2 活動場所の確保 3 情報の収集・提供
4 活動メンバーの不足 5 活動メンバーの能力向上
6 その他 () 7 特にない

問4 「活動メンバーの不足」と答えた団体にお伺いします。どのようなメンバーを必要としていますか。

- 1 企画・マネジメントスタッフ
2 経理・事務に精通しているスタッフ
3 活動業務に従事するスタッフ
4 団体員の教育・育成等のリーダーシップをとれるスタッフ
5 その他 ()

問5 新規メンバーとして高齢者（サラリーマンOB等）の参加希望があった場合についてはいかがお考えでしょうか。

- 1 受け入れを考えている
2 受け入れは考えてはいない

問6 問5で「受け入れを考えている」団体は、高齢者に対しどの様な分野で活躍を期待されておりますか。

- 1 企画・マネジメントスタッフ
2 経理・事務に精通しているスタッフ
3 活動業務に従事するスタッフ
4 団体員の教育・育成等のリーダーシップをとれるスタッフ
5 その他 ()

問12 今後、貴団体と連携を図りたい相手をお答え下さい。(複数回答可)
 1 区(出張所・区役所の担当課) 2 警察・消防 3 町会・自治会
 4 PTA 5 他のボランティア・NPO団体 6 その他()

問13 今後、貴団体が行おうとしている内容にあてはまるものをお答え下さい。(複数回答可)
 1 会員の増加
 2 活動内容の新規追加及び強化
 3 新規団体の設立
 4 活動エリアの拡充
 5 その他()

問14 活動を行ううえで、次のような相談を受けることがありますか。それぞれについて該当するものひとつに○をつけてください。

1	会員からのプライベートな相談	① 多い ② 少ない ③ ない ④ 不明 対応方法
2	地域の課題、問題に関する相談(貴団体の活動内容に関係が深いもの)	① 受ける ② 受けない ③ 不明 対応方法
3	地域の課題、問題に関する相談(貴団体の活動内容と関係が薄いもの)	① 受ける ② 受けない ③ 不明 対応方法

問15 貴団体の活動を情報(新聞・区内報・HP等)の活用により、PR等をされていますか。
 1 している
 2 していない

問16 問15で「している」団体は、具体的にどのような媒体をお使いですか。

問17 問15で「していない」団体は、今後PR等を行いたいとお考えですか。
 1 考えている
 2 考えていない

最後に、この「高齢者の社会参加のしくみづくり事業」について、ご意見・ご提案等がありましたら、ご記入下さい。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

アンケートにご協力いただきましてありがとうございました。
ご記入後は同封の返信用封筒に入れ、8月29日迄にご投函下さい。
切手は不要です。

ボランティア活動への理解と参加に向けて
2001年はボランティア国際年

共同研究について

共同研究の意義について
地域デザインフォーラム
共同研究員名簿

共同研究の意義について

大東文化大学法学部教授 中村 昭雄

現在、大東文化大学は「地域社会に開かれた大学」を基本方針とし、本学が培ってきた研究と教育の成果・機能を地域社会に還元し、「地域社会への貢献」を目指している。一方、板橋区は地域社会の課題について、今までの行政主導のまちづくりから区民や区内の様々な団体とのネットワークをつくり、いわゆる「協働」というスタイルでまちづくりを進めていくことが区政の最重要テーマになっている。

このように、大学と地方公共団体の地域社会に対する姿勢と熱意が、まちづくりをはじめとする地域社会の課題について、大学の教員と区職員が共に考え、共に行動する共同研究というスタイルとして2年前にスタートした。

全国的に地元の大学と行政が共同研究を進めることが盛んになっているが、それは主に経済振興という側面から共同で技術や製品を開発していくスタイルとして行われているのが多くの実態である。

今回のように、板橋区が直面している地域社会の課題、すなわちコミュニティー、高齢者福祉、産業振興といった政策課題について共同で研究を進め、具体的な政策を提案するというスタイルは全国でも極めて数少ない事例であると思われる。

私たちは全体会、分科会、視察、合宿等を積み重ねながら共同研究を進めてきた。その積み重ねは研究の深化という意義以上に、大学教員と区職員の相互理解が深まったことに大きな成果があるように思われる。この相互の理解と交流ができた段階から、真の意味での共同研究が始まったのである。この共同研究を進めるにあたって、お互いの考え方や仕事の進め方の違いを認め、話し合い、協議を重ねるといった試行錯誤の過程があったことも忘れてはならない。

大学の教員は、自己の学問領域からは窺い知れなかった現実を知ることができたし、区職員は、現実を理論的に体系化していく作業の困難さを体験することにもなった。私たちは、異なる領域で研究や仕事を行なっている人々との接触を通じて、様々な貴重な財産をお互いに共有できたのである。

今回の共同研究は、大東文化大学では法学部を中心として研究を進めてきたが経済学部、

経営学部からも教員が参加し、全学的な支援・協力体制を得ることができた。また、板橋区においても部長、課長、係長と各職層から優れた職員が参加している。お互いにこの共同研究の意義と将来性を的確に捉えて、相互にでき得る最高の体制をつくることができたことも、この最終報告をまとめることができた大きな要因でもある。

地域が抱える政策課題を自治体と大学が共同研究する試みは、全国的にも珍しいケースと聞いている。その意味でも私たちは先駆者として注目されるが、それらの期待に応えていかなければならない。そのことは同時に、本学が大学教育機関としてどのように地域社会と関わることができ、どのような方法で地域社会と協力できるかという、私たちに課せられた課題でもある。

本学にとってもこういった全学的な地域連携研究は初めての試みであるが、共同研究が本学にとって教育と研究に刺激的なものなり、また板橋区にとっては地方分権時代に必要な職員の資質や能力の向上になることを期待する。同時に、今後この共同研究を通じてこの協力関係が地域社会に幅広く広がり、広く地域住民の信頼に応え、実りある成果が達成できることを願っている。

協 定 書

地域デザインフォーラム(地域連携研究)

板橋区と大東文化大学は、新しい時代に向けて克服すべき地域社会の課題に挑戦して、心豊かにいきいきと生活できる板橋を創造することを目指して「地域デザインフォーラム(地域連携研究)」を推進いたします。

記

- 1 板橋区は、幅広い区民とのパートナーシップを基本理念として、共同研究を通じた「再生板橋」の創造によって、区民の信頼に応えていきます。
- 2 大東文化大学は、「地域社会に開かれた大学」という使命に基づき、教育研究機能の提供を通じて地域社会への貢献を図ります。
- 3 板橋区と大東文化大学は、この協力関係を地域社会に積極的に広げることにより実りある成果の達成を目指します。

平成 12 年 5 月 18 日

東京都板橋区長

大東文化大学学長

研究体制と研究方法について

板橋区の職員は部長・課長・係長クラスの職員 12 名、大東文化大学の教員は法学部を中心に経済学部、経営学部から当初 11 名でしたが、3 名の教員が研究のために退き、2 名の教員が参加し 10 名となりました。

共同研究の基本的なテーマは、「区民との幅広いパートナーシップを基本理念とした新しい地域社会のあり方について」で、研究期間は平成 12 年 5 月から平成 14 年 3 月 31 日までの 2 年間になります。

体制については、全体の運営等について協議・決定する「全体会」と、研究テーマを設定し、研究を行う「分科会」を設置しました。分科会は、「地域社会Ⅰ」、「地域社会Ⅱ」、「産業振興」の 3 分科会に分かれ、現状の把握、課題の抽出、課題についての整理・研究、解決策について研究を進めました。

平成 13 年 3 月、12 月には、各テーマについて区民の皆さんと共に考えることを目的として「地域デザインフォーラム」、「公開講座」（詳細については別掲）を開催いたしました。

平成 12 年 3 月には、研究の中間報告をまとめ、今回最終報告書として板橋区への提案を行うこととなりました。

地域デザインフォーラムと公開講座の実施

【平成 13 年度】

1. 地域デザインフォーラムの開催

日 時：平成 13 年 3 月 10 日（土） 午後 1 時 30 分～4 時 30 分

ところ：大東文化大学板橋校舎 1 号館 213 教室

(1) 基調講演

テーマ：パートナーシップを基本理念とした地域社会のあり方について

講 師：日本 NPO センター常務理事 山岡義典

(2) シンポジウム

テーマ：魅力ある地域活動からみる新しい地域社会

司 会：大東文化大学法学部教授 中村昭雄

パネリスト：①（鎌倉の会）

②小林保男（神田流神明ばやし）

- ③二宮宗一（株式会社タニタ取締役）
- ④（大東文化大学大学院留学生）
- ⑤（トライアル[板橋区内NPO]）

2. 公開講座の開催

- ① 3月22日（木）18時～20時
 テーマ：市民と市役所の新しい関係
 講師：みたか市民プラン21 会議代表 清原慶子
- ② 3月23日（金） 18時～20時
 テーマ：町工場のIT革命
 講師：(有)メディアハウスA&S 代表取締役 高橋明紀代
- ③ 3月24日（土） 14時～16時
 テーマ：高齢者が老後をどう生きるか
 講師：国際プロダクティブ・エイジング研究所代表取締役 白石正明
- ③ 3月27日（火） 18時～20時
 テーマ：インターネットでワインの全国販売
 講師：(有)ワイナリー和泉屋取締役 新井治彦

【平成14年度】

1. 地域デザインフォーラムの開催

日 時：平成14年12月7日（金） 午後1時～4時
 ところ：大東文化大学板橋校舎 1号館213教室

(1) 基調講演

テーマ：「分権型社会における区市町村の役割と住民意識のあり方」
 講師：諸井 虔

(2) シンポジウム

テーマ：「パートナーシップを基本理念とした地域社会のありかたについて～共同研究の成果から～」

司 会：大東文化大学法学部教授 中村昭雄

パネリスト：「地域社会」 分科会 土岐 寛（大東文化大学）

「高齢者福祉」分科会 東田 親司（大東文化大学）

「産業振興」 分科会 首藤 禎史 (大東文化大学)

佐々木 末廣 (板橋区)

3. 公開講座の開催。

① 3月8日(金) 午後3時～5時

テーマ：まちづくりと地域社会

講師：日本大学文理学部教授 松野弘

② 3月9日(土) 午後2時から4時

テーマ：健常高齢者の実像と福祉行政のあり方

講師：大東文化大学経済学部教授 渡部茂

③ 3月16日(土) 午後1時から3時

テーマ：現代ベンチャービジネスとインキュベーション・システムの課題について

講師：(株)桔梗屋代表取締役 中丸眞治

日本新事業支援機関協議会事務局長代理 梶川義実

④ 3月23日(土) 午後2時から4時

テーマ：板橋区における介護保険の実態と今後の課題

講師：板橋区役所介護保険課長 白石淳

共同研究員名簿

板橋区研究員

氏名	役職名
安井 賢光	健康生きがい部長
佐々木 末廣	教育委員会事務局次長
渡邊 茂	企画部広聴広報課長
森 由子	資源環境部環境保全課長
森 弘	企画部企画調整課企画調整主査
小池 喜美子	企画部企画調整課主査
濱田 由美	総務部総務課法規係主査
相田 治昭	総務部職員課職員研修係長
矢嶋 吉雄	総務部防災課防災計画係長
岩瀬 雄一	資源環境部環境保全課管理係主査
杉谷 明	都市整備部建築指導課審査第一係長
富澤 賢一	監査委員事務局行政監査主査

(平成14年3月現在)

大東文化大学研究員

氏名	役職名(研究分野)
浅野 美代子	法学部法律学科助教授(情報処理)
穴見 明	法学部政治学科教授(行政学)
上遠野 武司	経済学部現代経済学科助教授(産業組織)
黒柳 米司	法学部政治学科教授(国際関係論)
小松 進	法学部法律学科教授(刑法)
首藤 禎史	経営学部経営学科助教授(マーケティング論)
土岐 寛	法学部政治学科教授(都市政治論)
中村 昭雄	法学部政治学科教授(政治過程論)
東田 親司	法学部政治学科教授(公共政策論)
松尾 敏充	経営学部経営学科教授(管理会計)
渡部 茂	経済学部社会経済学科教授(理論経済学)
和田 守	法学部政治学科教授(日本政治思想史)

(平成14年3月現在)

平成 13 年度

地域デザインフォーラム

発行：平成 14 年 3 月 26 日
板橋区総務部職員課職員研修係

刊行物番号

13-164

古紙100%、白色度70%の再生紙を使用しています
(表紙を除く)。